青梅市地域防災計画

（令和６年度修正）

第１部　総則

青 梅 市 防 災 会 議

目　次

第１部　総　則

第１章　地域防災計画の概要 6

第１節　計画の目的および前提 6

１　計画の目的 6

２　計画の前提 6

第２節　計画の位置づけおよび構成 6

１　計画の位置づけ 6

２　計画の構成 7

第３節　計画の習熟 7

第４節　計画の修正 7

第２章　青梅市の概況 8

第１節　青梅市の自然環境 8

１　位置、面積 8

２　青梅市の地形・地質 8

３　断層 10

４　気候 11

第２節　青梅市の社会環境 12

１　人口および世帯 12

２　災害時に支援を要する住民の状況 14

第３節　青梅市の既往災害 15

１　地震 15

２　風水害 16

第４節　市の災害特性 18

第３章　被害想定 19

第１節　地震 19

１　首都直下地震等による東京の被害想定の概要 19

２　立川断層帯による地震が発生した場合の被害状況 22

第２節　風水害等 24

１　水害、土砂災害 24

２　火災 25

第３節　南海トラフ地震 26

１　南海トラフ地震による東京の被害想定の概要 26

第４節　複合災害 26

第５節　大規模事故災害 27

第６節　放射性物質対策 27

１　放射性物質対策の背景 27

２　放射性物質拡散の影響 27

第７節　火山災害 28

１　火山災害対策の背景 28

２　降灰による被害 28
第８節　他地域災害発生時の支援活動計画 28
第４章　青梅市地域防災計画の方向性 29
第１節　計画の基本理念 29
１　第７次青梅市総合長期計画の考え方 29
２　災害に応じた計画設計 29
３　青梅市地域防災計画の基本理念 30
第２節　減災目標 31
第３節　各種施策の概要 35
１　基本的責務と役割 35
２　市民と地域の防災力の向上 35
３　安全なまちづくりの実現 35
４　安全な交通ネットワークおよびライフライン等の確保 35
５　災害活動体制の充実 35
６　災害情報収集伝達体制の確保 35
７　医療救護対策 35
８　帰宅困難者対策 35
９　避難者対策 36
１０　備蓄・供給・輸送対策 36
１１　生活再建対策 36
第４節　計画の全体像 37
第５節　時間軸による施策展開の概要 39
１　発災直後から応急・復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動 39
２　発災直後から 72 時間以内において特に重要な活動 39
３　発災後、４日目以降に重点的に行う活動 39

第１部　総　則

第１章　地域防災計画の概要

第１節　計画の目的および前提

１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、市の地域にかかる災害対策について、国の防災基本計画および東京都地域防災計画にもとづき、必要な事項を定め、市ならびに都、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関（以下、「防災関係機関」という）、市民および事業者が、その有する全機能を有効に発揮するとともに、市域にかかる災害予防、災害応急および災害復旧・復興対策を実施することにより、住民の生命、身体および財産の保護、郷土の保全、都市機能の維持を図ることを目的としている。

２　計画の前提

(1)　国･東京都の動向、市民等の意見の反映

この計画は、災害対策基本法や国の防災基本計画、東京都が公表している「首都直下地震等による東京の被害想定」および「東京都地域防災計画」、その他、様々な機関において分析された阪神・淡路大震災、東日本大震災などの最近の大規模地震などから得た教訓、また、近年の社会経済情勢の変化や市民・市議会の提言などを踏まえ、策定し、必要に応じて修正を行っている。

(2)　自助･共助･公助の連携による減災の観点

それぞれが果たすべき役割を明確にし、連携して、予防・応急・復旧の総合的な防災対策を推進することで、災害による被害を最小限に防ぐ減災の観点を取り入れた。

(3)　女性、高齢者、障がい者等への配慮

被災者の視点に立った防災対策を推進するため、とりわけ、女性やこども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、難病患者、外国人等の要配慮者等に対して配慮し、計画を策定した。

(4)　男女双方の視点に配慮

災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程および防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していく。

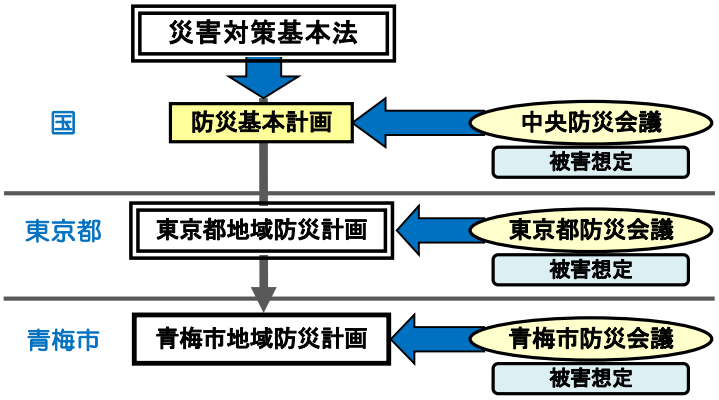
第２節　計画の位置づけおよび構成

１　計画の位置づけ

国が災害対策基本法にもとづき防災基本計画を策定し、都が東京都地域防災計画を、各市区町村がそれぞれの地域防災計画を策定している。

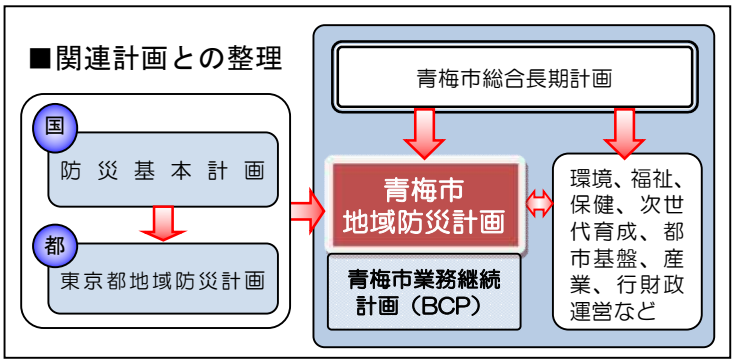
さらに、都は、東日本大震災を始めとした過去の災害を踏まえ、被害の想定を行い、地域防災計画を修正し、国や市区町村、関係機関や都民・事業者等と連携を図りながら、防災対策を進めている。

■ 防災計画の段階【国⇒東京都⇒青梅市】



災害対策においては、国や都との連携が重要となるため、国の防災基本計画や東京都地域防災計画との整合性を図る。

また、市の上位計画である第７次青梅市総合長期計画においては、「豊かな自然と都市機能が調和した持続可能なまち」、「多様性を認め合い、みんなが健やかに暮らせるまち」、「歴史と文化を継承し、人も産業も育むまち」の３つが基本理念として示されている。この理念にもとづき、市の関連する計画との整合性を図るものとする。さらに、この計画は、「青梅市業務継続計画」と連動するものである。



資料編　1-1-1「青梅市防災会議条例」　1-1-2「青梅市災害対策本部条例」

2　計画の構成

構成と主な内容は、次のとおりである。

■計画全体の構成

構　成		主な内容
第1部	総則	○　計画の目的、市の概況、災害特性、被害想定 ○　計画の理念、減災目標および減災に向けた市の取組の総括
第2部	震災編	〔施策ごとに予防・応急・復旧対策を一連化〕 【予防対策】 市および防災関係機関、市民、事業者等が行う予防対策 【応急対策】 災害発生後にとるべき応急対策 【復旧対策】 復旧対策、災害救助法の適用
第3部	風水害編	
第4部	災害復興計画編	○　被災者の生活再建や都市復興を図るための対策
第5部	大規模災害・事故等対応計画編	○　南海トラフ地震の警戒宣言に伴う対応措置計画 ○　大規模事故等の応急対応計画 ○　放射性物質対策応急対応計画 ○　火山噴火灰応急対応計画 ○　他地域災害発生時の支援活動計画

第３節　計画の習熟

市および防災関係機関ならびに市民・事業所等は、平素から訓練その他の方法によりこの計画の習熟に努めるものとする。

第４節　計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定にもとづき、毎年検討を加え、必要があると認める場合は、これを修正する。このため、防災関係機関等は、その所掌する事項について修正を必要とする場合は、市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに計画修正案を提出するものとする。

第２章　青梅市の概況

第１節　青梅市の自然環境

1 位置、面積

青梅市は、東京都の北西部、都心から40～60kmに位置する西多摩地域の拠点都市である。

北は埼玉県飯能市、南はあきる野市と西多摩郡日の出町、東は羽村市、西多摩郡瑞穂町および埼玉県入間市、西は西多摩郡奥多摩町に隣接している。

市域の面積は、103.31 km^2であり、東京都全面積約2,199.93 km^2の約4.7%を占める。

2 青梅市の地形・地質

市の地形は、北部から西部にかけての山地と、北東部および南東部の丘陵地、その丘陵地に挟まれた台地および中小河川沿いの段丘・沖積低地に大別される。

また、市域のほぼ中央を北西から南東方向に流れる多摩川に沿って、河岸段丘が分布する。多摩川以外の主な河川としては、いずれも荒川水系に属する成木川、黒沢川および霞川があり、本市の北東部へと流下している。

地質も西部・北部と東部では大きく異なっており、地形は、その地質と密接に関係している。

(1) 山地

市の西部・北部は関東山地に属する山地部で、多摩川をはさんで北部の高水ー鷹ノ巣山塊と、南部の御岳ー三室山塊がある。高水ー鷹ノ巣山塊は、標高842mの黒山を最高点として、400～800mの山が連なり、御岳ー三室山塊は、市内の最高峰である鍋割山（標高1,084m）など、900～1,200mの山が連なっている。

市の山地には中生代の硬い地層が分布し、層内には石灰岩やチャートなどが挟まっている。段丘面や緩斜面には、ところにより薄く段丘礫層や関東ローム層が覆っている。

(2) 丘陵地

市の丘陵地は、関東山地と武蔵野台地に挟まれた地域に分布する。市域には北から南へ、成木丘陵、富岡丘陵、加治丘陵、草花丘陵が分布している。これらの丘陵地の地層は、新生代第三紀に形成された飯能層である。

各丘陵の山頂部には広く緩斜面が分布しているが、これは、浸食前線が山頂まで到達していないためと思われる。これらの緩斜面の周囲では、下方から河川による浸食が進むと斜面崩壊を起こす危険があり、特に豪雨時には注意が必要である。

(3) 洪積台地

市東部の多摩川と霞川に挟まれて広大な平坦地は武蔵野台地と呼ばれている。その標高はＪＲ青梅線東青梅駅前で約190m、河辺駅北口で約180m、新町・桜株で約166mと緩やかに西から東に傾斜している。また、東青梅の霞川に架かる山城橋の南から、新町の御嶽神社や都農林総合研究センター青梅庁舎（旧畜産試験場）の北を通り、瑞穂町・埼玉県入間市との行政境にかけてなだらかな崖（段丘崖）が東西に走っている。

武蔵野台地は、上位から金子台面、藤橋面、新町面、青梅面、拝島面と呼ばれる５段の層序の関東ローム層で、その下位に沖積段丘がある。

また、成木川や黒沢川に沿っても洪積台地が分布しているが、いずれも、多摩川に沿う台地に比べて分布範囲は狭い。

■洪積台地区分

段丘面	形成年代	地 区	備 考
金子台面	12～10万年前	大門、藤橋・今井	下末吉面相当
藤 橋 面	8～6万年前	藤橋・今井	武蔵野面相当
新 町 面	約1万6千年前	大門、東青梅、新町、河辺、藤橋・今井	立川面相当
青 梅 面	約1万4千年前	青梅	
拝 島 面	約1万年前	長淵	

(4) 沖積段丘

沖積段丘は、最終氷期（約１万年前）以降の海水準上昇期に河床沿いに堆積した砂礫層が、その後の海水準低下による河床面の低下により削られて段丘化したものである。

多摩川に沿っては、上流の沢井地区から下流の河辺地区に至るまで分布する。

黒沢川流域の小曾木地区および成木川流域の成木地区の山地内の谷底平野では、土石流により堆積した砂礫が掃き流されずに段丘化したものが分布する。

(5) 沖積低地

霞川に沿っては、北側の加治丘陵と南側の武蔵野台地との間に狭長な沖積低地が分布している。沖積低地は、主として未固結の砂や泥からなる軟弱な沖積層で構成されている。

沖積層の層厚は、根ヶ布の給食センターで約11.5m、東青梅の市立第四小学校で約3m、市営大門第六住宅で約2m、藤橋の水田地帯で2m前後、今井１丁目で約1.5m前後となっている。この沖積層は、最近の数千年間に霞川の氾濫によって堆積したものである。したがって、洪水時には冠水および浸水する可能性がある。

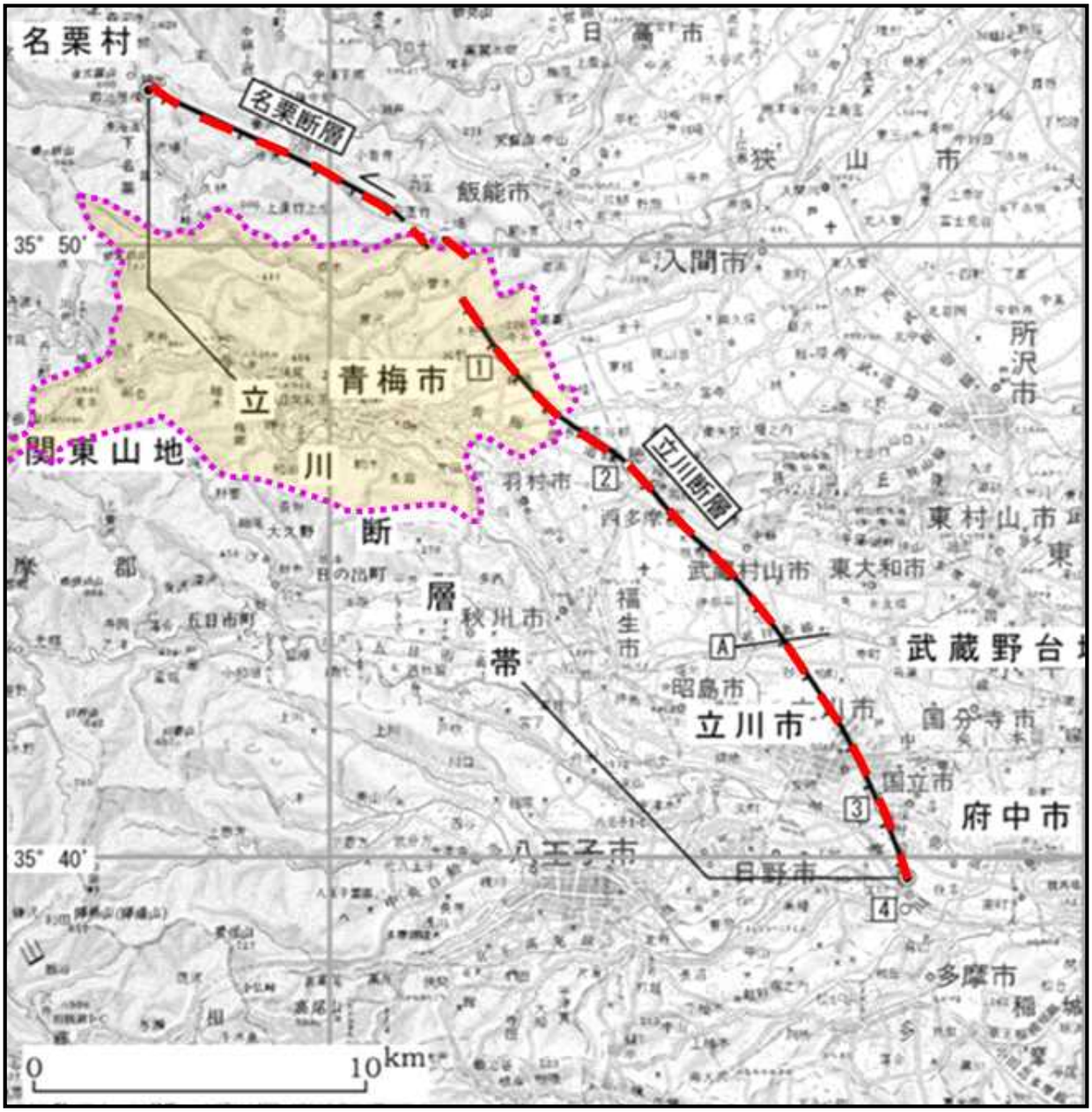
3　断層

本市では、埼玉県飯能市から青梅市、立川市を経て府中市に至る名栗断層と立川断層から構成されている立川断層帯が活断層として確認されている。

全体として長さは約33㎞で、概ね北西－南東方向に延びており、小曾木、藤橋、今井を横切っている。

また、市内および周辺地域では、北小曾木断層、武蔵五日市断層などがあるが、活断層としては認められていない。

■立川断層帯



資料：「地震調査研究推進本部」資料

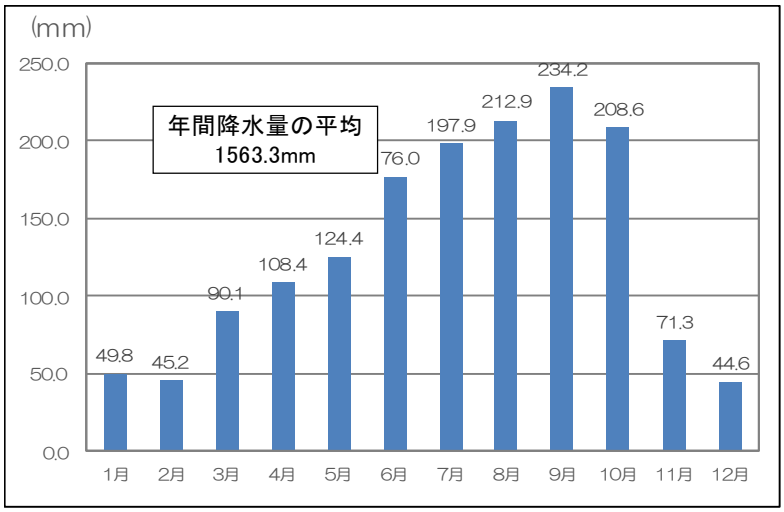
4　気候

(1) 降水量

1991（平成3）年～2020（令和2）年までの30年間の平均値をみると、年間降水量の平均は約1,563㎜となり、８月～１０月に集中し、12月から２月は少ない。10年間毎の年間降水量の平均値をみると、降水量は増加しており、2011（平成23）年～2020（令和2）年では約1,586㎜となっている。

また、土砂災害や浸水害が発生するような１時間あたり50㎜以上の非常に激しい雨が観測された日は、１９７６年以降に、１０日あった。

■1991 年～2020 年までの月毎の平均降水量



■日および時間降水量記録
（1976.1～2023.10）

	日降水量 (㎜)	日最大1時間降水量 (㎜)
1位	384.5 (2019/10/12)	107.5 (2016/8/22)
2位	274 (1999/8/14)	86 (1992/7/24)
3位	264.5 (2016/8/22)	68.0 (2019/8/19)
4位	228 (1982/9/12)	64 (1981/7/21)
5位	213.5 (2014/6/6)	63 (1999/8/24)
6位	202.5 (2015/7/16)	59 (1992/7/15)
7位	200.0 (2011/7/19)	57 (1992/6/20)
8位	199 (1982/8/1)	56.0 (2010/7/5)
9位	195 (1990/9/30)	55.0 (2008/8/28)
10位	192 (2002/8/19)	54 (1986/9/13)

資料：気象庁（観測地点：青梅市新町）

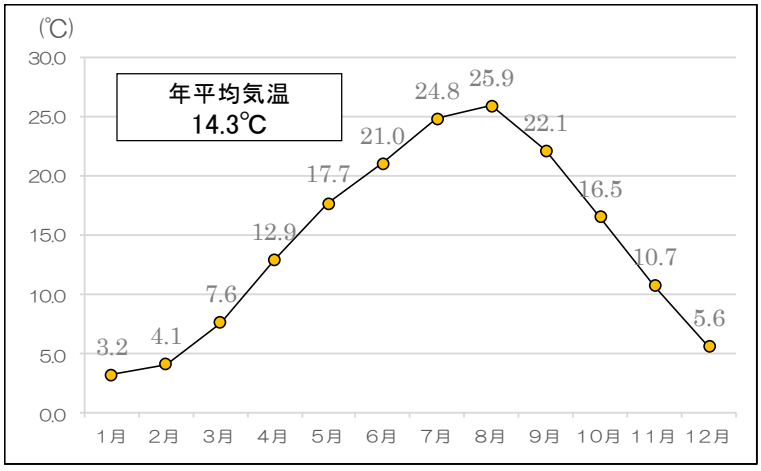
■10 年間毎の年間降水量の平均値

統計期間	降水量（mm）
1991-2000	1,538.0
2001-2010	1,565.7
2011-2020	1,586.2

(2) 気温

1991（平成3）年～2020（令和2）年までの年平均気温は14.3℃となり、７月・８月が高く、１月・２月が低い。10年間毎の年平均気温をみると、気温は上昇しており、2011（平成23）年～2020（令和2）年では14.7℃となっている。

■1991 年～2020 年までの月毎の平均気温



■10 年間毎の年平均気温

統計期間	平均気温（℃）
1991-2000	14.0
2001-2010	14.3
2011-2020	14.7

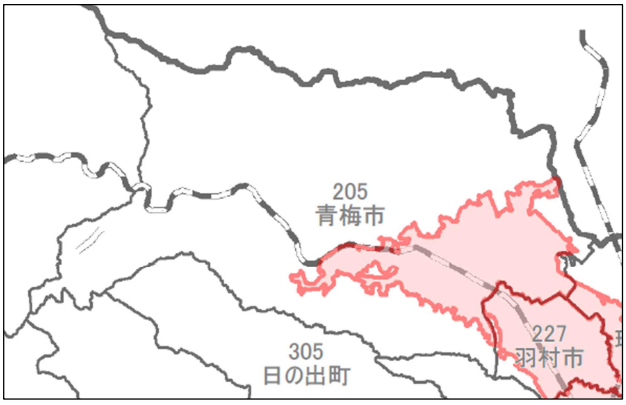
資料：気象庁（青梅観測所）

第２節　青梅市の社会環境

1　人口および世帯

(1) 地区別人口

■人口集中(DID)地区　令和2年国勢調査



青梅市の人口は、令和５年1月1日現在、130,274人となり、５年前よりも減少しているが、地区別にみると、大門地区では増加している。また、令和２年国勢調査によると、市人口の８割近くが東部の人口集中地区に集中している。

地区別の年齢構成をみると、大門地区、新町地区では高齢化率が低いが、小曾木地区や成木地区などでは高齢化率が５割強に上り、地域の差異が広がってる。

このように、人口が集中している東部地域では避難所や備蓄品の不足など、大規模災害発生時にはさまざまな混乱が生じる可能性があるとともに、地域コミュニティの災害対応力の不足なども懸念される。一方、主に丘陵地、山地から成る西部・北部は、人口減少や高齢化が進んでいるため、避難の際の孤立化防止対策や災害時要配慮者への配慮について検討していく必要があるなど、災害対策に当たっては、地域の特性を十分に踏まえていかなければならない。

■地区別の人口

	住民基本台帳人口（各年1月1日現在）									国勢調査人口			
	H30年	R5	年少人口		生産年齢		老齢人口		地区別	R2年10月1日現在			
			14歳以下		15～64歳		65歳以上			計	人口集中(DID)地区※2		
	(人)	ⓐ (人)	ⓑ (人)	ⓑ/ⓐ (%)	ⓒ (人)	ⓒ/ⓐ (%)	ⓓ (人)	ⓓ/ⓐ (%)	(%)	ⓔ (人)	ⓕ (人)	ⓕ/ⓔ (%)	地区別 (%)
青　梅	10,788	10,012	851	8.5	5,425	54.2	3,736	37.3	7.7	10,057	8,686	86.4	8.2
長　淵	20,796	19,617	1,791	9.1	11,106	56.6	6,720	34.3	15.1	20,400	17,476	85.7	16.6
大　門	21,261	21,387	2,764	12.9	13,109	61.3	5,514	25.8	16.4	21,683	19,991	92.2	18.9
梅　郷	10,474	9,983	913	9.1	5,496	55.1	3,574	35.8	7.7	9,923	2,631	26.5	2.5
沢　井	3,451	3,129	211	6.7	1,588	50.8	1,330	42.5	2.4	3,149			
小曾木	3,746	3,191	135	4.2	1,387	43.5	1,669	52.3	2.4	4,021			
成　木	1,758	1,527	84	5.5	674	44.1	769	50.4	1.2	2,045			
東青梅	15,524	15,268	1,347	8.8	8,813	57.7	5,108	33.5	11.7	15,023	13,024	86.7	12.3
新　町	20,649	20,416	2,404	11.8	13,412	65.7	4,600	22.5	15.7	21,016	20,867	99.3	19.8
河　辺	15,574	15,062	1,240	8.2	9,120	60.6	4,702	31.2	11.6	15,033	15,033	100.0	14.2
今　井	11,227	10,682	1,077	10.1	6,075	56.9	3,530	33.0	8.2	11,185	7,883	70.5	7.5
合　計	135,248	130,274	12,817	9.8	76,205	58.5	41,252	31.7	100.0	133,535	105,591	79.1	100.0

資料：住民基本台帳、国勢調査

※1．小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合がある。

※2．「人口集中(DID)地区」は、国勢調査に関する用語であり、総務省統計局では、原則として国勢調査基本単位区において、1）人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、2)それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有するこの地域を「人口集中地区」としている。

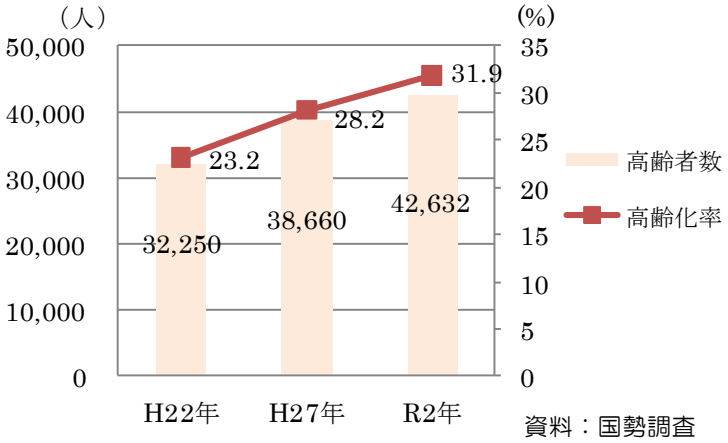
(2) 世帯および人口動態

本市の一般世帯数は増加しており、令和2年は56,354世帯となっている。一般世帯の内訳は、核家族世帯が６割弱で、単独世帯と合わせると９割強となり、核家族化・小家族化が進んでいる。

高齢者の一人暮らしや夫婦のみの世帯も大きく増加しており、災害時に支援が必要と考えられる。

このような世帯および人口構成の質的変化のため、家庭や地域のつながりを深めながら個人ならびに地域の防災力の向上を図ることが重要となっている。

■高齢者および高齢化率の推移



資料：国勢調査

■世帯数の推移

		一般世帯数 ※1	核家族世帯	単独世帯	うち 65 歳以上	（再掲）高齢夫婦世帯 ※2
H17年	世帯	52,090	32,804	14,471	3,172	4,100
	割合（%）	100.0	63.0	27.8	6.1	7.9
H22年	世帯	52,352	33,386	14,333	3,996	5,385
	割合（%）	100.0	63.8	27.4	7.6	10.3
H27年	世帯	54,196	33,870	16,166	5,561	6,894
	割合（%）	100.0	62.5	29.8	10.3	12.7
R2年	世帯	56,354	33,562	19,099	7,412	7,825
	割合（%）	100.0	59.6	33.9	13.2	13.9

※1 一般世帯数：核家族世帯、単独世帯、その他の親族世帯、非親族世帯の総数　　資料：国勢調査
※2 高齢夫婦世帯：夫 65 歳以上妻 60 歳以上の夫婦 1 組のみの一般世帯

■人口動態　　（単位：人）

	自然動態			社会動態		
	出生数	死亡数	自然増加数	転入数	転出数	増減数
H 17年	1,083	1,338	△255	5,355	5,148	207
H 22年	907	1,411	△434	4,883	4,262	621
H 27年	786	1,547	△761	4,127	3,939	188
R2年	585	1,759	△1,174	3,592	3,487	105

資料：住基台帳

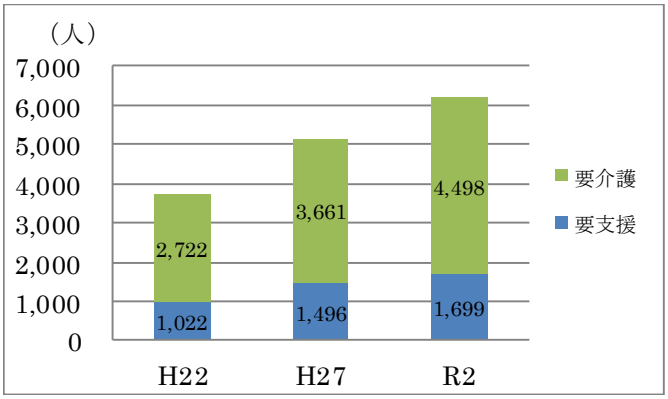
2　災害時に支援を要する住民の状況

(1)　要介護(要支援)認定者の状況

要介護（要支援）認定者総数は増加し、令和2年度は6,197人となり、総人口の約4.7%となっている。

今後も高齢者数の増加、特に後期高齢者の増加により、要介護（要支援）認定者総数の増加が見込まれており、災害時の支援策の充実が求められる。

■要介護(要支援)認定者総数の推移(各年 9 月末現在)

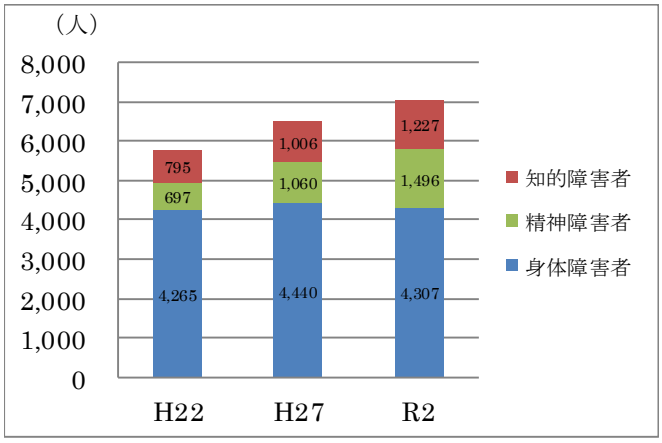


資料：青梅市介護保険事業計画

(2)　障がい者の状況

令和2年度末現在で、障害者手帳の交付を受けている身体障がい者は4,307人、知的障がい者は1,227人、精神障がい者は1,496人で、合計7,030人となり、平成27年から524人増加している。

■障害者手帳の所持者数

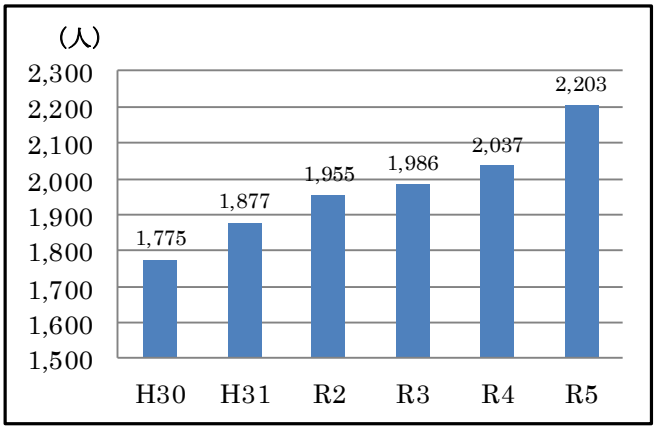


資料：行政報告書

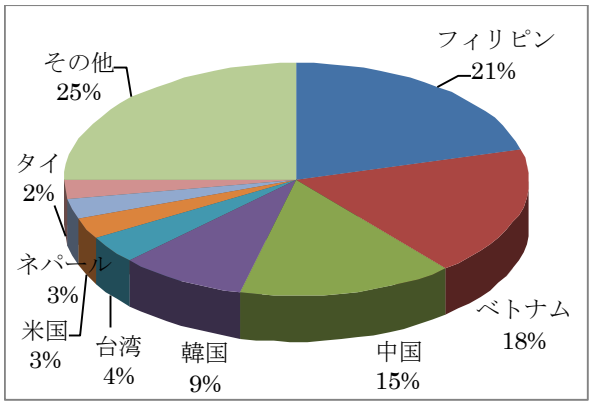
(3)　外国人の状況

外国人人口は、令和５年１月１日現在、2,203人となっている。国別に割合をみると、フィリピンが21%、ベトナムが18%、中国が15%、韓国が9%となっている。様々な言語や文化、生活習慣が異なる住民が在住している様子がうかがえる。

■外国人人口の推移(各年1月1日現在)



■国別の割合(令和5年1月1日現在)



資料：住民基本台帳

第３節　青梅市の既往災害

1 地震

本市では、これまでに地震による大きな被害の発生は確認されていないが、明治40年（1907）年11月22日、平成６(1994)年12月19日に市内を震央とする地震が発生している。

また、平成23（2011）年３月11日に発生した地震では、福島第一原子力発電所事故によって、放射性物質が広範囲に拡散したことによる対策や計画停電の対応など、本市においても様々な混乱が生じることとなった。

■明治以前に東京で被害をもたらしたと考えられる地震

発生年月日	地域（名称）	マグニチュード	主な被害
弘仁９（818）年	北関東	7.5以上	
元慶２(878)年11月１日	(相模・武蔵地震)	7.4	
慶長９(1605)年２月３日	（慶長地震）	7.9前後	南海沖(南海トラフ)単独地震説と南海沖と房総沖の連動地震説などがあり
元和１(1615)年６月26日	（江戸地震）	6.0以上	
正保４(1647)年６月16日	武蔵・相模	6.5	
慶安２(1649)年7月30日	(武蔵・下野地震)	7.1	
元禄16(1703)年12月31日	(元禄(関東)地震)	8.1	
天明２(1782)年８月23日	(天明小田原地震)	7.0	
文化９(1812)年12月７日	武蔵・相模	6.0	
安政２(1855)年11月11日	((安政)江戸地震)	7.0～7.1	

■明治以降の主な地震

発生年月日	震　央	マグニチュード	備　考
明治24(1891)年12月24日	山中湖	6.4	
明治25(1892)年6月3日	東京湾北部	6.2	
明治27(1894)年6月20日	東京湾北部	7.0	（明治）東京地震
明治39(1906)年2月24日	東京湾	6.4	
明治40(1907)年11月22日	青梅市西部	6.0	
大正7(1918)年6月26日	上野原・丹沢付近	6.3	
大正11(1922)年4月26日	浦賀水道	6.4	
大正12(1923)年9月1日	関東南部	7.9	関東地震（関東大震災）
大正12(1923)年9月1日	山梨県南東部	6.7	
大正12(1923)年11月5日	八王子市北部	6.3	
大正13(1924)年1月15日	丹沢山麓	7.3	関東地震の余震と考えられる
昭和４(1926)年８月３日	羽田沖	6.2	
昭和4(1929)年7月27日	丹沢付近	6.1	
昭和5(1930)年11月26日	伊豆北部	7.0	
昭和6(1931)年6月17日	多摩北部	6.3	
昭和6(1931)年9月16日	神奈川・山梨県境	6.3	
昭和6(1931)年9月21日	埼玉県中部	7.0	西埼玉地震
昭和26(1951)年1月9日	千葉県中部	6.2	
昭和31(1956)年2月14日	東京湾北部	6.0	
昭和31(1956)年9月30日	千葉県中部	6.5	
昭和43(1968)年7月1日	埼玉県中部	6.1	
昭和54(1979)年5月5日	秩父市付近	4.7	
昭和55(1980)年6月29日	伊豆半島中部沿岸	6.7	
昭和55(1980)年9月25日	千葉中部	6.1	
昭和58(1983)年2月27日	茨城南部	6.0	

発生年月日	震 央	マグニチュード	備 考
昭和58(1983)年8月8日	神奈川・山梨県境	6.0	
昭和62(1987)年12月17日	千葉県東方沖	6.7	千葉県東方沖地震
昭和63(1988)年3月18日	東京都東部	6.0	
昭和63(1988)年9月5日	山梨県東部	5.6	
平成6(1994)年12月19日	青梅市	4.4	
平成10(1998)年12月1日	多摩西部	2.6	青梅市の震度2
平成12(2000)年7月15日	新島・神津島近海	6.3	青梅市の震度2
平成12(2000)年7月21日	茨城県沖	6.4	青梅市の震度2
平成17(2005)年7月23日	千葉県北西部	6.0	青梅市の震度3
平成17(2005)年10月19日	茨城県沖	6.3	青梅市の震度2
平成19(2007)年5月6日	多摩西部	2.9	青梅市の震度1
平成19(2007)年6月28日	多摩西部	4.1	青梅市の震度3
平成21(2009)年8月11日	駿河湾	6.5	青梅市の震度3
平成23(2011)年3月11日	三陸沖	9.0	青梅市の震度4 東北地方太平洋沖地震
平成23(2011)年3月11日	茨城県沖	7.6	青梅市の震度3
平成23(2011)年3月15日	静岡県東部	6.4	青梅市の震度3
平成23(2011)年4月7日	宮城県沖	7.2	青梅市の震度3
平成23(2011)年4月11日	福島県浜通り	7.0	青梅市の震度3
平成23(2011)年8月1日	駿河湾	6.2	青梅市の震度3
平成24(2012)年12月7日	三陸沖	7.3	青梅市の震度3
平成25(2013)年3月8日	東京都23区	3.5	青梅市の震度1
平成25(2013)年7月12日	多摩東部	2.9	青梅市の震度１
平成29(2017)年9月11日	多摩西部	3.9	青梅市の震度２
令和2(2020)年6月6日	東京都23区	3.7	青梅市の震度1
令和3(2021)年2月13日	福島県沖	7.3	青梅市の震度3
令和3(2021)年12月29日	東京都23区	3.4	青梅市の震度１
令和4(2022)年5月3日	多摩東部	4.6	青梅市の震度２
令和4(2022)年3月16日	福島県沖	7.4	青梅市の震度3

※平成18年までの記録は、一般に被害を生じるマグニチュード6以上のもの、震央が青梅市付近のものとした。

平成19年からの記録は、東京都内を震源とし青梅市内で震度1以上を記録したもの、またはマグニチュード6以上かつ青梅市で震度3以上を記録した地震とした。

2 風水害

本市に被害をもたらした昭和33年台風22号（狩野川台風）以降の主な風水害は、次のとおりである。沖積低地においては冠水および浸水しやすいために水害の発生が多くみられており、山地・丘陵地においては、土砂災害の発生が多い。

■近年の主な風水害

発生年月日	災害要因	主な被害内容
昭和33(1958)年 9月26日～27日	台風22号 (狩野川台風)	床下浸水27棟 崖崩れ3件
昭和34(1959)年 8月14日	台風7号	家屋倒壊1棟 床下浸水2棟 崖崩れ4件
昭和34(1959)年 9月26日～27日	台風15号 （伊勢湾台風）	家屋被害2,594棟 堤防決壊1件 崖崩れ7件
昭和41(1966)年 9月25日	台風26号 （災害救助法適用災害）	全壊120棟 半壊287棟 破損1,142棟 床上浸水3棟 床下浸水13棟 土砂崩れ9件 山地崩壊15件

発生年月日	災害要因	主な被害内容
昭和49(1974)年 8月31日 ～ 9月 1日	台風16号	家屋流失1棟 損壊4棟 床上浸水7棟 床下浸水122棟 土砂崩れ59件 崖崩れ34件
昭和51(1976)年 9月 9日～13日	台風17号	家屋被害1棟 土砂崩れ1件 崖崩れ1件
昭和52(1977)年 7月22日	集中豪雨	床下浸水27棟 崖崩れ5件 土砂堆積4件
昭和54(1979)年 5月23日	集中豪雨	宅地浸水44件
昭和54(1979)年10月19日	台風20号	家屋被害11棟（うち住家3棟） 床下浸水25棟 崖崩れ20件
平成 2(1990)年 9月19日～20日	台風19号	浸水等1件
平成 2(1990)年 9月30日	台風20号	床下浸水2棟 土砂崩れ4件 土砂流出3件
平成 3(1991)年 7月24日	大 雨	床下浸水1棟
平成 3(1991)年 8月20日	台風12号	床下浸水1棟 土砂崩れ3件 土砂流出2件
平成 4(1992)年 7月15日	大 雨	床下浸水2棟 土砂流出1件
平成 8(1996)年 9月22日	台風17号	住宅被害1棟 崖崩れ1件 土砂流出1件
平成10(1998)年 7月30日	大 雨	床下浸水3棟 土砂崩れ
平成10(1998)年 8月28日～30日	大 雨	床下浸水1棟 土砂崩れ3件
平成10(1998)年 9月16日	台風5号	床下浸水3棟 崖崩れ3件
平成11(1999)年 8月14日	大 雨	床上浸水1棟 床下浸水8棟、 土砂崩れ･崖崩れ29件
平成11(1999)年 8月24日	大 雨	床上浸水4棟 床下浸水5棟
平成12(2000)年 7月 7日	台風3号	床下浸水1棟 残土崩落1件 土砂流出2件
平成14(2002)年 7月10日	台風6号	床上浸水1棟 崖崩れ2件、残土崩落2件 土砂流出4件
平成14(2002)年10月 1日	台風21号	床上浸水1棟 崖崩れ2件
平成15(2003)年 8月15日	集中豪雨	建物一部損壊1棟
平成15(2003)年 7月25日	大 雨	床下浸水1棟 崖崩れ1件
平成15(2003)年 8月 8日	台風10号	床下浸水1棟 崖崩れ4件 土砂流出1件
平成16(2004)年 9月29日	台風21号	土砂流出1件
平成16(2004)年10月 9日	台風22号	土砂崩れ4件 土砂流出2件
平成16(2004)年10月20日・21日	台風23号	土砂崩れ2件
平成17(2005)年 7月25日～27日	台風7号	土砂崩れ2件
平成17(2005)年 8月25日・26日	台風11号	土砂崩れ2件
平成18(2006)年10月 6日	大 雨	土砂崩れ2件
平成19(2007)年 9月 6日～7日	台風9号	床上・床下浸水各1棟、土砂崩れ・土砂流出6件
平成23(2011)年 7月20日	台風6号	土砂崩れ4件
平成23(2011)年 9月21日	台風15号	土砂崩れ・土砂流出5件
平成26(2014)年 2月8日・9日	大 雪	道路の通行止め、停電、倒木
平成26(2014)年 2月14・15日	大 雪	道路の通行止め、建物損壊
平成26(2014)年 6月5日～10日	大 雨	土砂崩れ12件
平成27(2015)年 9月9日	台風18号	土砂崩れ1件
平成28(2016)年 8月22日	台風9号	床上浸水90棟、床下浸水76棟、土砂崩れ、倒木
平成29(2017)年10月22日～23日	台風21号	床上浸水1件、床下浸水3件 土砂崩れ・土砂流出10件
令和元(2019)年10月11日～12日	台風19号 （災害救助法 適用災害）	床上浸水12件、床下浸水16件 土砂崩れ、倒木、溢水、冠水

第４節　市の災害特性

青梅市では、東部の平地から西部にかけて丘陵地・山地と変化し、地質も西部・北部と東部とでは大きく異なり、自然的特性も大きく異なる。丘陵地・山地では土砂災害の危険性があり、東部では立川断層による地震が発生した場合に、大きな揺れに伴う被害が発生する恐れもある。

社会的には高齢化や核家族化などが進んでおり、災害時に支援を要する高齢者等も増加している。また、地域によっては人口が増加しているところがある一方、人口減少および高齢化が進む地域など、地域により様々な災害リスクを有している。

そのため、地域防災計画の策定に当たっては、想定外の事態を最小限に防ぐため、これまでの青梅市の地理的条件や災害履歴、また、近年の社会的特性などを踏まえていく必要がある。

■青梅市地域特性の概要

北部、西部、南部

★主に山地、丘陵地から成り、急傾斜地崩壊や土石流などによる土砂災害警戒区域等が多数ある。

★高齢化率が高く、災害時要配慮者対策の強化が必要。

★山間集落では土砂災害などにより孤立化するおそれがある。

東部

★立川断層帯による地震被害想定では、震度6強から、一部では震度7の強い揺れが生じるおそれがある。

★人口が集中している地域のため、大規模災害ではライフラインの損害や火災延焼などにより、大きな混乱が生じるおそれがある。

★東部地区においては、転入者が多いため、地域コミュニティの強化が必要。

★帰宅困難者が多数発生するおそれがある。



青梅・梅郷・沢井地区

★観光スポットが多数あるため、観光客に対する安全確保対策の充実が求められる。

多摩川（友田付近）・霞川

★河川の氾濫によって、洪水時には冠水および浸水するおそれがある。

第３章　被害想定

第１節　地震

1　首都直下地震等による東京の被害想定の概要

平成23年に発生した東日本大震災では、従来の災害の概念に収まらない未曾有の大災害であり、震源から遠く離れた都内においても、液状化現象や多数の帰宅困難者の発生といった被害がもたらされたことから、東京都では、平成18年5月に公表した被害想定を見直し、平成24年４月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。

さらに、前回被害想定から約10年が経過するなか、住宅の耐震化や不燃化対策などの取組の進展、高齢化や単身世帯の増加など都内人口構造の変化、南海トラフ巨大地震の発生確率の上昇など、東京を取り巻く環境が変化していることから、東京都では、客観的なデータや最新の科学的知見にもとづき被害想定の見直しを行い、令和４年５月、「首都直下地震等による東京の被害想定」を新たに公表した。

(1) 想定地震

新たな被害想定では、下表の８地震が想定地震となった。

■被害想定の見直しの概要

想定地震	規模	選定理由等
都心南部直下地震 多摩東部直下地震	M7.3	●被害が大きく首都中枢機能への影響や、新幹線や空港等の交通網の被害、木造住宅密集地帯の火災延焼の観点から選定 ●多摩地域に大きな影響を及ぼす恐れのある地震として選定
都心東部直下地震 都心西部直下地震 多摩西部直下地震		●プレート内地震は、都内のどこでも起こり得るため震度分布を提示
立川断層帯地震	M7.4	●多摩地域に大きな影響を及ぼす恐れのある断層帯地震として選定
大正関東地震	M8クラス	●当面発生する可能性は低いが、今後百年先頃には地震発生の可能性が高くなっていると考えられる地震
南海トラフ巨大地震	M9クラス	●島しょ地域への津波の影響が大きいと考えられるとともに、内陸部では長周期地震動による被害が発生する恐れがある地震として選定

(2) 想定するシーン

時間帯や季節によって、人的被害や火災の発生など、発生する被害の様相も変化するため、被害想定においては、３種類の特徴的な基本シーン（季節・時刻）の設定がなされている。

また、火災などの発生規模は風速によるところが大きく、人的被害や建物被害にも大きな影響が及ぶため、各基本シーンにおいて風速４m/s、風速８m/sの被害想定が行われている。

■想定するシーン（季節・時刻）

基本シーン	想定される被害の特徴
①冬 朝5時	• 阪神・淡路大震災と同じ発生時間帯。 • 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。 • オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
②冬 昼12時	• オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、看板等の落下物等による被害の危険性が高い。 • 外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。 • 住宅内滞留者は１日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。
③冬 夕18時	• 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる。 • オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅や飲食のため滞留者が多数存在する。 • ビル倒壊や看板等の落下物等により被災する危険性が高い。 • 鉄道、道路はほぼラッシュ時に近い状況で、人的被害や交通機能支障による影響が大きい

(3) 青梅市において想定される8地震の影響

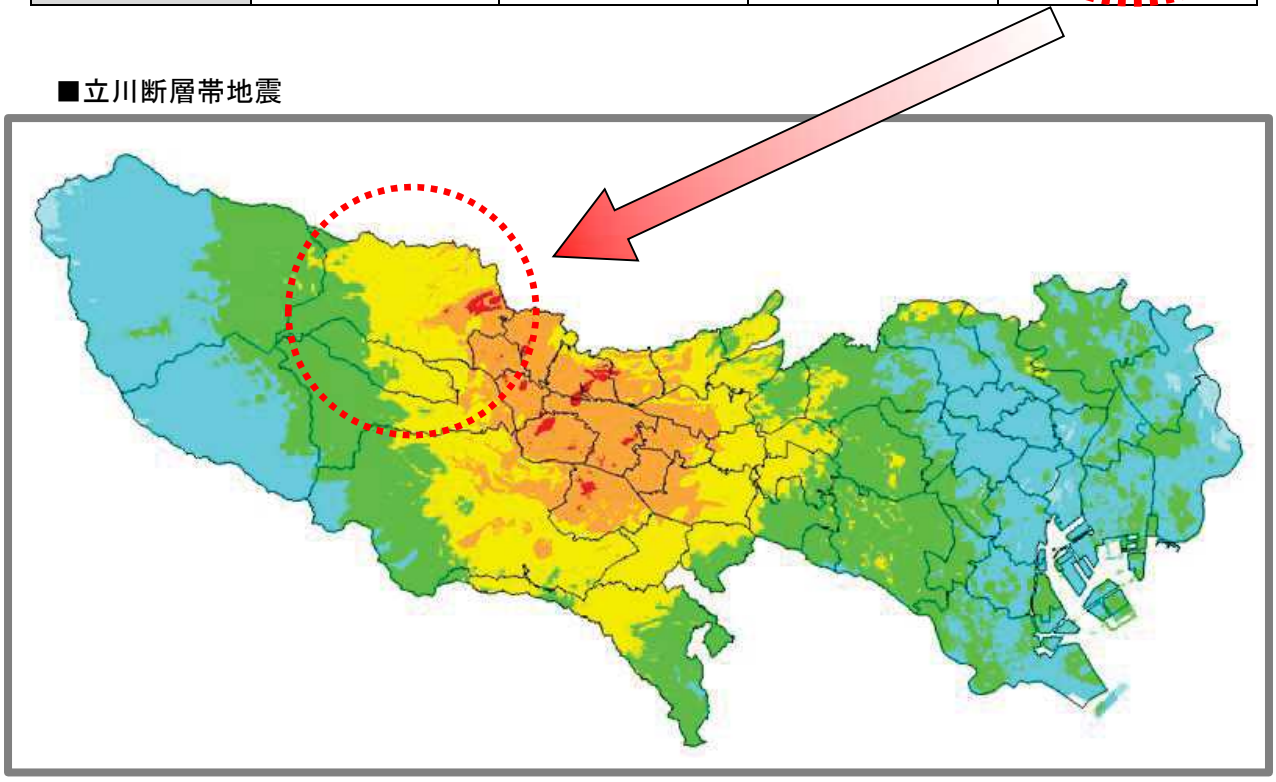
本市では、８つの想定地震の中で、立川断層帯の地震による揺れが最も大きく、市の南東部では震度６強、一部地域では震度７の強い揺れが生じることが予想されている。続いて、多摩東部直下地震および多摩西部直下地震においては最大震度６強と予測されている。

■マグニチュードおよび最大震度の予測

	都心南部直下地震	多摩東部直下地震	都心東部直下地震	都心西部直下地震
マグニチュード	7.3	7.3	7.3	7.3
本市の最大震度	６弱	６強	６弱	６弱

	多摩西部直下地震	南海トラフ巨大地震	大正関東地震	立川断層帯地震
マグニチュード	7.3	9.0	８クラス	7.4
本市の最大震度	６強	５強	６弱	7

■立川断層帯地震



出典：首都直下地震等による東京の被害想定

（%）

青梅市の震度別面積率	震度7	震度6強	震度6弱	震度5強以下
立川断層帯地震	2.4	15.9	62.9	18.7
多摩東部直下地	0.0	6.1	36.0	57.9

2 立川断層帯による地震が発生した場合の被害状況

資料編 1-1-3「被害想定」

本市で最も地震の揺れが大きいと予測される立川断層帯の地震が冬の朝5時、風速8m/sという条件下で発生した場合、負傷者は960人、死者も91人に上ると考えられ、その他にも、建物の倒壊や急傾斜地崩壊、上下水道を始めとするライフライン施設の被害、帰宅困難者の発生など、さまざまな被害、混乱が生じると考えられる。

しかし、これらの被害想定は、大きな不確定要素が伴う自然現象にかかる仮定にもとづいているために、その信頼度には一定の限界があるので、この結果のみにとらわれることなく、いかなる条件下においても被害を最小限にとどめられるよう、耐震化・不燃化および家具類の転倒・落下防止などの予防対策や、災害状況に応じて機動的に対応できるような応急対策の構築を図ることが重要である。

また、立川断層帯の地震は、国の地震調査研究推進本部では、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）に伴い地震発生確率が高くなっている可能性が指摘されており、早急な対策の充実が求められる。

(1) 人的被害

冬・朝5時に地震が発生した場合の被害が最も大きく、その主な原因は揺れによる建物被害であり、死者91人、負傷者960人、そのうち重症者は116人に上ることが予測されている。災害時要配慮者については、死者は56人となるものと想定される。

(2) 建物被害

地震火災による焼失棟数は、冬の夕方18時が最も多く、769棟となる。

また、火災以外の建物被害は、全壊1,297棟、半壊3,333棟となり、多摩東部直下地震の全壊466棟を大きく上回る。今回の被害想定では、揺れによる被害が多数発生すると考えられている。

(3) ライフライン

本市では、電力、通信、上下水道等のライフラインの被害が想定されている。阪神・淡路大震災以降に発生した既往地震災害時に要した復旧時間は、電力で１週間程度、通信で２週間程度、上水道および下水道は１カ月以上である。また、携帯電話の不通も若干想定されている。

ガスについては、本市の被害は予想されていないが、都市ガス設備被害で1～2週間（最大でも１月）程度復旧に時間を要すると考えられている。また、東日本大震災の被災地では、都市ガス施設の被災に加え、LPGのボンベが津波で流され、ガスが噴出し、炎上爆破などを起こしている。また、流通網と供給基地自体が被災し、広範囲の機能停止や管路が寸断され、速やかな復旧には至らないケースが見られた。

(4) 避難者および帰宅困難者

① 避難者

避難者数は夜間人口にもとづき想定しており、冬の夕方18時で19,511人に上る。

② 帰宅困難者

帰宅困難者は自宅までの距離が遠くなるほど徒歩帰宅が困難になるという考え方によると、滞留者（約１１万８千人）のうち10,665人に上る。

(5) 震災廃棄物

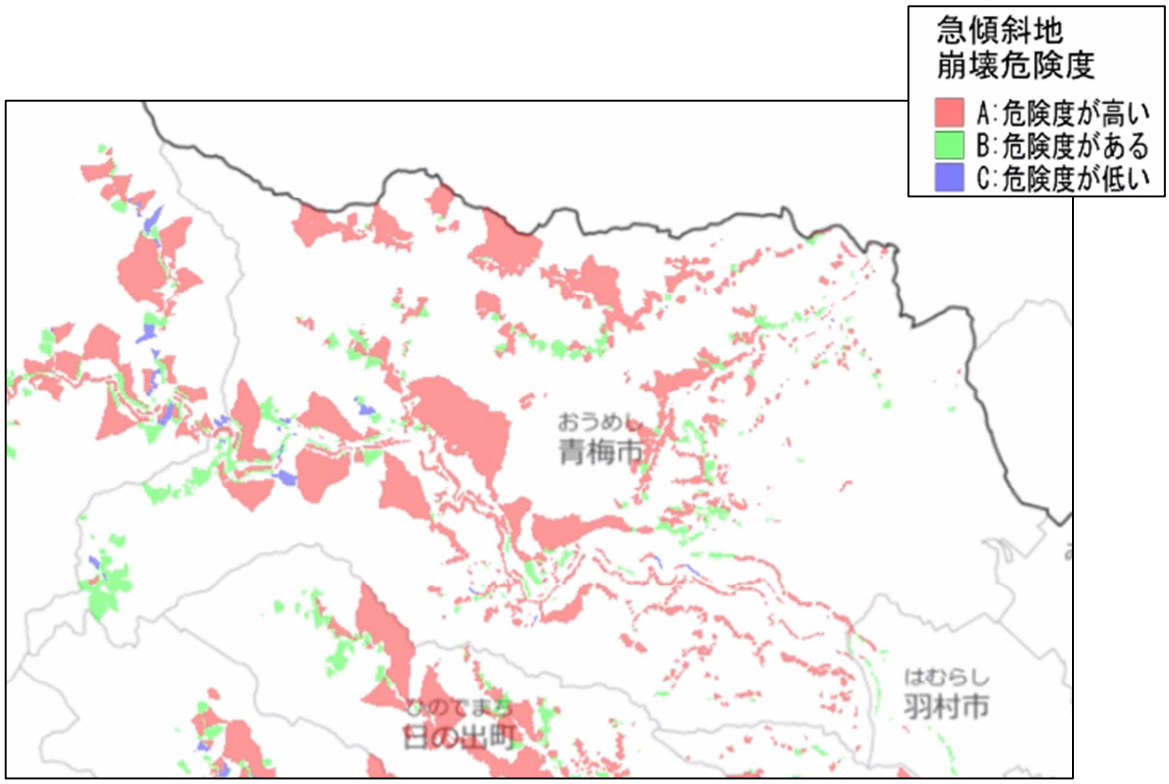
最大の被害が出るのは、冬・夕方18時、風速８m/sで、重量は３４万tになると想定される。東日本大震災では、災害廃棄物の処理について大きな問題となり、復興計画にも影響を及ぼすものとなっている。

(6) 急傾斜地崩壊危険箇所等

急傾斜地崩壊危険箇所は、東部を除くほぼ全域に分布している。

これらの中には、人的被害および建物被害に影響を及ぼすものもある。これまで、地盤災害については、地震で急傾斜地のがけ崩れや落石が発生しやすいことは認識されていたが、近年では、地すべりが発生するケースも多く見られる。

■立川断層帯地震（M7.4）の急傾斜地崩壊危険度ランク



(7) その他

① 閉じ込めにつながり得るエレベーター

エレベーターに関する被害では、管制運転等による停止を除いた閉じ込めにつながり得るエレベーターの停止は冬・夕方18時、風速８m/ｓのケースで３３台と予想されている。

② 自力脱出困難者

自力脱出困難者は最大３９６人となるものと想定される。

第２節　風水害等

１ 水害、土砂災害

本市で水害の発生が予想される主な気象現象は、梅雨前線や秋雨前線、台風および発達した積乱雲による大雨である。特に、台風や低気圧の影響で前線の活動が活発化すると、記録的な大雨となるおそれがある。

近年は、日本各地で局地的な短時間集中豪雨による被害が多発している。本市では、2019年（令和元年）10月11日から12日にかけて台風第19号の影響による豪雨で土砂災害が発生している。

この時の市内の1日最大降水量は、市役所で437㎜、梅郷市民センターで541㎜、沢井市民センターで582㎜、御岳山で527㎜、小曾木市民センターで437㎜、今井市民センターで389㎜を観測した。

山地や丘陵地には、急傾斜地や土石流など、土砂災害の発生のおそれのある場所も多いため、台風・集中豪雨の際には大きな被害が発生すると考えられる。一方、沖積低地では冠水および浸水しやすいために水害の発生のおそれがある。

■日および時間当たりの最大降水量の記録

	1981～1990	1991～2000	2001～2010	2011～2020	2021～2023
1日の最大降水量が200㎜以上の日数(日)	1	1	0	5	0
1時間当たりの最大降水量が50㎜以上の日数(日)	2	4	2	2	0

気象庁(青梅観測所)

(1) 水害

青梅市災害環境基礎調査（平成10年３月）によると、家屋被害、浸水・冠水等の被害は、大門、新町、今井地区等の市東部地区に多く、長淵、小曾木地区がそれに続いている。

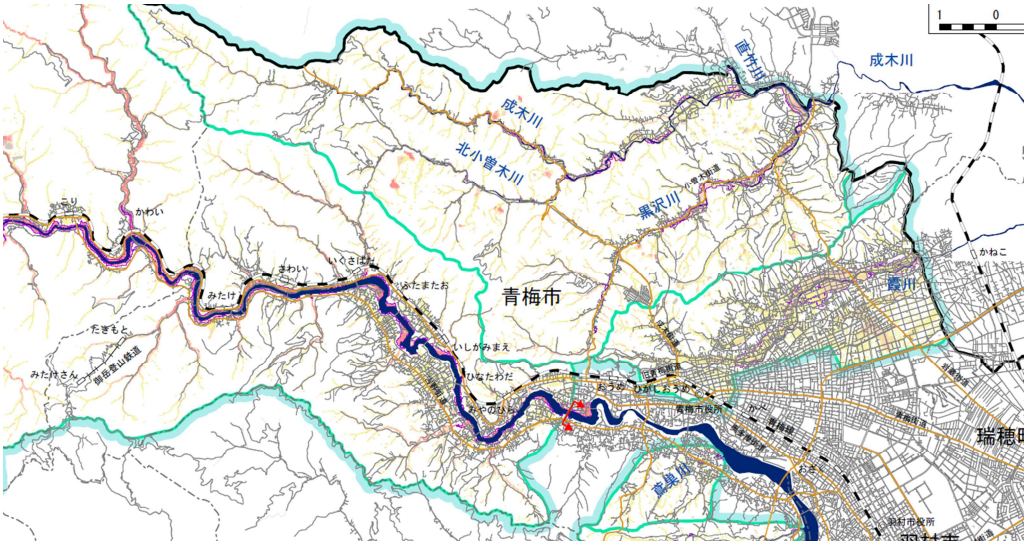
水害発生の理由は、以下のように述べられている。

- 東部地区は、住家や田畑が多く、霞川による沖積低地（氾濫原）と洪積台地からなる。
- 氾濫原は、冠水・浸水しやすい。
- 東部地区の洪積台地は、樹木に乏しく、風が遮断されない。
- 洪積台地面には窪地があり、浸水しやすい。
- 沖積段丘においても内水氾濫が発生する。
- 黒沢川、小布市川、厚沢川、成木川、北小曾木川等の河川の流域は、外水氾濫の危険性もある。

東京都都市型水害対策連絡会が主体となって作成した霞川および多摩川上流圏域浸水予想区域図（令和２年８月２７日改定）においては、想定し得る最大規模の降雨が、「対象とした地域」に降った場合、『霞川流域の大門、今寺、藤橋、今井等の一部の地区では、１．０～２．０ｍの浸水となるおそれがある。黒沢川流域の富岡、小曾木、成木川流域の成木の一部の地区では３．０～５．０ｍの浸水となるおそれがある。』と予想されている。

また、友田町、大柳町、駒木町、千ヶ瀬町、長淵の多摩川河岸の一部が、国土交通省により多摩川増水時の浸水想定区域に指定されている。

■霞川および多摩川上流圏域浸水予想区域図



資料：東京都都市型水害対策連絡会

(2) 土砂災害

青梅市災害環境基礎調査（平成10年３月）によると、土砂崩れや崖崩れ等の被害は、沢井、小曽木、成木などの山峡地に多い。

土砂災害発生の理由は、以下のように述べられている。

- 住家が河川沿いの沖積段丘に多く、山地や丘陵地が段丘に迫る地勢をしている。
- 丘陵地の人工改変が進行することにより、地下水脈が支障を受け、豪雨時の土砂崩れや、山等からの出水による宅地浸水、河川の氾濫等が起こる。

また、土砂災害防止法により、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる場合に指定される土砂災害（特別）警戒区域が多数あり、令和５年３月末現在で、新町地区を除き、以下のとおり指定されている。

■土砂災害（特別）警戒区域の指定箇所数

	急傾斜（ガケ）		土石流		地滑り		合計	
		特別警戒区域		特別警戒区域		特別警戒区域		特別警戒区域
箇所数	1,118	1,077	418	367	3	0	1,539	1,444

資料：東京都建設局

2　火災

本市は、行政区域の大部分を山や丘陵の森林が占めており、豊かな自然に恵まれているが、その一方で山火事が発生する危険性もある。

火災の発生と拡大には、気温、湿度、風速等の気象条件が大きく影響するので、低温で火気使用率が高く、湿度が低い冬季から春季に多数発生する。その出火原因の多くは、人間の過失または故意によるものであり、火気の取扱いには十分な注意を払う必要がある。

また、産業の発展と生活様式の多様化等に伴い、家庭用品においても危険物品が増加し、火災発生の危険性は増大しつつある。

第３節　南海トラフ地震

1　南海トラフ地震による東京の被害想定の概要

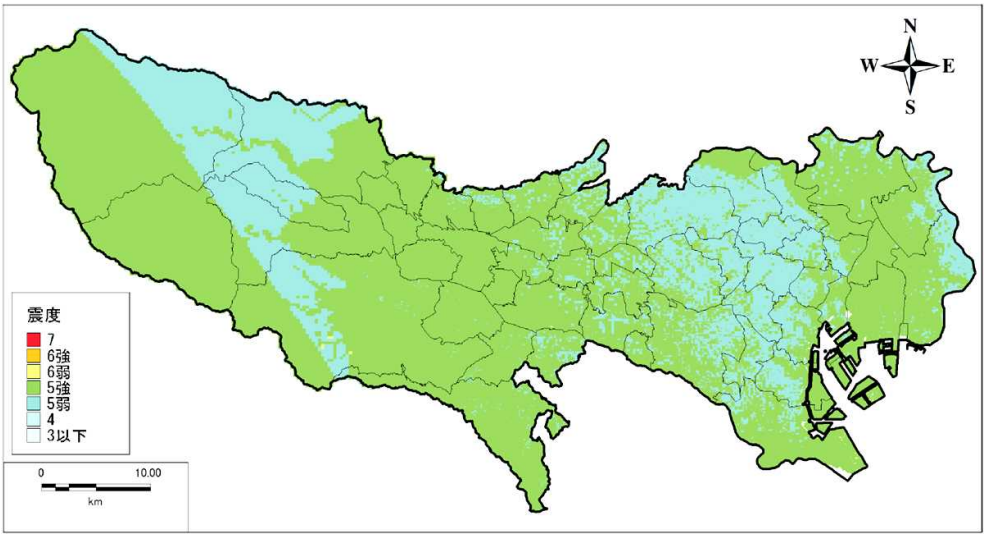
東京都では、発生確率が高いと懸念されている東海地震、東南海地震、南海地震を包含する南海トラフを震源域とした地震による被害想定として、平成２５年５月に「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」を公表した。

被害想定については、国が示した複数の震源モデルのうちから、都にとって最もゆれが大きくなるモデルを用いて、都内の震度分布を想定している。

(1) 被害想定

島しょ部に最大３０ｍを超える大津波が襲来し、多大な被害をもたらす想定結果となっている。区部や多摩地域においては、ほとんどの地域で震度５強以下、津波浸水域ごく一部であることから、建物被害・人的被害、ライフラインの被害は、限定的（首都直下地震等の被害想定を大きく下回る）と想定される。本市においては、最大震度５強または５弱と想定されている。

■　南海トラフ巨大地震（M9.0）東側ケース＋経験的手法の震度分布図（区部・多摩）



出典：南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定について（概要資料）

(2) 南海トラフ地震への対策

本市では、最も大きな被害が想定されている立川断層帯地震の被害想定に対応する計画としていることから、その対策を推進することが、南海トラフ巨大地震への備えとなる。

第４節　複合災害

平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災では、東北地方太平洋沖地震をはじめとした、大津波、原子力発電所の事故など、複合災害に見舞われた。また、近代未曾有の大災害である関東大震災では、台風の影響で関東地方では強風が吹いており、火災延焼による被害の拡大が顕著であったほか、地震発生から３週間後に台風が接近した。近年では、令和２年７月豪雨が新型コロナウイルス感染拡大の最中で発生し、感染症対策を踏まえた避難所運営や応援職員の受入れなど、感染症まん延下における災害対応を余儀なくされた。

東京都が令和４年５月２５日に公表した新たな被害想定においても、大規模な風水害や火山噴火、感染拡大などとの複合災害発生時に起こりうる事象を整理している。

■被害想定で想定する主な複合災害

風水害	・地震動や液状化により堤防や護岸施設が損傷した箇所から浸水被害が拡大 ・梅雨期や台風シーズンなど、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生
火山噴火	・数cmの降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、がれきの撤去などの応急対策や復旧作業が困難化 ・火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化
感染拡大	・多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生 ・救出救助活動や避難者の受入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性

このような、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化や広域化、長期化等が懸念される。

第５節　大規模事故災害

社会経済の発展や国際化、様々な分野での技術革新が進み、我々の日常生活の利便性が向上する一方で、新たなリスクも顕在化している。

本市においても、航空機事故や鉄道事故、大規模自動車事故などの災害リスクが考えられるため、東京都地域防災計画を参考に、市に関わる大規模事故災害計画を定める。

第６節　放射性物質対策

1 放射性物質対策の背景

放射性物質を扱う施設（病院、工場）はあるが、市内はもとより都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても、原子力災害対策指針にもとづく緊急防護措置を準備する区域（UPZ）に含まれていない。

しかし、2011年（平成23年）3月11日の東日本大震災（東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波災害）を原因として発生した福島第一原子力発電所の事故では、放射性物質が広範な地域に拡散し、本市においても放射性物質の飛来が確認され、放射線量の測定による安全確認が必要となった。

福島第一原子力発電所以外でも、福島第二原子力発電所、東海第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所および浜岡原子力発電所などにおいて、このような事態が発生した場合には、本市においても対応が求められることから、原子力災害対策について計画を定める。

2 放射性物質拡散の影響

福島第一原子力発電所の事故の際には、東京都でも放射性物質が降雨とともに河川に流入し、浄水場からの水道水に放射性物質が検出され、水道水の供給に影響を及ぼした

市においても、適切な対応を図るため、青梅市放射性物質対応指針を策定し、空間放射線量の測定を行っているが、除染作業の必要な数値（放射性物質汚染対処特措法にもとづく基準値である毎時0.23マイクロシーベルト以上）は検出されていない。

他地域においては、農作物や漁獲類等の出荷停止、風評被害など、食糧の生産活動に影響を及ぼしている。

第７節　火山災害

1 火山災害対策の背景

市内および本市近傍においては、噴火活動に伴う溶岩流、水蒸気爆発、噴石、火砕流、泥流等による直接的な火山災害を引き起こすような火山はないが、富士山が宝永噴火と同等の大規模な噴火を起こした場合、火山灰等の影響を受ける可能性が指摘されている。

「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」では、本市で２～10㎝程度の降灰堆積深が予想されている。

2 降灰による被害

降灰は大量に吸い込むと呼吸器系疾患などの健康被害を引き起こすおそれがある。

また、厚さ10㎝程度以上の降灰があった地域では、降灰後の降雨により土石流が発生するおそれがある。

その他の被害としては、停電、交通マヒ、農作物の被害、商工業・観光業への影響等が挙げられる。

第８節　他地域災害発生時の支援活動計画

東京都が令和４年度に見直した被害想定では、首都直下地震が発生した場合には、その被害は大規模となり、多くの人が避難生活を強いられることが予想されており、特に23区内では甚大な被害が発生することが予想されている。

また、平成23年３月11日に発生した東日本大震災では、原子力発電所事故により、地元での避難生活を送ることができない状態となり、全国の自治体で避難者を受け入れることとなった。こうしたことから、本市においては、他地域災害発生時の支援活動計画について、本計画において定めるものとする。

第４章　青梅市地域防災計画の方向性

第１節　計画の基本理念

１　第7次青梅市総合長期計画の考え方

令和５年度を初年度とする「第７次青梅市総合長期計画」では、まちの将来像を「美しい山と渓谷に抱かれ、東京に暮らす　青梅」とし、３つの基本理念のもと、これを実現する８つの基本方向と、３つの共通する視点を設け、市政運営を自立的かつ継続的に経営的観点を持って推進していくこととしている。

■青梅市総合長期計画の基本構想の体系



２　災害に応じた計画設計

(1)　震　災

本市において、最も大きな被害が想定されている立川断層帯地震の被害想定に対応するものとし、これらの被害を最小限とするため、減災目標を定め、減災の観点からの予防措置を図り、応急対応を迅速かつ適切に実施できるよう計画する。

(2)　風水害

土砂災害、河川氾濫、倒木被害など、青梅市の災害特性に合わせ、避難基準の明確化、避難所の設定、適切な避難行動の実現などを図り、応急対応を迅速かつ適切に実施できるよう計画する。

(3)　その他の災害等

南海トラフ地震警戒宣言、大規模事故発生、放射性物質拡散、火山噴火灰、他地域での大災害発生時といったそれぞれの災害等の種類に対応した計画を設計することで、迅速かつ適切な対応を図り、被害を最小限にするよう計画する。

3 青梅市地域防災計画の基本理念

第７次青梅市総合長期計画において、基本方向「４　都市基盤・防災・安全」にもとづく「消防体制・防災対策の強化」の施策が目指す姿とされている「－どこよりも災害に強いまち－地域と市民の防災力が向上し、デジタル技術の活用による防災・災害対策が進み、どこよりも豪雨や地震、大雪等の自然災害に対して強いまち」を目指すことを青梅市地域防災計画（令和６年度修正）の理念とする。

第２節　減災目標

都は、都地域防災計画の中で、地震時における減災目標を定め、令和１２年度までに、首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減させることとしている。

本市においても、最も被害が甚大であると想定される立川断層帯地震の被害想定にもとづき減災目標を定め、減災目標の達成に向けて各種取組みを推進していくものとする。

減災目標１　**死者、避難者、建築物の被害を半減させる**

①死者・負傷者を半減させる　（冬・午前5時発災の想定）死者 91 人　負傷者 960 人

目標	想定被害	減災のポイント
建物被害（揺れ）	死　者　71 人 負傷者　932 人	耐震化の促進、救助・医療体制の強化、 家具転倒等防止措置の推進
急傾斜地崩壊	死　者　11 人 負傷者　14 人	危険法面の安全化、救助・医療体制の強化
火災	死　者　9 人 負傷者　14 人	消防水利の整備、不燃化の促進、 初期消火の徹底、避難時安全性の向上

②避難者を半減させる　（冬・午後6時発災の想定）

目標	想定被害	減災のポイント
家屋損壊・損失	避難者　19,511 人 （避難所生活者数 13,007 人）	耐震化の促進、延焼拡大の防止
ライフライン停止		設備の耐震性向上、家庭内備蓄の奨励

③建築物の全壊・焼失棟数を半減させる

（冬・午後6時発災の想定）全壊・焼失最大値合計2,045棟

目標	想定被害	減災のポイント
建物倒壊	全壊　1,297 棟	耐震化の促進
火災延焼 ※倒壊建物を含まない数値	焼失　748 棟	不燃化の促進、延焼拡大の防止

目標達成に向けた対策（主な取組）

① 建築物の耐震化、安全対策

- 「青梅市耐震改修促進計画」の推進
- 「青梅市住宅マスタープラン」にもとづく住宅施策・住環境整備の推進
- 「青梅市営住宅長寿命化計画」にもとづく計画的な整備・改修
- 家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進
- 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の推進

② 安全な生活環境整備の推進

- 青梅市都市計画マスタープランの推進
- 土砂災害防止施設の整備、河川の危険箇所の改修促進
- 森林整備事業の推進
- 地籍調査事業の推進
- 幹線道路の整備促進、市道の整備および維持管理
- 電線類地中化の推進
- 避難場所に指定された公園の防災機能の向上
- 孤立集落対策の充実

③ 自助・共助による地域の防災力の向上
• 女性や自主防災組織等の防災会議への参加促進 • 自主防災組織の活動能力の向上 • 防災知識の普及・啓発活動を通じた市民自らの減災行動の奨励 • 防災リーダー（防災士等）の育成 • 東京防災隣組事業の促進 • 事業所の自主防災体制の充実 • 「地区防災計画」の策定 • ボランティア活動のための支援体制の構築 • 防災訓練の充実、市民の参加促進 • 消防団活性化対策の推進、消防設備や消防水利の計画的な整備 • 避難行動要支援者の安全対策の強化
④ 人命救助の体制強化
• 市立総合医療センター、医師会、歯科医師会等と医療機関の連携強化 • 市災害医療コーディネーター機能の確立 • 救護活動の拠点整備（災害拠点連携病院） • 消防機関等と医療機関の連携強化 • 災害対策用医療品・医薬品の配備供給体制を構築 • 病院および薬局等のBCP策定の促進 • 都・協定締結団体等との連携による水や非常用発電に必要な燃料の確保

減災目標２	防災機関の機能を維持し被害を最小限にするとともに、帰宅困難者安全確保を図る

目標と減災のポイント	
目標	**減災のポイント**
① 防災中枢機関の機能を維持する	公共施設の耐震化、無線等情報通信設備の整備、防災関係機関との連携体制強化
② 帰宅困難者の安全を確保する 帰宅困難者 10,665 人	・観光客・買物客：一時滞在施設の確保、災害情報提供、食料等の提供 ・市内勤務従業員：東京都帰宅困難者対策条例にもとづく帰宅抑制措置 ・市内小中学生：市外勤務保護者のための児童生徒の学校預かり

目標達成に向けた対策（主な取組）

①　災害時の初動対応・中枢機能の強化
• 本庁舎および市民センター等の地区防災拠点機能の充実 • 青梅市業務継続計画との連携 • 各種マニュアルの整備 • 公的施設における青梅市防災基準の明確化
②　情報収集・伝達体制の整備
• 防災行政無線を始めとする通信機器の整備 • 多様な情報通信手段の確保、連絡通報体制の多ルート化
③　関係機関との連携体制の強化
• 災害時応援協定を締結している機関等との災害時における業務体制の整備 • 他区市町村への災害応援活動体制の整備
④　帰宅困難者の安全確保
• 東京都帰宅困難者対策条例にもとづく対策の周知徹底 • 事業所、学校における３日分の備蓄確保の取組み推進と従業員等への周知 • 観光客等の来訪者に対する一時滞在施設の確保 • 災害情報や交通情報等、来訪者に対する情報提供体制の整備 • 帰宅困難者の誘導体制の整備 • 徒歩帰宅が困難な災害時要配慮者のための代替輸送手段を確保

減災目標３　被災者の生活を支援するとともに生活再建、社会機能復旧の早期実現を図る

目標と減災のポイント	
目標	**減災のポイント**
① 被災者の生活を支援する	避難所の整備、食料・生活物資等備蓄品の供給、被災者の多様性への配慮
② 災害時要配慮者の安全を確保する	自主防災組織・民生児童委員・地域住民の連携による避難支援体制
③ 早期に被災者の生活再建を図る	罹災証明書の速やかな発行、応急住宅の供給、義援金の配布
④ ライフラインを早期に復旧する	電力、通信、水道、下水道、ガスの耐震性向上と被災後の早期復旧

目標達成に向けた対策（主な取組）

①　被災者の当面の生活支援および生活再建の早期化
• 避難所の環境整備 • 時間経過に応じた必要物資の確保、供給体制の確立 • 災害に係る住家被害認定等に関するガイドラインの作成 • 罹災証明書に係るシステム導入による、罹災証明書の速やかな発行体制の構築 • 義援金を迅速に配分できる体制の構築 • 応急的な住宅を供給するための住宅供給体制の確立
②　災害時要配慮者の安全確保
• 災害時要配慮者の避難支援体制の強化 • 二次避難所（福祉避難所）の環境整備および運営体制の確立
③　被災者の多様性への配慮
• 男女共同参画の視点に基づいた避難所運営 • 食料、生活必需品等、被災者の多様性を踏まえた供給体制の確立 • 被災者の健康保持 • 相談体制の確立
④　ライフラインの早期復旧
• ライフライン事業者による施設整備および応急体制の整備促進 • 下水道管や汚水中継ポンプ場の耐震化
⑤　迅速かつ円滑な復興体制の整備
• 復興本部の設置体制の整備 • 住民が主体的に参加する復旧・復興計画策定体制の整備

第３節　各種施策の概要

この計画の基本理念である「どこよりも災害に強いまち」にもとづき、減災目標の達成に向け、各種施策の方向を以下のとおり示す。

１ 基本的責務と役割

市長、市民、事業所の基本的責務を明確にするとともに、市および防災関係機関の業務大綱を示すことで、それぞれの役割と責任を果たしながら協力しあい、減災目標の達成を図るものとする。

２ 市民と地域の防災力の向上

阪神・淡路大震災や東日本大震災を通じて、自助・共助の重要性が明らかになっているため、本市においても、防災教育の推進、自主防災組織の育成強化、消防団の活動体制の充実、災害ボランティアの育成などに努め、市民と地域の防災力の向上を図る。

３ 安全なまちづくりの実現

災害による被災を最小限にとどめ、一人でも多くの貴重な生命および財産を守るため、建築物の耐震化や災害に強いまちづくりの推進、治山・治水対策、土砂災害対策、孤立化対策など、都市構造そのものの防災性を高めていく。

４ 安全な交通ネットワークおよびライフライン等の確保

人命救助や消火活動、物資輸送など、各種応急活動において重要な役割を担う輸送路の確保のため、道路、橋梁、鉄道等の交通ネットワーク体制の整備や各施設の安全対策を推進する。

また、市民生活、経済活動の復旧を図る上で欠かせない社会機能に大きな影響を及ぼすライフライン施設・設備の耐震化、応急復旧体制の整備を図る。

５ 災害活動体制の充実

資料編　2-5-4　「災害時応援協定」

初動態勢の重要性を踏まえ、迅速な指揮命令系統を立ち上げ、職員の参集・配備により、迅速な初動対応が行える体制の整備を図る。また、市のみでは対応が困難な場合に備え、都、自衛隊、他区市町村等への応援要請手続きの迅速化、円滑な受入体制の整備を図る。

６ 災害情報収集伝達体制の確保

固定電話や携帯電話の不通、停電などの事態においても、災害情報が迅速かつ的確に収集・伝達・処理されるよう、防災機関等の相互の通信、市民への情報提供、市民相互の情報伝達についての体制整備を図る。

７ 医療救護対策

災害発生時には、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想される。そのため、医療救護班、救護拠点の整備、資器材等の確保により、災害発生直後からの迅速な医療救護サービス体制の確立を図る。

８ 帰宅困難者対策

東日本大震災では、多くの帰宅困難者が発生し、都内では駅周辺や大規模集客施設などにおいて大きな混乱が発生したことを踏まえ、帰宅困難者の一斉帰宅の抑止に向け啓発活動や帰宅困難者の安全帰宅を支援する体制を整備する。

9 避難者対策

新たな被害想定を踏まえ、避難場所・避難所の確保および安全化対策の推進、市民への周知徹底を図るとともに、避難所の迅速な開設、運営体制の整備に取り組む。

また、風水害等の予測可能な災害と地震等の突発的な災害では、避難誘導の方法、避難所の運営および対象者の行動に違いがあることを踏まえた対策の充実を図る。

10 備蓄・供給・輸送対策

新たな被害想定では多くの被災者が発生することが予想されているため、食料・水・生活必需品等の物資の確保を図る。また、確保に当たっては、被災者の多様性を踏まえる。さらに、物資の調達や搬送が迅速かつ円滑に行われるよう協定の締結先機関等と業務の実施体制について具体化を図る。

11 生活再建対策

住民生活の早期再建に向け、罹災証明書の発行、住宅の確保、トイレ機能の確保および災害廃棄物処理体制の構築に取り組み、地域社会の混乱の防止、軽減を図る。

第４節　計画の全体像

第1部　総　則

どこよりも災害に強いまち	
基本理念	
地域と市民の防災力が向上し、デジタル技術の活用による防災・災害対策が進み、どこよりも豪雨や地震、大雪等の自然災害に対して強いまち	
立川断層帯地震の被害想定に対する減災目標	
1	死者、避難者、建築物の被害を半減させる
2	防災機関の機能を維持し被害を最小限にするとともに、帰宅困難者安全確保を図る
3	被災者の生活を支援するとともに生活再建、社会機能復旧の早期実現を図る

第2部　震災編

災害前の行動【予防対策】	災害発生直後の行動【応急対策】	災害後の行動【復旧対策】
第1章　基本的責務と役割		
1 基本的責務 2 市および防災関係機関の業務の大綱 3 市防災組織		
第2章　市民と地域の防災力の向上		
1 自助による市民の防災力の向上 2 地域による共助の推進 3 消防団の活動体制の充実 4 事業所による自助・共助の強化 5 ボランティアとの連携 6 市民・行政・事業所等の連携	1 自助による応急対策の実施 2 地域による応急対策の実施 3 消防団による応急対策の実施 4 事業所による応急対策の実施 5 ボランティアとの連携による対策	
第3章　安全なまちづくりの実現		
1 安全に暮らせるまちづくり 2 建築物の耐震化および安全対策の促進 3 治水、土砂災害対策、農林施設の整備 4 出火、延焼等の防止	1 消火・救助・救急活動 （5章参照） 2 公共施設等の応急対策による二次災害防止策 3 危険物等の応急対策	1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復
第4章　安全な交通ネットワークおよびライフライン等の確保		
1 交通関連施設の安全確保 2 ライフライン施設の安全化 3 非常用エネルギーの確保と供給体制の整備	1 交通ネットワーク機能の確保 2 ライフライン施設の応急対策 3 非常用エネルギーの確保	1 交通機能施設の復旧と耐災性の向上 2 ライフライン施設の早期復旧
第5章　災害活動体制の充実		
1 初動対応体制の整備 2 広域連携体制の確立 3 応急活動拠点の整備	1 市の初動対応体制 2 消火・救助・救急活動 3 応援協力・派遣要請 4 応援の受入体制の確立	
第6章　災害情報収集伝達体制の整備		
1 情報通信連絡体制の整備 2 市民等への情報提供体制の整備 3 市民相互の情報連絡等の環境整備	1 情報通信連絡体制（第一報） 2 情報通信連絡体制（被害状況等） 3 広報体制 4 広聴体制 5 住民相互の情報連絡等	

第7章　医療救護対策

- 1　救助体制の強化
- 2　医療体制の強化
- 3　医薬品等の確保
- 4　防疫体制の整備
- 5　遺体の取扱体制の整備

- 1　救助・救急活動
- 2　医療救護
- 3　医療資器材の確保
- 4　行方不明者、遺体の検視・検案・身元確認等

- 1　防疫体制の確立
- 2　火葬

第8章　帰宅困難者対策

- 1　帰宅困難者対策条例の周知徹底
- 2　帰宅困難者の一時的受入体制の整備
- 3　帰宅支援のための体制整備

- 1　混乱防止対策
- 2　一時滞在施設・指定避難所の開設

- 1　徒歩帰宅困難者の支援

第9章　避難者対策

- 1　避難体制の整備
- 2　避難場所・避難所等の指定、避難誘導体制の整備
- 3　避難所の管理運営体制の整備等
- 4　孤立化防止対策

- 1　避難誘導
- 2　避難所の開設・管理運営
- 3　動物救護
- 4　避難者の他地区への移送等
- 5　孤立地域応急対策

第10章　備蓄・供給・輸送対策

- 1　食料および生活必需品等の確保
- 2　備蓄倉庫および輸送拠点の整備
- 3　輸送体制の整備

- 1　備蓄物資等の供給
- 2　物資の調達
- 3　義援品の募集・受付
- 4　輸送車両の確保

- 1　物資等の供給
- 2　飲料水等の確保
- 3　物資の調達および輸送

第11章　生活再建対策

- 1　生活再建のための事前準備
- 2　トイレの確保およびし尿処理
- 3　ごみおよび災害廃棄物処理
- 4　災害救助法等の習熟

- 1　被災住宅調査
- 2　罹災証明書の発行
- 3　義援金の募集・受付
- 4　トイレの確保およびし尿処理
- 5　ごみおよび災害廃棄物処理
- 6　災害救助法の適用
- 7　激甚災害の指定

- 1　被災住宅の応急修理
- 2　応急仮設住宅等の供給
- 3　被災者の生活確保

第3部　風水害編

震災編の施策体系を準用し、風水害特有の予防、応急、復旧対策を記載する

第4部　災害復興計画編

第1章　災害復興の考え方

- 1　復興の基本的考え方
- 2　東京都震災復興マニュアル

第2章　復興体制

- 1　復興体制の確立
- 2　災害復興基本方針の策定
- 3　復興総合計画の策定
- 4　生活復興
- 5　都市の復興

第5部　大規模災害・事故等対応計画編

- 第1章　南海トラフ地震への防災対策
- 第2章　東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画
- 第3章　大規模事故等の応急対応計画
- 第4章　放射性物質対策応急対応計画
- 第5章　火山噴火灰応急対応計画
- 第6章　他地域災害発生時の支援活動計画

第５節　時間軸による施策展開の概要

第２部各章の施策は、密接に関連しており、特に発災後は、各施策を実施する主体が相互に連携を図りながら、応急対応を実施することが求められる。

本節では、各施策の関係について、①発災直後から応急・復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動、②発災直後から72時間以内において特に重要な活動、③発災後、４日目以降に重点的に行う活動の３つに分類し、それぞれの相関のイメージを示した。

１　発災直後から応急・復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動

～危機管理体制、情報通信、道路ネットワーク～

発災後のあらゆるフェーズにおいて的確な応急活動を展開する上で、初動態勢の確保や各機関との広域連携など、危機管理体制を構築することが不可欠である。

また、関係機関が連携して対応するためには、各機関が被害状況、応急対応状況の情報を共有できるよう、防災行政無線等の情報通信を確保する必要がある。

さらに、救出救助活動や消火活動、物資の供給などは、主に車両を使って実施することから、機動的に活動を展開するためには、交通規制や道路啓開などにより、ネットワークを確保することが重要である。

２　発災直後から72時間以内において特に重要な活動

～救出救助、消火、医療救護、避難、物流・備蓄、帰宅困難者対策、ライフライン～

生存者を救出できる確率は時間の経過とともに低下するが、72時間を過ぎると著しく低下する。そのため、発災直後の消火活動に続いて、救出救助活動と医療救護活動は全力をあげて72時間以内に集中する必要がある。

体を休める場所が無くなった被災者の寝場所と食事も遅くても発災後の翌日までには確保する必要があるので、被災者の体力の消耗と救援活動の時間との競争になる。

帰宅困難者の一斉帰宅の抑制も、迅速な救出救助活動に不可欠であり、帰宅困難者に対しても食料や水等の供給が円滑に行われなければならない。

救出救助活動や消火活動については、自衛隊、警察、消防などの防災機関による活動と、近隣住民同士の共助による活動が連携を図ることで大きな効果を発揮する。

また、こうした救助活動等によって助けられた被災者に対し、医療機関等において適切な医療を提供することで、一人でも多くの命を救うことができる。

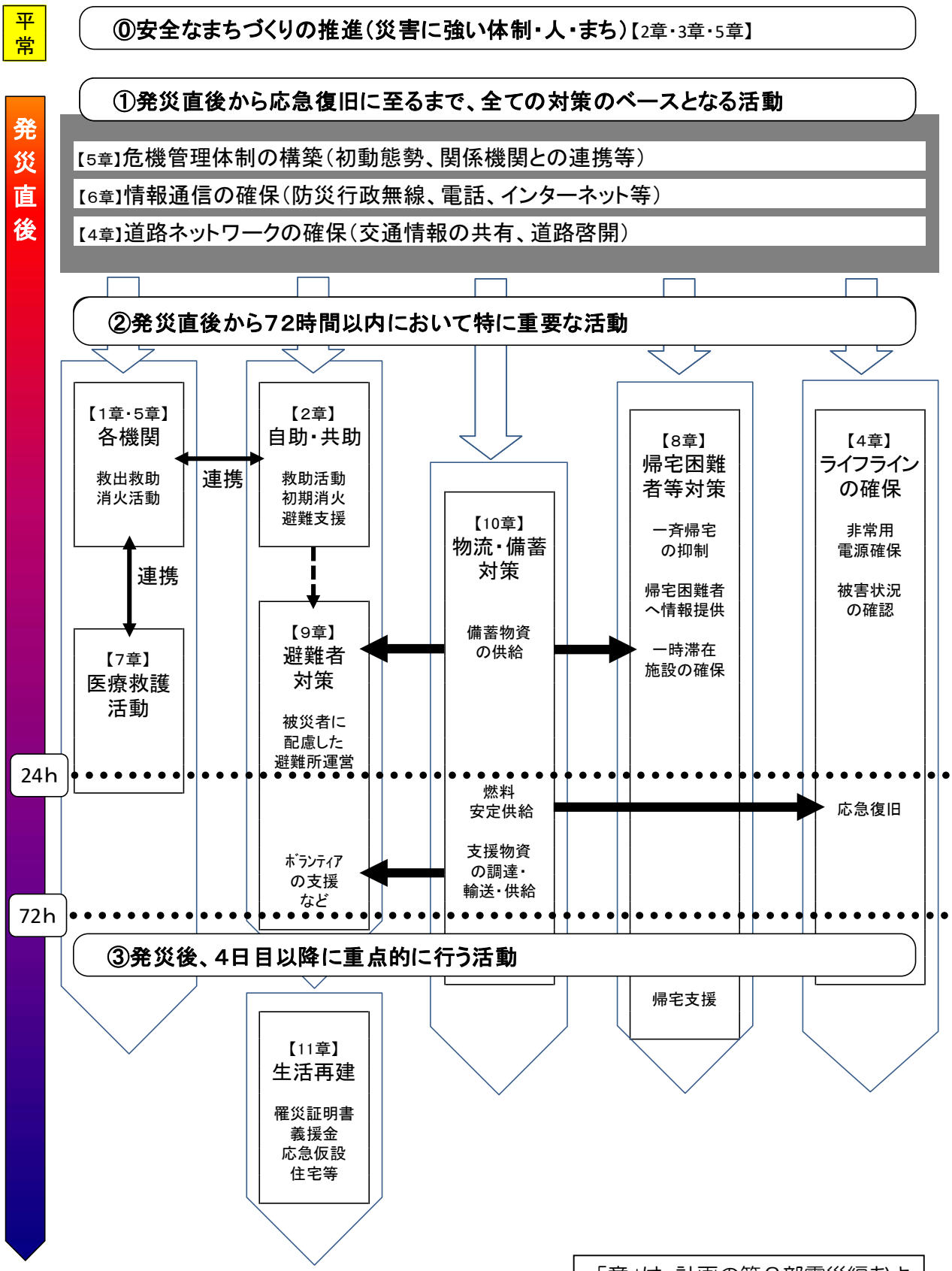
避難所に対しては、生活を支えるために必要な物資を供給するとともに、ボランティアによる支援を円滑に受け入れる必要がある。

このような、一連の活動のための非常用電源等によるライフラインの確保や、そのための燃料の安定供給も重要な取組である。

３　発災後、4日目以降に重点的に行う活動

～生活再建、帰宅支援～

発災後４日目以降については、帰宅困難者の円滑な帰宅に向けての帰宅支援を進めるとともに、被災者の早期の生活再建に向け、義援金の支給や住宅の確保、入居を実現していかなければならない。



「章」は、計画の第２部震災編および第３部風水害編において、該当する各章を示している。

青梅市地域防災計画

（令和６年度修正）

第２部　震災編

青 梅 市 防 災 会 議

目　次

第２部　震災編

第１章　基本的責務と役割 8
第１節　基本的責務 8
１　自助・共助・公助の推進 8
２　基本的責務 8
第２節　市および防災関係機関の業務の大綱 10
１　市 10
２　東京都関係機関 11
３　自衛隊 12
４　指定地方行政機関 12
５　指定公共機関 13
６　協力機関 14
第３節　市防災組織 15
１　青梅市防災会議 15
２　青梅市災害対策本部 15
第２章　市民と地域の防災力の向上 16
第１節　現状と課題 16
第２節　対策の方向性と到達目標 16
第３節　予防対策 18
１　自助による市民の防災力向上 20
２　地域による共助の推進 24
３　消防団の活動体制の充実 26
４　事業所による自助・共助の強化 26
５　ボランティアとの連携 28
６　市民・行政・事業所等の連携 31
第４節　応急対策 32
１　自助による応急対策の実施 33
２　地域による応急対策の実施 33
３　消防団による応急対策の実施 35
４　事業所による応急対策の実施 37
５　ボランティアとの連携による対策 37
第３章　安全なまちづくりの実現 39
第１節　現状と課題 39
第２節　対策の方向性と到達目標 39
第３節　予防対策 41
１　安全に暮らせるまちづくり 43
２　建築物の耐震化および安全対策の促進 46
３　治水、土砂災害対策、農林施設の整備 51
４　出火、延焼等の防止 54

第４節　応急対策 60
１　消火・救助・救急活動 61
２　公共施設等の応急対策による二次災害防止策 61
３　危険物等の応急対策 64
第５節　復旧対策 70
１　公共の安全確保、施設の本来機能の回復 70
第４章　安全な交通ネットワークおよびライフライン等の確保 71
第１節　現状と課題 71
第２節　対策の方向性と到達目標 71
第３節　予防対策 73
１　交通関連施設の安全確保 74
２　ライフライン施設の安全化 76
３　非常用エネルギーの確保と供給体制の整備 77
第４節　応急対策 78
１　交通ネットワーク機能の確保 79
２　ライフライン施設の応急対策 84
３　非常用エネルギーの確保 86
第５節　復旧対策 87
１　交通機能施設の復旧と耐災性の向上 87
２　ライフライン施設の早期復旧 87
第５章　災害活動体制の充実 89
第１節　現状と課題 89
第２節　対策の方向性と到達目標 89
第３節　予防対策 91
１　初動対応体制の整備 92
２　広域連携体制の確立 94
３　応急活動拠点の整備 94
第４節　応急対策 96
１　市の初動対応体制 97
２　消火・救助・救急活動 120
３　応援協力・派遣要請 121
４　応援の受入体制の確立 126
第６章　災害情報収集伝達体制の整備 128
第１節　現状と課題 128
第２節　対策の方向性と到達目標 128
第３節　予防対策 130
１　情報通信連絡体制の整備 131
２　市民等への情報提供体制の整備 133
３　市民相互の情報連絡等の環境整備 134
第４節　応急対策 135
１　防災機関相互の情報通信連絡体制（第一報） 136
２　防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等） 140
３　広報体制 145

４　広聴体制 148
５　住民相互の情報連絡等 148
第７章　医療救護対策 149
第１節　現状と課題 149
第２節　対策の方向性と到達目標 149
第３節　予防対策 151
１　救助体制の強化 152
２　医療体制の強化 152
３　医薬品等の確保 154
４　防疫体制の整備 155
５　遺体の取扱体制の整備 155
第４節　応急対策 156
１　救助・救急活動 159
２　医療救護 161
３　医療資器材の確保 167
４　行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等 169
第５節　復旧対策 174
１　防疫体制の確立 175
２　火葬 176
第８章　帰宅困難者対策 177
第１節　現状と課題 177
第２節　対策の方向性と到達目標 177
第３節　予防対策 179
１　帰宅困難者対策条例の周知徹底 180
２　帰宅困難者の一時的受入体制の整備 182
３　帰宅支援のための体制整備 183
第４節　応急対策 184
１　混乱防止対策 185
２　一時滞在施設・指定避難所の開設 186
第５節　復旧対策 187
１　徒歩帰宅困難者の支援 187
第９章　避難者対策 188
第１節　現状と課題 188
第２節　対策の方向性と到達目標 188
第３節　予防対策 190
１　避難体制の整備 191
２　避難場所・避難所等の指定、避難誘導体制の整備 196
３　避難所の管理運営体制の整備等 198
４　孤立化防止対策 201
第４節　応急対策 202
１　避難誘導 203
２　避難所の開設・管理運営 209
３　動物救護 215

４　避難者の他地区への移送等 215
５　孤立地域応急対策 216
第１０章　備蓄・供給・輸送対策 217
第１節　現状と課題 217
第２節　対策の方向性と到達目標 217
第３節　予防対策 219
１　食料および生活必需品等の確保 220
２　備蓄倉庫および輸送拠点の整備 221
３　輸送体制の整備 222
第４節　応急対策 223
１　備蓄物資等の供給 224
２　物資の調達 228
３　義援品の募集・受付 230
４　輸送車両の確保 231
第５節　復旧対策 233
１　物資等の供給 233
２　飲料水等の確保 234
３　物資の調達および輸送 234
第１１章　生活再建対策 235
第１節　現状と課題 235
第２節　対策の方向性と到達目標 235
第３節　予防対策 237
１　生活再建のための事前準備 238
２　トイレの確保およびし尿処理 238
３　ごみおよび災害廃棄物処理 239
４　災害救助法等の習熟 239
第４節　応急対策 241
１　被災住宅調査 242
２　罹災証明書の発行 244
３　義援金の募集・受付 245
４　トイレの確保およびし尿処理 246
５　ごみおよび災害廃棄物処理 248
６　災害救助法の適用 252
７　激甚災害の指定 252
第５節　復旧対策 256
１　被災住宅の応急修理 257
２　応急仮設住宅等の供給 258
３　被災者の生活確保 260

第２部　震災編

第１章　基本的責務と役割

第１節　基本的責務

１　自助・共助・公助の推進

地震災害から多くの生命や財産を守るため、自助・共助・公助の考えにもとづき、防災対策の推進を図るものとする。

① 「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方

② 他人を助けることのできる市民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方

③ この二つの理念に立つ市民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことがかかせないという公助の考え方

２　基本的責務

(1) 市長の責務

① 市長は、震災対策のあらゆる施策を通じて、市民の生命・身体および財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の市民生活の再建および安定ならびに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

② 市長は、東京都における震災対策事業に関する計画(以下、「震災対策事業計画」という。)および帰宅困難者対策に関する実施計画について、その推進に努めるものとする。

③ 市長は、震災時における避難および救出ならびに救助を円滑に行うために必要な体制の確立と資器材の整備に努めなければならない。

(2) 市民の責務

① 市民は、震災時の被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、市民全体の生命および身体ならびに財産の安全の確保に努めなければならない。

② 市民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備えるよう努めなければならない。

ア 建築物その他の工作物の耐震性および耐火性の確保

イ 家具類の転倒・落下・移動の防止

ウ 出火の防止

エ 初期消火に必要な用具の準備（消火器等）

オ 飲料水および食料の確保（最低３日分）

カ 避難の経路、場所および方法ならびに徒歩による帰宅経路についての確認

キ 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保

③ 市民は、震災後の市民生活の再建および安定ならびに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、震災後においては、相互に協力し、事業者、ボランティアおよび市長その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建および居住する地域の復興に努めなければならない。

④ 市民は、市長その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的な震災対策活動への参加、過去の震災から得られた教訓の伝承その他の取組により震災対策に寄与するよう努めなければならない。

(3) 事業者の責務

① 事業者は、市長その他の行政機関が実施する震災対策事業および前項の市民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止、震災後の市民生活の再建および安定ならびに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

② 事業者は、その事業活動に関して震災時の被害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等および事業所の周辺地域における住民(以下、「周辺住民」という。）ならびにその管理する施設および設備について、その安全の確保に努めなければならない。

③ 事業者は、東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号 平成25 年４月施行）にもとづき、震災時には、施設の安全等を確認した上で、従業者を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ、従業者の３日分の飲料水および食料等を備蓄するよう努めなければならない。

④ 事業者は、あらかじめ、従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、従業者に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所および方法ならびに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。

⑤ 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、震災対策や活動において周辺住民等との連携および協力に努めなければならない。

⑥ 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、市および都が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画(以下、「事業所防災計画」という。）を作成しなければならない。

第２節　市および防災関係機関の業務の大綱

市および防災関係機関が防災に関して処理する災害予防業務および災害応急対策業務は概ね次のとおりである。

また、市および防災関係機関は、被災時における市民の責務および世帯への負担が、女性に集中することが予想されることから、防災（復興）対策の業務の実施に当たって、男女平等参画の視点を取り入れた防災（災害復興）体制の確立に努めるものとする。

１　市

機関の名称	業務の大綱
青梅市	(1) 市防災会議に関すること。 (2) 防災に係る組織および施設に関すること。 (3) 災害に対する施設の安全対策、資機材等の備蓄、応急復旧に関すること。 (4) 防災訓練、防災教育、広報の実施に関すること。 (5) 消防団、自主防災組織、ボランティアの育成および支援に関すること。 (6) 事業所防災に関すること。 (7) 市災害対策本部に関すること。 (8) 災害、被害に関する情報の収集、伝達、広報に関すること。 (9) 災害時の防災関係機関の派遣要請、連絡調整に関すること。 (10) 避難情報の提供、避難指示、誘導に関すること。 (11) 飲料水、食料、生活必需品の備蓄、調達、配分および輸送に関すること。 (12) 食品衛生、消毒、防疫に関すること。 (13) 被災住宅の応急修理、応急仮設住宅の建設、管理に関すること。 (14) 被災者の生活再建支援に関すること。 (15) 災害時要配慮者支援に関すること。 (16) 学校施設、社会教育施設の安全対策に関すること。 (17) 児童および生徒に対する安全教育に関すること。 (18) 児童および生徒の避難および救出、救護に関すること。 (19) 学校施設、社会教育施設の被害調査および復旧に関すること。 (20) 応急教育に関すること。 (21) 災害時における医療に関すること。 (22) 外出者の支援に関すること。 (23) 災害復興に関すること。 (24) その他災害の発生および拡大の防止のための措置に関すること。
消防団	(1) 水火災の防御に関すること。 (2) 人命の救助および救急に関すること。 (3) 危険物等の措置に関すること。 (4) 避難指示等の伝達および避難誘導に関すること。 (5) その他消防および水防に関すること。

2 東京都関係機関

機関の名称	業務の大綱
青梅合同庁舎 ※	⑴ 東京都災害対策本部条例にもとづく業務。
西多摩建設事務所	⑴ 都道、河川の保全および土砂災害対策に関すること。
西多摩保健所	⑴ 保健衛生に関すること。 ⑵ 医療に関する情報提供、連絡調整。
東京都水道局(以下、「都水道局」と記す。)	⑴ 水道施設設備の点検・整備および復旧に関すること。 ⑵ 応急給水に関すること。
小河内貯水池管理事務所	⑴ 小河内ダムからの放流に関すること。
交通局早稲田自動車営業所青梅支所	⑴ バスによる輸送に関すること。
発電事務所	⑴ 白丸調整池ダムからの放流に関すること。
青梅警察署	⑴ 被害の実態の把握および各種情報の収集に関すること。 ⑵ 交通規制に関すること。 ⑶ 被災者の救出救助および避難誘導に関すること。 ⑷ 行方不明者の捜索および調査に関すること。 ⑸ 遺体の調査等および検視に関すること。 ⑹ 公共の安全と秩序の維持に関すること。
東京消防庁 第九消防方面本部 青梅消防署	⑴ 水火災およびその他災害の救助、救急情報に関すること。 ⑵ 水火災およびその他災害の予防・警戒および防御に関すること。 ⑶ 人命の救助および救急に関すること。 ⑷ 危険物施設、火気使用設備器具等の安全化のための規制および指導に関すること。 ⑸ 市民の防災知識の普及および防災行動力の向上ならびに事業所の自主防災体制の指導育成に関すること。 ⑹ 市民の応急救護知識技術の普及および自主救護能力の向上に関すること。 ⑺ 市民の防災意識の高揚および防災ボランティア団体の育成指導に関すること。
多摩建築指導事務所 開発指導第一課	⑴ 宅地造成工事規制区域内における宅地の安全に関すること。
流域下水道本部	⑴ 流域下水道施設の保全に関すること。 ⑵ 流域下水道施設の応急対策に関すること。 ⑶ し尿の受入れに関すること。 ⑷ 有害物質の下水道流入に関する連絡調整。

※ 青梅合同庁舎には、東京都の以下の４組織がある。

多摩建築指導事務所建築指導第三課　　西多摩福祉事務所
青梅都税支所　　産業労働局森林事務所

3 自衛隊

機関の名称	業務の大綱
陸上自衛隊第1師団 第1施設大隊	⑴ 災害派遣の計画および準備に関すること。 ⑵ 災害派遣の実施に関すること。

4 指定地方行政機関

機関の名称	業務の大綱
関東総合通信局	⑴ 非常通信の確保等および関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 ⑵ 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること。 ⑶ 災害対策用移動通信機器および災害対策用移動電源車等の貸出しに関すること。 ⑷ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更および無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 ⑸ 電気通信事業者および放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。
関東農政局 東京地域センター	⑴ 主要食料の需給に関すること。
関東地方整備局 京浜河川事務所 多摩川上流出張所	⑴ 河川の保全に関すること。
気象庁 東京管区気象台	⑴ 気象、地象、地動および水象の観測ならびにその成果の収集および発表に関すること。 ⑵ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）および水象の予報ならびに警報等の防災気象情報の発表、伝達および開設に関すること。 ⑶ 気象業務に必要な観測、予報および通信施設の整備に関すること。 ⑷ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 ⑸ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。

5 指定公共機関

機関の名称	業務の大綱
日本郵便株式会社	(1) 郵便事業施設等の保全に関すること。 (2) 災害時における郵政事業災害時特別事務取扱に関すること。
東日本旅客鉄道株式会社(以下、「JR東日本」と記す。)	(1) 鉄道施設等の保全に関すること。 (2) 災害時における鉄道車両等による救助物資および避難者の輸送の協力に関すること。 (3) 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。
東日本電信電話株式会社(以下、「NTT東日本」と記す。)	(1) 電気通信設備の建設、および保全に関すること。 (2) 重要通信の確保に関すること。 (3) 気象予警報の伝達に関すること。 (4) 通信ネットワークの信頼性向上に関すること。 (5) 災害時の電気通信設備の復旧に関すること。
東京電力パワーグリッド株式会社 立川支社 青梅事務所	(1) 電力施設等の建設および保安安全に関すること。 (2) 電力の需給に関すること。
東日本高速道路株式会社	(1) 道路、施設の建設および維持管理に関すること。 (2) 災害時の緊急交通路の確保に関すること。 (3) 道路、施設の災害復旧工事に関すること。

6 協力機関

機関の名称	業務の大綱
青梅市医師会(以下、「市医師会」と記す。)	(1) 医療および助産活動の協力に関すること。 (2) 防疫の協力に関すること。 (3) 死体検案に関すること。
青梅市歯科医師会(以下、「市歯科医師会」と記す。)	(1) 歯科医療活動の協力に関すること。
青梅市薬剤師会(以下、「市薬剤師会」と記す。)	(1) 医薬品等の確保および供給活動の協力に関すること。
青梅市接骨師会(以下、「市接骨師会」と記す。)	(1) 医療活動の協力に関すること。
青梅ＬＰＧ協会 青梅ガス株式会社	(1) ガス施設の安全保安に関すること。 (2) ガスの応急供給に関すること。
東京都トラック協会 多摩支部	(1) 災害時における貨物自動車による救助物資および避難者の輸送の協力に関すること。
西東京農業協同組合	(1) 災害における応急対策の協力に関すること。
東京都森林組合	(1) 災害における応急対策の協力に関すること。
青梅市自治会連合会 各地区自主防災組織	(1) 自助・共助等の防災活動、応急対策の実施に関すること。 (2) 避難誘導および避難所運営に関すること。 (3) 災害時要配慮者等の支援に関すること。 (4) その他、災害対策業務全般の協力に関すること。
青梅市まとい会	(1) 地域の自主防災組織の育成に関すること。
青梅交通安全協会 青梅防犯協会	(1) 避難誘導の協力に関すること。 (2) 市民の防犯意識の普及高揚に関すること。
青梅市社会福祉協議会(以下、「市社会福祉協議会」と記す。)	(1) 災害時要配慮者等の支援に関すること。 (2) ボランティア活動の支援に関すること。 (3) 上記における需給調整に関すること。
青梅建設業協会	(1) 災害時における工作活動の協力に関すること。
青梅市商店会連合会	(1) 災害時における生活必需品調達の協力に関すること。
西多摩地区米穀小売商組合	(1) 主要食料の供給の協力に関すること。
青梅防火防災協会 青梅女性防火防災の会	(1) 災害予防に関すること。
青梅山林災害対策協議会	(1) 山林地域の災害予防に関すること。
青梅防火管理者研究会	(1) 事業所における災害予防および自主防災体制の充実に関すること。
青梅危険物安全会	(1) 危険物を取扱う事業所における災害予防および自主防災体制の充実に関すること。
青梅市民生児童委員合同協議会	(1) 災害時要配慮者支援に関すること。

第３節　市防災組織

１　青梅市防災会議

青梅市防災会議は、災害対策基本法第16条および青梅市防災会議条例にもとづき設置され、その所掌事務および組織については、次のとおりである。

(1) 所掌事務

①　青梅市地域防災計画を作成し、その実施を推進する。

②　市長の諮問に応じて市の地域にかかる防災に関する重要事項の審議をすること。

③　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

(2) 組織

防災会議は、市長を会長として、各防災関係機関の代表をもって組織する。

なお、引き続き自助・共助・公助にもとづく市の災害対策の充実を図るため、自主防災組織や女性の委員などの参画促進を図っていく。

２　青梅市災害対策本部

市の地域について災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市長は、市防災計画の定めるところにより、青梅市災害対策本部を設置することができる（災害対策基本法第23条の２）。

本部の組織と運営等については、第２部第５章第４節「１　市の初動対応体制」を参照

第２章　市民と地域の防災力の向上

第１節　現状と課題

本市では、学校教育や社会教育を通じた総合防災教育、防災マップの配布、広報等を通じた啓発活動、防災訓練等を通じて、市民の防災意識の高揚、防災知識の普及・啓発を行うとともに、自主防災組織の育成、消防団活動の充実など、青梅消防署と連携しながら取り組んでいる。

しかし、これまでに大きな災害に見舞われたことのない本市では、市民の災害に対する意識、知識、経験は十分とはいえない状況にある。

立川断層帯地震では大きな被害の発生が予想されているため、市民の防災に対する意識・知識を高め予防対策を進めるとともに、防災教育や啓発活動、防災訓練など、応急対応力の向上につながる取り組みを図ることが重要である。

阪神・淡路大震災、東日本大震災といった大きな災害では、救助活動や安否確認など、応急・復旧過程で地縁組織・団体が重要な役割を担うことが認識されたところであるが、本市では、近年、市民の転出入が多く、自治会の加入率も４割を下回るなど、地域の絆の希薄化が懸念されている。

東京都が、令和４年５月に公表した新たな被害想定によると、立川断層帯地震においては、揺れによる建物被害の死傷者が９１９人、災害時要配慮者の死者が５６人発生すると見込まれており、こうした被害を抑制するためには、家屋の耐震化や家具転倒防止など市民による自助の取組や自主防災組織、消防団等による共助の救助体制の整備を一層促進する必要がある。

第２節　対策の方向性と到達目標

市民、事業所等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本理念として、災害時に市民一人一人が適切な判断、行動をとれるよう、災害に対する不断の備えを進めるとともに、市民、行政、事業所、ボランティア等との相互連携、相互支援を強め、自助、共助による市民および地域の防災力の向上を推進し、死者や負傷者の減少等を図る。

到 達 目 標

- 市民の自助の備えの徹底
  - 家屋の耐震性・耐火性の確保
  - 家具転倒防止措置の徹底
  - 家族３日分（可能であれば７日分）以上の備蓄（食料、水、医薬品、便袋等
- 市民および自主防災組織による災害初期の応急対策の実施
  - 初期の安否確認、救出救助、消火活動により、被害を最小限に防ぐ
- 防災リーダー（防災士等）の育成
- 「地区防災計画」の策定
- 消防団の災害活動体制の充実
- 事業所の自衛防災体制の強化

【市民と地域の防災力の向上】



第３節　予防対策

【施策の方向】

大規模な震災の発生に際しては、公的機関のみでの対応は困難であり、市民自らが対処しなければならない。そのために、市民一人ひとりが地域の防災力の向上に努めていく。

施策の方向	対策
1 自助による市民の防災力の向上	市民一人一人が「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、防災対策に取り組むよう、防災意識の啓発を推進するとともに、市民一人ひとりの初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進し、市民の防災力を高める。 **・防災意識の啓発（防災マップの普及等）** **・家庭内備蓄（家族３日分以上の食料、水の備蓄等）** **・家屋の耐震性確保（耐震診断、耐震化工事実施促進）** **・屋内家具転倒防止措置の徹底（普及啓発）** **・防災訓練参加促進と防災教育推進による自助共助精神の醸成**
2 地域による共助の推進	大規模災害の発生時に、被害を最小限に止めるためには、地域の事情に精通した自主防災組織等の活動が重要となる。 市の共助の中核を担う自主防災組織の強化・充実を図る。 **・自主防災組織活動の充実化　・「地区防災計画」の策定・充実** **・東京防災隣組活動の普及　・防災リーダー（防災士等）の育成** **・防災訓練の充実**
3 消防団の活動体制の充実	消防団は、常備消防、市、自主防災組織、住民との間をつなぐ存在であり、公助を担う消防機関であるとともに、地域における共助活動の中心的存在でもある。 市は、消防団員がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、活動しやすい環境や資機材の整備など、消防団の活動を支援し、その体制の強化を推進する。 **・消防団員の確保　・女性消防団員、機能別団員の活用** **・資器材の整備　・活動しやすい環境の整備**
4 事業所による自助・共助の強化	発災時に事業所が自らの役割を果たすことができるよう、事業所の防災力向上を促進していく。 また、協定の締結など事業所相互間の協力体制および事業所と自主防災組織等との連携体制を構築するなど、地域との協力体制づくりを推進する。 **・事業所防災計画作成の促進** **・事業所と自主防災組織との連携体制構築** **・事業所備蓄の推進**
5 ボランティアとの連携	発災時に被災地のニーズに即したボランティア活動が展開されるよう、都および市社会福祉協議会、市民活動団体等との連携を強化するとともに、ボランティア活動の支援体制づくりを推進する。 **・都および市社会福祉協議会との連携強化** **・ボランティア活動の支援体制の構築**
6 市民・行政・事業所等の連携	市民、行政、事業所等の各主体は、従来個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成していく。 **・平常時からの連携ネットワークの構築**

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担 当	対 策 内 容
1 自助による市民の防災力の向上	各部課	• 各所管業務に関連した防災教育の実施
	防災課	• 防災啓発活動等に関する総括 • 広報紙、ホームページ等を用いた市民への防災知識の普及 • 防災知識の普及資料（防災マップなど）の作成配布 • マスメディアを活用した防災意識の高揚・啓発 • 防災に関する講演会、研修会の開催 • 生涯学習を通じた防災教育の実施 • 防災教育用ビデオ等の貸出しの実施 • 消防団、自主防災組織等の活動紹介および加入促進
	秘書広報課	• 広報紙、ホームページ等による市民への防災知識の普及 • 外国人向けの防災情報の発信
	市民活動推進課	• 市社会福祉協議会と連携した外国人等の支援体制づくり
	高齢者支援課	• 高齢者向けの防災情報の発信
	障がい者福祉課	• 障がい者向けの防災情報の発信
	子育て応援課 こども育成課 こども家庭センター	• 幼稚園、保育所における防災教育の実施 • 保護者に対する災害時の備えに関する知識の普及
	商工業振興課	• 事業所における防災教育の促進
	住宅課	• 耐震化促進に関する広報（都作成のパンフレットの配布、相談対応）
	教育総務課 指導室	• 学校における防災教育の実施 • 保護者に対する災害時の備えに関する知識の普及
	社会教育課	• 社会教育施設における防災教室等の実施 • 各種社会教育団体の研修等における防災の啓発
	消防団	• 地域における防災啓発活動の推進
2 地域による共助の推進	防災課	• 自主防災組織の育成強化
	自主防災組織	• 地区防災計画の策定と推進
3 消防団の活動体制の充実	防災課 消防団	• 消防団員の確保 • 消防団員の教育訓練 • 消防団資機材等の整備 • 地域等と連携した防災対策の推進
4 事業所による自助・共助の強化	商工業振興課	• 事業所防災計画およびＢＣＰの策定促進 • 事業所相互間の協力体制と地域との協力体制づくり
5 ボランティアとの連携	市民活動推進課 市社会福祉協議会	• 市災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 • 平常時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築
	社会教育課	• ボランティアに関する講座等の開催
6 市民・行政・事業所等の連携	防災課	• 地域、事業所、ボランティア間相互の連携体制の推進 • 地域の災害に強いまちづくりへの積極的な参加促進 • 自主防災組織が主体の防災訓練への参加促進
	市民活動推進課	• 自治会等の体制強化を始めとした地域コミュニティの活性化対策の推進
	消防団	• 地域における防災啓発活動の推進

1 自助による市民の防災力向上

1－1 市民による自助の備え

市民は、「自らの生命は自らが守る」ために次に掲げる措置等の必要な防災対策を推進する。

- 建築物その他の工作物の耐震性および耐火性の確保
- 日頃からの出火の防止
- 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
- 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止
- ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- 水、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や簡易トイレの準備
- 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え
- 自転車を安全に利用するための、適切な点検整備
- 在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施（最低３日間分、推奨１週間分）
- 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- 市や都が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加と知識・技術の習得
- 自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- 避難行動要支援者がいる家庭における、個別避難計画の作成や「避難行動要支援者名簿」「個別避難計画」情報の避難支援等関係者への事前提供についての同意等の円滑かつ迅速な避難への備え
- 災害時に備え、避難所、避難場所および避難経路等の確認・点検ならびに適切な情報収集方法の確認
- 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

1－2 防災意識の啓発

市および防災関係機関は、市民の危機意識を喚起することにより、市民が「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、家庭内での備蓄や自ら建物の耐震化･不燃化、家具類の転倒・落下・移動防止、発災時の安否を確認する方法の取り決め等の防災対策に取り組むよう、様々な機会を通じて啓発を行う。

(1) 広報の内容

災害に対する知識や備え等に関する防災広報活動を展開する。

- 地震、風水害等の災害に関する一般知識
- 地震発生時の心得（「地震その時１０のポイント」の普及）
- 各防災関係機関の防災対策
- 家庭での風水害対策
- 出火の防止および初期消火の心得
- 室内、戸外、高層建築物、危険物施設等における身体防護対策
- 災害情報の入手方法
- 非常食料・身の回り品等の準備の心得
- 道路交通規制およびドライバーの心得
- 避難（場）所、避難方法および避難時の心得
- 水道・電気・ガス・電話等の災害時の心得
- 近隣との協力および自主防災組織への参加促進
- 土砂災害に対する心得
- 救出および応急救護の方法
- 災害時要配慮者の支援要領
- 帰宅困難者対策（帰宅困難者の行動心得１０か条の普及）

(2) 広報の実施方法

広報の実施に際しては、広く市民に周知が図れるよう、様々な手法を用いて防災知識の普及、啓発活動を推進していく。

- 印刷物による普及(広報紙、防災読本、パンフレット、防災マップ、ハザードマップ等)
- 講演会等の開催（各種講演会、防災イベント、防火のつどい等）
- 常設展示による普及（東京消防庁消防防災資料センター、都民防災教育センター等の活用）
- 広報媒体による普及（テレビ、新聞等）
- インターネット等による普及（ホームページ、青梅市メール配信サービス、SNS等）

(3) 防災広報の充実

毎年８月下旬から始まる防災週間、１月中旬の防災とボランティア週間、３月中旬の東日本大震災が発生した時期、春と秋の火災予防運動期間、台風等の災害の発生しやすい時期など、市民の災害に対する関心が高まる時期をとらえて、重点的に防災広報活動を行う。

(4) 被害想定等の最新情報の周知

被害の発生を防止・軽減するため、都の被害想定の見直しや市の災害リスクに関する各種調査結果等を公表・周知し、事業者および住民の防災に関する意識の向上に努める。

1－3 防災教育の充実

市、青梅消防署および教育関係機関は、幼児期から社会人までの継続した総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を涵養する。

防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダー（防災士等）を育てる防災教育を実施していく。

また、市民、自主防災組織、事業所等を対象とした防災訓練を充実させ、広報等により訓練参加者の増加を図っていく。

防災教育・防災訓練に関する取組内容は以下のとおりである。

- 児童生徒等の成長発達段階に応じた総合防災教育の推進
- 自治会等を単位とした講演会の開催等による防災意識の啓発
- 自主防災組織の育成
- 都と連携した防災リーダー（防災士等）の育成
- 災害時要配慮者、家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練等の促進・支援
- 各避難所運営主体による避難所運営訓練や市総合防災訓練等への災害時要配慮者と家族の参加に対する支援
- 各家庭における地震時の身体防護・出火防止等の徹底を図るための防災教育の推進
- 実践的な防災訓練を通じた市民の防災行動力の向上の推進
- 自主防災組織、女性防火組織、消防少年団等の組織の育成・支援
- 災害時支援ボランティアの育成・支援
- 自衛消防訓練を通じた事業所の自衛消防隊の育成（自衛消防審査会の実施等）
- 自治会、事業所等による地域の協力体制づくりの推進
- AED（自動体外式除細動器）の使用方法を含めた救命講習の実施など、応急救護に関する技能の向上
- 教育機関等と連携した発達段階に応じた総合防災訓練の推進
- 自主防災組織を通じて事業所での災害対策完了後の地域の消火活動、救出・救助活動の推進
- 家庭での応急的な簡易水防工法等の普及

1－4 防災訓練の充実

市、防災関係機関、市民、自主防災組織および事業所等は、緊密な協力体制を確立し、地域防災計画の習熟、防災意識の高揚を図るための実効性のある総合的な訓練を実施する。

(1) 総合防災訓練

相互の理解と連携・協力を深め災害対応活動の円滑を期すため、市、防災関係機関、市民、自主防災組織、事業所等が実施する総合防災訓練の内容は次のとおりとする。

実　施　日	防災の日、防災週間中（８月３０日～９月５日）、その他の日のいずれか
参加機関等	市・防災関係機関・市民・事業所・災害時支援ボランティア・協力団体等
訓練項目	本部運営訓練・非常招集訓練・現地実動訓練

(2) 消防訓練

青梅消防署・青梅市消防団は次のとおり消防訓練を実施する。

実施機関	訓　練	内　容
青梅消防署・青梅市消防団（個別または合同で実施する。他機関の参加を要請する場合もある。）	平常時の消防活動訓練	• 災害を予測し、実態に対応した消防活動訓練
	震災消防活動訓練	• 大規模な震災に対処するための訓練（本部運営訓練・非常招集命令伝達訓練・参集訓練・初動措置訓練・部隊運用訓練・通信運用訓練・救助救出訓練・救護所運営訓練・連携消火訓練等）
	林野火災消防活動訓練	• 林野火災を想定した訓練、連携訓練
	多数傷病者発生時の消防活動訓練	• 集団的多数の死傷者が発生した災害を想定した救助・救急事象に対する訓練
青梅市消防団	ポンプ操法訓練等	• 東京都消防訓練所および青梅消防署の指導による団員のポンプ操法技術の向上のための操法訓練など • ポンプ操法訓練審査会の開催（隔年）

(3) 市民・自主防災組織等が実施する訓練

市民、自主防災組織等は次のとおり訓練を実施する。

実施機関、団体等		訓練項目	実施時期
防災訓練	市民・自主防災組織	・出火防止訓練 ・身体防護訓練 ・初期消火訓練 ・避難訓練 ・救出訓練 ・応急給水訓練 ・応急救護訓練 ・その他の訓練 ・通報連絡訓練	基本的訓練は、自主防災組織等で年間防災訓練計画を作成し実施するほか、防災キャンペーンの時期をとらえて随時実施する。 総合訓練は年１回以上実施する。
	事業所	・出火防止訓練 ・避難訓練 ・身体防護訓練 ・帰宅困難者対応訓練 ・初期消火訓練 ・情報収集訓練 ・救出救護訓練 ・その他の訓練	消防計画・事業所防災計画にもとづいて訓練計画を作成し、実施する。 また、そのうち、一連の訓練を総合訓練として実施する。
	災害時支援ボランティア	・応急救護活動訓練 ・予防分野の活動訓練 ・後方支援活動訓練	防災週間、防災とボランティア週間等の時期をとらえ、消防署等において講習会、総合訓練等を実施する。
	医療機関	・患者の受入れ、入院者、来院者の安全確保訓練 ・仮救護所の設置・運営訓練 ・傷病者の緊急度に応じた分類（トリアージ）および救急処置ならびに搬送訓練 ・消防隊、救急隊との連携訓練 ・災害現場への出場訓練（現場救護所支援・東京ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）等） ・その他の訓練	総合防災訓練にあわせて実施するほか、消防計画にもとづき計画を作成し実施する。

(4) 指定公共機関、指定地方公共機関等の訓練

指定公共機関、指定地方公共機関等は、防災業務計画等にもとづく訓練を定期的に実施し、防災力の向上に努める。

１－５ 外国人の支援対策

市、青梅消防署および防災関係機関は、在住外国人および外国人旅行者等に対し、平常時から、防災知識の普及や地域行事を利用した防災訓練の実施等を推進していく。

- 秘書広報課、市民安全課、市民活動推進課、市社会福祉協議会と連携し、長期滞在、生活している外国人に対する地域での支援体制づくりを推進する。
- 市民団体等と連携し、外国人参加の防災訓練や防災講座、防災教室、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成などを通じて防災知識の普及を図る。
- 都が作成する防災に関する動画を活用し、外国人が多く集まる場所等で、情報提供を行う。
- 消火器、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物等の記号や絵の表記、外国語標記を推進する。
- 東京都防災（語学）ボランティアを活用し、地域の防災訓練に参加する外国人への支援を推進する。

2 地域による共助の推進

2－1 自主防災組織の強化

資料編 2-2-1「自主防災組織」

(1) 自主防災組織の役割

自主防災組織の主な役割は次のとおりである。

- 防災に関する知識の普及
- 出火の防止の徹底
- 初期消火、救出・救護、避難等各種訓練の実施
- 地域内の危険箇所の点検・把握、地域住民への周知
- 地域内の災害時要配慮者の把握、災害時の支援体制の整備
- 地域内の企業・事業所との連携・協力
- 行政との連携・協力
- 防災資器材等の整備および備蓄
- 避難所運営組織の整備

(2) 自主防災組織の育成

地域における防災活動が組織的に行われるよう、市は、防災活動の中核組織となる自主防災組織の強化・拡充に努める。

① 防災行動力向上に向けた支援

市および青梅消防署は、防災関係機関等と連携し、地区で実施される防災訓練等に対する指導、援助、助言、講習会等の開催等、自主防災組織への支援を実施し、自主防災組織の防災行動力の向上を図る。

② 組織の充実に向けた支援

既存組織の活動の活性化やリーダーの育成を図るため、自主防災組織向けの講習会への参加促進や、国の「防災まちづくり大賞」、都の「東京防災隣組」、東京消防庁の「地域の防火防災功労賞」等への推薦、他自治体の自主防災組織の取組事例についての紹介など、組織充実への支援を行う。

③ 自主防災組織同士の交流機会の創出

青梅市自主防災組織連絡会を設置し、自主防災組織同士の情報・人的交流が深まるように場・機会の提供、ネットワーク網の構築に取り組む。

(3) 地域との協力体制の構築

資料編 2-2-2「協力を要請する団体」

① 自主防災組織活動の周知

地域に自主防災組織が浸透するように、自主防災組織の目的や活動の内容などを住民に周知して参加を促進し、災害時に地域住民による円滑な協力体制が構築できるように努める。

② 地域との交流機会の充実

消防機関や市社会福祉協議会、学校、民生児童委員、地域の事業所、各種活動団体などと自主防災組織との交流機会の充実に努める。

③ 災害時要配慮者への支援

災害時要配慮者の平素からの見守り、災害時の支援要領等について申し合わせ、訓練を行うなどの支援体制の構築に努める。

2－2 自主防災組織の活動環境の整備

(1) 自主防災組織の活動環境の整備

市は、自主防災組織の活動拠点となる市民センター（防災拠点）に配備する防災活動用の資機材の整備・充実に努めるとともに、災害時に効率的な活動を行えるよう、市災害対策本部との連携の強化に努める。

自主防災組織は、市民センターに活動拠点としての本部を置く。市民センターが使用不能となった場合には、各地域の学校に本部を設置するように事前に指定しておく。

(2) 訓練用資機材の整備

市は、自主防災組織が平素から初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練等の各種訓練を活発に行えるよう、必要な訓練用資機材の整備に努める。

(3) 地区防災計画の策定

各地区自主防災組織において、地域性に合わせた地区防災計画を策定し、青梅市地域防災計画の修正や災害対策基本法の改正等、必要に応じて修正を加え、充実を図ることとする。

なお、地区防災計画に定める事項は、概ね次の事項とする。

① 自主防災組織の編成および任務分担に関すること。
② 防災知識の普及・啓発に関すること。
③ 地域の災害危険の把握に関すること。
④ 防災訓練の実施に関すること。
⑤ 情報の収集伝達に関すること。
⑥ 水防活動、出火防止および初期消火に関すること。
⑦ 救出・救護に関すること。
⑧ 避難誘導および避難所の組織的運営に関すること。
⑨ 給食・給水に関すること。
⑩ 災害時要配慮者対策に関すること。
⑪ 他組織との連携に関すること。
⑫ 防災資機材等の整備および管理に関すること。

3　消防団の活動体制の充実

資料編　2-5-3「青梅市消防団の消防団員数および消防車両等」

3－1　消防団組織の充実･強化

① 大規模な災害発生に伴う同時多発・広域複合的な災害における消防活動には、地域と密接に繋がる消防団員の活動が欠かせないため、市および消防団は、消防団の存在と活動を知ってもらう広報、消防団員の募集広報を積極的に展開し、入団促進を図る。また、青梅消防署はこれを支援する。

② 地域、事業所、各種団体との連携協力を通じ、消防団の重要性、信頼性等の理解を深め、青年層の参加を促進する。また、機能別消防団員制度の活用等を図る。

③ 東日本大震災を始めとする近年の大規模災害の教訓から、救助や避難活動などにおいて、女性の活動が求められているため、女性の消防団員の確保などに努める。

④ 消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定・奨励し、地域防災支援体制の一層の充実を図る。

3－2　消防資機材の整備

震災時の火災対応や救助活動を実施するため、消防団活動の拠点となる分団各部詰所の整備を始め、活動に必要な救助資機材や消防ポンプ車・可搬式ポンプ積載車（緊急自動車）等を整備する。

3－3　消防団員の災害活動能力の向上

① 各種資機材やマニュアル等を活用して地域特性に応じた内容の教育訓練を実施し、実践的な災害活動能力および安全管理能力の向上を図る。

② 教育訓練の推進による消防団員の応急救護指導技能の向上を図る。

③ 新入団員への入団教育を充実させ、災害活動技能の早期習得を図る。

④ 消防団活動と仕事や家庭との両立が図れるよう、消防団員の生活に配慮した訓練方法や訓練時間の工夫を推進する等して、活動しやすい環境づくりに努めることにより、消防団員の各種技能の向上を図る。

3－4　消防団と地域住民等との連携の強化

消防団による地域住民等への防火防災教育訓練を通じて、消防団と地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。

4　事業所による自助･共助の強化

4－1　事業所の役割

事業所は、その社会的責任を果たすため、次のような対策を図る。

- 社屋内外の安全対策
- 防災計画、非常用マニュアルの整備、事業活動の継続対策
- 防災資機材、水、食料等の非常用品の備蓄
- 従業者や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備
- 地域活動への参加、自主防災組織等との協力、地域社会の安全性向上対策
- 東京都帰宅困難者対策条例の遵守

4－2 事業所の自衛消防組織の育成

(1) 市の取組

① 自衛消防隊等の育成指導

大規模災害の発生に備え、事業所は自衛消防隊等の組織を結成し、地域と密着した組織的な対応を図ることが被害の拡大を防止する上で重要である。このため、市は、市内の事業所の自衛消防隊兼自衛消防組織の育成指導に努める。

② 事業者のBCP(事業継続計画)の策定

市は、事業者団体を通じて、事業者のＢＣＰの策定を推進する。

(2) 青梅消防署の取組

① 事業所防災計画の作成指導

事業所は、その用途や規模に関わらず、事業所単位での事業所防災計画の作成が義務づけられており、青梅消防署は、事業所防災計画の作成を指導する。

事業所	指導内容
防火管理者および防災管理者の選任を要する事業所	「震災に備えての事前計画」、「震災時の活動計画」、「施設再開までの復旧計画」、「帰宅困難者対策」を取り込んだ作成を指導
防火管理者および防災管理者の選任を要しない事業所	「職場の地震対策」、「事業所防災計画表」を配布し、作成を指導
防災対策上重要な施設を管理する事業所 (ガス、電気、水道、高速道路および通信の防災対策上重要な施設を管理する事業所)	特性と実態に即した事業所防災計画の作成を指導

② 救命講習等の受講促進

発災初期段階での傷病者に対する応急救護能力を向上させるため、救命講習等の受講の促進を図るとともに、事業所等における応急手当の指導者の養成等を行う。

③ 多数人員収容施設、危険物施設等の事業所への措置

青梅消防署および東京都は、以下の事業所に対し、次の措置をとる。

施設	機関	措置
ホテル、百貨店等の多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所	青梅消防署	• 自衛消防隊の設置の指導 • 講習および自衛消防訓練の実施の指導 • 事業所の活動能力の向上 • 自衛消防中核要員を中心とした上級救命講習等の受講促進 • 統括防火防災管理者選任指導（管理権限者が複数の場合） • 全体の消防計画策定の指導（同上） • 帰宅困難者対策の促進
危険物を取り扱う事業所	青梅消防署	• 施設の安全化および自主保安体制確保の指導 • 相互協力による実践的訓練の実施
高圧ガスを取り扱う事業所	東京都	• 自主保安体制の整備の指導 • 「東京都高圧ガス地域防災協議会」への加入指導
火薬関係を取り扱う事業所	東京都	• 保安対策の指導 • 危険防止のための応急措置の指導 • 自主保安体制の整備の指導

④ 事業所自衛消防訓練の指導

青梅消防署は、事業所自衛消防組織の活性化を図るため、地震発生時において、迅速かつ的確な活動を行うための自衛消防訓練を積極的に実施するよう、各事業所に働きかけていくとともに、事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救出・救護活動を実施するように指導する。

5 ボランティアとの連携

5－1 ボランティア活動の充実

(1) ボランティア意識の醸成

市および市社会福祉協議会は、学校教育および社会教育の場等において、ボランティア活動の社会的意義についての啓発を行い、ボランティアに対する意識の啓発と積極的な活動参加を呼びかける。

(2) 人材の育成

市および市社会福祉協議会は、関係機関と連携し、ボランティア活動のリーダーおよびボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

また、市民のボランティア活動への参加のきっかけが広がるように、社会教育活動等や福祉分野等と連携した専門ボランティアの育成などを図る。

(3) ボランティア団体のネットワークづくり

市は、災害時における迅速かつ適切な対応を図るために、市社会福祉協議会が中心となって行う、ボランティア活動団体のネットワークづくりを支援する。

(4) ボランティアセンターの拡充

市は、市社会福祉協議会を始め、各福祉団体と連携し、青梅ボランティア・市民活動センターの人材を拡充し、ボランティア団体およびボランティア活動の支援を行う。

(5) 東京ボランティア・市民活動センターとの連携

市は、都の総合的なボランティアセンターである東京ボランティア・市民活動センターとの連携・協力を図り、災害時におけるボランティアの受入れと活動が円滑に行われるような体制づくりに努める。

(6) 東京都防災ボランティアとの連携

大規模な災害時は、特に専門的なボランティアが不足することから、都に専門的なボランティアのあっせんを要請する可能性が高いため、市は、都との協力体制の強化を図るとともに、都が実施しているボランティアの登録制度の周知に努める。

所 管	名 称・資 格	活 動 内 容
都 生活文化スポーツ局	《防災（語学）ボランティア》 一定以上の語学能力を有する者（満18歳以上の都内在住、在勤、在学者）	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援
都 都市整備局	《応急危険度判定員》 建築士法（昭和25年法律第202号）第２条に規定する１級建築士、２級建築士、木造建築士または知事が特に必要と認めた者であって都内在住または在勤者	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定
都 都市整備局	《被災宅地危険度判定士》 宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第18条に規定する土木または建築技術者	災害対策本部が設置される規模の地震または降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
都 建設局	《建設防災ボランティア》 公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者	建設局所管施設の被災状況の点検業務支援、都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握

(7) 警視庁交通規制支援ボランティア

警視庁は、大災害等の発生時に交通規制を支援する交通規制支援ボランティアについて、平成８年８月から運用を開始している。

また、市は、これらのボランティアとの連携強化に努める。

機 関 名	要 件	活 動 内 容
青梅警察署	警察署の管轄区域内に居住し、または活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行う者	１　大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報ならびに交通規制用装備資器（機）材の搬送および設置を行う活動 ２　平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動 ３　その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動

(8) 東京消防庁災害時支援ボランティア

東京消防庁は、災害時のボランティアの確保対策として、東京消防庁災害時支援ボランティアを各消防署において登録し、講習、訓練等を実施している。

また、市は、これらのボランティアとの連携強化に努める。

機関名	要件	活動内容
青梅消防署	原則、青梅市内に居住する方または勤務もしくは通学する方であり、かつ発災時において東京消防庁の支援を行う意思がある15歳(中学生を除く。)以上の方で次のいずれかの要件を満たす方 1 普通救命講習を修了している等、応急救護に関する知識を有する方 2 過去に消防職員、消防団員、消防少年団員として1年以上の経験がある方 3 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術（消防設備士、危険物取扱者）を有する方	●消防職員の指導と助言により、以下の支援活動を行う。 1 応急救護活動 2 消防署内での後方支援活動（給食支援活動、仮設トイレ等の設定、帰宅困難者に対する道案内等） 3 消防署外での後方支援活動（食料・飲料水の搬送、簡易水槽の設定など） 4 消防用設備等の応急措置支援 ●平常時には、以下の活動を実施 1 地域の防火防災訓練での指導 2 災害時の活動に備え、各種訓練、行事への参加 3 チームリーダー以上を目指す人を対象とした「リーダー講習」、「コーディネーター講習」への参加 4 消防出初式等の行事への参加 5 その他登録消防署の要請による活動

(9) 赤十字ボランティアとの連携

市は、災害時に円滑な赤十字ボランティアとの連携が図れるよう、日頃から協力体制の強化に努める。

機関名	要件	活動内容
日本赤十字社東京都支部	《東京都赤十字救護ボランティア》 災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修(赤十字災害救護セミナー)を修了・登録したボランティア	平常時には、災害救護に関する研修会・訓練等を行い、災害時には、医療救護班の支援活動および赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動の実施
	《地域赤十字奉仕団》 地域において組織された奉仕団	災害時には市区町村と連携し、避難所および赤十字エイドステーション(帰宅困難者支援所)等において被災者等への支援活動の実施
	《特殊赤十字奉仕団》 学生および特定の技能を有した者で組織された奉仕団	各団の特色を生かし、避難所等における被災者のケア等の活動の実施
	《赤十字個人ボランティア》 日本赤十字社東京都支部および病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティア	災害時には個人の能力・技能、活動希望などにより被災者等への支援活動の実施

5－2 ボランティアセンターの整備

ボランティアには、専門的な知識、経験や特定の資格を有するボランティアと指定避難所等における支援物資の配布、炊き出しなどの特別な資格を必要としないボランティアがある。

大規模な災害が発生した場合、全国から多数のボランティアが参集することが予想される。

このため、市は市社会福祉協議会と協力し、災害時におけるボランティアの受入れ、ボランティア活動の調整などを実施する組織として市災害ボランティアセンターを整備する。

運営は、市社会福祉協議会、ボランティア団体等が主体となって行うものとする。

そのため、市は、災害ボランティアコーディネーターの養成に努める。

また、市災害ボランティアセンターの設置・運営については、市と市社会福祉協議会の協定にもとづき行う。

6 市民･行政･事業所等の連携

(1) 協力体制の整備

市および防災関係機関は、地域の防災市民組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための情報交換の場や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図る。

また、各種防災活動を通じた地域コミュニティの活性化を図り、地域の災害に強いまちづくりへの積極的な参加促進を図るなど、地域の防災体制を強化する。

(2) 地区防災訓練の参加促進

地域住民が主体となった地区防災訓練へ参加促進を図る。

第４節　応急対策

【活動のポイント】

大地震発生の際には、公的機関のみでの対応は困難であり、市民および事業所は、状況を把握し、自ら判断し適切な行動を取らねばならない。

実施項目	活動のポイント
１ 自助による応急対策の実施	地震の揺れが収まった後、ケガ等の無い市民は、周囲の安全を確認の上、可能な限り初期消火や救出救助、応急救護等、状況に即した適切な行動に取り組む。
２ 地域による応急対策の実施	市民一人ひとりが力を合わせ、自主防災組織等の下、組織的活動による効果的な応急対策の実現に努める。 市民センターに自主防災組織本部を設置し、情報収集および災害対策の指示を行う。
３ 消防団による応急対策の実施	保有する消防力を最大限活用して、出火防止、延焼防止に努める。市民の自主的な応急対策行動を適切に指導し、組織的活動を支援する。
４ 事業所による応急対策の実施	来場者や従業者の安全確保等、所内の応急対策に目途がつき次第、周辺地域の応急対策に積極的に協力する。
５ ボランティアとの連携による対策	市社会福祉協議会は発災直後に速やかに市災害ボランティアセンターを立ち上げて、ニーズの把握とボランティアの受入態勢を確立し、適切な配置に努める。

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担当	対策内容
１ 自助による応急対策の実施	市民	• 初期消火や救出救助、応急救護等
	広報班	• 避難や災害に関する市民への注意事項等の情報提供 • 外国人向けの災害情報の発信
	市民連絡班	• 市社会福祉協議会と連携した外国人等の支援活動体制の確保
２ 地域による応急対策の実施	市民・自主防災組織	• 組織的な初期消火や救出救助、応急救護、避難誘導等
	防災班	• 自主防災組織等と連携した災害応急対策活動の実施
	市民連絡班	• 市民センターにおける自主防災組織本部の開設
３ 消防団による応急対策の実施	防災班	• 消防団の災害応急対策活動の支援
	消防団	• 災害応急対策活動の実施
４ 事業所による応急対策の実施	事業所	• 客や従業者等の安全確保 • 周辺地域の応急対策 • 東京都帰宅困難者対策条例にもとづく対策の実施
	商工業振興班	• 関係団体と連携し、観光客等の情報、事業所、観光施設等における被災状況の確認および支援
５ ボランティアとの連携による対策	市民連絡班 市社会福祉協議会	• 市と市災害ボランティアセンターの連携 • ボランティア関係団体との連携

※災害時の部の名称および編成については、第２部第５章第４節１－４「（２）第３号特別警戒体制」参照

1 自助による応急対策の実施

1－1 市民自身による応急対策の実施

(1) 市民の自助と協力

災害の発生当初は、行政による応急対策が行き届かないことが考えられる。

そのような状況において、市民は、「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則を前提として、次の活動を行い、その後、地域における応急対策活動に寄与するよう努めるとともに、行政が行う活動に協力するものとする。

- 発災時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。
- 災害情報、避難情報の収集を行い、避難所においては自ら活動する。
- 地震発生後数日間は、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインを始め、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用する。

(2) 市民の通報義務等

災害が発生するおそれがある現象、または異常な現象を発見した場合は、遅滞なく、その旨を、市職員または警察官、消防官等に通報しなければならない。

通報を受けた市長または警察署長、消防署長等は、速やかに防災関係機関に通報し、必要な活動を実施する。

1－2 外国人の情報収集等に係る支援

市は、在住外国人および外国人旅行者に対し、必要とする情報の収集・提供を円滑に行うとともに、東京都が開設する外国人災害時情報センターとの情報交換を行い、外国人を支援する。

2 地域による応急対策の実施

2－1 自主防災組織等による応急対策の実施

資料編 2-2-1「自主防災組織」

(1) 活動の概要

自主防災組織や事業所等は、自らの身の安全を図るとともに、自助、共助の精神にもとづき、以下に示す発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施する。

- 近隣での助け合い（出火防止、初期消火、救助等）
- 安否や被害についての情報収集
- 初期消火活動
- 災害に関する予報・警報、その他の情報の地区内住民等への伝達
- 救出活動
- 負傷者の手当・搬送
- 住民の避難誘導活動
- 災害時要配慮者の避難支援
- 避難所運営
- 自治体および関係機関の情報伝達
- 炊出し等の給食・給水活動 等（「自主防災組織の手引」）
- 災害時における広報広聴活動への協力

(2) 自主防災組織本部の設置

自主防災組織は、災害発生後、可能な段階において早期に自主防災組織本部を設置する。設置場所は、各地区の市民センターとし、本部長は自主防災組織の長とする。

市民センターに置かれる市の地区対策本部と連携し、被害情報の収集や自主防災組織の行う応急対策活動の指示等を行う。

(3) 自主防災組織等による活動

火災が発生した場合は、自主防災組織等が協力して、消火栓器具箱および地域配備消火器等を活用した初期消火を実施する。

なお、地域で行う初期消火活動は、火災の拡大防止を主眼とし、資器材の能力や地域の特性を勘案して行う。消防団員や消防隊が到着後は、その指示に従う。

(4) 救出・救護活動

地域の資器材保管場所や市民センターおよび防災倉庫等にある簡易救助資器材を活用する。

可能な限り、倒壊建物等からの負傷者の救出を実施し、負傷者に対し、応急救護を実施するとともに、医療救護所への搬送を実施する。また、避難行動要支援者については、名簿をもとに安否確認を行うとともに、消防団等と連携して、避難誘導や救出・救護を行う。

(5) 避難所運営

自主防災組織は、市や地域住民と連携し、あらかじめ策定した避難所運営マニュアルにもとづき、女性やこども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者等にも配慮した円滑な避難所運営に努める。

2－2 民間団体の協力等

市ならびに防災関係機関は、その所掌事務に関係する民間団体に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう、協力体制の確立に努める。

(1) 協力の要請

市は、必要に応じ、民間団体に対し、災害対応業務の協力および情報の収集を要請する。

(2) 協力を要請する団体

資料編 2-2-2「協力を要請する団体」

協力を要請する団体は、資料編に記載する。

(3) 協力活動

民間団体が協力する災害対応業務の活動内容は、次のとおりとする。

① 被災者の救出に関する活動
② 被災者の避難所収容に関する活動
③ 救助物資の調達および配分に関する活動
④ 炊き出しに関する活動
⑤ 倒木等障害物の除去に関する活動
⑥ 被災地および避難所の防疫に関する活動
⑦ その他災害応急措置に関する活動

(4) 工作活動協力の要請

本部長は、災害時において必要があると認めた場合は、各種協定にもとづき、市内建設業者等に協力を要請し、工作活動を維持するものとする。

工作活動は、概ね次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求めるものとする。

① 災害応急対策に関する活動
② 障害物の除去等に関する活動
③ 施設等の応急復旧に関する活動
④ その他応急対策に関する活動

(5) 費用の負担

様式編 11-１４「労務者調達要請書」

民間団体の労務提供は、原則として無料奉仕とする。工作協力業者については、協力業者と協議して雇用単価を定める。

3 消防団による応急対策の実施

資料編 2-5-3「青梅市消防団の消防団員数および消防車両等」

地震による同時多発火災および救助事象等に対応するため、消防団は、地域に密着した消防機関として、地域住民に対して出火防止、初期消火および救出・救護等の指導を実施するとともに、火災その他の災害発生時には、消防署隊との連携、地域住民との協働により、資器材を有効に活用した消防活動に当たる。

- 消防署隊と連携した消火活動、救出・救護活動
- 地域住民との協働による救助活動、応急救護活動
- 災害情報の収集・伝達活動
- 住民指導、避難指示の伝達、避難者の安全確保等

(1) 出火防止

発災後は、消防団員は可能な限り速やかに各部詰所に参集し、付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。

(2) 情報収集活動

各分団は、災害の初期対応を行うとともに、分団受持区域内において、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。

(3) 消火活動

同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動および避難道路防護活動、活動障害排除活動等を行う。

(4) 救出・救護

救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行う。

(5) 避難場所の安全確保等

避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難場所の安全確保の活動を行う。

(6) 団本部

団本部は、次のとおり活動を行う。

① 団本部は、全消防団員を指揮・統括する。
② 分団本部からの災害状況等の報告を部隊運用に資するとともに、消防署隊本部に連絡する。
③ 消防署隊本部と連絡を密にし、災害現場活動上必要がある場合は、分団長に対し出場を命ずる。
④ 消防署隊長の依頼により、必要がある場合は、分団を統合し、部隊を集結して消防力の集中を図る。

(7) 分団本部

分団本部は、団本部の命を受け、次のとおり分団の指揮に当たる。

① 参集者等の被害情報を基に災害程度を判断し、努めて消防力の劣勢かつ危険度の高い所を重点として、消防ポンプ隊および監視警戒班の運用を行う。
② 消防署隊の人員不足が見込まれる場合は、消防署または活動現場に消防団員を派遣する。
③ 団本部に対し、消防ポンプ隊の活動状況および分団受持区域内の災害状況について報告する。この場合、部隊運用ならびに災害拡大に直接関係するものを優先する。

(8) 消防ポンプ隊の活動

消防ポンプ隊は、次のとおり活動を行う。

① 消防ポンプ隊は、分団受持区域内に火災が発生した場合は、ただちに防御に当たる。
② 消防署隊が防御途上、他の火災に転戦する場合、または延焼防止後に転戦した場合は、必要に応じて付近住民の協力を得て、残火等の処置を行う。

(9) 監視警戒班の活動

監視警戒は、通常、分団長が地域を指定し、それぞれ分担して行うが、大規模な震災時は、災害危険の大きい場所を重点的に実施する。なお、監視警戒要領は、次のとおりとする。

① 危険物、可燃性ガス等が流出している場合は、流出源の管理者等に流出防止の措置について指示するとともに、付近の火気使用制限および車両、通行人の進入を防止する。
② 火災により飛火が生ずると判断した場合は、風下方面の住民に対し、飛火の警戒と飛火した場合の即時消火を呼びかける。
また、飛火火災を発見した場合は、ただちに消火する。
③ 避難および消火活動上障害となる道路上の持出品等は、努めてこれを制限し、すでに搬出中のものは、ただちに整理する。
④ 監視警戒中は、努めて災害状況ならびに各種情報を正しく把握し、分団長に報告する。この場合、部隊運用および災害拡大に直接関係するものを優先する。
⑤ 流言とおぼしき情報を聞き及んだ場合は、分団本部、消防署隊、警察官等に速やかに確認し、正しい情報を市民に伝え、人心の安定を図る。
⑥ 避難指示が発令された場合は、周辺の火災の状況等正しい情報にもとづき、危険が最も少ないと考えられる避難路および避難場所を指示し、市民を避難誘導する。

災害に遭遇した場合は、可能な応急措置を行い、分団本部に報告するとともに、到着した消防署隊と連携し、災害防御活動を実施する。

4 事業所による応急対策の実施

市内の事業所は、大地震発生時に際して、以下の応急対策に取り組むものとする。

- 来訪者や従業者等の安全を確保し、救助活動、救護活動を行う。
- 出火防止措置、初期消火を速やかに実施する。
- 正確な情報を収集し、来訪者や従業者等に伝達する。
- 施設の安全を確認した上で、従業者の一斉帰宅を抑制する。
- 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救助活動、救護活動を実施する。
- 初期消火で対応できない火災が発生した場合等は、速やかに避難する。
- 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。
- 東京都帰宅困難者対策条例にもとづく対策を実施する。

5 ボランティアとの連携による対策

市は、都、日本赤十字社東京都支部、東京都社会福祉協議会(以下、「都社会福祉協議会」という。)、市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう適切に対処する。

5－1 市災害ボランティアセンターの設置

市社会福祉協議会は協定にもとづき、ボランティア活動の拠点となる市災害ボランティアセンターを設置し、受入窓口およびボランティア団体等の活動拠点とする。

市災害ボランティアセンターの主な活動内容は次のとおりである。

① ボランティアの受付
② ボランティア受入場所の確保
③ 市からの情報等にもとづくボランティアニーズの把握
④ ボランティア連絡会議の開催
⑤ ボランティア連絡会議を通じて、ボランティアの中からリーダーを選出し、そのリーダーを中心に活動できる組織づくりおよび活動内容・活動場所の決定
⑥ その他ボランティア活動について必要な活動
⑦ 市との連絡調整

時期区分	時間経過	活動の流れ	活動の主な内容
災害発生期	発災	市災害ボランティアセンターの設置	• 市災害ボランティアセンターの設置 • 市災害ボランティアセンターの運営 • ボランティアの受入
	3時間	⇩	
初動期	12時間	ボランティア活動の実施	
	24時間		• ボランティアの活動内容指示 • 必要なボランティアの把握、募集 • ボランティアの要請受付、派遣 • ボランティアの調整 • 都への報告

5－2 ボランティア活動の実施

(1) ボランティアの活動内容

① 一般のボランティアの活動

一般ボランティアの活動支援を必要とする部は、市災害ボランティアセンターに要望等を連絡し、市災害ボランティアセンターにおいて活動内容等の調整を行う。

一般ボランティアの活動内容は、次のとおりである。

ア 災害情報、安否情報、生活情報の収集・伝達
イ 避難所生活者の支援（水汲み、炊き出し、清掃、救援物資の仕分けおよび配送）
ウ 在宅者の支援（高齢者の安否確認、食事、飲料水の提供）
エ 物資配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配付、輸送）
オ 被災地外からの応援者に対する地理案内
カ その他被災者の生活支援に必要な活動

② その他の専門ボランティアの活動

その他の専門ボランティアは、市関係各部等が受入れ等の対応を行う。

専門ボランティアの活動内容は、次のとおりである。

ア 救助ボランティア（災害救助訓練の経験者、救急法または蘇生法指導員等）
イ 医療ボランティア（医師、看護師、助産師等）
ウ 保健ボランティア（保健師、栄養士、精神医療カウンセラー等）
エ 福祉ボランティア（社会福祉士、介護福祉士、ヘルパー等）
オ その他、災害救助活動において専門技能を要する業務

(2) 市との連携

ボランティアの活動において、市災害対策本部との調整を必要とする場合は、市災害ボランティアセンターがその調整を行う。

なお、ボランティアのきめ細かさ、機敏性、柔軟性等のボランティア活動の特性を発揮できるよう、行政の過度の関与は避け、自主性を尊重するよう留意する。

(3) ボランティア関係団体に対する支援

市は、ボランティア活動に必要な資機材および活動拠点の提供を行う。

また、災害の状況および災害応急対策の実施状況等ボランティア活動を円滑に行う上での必要な情報を提供する。

(4) 市民活動団体（NPO等）への活動支援等

市は、ＮＰＯ等市民活動団体に関する連絡調整、受付、活動支援等を行う。

第３章　安全なまちづくりの実現

第１節　現状と課題

地震による災害から一人でも多くの生命および貴重な財産を守るとともに、都市機能を維持するためには、都市構造そのものの防災性を高めていくことが必要である。

本市では、「総合長期計画」、「都市計画マスタープラン」等の計画において、「どこよりも災害に強いまち」の推進を位置づけるとともに、市街地の整備、建物の耐震化促進等に取り組んでいる。

東京都の被害想定の見直しによると、火災による焼失棟数は約750棟、揺れ等による全壊建物は約1,300棟、半壊は約3,300棟に上る。こうした建物被害により、多くの市民が犠牲になると考えられるため、建築物の耐震化、不燃化および消防水利の確保に一層取り組む必要がある。

また、室内での家具類の転倒・落下・移動防止等に対する対策にも引き続き取り組んでいく必要がある。

第２節　対策の方向性と到達目標

地震災害に強いまちづくりを進めていくためには、市街地の整備、道路の拡幅、公園・緑地のオープンスペースの確保等が重要となるため、まちづくりに関わる計画において、「災害に強いまちづくり」を位置づけ、事業の推進を図る。

また、災害に強いまちづくりを進めていくためには、市民との協働が重要であるため、現況調査や計画づくりなど、早い段階で市民の参加を求め、市民との協働による災害に強いまちづくりの実現を図る。

到 達 目 標

- 防災上重要な公共建築物の耐震化；できるたけ早期に達成（100%）
- 特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化：2025度末までに100%
- 一般緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化：2025度末までに90%以上
- 家具転倒防止措置の徹底
  立川断層帯近傍地域、高齢者・障がい者世帯への重点的整備推進
- 延焼防止のための消防施設の充実
  消防水利（消火栓、防火水槽等）の不足地域の解消
  地域配備消火器、消火栓器具箱の維持・整備

【安全なまちづくりの実現】

災害前の行動（予防対策）

1　安全に暮らせるまちづくり

- 1　地域特性に応じた災害に強いまちづくりの推進
- 2　安全な市街地の整備
- 3　都市空間の確保

2　建築物の耐震化および安全対策の促進

- 1　建築物等の安全化
- 2　転倒・落下等の防止対策
- 3　高層建築物の安全化対策

3　治水、土砂災害対策、農林施設の整備

- 1　治水対策の推進
- 2　土砂災害対策の推進
- 3　農林施設の整備等

4　出火、延焼等の防止

- 1　出火防止・初期消火対策
- 2　火災の拡大防止
- 3　危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化

災害直後の行動（応急対策）

1　消火・救助・救急活動

- （第５章　体制に記載）

2　公共施設等の応急対策による二次災害防止策

- 1　公共施設応急対策
- 2　河川施設の応急対策
- 3　土砂災害等の危険箇所の応急対策

3　危険物等の応急対策

- 1　市、消防署、警察署が行う措置
- 2　危険物施設等に応じた措置
- 3　危険物輸送車両等の応急対策
- 4　危険動物の逸走時対策

災害後の行動（復旧対策）

1　公共の安全確保、施設の本来機能の回復

- 1　公共施設等の復旧
- 2　河川施設の復旧
- 3　二次的な土砂災害防止対策

第３節　予防対策

【施策の方向】

地震災害に強いまちづくりを進めるためには、大地震に際しても道路や建物の損壊がより軽微で安全性や都市機能の残存性を高めることが求められるとともに、避難が可能な十分なオープンスペースの確保等が重要となる。

そのため、ゆとりのある災害に強いまちを目指し、まちづくりに関わる計画において、「災害に強いまちづくり」を位置づけ、事業の推進を図る。

また、被災後の応急対応、復旧においても取組みが容易になるように配慮されたまちづくりを目指す。

施策の方向	対策
１ 安全に暮らせるまちづくり	災害時に活動しやすい空間の整備を図るため、ゆとりのあるまちづくりを目指し、「総合長期計画」、「都市計画マスタープラン」において「災害に強いまち」の推進を位置付け、市民の合意を得つつ、地域特性を踏まえた上で、必要性や緊急性の高い地域および事業から順次進めていく。
２ 建築物の耐震化および安全対策の促進	耐震改修促進計画にもとづき、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路である緊急輸送道路の沿道建築物、住宅、公共建築物および特定建築物の耐震診断、耐震改修を促進する。 このため、建物所有者が主体的に耐震化に取り組むことができるよう、相談体制の整備や情報提供などを通じて技術的支援を行うとともに、自助・共助の意識を高めるために普及啓発などの取組を行う。 また、特に耐震補強が必要なマンションに対し、耐震改修等への助成および積極的な意識啓発を行うことにより耐震化を促進する。 また、家具類の転倒・落下・移動防止等対策の重要性について引き続き普及・啓発を図る。
３ 治水、土砂災害対策、農林施設の整備	内水氾濫および土砂災害の防止、災害発生に伴う農林施設への被害の軽減を図るため、関係機関と連携し、河川施設の整備、治水・治山対策を推進する。 また、土砂災害ハザードマップ等により危険箇所の周知と避難行動の推進に努める。
４ 出火、延焼等の防止	災害発生に伴う建物火災や林野火災および危険物等の事故に対して、火災による被害の拡大防止のため、関係機関と連携し、出火防止、初期消火体制の強化や消防水利の整備等による延焼防止の推進に努める。

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担 当	対 策 内 容
1 安全に暮らせるまちづくり	企画政策課	• 総合長期計画における位置付け
	防災課	• 地域特性に応じた災害に強いまちづくりの推進
	都市計画課	• 都市計画マスタープランにおける位置付け • 災害に強いまちづくりの推進 • 適正な土地利用の誘導・規制 • 市街地再開発事業・土地区画整理事業の促進 • 生産緑地等のオープンスペースの確保
	管理課 都市計画課	• 宅地造成における安全対策
	公園緑地課	• 公園の整備の実施（施設の更新）
	農林水産課	• 農地の保全
2 建築物の耐震化および安全対策の促進	各部課	• 一般建築物等の安全化の促進
	総務契約課	• 市庁舎の安全化
	市民活動推進課	• 市民センターの安全化
	商工業振興課 シティプロモーション課	• 商工観光施設の安全化
	子育て応援課 こども育成課 高齢者支援課 障がい者福祉課 健康課	• 福祉施設の安全化
	施設課	• 被災建築物応急危険度判定体制の整備
	住宅課	• 耐震改修促進計画の推進 • 市営住宅の安全化 • 一般建築物等の安全化 • 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化
	教育委員会	• 教育施設、文化財施設の安全化
	病院事務局	• 市立総合医療センターの安全化
	（公共施設所管課）	• その他公共施設等の安全化
	防災課 青梅消防署	• 住宅、オフィス等における家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進
3 治水、土砂災害対策、農林施設の整備	防災課	• 土砂災害防止法にもとづくソフト対策
	農林水産課	• 農地・農業用施設の安全対策
	管理課 土木課 下水道課 西多摩建設事務所 多摩川上流出張所	• 河川の整備 • 土砂災害警戒区域および山地災害危険地区の安全対策 • 内水氾濫の防止対策
4 出火、延焼等の防止	防災課	• 火気および電気使用器具の出火防止対策の推進 • 市民に対する出火防止に関する広報活動の実施 • 住宅用火災警報器の普及促進 • 消防資機材、消防水利の整備 • 消防活動路等の確保
	青梅消防署	• 火気使用器具の出火防止対策の推進 • 危険物施設等における出火防止対策の推進 • 化学薬品を使用している学校および研究所等における出火防止対策の推進 • 市民に対する出火防止に関する広報活動の実施 • 住宅用火災警報器の普及促進 • 市民に対する初期消火対策の推進 • 事業所に対する初期消火対策の推進
	青梅市消防団	• 地域における消火訓練の指導、消防訓練の実施

1 安全に暮らせるまちづくり

1－1 地域特性に応じた災害に強いまちづくりの推進

資料編 2-3-1「防火地域・準防火地域」

「どこよりも災害に強いまち」の実現に向けて、計画的な土地利用の誘導、都市施設および建築物の耐震・不燃化、避難場所等の確保、緊急輸送道路の機能確保などにより地域の安全性の向上に努める。

なお、これらの整備を全て行うことは、行政面・財政面等からも著しく困難であるため、市民の合意を得つつ、地域特性を踏まえた上で、必要性や緊急性の高い地域および事業から順次進めていく。

(1) 総合長期計画における位置付け

「第７次青梅市総合長期計画」では、まちの将来像を「美しい山と渓谷に抱かれ、東京に暮らす　青梅」として掲げ、基本方向「４　都市基盤・防災・安全」にもとづく施策「消防体制・防災対策の強化」において施策が目指す姿を「どこよりも災害に強いまち」としており、関係機関はその実現に努める。

(2) 都市計画マスタープランにおける位置付け

市は、「都市計画マスタープラン」を見直す中で、「どこよりも災害に強いまち」の推進を位置付け、関係機関はその実現に努めるものとする。

(3) 震災に強いまちづくりの推進

被害想定、施設の老朽度や重要度等を勘案し、都市施設の耐震性の向上および公共建築物の耐震性の強化を図るとともに、建築物の耐震診断・耐震改修の補助等、民間建築物の耐震性・耐火性の向上に対する支援を検討し、市街地の整備、道路の拡幅、公園・緑地等のオープンスペースの確保（活用）等、震災に強いまちづくりを推進する。

1－2 安全な市街地の整備

本市は、西多摩地域において、広域の拠点として市街地の機能強化が期待されており、住民の生活の利便性の向上を図る上でも市街地の整備は非常に重要であることから、関係機関は、市街地整備において、防災面に十分配慮した安全な市街地の整備に努める。

(1) 市街地整備の推進

市は、都と連携し、必要に応じて次の市街地開発事業等の手法を用いて、市街地の安全性の強化に努める。

- 土地区画整理事業
- 新都市基盤整備事業
- 新住宅市街地開発事業
- 住宅街区整備事業
- 防災街区整備事業
- 工業団地造成事業
- 市街地再開発事業
- 地区計画制度

(2) 住環境の向上

木造老朽建物が多く分布する地区においては、住宅の倒壊、火災の発生、延焼拡大の危険性が高いため、市は、市民と連携し、老朽住宅の建て替えの促進、道路・公園等の都市施設整備の促進を図り、地域の安全性の向上と住環境の向上に努める。

(3) 宅地造成における安全対策

宅地造成により、災害の危険性が高まることのないよう、事業認可機関および事業監督機関である都と連携し、事業主による適正な計画および工事の実施が行われるよう、指導監督に努める。

(4) 道路整備と一体的に進める沿道まちづくり

市は、木造老朽建物が多く分布する地区においては、都市計画道路整備に併せて民間活力を誘導しつつ地域住民との協働による沿道まちづくりを進め、沿道の効率的な土地利用を促進するとともに、延焼遮断帯の早期形成と防災機能の向上を図る。

(5) 民間の活力も活用した防災拠点整備の促進

市は、大規模な都市開発および鉄道駅周辺や主要な街道周辺で行われる市街地再開発事業等の開発プロジェクト等に関し、大規模な新規の民間建築物に対して、一時滞在施設、防災備蓄倉庫、非常用発電設備の整備の促進やこれら設備を備えた防災拠点となる施設を誘致する。

(6) 地区計画制度の活用

地区計画制度は、地区レベルでのきめ細やかなまちづくりを目指し、地区の特性に応じて街路、公園等の地区施設と建築物の用途、形態、敷地規模等について総合的な都市計画を定め、その計画にもとづいて建築または開発行為を誘導・規制することで良好な地区環境の整備と保全を図る制度である。

市は、この制度を木造老朽建物が多く分布する地区の改善など、災害に強いまちづくりの一手法としてとらえ、活用を図る。

(7) 地籍調査

土地の官民境界等、土地所有の境界が確定していないことが、東日本大震災の被災地でも復興の大きな障害となっている。土地の境界が確定することで、他の防災関連事業の推進や被災地の境界復元も可能となるため、市は、引き続き地籍調査を推進する。

(8) 避難場所の確保

市は、各地区の人口状況や災害特性などを踏まえ、各地区の避難場所の充足状況を調査する。

また、当該地域における都市開発の際には開発事業者との調整を行い、大規模開発地が避難場所となるよう誘導する。避難場所区域内で都市開発が行われる場合には、地域の状況を見ながら、最低限の現状機能が維持されるように開発事業者を誘導する。

1－3 都市空間の確保

資料編 2-3-2「公園等オープンスペース」

市街地が激しい地震に見舞われると、多くの建物の倒壊や火災による延焼等被害が拡大する危険性が高いことから、被害の軽減を図るため、公園・緑地、農地、広幅員の道路等、都市における空間の確保に努める。

(1) 公園・緑地の整備

「青梅市緑の基本計画」にもとづき、市街地におけるオープンスペース、延焼防止帯、避難場所等となる公園・緑地の整備を推進する。

また、公園は、災害時に避難場所として活用するため、避難者や帰宅困難者のための防災トイレ、非常用照明設備、避難誘導灯、公園の入口から園内の拠点（避難場所やヘリポート等）への車両動線の確保、飲料水兼用の防火水槽、雨水を利用した池の整備などを検討する。

(2) 農地の保全

農地は、火災時には延焼防止帯として機能し、また、大規模な震災時における貴重な生鮮食料の供給基地としても期待できる存在である。

特に生産緑地地区は、市街化区域内の貴重なオープンスペースとして担保され、災害の拡大防止や一時的な避難場所としての機能を有していることから、適正な維持、保全に努める。

また、市は西東京農業協同組合と災害時の応援協定を締結している。

(3) オープンスペースの把握と整備

大規模な震災に備えて、警察や消防、自衛隊等が救出救助活動を行うため、オープンスペースの把握および整備を図る。

なお、大規模救出救助活動拠点を使用するため、東京都と市は災害時における施設使用等に関する協定を締結している。

また、震災時の応急対策活動を円滑に行うため、アクセス機能等を考慮する。

2 建築物の耐震化および安全対策の促進

2－1 建築物等の安全化

「青梅市耐震改修促進計画」にもとづき、公共施設等の耐震化を図るとともに、次のとおり防災施策を推進する。

(1) 耐震改修促進計画の推進

市は、「東京都耐震改修促進計画」、「青梅市公共建築物耐震診断および耐震改修の指針」および「青梅市耐震改修促進計画」にもとづき、公共・民間の建築物の耐震診断・改修の促進を図る。

(2) 市庁舎の安全化

資料編 2-3-3「市施設の現況」

災害時おいて、市庁舎は応急対策を行う上で、重要な拠点となるため、次の措置を実施し、被害防止を図る。

① 建築物および機械器具設備は、建築基準法その他関係法令にもとづき、それに適合した状態に維特管理を行う。

② 危険物貯蔵所等は、消防法関係法令および都条例にもとづき、定められた技術基準に適合した状態に維持管理を行う。

③ 災害・防火管理責任組織および自衛消防組織を通じ、消防用設備等の維持管理および災害時における使用法等の必要な指導ならびに自衛消防訓練を行う。

④ 定期的に火災報知器、消火ポンプの点検、粉末消火器の薬剤入替を行うとともに排水ポンプの整備を行う。

(3) 教育施設の安全化

災害時に学校等の教育施設が被災した場合、児童・生徒に危険が及ぶとともに、多くの学校は避難所となっているため、次の措置を実施し、教育施設の安全化を図る。

① 校長と密接な連絡の上、諸施設の危険箇所を十分調査し、被害防止に必要な補強および補修に努める。

② 建築物および機械施設等は、建築基準法その他関係法令にもとづき、常に災害予防に努める。

③ 管理者は、日常から災害時における避難等の指導に努める。

④ 消防計画にもとづき、定期的に消防設備等の点検および自衛消防訓練を実施する。

(4) 市立総合医療センターの安全化

災害時に病院施設が被災した場合、入院や通院患者等の災害時要配慮者が多く発生して混乱が生じるとともに、応急医療の実施に支障をきたすため、次の措置を実施し、市立総合医療センターの安全化を図る。

① 建築物および機械施設等は、建築基準法その他関係法令にもとづき、常に災害予防に努める。

② 危険物貯蔵等は、消防法および関係法令にもとづいて、その取扱いおよび維持管理に努める。

③ 入院患者等の安全確保においては、日常から災害時における避難方策等の指導に努める。

④ 消防計画にもとづき定期的に消防設備等の点検ならびに自衛消防訓練を実施する。

(5) 社会福祉施設の安全化

社会福祉施設等は、病院施設同様、入館者、来館者等において災害時要配慮者が多いため、次の措置を実施し、安全化を図る。

① 社会福祉施設等は、建築基準法および消防法等関係法令にもとづき、定められた技術上の基準に適合した状態に維持するよう努める。

② 使用者等に対しては、日常から災害時における避難等の指導に努める。

③ 消防計画にもとづき、定期的に消防設備等の点検および自衛消防訓練を実施する。

(6) 商工観光施設の安全化

商工観光施設は、子ども、高齢者、外国人等多くの人が利用しているため、災害時に被害が発生しないよう、施設の安全化を図る。また、災害時の避難誘導体制の強化に努める。

(7) 文化財施設の安全化

資料編 2-3-4「文化財施設の現況」

文化財は貴重な国民的財産であるため、消防設備等の適正管理および消防署と連携した訓練の実施に努める。

(8) その他公共施設等の安全化

公共施設は、多くの人が利用するだけでなく、市民の生活を支える重要施設であり、かつ災害時の重要な施設となるため、災害時に被害が発生しないよう、施設の安全化を図る。

(9) 市営住宅の安全化

市営住宅は、市が管理する施設であるため、市は必要に応じて修繕等を実施し、入居者の安全を図る。また、入所者に住宅用火災警報器に必要な維持管理について指導する。

(10) 一般建築物等の安全化

資料編 2-3-1「防火地域・準防火地域」

中心市街地部等の建物倒壊、延焼火災等を防止するため、防火地域・準防火地域の指定および建築基準法、消防法等の規制を徹底することで、建築物等の耐震化・不燃化を促進する。

① 市は、建築物等の所有者および使用者に対し、関係法令にもとづく安全性の指導に努める。

② 「木造住宅耐震診断事務所登録制度」の普及啓発を行うことにより、建築物等の耐震化・不燃化を促進し、災害に強い建築物の構築を図る。

③ 青梅消防署は、消防用設備等の設置、維持管理について指導するとともに、家具類の転倒・落下・移動防止措置および住宅用防災機器の普及を促進する。

(11) 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化

資料編 2-4-1「市内緊急輸送道路」

市は都と連携し、緊急輸送道路の沿道建築物について耐震化を推進する。

① 建築物の耐震性に関する情報が広く提供され、都民が安心して建築物を利用することができるように創設した都の「耐震マーク表示制度」の普及を図る。

② 特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進するため、都と連携して「ローラー作戦」を推進し、建物所有者に耐震マーク制度を周知し、耐震マークの表示を促す。

(12) 被災建築物応急危険度判定体制の整備

市は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に係る実施体制の整備に努める。

(13) エレベーターの閉じ込め防止対策

震災時のエレベーターへの閉じ込め防止を図るため、次の措置を実施する。

① 高層建築物の所有者または管理者は、エレベーターの閉じ込め防止装置の設置などエレベーター設備の改修を促進し、安全性の向上を図る。

② 救出要員の増加や保守管理会社の連絡体制の強化により、エレベーターの閉じ込めがあった場合の救出体制を構築する。

③ 市所有施設については、市は、都施設の対策に準じて、エレベーター閉じ込め防止装置の設置に努める

2－2 転倒･落下等の防止対策

災害等により、屋外で窓ガラス、広告物等が落下した場合およびブロック塀、家具、自動販売機等が倒壊した場合、また、屋内で家具類が転倒・落下・移動した場合には、人的被害が発生するおそれがあることから、窓ガラス、広告物等の落下防止、ブロック塀、自動販売機等の転倒防止および家具類の転倒等防止に努める。

(1) 窓ガラス等の落下防止

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第39条、建設省（国土交通省）告示第1622号(昭和53年 3階以上の建築物)、建設省（国土交通省）告示第109号(昭和46年 高さ31mを超える建築物)、東京都屋外広告物条例および東京都震災対策条例により、所有者に対する建築物の外壁や広告塔の落下防止に関する規定が定められている。

市は、関係機関と協力し、所有者・管理者等に対して、落下防止措置をとるように指導する。

(2) 屋外広告物等の落下防止

広告塔および看板等の屋外広告物については、落下・倒壊等を防止するため、東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）および道路法（昭和27年法律第180号）にもとづき、表示者等に対し、屋外広告物の許可申請時、指導を行うとともに設置後の維持管理についても指導を行う。

(3) ブロック塀等の倒壊防止

ブロック塀が倒壊した場合、人的被害、道路の閉塞等が発生するおそれがあるため、次の措置を実施し、倒壊防止を図る。

① **道路に面したブロック塀等の撤去費用の一部を補助し、地震発生時のブロック塀等の倒壊による被害を防止する。**

また、次の道路等を「避難路等」と位置づけ、避難路等に面するブロック塀等の倒壊防止の促進を図る。

・東京都が定める緊急輸送道路および特定緊急輸送道路

・市立小学校および中学校の通学路

・市内の建築物から指定避難場所、指定避難所までの避難経路となる建築基準法上の道路または市が管理する道路

② **「生け垣設置費補助制度」を活用し、ブロック塀から生け垣への改修促進に努める。**

(4) 自動販売機の転倒防止

自動販売機が倒壊した場合、人的被害、道路の閉塞等が発生するおそれがあるため、次の措置を実施し、倒壊防止を図る。

① 市は、所有者・管理者等に対して転倒防止のため、自動販売機の設置の固定等を指導する。

② 違法な自動販売機の設置に対して、警察署等関係機関と連携して、道路不法占用の取締り、撤去指導等の是正対策を推進していく。

(5) 家具類の転倒・落下・移動防止

大地震発生時の人的被害の多くは、室内における家具類等の転倒等によって生じているので、次の措置を実施し、転倒等防止を図る。

① **市民および事業所の取組**

市民および事業所は、家庭や事業所における人的被害を未然に防止するため、家具類等の転倒・落下・移動防止対策に努める。

② **転倒防止対策の推進**

ア 市は、保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施状況調査を行い、結果の公表や必要に応じて転倒防止のための措置を行う。

イ 市は、市民が家具類等の転倒等により、被災しないよう、パンフレット等を配布して、転倒・落下・移動防止対策の啓発に努める。

ウ 市は、特に高齢者や障がい者がいる世帯に対しては、家具類の固定器具の配布や取付等の支援制度を設けるなど、家具類転倒・落下・移動防止器具の取付事業を推進する。

エ 上記ウの実施に際して、転倒・落下・移動防止対策とともに、耐震診断・耐震改修など、震災対策全般の相談窓口を設けるなど、市民の利便性を図るように努める。

オ 青梅消防署は、市や関係団体等と連携して、具体策を示すパンフレットの配布、関連器具の取付要領の説明等を行って転倒・落下・移動防止を推進する。

③ **美術品等の転倒・落下防止**

市は、美術館・博物館等における収蔵品および展示品等の転倒・落下を防止するため、収蔵棚や展示ケース、固定具等の耐震化・免震化など、より安全な保管・展示方法への改善を図る。

(6) 文化財施設の安全対策

資料編 2-3-4「文化財施設の現況」

文化財施設の安全対策は、所有者または管理者が以下の内容について行うものとする。

① 文化財周辺の整備・点検

- 文化財の定期的な見回り・点検
- 文化財周辺環境の整理・整頓

② 防災体制の整備

- 防災計画の作成
- 巡視規則や要項の作成等

③ 防災知識の啓発

- 国、都道府県等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加
- 文化財防火デー（1/26）等のポスターの掲示、近隣住民等へ防災訓練への参加の呼びかけ
- 施設見学者等に対する禁止行為等遵守の呼びかけ

④ 防災訓練の実施

- 消防機関や近隣住民等との連携も取り入れた防災訓練の計画と実施

⑤ 防災設備の整備と点検

- 外観点検、機能点検、総合点検、代替措置の整備

⑥ 緊急時の体制整備点検

- 消防機関への円滑な通報体制の確立、近隣住民による応援体制、文化財防災点検表による定期的な自主点検の実施

2－3 高層建築物の安全化対策

大地震が発生した場合、高層建築物においては、建物が倒壊しなくても、長周期地震動による家具類の転倒等建物内での人的被害の発生、エレベーターの停止による閉じ込めや高層階での孤立化のおそれがある。

また、既存不適格の高層建築物を中心に大地震では、大規模な被害となるおそれがある。

このような高層建築物で生じる様々な課題に対処するため、市、都、青梅消防署、防災関係機関、市民、関係団体等が連携し、次に示すような取組を進めていく。

(1) 建物内の安全対策と孤立防止

① 家具類の転倒・落下・移動防止対策やエレベーター閉じ込め防止対策を推進する。

② 自家発電機の整備や燃料確保、飲料水や食料などの備蓄に努める。

③ 発災時の情報伝達、高層建築物内や地域住民との間の共助の仕組みづくりに取り組む。

④ 高層建築物の事業所に対する火災予防対策、避難対策等の指導を行う。

(2) 高層建築物の耐震性の改善

① 市は関係機関と連携し、建築関係者が建築基準法を始めとする規制等を遵守するよう、指導の要請に努める。

② 市および青梅消防署は、関係機関と連携し、火災予防対策、避難対策（混乱防止対策）の促進に努める。

③ 高層建築物の所有者または管理者は、災害時における建築物の安全確保を図るため、電気、ガス、水道等ライフライン設備の定期点検を実施し、必要に応じて修理を行う。

3 治水、土砂災害対策、農林施設の整備

3－1 治水対策の推進

大規模地震の際には、地震の揺れによって河川施設の損傷のおそれもあるため、国が示す耐震点検要領等にもとづき、耐震点検を実施し、被害の程度および浸水による二次災害の危険度を考慮して耐震補強に努める。

(1) 河川および河川施設の調査

河川管理者は、定期的に河川施設の点検・調査を行い、危険箇所等を発見した場合は、安全対策の早期実施に努める。

(2) 河川改修事業の推進

河川管理者は、水害の発生防止および被害の軽減を図るため、護岸整備等の河川改修事業を計画的に推進する。

また、河川管理者は、護岸、床固工等の河川施設の適正な維持管理に努める。

(3) 内水氾濫の防止

市街地拡大に伴う舗装道路の増加や農地の減少等による雨水浸透量の減少に起因する豪雨時の一時的な内水氾濫の危険性に対処するため、下水道事業の推進を始め、大雨時に道路側溝や排水路等が機能するよう、改修や清掃等の雨水排水対策の充実に努める。清掃に当たっては、地域住民の参加を呼びかける。

また、内水氾濫が発生した場合、関係機関との連携を強化するとともに、危険箇所の通行止め等、迅速な対応が行える体制の整備に努める。

3－2 土砂災害対策の推進

市、都および防災関係機関は、土砂災害を未然に防止し、また、被害の軽減を図るため、危険箇所の実態を調査し、災害防止策を推進するとともに、住民に対して災害の防止について、啓発および指導を行う。

(1) 土砂災害警戒区域

資料編 2-3-5「土砂災害警戒区域」

市の地域内においては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）にもとづき、地域住民の生命の安全を図るため、東京都知事により土砂災害（特別）警戒区域が指定されている。

■危険箇所・危険地区の区分

区分	指定の基準	措置
土砂災害警戒区域	■急傾斜地の崩壊 イ　傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域 ロ　急傾斜地の上端から水平距離10m以内の区域 ハ　急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍(50mを超える場合は50m）以内の区域 ■土石流 土石流の発生のおそれのある渓流において、扇頂部から下流で勾配が２度以上の区域 ■地滑り イ　地滑り区域（地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域） ロ　地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離(250mを超える場合は250m)の範囲内の区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。 ○　市町村地域防災計画への記載 ○　災害時要配慮者関連施設利用者のための警戒避難体制の整備 ○　土砂災害ハザードマップによる周知の徹底 ○　宅地建物取引における措置
土砂災害特別警戒区域	急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。 ※　ただし、地滑りについては、地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等により力が建築物に作用した時から30分間が経過した時において建築物に作用する力の大きさとし、地滑り区域の下端から最大で60m範囲内の区域。	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。 ○　特定開発行為に対する許可 ○　建築物の構造の規制 ○　建築物の移転等の勧告および支援措置 ○　宅地建物取引における措置

(2) 土砂災害警戒区域等の対策

① 土砂災害警戒区域の安全対策

都は、急傾斜地や土石流等の災害発生のおそれがある土砂災害警戒区域等の調査を実施し、危険箇所の安全対策に努める。

② 土砂災害に関する危険箇所の周知

市は、都および関係機関と連携し、土砂災害ハザードマップやパンフレット等により、土砂災害警戒区域等を公表し、住民、観光客等に対して、周知の徹底に努める。

③ 土砂災害警戒区域における避難体制の整備

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」にもとづき、都知事により指定を受けた土砂災害警戒区域については、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集および伝達、予報または警報の発令および伝達、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。

- 避難指示等の発令基準
- 土砂災害警戒区域等
- 土砂災害警戒区域等を踏まえ、自治会等同一の避難行動をとるべき避難単位
- 情報の収集および伝達体制
- 避難所の開設・運営
- 災害時要配慮者への支援
- 防災意識の高揚

3－3 農林施設の整備等

(1) 農業施設の整備

① 農地の保全

災害等により流通が混乱した場合、農地からの食料確保は、極めて重要である。また、農地は火災延焼防止機能を担うオープンスペースでもあるので、関係機関と連携し、農地の保全に努める。

② 農林道の整備

緊急車両の通行、災害時の避難を安全に行えるよう、関係機関等と連携し、農林道の整備に努める。

③ かんがい用排水施設の整備

かんがい用排水施設は、雨水排水の重要機能を担うとともに、水道施設が被災し、断水等が生じた場合、消火・生活用水等の水源としても活用可能なため、関係機関等と連携し、その整備に努める。

(2) 森林荒廃の防止

地震災害が発生した場合は、急傾斜地のがけ崩れや落石が発生しやすいことは認識されていたが、近年は、地すべりが発生するケースも多く見られるため、森林荒廃の防止に努める。

資料編 2-3-6「保安林等の現況」

① 保安林の保全・整備

市域内の保安林としては、風致保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、水源かん養保安林、落石防止保安林および保健保安林が指定されているが、森林の荒廃を防止するため、関係機関と連携し、保安林の保全・整備に努める。

② 植林の推進

林業の衰退等により、林業経営としての植林の推進は厳しいものの、治山・治水における植林は非常に重要であるので、市は、関係機関と連携し、所有者等に働きかけ、植林の推進に努める。

③ 周知活動の推進

市は、関係機関と連携し、ポスター・パンフレットの配布、広報紙への掲載等を行うことにより、森林の重要性やその持っている役割等について山地災害危険地区を含め、市民、観光客等への周知に努める。

(3) 山林災害の防止

山林で火災が発生または延焼している場合、および山林で救難事故が発生した場合、消火活動や救助活動は困難を極めることから、その防止に努める。

① 災害防止意識の啓発

市は、消防機関、関係機関の団体等と連携し、前（2）、③と同様に、市民、観光客、登山者等の山林火災、山林事故防止意識の啓発に努める。

② 消火・救助体制の整備

市は、消防機関、関係機関・団体および東京都と連携して、消防水利、ヘリコプター離発着場、山林内位置表示等の整備に努める。また、消防機関、関係機関・団体・事業所等は、連携した消火訓練、救助訓練等を行う。

4 出火、延焼等の防止

4－1 出火防止・初期消火対策

(1) 火気および電気設備・器具等の安全化

青梅消防署は、関係機関と連携しつつ火気および電気設備・器具等からの出火を防止するため、防火防災診断（要配慮者宅を中心に各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言）時や立入検査等の機会を捉えて次の措置を徹底する。

- 火災予防条例にもとづく耐震安全装置付き石油燃焼機器の普及の徹底
- 火気設備・器具等の固定、周囲の保有距離の確保等の指導
- 電気設備・器具等の配線、使用および電源復旧に係る安全指導
  その他各種安全対策の推進、適正な機能の保持
- 火気設備・器具の安全対策（石油燃焼機器類への耐震安全装置の設置等）
- 電気設備等の安全対策（電気火災の防止に向けた普及促進等）
- 消防用設備等の耐震措置、停電復旧時の通電火災防止対策の推進
- 住宅用火災警報器をはじめとする住宅用防災機器等の普及

(2) 住民指導の強化

① 出火防止等に関する備え

市および青梅消防署は、各家庭における出火防止を徹底するため、防火防災診断時をとらえて、次の心構えについて周知、指導する。

- 消火器の設置、風呂水の汲み置きやバケツの常備等、消火の準備
- 家具類の転倒、日用品等の落下防止等の措置
- 火を使う場所の不燃化および整理整頓の徹底
- カーテン等の防炎製品の使用
- 灯油・ベンジン・アルコール等危険物の安全管理
- 防火防災訓練（出火防止訓練、初期消火訓練）への参加
- 全ての住宅への住宅用火災警報器の設置および維持管理

② 出火防止等に関する教育・訓練

市および青梅消防署は、家庭における出火防止を徹底するため、知識の普及および防災教育、訓練による防災行動力の向上に努める。

- 「地震に対する１０の備え」、「地震その時１０のポイント」の普及促進
- 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカーおよびガス元栓の遮断確認など出火防止の確認の徹底
- ライフラインの機能停止および復旧に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止措置の徹底
- ライフラインの復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止措置の徹底

(3) 初期消火体制の強化

資料編 2-3-7「消防施設設置状況」

青梅消防署は、地震時の火災発生に際し、初期のうちは市民および事業者により消火できるよう初期消火体制を指導する。

① 消防用設備等の適正化指導

青梅消防署は、防火対象物に設置される消防設備等が、地震発生時においてもその機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火することができるよう、耐震措置の実施について指導する。

特に、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等の貯水槽・加圧装置・非常電源・配管等が地震時にも破壊されずに機能するように、指導する。

② 初期消火資器材等の普及

市および青梅消防署は、家庭や事業所等における初期消火を確実に行うため、住宅用スプリンクラー、消火器、簡易水槽等住宅用防災機器の普及に努める。

③ 市民・事業所の自主防災体制の強化

市民および事業所の防災行動力の向上を図るため、次の方策を推進する。

区分	推進する方策
市 民	• 初歩から段階的に体験できる訓練の実施（総合防災教育） • 実際の街区や配置資器材を用いたまちかど防災訓練の実施 • 災害時要配慮者を含めた地域ぐるみの協力体制づくりおよび自主防災組織への参加
事業所	• 事業所防災計画の作成指導 • 実際の設備や消防機関との連携による実践的訓練の実施 • 自衛消防隊等自主防災体制の強化 • 近隣事業所相互間の協力体制の強化 • 近隣自主防災組織等との連携強化 • 地域との協力体制づくりの推進

④ その他出火防止のための査察指導

ア 人命危険の高い事業所

青梅消防署は、大規模な災害が発生した場合、人命への影響が極めて高い集客施設、病院等および多量の火気を使用する工場、作業所等に対して立入検査を実施し、次の指導を実施する。

- 火気使用設備・器具等の固定
- 火気使用設備・器具への可燃物の転倒落下等防止措置
- 災害時の従業者の対応要領
- 東京都震災対策条例にもとづく事業所防災計画の作成

イ その他事業所および一般住宅等

青梅消防署は、事業所および一般住宅等について、立入検査、防火防災診断を実施し、次の指導を実施する。

- 地震後の出火防止を徹底するため、安全確保要領についての指導
- 東京都震災対策条例にもとづく事業所防災計画の作成

ウ 製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所（営業用）、化学反応工程を有する一般取扱所等

青梅消防署は、標記の施設を有する事業所等について、立入検査を実施し、次の指導を実施する。

- 適正な貯蔵取扱いおよび出火危険排除のための安全対策についての指導の強化
- 東京都震災対策条例にもとづく事業所防災計画の作成

4－2 火災の拡大防止

(1) 消防活動体制の整備強化

消防機関は、大規模地震の発生時においても消防力が最大限発揮できるよう、消防活動計画を策定し、有事即応体制の樹立を図る。

資料編 2-5-2「青梅消防署の体制」 2-5-3「青梅市消防団の消防団員数および消防車両等」

(2) 消防資機材の整備

消防機関は、災害時に消防力を最大限に活用するため、様々な態様に応じた消防資機材の整備に努める。

また、市は、自主防災組織・地域住民等が使える消火栓器具箱、スタンドパイプ等の消火資器材を、ボランティアには、簡易な震災対策用救助資器材を活用できるように整備する。

(3) 消防水利の整備

資料編 2-3-7「消防施設設置状況」

市および青梅消防署は、同時多発火災に対処するため、建築物の延焼危険度が高い地域や災害対策上重要な地域を中心に、次に掲げる方策を関係機関に提言していく。

- 民間の開発行為や市街地再開発事業等の機会を生かした耐震性防火水槽や飲料水兼用の防火水槽の設置
- 公共機関が行う集合住宅の建設や民間の開発事業に際しての防火水槽等の確保の働きかけ
- 都市基盤整備にあわせた都市河川や洪水調節池の有効活用等、関係機関と連携した多角的な水利確保の推進
- 経年防火水槽の耐震化の促進
- 初期消火用としての消火栓・排水栓の活用
- 自主防災組織等による消火用の水源として消火栓、排水栓等の活用
- 自主防災組織等が利用しやすいよう消火栓等の鉄蓋の整備

(4) 消防活動路等の確保

建物・電柱等の倒壊により、消防車両等が通行不能になることが予想されることから、関係機関等と協議を図り、消防活動路の確保に努める。

- 民間特殊車両による障害物除去、道路啓開
- 幹線道路の拡幅、袋小路のない道路ネットワークの整備、狭隘な道路の拡幅整備、開渠U字溝等の暗渠化、コーナー部分の隅きり
- 消防活動を効果的に行うための交通規制を実施する警察署との連絡
- 沿道建築物の耐震化、電線の地中化等による消防活動路の確保

(5) 消防活動困難区域対策

道路の狭隘に加え、道路周辺建物等が倒壊した場合、消防活動が困難となる地域が発生することが予想されることから、市および消防機関は、次の施策を推進し、消火活動が困難な地域の解消に努める。

- 道路の拡幅整備、防火水槽整備等の充実、地域配備消火器・消火栓器具箱器材を活用した自主防災組織による消火体制の強化、消防団体制の充実等の施策の推進
- 消火活動の阻害要因の把握・分析結果、地域別延焼危険度の測定結果、地震時における焼け止まり効果の測定結果等を活用した災害に強いまちづくり事業等に対する消防活動の立場からの意見の反映

(6) 地域の自主防災体制の確立

火災、救助・救急事象が同時に多発した場合、円滑な消防活動が実施できなくなることが予想されることから、地域における自主防災体制を早期に確立し、火災の拡大防止を図るため、次の施策を推進する。

- 自主防災組織と事業所等との連携体制の整備
- 消防機関、災害時支援ボランティア、自主防災組織および事業所の自衛消防組織等の連携促進を目的とした合同防災訓練の実施

4－3 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化

(1) 石油等危険物施設の安全化

青梅消防署は、危険物施設（少量危険物取扱所等を含む。）における安全対策として、次の措置を徹底する。

- 立入検査による出火防止、流出防止および適正な貯蔵取扱いの指導の推進
- 事業所防災計画の作成指導
- 防災資機材の整備促進
- 耐震性強化の促進
- 自主防災体制強化の促進

(2) 液化石油ガス消費施設の安全化

液化石油天然ガス販売事業者は以下の措置を徹底する。（都環境局が指導）

- 学校等公共施設および集合住宅等に対するガス漏れ警報機の設置
- 飲食店、一般住宅等を含めた全施設に対する安全装置付き末端閉止弁（ヒューズガス栓）の設置促進
- 地震時における容器の転倒防止や流出防止、配管の破損等の被害の防止対策の促進
- 事業所防災計画の作成指導（青梅消防署が実施）

(3) 火薬類保管施設の安全化

火薬類は、火災発生の危険性が極めて高いため、管理者に対し、火薬庫への貯蔵および保安に関する厳重規制、火薬庫の定期的な自主点検等が義務づけられている。

また、市、都および関係機関は、立入検査等の措置を実施し、保安に努める。

青梅消防署は、事業所防災計画の作成を指導する。

(4) 化学薬品の安全化

化学薬品を取り扱う学校、病院、研究所等に対しては、都環境局が個別的かつ具体的な安全対策を指導し、保管の適正化に関する次の指導を実施する。

- 化学薬品容器の転倒落下防止措置
- 化学薬品収納棚の転倒防止措置
- 混合混触発火性物品の近接貯蔵防止措置
- 化学薬品収納場所の整理整頓
- 初期消火資器材の整備
- 事業所防災計画の作成指導（青梅消防署が実施）

(5) 高圧ガス取扱施設の安全化

① 東京都および青梅消防署の任務

ア 都および消防署は、法令にもとづく届出および立入検査等により、高圧ガスに関する施設等の実態を把握するとともに、安全を確保する必要な対策を実施する。

イ 都および消防署は、高圧ガス取扱事業所の震災時の安全確保のため、東京都震災対策条例にもとづく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成するよう指導する。

② 青梅警察署の任務

ア 高圧ガスに関する施設等の実態把握、効果的な防災対策の研究に努める。

イ 対象施設の実査を行い、防災上必要な事項の指導に努める。

ウ 警察署員に対し、高圧ガスに関する知識の普及徹底を図る。

(6) 毒物・劇物取扱施設の安全化

① 青梅消防署の任務

ア 消防署は、法令にもとづく届出等により、毒物・劇物に関する取扱いの実態を把握する。

イ 消防署は、立入検査、防火管理者等への講習会の開催等により、安全対策に努める。

ウ 消防署は、毒物・劇物の非常に高い危険性に留意し、消防活動対策を樹立する。

エ 毒物・劇物取扱施設を有する事業所の震災時の安全確保のため、東京都震災対策条例にもとづく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成するよう指導する。

② 青梅警察署の任務

ア 警察署は、署員に対する毒物・劇物の保管貯蔵場所の周知徹底を図る。

イ 警察署は、これらの施設に被害が発生した場合の避難誘導体制、広報体制の強化を図る。

③ 青梅市の任務

ア 市は、関係機関と連携し、毒物・劇物を取り扱う施設の状況把握に努める。

イ 市は、施設から有害物質等が下水道に流入する事故が発生した時は、下水道への排出を防止するなど防災上適切な措置が取れるよう指導する。

(7) 学校施設における事故防止

学校には、化学実験のための各種の引火性物品、混合危険性物品等が保管されているため、校長は、次のような安全予防対策に努める。

① 校長は、転倒・落下、容器の破損等による薬剤流出、混合発火の防止等の対策をとる。

② 校長は、実験室等の安全管理を徹底する。

(8) 放射線等使用施設の防災対策の徹底

国は、放射線等使用施設について、「放射性同位元素等の規制に関する法律」にもとづき、立入検査の実施等により、安全確保の強化を図る一方で、災害時においても監視体制がとれるよう、各種の安全予防対策を講じている。

市および都は、国と連携し、これらの安全対策の強化に努める。

青梅消防署は、火災予防条例にもとづく届け出により消防活動に必要な情報を把握するとともに、放射線等使用施設を有する事業所の震災時の安全確保のため、東京都震災対策条例にもとづく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

(9) 危険物等の輸送の安全化

走行車両には、石油類、高圧ガスを大量に輸送する場合、転倒・転落防止義務、警戒標識等の表示義務、消火器等防災資材・器具等の携行義務等、種々の規制が行われており、関係機関は、臨時の立入り検査および定期的な路上取締りにより、危険物等の輸送に係る安全指導に努め、イエローカードの確認および活用の推進に努める。

また、タンクローリー等による危険物輸送に係る安全指導を行うとともに、輸送車両の事故を想定した訓練を実施し、保安意識の高揚に努める。

第４節　応急対策

【施策の方向】

実 施 項 目	活 動 の ポ イ ン ト
1 消火･救助･救急活動	大地震等の災害発生直後に最優先されるべきは、消火・救助・救急活動であり、市および関係機関、住民が協力し、全消防力をあげてこれに取り組む。
2 公共施設等の応急対策による二次災害防止策	応急対策を支障なく進めるため、主要施設の二次災害防止対策に努める。
3 危険物等の応急対策	市内に点在し、二次災害の拡大要因になる危険物施設等からの発火、流出等の事故防止対策に努める。

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担　当	対 策 内 容
1 消火･救助･救急活動 （5章参照）	防災班	• 避難の指示等の措置の実施
	青梅消防署	• 消防活動体制の確立 • 震災消防活動の実施
	消防団	• 震災消防活動の実施
2 公共施設等の応急対策による二次災害防止策	総務班	• 庁舎等の被害調査および応急処理の実施
	消防団	• 地域における災害応急対策活動の実施
3 危険物等の応急対策	防災班	• 避難の指示等の措置の実施
	青梅消防署	• 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置 • 危険物輸送車両等の応急対策
	青梅警察署	• 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置 • 危険物輸送車両等の応急対策 • 危険動物の逸走時対策

1 消火・救助・救急活動

災害発生後は、迅速的確な消火活動を実施するとともに、被災者の救助・救急活動を実施する。（第５章参照）

2 公共施設等の応急対策による二次災害防止策

2－1 公共施設応急対策

総務防災対策部は、市所有の全ての建物の被害状況を調査の上、被害による危険防除の措置について総務防災対策部長に報告するとともに、必要に応じ関係課と協議し、迅速に応急処理等を実施するものとする。

(1) 市庁舎

地震発生時の初期においては、来庁者の混乱を招かぬよう適切・正確な情報提供を行い、市庁舎自衛消防隊による来庁者の避難誘導活動等を行って、被害の防止・軽減を図る。

なお、市庁舎は震度６強に耐えうる免震構造であるため、建物被害は軽微となる前提だが、停電の場合における措置については、次の要領による。

① 自家発電装置により、災害対策本部機能を維持する。

② 市庁舎地下貯水槽の貯水量は22.5㎥ある。自家発電装置により庁内の給水は可能であるが、使用を必要最小限にするとともに、不測の事態に備え、都水道局へ給水を要請する。

(2) 教育施設

① 児童・生徒等の安全確保を図るため、避難計画にもとづいて行動する。

② 自衛防災組織を編成し、役割分担にもとづき行動する。

③ 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置をとる。

④ 避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防についても十分な措置をとる。

⑤ 学校施設の応急修理を迅速に実施する。

(3) 市立総合医療センター

災害発生時においては、市立総合医療センター自衛消防隊を運用するが、特に留意する事項は、次のとおりである。

① 患者の避難措置については、患者誘導班を主体に救助袋、非常階段、非常口へ誘導する。

② 電気設備不能時の措置については、手術室、分娩室、未熟児室等に支障のないよう自家発電機を運転し、医療活動を確保する。

③ 給水施設不能の場合は、所管する市の機関に応急給水を要請する。

④ 災害時における諸活動に必要がある場合は、消防機関等に応援を要請する。

(4) 市営住宅

① 市営住宅に居住する者は、災害に際しできる限りの自衛措置をとるとともに、緊急の場合は、都市整備対策部または消防機関等に通報するものとする。

② 通報を受けた都市整備対策部は、居住者に避難等の指示を行い、応急措置が可能なものを除き、業者の協力を得て速やかに補修等を行う。

(5) 環境衛生施設

施設は、概ね鉄筋コンクリート造りであるが、重油等危険物を使用しているので、災害時においては、事業所防災計画および消防機関の指示に従い活動する。

(6) 社会福祉施設

災害発生時において、社会福祉施設がとるべき事項は、次のとおりである。

① 入所者の安全確保

災害発生時において、施設管理者は、速やかに入所者の安全を確保する。

② 施設の点検と応急修理

施設管理者は、災害発生後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。

③ 応急計画の策定

利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じて施設の応急計画を策定する。

④ 援助の要請

施設管理者は、施設独自での入所者の安全確保や復旧が困難である場合は、市等の関係機関に連絡し援助を要請する。

⑤ 施設相互の協力

震災の被害を受けなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、被災施設入所者の安全を確保する。

(7) 公園施設

環境対策部は、公園施設が被災した場合は早急に復旧し、災害対策の諸活動に活用できるよう措置する。

倒木等公園施設の被災が周辺の住家等に被害を及ぼすことが考えられる場合は、直営または業者委託し、可能な限り応急措置を行い、速やかに危険要因を排除する。

(8) 観光施設および遊歩道等

① 下記②以外の施設

地域経済対策部は、地元観光協会、観光関係団体等から被害発生の通報を受けた場合は、ただちに現場を確認し、関係団体の協力を得て応急の措置を行う。

② 都の所管施設

都の所管施設については、東京都西部公園緑地事務所へ通報するとともに現場を確認し、上記関係諸団体と協力し応急措置を行う。

また、西部公園緑地事務所へ措置状況、被害状況を報告するとともに事後措置について協議する。

(9) 商工施設

共同利用工場使用者は、災害に際してできる限り自衛措置をとるとともに、緊急の場合は、地域経済対策部、消防機関等に通報するものとする。

通報を受けた地域経済対策部は、使用者に操業の中止等適切な指示を行い、使用者等の協力を得て応急措置を行う。

買い物いこいの広場および仲町ポケットパークについては、必要ある場合は、その都度状況に応じ措置するものとする。

(10) 文化財

教育対策部は、状況に応じて文化財の担当者を定め、被害情報等の収集、整理を行う。

また、文化財に被害が発生した場合は、事後措置について関係機関と協議する。

なお、文化財施設等の管理者および関係機関は、次のような応急措置を行う。

① 文化財の所有者、管理者は、出火延焼や二次災害の防止のために、消防への通報など必要な安全措置をとる。

② 文化財が被災した場合は、その所有者・管理者は、市指定の文化財については市教育委員会へ、都指定の文化財については市教育委員会を通じて都教育委員会へ、国指定の文化財については、市教育委員会および都教育委員会を通じて国へ報告する。

2－2 河川施設の応急対策

水防活動と並行して管内の河川管理施設を重点的に巡視し、被害箇所については、ただちに都に報告するとともに必要な措置を実施する。

(1) 活動体制の確立

都市整備対策部は、施設の応急復旧および情報連絡に必要な人員、資機材等を確保する。

市の体制のみでは対応できない場合は、必要に応じ青梅建設業協会を通じ工事業者等に資機材の緊急調達、出動等の協力を要請する。

なお、工事中の施設については、その工事の請負業者に応急対策を指示する。

(2) 応急・復旧対策

原則管理者は、堤防、護岸に破損等の被害が発生した場合、水防備蓄資機材により施設の応急、復旧に努め、被害の拡大を防ぐ。

2－3 土砂災害等の危険箇所の応急対策

(1) 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

① 市は、土砂災害の発生状況等の情報収集を行い、都建設局に報告する。

② 市は、土砂災害の危険性が高い箇所について関係機関や住民に周知を図り、応急対策を行うとともに、災害のおそれがある場合は避難対策を実施する。

③ 市は、堰堤、床固工等の砂防施設に被害が発生した場合には、応急復旧に努める。

(2) 治山施設等

市は、被害の情報を収集し、都森林事務所を通じて、都産業労働局(農林水産部森林課)に報告し、被害の拡大、二次災害を防止するための応急措置を速やかに実施する。災害のおそれがある場合は避難対策を実施する。

3 危険物等の応急対策

3－1 市、消防署、警察署が行う措置

(1) 市が行う措置

市は、関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

① 住民に対する避難の指示
② 住民の避難誘導
③ 避難所の開設、避難住民の保護
④ 情報提供、関係機関との連絡

(2) 青梅消防署が行う措置

青梅消防署は、関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じ、関係事業所の管理者、危険物保安監督者および危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置等を当該危険物施設の実態に応じて実施するよう指導する。必要がある場合は、応急措置命令を発令する。

① 危険物の流出または爆発等のおそれのある作業および移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火防止措置および広域拡散防止の応急対策
② 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動、タンク破壊等による流出および異常反応ならびに浸水による広域拡散の防止措置と応急対策
③ 危険物による災害発生時の自主防災組織と活動要領の確立
④ 災害状況の把握、状況に応じた従業者および周辺地域住民に対する人命安全措置、防災機関との連携活動
⑤ その他東京消防庁の定める「震災消防活動および化学災害消防活動」により対処する。

■ 危険物施設等の事業所への措置

青梅消防署および東京都は、危険物施設等の事業所に対し、次の措置をとる。

施設	機関	指導内容
ホテル、百貨店等の多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所	東京消防庁	• 自衛消防隊の設置の指導 • 講習および自衛消防訓練の実施の指導 • 事業所の活動能力の向上 • 自衛消防中核要員を中心とした救命講習の促進 • 統括防火防災管理者選任指導 • 全体の消防計画策定の指導
危険物を取り扱う事業所	東京消防庁	• 防災組織の結成の指導 • 大規模危険物施設の「東京危険物災害相互応援協議会」への加入指導 • 帰宅困難者対策の指導 • 相互協力による訓練の実施
高圧ガスを取り扱う事業所	東京都	• 自主保安体制の整備の指導 • 「東京都高圧ガス地域防災協議会」への加入指導
火薬関係を取り扱う事業所	東京都	• 保安対策の指導 • 危険防止のための応急措置の指導 • 自主保安体制の整備の指導

(3) 警視庁(警察署)が行う措置

青梅警察署は、関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

① 警備要員の派遣による被害調査
② 被害の発生防止および被害の拡大防止のための管理者対策
③ 警戒区域の設定（立入禁止、車両交通規制）
④ 負傷者に対する救助活動
⑤ 避難措置

3－2 危険物施設等に応じた応急措置

(1) 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の対応

事業者は危険が想定される場合等は、関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

(2) 石油等危険物保管施設への対応

石油等危険物保管施設への対応は概ね次のとおりとする。

機　関　名	対　応　措　置
東京消防庁 (青梅消防署)	関係事業所の管理者、危険物保安監督者および危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を、該当危険物施設の実態に応じて実施するよう指導する。必要があれば応急措置命令を行う。 ① 危険物の流出または爆発等のおそれのある作業・移送の停止および施設の応急点検と出火防止措置・広域拡散防止の応急対策 ② 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動、タンク破壊等による流出および異常反応ならびに浸水による広域拡散の防止措置と応急対策 ③ 危険物による災害発生時の自主防災組織と活動要領の確立 ④ 災害状況の把握、状況に応じた従業者および周辺地域住民に対する人命安全措置および防災機関との連携活動
警　視　庁 (青梅警察署)	① 警備要員の派遣による被害調査 ② 被害の発生防止および被害の拡大防止のための管理者対策 ③ 警戒区域の設定 ④ 負傷者に対する救助活動 ⑤ 避難措置
青　梅　市	必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施

(3) 火薬類保管施設への対応

火薬類保管施設への対応は概ね次のとおりとする。

機　関　名	対　応　措　置
都環境局	火薬庫および火薬庫外貯蔵施設（５施設対象）の所有者に対し、施設および貯蔵火薬類に関する保安責任者を定め、施設が災害の発生により危険な状況となった場合、または危険が予想される場合には、あらかじめ定めるところにより、危険防止措置をとるよう指導している。 また、必要があると認める場合は、法令の定めるところにより、緊急措置命令等を発令する。
関東経済産業局	火薬類製造事業所等の施設等が、災害の発生により危険な状況となった場合、または危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより、危険防止措置をとるよう十分な監督または指導を行うものとし、必要があると認める場合は、法令の定めるところにより緊急措置命令等を発令する。
青　梅　市	必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施

(4) 高圧ガス取扱施設への対応

高圧ガス取扱施設への対応は概ね次のとおりとする。

機　関　名	対　応　措　置
都総務局	都県境付近で漏えい事故が発生した場合には、「高圧ガス漏えい事故発生時の広域連絡体制」にもとづき、関係機関に対し、必要な連絡通報を行う。
都環境局	1　事故時における措置 ①　ガス漏れ等の事故が発生した場合、当該事業所は、ただちに災害の拡大防止および被害の軽減に努める。 ②　災害が拡大するおそれがある場合、「高圧ガスおよび火薬類に係る震災対応マニュアル」にもとづき、東京都高圧ガス地域防災協議会がガスの種別により指定した防災事業所または震災被害を受けていない協議会支部に対し出動要請し、災害の拡大防止を指示する。 2　事故時の緊急出動体制 高圧ガス事故時には、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定する防災事業所や準防災事業所が対応する体制を整えている。 防災事業所は、高圧ガスの移動や事業所における事故に対し、準防災事業所は、移動時にかかる事故をのぞき、防災事業所と同様の任務を負っている。
関東経済産業局	1　正確な情報把握のため、都および関係機関と密接な情報連絡を行う。 2　災害発生に伴い、都および関係機関と連絡の上、高圧ガス製造の施設者等に対して、施設等の緊急保安措置をとるよう指導し、被害の拡大防止を図る。
東京消防庁 (青梅消防署)	1　災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の市への通報 2　人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第50条に掲げる避難指示等および市へのその内容の通報 3　事故時の広報活動および警戒区域に対する規制 4　災害応急対策の実施
警視庁 (青梅警察署)	1　ガス漏れ等の事故発生した場合、関係機関との連絡通報を行う。 2　市長が避難の指示を行うことができないと認めた場合、または市長から要請があった場合は、避難の指示を行う。 3　避難区域内への車両の交通規制を行う。 4　避難路の確保および避難誘導を行う。
青梅市	必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施

(5) 毒物･劇物取扱施設への対応

毒物・劇物取扱施設への対応は概ね次のとおりとする。

機 関 名	対 応 措 置
都保健医療局 (西多摩保健所)	1 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透および火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置をとるよう指示する。 2 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し、指示する。 3 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物にかかる災害情報の収集、伝達に努める。
都下水道局	1 関係機関との連絡を密にし、有害物質等に係る災害情報の収集、伝達に努める。 2 都下水道局流域下水道本部に流入状況を報告する。
都教育庁 市教育委員会	1 発生時の活動について、次の対策を樹立しておき、これにもとづき行動するよう指導する。 2 発生時の任務分担、鍵の管理および保管場所の周知 3 出火防止および初期消火活動 4 危険物等の漏えい、流出等による危険防止 5 実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止および転倒、落下等による火災等の防止 6 児童・生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底 7 被害状況の把握、情報収集および伝達等 8 避難場所および避難方法
青梅市	石油毒劇物等の有害物質が下水道に流入する事故が発生した場合には、青梅消防署に通報するとともに、事業者に対し、下水道への排出を防止するための応急措置を実施するように指導する。

(6) 化学物質関連施設への対応

化学物質関連施設への対応は概ね次のとおりとする。

機 関 名	対 応 措 置	
都環境局	1 化学物質対策	市区町村と連絡調整、必要に応じて関係機関に情報提供。
	2 PCB 対策	被災状況により、市区町村と連絡調整を行い、PCB保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省環境再生・資源循環局へ報告する。

(7) 放射線使用施設への対応

放射線使用施設への対応は概ね次のとおりとする。

機 関 名	対 応 措 置
都保健医療局	RI使用医療施設での被害が発生した場合、人身の被害を最小限にとどめるため、RI管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、住民の不安の除去に努める。

3－3 危険物輸送車両等の応急対策

(1) 高圧ガス等輸送車両の応急対策

危険物等の輸送の安全を図るため、関係機関と交通規制等について密接な情報連絡を行う。

災害応急対策は、「第１節　震災消防活動」により対処するものとする。

(2) 核燃料物質輸送車両の応急対策

事故の通報を受けた場合は、事故の状況把握に努め、状況に応じた火災の消火、延焼防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置をとる。

3－4 危険動物の逸走時対策

危険動物の逸走対策については、情報の受理および伝達ならびに被害者の救助および搬送を実施する。

また、事故時には必要に応じ、住民に対する避難の指示、住民の避難誘導、避難所の開設を行う。

① 住民に対する避難の指示
② 住民の避難誘導
③ 避難所の開設
④ 避難住民の保護
⑤ 情報提供
⑥ 関係機関との連絡

第５節　復旧対策

【施策の方向】

実施項目	活動のポイント
１ 公共の安全確保、施設の本来機能の回復	災害発生直後から、市民生活の一刻も早い平常時への回復が求められる。 そのため、公共施設を中心とする都市機能施設について、活動の早期再開に努めるとともに、被災施設については単なる現状復旧を図るのではなく、より耐災性が高く、機能的にも優れた施設への改修・更新に努める。 ・平常時の機能や活動の早期再開 ・二次災害の防止 ・被災施設の単なる現状復旧に留まらない早期の改修・更新

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担当	対策内容
１ 公共の安全確保、施設の本来機能の回復	各施設管理者	• 施設の被害状況を調査し、復旧を実施

１　公共の安全確保、施設の本来機能の回復

１－１ 公共施設等の復旧

市は、被災施設の復旧に当たり、現状復旧を基本にしつつも、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うことに努める。

(1) 学校施設

公立学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合に、当該教育委員会は、学校長および都教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成する。児童・生徒の不安を解消するため、教育活動に中断がないように努める。

(2) 文化財等

被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、文化財等の被害状況に応じて、文化庁、都教育委員会、市教育委員会および文化財管理者等において修復等について協議を行う。

(3) 市立文化施設･社会教育施設

市は、市立文化施設・社会教育施設について、災害後ただちに被害状況を調査し、被害状況によっては、施設ごとに再開等の計画を立て、早期の開館を目指す。

当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し日常生活が平常に戻れば、復旧計画を立て、本格的な復旧を行う。

１－２ 河川施設の復旧

河川管理施設については、氾濫水による被害の拡大を防止するために、速やかに施設の復旧に努める。

１－３ 二次的な土砂災害防止対策

市は都と連携し、地震による地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

第４章　安全な交通ネットワークおよびライフライン等の確保

第１節　現状と課題

道路や鉄道といった交通関連施設は、都市の活動を支える基盤として重要な役割を担っており、人命救助や消火活動、物資輸送等を円滑に行い、市民の生命を守るため、発災時においてもその機能を確保する必要がある。

本市では、幹線道路網について、都市計画道路を中心に国道・都道の整備促進を要請し、市道についても、事業化した都市計画道路の整備を積極的に進めている。生活道路についても、拡幅改修工事や路面改良工事等を順次進めている。

しかし、新たな被害想定では、道路施設の被害、救急搬送や物資の輸送等により、大きな交通混乱が生じるおそれがあるため、道路整備を一層推進する必要がある。

また、発災後の市民の暮らしを支え、都市機能を維持するためには、各種ライフライン（電気、ガス、通信、水道、下水道）の機能の確保が不可欠であるため、ライフライン事業者との連携を図り、災害時の体制整備に取り組む必要がある。

第２節　対策の方向性と到達目標

発災後も交通機能を維持できるよう、幹線道路について道路･橋梁等の耐震化等の安全対策の推進に取り組むとともに、鉄道との連携も図り、交通ネットワーク網の整備を図る。

また、ライフライン事業者への施設の耐震化促進や、災害発生時の応急復旧体制の確立などについて連携を図り、都市機能および市民生活の早期復旧に向けた仕組みづくりに努める。

さらに、東日本大震災では、地震による直接的な停電の他、計画停電なども発生し、下水道などにおいては施設機能の確保に大きな影響が及んだことを踏まえ、停電対策に取り組むとともに、非常用エネルギーの確保に努めるものとする。

到 達 目 標

- 緊急輸送道路の沿道建物・橋梁の耐震化促進
- 緊急輸送道路の早期啓開
  緊急車両の通行や物資輸送を円滑にする。
- 市役所、市民センター、避難所をつなぐ道路の早期啓開
  物資供給を重点に市内建設業者との協定により実施する。
- 下水道施設の耐震化、非常用電源の確保
- ライフラインの早期回復
- 非常用エネルギーの確保

【安全な交通ネットワークおよびライフライン等の確保】

災害前の行動（予防対策）

1　交通関連施設の安全確保

1　道路施設の安全化
2　鉄道の安全化
3　緊急輸送ネットワークの整備

2　ライフライン施設の安全化

1　下水道施設
2　上水道施設
3　電気施設
4　ガス施設
5　通信施設

3　非常用エネルギーの確保と供給体制の整備

災害直後の行動（応急対策）

1　交通ネットワーク機能の確保

1　交通規制の実施
2　緊急通行車両の確認
3　緊急道路障害物除去等
4　道路および付帯施設の応急対策
5　鉄道施設
6　バス会社の安全措置策

2　ライフライン施設の応急対策

1　下水道施設の応急対策
2　上水道施設の応急対策
3　電気施設の応急対策
4　ガス施設の応急対策
5　通信施設の応急対策

3　非常用エネルギーの確保

災害後の行動（復旧対策）

1　交通機能施設の復旧と耐災性の向上

1　道路・橋梁
2　鉄道施設

2　ライフライン施設の早期復旧

1　下水道施設の早期復旧
2　上水道施設の早期復旧
3　電気施設の早期復旧
4　ガス施設の早期復旧
5　通信施設の早期復旧

第３節　予防対策

【施策の方向】

大規模な震災時に最も優先すべき事項は、住民の生命の安全確保と、混乱の中からの一日も早い平常性の回復である。

そのためには、迅速な緊急対応活動の立ち上がりと展開、その後の回復への復旧活動の早急な開始であり、それらを支えるエネルギーの確保が重要となる。

施策の方向	対策
1 交通関連施設の安全確保	道路および交通施設が被災すると、緊急輸送等応急対策に大きな影響を及ぼすことから各施設の安全化を図る。 ・緊急輸送道路の沿道建物・橋梁の耐震化促進
2 ライフライン施設の安全化	ライフライン施設の機能停止は住民生活に甚大な影響を及ぼすため、各事業者は施設の安全化を図る。 市は各事業者との相互協力関係の充実に努める。 なお、当該施設の整備に当たっては、耐震性・耐水性・耐火性の強化を図るとともに、系統の多重化や拠点の分散化等による補完・代替、バックアップ機能の確保に努める。 ・ライフラインを 60 日以内に 95%以上回復する
3 非常用エネルギーの確保	大地震発生時には、電気やガス等のエネルギー供給に支障が生じることを前提として、被災直後からしばらくの間の非常用エネルギーについて予め準備しておく必要があり、その備蓄や代替供給の確保に努める。 ・非常用エネルギーの確保量の拡充（民間協定の締結）

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担当	対策内容
1 交通関連施設の安全確保	維持管理班 土木建設班	• 道路整備の推進 • 道路付帯施設の整備 • 橋梁・トンネルの整備
	青梅警察署	• 道路付帯施設の整備
	西多摩建設事務所	• 道路整備の推進 • 道路付帯設備の整備 • 橋梁・トンネルの整備
	ＪＲ東日本	• 鉄道施設の安全化 • 安全運行の実施
2 ライフライン施設の安全化	下水道班	• 下水道施設の長寿命化、耐震化 • 災害時における応急復旧体制の強化
	都水道局	• 水道施設の耐震化や耐震継手管への取替えの推進 • バックアップ機能の強化
	東京電力パワーグリッド株式会社	• 「被災しにくい設備づくり」「被災箇所の局所化」「被災設備の早期復旧」を基本方針とした整備の推進
	青梅ガス株式会社	• ガス施設、ガス管の耐震化 • 被害状況を的確に把握し、迅速な復旧対策を構築
	ＮＴＴ東日本	• 震度7クラスの地震においても機能を維持する設備構築 • 非常用電源の長時間化 • 通信網の多ルート・中継拠点分散化
3 非常用エネルギーの確保	関係各課	• 備蓄の充実

1 交通関連施設の安全確保

1－1 道路施設の安全化

(1) 道路整備の推進

道路および橋梁は、被災時における最重要基幹施設であり、火災の延焼防止効果、避難道路および緊急物資等の輸送ルート等、その機能は多岐にわたるので、防災効果の高い都市計画道路を重点に整備を図る。

また、橋梁の損壊による孤立地域が発生しないよう、整備に努める。

① 国道・都道の拡幅整備やバリアフリー化、電線類地中化

災害時における、避難や物資の輸送等が円滑に行われるよう、国道や都道の拡幅整備やバリアフリー化や電線類地中化などの整備を推進する。

② 市道の整備

災害時にも避難路や物資の輸送路などとして機能するよう、利用形態や地域特性に応じ、道路の拡幅や歩道の設置などの整備を進める。

また、機能的な道路台帳の整備の下、道路や橋梁、沿道の構造物などを点検し、計画的かつ予防的な補修・修繕を実施し、安全性の向上や長寿命化を図る。

③ 都市計画道路の整備

市域の主要な道路として位置付けられる都市計画道路の整備を推進する。

④ 緊急救援道路の整備

市道幹９号線は、大規模災害時等における緊急救援活動経路としての重要な路線として位置付け、横田基地周辺市との連携を図り、計画的な整備を推進する。

⑤ 密集住宅地域における道路整備の推進

密集住宅地域における狭隘な道路は、火災の延焼防止効果も低く、建物、塀等の倒壊による道路閉塞や緊急車両の通行が不能となる危険性が高いため、関連計画と併せて整備を推進する。

(2) 道路付帯施設の保全

① 交通信号機等の安全対策

交通信号機、交通規制標識等については、青梅警察署が保守管理にあたる。

② 街路灯の安全対策

街路灯は、周辺住民の協力を得て保守管理にあたる。

③ ガードレールの安全対策

交通の安全が保てるよう、その整備拡充に努めるとともに、災害発生注意箇所についての点検を十分に行ない、安全を確保する。

④ 道路標識の安全対策

道路警戒標識や道路反射鏡は、周辺住民の協力を得て、保守管理にあたる。

(3) 橋梁・トンネルの整備

災害時に橋梁･トンネルが被災し、通行不能となった場合、応急対策活動等に支障をきたすおそれがあるため、市、都および関係機関は、管理する橋梁・トンネルの安全性を調査し、必要に応じて架け替えもしくは修繕等の整備を推進する。

(4) 緊急通行車両等の確認

資料編 2-4-3「市所有車」

震災時に緊急通行車両等として使用を予定している車両について、事前に確認する。

1－2 鉄道の安全化

災害により鉄道施設が被災した場合、多数の負傷者が出るおそれがあるため、鉄道事業者は、「鉄道構造物等設計標準」（平成10年運輸省通達）を始めとする各種の基準により、鉄道施設の安全化を図る。

また、気象庁から配信される「緊急地震速報」を活用し、大きな揺れが到達する前に列車無線で乗務員に通報し列車を停止させるなど、乗客の安全確保を図る。

1－3 緊急輸送ネットワークの整備

市は、緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、災害による土砂や倒木、倒壊建築物や災害廃棄物等の障害物の発生を少なくするように努めるなど、緊急輸送ネットワークの整備に協力する。

① 緊急輸送ネットワークは、指定拠点と他県および指定拠点相互間を結ぶ。

② 震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて、第一次・第二次・第三次の緊急輸送ネットワークを整備する。

③ 輸送路の多ルート化を図るため、陸・海・空・水上・地下にわたる輸送ネットワークを整備する。

④ 緊急輸送の実効性を担保するため、警視庁が交通規制を実施する「緊急交通路」との整合を図る。

⑤ 緊急輸送の実効性を担保するため、道路障害物の除去や応急補修を優先的に行う「緊急道路障害物除去路線」との整合を図る。

分 類	目 的	内 容
第一次緊急輸送ネットワーク	都と市本部間および都と他県との連絡を図る。	応急対策の中枢を担う都本庁舎、東京都立川地域防災センター、市庁舎、輸送路管理機関および重要港湾、空港等を連絡する輸送路
第二次緊急輸送ネットワーク	第一次緊急輸送路と救助・医療・消火等を行う主要初動対応機関との連絡を図る。	第一次緊急輸送路と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地等を連絡する輸送路
第三次緊急輸送ネットワーク	主に緊急物資輸送拠点間の連絡を図る。	トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と市域内輸送拠点等を連絡する輸送路

資料編 2-4-1「市内緊急輸送道路」 2-4-2「交通規制道路」

2 ライフライン施設の安全化

2－1 下水道施設

資料編 2-4-7「公共下水道施設の現況」

(1) 下水道施設の安全化

下水道施設は、ライフラインとしての重要性から、次の措置を実施し、被害防止を図る。

① 下水道施設は老朽化が進んでいるものもあるため、調査し、予防保全型の維持管理を行う。

② 調査の結果、老朽化が進んでいるものについては、計画的・効率的な更新を行う。

③ 下水道管や汚水中継ポンプ場については、災害時のライフラインの重要性から耐震化を図る。

(2) 応急復旧体制の整備

迅速に応急措置活動を実施するため、都および災害時の応急復旧に関する協定を締結している民間団体との災害時の応援要請の手順などについて体制の整備を図る。

2－2 上水道施設

上水道施設については、施設の耐震化に加え、災害時にも供給を途絶させないバックアップ体制を整備する取組を継続する。

これらの取組により、ライフライン機能を維持・早期復旧する供給網を確保する。

2－3 電気施設

電気施設については、耐震化や送電線の多ルート化などにより、災害対策を推進している。今後も、「被災しにくい設備づくり」「被災箇所の局所化」「被災設備の早期復旧」を基本方針として一層の整備を推進する。

2－4 ガス施設

ガス施設の被災を防止するため、次の措置を実施し、被害防止を図る。

① ガス供給施設の耐震・耐火を行う。

② 災害発生に対応できる安全装置の整備を推進する。

③ ガス導管のうち、公道に埋設されているものについては、耐震性、強度の優れた溶接接合鋼管や地盤変動の影響を受けにくいポリエチレン管の融着接合の設置をさらに推進する。

④ ガス導管鋼を整備し、ブロック化する事で、ガス供給停止を最小限に抑える取り組みや地域の状況に応じたガス供給施設の安全化対策を推進する。

2－5 通信施設

通信施設の被災を防止するため、次の措置を実施し、被害防止を図る。

① 通信設備および付帯設備は、防災設計（耐震・耐火・耐水）、通信ケーブル地中化等を行う。

② 通信施設が被災した場合においても応急通信が確保できるよう、伝送路の複数化・ループ化、施設の分散化等の通信施設の安全対策を推進し、電気通信設備等の高信頼化を推進する。

3 非常用エネルギーの確保と供給体制の整備

大規模な地震災害発生時に、電気やガス等のライフラインに支障が生じた場合、災害応急対策活動や住民生活に大きな影響を及ぼすため、ＬＰガスや石油燃料の確保・供給が図れるよう、都と関係団体の協定締結の状況を踏まえながら、団体支部との協定締結等、確保・供給体制の確立に向けて取り組む。

また、緊急対応活動にも車両・機材の燃料の確保・供給が不可欠であるため、その体制の確立に向けて取り組む。

第４節　応急対策

【施策の方向】

大地震発生時に最も優先すべき事項は、救命救急と生存の確保であり、そのための緊急交通路の確保・復旧と生存を支える最低限のライフラインや非常用エネルギーの供給である。

実施項目	活動のポイント
１ 交通ネットワーク機能の確保	大地震発生時には、救命救急と消火活動が最優先され、次いで二次災害の防止活動が求められる。こうした緊急対応行動を迅速に展開するためには、緊急対応の道路交通機能の確保が必須の要件となる。 そのため、迅速な被災状況の把握とともに、規制による緊急交通路の確保や閉塞道路の緊急復旧を図る。 また、鉄道やバスについては乗客の安全確保と避難に取り組む。 **・緊急交通路の迅速な確保　　・閉塞道路の早期啓開**
２ ライフライン施設の応急対策	ライフライン施設の機能停止は、都市全体の活動停止を来たすため、被災状況把握と応急的な機能回復に迅速に取り組む。 **・ライフライン施設の早期暫定復旧**
３ 非常用エネルギーの確保	大地震発生時の緊急対応活動や応急対策を円滑に展開するため、車両や機器、施設を活動・維持するために必要なエネルギーの確保や適切な供給に努める。 **・非常用エネルギーの確保と円滑な供給**

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担当	対策内容
１ 交通ネットワーク機能の確保	維持管理班 土木建設班	• 橋梁・トンネルの障害物の除去 • 被害調査および応急対策の実施
	西多摩建設事務所	• 橋梁・トンネルの障害物の除去 • 被害調査および応急対策の実施
	ＪＲ東日本	• 乗客の安全確保 • 鉄道施設の応急対策の実施
	各バス会社	• 乗客の安全確保
２ ライフライン施設の応急対策	下水道班	• 下水道施設の被災状況の把握 • 応急対策の実施
	都水道局	• 水道施設の被災状況の把握 • 応急対策の実施
	東京電力パワーグリッド株式会社	• 送電の継続 • 施設の応急措置 • 二次災害予防措置の実施
	青梅ガス株式会社	• 施設復旧状況の把握と復旧活動の取り組み • 二次災害予防措置の実施
	NTT 東日本 NTT コミュニケーションズ*1 NTT ドコモ *2	• 被害状況、通信の疎通状況等の情報収集 • 重要通信の確保を優先した応急復旧対策 • 広報活動等
３ 非常用エネルギーの確保と供給体制の整備	関係各課 各施設管理者	• 非常用エネルギーの確保と施設・資機材への安定供給の実施

*1:「NTTコミュニケーションズ」は略記で、正式名称は「エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社」

*2:「NTTドコモ」は略記で、正式名称は「株式会社NTTドコモ」

1 交通ネットワーク機能の確保

1－1 交通規制の実施

資料編 2-4-2「交通規制道路」

都は、「震度６弱以上の地震が発生」した場合、または「大規模な災害が発生したことを現場の警察官が認知」した場合は、状況に応じて第一次、第二次の交通規制を行うこととなっている。

市内では、圏央道が第一次交通規制の対象となり、青梅・新青梅街道は第二次交通規制が実施された場合、被災状況に応じて「その他の緊急交通路」として指定の対象となっている。

(1) 緊急交通路、緊急輸送路の周知

① 関係各部および関係機関への連絡	都市整備対策部は、使用可能な緊急輸送路について調査し、関係各部および関係機関に連絡する。
② 市民への周知	ア 都市整備対策部は、緊急輸送路の機能を十分に発揮させるため、緊急輸送路への一般車両の進入を規制する。 イ その規制の内容について、市民に周知する。
③ 避難路との競合について	ア 緊急交通路の多くは、避難路と競合しているが、震災直後は、緊急輸送路の指定および交通規制が行われていないことから、避難誘導にあたる自主防災組織、消防団等は、避難者の安全確保に十分配慮するものとする。 イ 緊急輸送路の指定および交通規制後の避難指示等による集団的な避難においては、避難活動を優先するものとし、避難誘導を行う自主防災組織、避難誘導責任者は、青梅警察署と協力して自動車の通行規制および避難者の安全確保を図る。

(2) 交通規制支援ボランティアの活用

大規模な震災時には各所で道路閉塞が生じることが予想され、警察官のみでは対処困難であるので、交通規制支援ボランティアの協力も得て交通規制を実施する。

1－2 緊急通行車両の確認

地震発生時には、交通規制により一般車両の通行が禁止または制限され、大規模地震特別措置法施行令第12条にもとづく緊急通行車両および災害対策基本法施行令第33条にもとづく緊急通行車両（以下、「緊急通行車両等」という。）を優先して通行させる。

緊急通行車両等であることの確認は次のとおり行う。

(1) 確認対象車両

「規制除外車両事前届出書・規制除外車両事前届出済証」（様式4-1）の交付を受けている車両、または次のいずれかに該当する車両であること。

① 災害対策基本法５０条第１項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
② 道路交通法第３９条に定める緊急用務を行う期間が当該目的のために使用する車両
③ 医師・歯科医師、医療機関等が使用中の車両
④ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送するため使用中の車両
⑤ 患者等搬送車両（特別な構造または装置があるものに限る）
⑥ 建設用重機、道路啓開作業用車両または重機輸送用車両
⑦ 災害応急対策に従事する指定行政機関等の職員が、当該勤務場所に参集するため使用中の二輪の自動車または原動機付自転車
⑧ 災害応急対策に従事する者が参集または当該目的のために使用中の自転車
⑨ 緊急の手当を要する負傷者または病院の搬送のため使用中の車両
⑩ 歩行が困難な者または介護を必要とする者の搬送のため使用中の車両
⑪ 報道機関の緊急取材のため使用中の車両
⑫ 災害対策に従事する自衛隊、米軍および外交関係の車両であって特別の自動車番号標を有している車両
⑬ 交通対策本部長または青梅警察署長が必要と認めた車両

【広域応援の車両】
事前届出済証を所持しているライフライン復旧などの広域応援の車両については、その所管する道府県公安委員会から標章の交付を受ける。
ただし、やむを得ない場合は、届出済証の掲示により都公安委員会で標章の交付を受けることができる。

【交通規制除外車両】
震災発生後において、緊急通行車両等以外であっても、社会生活の維持に不可欠な車両または公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、都公安委員会の決定にもとづき、通行禁止の対象から除外する。

(2) 事前届出済車両の確認

災害対策基本法にもとづく交通規制が実施された場合、「事前届出済証」の交付を受けている車両については、ただちに緊急通行車両の確認を行い、青梅警察署で「緊急通行車両標章」（様式4-4）および「緊急通行車両確認証明書」（様式4-3）の交付を受ける。

市では、災害時に備え、総務班（総務契約課）が、全ての市有車両について緊急通行車両の確認申請を行い、緊急通行車両事前届出済証の交付を受けている。

(3) 地震発生後の届出

災害対策基本法にもとづく交通規制が実施された場合、民間業者等から調達した車両については、ただちに自動車検査証等の必要書類を青梅警察署または都公安委員会に持参し、「緊急通行車両確認申出書」（様式4-2）または「緊急輸送車両確認証明書」（様式4-5）により緊急通行車両または緊急輸送車両としての申請を行う。

(4) 緊急通行車両標章

様式編 4-3「緊急通行車両確認証明書」 4－4「緊急通行車両標章」

緊急通行車両標章は、車両前面の見やすい位置に掲示し、確認証明書は車両に備え付ける。

(5) 交通規制対象外車両の認定

災害発生後において、緊急通行車両以外であっても社会生活の維持に不可欠な車両または公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、公安委員会の決定にもとづき、通行禁止の対象から除外されることとなる。

① 交通規制の対象から除外される車両

(1) 災害応急対策に従事する者が使用中の自転車
(2) 災害発生後、災害応急対策に従事する指定行政機関等の職員が、勤務場所に参集するため使用中の二輪の自動車または原動機付自転車
(3) 警察署長等が、次の事由によりやむを得ないと認め「規制除外車両確認証明書」（様式4-7）および「除外標章」（様式4-8）を交付した車両で、除外標章を掲出しているもの
ア 緊急の手当を要する負傷者または急病人の搬送
イ 徒歩で避難が困難な病人、介護を必要とする高齢者、身体障がい者等の最寄りの病院、避難所への避難
ウ 報道機関の緊急取材
エ その他通行させることがやむを得ない事由

② 交通規制対象除外車両の認定手続き

上記の事由により除外標章の交付を受けようとする者は、「規制除外車両確認申出書」（様式4-6）を、警察署長等を窓口として公安委員会に申請する。

1－3 緊急道路障害物除去等

資料編 2-4-4「啓開作業等協力事業所」

都は、「緊急交通路や緊急輸送路等を確保するための緊急道路障害物除去路線を選定し、震災時には、この路線について、路上障害物の除去、陥没および亀裂等の応急補修を優先的に行うこととする。」としている。

都市整備対策部は、警察、各道路管理者および建設業協会と協力し、緊急輸送路を優先して道路障害物を除去（啓開）する。障害物除去作業は、原則として上下各１車線の車両走行帯を確保する。なお、啓開作業の要領は、次のとおりとする。

(1) 啓開作業の要領

① 倒壊物、落下物、路上駐車車両および放置自動車は、人力・牽引・重機等により道路端へ移動する。

② 路面の陥没・亀裂等および橋梁取付部の段差等は、車両走行に支障のない程度に応急補修する。

③ がけ崩れ等による道路遮断は、重機で土砂の除去を行うほか、状況に応じてう回路を設定する。

(2) 緊急道路障害物除去作業体制

分担機関	分担路線
都建設局	都管理道路
関東地方整備局	国管理道路
東日本高速道路株式会社	東日本高速道路管理道路
市	市管理道路

(3) 緊急道路障害物除去作業

緊急道路障害物除去作業に当たっては、下表のとおり関係機関および関係業界が有機的かつ迅速な協力体制を確立して対応する。

また、作業マニュアルを作成するなど、体制の充実を図る。

なお、都知事は、被害の規模や状況に応じて、自衛隊に支援を要請する。

機関名	実施内容
都建設局	「災害時における応急対策業務に関する協定」および「協力承諾書」にもとづき、道路上の障害物の除去等を実施する。
警視庁	緊急交通路確保のため、各警察署および交通機動隊に放置車両対策班を編成し、放置車両の排除にあたる。 また、道路管理者および防災関係機関に協力し、道路上の障害物の除去にあたる。
関東地方整備局 東日本高速道路株式会社 青梅市	道路上の障害物の状況を調査し、除去対策をたて、関係機関と協力の上、所管する道路の障害物の除去等を実施する。

また、道路に倒壊するおそれのある障害物がある場合は、法令上の取扱いを含めて関係機関と協議して処理する。

1－4 道路および付帯施設の応急対策

各道路管理者は、地震が発生した場合は、各所管の道路、橋梁、道路管理施設について被害状況を調査し、応急復旧対策を行う。

(1) 活動体制の確立

都市整備対策部は、施設の応急復旧、情報連絡に必要な人員および資機材等を確保する。

市の体制のみでは対応できない場合は、必要に応じ青梅建設業協会を通じ工事業者等に資機材の緊急調達、出動等の協力を要請する。

(2) 道路等の応急復旧

① 道路の応急復旧

各道路管理者は、道路路肩および道路上部の法面崩壊による被害が予想されることから、土俵工法または矢板工法等による保全のための応急措置や通行障害物の除去を実施する。

② 交通信号の応急復旧

青梅警察署は、信号機の故障等の被害が発生した場合、第１次的には受持員が、第２次的には交通係専務員が応急対策措置に当たり、措置不可能の場合は、警視庁本部主管課において行う。

信号機の被害等に際し、応急措置のできるまでの間は、交通係専務員の手信号により、交通整理を行う。

③ 道路標識等の応急復旧

路標識等の応急復旧は、次のとおりとする。

被害物件	対応	応急復旧対策
交通規制標識	青梅警察署	警察署員が、必要に応じて業者の協力を得て、応急対策措置に当たる。
道路案内標識および道路反射鏡	各道路管理者	応急措置が可能なものを除き、業者の協力を得て補修を行う。

④ 街路灯・街路樹等の応急復旧

各道路管理者は、街路灯・街路樹等の被害調査をし、必要に応じて地域指定の業者に協力を要請し、補修、撤去、伐採等の措置をとる。

⑤ ガードレール等の応急復旧

各道路管理者は、道路の応急復旧と併せ、ガードレール等の道路施設の応急復旧を行う。

1－5 鉄道施設

(1) 災害時の活動体制

① 鉄道施設災害対策本部の設置

災害が発生したまたはそのおそれがある場合、ＪＲ東日本は、防災関係内規にもとづき職員を動員し、旅客および施設の安全確保と緊急輸送を行うために災害対策本部を設置する。また、市、都およびその他関係機関にその旨を通報する。

② 通信連絡体制

災害情報および応急措置の連絡指示ならびに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて、無線車、移動用無線機を利用する。

(2) 発災時の初動措置

ＪＲ東日本は、震災初動期に列車および旅客の安全を確認するため、社の規程に従い徐行等の運転規制を実施する。

機関名	運転規制の内容	乗務員の対応		その他の措置
		列車の運転	乗客への対応	
ＪＲ東日本	地震が発生した場合は、社の運転規制の定めにもとづき運転規制を行う。	運転中に危険と認めた場合はただちに停止。最寄りの停車場の駅長または指令と連絡をとり、その指示を受ける。	災害の規模、被害状況および運行の見通し等を把握し輸送指令の指示等により、適切な旅客案内を行う。	駅等の混乱防止、輸送力の確保を図るため報道機関に情報を提供する。

(3) 乗客の避難誘導

震災時に予想される駅における旅客の集中による混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、ＪＲ東日本は社の規定によりすみやかに避難誘導を実施する。

① 駅における避難誘導

乗客に混乱防止の案内放送を行い、あらかじめ定めた避難場所に誘導する。

② 列車における避難誘導

乗客に混乱防止の案内放送を行い、安全な場所または最寄り駅まで駅長（運転司令）と連絡の上誘導する。

(4) 事故発生時の救護活動

① 負傷者の救護

鉄道機関は、震災時に事故が発生した場合、災害対策本部を設置し、各関係機関との協力のもと、負傷者の救護を優先的に行う。

② 輸送力の確保

併発、続発事故等の二次災害の防止に万全の対策をとるとともに、引き続き旅客の安全確保を図り輸送力の確保に努める。必要に応じ防災関係機関の出動・救護の要請を行う。

1－6 バス会社の安全措置策

資料編 2-4-5「バス事業者」

各バス会社は、災害時に次の安全措置をとる。

運行中止	危険箇所（塀、がけ下、交差点、橋上下、トンネル等）を避け、原則として道路左側でエンジンを停止し、乗客へ広報を行う。
乗客救護	負傷した乗客に対して救護活動を行い、救護機関への連絡等必要な措置をとる。
乗客の避難誘導	車内マイク等を活用して乗客の動揺を制止し、ラジオ等により情報収集に努め、避難方法について最善の措置をとる。
車両処置	やむを得ず車両を路上に駐車して帰所等する場合は、乗客の避難後、エンジンキーを入れたまま、重要物品を持ち出し、扉を閉める。
会社等への連絡	運行状況、被害状況等を連絡する。

2 ライフライン施設の応急対策

2－1 下水道施設の応急対策

資料編 2-4-7「公共下水道施設の現況」

環境対策部は、災害が発生した場合は、都下水道局（流域下水道本部）と連携して下水道施設の被災状況を把握する。また、機能が停止した場合は、速やかに応急復旧対策を行う。

(1) 活動体制の確立

環境対策部は、施設の応急復旧および情報連絡に必要な人員、資機材等を確保する。

市の体制のみでは対応できない場合は、必要に応じ市内下水道工事業者等に資機材の緊急調達、出動等の協力を要請する。それでもなお不足する場合は、都に応援を要請する。

(2) 応急対策

地震発生後速やかに下水道施設の点検・調査を行い、被害情報を把握し、応急対策を実施する。主な対策は、次のとおりである。

- 下水道施設被害による道路陥没箇所等を早急に把握し、損傷度を確認する。
- 汚水管渠は、汚水の流下に支障のないよう、応急措置を行う。
- 汚水中継ポンプ場が停電した場合は、ただちに非常用電源に切り替える。

(3) 市民への広報

環境対策部は、企画対策部と連携して広報を実施する。なお、広報内容は次のとおりとする。

- 復旧の見通しに関する情報
- 仮設トイレの設置場所等に関する情報
- 下水道使用の自粛等に関する情報

2－2 上水道施設の応急対策

都水道局は、災害が発生した場合は、上水道施設の被災状況を把握するとともに、配水調整により断水区域の減少に努める。また、機能が停止した場合は、速やかに応急復旧対策を行う。

(1) 活動体制の確立

都水道局は、飲料水の確保・施設の応急復旧および情報連絡に必要な人員、資機材等を確保する。

(2) 応急対策

地震発生後速やかに水道施設の点検・調査を行い、被害状況を把握し、応急給水の対応を実施する。主な対策は、次のとおりである。

- 異常箇所等についての情報収集および連絡を徹底する。
- 施設の点検・被害調査を実施する。
- 被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合および被害の拡大するおそれがある場合の応急措置をとる。

(3) 市民への広報

都水道局および環境対策部は、企画対策部と連携して広報を実施する。

なお、広報内容は次のとおりとする。

- 断水区域および復旧見通しに関する情報
- 応急給水の場所、時間、給水を受ける方法（必要な容器等）に関する情報

2－3 電気施設の応急対策

(1) 主な応急対策活動

- 資材の調達・輸送
- 震災時における危険予防措置
- 応急工事
- 災害時における電力の融通

(2) 広報活動

電気施設の被災状況および復旧活動の状況ならびに復旧見通し等について、市本部に報告するとともに、市民に広報する。

2－4 ガス施設の応急対策

青梅ガス株式会社および青梅ＬＰＧ協会は、災害が発生し、被害情報収集後、被害が発生する事が予想された場合、ガスによる被害の拡大を防止し、公共の安全を維持するため、次の対策に取り組むものとする。

(1) 活動体制の確立

都市ガス供給区域内で災害が発生した場合、青梅ガスでは災害対策本部を設置し、特別出動配備体制をとる。防災関係機関への連絡ならびにガス供給施設の応急復旧に必要な人員、資機材等を確保する。状況に応じて、関連工事会社への出動要請ならびに日本ガス協会への応援を要請する。

(2) 応急対策

地震発生後速やかにガス供給施設の点検・調査を行い、被害情報を把握し、応急対策を実施する。主な対策は、次のとおりである。

・青梅ガス地震計のＳＩ値が７０カイン以上を記録した場合には、全てのガス供給を停止する。
・緊急巡回点検により、ガス漏えい等の被害を確認した場合には、当該被害区域のガス供給を停止する。

(3) 広報活動

ガス施設の被災状況および復旧活動の状況ならびに復旧見通し等について、市本部に報告するとともに、市民に広報する。併せて、防災行政無線等による市民への広報を依頼する。

(4) LPガスおよび燃焼器具等の供給対策

青梅LPG協会と協力して、避難所等における被災者の生活を援助するため、ＬＰガスおよび燃焼器具等を供給する。

2－5 通信施設の応急対策

(1) 主な応急対策活動

- 被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集
- 重要通信の確保による応急復旧対策、広報活動等
- 災害対策用機材、車両等の確保
- 通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策

(2) 広報活動

通信施設の被災状況および復旧活動の状況ならびに復旧見通し等について、市本部に報告するとともに、市民に広報する。

- 被災地域の回線疎通状況
- 利用制限の予告および利用制限の状況
- 利用上の注意事項
- その他必要事項

3 非常用エネルギーの確保

非常用発電設備等の活用により、病院や社会福祉施設など市民の生命に関わる施設、下水道など都市機能を維持するために不可欠な施設、地区防災拠点や避難所など災害時の拠点となる施設の機能維持を図るため、非常用発電機の確保や協定等により、燃料の確保および緊急車両用燃料の確保を図る。

避難場所となっている市内中学校では、自立型ソーラースタンドの活用により太陽光により蓄えた電気を利用し、携帯電話等の充電や夜間照明の確保を図る。

第５節　復旧対策

【施策の方向】

交通機能とライフライン機能は、住民生活のみならず、都市の活動を支える基幹機能であるので、早期の復旧と耐災性の向上に取り組む。

実施項目	活動のポイント
１　交通機能施設の復旧と耐災性の向上	緊急輸送の拡充に対応し、日常生活の早期回復のため、道路・鉄道等の交通機能の被災状況の早期把握と復旧および耐災性の向上に取り組む。 ・平常時の交通機能の早期復旧
２　ライフライン機能の早期復旧	平常の都市機能と市民生活の早期回復を図るため、ライフライン機能の被災状況の把握と早期復旧に取り組む。 ・平常時のライフライン機能の早期復旧

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担　当	対策内容
１　交通機能施設の復旧と耐災性の向上	土木建設班	• 道路・橋梁の復旧対策を実施
	西多摩建設事務所	• 道路・橋梁の復旧対策を実施
	ＪＲ東日本	• 鉄道施設の復旧対策の実施
２　ライフライン機能の早期復旧	各施設管理者	• 施設の被害状況を調査し、復旧を実施

１　交通機能施設の復旧と耐災性の向上

１－１　道路･橋梁

資料編　2-4-4「啓開作業等協力事業所」

応急対策に引き続き、道路の障害物の除去や被害を受けた道路の復旧対策を、協定を締結している事業者と連携して取り組む。

１－２　鉄道施設

鉄道施設は、震災後の都市機能の確保や各種の復旧対策に寄与するため、速やかに被害状況に応じた復旧対策を実施し、輸送の確保に努めるものとする。

鉄道機関は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果にもとづき、再び同様な被害を受けないよう本復旧計画をたて実施する。

２　ライフライン施設の早期復旧

２－１　下水道施設の早期復旧

緊急調査で判明した被害について、より詳細に被害状況を把握・整理し、流下機能を確保するため、下水道施設の応急復旧計画を作成し、効率的な復旧を行う。

主な対策は、次のとおりである。

- 上水道施設（浄水所、給水所等）の運用状況を考慮した復旧
- 管路に関する復旧優先順位の決定

なお、停電が発生した場合は、非常用発電機およびエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、排水不能の事態が起こらないように対処する。

また、停電が続いた場合には、都および都と協定締結している関係団体等に対して、燃料の優先供給を要請する。

2－2 上水道施設の早期復旧

都水道局は、施設、管路、給水装置等の復旧を行う。

- 取水・導水施設の復旧対策
- 送・配水管路、給水装置の復旧対策
- 浄水施設の復旧対策

2－3 電気施設の早期復旧

(1) 迅速･適切な実施が求められる応急･復旧対策

災害に伴う応急・復旧対策については、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。

(2) 復旧効果を基準とした優先順位にもとづく対策の実施

各設備の復旧は、災害状況、被害状況および復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、復旧要員の確保および復旧資機材の確保など、あらかじめ定めた手順により実施する。

(3) 広報活動

① 停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況について広報する。

② 電気火災を防止するため、屋外に避難する時は安全器またはブレーカーを必ず切ること、などについても広報する。

2－4 ガス施設の早期復旧

(1) 都市ガスの供給再開

都市ガスの供給を停止した場合の復旧作業は、主に以下の手順で行う。

① 復旧基本計画を策定する。なお、被害状況に応じて、日本ガス協会へ応援要請を行い、早期復旧に向けて体制を整備する。

② ブロック化計画にもとづき、漏えい調査、漏えい修理を行い、導管の復旧作業を行う。なお、早期復旧に向けて仮配管等による応急復旧を行う場合もある。

③ 供給再開したブロック毎に各戸の開栓作業を行う。その際、屋内外のガス配管設備に漏えいがあった際には、修理完了後にガス供給を再開する。

(2) LPガスの供給再開

LPガスの使用の再開に当たっては、各家庭や各施設において、設備の安全確認を十分に行う必要がある。このため、市は、青梅ＬＰＧ協会の点検体制の確立について支援を行う。

2－5 通信施設の早期復旧

重要通信の確保または被災した電気通信設備等の迅速な復旧への取組みは、以下の手順で行う。

① 気象等の状況や電気通信設備等の被害状況などの情報を収集し、関係組織間相互の連絡を行う。

② 非常態勢が発令された場合は、速やかに対策本部等に出動する。

③ 被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材および輸送の手当てを行うなど、早期復旧に努める。

④ 応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果にもとづき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。

⑤ 被災地における地域復興計画の作成･実行に当たっては、これに積極的に協力する。

第５章　災害活動体制の充実

第１節　現状と課題

大規模な震災が発生した場合、発災直後の的確かつ迅速な初動対応が多くの命を救うことにつながる。しかし、自治体単独での対応には自ずと一定の限界もあり、東日本大震災の教訓を踏まえると、初動時からの円滑な広域応援の調整が必要であり、都や自衛隊、市区町村を始めとした防災関係機関との連携が重要となる。

本市では、多摩地域30市町村との震災時等の相互応援に関する協定や伊丹市、桐生市等との大規模災害時の相互応援に関する協定、全国梅サミット協議会加盟市町災害時相互応援協定などを締結している。

これらの協定を締結している自治体や都、自衛隊等の防災関係機関と、災害時に迅速かつ円滑な連携ができる体制の強化および応援部隊が円滑に活動できる拠点施設等の確保が重要である。

第２節　対策の方向性と到達目標

市民の生命と都市機能の維持に向け、市の初動対応体制や広域連携体制の強化、救出・救助活動やライフライン等の復旧の迅速化のための活動拠点の充実を図る。

到 達 目 標

- 市の初動対応体制の整備

１　市役所に災害対策本部を置く。

２　職員は、勤務時間外においては指定された市民センター等に自動参集する。

３　市民センターは地区防災拠点とし、地区対策本部を置く。
　地区における通信・情報収集・伝達の中心となる。
　地区対策本部長は、課長・係長級から１名をあらかじめ指定する。
　副本部長は、センター長およびあらかじめ指定する係長級１名の２名とする。
　本部員は、各センター職員のほか６名程度をあらかじめ指定する。
　自主防災組織本部を市民センターに設置し、連携する。

- 広域連携体制の構築：近隣県自治体や民間事業者との連携強化
- 大規模救出活動拠点の整備：大規模な救出・救助活動や復旧活動拠点の確保 など

【災害活動体制の充実】

災害前の行動（予防対策）

1 初動対応体制の整備

1 災害対策拠点の整備
2 防災訓練・教育の実施
3 応急活動体制の強化
4 防災に関する調査・研究の推進

2 広域連携体制の確立

1 広域応援体制の強化
2 地域と事業所・公共団体等との連携強化
3 公共的団体等との協力体制の確立

3 応急活動拠点の整備

1 オープンスペースの確保
2 大規模救出救助活動拠点等の確保
3 ヘリコプター活動拠点の整備

災害直後の行動（応急対策）

1 市の初動対応体制

1 市の災害応急活動体制
2 災害対策連絡室（第１号注意体制）
3 災害対策本部（第２号警戒体制・第３号特別警戒体制・第４号非常配備体制）
4 各体制
5 職員の配備・動員・参集

2 消火・救助・救急活動

1 東京消防庁における消防活動体制の確立
2 東京消防庁（青梅消防署）震災消防活動
3 消防相互応援

3 応援協力・派遣要請

1 相互応援協力
2 自衛隊への災害派遣要請

4 応急の受入体制の確立

1 国からの応援受入
2 地方公共団体からの応援受入

災害後の行動（復旧対策）

第３節　予防対策

【施策の方向】

大規模な震災時に最も優先すべき事項は、生命の安全確保と、二次災害の防止であり、そのためには、迅速な緊急対応活動の立ち上がりと展開が求められる。こうした迅速な初動態勢と展開を図るための体制整備と活動拠点づくりに取り組んでいく。

施策の方向	対策
１ 初動対応体制の整備	市と防災関係機関が一体となって活動を展開できるよう、本部体制を整え、災害対応・総合調整機能の強化や、警察、消防、各防災関係機関の連絡調整機能の強化を図り、円滑な初動態勢を構築する。
２ 広域連携体制の確立	現在協定を締結している自治体との連携体制の一層の強化や、国、他県等と円滑な協力体制が取れるように、また、防災関係機関や事業者と連携して応急対応を実施するための連携チームを編成するなど、実践的かつ効果的な広域連携体制を構築していく。
３ 応急活動拠点の整備	公園等の整備などにより、大規模救出救助活動拠点や復旧活動のための拠点となるオープンスペースを確保するとともに、その円滑な活用に向けて、受援やオープンスペース等利用に係る計画を策定し、迅速な活動のための環境を整備していく。

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担当	対策内容
１ 初動対応体制の整備	各　課	• 災害応急活動体制の習熟 • 各種訓練の実施 • 各種マニュアルの整備
	防災課	• 総合防災訓練の実施および検証 • 地区防災拠点の整備計画の立案 • 応急活動体制の検証
	総務契約課	• 本庁舎の維持管理
	市民活動推進課	• 市民センターの維持管理
２ 広域連携体制の確立	防災課	• 他市区町村との相互応援協定の締結、維持 • 各部課の応援協定等の整理
	各　課	• 担当業務における事業者等との応援協定の確認
３ 応急活動拠点の整備	関係各課	• オープンスペースの確保・整備 • 大規模救出救助活動拠点等の確保・整備 • ヘリコプター活動拠点の確保 • ヘリサインの整備

1 初動対応体制の整備

1－1 災害対策拠点の整備

(1) 防災拠点の整備

資料編 2-5-1「青梅市の体制」

① 本庁舎

災害対策活動の中心拠点となる本庁舎は免震構造であるため、建物被害は軽微であることが前提である。

また、自家用発電装置も整備されているが、コンセントおよび照明は限られているので、停電による自家用発電装置稼働時を想定した体制の整備を図る。

なお、免震構造であるために、地震が発生した際には、外部の状況把握が難しくなる事態の解消に向けた対策を検討する。

② 地区の防災拠点

各市民センターは、災害時には地区防災拠点とし、地区対策本部を設置する。自主防災組織の本部が設置されるなど、地区の防災活動拠点としての役割を担っているため、施設の安全性の確保、通信設備等の整備など、防災拠点としての機能の向上を図る。

(2) 発災時の受援体制の整備

立川断層帯地震などの大規模地震が発生した場合は、国、都、協定を締結している自治体などから支援物資や人的支援等を受けることになるが、それらの支援を受け入れる受援体制を構築し、市側の体制を整備する。

1－2 防災訓練・教育の実施

(1) 防災訓練の実施

市では、災害対策活動の円滑を期すため、年に１回、総合防災訓練を実施している。

防災訓練がより実践的なものとなるように、本部運営訓練、非常参集訓練、現地実働訓練、GIS情報を活用した図上訓練、災害情報連絡訓練などを行い、訓練を通して各役割の認識を深める。また、訓練実施の際には、業務継続計画（BCP）を踏まえて行う。

青梅消防署では、震災消防活動能力の向上を図るため震災消防訓練を実施するとともに、年１回総合震災消防訓練を実施する。

(2) 訓練の検証

訓練は、実災害を想定して計画し、災害の流れに合わせて実施し、訓練後は意見交換会等を行い、評価および検証を行う。

また、評価や課題を整理し、市防災計画および業務継続計画（BCP）の見直し資料とするとともに、次期の訓練計画に反映する。

(3) 防災教育

市および防災関係機関は、職員・社員に対し、平常時から市防災計画による各機関の防災体制および防災関係法令の運用等の指導を行い、防災知識の習得と災害時の早期体制確立に努める。

特に、災害発生時の参集、初動態勢、各自の配置と任務および災害の知識等について習熟するようにする。また、各種マニュアルを作成、配布し、周知を図る。

1－3 応急活動体制の強化

(1) 市の応急活動体制の強化

市は、災害が発生しまたは発生するおそれがある場合、被害を最小限にとどめるため、災害の発生状況等に応じて活動するための応急活動体制（第１号～第４号）を整備し、災害に備える。

(2) 体制および動員

体制および動員については、職員および関係機関に周知徹底するとともに、常に検討、見直しを行い、体制強化を図るとともに都との連携強化に努める。

各体制の本部設置に応じ、応急活動を円滑に進めるために、都との連絡調整等の連携強化に努める。

(3) 業務継続体制の確保

市は、災害に備えて平常時から体制整備を行い、災害が発生した場合に、住民の生命、財産を守ることを目的に、救助、救出や救護などの応急活動を迅速に実施しなければならない。

応急活動を行う一方で、市の通常の行政サービスについても、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、全ての業務が最短で再開できるよう、あらかじめ対策を立てておく必要がある。

このため、市は、災害時に各課の機能が最短の期間で復旧し、被害の影響を最小限に抑えることを目的に、業務継続計画（BCP）にもとづき、早期復旧体制の構築を図る。

1－4 防災に関する調査・研究の推進

(1) 被害想定等の実施・周知

被害の発生を防止・軽減するため、都の被害想定の見直し、社会状況の変化等をふまえ、必要な整備を積極的に推進する。

(2) 危険区域の調査

市は、被害の軽減を図るとともに、災害時に迅速かつ的確に応急対策が実施できるように、防災関係機関と連携して災害危険区域を調査する。調査区域等は、概ね次のとおりとする。

- 急傾斜地、がけ地およびがけ崩れのおそれのある場所
- 浸水、冠水のおそれのある地域
- 火災の延焼拡大のおそれのある地域
- 倒壊のおそれのある建物等
- その他危険が予想される事項

(3) 国・都・防災関係機関との調査研究の協力

国・都・防災関係機関が各種防災に関する調査研究を実施する場合において、市に協力を求めてきた場合は、市はできる限り積極的に協力する。

2 広域連携体制の確立

2－1 広域応援体制の強化

資料編 2-5-4「災害時応援協定」

(1) 相互応援協定の締結の推進

東京都と都内区市町村との間で、災害時等の相互協力に係る協定を締結し、被災区市町村等に対する職員の応援、居住者等の避難のための施設の提供およびあっせん、物資や資機材の提供及びあっせん等の協力を迅速かつ円滑に実施できる体制を構築している。

また、市は、都内に限らず、他市区町村との相互応援協定の締結等、広域応援体制の整備に努める。

(2) 実行性のある相互応援体制の整備

市は、災害時の応援要請手続きの円滑化を図るため、応援要請手続、情報伝達方法等についてのマニュアル整備、受入窓口や指揮連絡系統の明確化などを行い、職員への周知を図るとともに、平時から、協定を締結した市区町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

2－2 地域と事業所・公共団体等との連携強化

市は、地域と連携し、地域貢献の意思を有する事業者の紹介や、地域と地元事業者との連携事例の紹介などにより、事業所と自主防災組織の連携を強化する。

2－3 公共的団体等との協力体制の確立

市は、市内における公共的団体の防災関連組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を災害時に十分発揮できるよう、体制を整備する。

さらに、公共的団体の協力業務および協力方法を明確化し、災害時に効率的に活動できるよう、周知する。

3 応急活動拠点の整備

3－1 オープンスペースの確保

震災時に、避難誘導、救出・救助、医療搬送、ボランティア参集、ライフライン復旧などの応急対策活動を迅速かつ効率的に行うことで、人命の保護と被害の軽減を図るとともに、震災後の市民生活の再建と都市復興を円滑に進めることができる。

そのため、市は、東京都震災対策条例にもとづき都と連携し、これら活動に供する土地および家屋などのオープンスペースの事前確保に努める。

なお、震災時の応急対策活動が円滑に行えるよう、活動拠点やアクセス機能の整備について、市は都と連携し、発災時の使用に係るマニュアル等の作成等を行う。

3－2 大規模救出救助活動拠点等の確保

市は、都と連携し、自衛隊、警察災害派遣隊（広域緊急援助隊）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペース（大規模救出救助活動拠点）の確保に努める。

3－3 ヘリコプター活動拠点の整備

資料編 2-5-5「ヘリコプター運用」

市は、迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するためにヘリコプターの緊急離着陸場を市の地域内にあらかじめ確保している。

震災時には、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や災害対策本部と連携するために、迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行う。ヘリサインは、避難所など、災害対策上重要な施設を上空から即時に特定するための応援航空部隊の道しるべとして、重要な役割を果たす。

そのため、市においても、所有する建築物等の屋上に、ヘリコプターから視認できる施設名を表示するヘリサインの取組を進める。

第４節　応急対策

【施策の方向】

大規模な震災時に最も優先すべき事項は、生命の安全確保と、二次災害の防止であり、迅速な緊急対応活動の立ち上がりと展開が求められる。また、災害の状況は多様であり、事前の想定を超える事態も念頭に柔軟な活動を展開する。

実施項目	活動のポイント
1 市の初動対応体制	市は、地震が発生した場合、その震度および災害の発生状況等に応じた適切な応急活動を迅速に開始し、人的・物的両面の被害の拡大防止に取り組む。
2 消火・救助・救急活動	大地震発生時には、その被災状況の迅速な把握と火災発生地点等の危険箇所に迅速に部隊や人員を配置し、消火・救助・救急活動を展開する。
3 広域連携体制の構築	あらかじめ締結している自治体や民間企業に迅速な状況報告または応援要請を行い、協力活動の早期立ち上げを図る。
4 応急の受入体制の確立	早期に活動拠点予定地の使用開始を図り、大規模な救出・救助活動や復旧活動の迅速な展開を図る。

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担当	対策内容
1 市の初動対応体制	総務班	• 庁舎の被害調査および応急処理の実施
	消防団	• 地域における災害応急対策活動の実施
	防災班	• 災害対策本部等の設置および廃止
2 消火・救助・救急活動	防災班	• 避難指示等の措置の実施
	青梅消防署	• 消防活動体制の確立 • 震災消防活動の実施
	消防団	• 震災消防活動の実施
3 応援協力・派遣要請	総務班	• 都および他市区町村への応援要請 • 自治体への応援要請
	広報班	• 報道機関への情報提供
4 応急の受入体制の確立	総務班	• 国、都および他市区町村の応援受入れ • 自衛隊の応援受入れ

1 市の初動対応体制

1－1 市の災害応急活動体制

(1) 配備体制設置基準

市は、災害が発生しまたは発生するおそれがある場合、被害の発生を最小限にとどめるため、震度および災害の発生状況等に応じて、次の配備体制をとるものとする。

震度等	配備体制	本部名称	設置者・統括者
震度4	第１号注意体制	災害対策連絡室	市民安全部長
震度5弱 または南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表	第２号警戒体制	災害対策本部	本部長（市長）
震度5強 または南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表	第３号特別警戒体制		
震度6弱以上	第４号非常配備体制		

第１号～第４号体制の設置基準および参集基準、活動内容等は、次項に掲載するとおりとする。

(2) 業務継続計画（震災編）の発動等

① 発動

第４号非常配備体制が設置されたときは、自動的に発動するものとする。

第２号警戒体制および第３号特別警戒体制が設置されたときは、各体制の本部会議において協議し、被害発生状況等により必要性が認められたときに、発動するものとする。

② 解除等

本部長（市長）が全庁的な視点から判断を行い、これを踏まえ、各部課長等が、具体的な業務再開や緊急時優先業務の縮小を決定する。

なお、本部長（市長）は、災害発生のおそれがなくなった場合、または発生した災害応急対策が概ね終了し、非常配備体制等の災害時応急体制の必要がなくなった場合は、本計画を解除することができる。

体制	設置基準および活動内容等
災害対策連絡室（室長：市民安全部長　設置場所：防災課内）	
第１号注意体制：地震情報等の収集およびその通報ならびに被害状況等をとりまとめ、連絡調整の万全を期する体制を整えるものとする。主として情報収集および連絡活動を行い、状況により更に上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。	
基　準	市内で震度４の地震が観測された場合 その他、災害が発生するおそれがあり、市民安全部長が必要と認めたとき
参　集	市民安全部長、都市整備部長、環境部長、企画部長、また、それらの部の課長および災害対応指定職員 なお市民安全部長が必要と認めたときは、各部長および各部職員を招集する。 **【職員の５～１０％程度】**
災害対策本部（本部長：市長　設置場所：災害対策本部室）	
第２号警戒体制：危険区域を巡視警戒し、被害情報収集、災害応急措置を実施するとともに、被害状況の取りまとめおよび発表・報告、その他所要の連絡調整にあたるものとする。また、状況によりさらに上位の体制に迅速に移行しうる体制とする	
基　準	市内で震度５弱の地震が観測された場合 その他、大規模な災害が発生または切迫し、市長が必要と認めた場合 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合
参　集	市長、副市長、教育長、全部課長、各部課別災害対応指定職員、消防団本部 **【職員の２０～４０％程度】**
第３号特別警戒体制：危険区域に対する巡視警戒の強化を図り、被害情報収集、連絡活動、災害予防および災害応急対策を実施する。事態の推移に伴い、速やかに第４号非常配備体制へ移行しうる体制とする。	
基　準	市内で震度５強の地震が観測された場合 災害救助法の適用基準に相当する被害の発生のおそれがある場合 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 その他市長が必要と認めた場合
参　集	市長、副市長、教育長、全部課長、課別災害対応指定職員、消防団本部 **【職員の４０～７０％程度】**
第４号非常配備体制：本部員を招集し本部会議をただちに開催する。さらに、災害対策本部長は、全職員に動員をかけ、班ごとの災害応急対策をただちに実施する旨を通知する。	
基　準	市内で震度６弱以上の地震が観測された場合 市内に地震による激甚な災害が発生した場合、または発生が予測される場合
参　集	指定動員職員は指定の庁舎等へ自動参集する。一般動員職員は勤務場所へ自動参集するが、勤務場所への参集が困難な場合は、最寄りの庁舎等に参集する。**【全職員】**

1－2 災害対策連絡室（第1号注意体制）

市内で震度４の地震が観測された場合は、第１号注意体制として災害対策連絡室を設置する。

各部における配備要員および員数は、各部課長があらかじめ定めるが、各部長は、状況により、その増減を判断し対応しなければならない。

(1) 災害対策連絡室の任務

庁舎内（防災課内）に災害対策連絡室を設置し、地震情報等の収集およびその通報ならびに被害状況等を取りまとめ、連絡調整の万全を期する体制を整えるものとする。

(2) 災害対策連絡室の組織および事務分掌

関係課の職員をもって、主として情報収集および連絡活動を行い、状況により、さらに上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。

青梅市災害対策連絡室	市民安全部長（室長）、都市整備部長、環境部長、企画部長

部課名		災害対策連絡室の事務分掌
市民安全部	防災課	• 災害対策連絡室の設置 • 地震・気象情報等の収集 • 防災関係課との連絡調整 • 各市民センターとの連絡調整 • 被害状況の取りまとめ
都市整備部	管理課 土木課	• 防災関係課との連絡調整 • 建設事業者との連絡調整 • 道路管理者との連絡調整 • 河川管理者との連絡調整 • 被害状況の取りまとめ
環境部	下水道課	• 防災関係課との連絡調整 • 被害状況の取りまとめ
企画部	秘書広報課	• 市民への情報提供(ホームページ等)
※状況に応じて招集または参集		
施設所管部課長、 各部情報連絡担当課長		• 所管施設の被害状況の取りまとめ • 所管関係機関との連絡調整

1－3 災害対策本部（第2号警戒体制・第3号特別警戒体制・第4号非常配備体制）

(1) 災害対策本部の設置

資料編 2-5-1「青梅市の体制」

発生地震の震度に応じて、災害予防および災害応急対策を実施するために、第２号警戒体制以上の体制が必要であると認める場合は、市災害対策本部条例、災害対策本部運営要綱にもとづき、災害対策本部を設置する。設置した場合は、その旨を公表するとともに、都および関係機関に連絡する。

(2) 災害対策本部の構成

本部の構成は次の表のとおりとするが、第２号警戒体制および第３号特別警戒体制においては、状況に合わせ本部員を構成する。

災害対策本部	本部長	市長
	副本部長	副市長
	本部員	教育長、病院事業管理者、モーターボート競走事業管理者、企画部長、総務部長、施設担当部長、市民安全部長、市民部長、環境部長、健康福祉部長、こども家庭部長、地域経済部長、拠点整備部長、都市整備部長、会計管理者、病院事務局長、ボートレース事業局局次長、議会事務局長、学校教育部長、生涯学習部長、消防団長、防災課長

各体制での各部における配備要員および員数は、各部課長があらかじめ定めるが、各部長は、状況により、その増減を判断し対応するものとする。

なお、参集が困難となる場合等も想定し、災害対策本部における、災害対策本部長、災害対策副本部長および災害対策本部員の代替職員については、次のとおりとする。

名 称	役 職	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
災害対策本部長	市 長	副市長	市民安全部長	企画部長
災害対策副本部長	副市長	市民安全部長	企画部長	総務部長
災害対策本部員	本部を構成する各部の部長	部長以外の職員 （各部長は事前に、第１から第３順位までの職員を指名しておく。）		

(3) 地区対策本部の設置

各市民センターに、地区対策本部を設置する。地区の防災拠点として、地区における通信・情報収集・伝達を行う。自主防災組織本部と連携する。

地区対策本部	本部長	課長・係長級から１名をあらかじめ指定する。
	副本部長	センター長およびあらかじめ指定する係長級１名の２名とする。
	本部員	各センター職員のほか６名程度をあらかじめ指定する。

(4) 業務手順

	発災	1h	24h	72h
		初動態勢の確立期	即時対応期	復旧対応期
青梅市災害対策本部		○ 本部の設置 ○ 情報収集 ○ 非常配備体制の発令 ○ 指定要員等の参集開始 ○ 本部員等の参集開始 ○ 一般職員の参集開始	○ 第1回本部会議（以後、適宜開催） ○ 他自治体等への応援要請 ○ 災害救助法の適用	

(5) 災害対策本部の開設準備

災害対策本部の設置が決定された場合、開設に関わる各班（各課）は、速やかに災害対策本部開設に必要な備品・資機材等を準備する。

班（課）	備品・資機材等
総務班（総務契約課）	• 災害対策本部の標識 • テレビ・ラジオ（停電時も使用可能なもの） • 掲示板 • 停電用照明器具 • 緊急車両の手配書
職員班（職員課）	• 職員名簿 • ネームプレート
防災班（防災課・市民安全課）	• 消防団・各防災関係機関の連絡先名簿 • 会議記録簿 • 被害状況連絡票その他の報告・様式類 • 初動マニュアル • 東京都地域防災計画書 • 市地域防災計画書 • 防災行政無線のセットアップ
情報班（情報システム課）	• 情報通信手段（パソコン、ＦＡＸ）のセットアップ • コピー機器のセットアップ
広報班（秘書広報課）	• 広報用例文 • 広報記入様式
維持管理班 土木建設班（管理課・土木課）	• 市域の図面および住宅地図等、地図類 • 管内図

(6) 災害対策本部会議の実施

① 本部会議の構成

本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

また、本部員が公務などで出席できない場合は、あらかじめ定めた代替職員が出席する。

なお、本部長は、特に必要があると認めたときは、本部会議に本部会議の構成員以外の者の出席を求めることができる。

本部会議の議事進行は、防災班長（防災課長）が行い、本部長が総括して進める。

② 本部会議の実施

本部長は、状況に応じて速やかに本部会議を実施する。

また、副本部長および本部員は、各部の班員の参集状況および応急活動の緊急措置事項を報告する。

③ 本部会議の協議事項

本部会議では、次の協議事項について本部の基本方針を審議・策定する。

ア　災害対策の総合的調整に関すること
イ　本部の各配備体制および廃止に関すること
ウ　重要な災害情報の収集および伝達に関すること
エ　避難準備、避難の指示に関すること
オ　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用の要請に関すること
カ　都および防災関係機関に対する応援の要請に関すること
キ　自衛隊に対する派遣の要請に関すること
ク　応援協定締結市区町村等に対する応援の要請
ケ　公用令書による公用負担に関すること
コ　災害対策に要する経費の処理方法に関すること
サ　本部会議の招集に関すること
シ　業務継続計画に関すること
ス　前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること

(7) 災害対策本部の廃止

市長は、災害発生のおそれが無くなった場合、または発生した災害応急対策が概ね終了したと認める場合は、災害対策本部を廃止、または体制を縮小する。災害対策本部を廃止した場合は、その旨を公表するとともに、都および関係機関に連絡する。

1－4 各体制

(1) 第2号警戒体制

危険区域を巡視警戒し、被害情報収集、災害応急措置を実施するとともに、被害状況の取りまとめおよび発表・報告、その他所要の連絡調整にあたるものとする。組織および事務分掌は以下のとおりするが、状況によりさらに上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。

災害対策本部（第２号警戒体制）

部班名（部課名）		警戒体制の事務分掌
総務防災対策部（市民安全部）（総務部）	防災班（防災課）（市民安全課）	• 本部会議の開催　・地震・気象情報等の収集 • 災害情報の収集　・都（総務局総合防災部）との連絡 • 被害情報の収集・取りまとめ • 市民センターとの連絡調整　・消防団との連絡調整 • 市民への情報提供（防災行政無線）
	交通対策班（交通政策課）	• 公共交通機関との連絡調整
	市民連絡班（市民活動推進課）（各市民センター）	• 地区対策本部の設置 • 自主防災組織本部の開設準備および開設 • 自主避難者受入れ
	総務班（総務契約課）	• 防災班（防災課）の応援
企画対策部（企画部）	広報班（秘書広報課）	• 市民への情報提供（ホームページ等） • 報道機関への情報提供準備
	情報班（情報システム課）	• 収集した情報の記録集計 • 情報通信システム機器、ネットワークの維持管理
	調整班（企画政策課）	• 防災班（防災課）の応援
地域経済対策部（地域経済部）	農林班（農林水産課）	• 農林業の被害除去の収集 • 部内の被害情報の取りまとめ
健康福祉対策部（健康福祉部）（こども家庭部）	生活救護班（地域福祉課）（生活福祉課）	• 部内の被害情報の取りまとめ
	避難所運営班（子育て応援課）（こども育成課）（介護保険課）（高齢者支援課）（障がい者福祉課）	• 所管施設の被害情報収集および取りまとめ • 避難所運営体制の準備
	健康班（健康課）（こども家庭センター）	• 保健施設の被害調査
都市整備対策部（都市整備部）	維持管理班（管理課）	• 道路被害情報の収集 • 河川水位・被害情報の収集 • 危険箇所の状況確認 • 都（建設局）との連絡調整 • 建設業者への協力要請部内の被害状況の取りまとめ
	土木班（土木課）	• 公共土木施設の被害情報の収集
	住宅班（住宅課）	• 市営住宅の被害情報の収集 • 防災班（防災課）の応援
環境対策部（環境部）	下水道班（下水道課）	• 水道関係機関との連絡および情報収集 • 所管施設の被害情報の収集 • 部内の被害情報の取りまとめ
教育対策部（学校教育部）（生涯学習部）	学務班（学務課）	• 校長との連絡調整　・避難所開設準備の通知 • 休校措置の検討･指示
	（教育総務課）	• 学校の被害情報の収集および取りまとめ • 校長への避難所開設準備の通知 • 避難所開設の準備確認
	生涯学習班（社会教育課）（文化課）（スポーツ推進課）	• 所管施設の被害情報収集および取りまとめ
各部長、各部情報連絡担当課長		• 所管関係機関との連絡調整 • 被害情報の収集

(2) 第3号特別警戒体制

① 特別警戒体制の活動

危険区域に対する巡視警戒を強化し、被害情報収集、連絡活動、災害予防および災害応急対策を実施する。事態の推移に伴い、第４号非常配備体制に迅速に移行しうる体制とする。

② 特別警戒体制の組織

青梅市災害対策本部（第3号特別警戒本部）

企画対策部（部長 企画部長、補佐 議会事務局長）					
広報班	秘書広報課				
調整班	企画政策課				
財政班	財政課				
情報班	情報システム課	DX推進課			
出納班	会計課				
企画支援班	議会事務局	検査担当			
総務防災対策部（部長 市民安全部長、補佐 総務部長、総務部施設担当部長）					
総務班	総務契約課	文書法制課	法制担当		
防災班	防災課	市民安全課			
交通対策班	交通政策課				
職員班	職員課				
市民連絡班	市民活動推進課(各市民センター)				
建物応急班	施設課				
総務防災支援班	選挙管理委員会	監査事務局			
市民対策部（部長 市民部長）					
市民班	市民課	保険年金課			
調査班	課税課	収納課			
環境対策部（部長 環境部長）					
環境衛生班	環境政策課	清掃リサイクル課			
下水道班	下水道課				
避難場所班	公園緑地課				
健康福祉対策部（部長 健康福祉部長、補佐 こども家庭部長）					
避難所運営班	子育て応援課	こども育成課	介護保険課	高齢者支援課	障がい者福祉課
保健管理班	健康課	こども家庭センター			
生活救護班	地域福祉課	生活福祉課			
地域経済対策部（部長 地域経済部長）					
商工業振興班	商工業振興課	シティプロモーション課			
農林班	農林水産課	農業委員会事務局			
都市整備対策部（部長 都市整備部長、補佐 拠点整備部長）					
都市施設班	都市計画課	拠点整備課			
維持管理班	管理課				
土木建設班	土木課				
住宅班	住宅課				
事業対策部（ボートレース事業局局次長）					
管理班	管理課				
業務班	業務課				
教育対策部（部長 学校教育部長、補佐 生涯学習部長）					
学務班	教育総務課	学務課	指導室（学校長）	教育指導担当	
給食班	給食センター				
生涯学習班	社会教育課	文化課	美術担当	スポーツ推進課	文化複合施設等整備担当
医療対策部（部長 病院事務局長、補佐 病院事務局施設担当部長）					
庶務班	総務課	経営企画課	医事課	施設用度課	新病院建設室
医療班	診療局	看護局			
消防対策部（部長 消防団長、補佐 消防団副団長）					
消防団本部					

③ 特別警戒体制の事務分掌

部課名		特別警戒体制の事務分掌
総務防災対策部 (市民安全部) (総務部)	防災班 (防災課) (市民安全課)	• 本部会議の開催 • 地震、気象情報等の収集 • 都（総務局総合防災部）への被害状況報告 • 各課の応急活動取りまとめ • 避難所の開設準備・開設の指示 • 消防団の動員 • 避難所・出張所との連絡調整 • 避難準備、避難指示の伝達
	交通対策班 (交通政策課)	• 公共交通機関との連絡調整
	総務班 (総務契約課) (文書法制課) (法務担当)	• 都および周辺市町村との連絡調整 • 庁用車の手配 • 防災班（防災課）の応援
	職員班 (職員課)	• 職員の参集状況確認 • 職員の動員、避難所への応援職員派遣 • 職員の安全、健康管理、給食
	市民連絡班 (市民活動推進課) (各市民センター)	• 市社会福祉協議会と連携したボランティアに対する避難所運営の協力依頼（日本赤十字社、自主防災組織） • 自治会および自主防災組織との連絡調整 • 市民センターの建物・設備の被害調査 • 利用者の避難呼びかけ • 地区対策本部および自主防災組織本部設置
	建物応急班 (施設課)	• 部内他課への応援
	総務防災支援班 (選挙管理委員会事務局) (監査事務局)	• 他課への応援
企画対策部 (企画部) (諸課)	広報班 (秘書広報課)	• 被害広報文の作成 • 被害現場撮影、その他災害に関する広報資料の収集 • 被害広報文の伝達依頼 • 市民への情報提供（ホームページ等） • 報道機関への情報提供
	調整班 (企画政策課)	• 防災班（防災課）の応援
	財政班 (財政課)	
	情報班 (情報システム課) (DX推進課)	• 情報システムの点検 • 情報通信システムの管理および応急復旧 • 収集した情報の記録 • 部内他課への応援
	出納班 (会計課)	• 特別警戒本部設置に伴う現金の出納および管理
	企画支援班 (検査担当) (議会事務局)	• 他課への応援

部課名		特別警戒体制の事務分掌
市民対策部 （市民部）	市民班 （市民課） （保険年金課）	• 被災者リストの作成 • 避難所開設に伴う避難者名簿の作成
	調査班 （課税課） （収納課）	• 他課への応援
環境対策部 （環境部）	環境衛生班 （環境政策課） （清掃リサイクル課）	• し尿処理施設、ごみ焼却施設の被害情報の収集
	下水道班 （下水道課）	• 水道関係機関との連絡および情報収集 • 応急給水への準備および実施 • 部内他課への応援 • 主要下水道施設の被害情報の収集・取りまとめ • 仮設トイレの準備
	避難場所班 （公園緑地課）	• 公園施設の被害情報の収集
健康福祉対策部 （健康福祉部） （こども家庭部）	避難所運営班 （介護保険課） （高齢者支援課） （障がい者福祉課） （子育て応援課） （こども育成課）	• 高齢者福祉施設等の被害調査 • 独居高齢者の被害調査 • 施設入所者の避難誘導支援 • 障がい者福祉施設の被害調査 • 障がい者の被害調査 • 施設入所者の避難誘導支援 • 保育所等の被害情報の収集 • 被害情報の取りまとめ
	保健管理班 （こども家庭センター） （健康課）	• 保健施設の被害調査 • 避難者の健康管理
	生活救護班 （地域福祉課） （生活福祉課）	• 福祉施設の被害情報の収集 • 被害情報の取りまとめ • 地区別避難行動要支援者リストの準備
都市整備対策部 （都市整備部） （拠点整備部）	都市施設班 （都市計画課） （拠点整備課）	• 他課への応援
	維持管理班 （管理課）	• 応急復旧資機材の調達 • 道路の応急復旧 • 道路被害箇所の調査 • 河川の巡視活動、河川供水箇所の調査 • 急傾斜崩壊危険箇所の状況確認 • 土石流危険渓流の状況確認 • 水防資機材の調達、応急復旧 • 国・都の各管理部署への状況確認等の連絡調整 • 部内他課への応援
	土木建設班 （土木課）	• 公共土木施設の被災箇所の調査
	住宅班 （住宅課）	• 市営住宅の被害情報の収集

部課名		特別警戒体制の事務分掌
地域経済対策部 （地域経済部）	商工業振興班 （商工業振興課） （シティプロモーション課）	• 商工施設の被害情報の収集 • 観光客の被害情報の収集 • 観光施設の被害情報の収集および連絡調整 • 公共交通機関の被害情報の収集および連絡調整 • 部内他課への応援
	農林班 （農林水産課） （農業委員会事務局）	• 農作物、畜産の被害情報の収集 • 農道、水路等農業用施設、農地の被害情報の収集 • 林業施設、林地、林道等の被害情報の収集 • 土砂災害調査 • 被害情報の取りまとめ
事業対策部 （ボートレース事業局）	管理班 （管理課）	• 施設の被害状況確認 • 他課への応援
	業務班 （業務課）	• 施設来場者の安全確認、避難呼びかけ • 他課への応援
教育対策部 （学校教育部） （生涯学習部）	学務班 （教育総務課） （学務課） （指導室） （教育指導担当）	• 休校措置の検討・指示 • 児童・生徒の避難誘導の指示 • 学校の被害情報の収集 • 被害情報の取りまとめ • 校長への避難所開設の通知および協力要請 • 避難所開設の準備確認（鍵保管者） • 校長との連絡調整
	給食班 （学校給食センター）	• 給食施設の被害情報の収集 • 応急給食の準備
	生涯学習班 （社会教育課） （文化課） （スポーツ推進課） （文化複合施設等整備担当）	• 利用者の避難呼びかけ • 部内他課への応援 • 所管施設の建物・設備の被害調査

(3) 第4号非常配備体制

① 非常配備体制の組織

指定動員職員は指定の庁舎等へ、一般動員職員は勤務場所へ自動参集し、ただちに応急対応活動を開始する。

青梅市災害対策本部（第4号非常配備体制）

企画対策部（部長 企画部長、補佐 議会事務局長）					
広報班	秘書広報課				
調整班	企画政策課				
財政班	財政課				
情報班	情報システム課	DX推進課			
出納班	会計課				
企画支援班	議会事務局	検査担当			
総務防災対策部（部長 市民安全部長、補佐 総務部長、総務部施設担当部長）					
総務班	総務契約課	文書法制課	法制担当		
防災班	防災課	市民安全課			
交通対策班	交通政策課				
職員班	職員課				
市民連絡班	市民活動推進課(各市民センター)				
建物応急班	施設課				
総務防災支援班	選挙管理委員会	監査事務局			
市民対策部（部長 市民部長）					
市民班	市民課	保険年金課			
調査班	課税課	収納課			
環境対策部（部長 環境部長）					
環境衛生班	環境政策課	清掃リサイクル課			
下水道班	下水道課				
避難場所班	公園緑地課				
健康福祉対策部（部長 健康福祉部長、補佐 こども家庭部長）					
避難所運営班	子育て応援課	こども育成課	介護保険課	高齢者支援課	障がい者福祉課
保健管理班	健康課	こども家庭センター			
生活救護班	地域福祉課	生活福祉課			
地域経済対策部（部長 地域経済部長）					
商工業振興班	商工業振興課	シティプロモーション課			
農林班	農林水産課	農業委員会事務局			
都市整備対策部（部長 都市整備部長、補佐 拠点整備部長）					
都市施設班	都市計画課	拠点整備課			
維持管理班	管理課				
土木建設班	土木課				
住宅班	住宅課				
事業対策部（部長 ボートレース事業局局次長）					
管理班	管理課				
業務班	業務課				
教育対策部（部長 学校教育部長、補佐 生涯学習部長）					
学務班	教育総務課	学務課	指導室（学校長）	教育指導担当	
給食班	給食センター				
生涯学習班	社会教育課	文化課	美術担当	スポーツ推進課	文化複合施設等整備担当
医療対策部（部長 病院事務局長、補佐 病院事務局施設担当部長）					
庶務班	総務課	経営企画課	医事課	施設用度課	新病院建設室
医療班	診療局	看護局			
消防対策部（部長 消防団長、補佐 消防団副団長）					
消防団本部					

② 第4号非常配備体制の事務分掌

部 課		業務名	～3h～24h～72h～1w～ 災害発生期	初動期	応急期	復旧期	復興期
企画対策部（企画部ほか）							
広報班	(1)	災害に関する広報に関すること。	●	●	●	●	●
秘書広報課	(2)	報道機関への発表、連絡調整に関すること。	●	●	●	●	●
	(3)	災害写真等の収集および災害記録の編さんに関すること。	●	●	●	●	
	(4)	災害関連情報のホームページ等への掲載に関すること。	●	●	●	●	
	(5)	外国人支援への協力に関すること。	●	●	●	●	●
	(6)	合同慰霊祭等儀式に関すること。				●	
	(7)	見舞者、災害視察者等への応接に関すること。			●	●	
	(8)	本部長および副本部長の健康管理その他支援業務に関すること。			●	●	
調整班	(9)	特命による災害地調査に関すること。		●	●		
企画政策課	(10)	被害状況の収集および総括に関すること。			●	●	
	(11)	国、都への陳情、要望に関すること。			●	●	●
	(12)	各班との調整、応援および指示に関すること。	●	●	●	●	
	(13)	部内の情報収集と本部への報告に関すること。	●	●	●	●	●
	(14)	その他災害対策の連絡調整に関すること。	●	●	●	●	●
	(15)	復興方針の策定および復興対策の総合調整に関すること。					●
財政班	(16)	災害対策関係予算の財政計画、予算、執行管理、決算に関すること。			●	●	●
財政課	(17)	災害救助法適用にかかる帳票調製に関すること。		●	●		
	(18)	その他財務一般に関すること。	●	●	●	●	●
情報班	(19)	災害情報等の伝達業務に関すること。	●	●	●	●	●
情報システム課 DX推進課	(20)	災害関連情報の収集の総括に関すること。	●	●	●		
	(21)	各班報告の被害状況の集計作業に関すること。	●	●	●		
	(22)	情報通信システム機器の維持管理に関すること。	●	●	●	●	●
	(23)	情報通信システム、ネットワークの維持管理に関すること。	●	●	●	●	●
出納班	(24)	災害対策に必要な現金の出納に関すること。	●	●	●	●	●
会計課	(25)	指定金融機関等との連絡調整に関すること。	●	●	●	●	●
	(26)	義援金の出納および保管に関すること。			●	●	●
企画支援班	(27)	市議会との連絡調整に関すること。	●	●	●	●	
議会事務局 検査担当	(28)	見舞者、災害視察者等への応接に関すること。			●	●	
総務防災対策部（総務部、市民安全部ほか）－（1）							
総務班	(1)	災害救助法の要請に関すること。	●	●			
総務契約課 文書法制課 法務担当	(2)	自衛隊の派遣要請に関すること。	●	●	●	●	
	(3)	都および市町村への応援依頼に関すること。	●	●	●	●	
	(4)	自衛隊派遣部隊の受入れに関すること。	●	●	●	●	
	(5)	派遣された関係機関の職員の受入れに関すること。	●	●	●	●	
	(6)	災害対策に必要な資器材および救助物資の購入に関すること。			●	●	
	(7)	庁舎の点検、整備および復旧に関すること。	●	●	●	●	
	(8)	災害対策に必要な車両等の調達、配車計画、緊急輸送の実施に関すること。	●	●	●		
	(9)	緊急通行車両の確認に関すること。	●				
	(10)	災害対策用物品の受け払いに関すること。			●	●	
	(11)	市所管の全ての建物・設備などの被害状況の総括に関すること。	●	●	●		
	(12)	本庁舎本部事務室の配置および機材配備に関すること。	●				
	(13)	災害対策にかかる物品の調達および工事の契約に関すること。			●	●	
	(14)	災害対策に必要な用地等の総合調整・確保に関すること。				●	●
	(15)	各班との調整、応援および指示に関すること。	●	●	●	●	
	(16)	部内の情報収集と本部への報告に関すること。	●	●	●		

部 課	業務名	～3h～24h～72h～1w～				
		災害発生期	初動期	応急期	復旧期	復興期
総務防災対策部（総務部、市民安全部ほか）－（2）						
防災班	(17) 地震情報、気象警報の受理および伝達に関すること。	●	●	●		
防災課	(18) 災害対策本部の設置準備に関すること。	●				
市民安全課	(19) 災害対策本部の運営に関すること	●	●	●	●	
	(20) 本部会議の庶務事務に関すること。	●	●	●	●	
	(21) 都および防災関係機関との連絡調整に関すること。	●	●	●	●	
	(22) 本部の通信情報の総括に関すること。	●	●	●	●	
	(23) 本部の指令、要請、通報等の発議に関すること。	●	●	●	●	
	(24) 本部の非常配備体制に関すること。	●	●	●	●	
	(25) 防災行政用無線の点検、整備および復旧に関すること。	●	●	●	●	
	(26) 消防団の出動に関すること。	●	●	●	●	
	(27) 民間協力機関との連絡調整に関すること。	●	●	●	●	
	(28) 避難の指示その他本部長命令の伝達に関すること。	●	●	●		
	(29) 都および関係機関への被害状況等の報告に関すること。	●	●	●		
	(30) 災害に関する広聴に関すること。	●	●	●	●	●
	(31) その他災害対策全般に関すること。	●	●	●	●	
	(32) 災害復興本部との連絡調整に関すること。				●	●
	(33) 部内職員の配備に関すること。	●	●	●	●	●
	(34) 部内の応援協力関係事務に関すること。		●	●	●	●
交通対策班	(35) 公共交通機関との連絡調整に関すること。	●	●	●	●	●
交通政策課	(36) 各班との調整、応援および指示に関すること。	●	●	●	●	
職員班	(37) 所管事項にかかる災害復興対策事務に関すること。				●	●
職員課	(38) 職員、派遣職員等に対して支給する給与等に関すること。		●	●	●	●
	(39) 職員の動員および服務に関すること。	●	●	●	●	●
	(40) 応援職員派遣事務に関すること。	●	●	●	●	
	(41) 災害対策従事職員の給与、給食、宿泊、健康管理その他支援業務に関すること。		●	●	●	●
	(42) 公用令書事務に関すること。		●	●	●	
	(43) 職員の人員調整に関すること。	●	●	●	●	●
	(44) 災害対策本部の運営補佐業務に関すること。	●	●	●	●	
	(45) 各班との調整、応援および指示に関すること。	●	●	●	●	
市民連絡班	(46) 施設の点検に関すること。	●	●			
市民活動推進課	(47) 施設利用者の避難指示に関すること。	●				
	(48) 避難指定施設の運営保全管理に関すること。		●	●	●	
	(49) 市民センター管内における被害情報の収集および本部への連絡に関すること。	●	●	●		
	(50) 管内自主防災組織、消防団等との連絡調整に関すること。	●	●	●		
	(51) 自主防災組織本部の設置、運営および廃止に関すること。	●	●	●		
	(52) 地区における帰宅困難者対策に関すること。	●	●	●		
	(53) ボランティアの受入れに関すること。		●	●	●	
	(54) ボランティアセンターとの連絡調整に関すること。		●	●	●	
	(55) 被災者相談、要望等の受付に関すること。			●	●	●
	(56) 各班との調整、応援および指示に関すること。	●	●	●	●	
建物応急班	(57) 被災建築物の応急危険度判定に関すること。	●	●	●	●	
施設課	(58) 被災建築物の応急措置の技術指導に関すること。		●	●	●	
	(59) 各班との調整、応援および指示に関すること。	●	●	●	●	
総務防災支援班 選挙管理委員会 監査事務局	(60) 他班への応援に関すること。	●	●	●	●	

部 課		業務名	～3h～24h～72h～1w～ 災害発生期	初動期	応急期	復旧期	復興期
市民対策部（市民部）							
	市民班	(1) 被災者安否確認台帳の作成に関すること。	●	●	●	●	
	市民課	(2) 遺体収容所の設置・運営に関すること。	●	●	●		
	保険年金課	(3) 遺体の搬送に関すること。		●	●		
		(4) 遺体の収容および埋葬に関すること。		●	●		
		(5) 埋火葬許可証の発行に関すること。		●	●		
		(6) 被災者の安否問い合わせに関すること。	●	●	●		
		(7) 外国人の安否確認に関すること。	●	●	●		
		(8) 要捜索者名簿の作成に関すること。	●	●	●		
		(9) 帰宅困難者対策に関すること。	●	●	●		
		(10) 人的被害調査に関すること。	●	●	●		
		(11) 避難所運営班への応援に関すること。		●	●		
		(12) 外国人の支援に関すること。		●	●	●	●
		(13) 市民個人情報のデータ管理に関すること。	●	●	●	●	●
		(14) 被災者の実態調査に関すること。				●	●
		(15) 国民健康保険の一部負担金の減免に関すること。				●	●
		(16) 部内の情報収集と本部への報告に関すること。	●	●	●		
	調査班	(17) 土地・家屋の被害調査に関すること。	●	●	●		
	課税課	(18) 家屋被害認定調査に関すること。			●	●	
	収納課	(19) 市税等の減免および徴収猶予に関すること。				●	●
		(20) 罹災証明の発行に関すること。				●	●
		(21) 被害状況の調査その他災害情報の収集に関すること。	●	●	●		
環境対策部（環境部）							
	環境衛生班	(1) リサイクルセンター施設の点検、整備、復旧に関すること。			●	●	
	環境政策課	(2) 被災家屋粗大ごみ収集業務に関すること。		●	●	●	●
	清掃リサイクル課	(3) 仮置き場受付業務に関すること。		●	●		
		(4) し尿処理施設事務に関すること。	●	●	●	●	
		(5) 災害ごみ処理事務に関すること。	●	●	●		
		(6) 災害ごみの一次集積場の配置計画事務に関すること。	●	●	●		
		(7) 災害時の通常ごみ収集計画事務に関すること。		●	●		
		(8) 業者依頼事務に関すること。	●	●	●		
		(9) 広域的応援体制要請事務に関すること。	●	●	●		
		(10) 災害時仮設トイレのし尿収集に関すること。	●	●	●		
		(11) 環境汚染対策に係る体制の確立に関すること。			●	●	●
		(12) 有害物質等の取扱施設の被災状況の調査、被災情報の把握に関すること。	●	●	●		
		(13) 事業者に対する環境保全措置に関すること。		●	●	●	
		(14) 愛がん動物の保護に関すること。	●	●	●		
		(15) 各班との調整、応援および指示に関すること。	●	●	●	●	
		(16) 部内の情報収集と本部への報告に関すること。	●	●	●		
	下水道班	(17) 下水道施設の被害状況の収集および総括に関すること。	●	●	●		
	下水道課	(18) 下水道資器材の調達に関すること。	●	●	●		
		(19) 仮設トイレの設置および管理に関すること。		●	●	●	
		(20) 応急給水の協力体制に関すること。	●	●	●		
		(21) 水道関係機関との連絡および調整に関すること。	●	●	●	●	●
	避難場所班	(22) 市内公園・緑地等の施設被害状況の把握に関すること。	●	●	●		
	公園緑地課	(23) 市内公園・緑地等施設の応急復旧に関すること。			●	●	
		(24) 市内公園・緑地等樹木の応急復旧に関すること。			●	●	
		(25) 避難場所の設営、開設に関すること。	●	●			
		(26) 避難所運営班への応援に関すること。		●	●		
		(27) 各班との調整、応援および指示に関すること。	●	●	●	●	

部 課	業務名	～3h～24h～72h～1w～				
		災害発生期	初動期	応急期	復旧期	復興期
健康福祉対策部（健康福祉部、こども家庭部）－（1）						
避難所運営班	(1) 避難指示発令時の避難誘導に関すること。	●	●	●		
子育て応援課	(2) 避難所の開設、運営および閉鎖に関すること。	●	●	●	●	
こども育成課	(3) 救援物資の受入れ・管理および配分に関すること。		●	●	●	
介護保険課	(4) 義援品の受入れ・管理および配分に関すること。		●	●	●	
高齢者支援課	(5) 高齢者、障がい者等災害時要配慮者の救助救援および介護に関すること。		●	●	●	
障がい者福祉課	(6) 日本赤十字社との連絡調整および奉仕団等の応援要請、受入れに関すること。	●	●	●		
	(7) 緊急食糧の炊き出しおよび配分に関すること。		●	●		
	(8) 災害時要配慮者の支援に関すること。	●	●	●	●	●
	(9) 災害時要配慮者用二次避難所（福祉避難所）の確保および運営に関すること。	●	●	●	●	●
	(10) 保育施設の被害調査の取りまとめに関すること。	●	●	●		
	(11) 施設入所者、園児の避難誘導および保護に関すること。	●	●	●		
	(12) 応急保育の実施に関すること。				●	
	(13) ひとり親家庭ホームヘルプサービス災害対応事業に関すること。			●		
	(14) 私立学校施設の被害調査の取りまとめに関すること。	●	●	●		
	(15) 私立学校の応急教育の実施に関すること。				●	
	(16) 高齢者福祉施設、障がい者福祉施設の被害調査に関すること。	●	●	●		
	(17) ひとり暮らし高齢者、障がい者の被害調査に関すること。	●	●	●		
	(18) 所管施設の被害状況の確認に関すること。	●	●	●		
	(19) 障がい者（施設含む）に対して地震に関する情報提供に関すること。	●				
保健管理班	(20) 乳幼児等の相談業務に関すること。		●	●	●	
健康課	(21) 市医師会等医療関係機関との連絡調整に関すること。	●	●	●	●	●
こども家庭センター	(22) 救護所の設営に関すること。	●	●	●		
	(23) 避難所の防疫に関すること。		●	●		
	(24) 遺体の検死・検案および収容の協力に関すること。		●	●		
	(25) 乳幼児および妊産婦の救護・相談に関すること。		●	●	●	
	(26) 診療施設の点検、整備および復旧に関すること。	●	●	●		
	(27) その他保健一般に関すること。		●	●	●	●
	(28) 保健所および医療機関との連絡調整に関すること。	●	●	●	●	●
	(29) 避難者のメンタルヘルスに関すること。		●	●	●	
	(30) 医療・保健対策と救援救護対策の総合調整および計画に関すること。		●	●	●	●
	(31) 医療資器材および薬品の調達に関すること。	●	●	●	●	
	(32) 保健衛生および健康相談に関すること。		●	●	●	
	(33) 医療、助産および救護に関すること。		●	●	●	
	(34) 被災地の感染症患者の隔離および消毒に関すること。		●	●	●	
	(35) 臨時予防接種に関すること。				●	
	(36) 食品衛生に関すること。		●	●	●	
	(37) 感染症予防に係る防疫および動物対策に関すること。		●	●	●	
	(38) 医療・保健にかかる復興支援対策に関すること。				●	●

部 課	業務名	～3h～24h～72h～1w～ 災害発生期	初動期	応急期	復旧期	復興期
健康福祉対策部（健康福祉部、こども家庭部）－（2）						
生活救護班	(39) 各施設の被害調査および応急対策に関すること。	●	●	●		
地域福祉課	(40) 各班との調整、応援および指示に関すること。	●	●	●	●	
生活福祉課	(41) 部内の情報収集と本部への報告に関すること。	●	●	●		
	(42) その他福祉一般に関すること。		●	●	●	●
	(43) 災害弔慰金・災害見舞金の支給および災害援護資金等の貸付の計画に関すること。				●	●
	(44) 市民生活（くらし）の復興対策に関すること。				●	●
	(45) 義援金品の配分計画に関すること。				●	●
	(46) 被災者生活再建支援金の支給に関すること。				●	●
	(47) 福祉にかかる復興支援対策に関すること。				●	●
地域経済対策部（地域経済部）						
商工業振興班	(1) 観光客等の安全確保に関すること。	●	●	●		
商工業振興課	(2) 観光関係団体との連絡調整に関すること。	●	●	●	●	●
シティプロモーション課	(3) 緊急食糧その他救援物資の確保、調達および配布に関すること。	●	●	●		
	(4) 市内事業所の被害調査および報告に関すること。	●	●	●		
	(5) 産業にかかる復興対策に関すること。				●	●
	(6) 中小企業の復興支援に関すること。				●	●
	(7) 被災者等の雇用対策に関すること。				●	●
	(8) 部内の情報収集と本部への報告に関すること。	●	●	●		
農林班	(9) 農林業被害調査に関すること。	●	●	●		
農林水産課	(10) 農林業従事者の復興支援に関すること。				●	●
	(11) 農林業の復興対策に関すること。				●	●
都市整備対策部（都市整備部、拠点整備部）—（1）						
都市施設班	(1) 都市施設等の被害状況の収集および総括に関すること。	●	●	●		
都市計画課	(2) 都市復興基本方針等の策定に関すること。				●	●
拠点整備課	(3) 都市復興基本計画等の策定に関すること。				●	●
	(4) 復興対象地区の設定に関すること。				●	●
	(5) 市街地復興にかかる仮設市街地づくりに関すること。				●	●
	(6) 開発行為等の協議、指導に関すること。				●	●
	(7) 部内の情報収集と本部への報告に関すること。	●	●	●		

部 課	業務名	～3h～24h～72h～1w～				
		災害発生期	初動期	応急期	復旧期	復興期
都市整備対策部（都市整備部、拠点整備部）―（2）						
維持管理班	(8) 水防対策の総合調整に関すること。		●	●	●	
管理課	(9) 道路・橋梁・河川の障害物の除去および破損箇所応急修繕に関すること。	●	●	●		
	(10) 道路・橋梁・河川の被害状況の情報収集に関すること。	●	●	●		
	(11) 建設業者への協力要請に関すること。	●	●	●	●	●
	(12) 危険箇所の再点検に関すること。				●	●
	(13) 交通情報の収集および交通輸送に関する業務に関すること。	●	●	●		
	(14) ヘリコプター緊急離発着陸場の開設に関する業務に関すること。	●	●	●		
	(15) 災害時の交通規制の実施の協力に関すること。	●	●	●		
	(16) 代替交通手段の確保に関すること。	●	●	●		
	(17) 緊急輸送路の確保に関すること。	●	●	●		
	(18) 復興都市計画等の策定の協力に関すること。				●	●
	(19) 市街地復興にかかる仮設市街地づくりの協力に関すること。				●	●
土木建設班	(20) 公共土木施設の被害状況の情報収集および総括に関すること。	●	●	●		
土木課	(21) 公共土木施設の応急対策および復旧作業に関すること。	●	●	●	●	●
	(22) 道路障害物の除去に関すること。	●	●	●		
	(23) 土砂災害危険箇所等の被害状況調査、警戒および安全確保に関すること。	●	●	●		
住宅班	(24) 市営住宅の点検、整備および復旧に関すること。	●	●	●	●	
住宅課	(25) 市営住宅の被害状況等の取りまとめに関すること。	●	●	●		
	(26) 市営住宅の応急対策に関すること。		●	●		
	(27) 応急仮設住宅の用地確保、建設、管理、入居希望者の受付に関すること。				●	●
	(28) 被災者への住宅供給に関すること。				●	●
	(29) 住宅等補修費の貸付けに関すること。				●	●
	(30) 被災者の住宅復興に係る相談に関すること。				●	●
事業対策部（ボートレース事業局）						
管理班	(1) 情報収集・報告事務に関すること。	●	●	●	●	●
管理課	(2) 施設点検事務に関すること。	●	●	●		
	(3) 避難指示事務に関すること。	●				
業務班	(4) 各班との調整、応援および指示に関すること。	●	●	●	●	
業務課	(5) 部内の情報収集と本部への報告に関すること。	●	●	●		

部 課		業務名	～3h～24h～72h～1w～ 災害発生期	初動期	応急期	復旧期	復興期
教育対策部（学校教育部・生涯学習部）							
学務班	(1)	教職員の非常配備に関すること。	●	●	●		
教育総務課	(2)	児童および生徒の避難の指示に関すること。	●	●	●		
学務課	(3)	被災児童・生徒の救護に関すること。	●	●	●		
指導室	(4)	応急教育に関すること。				●	
教育指導担当	(5)	学用品および教科書の調達、支給に関すること。				●	
各小中学校	(6)	避難所開設の協力に関すること。	●				
	(7)	休校措置に関すること。		●	●		
	(8)	保護者等との連絡調整に関すること。	●	●	●	●	●
	(9)	関係機関との連絡調整に関すること。	●	●	●	●	●
	(10)	その他学校教育に関すること。		●	●	●	●
	(11)	学校教育にかかる復興支援対策に関すること。				●	●
	(12)	学校への情報提供・情報収集に関すること。	●	●	●	●	●
	(13)	校長との連絡調整に関すること。	●	●	●	●	●
	(14)	部内他課への応援に関すること。	●	●	●	●	
	(15)	文教施設の被害状況の収集および総括に関すること。	●	●	●		
	(16)	指定避難施設の開錠および運営保全管理に関すること。	●	●	●		
	(17)	仮教室の設置に関すること。				●	●
	(18)	各班との調整、応援および指示に関すること。	●	●	●	●	
	(19)	部内の情報収集と本部への報告に関すること。	●	●	●		
給食班	(20)	緊急食糧の調達および炊き出しの協力に関すること。	●	●	●	●	
学校給食センター	(21)	応急給食に関すること。		●	●		
生涯学習班	(22)	文化財等の被害状況の把握および保全に関すること。	●	●	●		
社会教育課	(23)	施設の利用者の避難に関すること。	●				
文化課	(24)	施設の被害調査に関すること。	●	●	●		
美術担当	(25)	社会体育施設（他の所管に属するものを除く。）の点検に関すること。	●	●	●		
スポーツ推進課	(26)	社会体育施設（他の所管に属するものを除く。）の利用者の避難の指示に関すること。	●				
文化複合施設等整備担当	(27)	避難指定施設社会体育施設（他の所管に属するものを除く。）の運営、保全管理に関すること。	●	●	●		
医療対策部（市立総合医療センター）							
庶務班	(1)	医療および助産救護班の編成および派遣に関すること。	●	●	●		
総務課	(2)	傷病者の収容に関すること。	●	●	●		
経営企画課	(3)	医療資器材の調達に関すること。	●	●	●		
医事課	(4)	医療協力機関への連絡に関すること。	●	●	●	●	
施設用度課	(5)	患者の避難措置に関すること。	●	●	●		
新病院建設担当	(6)	その他災害時の医療の確保に関すること。		●	●		
	(7)	緊急時院内調整事務に関すること。	●	●	●		
	(8)	緊急時情報収集事務に関すること。	●	●	●		
	(9)	各班との調整、応援および指示に関すること。	●	●	●	●	
	(10)	部内の情報収集と本部への報告に関すること。	●	●	●		
医療班	(11)	医療救護活動に関すること。	●	●	●		
診療局	(12)	助産救護活動に関すること。	●	●	●		
看護局	(13)	医療薬剤および材料の調達に関すること。	●	●	●	●	

部 課	業務名	～3h～24h～72h～1w～				
		災害発生期	初動期	応急期	復旧期	復興期
消防対策部（消防団）						
・消防団の動員は防災班の所掌事務とする。	(1) 団員の動員に関すること。	●	●	●		
	(2) 消火活動に関すること。	●	●	●		
	(3) 災害の予防、警戒および防御に関すること。	●	●	●		
	(4) 被災者の救助、救出の協力に関すること。	●	●	●		
	(5) 行方不明者および遺体の捜索に関すること。	●	●	●	●	
	(6) 避難誘導の協力に関すること。	●	●	●		
	(7) 河川の巡視活動に関すること。	●	●	●		
	(8) 水防活動に関すること。	●	●	●		
	(9) 消防署との連携および活動支援に関すること。	●	●	●	●	
	(10) 管轄区域内のパトロールに関すること。	●	●	●		
	(11) 災害情報の収集および伝達の協力に関すること。	●	●	●		
	(12) その他消防団活動に関すること。		●	●	●	
各部共通						
	(1) 部内職員の配備に関すること。	●	●	●	●	●
	(2) 所管施設、事項の被害調査および応急対策に関すること。	●	●	●		
	(3) 部内の応援協力に関すること。	●	●	●	●	●
	(4) 本部長、本部員の指示にもとづく他部の応援協力に関すること。	●	●	●	●	
	(5) 所管事項にかかる災害復興対策に関すること。				●	●

1－5 職員の配備･動員･参集

職員は、勤務時間内外を問わず、地震情報・災害関連情報等の収集に努め、体制設置基準に該当する情報を入手し、参集に該当する事象が発生した場合は、速やかに自主的に参集することを原則とする。

(1) 配備体制

災害時における職員の配備体制は、「１－１（1）配備体制設置基準」のとおりである。

各部課長は、各体制における各部課の配備要員および人数はあらかじめ定めるほか、災害の状況等によりその増減を判断し対応しなければならない。

なお、災害の状況等により、特定の部または課に対し、種別の異なる配備体制を指示することがある。

(2) 配備指示の伝達

防災担当課長は、配備体制の決定がなされた場合は、各部に対し職員配備の伝達を行う。

また、緊急を要する場合には、災害情報メール、防災行政無線（同報系）等により、関係職員に対し緊急出動の伝達および放送を行う。

各部長は、あらかじめ部内の伝達方法を定め、職員に周知徹底する。

特に、勤務時間外に配備の指示を受けた場合も、所属職員に対し確実に伝達できるよう、事前に連絡方法等を把握しておく。

(3) 任務分担

各部課長は、あらかじめ災害対策本部の分掌にもとづき、各体制における部課が実施すべき要領等を定め、所属職員の配備区分および任務分担について、周知徹底しておかなければならない。

(4) 職員の配備および報告

① 職員の配備

各部長は、次の点に留意し、職員の配備を行う。

ア　災害に対処できる班編成等による配備
イ　高次の配備体制に移行できる措置
ウ　他部への応援要請の措置
エ　職員交代方法等の措置
オ　業務継続計画

② 職員配備の報告

各部は、所定の職員配備報告書に所属職員の配備状況を記録し、総務防災対策部職員班（職員課）に報告する。

総務防災対策部職員班（職員課）は、全体の配備状況を取りまとめ、本部長（または総務部長）に報告する。

③ 職員の服務

職員は、災害時には、次の活動等を行う。

ア 災害情報、安否情報、生活情報の収集、伝達
イ 避難所生活者の支援（水汲み、炊き出し、清掃、救援物資の仕分けおよび配送）
ウ 在宅者の支援（高齢者・障がい者等の安否確認、食事、飲料水の提供）
エ 物資配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配付、輸送）
オ 被災地外からの応援者に対する地理案内
カ その他被災者の生活支援に必要な活動

(5) 各部の配備職員

各部課長は、平常時から配備体制別に応じた所管部の配備計画を作成し、市民安全部長に報告するとともに、職員に周知徹底を行う。

また、人事異動等で計画内容に変更が生じた場合は、その都度速やかに修正するとともに、市民安全部長に報告し、関係職員に周知する。

(6) 勤務時間中における動員･参集

第４号非常配備体制が発令された場合、班長は、定められた応急活動に必要な班員を確保する。

ただし、班長不在の場合は、職制に従い副班長が対応する。

また、班員が欠ける場合は、職員班を通じ応援職員を要請し、班体制を確立させる。

■動員･参集における留意点

- 常に災害に関する情報、対策本部関係の指示に注意する。
- 不急の行事、会議、出張等は中止する。
- 正規の勤務時間が終了しても班長の指示があるまでは退庁しない。
- 勤務場所を離れる場合は、班長と連絡を取り所在を明らかにする。

(7) 勤務時間外および休日における動員･参集

市職員は、勤務時間外に市域に被害を及ぼす可能性がある地震が発生した場合は、災害に対処するために一刻も早く参集し、市の体制を整える必要があるため、次の動員区分により参集する。

動員区分	一般動員職員	• 平常時の勤務場所に参集する職員
	指定動員職員	• 避難所を所管する部の職員で、平常時の勤務場所以外に参集する職員 • 各部で分掌する災害対策事務の遂行に必要なため、事前に部長から指定され、平常時の勤務場所以外に参集する職員

① 職員の動員(参集)・配備体制

勤務時間外における職員の動員（参集）・配備については、勤務時間内の配備体制に準じる。

② 自主参集

勤務時間外において、配備基準に定める事項に該当することを知った場合、または推定される場合は、該当職員は配備指示を待つことなく自主的に参集する。

その際には、以下のことに気をつける。

ア　自主参集時の服装は、応急活動ができる服装（作業服等）で安全な靴、帽子や手袋を着装すること。

イ　携帯電話、筆記具、タオル、着替え、防寒具（冬期）、懐中電灯、身分証明書（名刺）等、各自必要なものを携行して参集する。

ウ　特に指示があった場合を除き、食料１食分、水筒（飲料水）を持参する。

エ　必ず家族の安否確認を行った後に、速やかに参集する。

オ　参集途上においては、被災者や救助活動の状況、道路および建物の被災状況、火災・消火活動の状況、水害・水防活動の状況、ライフライン状況等の一次被害情報の収集に努め、参集後は参集場所の責任者に報告する。

カ　参集途上における情報収集は、あくまでも概略的情報収集であり、迅速な参集を第一に考える。

キ　勤務場所への参集途中において、火災の発生または人身事故等に遭遇した場合は、消防機関へ連絡し、周囲の住民の協力を求め、人命の救援･救出を優先し、救援・救出後は、できる限り迅速に参集する。

ク　自らの言動で住民に不安や誤解を与えない。

ケ　交通機関の途絶または道路等の遮断等により、事前に定められた場所に参集することが困難な場合は、最寄りの市民センター、避難所等の市施設へ参集し、参集場所責任者への連絡に努めるとともに、各施設の責任者の指示に従い、応急救護活動に従事する。

コ　病気やけが等、やむを得ない状況により、いずれの施設にも参集不可能な場合は、何らかの手段により、その旨を所属長または最寄りの施設の責任者に連絡する。

③ 地震対策の場合:震度4以上

ア　宿直職員は、気象庁および東京都から震度４以上の地震情報を受理した場合には、ただちに市民安全部長および防災課長に連絡する。

イ　防災課長は、震度４以上の地震が発生した場合において、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、市民安全部長の指示のもと必要な体制をとる。

ウ　各職員は、テレビ、ラジオにより報道される地震情報を確認し、各部の配備計画において参集に該当する場合は、まず家族の安否を確認後、速やかに勤務場所に自主参集する。

④ 職員参集状況等の報告

各部は、所属職員の参集状況を記録し、その累計を職員参集報告表により、職員課（災害対策本部設置時は総務防災対策部職員班）へ報告する。

また、職員が参集途上で収集した被害情報は、「被害状況報告書・被害連絡等受理票」（様式6-1）により企画部情報システム課およびDX推進課（災害対策本部設置時は企画対策部情報班）へ報告する。

なお、いずれの場合でも、災害対策本部未設置の場合には、防災課が取りまとめる。

2 消火・救助・救急活動

2－1 東京消防庁における消防活動体制の確立

東京消防庁は、災害活動組織の総括として、本庁に警防本部、第九消防方面本部に方面隊本部および消防救助機動部隊、青梅消防署等各消防署に署隊本部をそれぞれ常設し、常時、震災に即応できる体制を確保している。

また、大地震発生時には、計画にもとづき全職員が参集し、これら各本部の機能を強化して震災消防活動を行う。

(1) 震災第一非常配備態勢

東京地方（島しょを除く）に震度５強の地震が発生した場合、または地震により火災または救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合は、ただちに震災第一非常配備態勢を発令し、発令時に勤務している職員および所要の職員を配備し、計画にもとづく活動を開始する。

(2) 震災第二非常配備態勢

東京地方（島しょを除く）に震度６弱の地震が発生した場合、または地震により火災または救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合は、ただちに震災第二非常配備態勢を発令し、全職員を配備し、計画にもとづく活動を開始する。

2－2 東京消防庁（青梅消防署）震災消防活動

(1) 活動の基本

資料編 2-5-2「青梅消防署の体制」

活動の基本は次のとおりとする。

① 火災が多発した場合は、全消防力をあげて消火活動を行う。

② 震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急活動等人命の安全確保を優先とした活動を行う。

③ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動に主力を置き活動する。

(2) 部隊の運用等

① 地震に伴う火災・救助・救急等の災害発生件数および地震の規模等により所定の計画にもとづき、部隊運用および現場活動を行う。

② 地震被害予測システムおよび延焼シミュレーション等を活用した震災消防活動支援システムによる効率的な部隊運用を図る。

(3) 情報収集等

① 署隊本部は、所定の計画にもとづき地震被害予測システムの結果、119 番通報、高所見張情報、情報活動隊および参集職（団）員情報による早期災害情報システム等を活用した情報、ドローンによる上空からの状況確認、消防ヘリコプターによる地震被害判読システム等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。

② 震災情報収集システムを活用し、円滑な情報伝達および管理を行う。

③ 必要な防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。

④ 青梅市災害対策本部長から、本部会議への消防職員の出席を求められた場合には、努めて消防司令長以上の階級にある者を出席させ、青梅市災害対策本部と連携した災害対応を図る。

(4) 消防活動

① 防火水槽を始め、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊および消防装備を最大限に活用して、火災の早期発見および一挙鎮圧を図る。

② 延焼火災が拡大または合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所・避難道路の防護活動を行う。道路閉塞、瓦れき等により消火活動が困難な地域では、消防団、防災市民組織等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。

(5) 救助救急活動

① 特別救助隊および救急隊が連携し、救助・救急資機（器）材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の消防力では対応が困難な救助事象に対しては、即応対処部隊および消防救助機動部隊の出動要請を行う。

② 救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。

③ 救急救命士等のトリアージにもとづき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車およびヘリコプター等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。

④ 警視庁・自衛隊・東京DMAT（災害派遣医療チーム）、防災市民組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。

2－3 消防相互応援

地震による同時多発火災が発生し、現有消防力を集結しても消防力に不足の生ずるおそれがある場合は、隣接市町村等との消防相互応援協定にもとづく応援消防隊および消防組織法第44条にもとづく応援消防隊および消防組織法第44条の３にもとづく緊急消防援助隊等の応援を受けて、消防の任務を遂行するものとする。

※ 消防団による消火活動は第２部第２章第4節「３　消防団による応急対策の実施」参照

3 応援協力･派遣要請

3－1 相互応援協力

資料編 2-5-4「災害時応援協定」

(1) 応援要請

① 市長は、都知事に応援要請（職員の派遣を含む。以下同じ）または応援のあっせんを求める等して災害対策の万全を期する。

② 市長が、都知事・地方行政機関等に応援または応援のあっせんを求める場合は、都本部に対し、次ページの応援要請の表に掲げる事項について、まずは口頭または電話、ファクシミリ、データ端末および画像端末をもって要請し、後日、文書により改めて処理する。

(2) 関係機関等との協定等

市は、災害時における相互応援協定をあらかじめ締結している自治体等に対し、応援要請内容を明らかにした上で、所定の手続きにより、応援協力を要請する。

(3) 公共団体等との協力体制の確立

市は、区域内における公共的団体等に対して、防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を災害時に十分発揮できるよう、体制を整備する。

さらに、住民の共助の精神にもとづく自発的な防災組織に対する指導の強化を図り、これら団体の協力業務および協力方法を明確化し、災害時において能率的に活動できるよう、周知する。

【応援要請】

要請の内容	事　　項	備　　考
被災者の他地区への移送要請	第９章第４節４「避難者の他地区への移送等」参照	災害対策基本法第68条
都各部局への応援要請または応急措置の実施の要請	１　災害の状況および応援（応急措置の実施）を要請する理由 ２　応援を希望する物資・資材・機材・器具類の品名および数量 ３　応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ４　応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ５　その他必要な事項	
自衛隊災害派遣要請のあっせんを求める場合	第５章第４節 3-2「自衛隊への災害派遣要請」参照	
他市区町村、指定地方行政機関等の応援要請のあっせんを求める場合	１　災害の状況および応援のあっせんを求める理由 ２　応援を希望する機関名 ３　応援を希望とする物資、資材、機材、器具等の品名および数量 ４　応援を必要とする場所 ５　応援を必要とする活動内容 ６　その他必要な事項	災害対策基本法第67条
指定地方行政機関または他府県の職員の派遣のあっせんを求める場合	１　派遣のあっせんを求める理由 ２　派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 ３　派遣を必要とする機関 ４　派遣される職員の給与その他の勤務条件 ５　その他参考となるべき事項	災害対策基本法第30条 地方自治法第252条の17
日本放送協会、民間放送各社の放送依頼のあっせんを求める場合	１　放送要請の理由 ２　放送事項 ・希望する放送日時および送信系統 ・その他必要な事項	災害対策基本法第57条

なお、これらの団体の協力業務は、次のとおりである。

１ 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市その他関係機関に連絡すること
２ 災害に関する予報・警報その他の情報を、区域内住民に伝達すること
３ 災害時における広報広聴活動に協力すること
４ 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること
５ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること
６ 被災状況の調査に協力すること
７ 被災区域内の秩序維持に協力すること
８ 罹災証明書交付事務に協力すること
９ その他の災害応急対策業務に協力すること

(4) 経費の負担

資料編 2-11-4の4「経費の負担」

① 国、都および他市区町村から市に派遣を受けた職員に対する給与および経費の負担方法は、資料編に記載する。

② 防災関係機関等が市に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度あるいは事前に協議して定める。

3－2 自衛隊への災害派遣要請

(1) 災害派遣要請の手続等

① 都知事への派遣要請

市長は、都知事に対して、自衛隊の災害派遣要請を依頼する場合は、以下の事項を明らかにし、電話等をもって連絡し、事後速やかに都知事に文書を提出する。

ア 災害の情況および派遣の要請を求める事由
イ 派遣を希望する期間
ウ 派遣を希望する区域および活動内容
エ その他参考となる事項

② 市長の通報

市長は、通信の途絶等により、都知事に連絡できない場合は、直接自衛隊に災害の状況を通報する。

なお、この通報を行った場合は、その旨を速やかに都知事に通知する。

(2) 派遣部隊の活動内容

派遣部隊の活動内容は概ね次のとおりである。

区 分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難指示等が発令され、避難・立退き等が行われる場合、必要に応じて避難者の誘導輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者もしくは負傷者が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防・護岸等の決壊に対しては、土のうの作成・運搬・積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる。 （消火薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用する。）
道路または水路の啓開	道路もしくは水路が決壊し、または障害がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。
応急医療、救護および防疫	被災者に対し、応急医療・救護および防疫を行う。 （薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用する。）
人員および物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救護活動に必要な人員および救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯・給水・入浴および宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付または譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償および譲与等に関する総理府令」（昭和３３年総理府令第１号）にもとづき、被災者に対し、救援物資を無償貸付または譲与する。
危険物の保安および除去	能力上可能なものについて、火薬類・爆発物および有毒ガス等危険物の保安措置および除去を実施する。
その他臨機の措置等	１　その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 ２　災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項から第10項および第65条第3項にもとづき、市長または警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊は、市長に代わって警戒区域の設定等必要な措置をとる。

(3) 派遣部隊の受入体制

資料編　2-5-6「災害派遣部隊活動拠点」

① 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市は、自衛隊の活動が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業が分担できるよう配慮する。

② 派遣要請計画および資材の準備

市は、災害の状況により、どのような活動について派遣要請を行うのか、平常時から計画しておくとともに、必要な資材を整備し、施設の使用に際して管理者の了解を取りつけておき、作業が円滑に進展するよう配慮する。

③ 連絡員の配置

市は、派遣された部隊が円滑かつ効率的に救援活動ができるよう、部隊の誘導および市本部ならびにその他関係部署との連絡のため、部隊が活動を行う期間は、連絡員を配置する。

なお、連絡員は総務防災対策部に属する職員から指名する。

④ 仮泊地

派遣部隊の仮泊地は、災害発生地域を考慮し、仮泊候補施設の中から決定する。

なお、災害発生地点に近い場所で仮泊地が確保できる場合は、別に選定する。

⑤ ヘリコプター発着可能地

資料編 2-5-5「ヘリコプター運用」

ア　市内のヘリコプター臨時離着陸場は、資料のとおりである。

イ　上記以外でも、災害発生地点に近い場所で発着可能な場所がある場合は、その活用を図るものとする。

(4) 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として市が負担するものとし、２以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

なお、これによりがたい場合には、都知事は、陸上自衛隊第１師団長または海上自衛隊横須賀地方総監および航空自衛隊航空総隊司令官等と協定を締結する。

① 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料および修繕費
② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用および借上料
③ 派遣部隊の宿営および救援活動に伴う光熱水費・電話料等
④ 天幕等の管理換に伴う修理費
⑤ その他疑義ある場合は、市と自衛隊で協議するものとする。

4　応援の受入体制の確立

4－1 国からの応援受入

国は、大規模な災害に際しては、緊急性に対応する輸送手段、専門性を有する医療などの活動資源を有し、また、その他必要な災害活動のあっせんを行う権限を有している。市は、国の応援受け入れに際しては、都との連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制を確立する。

(1) 受入体制の確立

① 情報伝達ルートの多重化および情報交換のための収集・連絡体制の明確化を図る。
② 応援部隊が被災地で活動するための活動拠点を開設する。

(2) 応援受入の対応

応援受入に当たっては、以下の事項を明確にする。

① 受入窓口
② 応援の範囲または区域
③ 担当業務
④ 応援の内容

4－2 地方公共団体からの応援受入

(1) 受入体制の確立

他の地方公共団体における専門的技術および知識を有する職員を受け入れるために、都および市が連携し、体制を

① 応援体制の種類

ア 応援協定市区町村
イ 都内他市区町村
ウ 都外の他市区町村

② 応援活動の種類

ア 災害救助に関連する業務（例：消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等）
イ 医療応援に関連する業務（例：医療班等）
ウ 被災生活の支援等に関連する業務（例：物資の応援、応急危険度判定等）
エ 災害復旧・復興に関連する業務（例：被災者の一時受入れ、職員の派遣〈事務の補助〉）

(2) 受入体制の整備

関係機関との相互協力により、受入窓口を設置し、他の地方公共団体の職員を円滑に受け入れる。

(3) 応援受入の対応

応援受入に当たっては、以下の事項を明確にする。

① 受入窓口
② 応援の範囲、区域および制約条件
③ 担当業務
④ 応援の内容
⑤ 交通手段および交通路の確保

(4) 緊急消防援助隊の受入れ

① 東京都消防応援活動調整本部の設置

知事（東京都災害対策本部（救出救助統括室））は、緊急消防援助隊が出場した場合、消防組織法第４４条の２の規定にもとづき、東京都消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を東京消防庁本部庁舎（千代田区大手町一丁目３番５号）に設置する。

なお、知事は、調整本部に係る知事の権限に属する事務について、消防総監へ委任する。

② 緊急消防援助隊の受入れ

青梅市内への受入れにあたっては、青梅スタジアム（今井５丁目）を任務指示拠点および活動拠点として、岩倉街道上（新町６丁目１６番先）を任務指示拠点とする。受入れ時には、青梅消防署が現地確認を行い、青梅市へ使用可否について連絡する。

なお、各拠点への受入れ指示等については、調整本部が東京消防庁緊急消防援助隊受援計画にもとづき実施する。

第６章　災害情報収集伝達体制の整備

第１節　現状と課題

被災状況などの災害関連情報は、関係機関による応急対策などの具体的な活動を展開する上で欠かせない。また、市民に災害関連情報を確実に伝達することが、被害の軽減にもつながるため、発災時に機能する通信網を確保していく必要がある。

市では、防災行政無線固定系子局のデジタル化や耐震化などの整備を実施するとともに、難聴地区対策として、放送内容を聞き直せる電話応答サービスも行っている。防災行政無線以外についても、市民向けの情報通信として緊急速報メールの運用を平成25年２月１日から開始するなど、多様な通信手段の活用を図っている。

しかし、東日本大震災では、通信ビルが被災するケースもあり、通信の輻輳・規制の影響も甚大なものとなり、庁舎や医療機関などの災害拠点となる施設についても通信が途絶し、情報の収集や伝達において大きな被害が生ずることとなった。都の新たな被害想定においても、固定電話の不通や停電などの被害や、携帯電話の不通が想定されている。

こうした想定を踏まえ、平常時に使用している電話などの通信網だけではなく、発災時に備え、多様な通信手段による通信網の確保に取り組む必要がある。

また、行政機関等における通信だけではなく、家族との安否確認のための情報通信も、発災時の混乱を避けるために必要となる。

第２節　対策の方向性と到達目標

防災行政無線を補完する多様な通信手段を配備し、災害情報システムの機能向上や衛星携帯電話等の配備により、通信の補完手段等の充実を図る。

市民に対して、青梅市メール配信サービスやホームページの活用、通信事業者が提供する安否確認手段の活用の推進を図る。

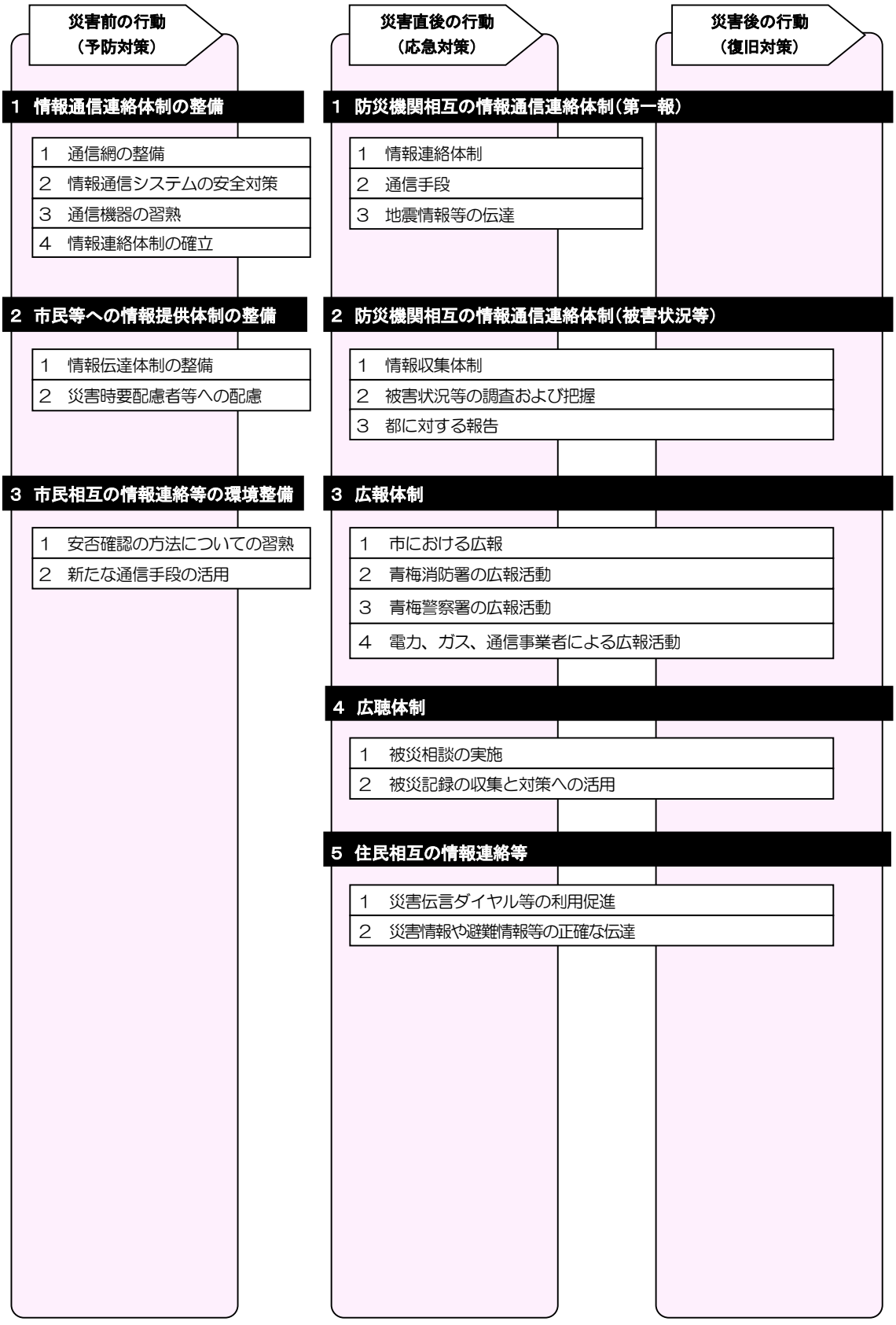
到 達 目 標

- 情報伝達手段の整備

  災害時にはあらゆる手段で市民への情報提供を行う必要があり、その整備を行う。
  ホームページ、青梅市メール配信サービス（ＰＣ、携帯）、SNS、緊急速報メール（携帯）、
  防災行政無線（令和２年度末現在 126 基）、防災行政無線電話応答サービス、
  車両による広報、防災拠点・避難所等での掲示
  さらなる情報通信手段の確保、情報ルートの多重化を図る。

- 電話やインターネットを活用した安否確認サービスの利用経験の促進

【災害情報収集伝達体制の整備】



第３節　予防対策

【施策の方向】

大規模な震災時に迅速かつ適切な緊急対応行動を実施するため、また住民の避難やパニックの抑制のためにも、必要最低限の情報通信機能の維持が必要である。

そのため、災害に強い強靭な情報通信機能の構築と災害時における住民相互間の通信機能の維持に取り組んでいく。

施策の方向	対策
１ 情報通信連絡体制の整備	市域の主要な施設を始め、本庁舎内の各部課および各車両、市民センター、避難所等における円滑な災害情報の収集・伝達のため、通信施設の整備充実を図る。 **・防災行政無線の維持管理・拡充、戸別簡易受信機の導入**
２ 市民等への情報提供体制の整備	インターネット、防災行政無線、Ｌアラート、広報車、各防災拠点での掲示板等により、市民・事業所等を含む情報提供体制の整備、市民との情報の共有化を図る。 **・情報伝達手段の整備**
３ 市民相互の情報連絡等の環境整備	安否確認など、災害時において、家族間、市民同士で相互に連絡ができるよう、安否確認サービス等を周知し、利用経験の促進を図る。

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担 当	対 策 内 容
1 情報通信連絡体制の整備	各 課	• 情報システムダウン時の対策 • 情報連絡体制の確立
	防災課	• 情報連絡体制の確立 • 防災行政無線の整備 • 災害情報のデータベース化の整備 • 災害情報ネットワークの構築
	秘書広報課	• 報道機関との連携体制の整備 • ホームページやＳＮＳ等を活用した災害情報提供体制の整備
	情報システム課	• 通信システムの安全対策の実施 • 情報システムダウン時の対策 • 災害情報ネットワークの構築
2 市民等への情報提供体制の整備	防災課	• 災害情報伝達手段の整備
	秘書広報課	• 報道機関との連携体制の整備 • ホームページやＳＮＳ等を活用した災害情報提供体制の充実 • 外国人に対する情報提供体制の整備
	介護保険課 高齢者支援課 障がい者福祉課 子育て応援課 こども育成課	• 社会福祉施設等への情報伝達体制の整備
3 市民相互の情報連絡等の環境整備	防災課	• 災害情報伝達手段の整備
	秘書広報課	• 報道機関との連携体制の整備 • ホームページやＳＮＳ等を活用した災害情報提供体制の充実
	介護保険課 高齢者支援課 障がい者福祉課 子育て応援課 こども育成課	• 災害時要配慮者への情報伝達体制の整備

1 情報通信連絡体制の整備

1－1 通信網の整備

(1) 防災行政無線の充実

資料編 2-6-1「防災行政無線」

市は、防災行政無線固定系および移動系のデジタル化を完了している。

また、難聴地区対応の電話応答サービスを継続するとともに、防災行政無線の整備計画も併せて推進していく。

(2) 災害時優先電話

資料編 2-6-2「災害時優先電話」

市は、防災拠点となる施設・部署に設置してある電話を、災害時に優先的に使用できる電話としてあらかじめ登録しているが、未設置の施設もあるため登録を行う。また、それらが災害時に迅速に活用できるよう、電話機に明示するとともに、周辺の安全対策を進める。

(3) 東京都災害情報システム(DIS)の整備

市は東京都と連携し、デジタル画像通信の整備等、東京都災害情報システム（ＤＩＳ）の強化に努める。また、平成29年度に東京都災害情報システム（ＤＩＳ）の端末に導入された「東京消防庁延焼シミュレーションシステム」を活用し、迅速な避難誘導に努める。

(4) 災害情報通信のための通信施設の優先使用

市は、災害対策基本法第57条の規定にもとづき、災害情報通信のための通信施設の使用について、警察機関、消防機関、鉄道事業者等との協力体制をあらかじめ構築する。

① 緊急の場合に混乱を生じないよう、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続きを定めておくものとする。

② 市が、災害情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電話または警察無線設備を使用しようとするときは、あらかじめ警察本部長と協定を結んでおくものとする。

(5) 非常通信の協力要請

資料編 2-4-6「タクシー事業者」 2-6-3「アマチュア無線」

災害時に市が所有する通信機能が有線通信の途絶等により低下し、応急対策に著しい支障が生じる場合に対処するため、あらかじめタクシー事業者、アマチュア無線等、最寄りの無線局と連絡して非常の際の協力を依頼しておくものとする。

(6) 新たな通信手段の導入検討

衛星携帯電話、MCA無線等、災害時にも確実に関係機関との連絡がとれるように、新たな通信手段の導入について検討する。

1－2 情報通信システムの安全対策

(1) 情報システムのバックアップ体制の整備

災害時にシステムがダウンした場合に備え、バックアップ体制を強化するとともに、庁内のシステム再起動の手順の整備、外部事業者との連携体制等の整備を図る。

(2) 通信システムの地震動に対する備え

通信システム機器の転倒防止措置を進める。

また、各部課では、システムのダウン時に備えた対応策について検討し、整備する。

(3) 通信機器の維持補修

既設通信機、器材の維持補修については、定期的または臨時に検査を行い、通信に支障のないよう保持する。

1－3 通信機器の習熟

災害時に迅速かつ的確に通信機器が活用できるよう、関係職員は、通信機器の習熟に努める。

また、関係職員が不在の場合においても通信機器が活用できるよう、できるだけ多くの職員が使用方法の習熟に努める。

1－4 情報連絡体制の確立

(1) 防災関係機関との連携強化

市および防災関係機関は、連絡責任者、連絡先（電話番号、ファックス番号等）を相互に通知し、災害発生時にも通信連絡が、夜間、休日を含め、円滑に実施できるよう日頃から連携を図る。

(2) 防災拠点および指定避難所の機能強化

各防災拠点等が迅速に情報を収集し、防災課（防災班）へ伝達することは、災害対策本部が的確な意志決定を実施する上で極めて重要なため、災害情報のネットワーク化を図るとともに、機器の整備を検討し、各防災拠点および避難所等の機能強化に努める。

(3) 連絡系統の充実

災害が発生した場合および発生するおそれがある場合、迅速かつ的確に連絡、報告ができるよう、マニュアル等を整備し、責任者および責任者不在の場合の代理者等を明確にする。

また、大規模な災害が発生した場合、通信回線が輻輳するおそれがあるため、多系統による連絡体制の整備や連絡網の複数化を図る。

(4) 情報収集体制の強化

① マニュアル等の整備

災害時に迅速かつ円滑な応急活動を実施する上で、災害および被害等に関する情報は非常に重要であるため、マニュアル等の整備により、情報収集体制の整備を図る。

② 市民・民間団体との協力体制の強化

市・防災関係機関以外の住民、民間団体からも情報を収集できるよう、協力体制の強化に努める。

③ 自主防災組織との連絡体制の整備

災害発生直後に、地域的な災害情報の収集等が行えるよう、自主防災組織等の協力を得て情報収集体制の整備を図る。通信手段は電話等によるが、通信の途絶、輻輳等も考えられるので、今後他の通信手段についても検討する。

(5) 市内の重要施設との連絡体制の整備

社会福祉施設や学校等と連携し、災害時における情報連絡体制について整備する。

2 市民等への情報提供体制の整備

2－1 情報伝達体制の整備

(1) 既存の情報伝達手段の活用

市は、防災行政無線、アマチュア無線、災害情報システム、緊急速報メール、ＳＮＳ、広報車等を有効的に活用し、避難所、防災対策拠点、地域住民および事業所等に対し被害情報等の災害情報を伝達するための体制を整備する。

■市民への伝達手段

方　　法	特　　徴
ホームページ	文字情報で豊富に掲載できる
青梅市メール配信サービス、緊急速報メール、ＳＮＳ	文字情報で速報性が高い
市防災行政無線（固定系）	音声情報で速報性が高い
広報車両（消防団車両含む）	音声情報で集中的に伝達できる
防災拠点、避難所等での掲示	文字情報で豊富に掲載できる

(2) 新たな情報伝達手段の検討

民間企業等で開発される様々な情報伝達手段について調査検討し、情報伝達手段の多様化を図る。

(3) 危険性の高い地区への確実な情報伝達

土砂災害（特別）警戒区域、孤立化するおそれのある地域住民への確実な情報伝達手段の整備に努める。

(4) 災害ホームページの整備充実

平常時の防災情報の提供に加え、災害が発生した場合に、市のホームページを災害用のページに切り替え、インターネット上での速やかな情報提供を図る。

2－2 災害時要配慮者等への配慮

災害時に情報が伝わらずに被災することがないように、高齢者や障がい者、外国人等への災害時の情報伝達手段の体制を整備する。特に障がい者へは障がいの特性を踏まえた情報伝達手段について検討する。

3 市民相互の情報連絡等の環境整備

3－1 安否確認の方法についての習熟

災害用伝言ダイヤル（171）や、携帯電話で利用できる災害用伝言板、パソコンやスマートフォン等で利用できる災害用伝言板（web171）など、災害時の情報連絡手段について周知し、利用促進を図る。

また、市民に日頃から、安否確認など発災時の行動を家族とよく相談するよう周知する。

3－2 新たな通信手段の活用

X（旧Twitter）などのソーシャルネットワーキングサービス（SNS）など新たな通信手段を活用した情報提供体制の整備を推進する。

第４節　応急対策

【活動のポイント】

実 施 項 目	活 動 の ポ イ ン ト
1　防災機関相互の情報通信連絡体制（第一報）	情報通信が混乱する中で、各防災機関が緊密に連携して、応急対策を実施するために、通信連絡系統の確立と通信施設の効果的な運用を図る。
2　防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）	東京都災害情報システム（ＤＩＳ）のほか、多様な通信手段を活用した重層的な情報連絡体制を確立し、被害状況等の把握を行う。
3　広報体制	市民に対して混乱や二次的被害を防止するため、地震情報、被害状況、ライフライン施設の被害状況・復旧の見込み、生活関連情報等、時間の経過に応じて変化する市民ニーズを反映した正確な情報を提供する。
4　広聴体制	発災後、被災者からの相談および被災者への支援に関することなどの相談窓口を設置することで、混乱を防止するとともに、被災者等のニーズを把握する。
5　住民相互の情報連絡等	災害時は通信がつながりにくくなるため、家族間の安否確認や正確な情報を市民が共有できるように支援する。

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

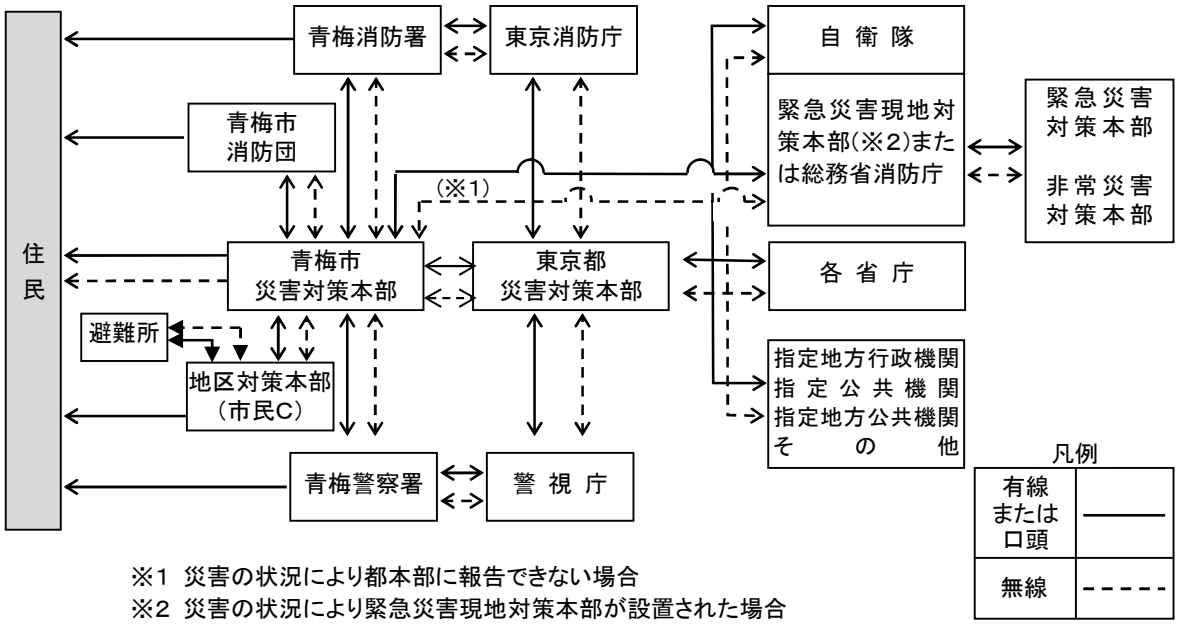
	担　　当	対 策 内 容
1 防災機関相互の情報通信連絡体制（第1報）	防災班	• 防災関係機関との情報連絡手段の確保 • 市民への災害情報の伝達 • 異常現象を把握した場合の都および気象庁への通報
2 防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）	防災班	• 情報収集体制の確立 • 都に対する被害状況の報告
	情報班	• 被害情報の集計、統括
	各部・班	• 参集途上における被害状況等についての情報収集
3 広報体制	防災班	• 防災行政無線、広報車等による災害情報の伝達
	広報班	• ホームページやＳＮＳ等を活用した災害情報の伝達 • 報道機関との連絡調整および報道発表
	避難所運営班	• 災害時要配慮者への情報伝達
4 広聴体制	広報班 市民連絡班	• 臨時被災相談所の開設
	各部班	• 相談内容に応じて対応
5 住民相互の情報連絡等	防災班 広報班	• 安否確認方法の周知 • 災害情報の伝達

1 防災機関相互の情報通信連絡体制(第一報)

1－1 情報連絡体制

(1) 通信連絡系統

通信連絡系統図は、次のとおりである。



※1 災害の状況により都本部に報告できない場合
※2 災害の状況により緊急災害現地対策本部が設置された場合

(2) 都への連絡

① 都本部に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。

② 災害の状況により都本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部または総務省消防庁等に対して直接連絡する。

③ 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者またはその発見者から通報を受けた警察官もしくは消防吏員から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、ただちに都および気象庁に通報する。

④ 災害原因に関する重要な情報について、都または関係機関から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、ただちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織等および一般住民等に周知する。

(3) 通信機器の点検および応急復旧

市は、地震発生後、ただちに東京都災害情報システム（ＤＩＳ）、市防災行政無線基地局、電話・ファクシミリ等の通信機能を点検するとともに、その機能を確保し、停電、機器の破損等の支障が生じている場合は、速やかに施設設備の応急復旧を行う。

1－2 通信手段

(1) 災害時の通信手段

資料編 2-6-1「防災行政無線」

災害時には、次の通信手段を活用し、連絡をとる。

■機関との連絡手段

主な通信手段		災害対策本部からの主な通信先
有線	一般加入電話・ＦＡＸ	関係機関等
	災害時優先電話	関係機関等
	庁内ＬＡＮ、インターネット	庁内・各出先機関等
無線	都防災行政無線	都、関係機関、都内市町村
	市防災行政無線（移動系）	避難所、市内関係機関、災害現場等
	消防団無線	消防団
	携帯電話、衛星携帯電話	関係機関、災害現場等
	タクシー無線、アマチュア無線（協力依頼による）	関係機関、災害現場等
口頭	連絡員による伝令	各部、市内関係機関等

(2) 指定電話の運用

① 指定電話の確保

各機関は、災害時における相互間の通知、要請、指示、通報、伝達、その他必要な連絡等の通信を迅速かつ円滑に行うため、指定電話の別用途への使用を制限し、非常時の通信連絡を確保する。

② 指定電話および連絡担当者

ア 市本部および防災会議に関する通信連絡の窓口は、市本部の設置の有無にかかわらず防災課とする。

イ 災害時における各機関相互の通信連絡は、原則として、各機関の連絡担当者の勤務場所の電話を指定電話とし、これを利用するものとする。

ウ 各機関の指定電話および連絡担当者の一覧表は、別途定め保管する。

③ 通信連絡系統

ア 通信連絡系統図は、「1-1(1)通信連絡系統」のとおりである。

イ 青梅消防署における災害時の情報連絡体制は、消防無線、消防電話、防災行政無線等を活用し、警防本部、方面隊本部、他の署隊本部、消防団、各防災機関等と情報連絡を行う。

(3) 災害時優先電話の運用

資料編 2-6-2「災害時優先電話」

市は、災害時における通信を迅速かつ円滑に行うため、予め登録してある災害時優先電話を別の用途に使用することを制限し、非常の際の通信連絡を確保する。

(4) 代替通信手段の確保

市が所有する通信機能が有線通信の途絶等により低下し、応急対策に著しい支障が生じる場合に対処するため、各機関の協力を確保する。

① 災害情報通信のための通信施設の優先使用

市は、災害対策基本法第57条の規定にもとづき、警察機関、消防機関、鉄道事業者等に災害情報通信のための通信施設の優先使用の協力を要請する。

【有線電気通信設備および無線設備を優先使用する場合】
- 災害に関する通知、要請、伝達または警告について、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めたとき。
- 災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めたとき。

② 非常通信の利用

市は、電波法第52条の規定にもとづいて非常通信を行うことができるので、タクシー無線、アマチュア無線等、最寄りの無線局に協力を依頼する。

ア 非常通信の運用方法

【非常通信文の内容】
(ア) 人命の救助に関すること。
(イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む。）および天災その他の災害の状況に関すること。
(ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関すること。
(エ) 電波法第 74 条実施の指令およびその他の指令に関すること。
(オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持または非常事態に伴う緊急措置に関すること。
(カ) 暴動に関する情報連絡およびその緊急措置に関すること。
(キ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること。
(ク) 遭難者救援に関すること。
(ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること。
(コ) 鉄道線路、道路、電力設備、電気通信設備の破壊または障害の状況およびその修理復旧のための資材の手配および運搬、要員の確保その他の緊急措置に関すること。
(サ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急装置に要する労務施設設備、物資および資金の調達、配分、輸送等に関すること。
(シ) 災害対策基本法第 71 条第２項の規定にもとづき、市長から医療、土木、建築工事または輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。
(ス) 人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

【非常無線通信文の要領】
(ア) 電報頼信紙は適宜の用紙を用いる。
(イ) かたかなまたは通常の文書体で記入する。
(ウ) 簡単で要領を得たものとし、１通の字数を 200 字以内(通常の文書体の場合は、かたかなに換算してなるべく 200 字以内)とする。ただし、通数に制限はない。
(エ) 宛先の住所、名称、職名および電話番号を記入する。
(オ) 発信人の住所、名称、職名および電話番号を記入する。
(カ) 余白に「非常」と記入する。

イ　非常通信の取扱料

原則として無料である。

ウ　非常通信に関する照会等

非常通信に関する照会、問い合わせを行う場合は、下記にすること。

【関東総合通信局無線通信部陸上第二課内、関東地方非常通信協議会事務局】
電　話　03―6238―1771（直通）　　ＦＡＸ　03―6238―1769

③　全ての通信が途絶した場合の災害通信

全ての通信が途絶した場合の通信は、使者を派遣して行うものとする。

(5) 市防災行政無線固定系施設応急対策

防災行政無線固定系施設に関する被害については、一般的に有線利用部における電柱の倒壊と電線の切断が予想される。

このため、施設の保守を依頼している業者に非常用資材の確保および応急措置、復旧作業を指示する。

1－3 地震情報等の伝達

(1) 地震情報

地震の震度や余震等に関する情報については、都防災行政無線から伝達される情報、テレビ、ラジオ等の報道機関の情報、庁内に設置された震度計の情報等を防災課が収集し、ただちに職員および各部に伝達する。

(2) 火災情報

地震による火災発生の通報は、通常の場合は、市民から東京消防庁多摩災害救急情報センター（地震等の発生に伴い、警防本部長の命令により、119番回線予備回線が切り替えとなっている場合は青梅消防署）への119番通報によるが、市が市民や職員からの通報により火災発生の情報を受けた場合は、ただちに青梅消防署に通報する。

(3) 異常現象の通報

①　発見者の通報義務

市域内において災害発生のおそれがある異常な現象を発見した者は、その旨を市長（防災課）に通報するものとする。

②　市長の通報義務

市長（防災課）は、市民からの通報を受けた場合、都総務局、気象庁および防災関係機関に通報する。

③　青梅警察署

警察署長は、災害発生に関する異常な現象を発見した場合、または異常な現象を発見した者から通報を受けた場合は、ただちに市長（防災課）に通報する。

2 防災機関相互の情報通信連絡体制(被害状況等)

2−1 情報収集体制

(1) 参集途上職員による情報収集

配備対象職員は、勤務時間外において地震が発生した場合、参集途上における被害状況等について情報の収集を行いながら、速やかに参集する。

① 被災状況等の情報収集

参集途上の職員は、参集途中の被災状況等の概況を把握し、参集場所に参集後、ただちに所属長に報告する。また、報告を受けた所属長は、班内の報告を取りまとめの上、対策部内の情報収集担当班に報告する。

なお、報告事項は次のとおりとする。

ア 道路交通施設の被害および渋滞状況
イ 鉄道施設の被害状況および運行状況
ウ 建築物等の倒壊等被災状況
エ 河川堤防等の被災および水位状況
オ がけ崩れ等の土砂災害の状況
カ 火災発生状況
キ 被災者・避難者の状況
ク その他の被災状況

② 被災者の救助･救護活動

参集途上の職員は、人命救助を必要とする被災現場、火災等に遭遇した場合は、最寄りの警察もしくは消防機関に通報するとともに、状況に応じた救助・救護活動を行う。

2−2 被害状況等の調査および把握

(1) 被害情報等の収集

被害情報等の収集に当たっては、携帯電話等の機能も活用し、速やかに報告する。

① 各班

事務分掌にもとづき、被害情報等の収集を行うとともに、被害情報、職員の対応状況等を取りまとめ、対策部内の情報収集担当班に報告する。

② 各対策部の情報収集担当班

対策部内の情報を取りまとめ、情報班に報告する。

③ 情報班

災害関連情報を総括し、防災班に報告する。

様式編 6-1「被害状況報告書・被害連絡等受理票」 6-2「職員対応状況報告書」

(2) 被害状況の把握等

発災直後から大量の情報が発生するため、被害状況を把握するとともに、情報の収集・伝達に関しては、段階に応じた的確な対応が重要となることから、地震発生後の段階的な情報収集・伝達事項については、次のとおりとする。

■ 情報収集･伝達の段階的な構成

段 階	情 報 収 集	情 報 伝 達
発災直後 （3時間程度） ⇩	○ 地震情報の収集 1 東京都災害情報システム（ＤＩＳ）からの情報 2 テレビ、ラジオによる気象庁の地震情報 3 庁舎内の震度計による震度被害情報の収集 4 参集途上における情報収集 5 市民の通報による情報収集 6 消防署、警察署との連絡による情報収集	○ 都および国への報告 発災情報 ○ 職員等への組織体制の伝達 各部連絡網による職員への伝達 ○ 各部･課への被害情報伝達 関係各部・関係機関への被害即報の伝達 ○ 市民への広報 市民への地震情報・被害情報の広報
緊急初動期 （1日程度）	○ 被害情報の収集 1 各部・課による情報収集 2 市民の通報による情報収集	○ 都および国への報告 被害速報
⇩	○ 措置情報の収集 1 避難、医療救護、給食・給水等の緊急を要する生活支援活動の状況に関する情報収集 2 警戒区域、交通規制等の情報収集	○ 市民への広報 1 避難所、医療救護所、食料・飲料水等の配布場所等の広報 2 警戒区域、交通規制等の広報 3 被害情報、措置情報に関する広報
初動期 （3日程度） ⇩	○ 被害情報の収集 各部・課による被害情報収集 ○ 措置情報の収集 関係各部、関係機関からの情報収集	○ 都および国への報告 被害情報、措置情報の報告 ○ 市民への広報 被害情報、措置情報に関する広報
初動期以降	○ 被害情報、措置情報の収集 事務分掌にもとづく関係各部、関係機関からの情報収集	○ 都および国への報告 詳細被害状況の報告 ○ 市民への広報 被害情報、措置情報に関する広報

(3) 市民等からの被害連絡等

市民等から被害の連絡があった場合は、「被害状況報告書・被害連絡等受理票」（様式6-1）により受理し、企画対策部情報班に報告する。

(4) 情報収集の内容

災害発生後、青梅消防署は、消防署および消防団が行なっている消防活動および救急救助活動について、以下に示す情報を中心に諸情報を収集し、これを市に通報するとともに、関係機関相互に情報交換し、情報の共有化を図る。

① 災害発生状況および消防活動状況
② 災害時要配慮者情報および医療活動情報
③ その他災害活動上必要ある事項

■収集事項と関係機関等

被害の種類	把握する内容	関係機関・班
人的被害	死者、災害関連死者、行方不明者の状況 負傷者の状況	青梅警察署　青梅消防署 市医師会　市民班
住家被害	全壊・半壊・一部損壊の状況	調査班
	全焼・半焼の状況	青梅消防署
非住家被害	公共建物(官公署庁舎、公民館等)	総務班
	その他（倉庫、土蔵、車庫等）	調査班
その他被害	田畑の被害状況	農林班
	文教施設の被害状況	学校施設班
	医療機関の被害状況	保健管理班
	道路、橋梁の被害状況	土木建設班
	河川、水路の被害状況	土木建設班
	上水道施設の被害状況	都水道局
	下水道施設の被害状況	下水道班
	ごみ処理施設等の被害状況	環境衛生班
	有害物資保管施設の被害状況	青梅消防署
	土砂災害の被害状況	土木建設班
	電気、ガス、電話、鉄道の被害状況	東京電力パワーグリッド株式会社　青梅ガス株式会社 ＮＴＴ東日本　ＪＲ東日本

(5) 被害状況の集約・整理

様式編　6-3「被害概況速報」　6-4「被害状況調一地区別総括表」
6-5「世帯構成員別被害状況」　6-6「災害救助費概算額調」

① 被害状況の集約

企画対策部情報班は、各部および関係機関から報告を受けた被害状況を集約し、総括する。

② 被害状況の整理

総務防災対策部防災班は、情報班が集約・総括した情報を常に整理し、関係機関等に速やかに報告できるよう準備する。

(6) 被害状況等報告基準

被害状況等の報告は、「都への災害報告」（様式6-7）による。

(7) 被害認定統一基準

資料編　2-11-4の3「被害報告判定基準」

被害認定統一基準は、「被害報告判定基準」のとおりである。

(8) 滅失住宅の判定基準

資料編　2-11-4の3「被害報告判定基準」

滅失住宅の判定基準は、「被害報告判定基準」のとおりである。

2－3 都に対する報告

様式編　6-7「都への災害報告」

総務防災対策部防災班は、災害発生から当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。被害状況等の報告は、災害報告取扱要領（昭和45年４月10日付消防防第246号）により、基本的に都に対して行う。

なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合および災害対策基本法第53条にもとづく被害状況を都に報告できない場合には、国(総務省消防庁)に報告する。

(1) 報告すべき事項

① 災害の原因
② 災害が発生した日時
③ 災害が発生した場所または地域
④ 被害状況（被害の程度は、認定基準にもとづく）
⑤ 災害に対して既にとった措置および今後とろうとする措置
　ア 災害対策本部の設置状況
　イ 主な応急措置の状況（日時、場所、活動人員、使用資器材等）
　ウ その他の必要事項
⑥ 災害救助法適用の要否および必要とする救助の種類
⑦ その他必要な事項

(2) 報告の方法

東京都災害情報システム（ＤＩＳ）端末により入力し、報告する。

ただし、端末の障害等により入力できない場合は、都防災行政無線の電話、ファクシミリ、画像端末等により報告する。

発災情報、速報情報、被害情報および要請情報は、被害を覚知または措置をとった場合、ただちに端末に入力する。また、都の指示にもとづく入力についても行う。

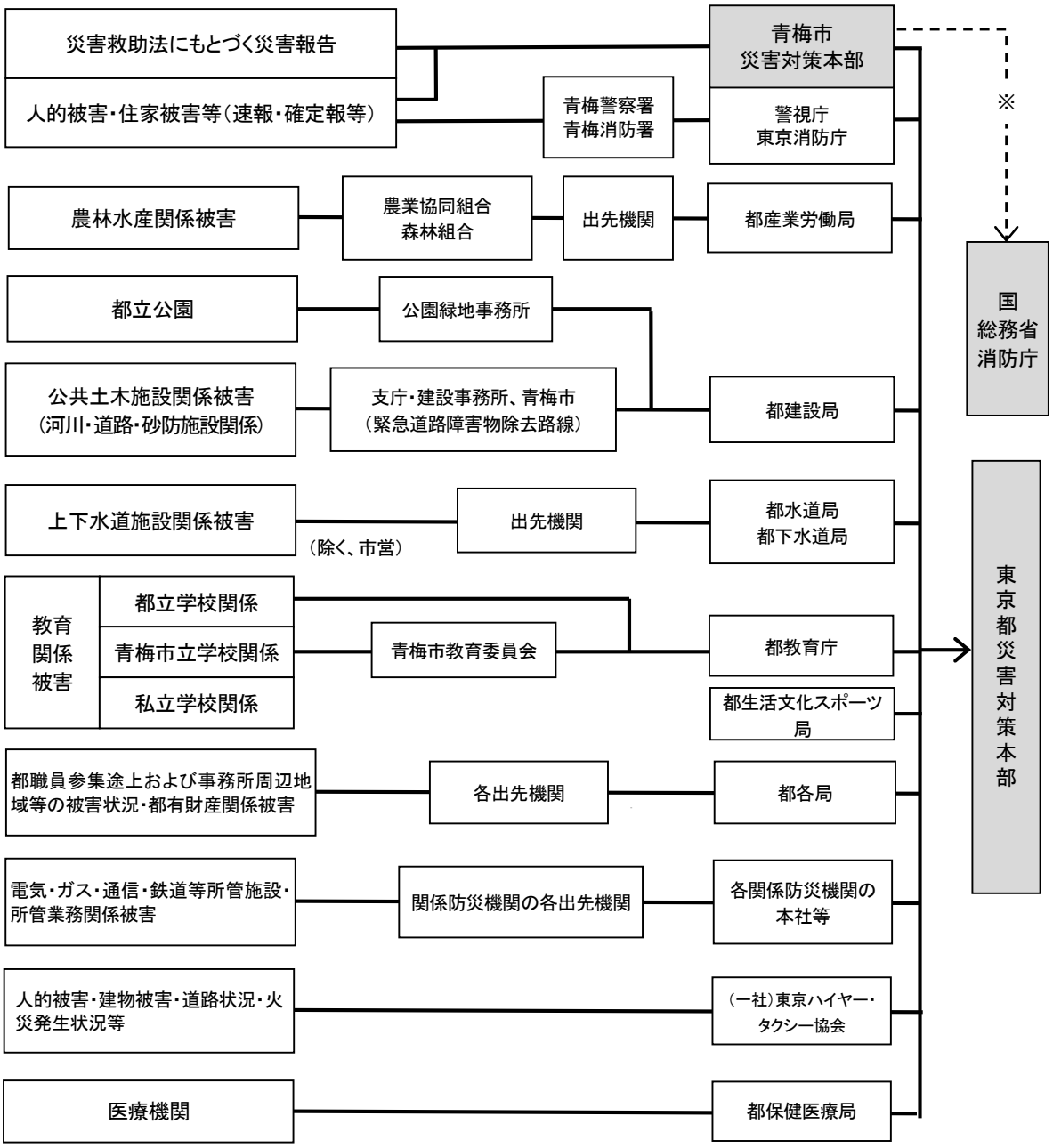
(3) 報告の種類・期限等

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	被害第1報報告
被害措置概況速報		即時および都が通知する期限内	被害数値報告 被害箇所報告
要請通知		即時	支援要請
確定報	災害確定報告	応急対策が終了した20日以内	被害数値報告
	各種確定報告	同上	被害箇所報告
災害年報		4月20日	被害数値報告

(4) 災害救助法が適用された場合の報告

災害救助法にもとづく報告については、「災害救助法の適用」の定めるところにより行う。

(5) 市域内での被害状況に関する都への報告・伝達系統



※ 災害の状況により都本部に報告できない場合

3 広報体制

3－1 市における広報

市は、地震情報等災害原因に関する重要な情報について、都または関係機関から通報を受けた場合または自ら知った場合には、ただちに市域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織等および一般市民等に周知する。

(1) 広報活動の内容・方法等

防災班および広報班は、時期に配慮し、適切な手段と内容の広報活動を行う。

また、各対策部は、広報活動に必要な情報および資料を広報班に提供する。

① 広報する内容

災害時の広報は、被害の規模・状況等をふまえ概ね次のとおり行う。

段 階	災害情報	生活支援情報	復旧情報	その他
緊急初動期 （1日程度） ⇓	・震度情報等 ・被害概況情報 ・交通規制等の情報 ・避難指示等の情報 ・二次災害防止情報	・避難所情報		
初動期 （3日程度） ⇓	・被害概況情報 ・ライフライン情報 ・交通規制等情報 ・避難指示等の情報	・避難所情報 ・給水・給食場所情報 ・救護所等情報 ・仮設トイレ情報	・ライフライン復旧情報 ・交通施設復旧情報	・被災者情報 ・行政関連情報 ・救援活動情報
初動期以降	・被害詳細情報	・各種生活支援情報	・各種復旧情報	・行政施策情報 ・学校教育情報

② 広報活動の方法等

広報活動は概ね次の方法で行う。

段 階	広報活動の基本方針	広報手段・方法等
緊急初動期 （1日程度） ⇓	被災者の救助・救護、二次災害の防止等に重点をおく。	広報は、広報車、車載拡声器、メガホン、口頭、掲示、防災行政無線および災害情報メール等による広報、職員による伝令・伝達、ケーブルテレビ、報道機関等、あらゆる手段を活用する。 特に、避難指示・二次災害の防止等に関する情報については、市民への情報伝達の徹底を図る。
初動期 （3日程度） ⇓	生活の安定と被災者支援を基本する。	緊急初動期の広報活動を継続するほか、広報紙の配布、避難所の掲示板およびインターネットのホームページへの情報掲載を行う。
初動期以降	応急復旧活動、生活支援活動等が本格化した段階では、市民生活の安定・再建と日常的な社会活動の再開を目指して、各種生活支援情報、各種応急復旧情報、行政施策情報、学校教育情報等を広報する。 特に、被災市民への各種の行政情報の提供については、市民に十分伝達されるように配慮する。	

③ 被災記録の収集

企画対策部は、広報活動と併せて、災害に関する経過記録、写真記録および資料収集等に努める。

(2) 広報活動に当たっての留意点

① 障がい者への配慮

障がい者にも情報が確実に伝わるように、点字やファクシミリ、掲示、手話通訳者等ボランティアの派遣等で情報を随時提供

② 外国人への配慮

外国人に対して、多言語による広報やボランティアの派遣等の措置をとる。

③ 被災地から一時的に退去した被災者への情報伝達

被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が十分に伝わるよう情報伝達経路の確保に努める。

(3) 報道機関との連絡調整および報道発表

市は、ケーブルテレビ局などの地域放送局を活用して、被災・復旧などの情報を放送する。

市の災害に関する報道機関との連絡調整および報道発表の公式発表窓口は、企画対策部広報班（秘書広報課）とする。

① 報道機関との連絡調整および報道発表の準備

企画対策部広報班（秘書広報課）は、報道機関に対し、災害情報の提供・協力を要請する。

また、市庁舎内に記者詰所および記者会見場を設置し、報道発表の準備を行

② 記者会見の実施

企画対策部長は、事項の軽重および緊急性等を検討した上で、報道機関に対し、共同記者会見等により、災害情報を提供する。

また、その際の発表者は、災害対策本部長または企画対策部長とし、関係部長も同席し、必要に応じて説明を行う。

3－2 青梅消防署の広報活動

(1) 広報活動

災害時において、青梅消防署が収集した情報および警防本部、方面本部等から伝達された情報等の他、関係機関からの情報を収集し、自助・共助および人心の安全のため必要となる次の広報活動を行う。

① 出火防止、初期消火の呼びかけ
② 救出救護および要配慮者（高齢者・身体障がい者等）への支援の呼びかけ
③ 火災および水災に関する情報
④ 高齢者等避難、避難指示または避難等に関する情報
⑤ 救急告示医療機関等の診療情報
⑥ その他市民が必要としている情報

(2) 広報手段

① 消防署・消防団および自治会の掲示板等への掲示
② 広報車等の拡声装置等活用しての広報
③ テレビ・ラジオ等報道機関を介しての情報提供
④ 青梅市防災行政無線、青梅市メール配信サービス等を活用しての情報提供
⑤ ホームページ、ＳＮＳ、消防アプリ等を活用した情報提供
⑥ 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織等を介しての情報提供

3－3 青梅警察署の広報活動

(1) 広報活動

被害状況の情報等を速やかに広報し、避難を必要とする情報、混乱防止および人心安定を図るための情報等を発信する。

① 避難を必要とする情報
② 余震、津波等の気象庁の情報
③ 地域の被害状況、被害の拡大予想および復旧の見通し
④ ライフライン等の被害状況および復旧の見通し
⑤ 主要道路・高速道路および橋等の被害状況および復旧の見通し
⑥ 被災地域・避難場所等に対する警戒情報
⑦ デマ情報および流言打ち消し情報

(2) 広報手段

① 警察官による携帯拡声器等を利用した広報
② 交番または駐在所のマイクを利用した広報
③ パトカー・白バイ・ヘリコプターによる広報
④ 看板等の広報資機材を利用した掲示等による広報

3－4 電力、ガス、通信事業者による広報活動

- テレビ、ラジオおよび新聞等の報道機関を通じた広報
- 市区町村の防災行政無線(同報系)の活用
- 広報車等による直接当該地域への周知

(1) 電力(東京電力パワーグリッド㈱)

広報内容は、次のとおりである。

- 電気による二次災害等を防止するための方法
- 避難時の電気安全に関する心構えについての情報
- 電力施設の被害状況、復旧予定等についての情報

(2) ガス(青梅ガス㈱)

ガス管等の被災により、ガスの漏洩のおそれのある場合や、ガスの供給停止に至った場合は、市民および事業所に対して、次の点を広報する。

- 火気使用の制限等の措置
- ガスの供給停止の区域および復旧の見通し
- ガスの供給停止区域におけるガスの元栓の閉鎖

(3) 通信(NTT東日本・NTTコミュニケーションズ・NTTドコモ)

- 災害の発生が予想される場合または発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行う。
- インターネット、支店前掲示等により直接当該被災地に周知する。
- 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのトーキー案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

4 広聴体制

避難所における避難者、在宅避難者、域外への自主避難者等の全被災者（世帯）を対象とした被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施する。

被災者のための相談所を設け、要望事項等を聴取し、その解決を図るほか、広聴内容を関係機関に連絡する。

また、被災者の要望等を聴取し、早期の解決を図るため、臨時被災相談所を開設する等の広聴活動を行う。

4－1 被災相談の実施

(1) 臨時被災相談所の開設

被災の範囲および被害の程度に応じ、次の要領で臨時被災相談所を開設する。

相談に当たっては、関係各班は、被災した女性や子どもの心身の健康を守るために、女性や子どもに配慮した健康問題や育児相談・支援に取り組む。

① 開設場所は、原則として市役所本庁舎または各市民センターとする。
② 広報班・市民連絡班が実施する。
③ 災害の発生状況により、①以外に適切な場所を選定する。
④ 構成員は、広報班が災害の状況に応じて決める。
⑤ 大規模災害の場合は、被災救援事務を所掌する各部の担当職員が相談員として対応にあたる。

照会、連絡や相談窓口の設置状況などの連絡については、電話およびファックス等で対応する。

(2) 移動相談の実施

被災者が身近に相談が行えるよう、必要に応じて各避難所での巡回相談を行う。

(3) 他機関（国、都、防災関係機関等）との共同相談窓口の設置

市は、都および国等による支援事業についての相談およびあっせんについて実施する。

4－2 被災記録の収集と対策への活用

市および防災関係機関は、災害に関する経過記録、写真記録および資料収集等に努め、応急対策復旧対策、救助活動および広報活動等の資料として活用する。

5 住民相互の情報連絡等

5－1 災害伝言ダイヤル等の利用促進

市は、災害伝言ダイヤル、災害用伝言板（携帯電話、Web171）等の安否確認の方法を周知し、利用を呼びかける。

5－2 災害情報や避難情報等の正確な伝達

災害時には、X（旧Twitter）などのソーシャルネットワーキングサービス（SNS）により、市民同士が災害情報の交換を行う。市は、正確な情報が周知されるように、災害情報や避難情報などの情報を既存の広報手段を通じて、迅速かつ正確に行う。

第７章　医療救護対策

第１節　現状と課題

災害発生時には、負傷者や医療の中断が致命的となる患者および日常的に発生する救急患者など、医療救護が必要な多数の傷病者の発生が予想される。

市では、災害時の医療救護体制については、市立総合医療センターにおいて、「災害時活動マニュアル」を策定し、逐次見直しを行っており、地震災害を想定した防災訓練を実施するなど、災害時の医療体制の向上を図っている。

しかし、立川断層帯による地震が発生した場合の被害想定では、家屋やブロック塀の倒壊、火災、崖崩れ等により負傷者は960人、そのうち重傷者は116人と想定されている。こうした多数の負傷者へ対応するためには、限られた医療資源を有効に活用できるよう調整する機能が必要である。

そのため、市では、災害発生直後から、多数の負傷者に対して迅速に医療救護活動が行われるように、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、市接骨師会、市立総合医療センター、西多摩保健所等との連携強化を図っていく必要がある。

第２節　対策の方向性と到達目標

生命や身体が危険な状態にある者、もしくは生死不明の状態にある者を捜索し、または救助し、適切な医療救護が図られるよう、人命救助活動体制の強化に努める。

また、被災者の健康管理、遺体の取扱いなどが適正に行われるように体制の整備を図る。

到 達 目 標

- 救助体制の強化
- 市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、市接骨師会、市立総合医療センター（東京ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）を含む）、西多摩保健所等との連携強化
- 地域災害医療コーディネーター・市災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制を構築
- 医薬品等の確保に向けて、市薬剤師会、卸売販売業者と連携した供給体制の構築
- 市内の病院施設の耐震化の促進
- 被災者の健康管理体制の整備
- 速やかな検視・検案体制の構築

【医療救護対策】

災害前の行動（予防対策）

1 救助体制の強化

1 救出用資機材の整備
2 救助に関する知識・技術の普及

2 医療体制の強化

1 初動医療体制の整備
2 搬送体制の整備
3 後方医療体制の整備
4 応援体制の整備
5 応急手当の普及
6 保健衛生体制の整備

3 医薬品等の確保

1 医薬品等の備蓄
2 市薬剤師会等との連携・協力体制の構築
3 医薬品等が不足する場合の体制整備

4 防疫体制の整備

1 防疫活動組織の整備
2 防疫用資器材の備蓄
3 動物救護

5 遺体の取扱体制の整備

1 遺体収容所の運営体制の整備
2 遺体収容所の指定・公表

災害直後の行動（応急対策）

1 救助・救急活動

1 青梅消防署の活動
2 青梅警察署の活動
3 青梅市消防団の活動
4 自主防災組織の活動

2 医療救護

1 医療情報の収集伝達体制
2 初動期の医療救護活動
3 傷病者等の搬送体制
4 災害時後方医療体制
5 保健衛生

3 医療資器材の確保

1 医薬品、医療資器材の確保
2 輸血用血液製剤の確保

4 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等

1 行方不明者の捜索
2 遺体の搬送および収容
3 検視・検案・身元確認等
4 遺体の取扱い

災害後の行動（復旧対策）

1 防疫体制の確立

1 防疫活動体制の編成
2 防疫活動の実施
3 被災動物の保護

2 火葬

1 火葬特例の適用・許可証発行
2 火葬場の確保
3 火葬場までの遺体の搬送
4 遺骨および遺留品の処理
5 書類・帳票の整備

第３節　予防対策

【施策の方向】

大地震発生時には、多数の死傷者が同時多発的に発生し、救急救命、応急救護措置等も普段の能力を大きく超え、医薬品等の医療資器材の不足も懸念される。

こうした事態に備えて、災害時にも対応できるよう、強靭な医療救護体制の構築に取組む。

施策の方向	対策
１ 救助体制の強化	災害時において、迅速かつ円滑に救助活動を行えるよう、市、青梅消防署、消防団、青梅警察署、自主防災組織、自治会等は連携の強化に努める。 **・救急資器材の整備と救助に関する知識・技術の向上** **・医療機関と消防機関等の連携の強化** **・搬送体制の整備**
２ 医療体制の強化	負傷者が多数発生し、救急車による病院への搬送が困難になるような災害時の医療救護需要に、迅速かつ的確に対応できる医療体制を確保できるよう、市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会・市接骨師会等の医療関係機関と連携し、医療救護活動体制の整備に努める。また、青梅消防署は東京 DMAT(災害派遣医療チーム)との円滑な連携に努める。 **・初動医療体制の構築と搬送資器材の整備**
３ 医薬品等の確保	災害時における医薬品等の需要増に対応できるよう、市薬剤師会等との連携を強化し、備蓄体制や調達体制の強化を図る。 **・３日分の市内需要に対応する備蓄と供給体制の構築**
４ 防疫体制の整備	大規模な災害によって発生する感染症のまん延を防ぐため、災害時における防疫活動を迅速および的確に実施するため、防疫体制の整備に努める。 **・防疫用資器材の備蓄と防疫体制の構築**
５ 遺体の取扱体制の整備	行方不明者の捜索、遺体の収容、検視・検案等の各段階において、市および関係機関が相互の役割を理解し、連携して取り組む体制を整備する。 **・遺体の収容等の取扱体制の構築と収容施設等の選定**

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担当	対策内容
１ 救助体制の強化	防災課	• 救助・救命に関する知識・技術の普及
	消防団	• 救助・救命に関する知識・技術の向上
	自主防災組織	• 共助による救助・救命の体制づくり
２ 医療体制の強化	防災課	• 自主防災組織等による自主救護体制の整備 • 市民への応急手当の知識の普及
	健康課	• 医療救護班の活動体制の整備 • 市災害医療コーディネーターの設置 • 後方医療体制の整備 • 応援体制の整備
３ 医薬品等の確保	健康課	• 市薬剤師会等との連携・協力体制の構築 • 医薬品が不足した場合の備え
４ 防疫体制の整備	健康課	• 防疫活動組織の整備 • 防疫用資器材の備蓄
５ 遺体の取扱体制の整備	市民課	• 遺体収容所の運営体制の整備 • 遺体収容所の指定・公表

1 救助体制の強化

1－1 救出用資機材の整備

市は、大規模な災害が発生した場合、自主防災組織、自治会、災害時支援ボランティア、地域住民等が救出・救助活動を行えるよう、必要な資機材等を防災倉庫等に整備する。

また、消防機関は、防災訓練等を通じて、それらの資機材の正しい使用方法等の指導に努める。

1－2 救助に関する知識･技術の普及

大規模な災害により、多数の救助が必要となった場合、自主防災組織、自治会、災害時支援ボランティア、地域住民等が救助を行う必要があるため、市および消防機関は広報紙の配布や防災訓練等を通じて、救助に関する知識・技術および連携活動要領の普及を図る。

2 医療体制の強化

2－1 初動医療体制の整備

(1) 医療救護所等の設置および医療救護班の活動体制の整備

資料編 2-7-2「市内医療機関」

① 医療救護班の編成

ア 医療救護班の活動体制の整備

医療救護班、歯科医療救護班および薬剤師班等を編成できるように、市医師会、市歯科医師会および市薬剤師会等と協定締結を継続し、救護所のスタッフの編成計画を定める。

イ 体制の強化

市は、医療救護所の運営マニュアルを作成するとともに、医療救護所の設置運営訓練を実施し、マニュアル内容の確認、検証を行う。

② 医療救護活動拠点の整備

市は、医療救護活動拠点を設置して、市災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等ができるように体制を整備する。

名 称	説 明
医療救護活動拠点	市が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所 急性期以降は、医療救護所や在宅療養者への医療支援について調整する。

③ 医療救護所の選定および施設の点検

医療救護所には、次の2種類がある。

名 称	説 明
緊急医療救護所	市が、発災後速やかに、災害拠点病院などの近接地等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。）に設置する医療救護所 主に傷病者のトリアージ、軽傷者に対する応急処置および搬送調整を行う場所
避難所医療救護所	市が、自主防災組織等と協力して、おおむね急性期以降に、多数（500 人以上）の避難者を受け入れた避難所内に設置する医療救護所（病院がない地域等は、おおむね超急性期までに設置） 避難所運営班長は、保健管理班長と連携し、医療救護活動が容易に行われるよう、設置に協力する。

市は、災害が発生した場合に備え、あらかじめ医療救護所を設置する施設を選定する。

災害が発生した場合、ただちに救護所が設置され、医療救護活動が円滑に開始されるよう、設営や運営に必要な資機材を整備するとともに、平常時より医療救護施設予定地の設備等の点検を行う。

④ その他の医療体制の整備

ア 消防署等と連携した現場救護所の開設

市は、多数の傷病者の発生現場に青梅消防署等が開設する現場救護所に、必要に応じ医師等の派遣を調整する。

このため、青梅消防署は市医師会との連携訓練を実施する。

イ 東京DMAT（災害派遣医療チーム）との連携

東京DMAT出動が要請されると、市立総合医療センターでは、医師、看護師等による東京ＤＭＡＴを編成・待機させる。青梅消防署は災害現場において、東京DMATと連携し、被災者に迅速な医療・救護を提供する。このため、青梅消防署は東京DMATとの連携訓練を実施する。

(2) 自主防災組織等による自主救護体制の整備

市は、災害時の初期医療をより円滑に執り行うために、地域の自主防災組織等が医療救護所などにおいて軽微な負傷者に対し応急救護を行う場合などに配慮した医療救護班の活動を支援するための計画を定める。

(3) 情報連絡体制の整備

市は、市域内の被災状況や医療機関の活動状況について迅速に把握するとともに、西多摩保健所や地域災害医療コーディネーターと連携を図るため、市災害医療コーディネーターを設置する。

2－2 搬送体制の整備

(1) 緊急車両等による搬送体制の整備

市は、緊急車両等を活用した医療救護所（緊急医療救護所を含む）の傷病者の搬送体制を構築する。

青梅消防署は、災害時には多くの負傷者の発生が予想されるため、救急車、人員輸送車等による救出・救助した負傷者の搬送体制の強化に努める。

(2) ヘリコプターによる搬送体制の整備

資料編 2-5-5「ヘリコプター運用」

重症患者等緊急を要する場合の搬送については、ヘリコプターによる搬送を行う必要があることから、市は、ヘリコプターによる搬送の要請方法、ヘリコプター臨時着陸場所緊急離着陸場等、必要な事項を定めておく。あわせて、学校施設へのヘリサインの整備を進める。

2－3 後方医療体制の整備

資料編 2-7-1「災害拠点病院・災害拠点連携病院」

市内の医療機関等で対応できない重症者等を、後方医療機関に搬送し、治療および入院等の処置を行うため、災害時に迅速かつ円滑に搬送できるよう、地域災害医療コーディネーター、西多摩医師会、医療関係機関と連携し、情報連絡体制、搬送体制等の整備に努める。

2－4 応援体制の整備

市は、大規模な災害等により、医師・医薬品等が不足して、市内の医療機関で対応できない場合、地域災害医療コーディネーターに迅速かつ円滑に応援を要請するため、要請方法等の整備を図る。

2－5 応急手当の普及

資料編 2-7-3「AED 設置場所」

大規模な災害が発生し、多数の負傷者が発生した場合または道路等が被災して交通がまひした場合には、医療機関による十分な医療措置ができないおそれがあることから、自主防災組織・市民等による応急手当が重要となる。

そのため、市は、消防機関や医療機関と連携して止血・人工呼吸等の応急手当の講習会等を開催し、その普及に努める。また、AED（自動体外式除細動器）の設置場所について周知する。

2－6 保健衛生体制の整備

被災者の健康保持、感染症の予防や生活環境の向上、被災者の精神不安に対応するためのメンタルケアなどの保健予防活動のため、保健師、管理栄養士、その他必要な職種からなる保健活動班の設置に向けた体制の整備を図る。なお、保健師については、組織横断的な連携による情報収集や情報共有を核にした情報分析・判断、活動方針・対応方法の決定等を行う「統括保健師」の設置を検討する。

3 医薬品等の確保

3－1 医薬品等の備蓄

市は、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会等と協議の上、医療救護所や避難所等で使用する医薬品等を備蓄するよう努める。

備蓄量は発災から３日間で必要な量を目安とする。

3－2 市薬剤師会等との連携･協力体制の構築

① 市は、市薬剤師会等と災害時の協力協定を締結するなど、関係機関との連携・協力体制を整備しておく。

② 市は、市薬剤師会と連携して、災害薬事センターの設置場所、センター長の選出や運営方法、納入先および納入先への搬送方法等具体的な活動内容について協議しておく。

なお、卸売販売業者は、原則として、医療救護所で使用する医薬品は直接各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は市の災害薬事センターへ納品するものとする。

③ 市は、医薬品等の調達方法（卸売販売業者への発注方法等）について、あらかじめ具体的に市薬剤師会および卸売販売業者と協議しておく。

なお、市は発災後に円滑に卸売販売業者から調達ができるよう、事前に供給協力協定を締結しておく。

3－3 医薬品等が不足する場合の体制整備

必要な医薬品および衛生材料等が不足する場合、都、西多摩医師会、協定締結市区町村等に医薬品の供給要請を行うため、それらの関係機関との体制の整備に努める。

4　防疫体制の整備

4－1 防疫活動組織の整備

市は、被害の程度に応じ迅速適切に防疫活動ができるよう動員体制を計画するとともに、都と災害時における防疫協力体制を整備する。

4－2 防疫用資器材の備蓄

市は、防疫および保健衛生用資器材の備蓄・配布計画を策定しておく。

4－3 動物救護

市は、都、関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備する。

（⇒第２部第９章第４節３「動物救護」参照）

5　遺体の取扱体制の整備

5－1 遺体収容所の運営体制の整備

遺体収容所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。

- 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項
- 行方不明者の捜索、遺体搬送に関する事項
- 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
- 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管および整備に関する事項

5－2 遺体収容所の指定･公表

遺体収容所は、死者への尊厳や遺族への配慮、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を事前に指定するよう努める。

- 屋内施設
- 避難所や医療救護所など他の用途と競合しない施設
- 検視・検案も実施可能な一定の広さを有する施設
- 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設

なお、指定に当たっては、水、通信等のライフラインおよび交通手段の確保についても、可能な限り考慮する。

第４節　応急対策

【活動のポイント】

実施項目	活動のポイント
1 救助･救急活動	消防署等各機関は、人命の救助を基本として被災者の救助活動を迅速かつ適切に行う。また、被災者が多数生じ、各機関による対応が遅れる場合には、市民および自主防災組織、災害時支援ボランティア等が、発災後地域内の被災状況を把握し、協力して救助活動を行う。 市は、必要に応じ医療機関に現場への出動を要請する。
2 医療救護	市は、市医師会、市災害医療コーディネーター等と連携し、被害情報・医療関係機関の参集状況・資器材の確保状況などの医療情報を収集・伝達する。 地区の被害状況に応じて、市民センターに医療救護所を設置し、迅速に医療救護活動体制を確立する。
3 医療資器材の確保	災害薬事センターを設置するとともに、状況に応じて都、卸売販売業者から調達し、医療資器材の確保を図る。
4 行方不明者の捜索、遺体の検視･検案･身元確認等	多くの遺体を一時的に安置する場所が必要となるため、市は都と連携して遺体収容所を迅速に確保する。 遺体の検視・検案を行い、死亡確認手続きや遺族への引渡し、火葬手続きを行う。

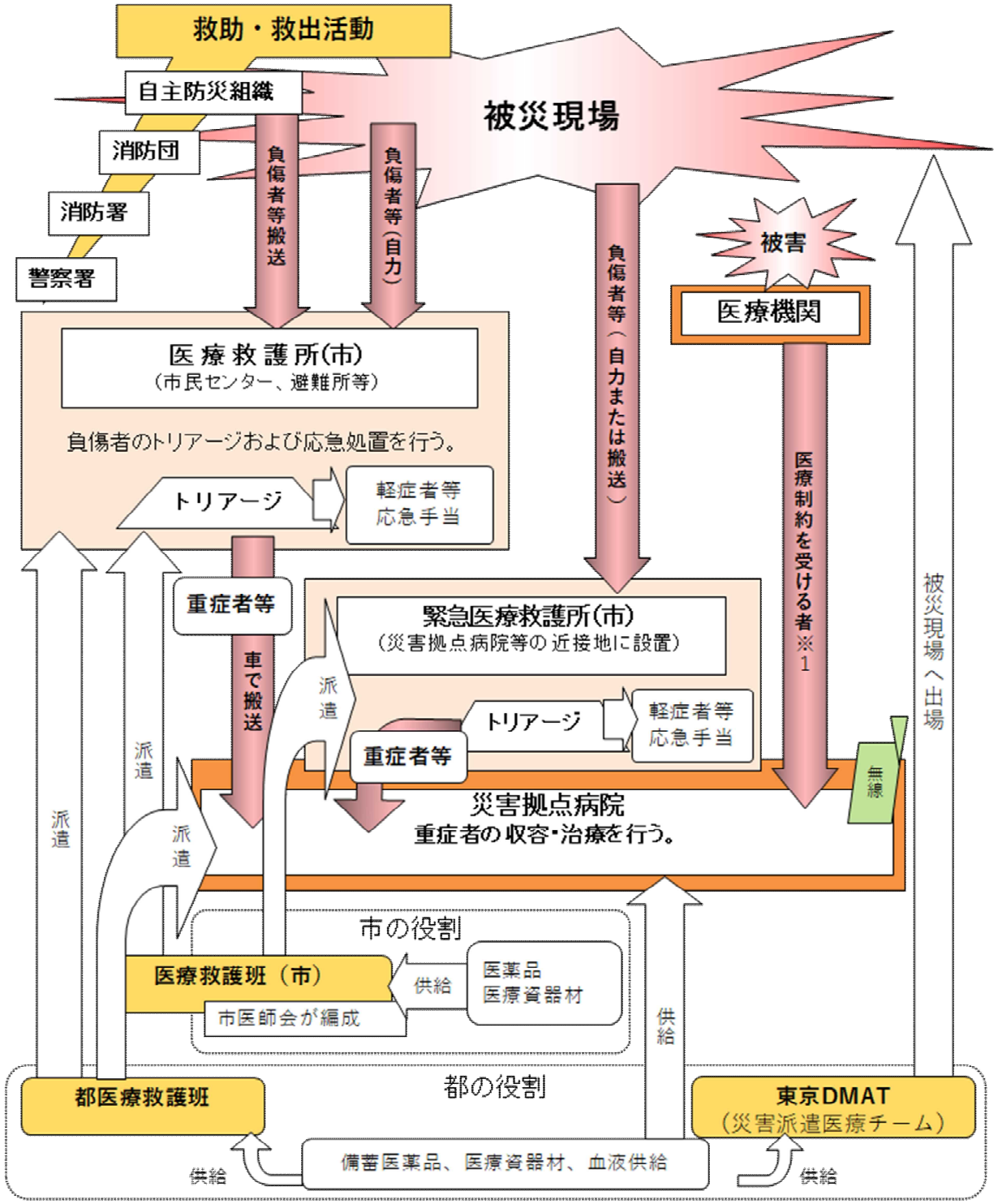
【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担当	対策内容
1 救助･救急活動	青梅消防署 青梅警察署 青梅市消防団 自主防災組織	• 救助救急活動の実施 （現場救護所支援、東京DMAT（災害派遣医療チーム）や医療機関等との連携を含む。）
2 医療救護	保健管理班	• 医療情報の収集伝達体制の確立 • 医療救護班等の編成　• 医療救護所等の設置 • 傷病者の搬送　• 保健衛生活動の実施
	青梅消防署	• 原則として、被災現場から医療救護所までは市が対応し、医療救護所から医療機関までは、都および市が対応するが、消防署は可能な範囲で医療機関への搬送に協力する。
3 医療資器材の確保	保健管理班	• 医薬品等の調達および配布
4 行方不明者の捜索、遺体の検視･検案･身元確認等	関係各機関	• 遺体の捜索・収容
	市民班	• 遺体収容所の運営管理

■医療救護活動におけるフェーズ区分

区 分		想定される状況	主な医療救護活動
0	発災直後 （発災～6時間）	建物の倒壊や火災等の発生により、傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況	• 捜索・救助救急 • 医療救護班編成 • 医療救護所開設
1	超急性期 （6～72時間）	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況	• 捜索・救助・救急 • 救急医療 • 重症患者の搬送 • （防疫活動）
2	急 性 期 （72時間～ 1週間程度）	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況	• 捜索・救助・収容 • 防疫活動 • 被災者の医療ケア
3	亜急性期 （1週間～ 1か月程度）	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況	• 被災者の心のケア
4	慢 性 期 （1～3か月程度）	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況	
5	中 長 期 （3か月以降）	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況	

■救助･医療救護の流れ



※1「医療制約を受ける者」とは、医療機関の被害により医療を受ける機会を失った者をいう。

1 救助・救急活動

1－1 青梅消防署の活動

(1) 救助救護活動

生存者のいる緊急を要する被災現場を優先して、特別救助隊および救急隊が連携し、救助・救急資機(器)材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の消防力では対応が困難な救助事象に関しては、第九消防方面本部等の消防救助機動部隊の出場要請を行う。

また、災害発生直後から概ね72時間の間、多数の傷病者の発生等、被災現場において医師等が必要となる場合には、東京消防庁警防本部を通じ東京DMAT（災害派遣医療チーム）を要請し、連携活動を行う。

(2) 迅速な調達

救助・救急活動に必要な重機等に不足が生じた場合は、市を介して関係事業者との協定等にもとづく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。

(3) 仮救護所・現場救護所の設置

救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署および出張所等に仮救護所を設置するとともに、多数の傷病者が発生した現場に現場救護所を設置し、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。

また、必要に応じて市・医療救護班の出場や市を通じ医師の派遣を要請し、応急処置、トリアージ等を連携して行う。

(4) 傷病者の搬送

所定の基準および医師、救急救命士等のトリアージにもとづき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車およびヘリコプター（東京都ドクターヘリを含む。）等を活用して、受入れ可能な医療機関へ迅速に搬送する。

なお、搬送車両の不足等、状況に応じて市、都との連携を行う。

(5) 協力体制

青梅警察署、自衛隊、消防団、災害時支援ボランティア、自主防災組織等と協力し、救助・救急の万全を期する。

1－2 青梅警察署の活動

(1) 救出・救助活動

救出・救助活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動をする被災場所を優先的に行う。

(2) 負傷者の引き継ぎ

救出した負傷者は、医療救護所または医療機関に引き継ぐ。

(3) 重機類等装備資器材等の活用

救出・救助に当たっては、重機類等装備資器材等を有効に活用する。

(4) 協力体制

青梅消防署、自衛隊、自主防災組織等と協力し、救出・救助の万全を期する。

1－3 青梅市消防団の活動

(1) 災害の発生初期活動

災害の発生初期活動において、消防団員は自主防災組織および付近住民と協力して救助・救出活動を行う。

(2) 派遣要請

救出に困難が予想される場合または負傷程度が大きい場合は、ただちに団本部に連絡し、消防署隊の要請、または医療救護班の派遣を要請するなどの措置をとる。

(3) 消防隊および医療救護班が出動した場合の活動

消防署隊および市の医療救護班が出動した場合は、消防署隊現場責任者の指示により、担架による救出搬送、応急手当、付近の交通整理等にあたる。

1－4 自主防災組織の活動

第２部第２章第４節２の応急対策を実施する。

2　医療救護

2－1　医療情報の収集伝達体制

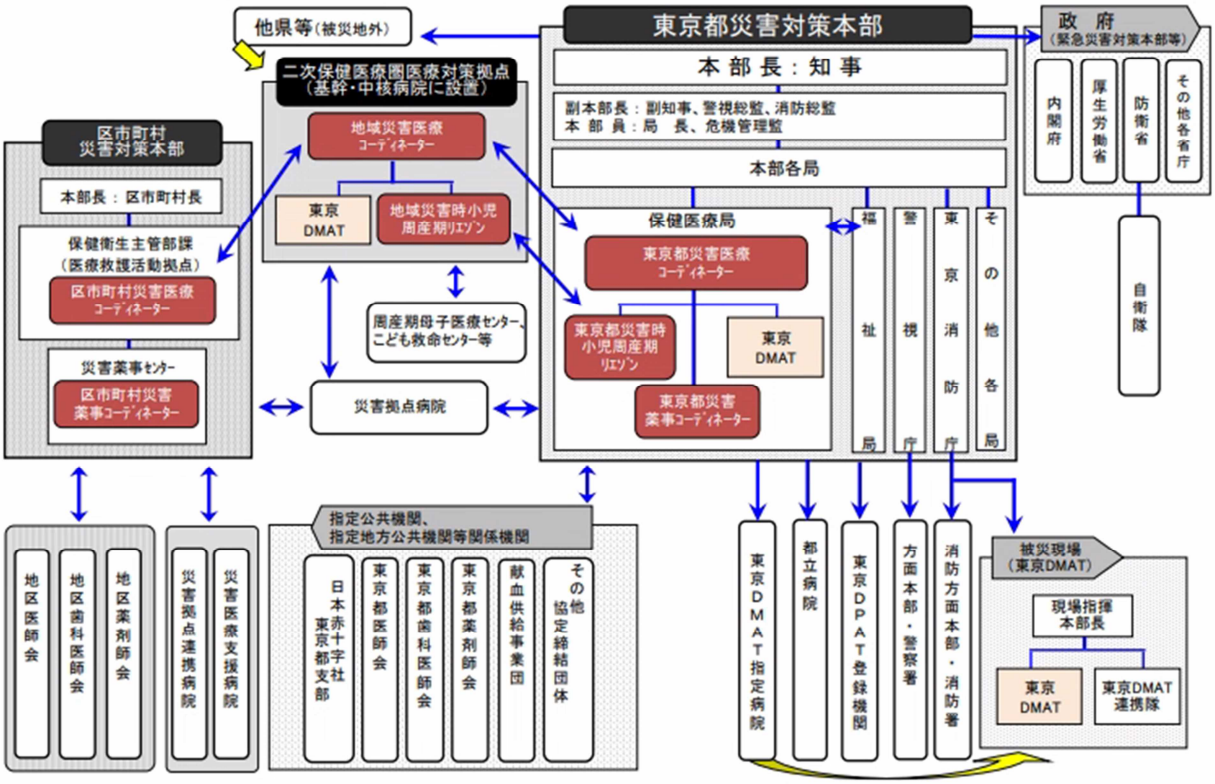
(1) 情報収集および報告

市は、市医師会および市災害医療コーディネーター、市災害薬事コーディネーター等の関係機関と連携して、人的被害、診療所、歯科診療所および薬局の被災状況や活動状況等を把握し、関係機関で情報収集するとともに圏域内の地域災害医療コーディネーターに対して報告する。

(2) 市民への周知

医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を地域住民に周知する。

■災害時における医療救護活動の情報連絡系統図（東京都保健医療計画による）



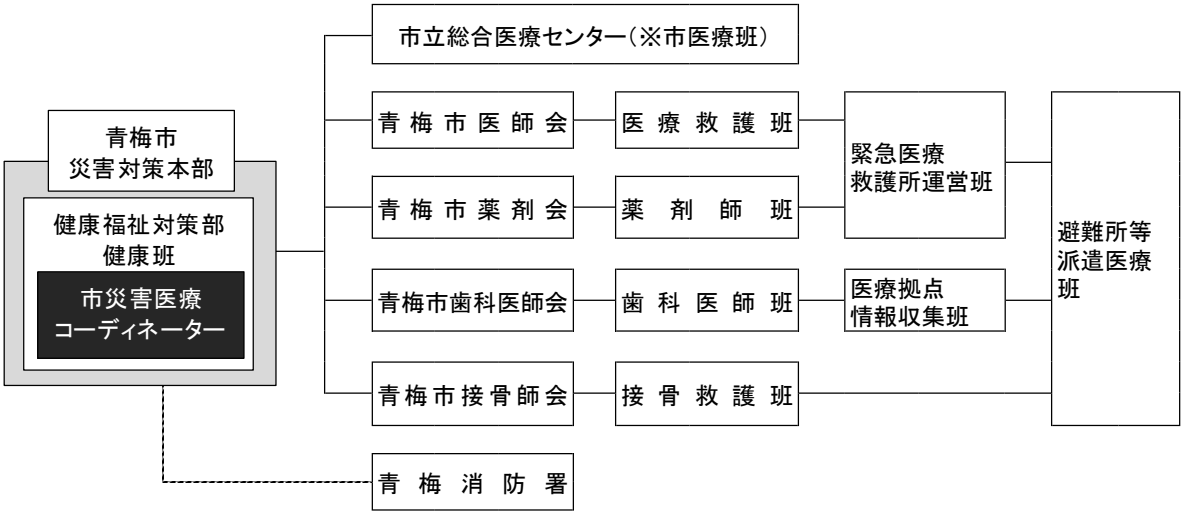
2－2 初動期の医療救護活動

(1) 医療救護の流れ

市は、災害時における医療救護を一時的に実施する。その際、市災害医療コーディネーターの助言を受け、市内の医療救護活動等を統括・調整する。

(2) 医療救護活動

① 医療救護活動組織



※ 市立総合医療センターは、地域災害拠点中核病院に指定されており、災害時には多くの負傷者等の医療救護活動を行うこととなることから、市立総合医療センター災害対策本部は、震災発生後に収集した患者および職員等の被災状況や、医療活動を行ううえで必要な人員等を判断し、市医療班を編成する。

② 医療救護方針の決定

健康福祉対策部は、市災害医療コーディネーターの助言、市内の被害状況、避難所、医療機関等の被災状況を踏まえ、初動医療救護活動方針を決定し、市災害対策本部に連絡する。

③ 医療救護班の編成と派遣

健康福祉対策部は、地震により多数の負傷者が発生した場合は、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、市接骨師会への派遣要請を行い、災害医療活動拠点への参集を求めた上で、必要な医療救護班等を編成し、緊急医療救護所に派遣して医療救護活動を実施する。その後さらに必要と判断されるときは、医療救護班等を避難所医療救護所に派遣して、医療救護活動を実施する。

緊急医療救護所および避難所医療救護所に派遣する医療救護班その他の編成班の活動内容は概ね次のとおりとする。

区 分	活 動 内 容
医療救護班	• 傷病者に対するトリアージ • 傷病者に対する応急処置および医療 • 傷病者の収容医療機関への移送の要否および移送順位の決定 • 死亡の確認および検案への協力 • 助産救護 • その他、都と協議の上必要と認められる業務
歯科医療救護班	• 各歯科医院から市内全域の被害情報の収集 • 稼働歯科医院、かかりつけ歯科医院等の情報提供および紹介 • 避難所内における移送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療・衛生指導 • 検視、検案に際しての法歯学上の協力
薬剤師班	• 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 • 傷病者に対するトリアージの協力 • 医療救護所および医薬品の集積場所等における医薬等の仕分け、管理および受発注 • 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 • 避難所の衛生管理・防疫対策への協力
接骨救護班	• 骨折した傷病者に対する応急措置 • 後方医療施設への移送の要否および転送順位の決定

ここに定めることのほか、緊急医療救護所および避難所医療救護所における活動について、必要な事項は別に定める。

④ 東京都への支援要請

健康福祉対策部は、③の医療救護班等だけでは不十分と判断した場合は、市災害医療コーディネーターを通じて、地域災害医療コーディネーターに応援を要請する。

地域災害医療コーディネーターは、市が派遣要請したとき、または状況から必要と認めた場合は、都に医療救護班の派遣を要請する。

⑤ 助産救護活動

ア 助産救護班の編成

災害のため助産の途を失った者に対して次のとおり医療救護班より助産救護班を編成し、分べんの介助等必要な救護を行う。

なお、助産の対象者は、災害の発生の日以前または以後７日以内に分べんした者とする。

- 医師　　１名（班長）
- 助産師　　２名

イ　助産救護活動

助産救護班の編成、輸送等は、医療活動に準じて行うものとし、業務内容は次のとおりとする。なお、助産の期間は、分べんした日から７日以内とする。

- 分べんの介助
- 分べんの前および分べん後の処置
- 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ　助産救護に要する資材

品 名	数 量	所 在		
		名 称	場 所	電 話
助産救護資材	1式	市立総合医療センター	東青梅 4-16-5	22-3191

エ　助産救護活動の記録および報告

健康福祉対策部長は、助産救護活動の状況を随時本部長に報告するとともに、「助産記録」（様式7-4）により活動状況を取りまとめ、所掌業務完了後速やかに本部長に報告するものとする。

⑥　医療救護所等の設置の広報

健康福祉対策部長は、医療救護所等を開設した場合は、速やかに企画対策部広報班等を通じ市民に周知する。

⑦　避難所等において定点・巡回診療を実施

市は、医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班、接骨救護班等と協力し、避難所等において定点・巡回診療を実施する。

⑧　医療救護活動の記録および報告

健康福祉対策部保健管理班長は、医療救護活動の実施状況について随時本部長に報告するとともに、「医療救護記録」（様式7-1）、「医療班医薬品衛生材料使用簿」（様式7-2）、「医療班の編成および活動記録」（様式7-3）により活動状況を取りまとめ、所掌業務完了後速やかに本部長に報告する。

(3) 山間部における医療救護活動

①　医療スタッフの派遣等

山間部においては、地震等により、道路の寸断や通信線の断線が発生し、多くの集落が孤立し、孤立地域が生ずる可能性がある。

孤立地域における負傷者への応急医療救護活動は、まずその地区内で行うが、地区内に医療施設がないなど十分な治療ができない状況も想定される。

その場合には、市は、医療スタッフの派遣、医療資器材の搬送を地域災害医療コーディネーターに要請する。

②　ヘリコプターの活用による搬送

孤立地区においては、ヘリコプター離着陸場がない場合が想定される。このため、市は、代替手段としてヘリコプターのホイストが行える地点を事前に選定しておく。

2－3 傷病者等の搬送体制

(1) 傷病者等の搬送

健康福祉対策部長は、医療救護を行なった被災者のうち、病院または診療所に収容する必要がある者について、青梅消防署に搬送を要請するものとするが、搬送車両や人員が不足する等対応が困難な場合は市公用自動車により保健管理班が行う。

なお、道路の被害等で車両による搬送が困難な場合は、ヘリコプターによる搬送を要請する。

(2) 医療スタッフの搬送

市が派遣する医療救護班等については市が対応し、都が派遣する医療救護班については都が対応することを原則とする。

2－4 災害時後方医療体制

資料編 2-7-1「災害拠点病院・災害拠点連携病院」

市立総合医療センターは、地域災害拠点中核病院に指定されており、その他、多摩地域には災害拠点病院が複数指定されている。

災害時には、多くの負傷者等に対応するため、都は、災害拠点病院や災害拠点連携病院を始め、全ての医療機関に空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請することとなっており、市も、市内医療機関に対して要請する。

2－5 保健衛生

(1) 保健活動

① 保健活動班の編成

保健管理班は、市保健師活動マニュアルにもとづき、巡回健康相談等を行うため、保健師、管理栄養士・歯科衛生士など必要な職域から成る保健活動チームを編成し、避難所等に派遣し、健康に関する相談を行う。

② 保健活動班の活動内容

保健活動班は、防疫班と連携し、避難住民等の健康管理に関する活動を行う。主な活動内容は、次のとおりとする。

- 避難所における健康相談
- 地域における巡回健康相談
- その他必要な保健活動

③ 他県市からの応援職員の受入れ

市は、必要に応じて応援協定にもとづき、他県市に保健活動班の派遣を要請する。また、派遣職員の受入れおよび搬送体制の確立、ならびに活動拠点の確保を図る。

(2) こころのケア

① 相談窓口の設置

市は、保健活動班を中心に、必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。

② メンタルヘルスケアへの対応

被災住民の心的外傷後ストレス障害(PTSD)をも視野に入れて、メンタルヘルスケア体制を整備し、被災の状況に即して活動する。

③ 精神科医療体制の確保

精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。

避難所等での精神疾患の発症・急変への対応等が市で困難な場合は、都に東京DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣を要請する。

(3) 医療的ケアが必要な市民への対応

市は、在宅難病患者、在宅等の医療的ケアが必要な市民を支援するため、安否確認や医療機関の情報提供、都への支援要請等を行う。

① 在宅難病患者への対応

市は、西多摩保健所と連携し、在宅難病患者の状況把握に努めるとともに、必要に応じて、都に対して、在宅難病患者の搬送および救護体制の支援を要請する。

② 在宅人工呼吸器使用者への対応

ア 安否確認

市は、自主防災組織と連携し、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に、「災害時個別支援計画」で定めた方法により、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。

イ 在宅療養の継続支援

人工呼吸器使用者および家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。

ウ 都への支援要請

在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請する。

(4) 被災動物の保護

被災動物の保護に関して都、関係団体等へ協力する。

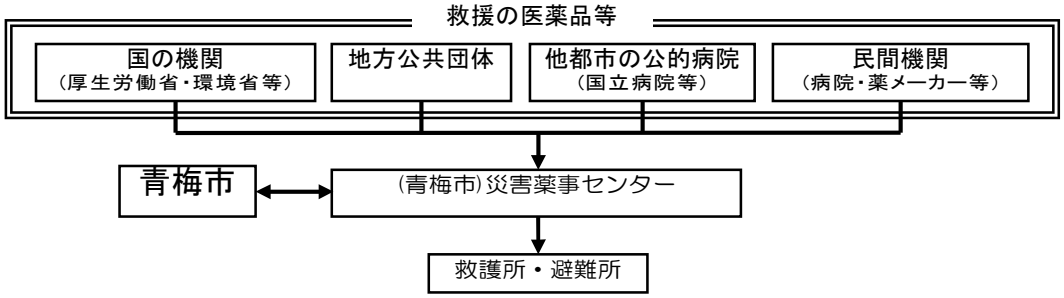
（⇒第２部第９章第４節３「動物救護」参照）

3 医療資器材の確保

3－1 医薬品、医療資器材の確保

(1) 医薬品等の調達の流れ

災害現場において、必要な医療資器材および医薬品等の調達の流れは、以下のとおりとなる。



(2) 災害薬事センターの設置、運営体制の確立

① 災害薬事センターの設置

市は、市薬剤師会と連携して、医療救護所や避難所等への医薬品等の発注、供給拠点となる「災害薬事センター」を発災後速やかに設置する。災害薬事センターは、都等からの医薬品等の受入れ、受入品の仕分け、管理および医療救護所等への供給を行う。

② 災害薬事コーディネーターの選任

あらかじめ定めている手続きにより、災害薬事コーディネーターを市薬剤師会から選任する。

災害薬事コーディネーターは、市災害医療コーディネーター、地域災害医療コーディネーターおよび東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。

(3) 備蓄医薬品等の使用および他機関への要請

① 備蓄医薬品等の使用

市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会と協議の上、発災直後は市立総合医療センターで備蓄する医薬品、資器材を医療救護所や避難所等において使用する。

② 不足する場合の調達原則

備蓄医薬品等が不足する場合は、市薬剤師会と協議の上、以下の原則で調達する。

ア 西多摩医師会、西多摩薬剤師会等への要請

西多摩医師会、西多摩薬剤師会等に協力を要請するとともに、薬剤師会医薬品管理センターや薬局等へ提供を要請する。

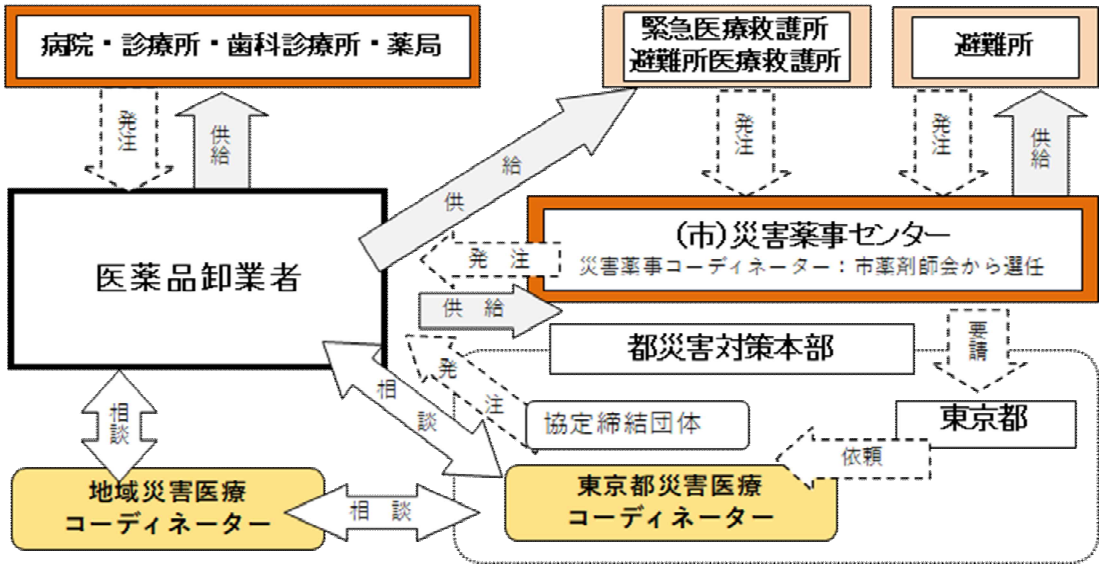
イ 都への要請

都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が市区町村へ配送する(状況に応じて都への備蓄供出要請の前に以下に示す卸売販売業者からの調達を行う）。

ウ 医薬品等の卸売販売業者への発注

エ 市薬剤師会と協議の上、医薬品等の卸売販売業者に発注し調達する。

③ 医薬品調達の流れ



① 市は、卸売販売業者へ必要な医薬品を発注し、卸売販売業者が市へ納品する。

② 市での調達が不可能な場合は、市は都へ調達を要請し、都が災害時協力協定締結団体へ依頼する。団体の会員である卸売販売業者が市へ納品する。

③ ①②どちらの場合でも発注（または調達要請）方法、および卸売販売業者からの納品方法は以下のとおりとする。

［医療救護所］	• 発注：市区町村の災害薬事センターでとりまとめて発注（または調達要請） • 納品：卸が各医療救護所へ直接納品
［避難所］	• 発注：市区町村の災害薬事センターでとりまとめて発注（または調達要請） • 納品：卸は市区町村の災害薬事センターへ納品し、災害薬事センターが仕分けた上で各避難所へ配送

※ 都協定締結団体 東京都薬剤師会、日本産業・医療ガス協会、東京医薬品卸業協会、大東京歯科用品商協同組合、日本衛生材料工業連合会、日本医療機器協会

(4) 医薬品等の搬送

市が備蓄する医薬品等の供給および災害薬事センターから市が設置する医療救護所等への搬送は、市が対応する。都が備蓄・供給する医薬品・医療資器材等の搬送は、都が対応する。

(5) 使用した医薬品等の費用の扱い

① 医療救護所で使用する医薬品、資器材は、市で確保することが原則であるが、必要により医療救護班が携行したものを使用した場合は、市がその費用を負担する。

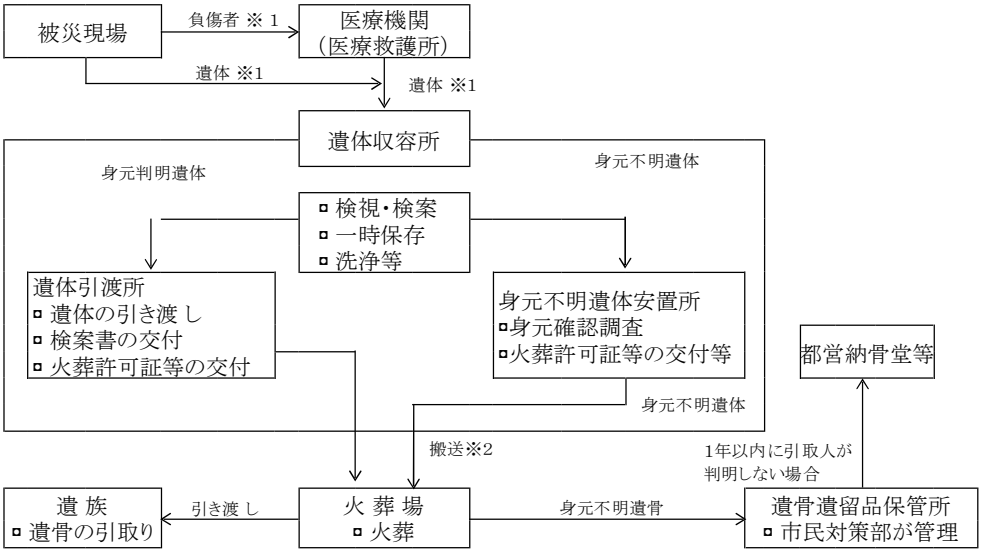
② 都医療救護班は、原則として携行した医薬品、資器材を使用する。

3－2 輸血用血液製剤の確保

健康福祉対策部は、医療機関から輸血用血液製剤の供給の要請があった場合は、都保健医療局に輸血用血液製剤供給の要請を行う。都は、必要に応じて、日本赤十字社東京都支部、献血供給事業団に輸血用血液製剤等の供給要請を行う。

4 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等

■遺体取扱いの流れ



※１　警視庁は、市区町村が実施する遺体の捜索・収容等に協力する。自衛隊は、都の要請にもとづき、行方不明者の救助・救出を行い、遺体を関係機関へ引き継ぐ。

※２　市区町村の要請にもとづき、都福祉局が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請。

4－1 行方不明者の捜索

市は、関係機関と連携し、行方不明者の捜索を統括し、遺体の収容を実施する。

(1) 機関別活動内容

機関名	活動内容
市	• 都総務局、青梅警察署および青梅消防署と連携し、遺体を捜索し発見した遺体を遺体収容所に収容する。 • 状況に応じて作業員の雇上げやボランティアの協力を得る。 • 災害救助法が適用された場合は、都知事の補助機関として捜索を実施する。
都総務局	• 関係機関との連絡調整に当たる。
青梅警察署	• 青梅消防署、自衛隊、自主防災組織等と連携協力し、救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 • 市が実施する遺体の捜索・収容に協力する。 • 行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。
青梅消防署	• 青梅警察署、自衛隊、自主防災組織等と連携協力し、行方不明者等の救助・救出に万全を期するとともに、救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体に関し、関係機関へ引き継ぐなど、適切な処理を行う。
陸上自衛隊	• 都の要請にもとづき、行方不明者等の救助・救出を実施、救助・救出活動に伴い発見した遺体を関係機関へ引き継ぐ。

※　行方不明者には、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。

※　上記以外の機関が、他の業務を遂行中に遺体を発見した場合は、市に連絡する。なお、上記機関が直近で活動している場合は当該機関に通報する。

様式編　１１-１３「臨時雇上作業員勤務状況表」　１１-１４「労務者調達要請書」

(2) 書類・帳票の記録

市民班は、行方不明者の捜索および行方不明者の捜索に伴い遺体を発見・収容した場合に備えて必要な書類・帳票に記録する。

様式編7-6「捜索用機械器具燃料受払簿」7-7「遺体の捜索状況記録簿」
7-8「災害遺体番号札」 7-9「遺体調書」
7-10「遺体処理台帳」 11-8「救助の実施記録日計票」
11-9「救助日報」 11-10「災害救助法に基づく救助措置および救助費報告」

(3) 遺体の捜索、処理の期間と国庫負担

遺体の捜索、処理の期間や国庫負担の対象となる経費等については、厚生省告示「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」にもとづき、下表のとおり定められている。

■遺体の捜索期間と国庫負担

区 分		内 容
捜索の期間		災害発生の日から10日以内とする。
期間の延長 (特別基準)		災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を捜索する必要がある場合は、捜索の期間内(10日以内)に下記の事項を明らかにして、都知事に申請する。 • 延長の期間 ・期間の延長を要する地域 • 期間の延長を要する理由(具体的に記載すること。) • その他(期間延長によって捜索されるべき遺体数等)
国庫負担	対象となる経費	○ 船舶その他捜索に必要な機械器具の借上費または購入費で、直接捜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費または購入費 ○ 捜索のために使用した機械器具の修繕費 ○ 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代および捜索作業を行う場合の照明用代等の灯油
	費用の限度額	金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲
	その他	○ 捜索のために要した人件費および輸送費も国庫負担の対象 ○ いずれも経理上、捜索費と分け、人件費および輸送費として、それぞれに一括計上

4－2 遺体の搬送および収容

市民対策部は、遺族等による遺体の搬送が困難な場合は、遺体収容所に搬送する。

遺体の搬送にあたり、青梅警察署への通報を行うとともに、状況に応じて都および関係機関への協力依頼、作業員の雇上げまたはボランティアの活用等を行う。

遺体収容所における遺体の受付に支障のないよう、遺体に「災害遺体番号札」（様式7-8）を貼付し、遺体の発見者、発見日時、場所、身元等を記入した「遺体調書」（様式7-9）を遺体とともに遺体収容所へ送付する。

身元の明らかな遺体を搬送する場合は、遺族等が付き添うことを原則とする。

様式編　１１-１３「臨時雇上作業員勤務状況表」　１１-１４「労務者調達要請書」

(1) 遺体収容所の設置

災害により多数の死者が発生した場合、市民対策部は教育対策部の協力を得て、遺体収容所の設置準備を実施し、順次開設し、開設状況を都および警視庁（青梅警察署）に報告するとともに、市民等へ周知する。

市のみでは充分な対応ができないと認められる場合は、都および関係機関に応援を要請する。

(2) 遺体収容所の運営

市民対策部は、遺体収容所に管理責任者をおき、遺体収容所設置に関する初動的な対応や遺体収容所における各種業務を円滑に遂行するため、都等と連絡調整等にあたる。

市は、都および警視庁（青梅警察署）と連携の上、遺体収容所における検視・検案業務等を迅速かつ適切に行える体制を整備する。

(3) 納棺用品等の確保

市民対策部は、葬儀業者等の協力を得て、遺体の安置に必要な納棺用品、ドライアイス等を確保する。特に、遺体の腐敗防止の対策を徹底する。

4－3 検視･検案･身元確認等

(1) 検視･検案

健康福祉対策部は、遺体の検視・検案に関し、関係機関に協力する。

機関名	活動内容
市	• 健康福祉対策部は、遺体収容所における検視･検案を含めた運営の準備を行う。 • 検視･検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定する。
都保健医療局	• 知事は、監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣、遺体の検案等の措置をとる。 • 検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置をとる。 • 検視･検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請する。
監察医務院	• 警視庁遺体取扱対策本部長(刑事部長)と調整の上、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣する。 • 検案班の指揮者(監察医務院長が指定した監察医等)は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整し、検案活動を実施する。 • 検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を行う。 • 大規模災害時においては、監察医制度の施行区域(区部)にかかわらず、東京都全域において、監察医務院長が統一して検案班の編成･派遣等を行う。
青梅警察署	• 検視班等を編成し、遺体収容所等に派遣する。 • 検視班は、検視規則および死体取扱規則等に遺体の検視およびこれに必要な措置を実施する。 • 各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約･調整の上、監察医務院長に検案を要請する。

(2) 身元不明遺体の身元確認

① 市は、身元不明遺体の取扱いの適正を期するため、都および青梅警察署等と緊密な連携体制を確保し、青梅警察署と協力して身元確認調査を行う。

② 身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。

③ 警視庁（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（概ね１週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。

④ 引取人のない焼骨については、火葬場から引取り、引取人が現れるまでの間、保管する。

⑤ 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、１年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。

4－4 遺体の取扱い

(1) 死亡者に関する情報提供

市は、大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都および警視庁（各所轄警察署）と連携を保ち、市庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合わせ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を行う体制を整備する。

(2) 遺体の遺族への引渡し

警視庁や関係機関と連携し、警視庁「遺体引渡班」の指示にしたがって、遺体の遺族への引渡しを実施する。

(3) 死亡届の受理、火葬許可証等の発行等についての取組内容

遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、市は、遺体収容所等において死亡届を受理する。

(4) 遺体処理の期間等と国庫負担

市は、死亡届を受理した後、速やかに埋火葬許可証または特例許可証を発行する。遺体処理の期間等と国庫負担はつぎのとおりである。

区 分	内 容
遺体処理の期間	• 災害発生の日から10日以内とする。
期間の延長 （特別基準）	• 災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内（10日以内）に内閣総理大臣（市区町村長の場合は知事）に申請する。
国庫負担の対象となる経費	• 遺体の一時保存のための経費 • 遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用

第５節　復旧対策

【活動のポイント】

実施項目	活動のポイント
１ 防疫体制の確立	被災地や避難所における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生およびまん延を防止する。
２ 火葬	棺や火葬場の確保、必要時に応じて火葬許可証に代わる証明書「特例許可証」を発行するなど、速やかに火葬体制を確保する。

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担当	対策内容
１ 防疫体制の確立－１ 【総括的業務】	防災班	• 防災関係機関との情報連絡手段の確保 • 市民への災害情報の伝達 • 異常現象を把握した場合の都および気象庁への通報
１ 防疫体制の確立－２ 【防疫活動】	市防疫班	• 健康調査および健康相談 • 避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握 • 感染症予防のための広報および健康指導 • 避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理
	市消毒班	• 患者発生時の消毒(指導) • 避難所の消毒（指導）
	保健活動班	• 健康調査および健康相談の実施 • 広報および健康指導
	市・都食品衛生指導班	• 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 • 食品集積所の衛生確保 • 避難所の食品衛生指導 • その他食品に起因する危害発生の防止 • 食中毒発生時の対応 • 避難所における食品取扱管理者の設置促進等 • 食品衛生管理体制の確立 • 食品の衛生確保、日付管理等の徹底 • 手洗いの励行 • 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 • 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 • 情報提供 • 殺菌、消毒剤の調整
	環境衛生指導班	• 飲料水の塩素による消毒の確認 • 市民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布 • 市民への消毒の実施方法および残留塩素の確認方法の指導 • 避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認 • 避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導 • 避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導
２ 火葬	関係各機関	• 遺体の遺族への引渡し、埋葬・火葬の手続き
	市民班	• 遺体収容所の運営管理

1 防疫体制の確立

1－1 防疫活動体制の編成

所属職員や他自治体の応援職員等の中から、「防疫班」、「消毒班」、「保健活動班」を編成（または担当者を配置）するとともに保健所と連携し、防疫活動を実施する。

1－2 防疫活動の実施

様式編 7-5「防疫活動の記録」

市は、災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所の衛生、感染症防止対策、ねずみ、昆虫等の駆除等を行う。

被災戸数および防疫活動の実施について、都保健医療局に対し、迅速に連絡する。

なお、防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でないと認める場合は、都保健医療局または市医師会等に協力を要請する。

また、都が活動支援や指導、市区町村調整を行う場合、協力する。

(1) 防疫班

防疫班は、医療救護班・保健活動班等と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、感染症患者の早期発見に努め、被災地や避難所の感染症発生状況を把握する。

防疫班は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況を踏まえ、予防接種を実施するなど、必要に応じて感染症予防のための対策を行う。

(2) 消毒班

消毒班は、防疫班と緊密に連携をとりながら、患者発生時の消毒(指導)・避難所の消毒の実施および指導を行う。

(3) 保健活動班

保健活動班は、健康調査および健康相談の実施と並行して、都保健所の食品衛生指導班および環境衛生指導班等の協力を得て、広報および健康指導を行う。

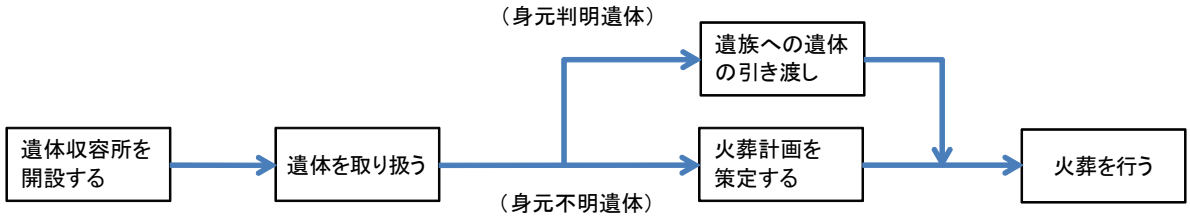
1－3 被災動物の保護

被災動物の保護に関して都、関係団体等へ協力する。

（⇒第２部第９章第４節３「動物救護」参照）

2　火葬

■火葬体制



2－1　火葬特例の適用･許可証発行

通常の手続が困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ的確な処理を期すため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行する。

2－2　火葬場の確保

① 発災後、市民対策部は火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保する。

② 状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請する。

③ 都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬体制の広報に努める。

④ 都の調整の下、割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認する。

2－3　火葬場までの遺体の搬送

様式編　7-11「災害遺体送付票」

① 市民対策部は、遺体の搬送に必要な車両を確保するとともに、都内の公営・民間の火葬場や葬祭関係事業団体等と連携して棺や火葬場を確保し、通行可能な道路にて速やかに搬送する。

② 交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受ける。

③ 遺体収容所からの受入れと火葬場までの遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して、遺体搬送手段の確保を要請する。

2－4　遺骨および遺留品の処理

様式編　7-12「遺骨および遺留品処理票」

市民対策部は、遺骨および遺留品に「遺骨および遺留品処理票」を付し、所定の保管所に一時保管する。家族その他から引取りの希望があった場合は、遺骨および遺留品処理票によって処理の上引渡す。

2－5　書類･帳票の整備

様式編　7-13　「埋葬台帳」

市が火葬を実施し、または火葬に要する現品もしくは経費を支出した場合は、埋葬台帳、埋葬費支出関係証拠書類等の必要な書類・帳票を整備し保存する。

第８章　帰宅困難者対策

第１節　現状と課題

東日本大震災では多くの帰宅困難者が発生し、受入施設の対応や、徒歩帰宅の支援体制など、様々な課題が明らかになったところであり、本市においても、帰宅困難者が発生し、また市への帰宅困難市民が多く発生した。

都では、「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」（以下この章において「協議会」という。）を設置し、平成24年９月に最終報告およびガイドラインをとりまとめ、これにもとづき「東京都帰宅困難者対策実施計画」を策定するとともに、「東京都帰宅困難者対策条例」を施行（平成25年４月）した。

これまでに、一時滞在施設を1,217箇所（448,479人分）、災害時帰宅支援ステーションを10,４３９箇所（令和４年１０月現在）確保している。

本市においても、立川断層帯地震が発生した場合には、１万人余りの帰宅困難者が発生することが予想されている。一方、帰宅困難者による混乱が最も懸念される発災直後から３日間程度は、行政や救出救助機関等の「公助」の機能は、救出救助活動や人命救助活動等を最優先としてその資源を振り向けていく必要があり、さらに膨大な数の帰宅困難者に対応するには限界がある。また、大勢が一斉に動くことによる群集事故や、余震等による二次災害の危険性など、帰宅困難者自身の安全が脅かされる恐れがある。このようなことから、「公助」に限らず民間事業者や学校などにおいて、「自助」「共助」が連携した総合的な取組が必要になる。例えば、従業者や児童・生徒を職場や学校等に待機させ、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者自身の安全を確保しながら社会としての混乱を防止する必要があり、情報提供のあり方や一時滞在施設の確保、徒歩帰宅のための支援体制などの充実を図る必要がある。

第２節　対策の方向性と到達目標

「東京都帰宅困難者対策条例」（平成２５年４月施行）について周知するとともに、事業者等における帰宅困難者対策の強化促進や一時滞在施設の確保、徒歩帰宅支援のための体制整備などを図る。

到 達 目 標

- 事業所等における帰宅困難者対策等の強化
- 市民への帰宅困難者心得１０か条の周知の徹底
- 帰宅困難者への情報提供体制の整備
- 一時滞在施設の確保および質的向上
- 帰宅支援のための体制整備

※　帰宅困難者 事業所、学校等に通勤し、通学し、または買物その他の理由により来店し、もしくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。

【帰宅困難者対策】

災害前の行動（予防対策）

1 帰宅困難者対策条例の周知徹底

- 1 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底
- 2 駅前滞留者対策の体制整備
- 3 青梅消防署の役割
- 4 事業者の取組
- 5 学校の取組
- 6 市民の取組

2 帰宅困難者の一時的受入体制の整備

- 1 一時滞在施設の確保
- 2 帰宅困難者受入れのための避難所の整備

3 帰宅支援のための体制整備

- 1 帰宅困難者等への情報提供体制の整備
- 2 災害時帰宅支援ステーションの確保
- 3 徒歩帰宅の検証
- 4 帰宅支援対象道路における体制整備

災害直後の行動（応急対策）

1 混乱防止対策

- 1 駅周辺および集客施設等における混乱防止
- 2 学校、事業所等での一時預かり
- 3 一時滞在施設等の開設状況の広報
- 4 帰宅困難者の避難誘導

2 一時滞在施設・指定避難所の開設

- 1 一時滞在施設との連絡調整
- 2 避難所における帰宅困難者の受入れ

災害後の行動（復旧対策）

1 徒歩帰宅困難者の支援

- 1 情報の提供
- 2 帰宅支援ステーションとの連携
- 3 利用可能な交通機関や代替輸送などへの誘導

第３節　予防対策

【施策の方向】

大規模な震災時には、公共交通機関が止まるだけでなく、道路交通も寸断され、多くの帰宅困難者が発生する。また、多くの帰宅困難者が路上に滞留することにより、緊急通行車両の通行疎外やパニック発生の危険性も高まる。

そのため、帰宅困難者への適切な対応によるスムースな帰宅の実現と混乱の発生抑止に取り組んでいく。

施策の方向	対策
１　帰宅困難者対策条例の周知徹底	災害時において、迅速かつ円滑に帰宅困難者への支援や保護活動を行えるよう、市、防災関係機関、青梅消防署、消防団、各事業者、自主防災組織、自治会等は連携の強化に努める。 ・帰宅困難者支援・保護に関する知識の向上
２　帰宅困難者の一時的受入体制の整備	駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などの帰宅困難者を一時的に受け入れるための施設を確保する。 ・一時滞在施設の確保
３　帰宅支援のための体制整備	混乱収拾後、帰宅困難者の帰宅を支援するため、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、徒歩帰宅者に対する沿道支援の体制を構築する。 ・情報提供体制の整備

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担当	対策内容
１　帰宅困難者対策条例の周知徹底	防災課	• 東京都帰宅困難者対策条例にもとづく取組の市民・事業者への周知徹底 • 駅前滞留者対策の体制整備 • 駅周辺の滞留者の一時滞在場所となる誘導先の確保
２　帰宅困難者の一時的受入体制の整備	防災課	• 一時滞在施設の提供に関する協定の締結 • 帰宅困難者を受け入れる避難所の整備
３　帰宅支援のための体制整備	防災課	• 帰宅困難者等への情報提供体制の整備 • 災害時帰宅支援ステーションの拡充および周知 • 徒歩帰宅訓練の実施
	商工業振興課	• 商店等における徒歩帰宅者のための支援の要請

1 帰宅困難者対策条例の周知徹底

1－1 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底

資料編 2-8-1「東京都帰宅困難者対策条例」

市は、市民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、東京都帰宅困難者対策条例について、ホームページ、パンフレットの配布、講習会の実施等により普及啓発を図る。

■東京都帰宅困難者対策条例の概要

- 企業等従業者の施設内待機の努力義務化
- 企業等従業者の３日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
- 駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- 官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- 一時滞在施設の確保に向けた都、国、市区町村、民間事業者との連携協力
- 帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

1－2 駅前滞留者対策の体制整備

(1) 駅前滞留者対策の各機関との調整

市は、協議会で取りまとめた「駅前滞留者対策ガイドライン」を参考に、駅周辺に多くの滞留者が発生した場合に備え、市、都、青梅警察署・青梅消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等各機関の災害時の役割について、調整を図る。

■駅前滞留者対策で調整すべき事項

- 滞留者の誘導方法と役割分担
- 誘導場所の選定
- 誘導計画、マニュアルの策定
- 駅前滞留者対策訓練の実施

(2)「地域の行動ルール」

「駅前滞留者対策ガイドライン」に沿って、地震発生時の駅周辺の滞留者の安全確保と混乱防止に向けた「地域の行動ルール」は、以下を基本とする。

■地域の基本行動ルール

- 組織は組織で対応する（自助）
  地域内の事業所、施設、学校等は、自らの所属する組織単位ごとに、従業者、来所者、学生等に対する取組を行う。
- 地域が連携して対応する（共助）
  駅前滞留者対策協議会が中心となり、地域の事業者等が連携し取組を行う。
- 公的機関は地域をサポートする（公助）
  市が中心となって、都、国と連携・協力して、地域の対応を支援する。

1－3 青梅消防署の役割

事業所指導（事業所防災計画の作成状況の確認と作成指導）および訓練指導（混乱防止や避難誘導等）を実施し、帰宅困難者対策の促進を図る。

また、学校や企業等に、発災直後から生徒や社員等が施設内に留まることができるよう水や食料の備蓄、家具の転倒・落下・移動防止対策、併せて在館者の安全確保について、事業所防災計画に具体的に定めるよう指導する。

1－4 事業者の取組

事業者は、協議会で取りまとめた「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、事業所防災計画等において、従業者等の施設内待機に係る計画を定めるなど、帰宅困難者対策を推進する。

大規模集客施設、駅等においては、利用者の保護に係る計画を作成し、事業所防災計画に反映させる。

■事業者の主な取組内容

区 分	活 動 内 容
事業者	• 従業者等の一斉帰宅を抑制するための施設内の体制整備や必要な備蓄の確保（3日分の水および食料等） • 外部の帰宅困難者を受け入れるため10%程度余分の備蓄の検討 • 事業所等の施設内待機計画の策定と従業者等への周知
集客施設および駅の事業者	• 利用者保護のための施設内の体制整備や必要な備蓄の確保 • 利用者保護計画の策定と従業者等への理解の促進 • 帰宅困難者が来訪した時の対応マニュアルの準備および訓練の実施

1－5 学校の取組

学校等は、学校管理マニュアル等にもとづき、児童・生徒の安全確保対策のための体制を整備する。

市は、学校による各種取組を促進し、必要に応じて支援する。

■学校の主な取組内容

区 分	活 動 内 容
学　　校	• 学校危機管理マニュアル等にもとづき保護者等との連絡体制の平時からの整備 • 発災時における児童・生徒等の学校内または他の安全な場所での待機、その他児童・生徒等の安全確保のために必要な措置の実施

1－6 市民の取組

市民は、「自らの生命は自らが守る」を基本とし、以下の取組を実行する。

■市民の主な取組内容

区 分	活 動 内 容
市　　民	• 外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保や安否確認方法の事前共有 • 待機または避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴など、その他必要な準備 特に携帯電話やスマートフォンの充電用ケーブルや予備バッテリー等の準備もしておくことが望ましい

2 帰宅困難者の一時的受入体制の整備

2－1 一時滞在施設の確保

(1) 一時滞在施設の指定

市は、所有・管理する施設を一時滞在施設として指定する。

また、地元の事業者等に協力を求め、必要に応じて、大規模集客施設や民間施設について、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう求める。

(2) 一時滞在施設に関する普及啓発

市は、住民に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地について普及啓発に努める。

また、一時滞在施設を利用する際には、施設の運営に可能な範囲で協力するとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあるといった留意事項についても併せて普及啓発に努める。

(3) 一時滞在施設の周知

① 関係機関への周知

市は、一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防等の関係機関に対し周知し、災害時における連携に努める。

② 非公表を希望の場合

民間施設等で施設管理者側が非公表を希望した場合でも、発災時は公表を前提とし、発災時は、地域における施設への誘導方法などと整合性を図ることにより開示する。

(4) 民間一時滞在施設の確保に関する支援策

民間施設の協力を得るために、市は必要な仕組みや補助等の支援策について検討する。

2－2 帰宅困難者受入れのための避難所の整備

帰宅困難者を指定避難所に受け入れる場合、無用な混乱を避け円滑に運営するためには、地域住民と帰宅困難者のそれぞれの避難事情を考慮し、次のような対応を検討しておく。

(1) 生活物資の提供

帰宅困難者に対しても、地域住民と同様に水・食料・毛布といった生活物資を提供する。また、物資は、原則として地域住民と帰宅困難者に平等に分配する。

(2) 避難スペースの取扱い

地域住民用と帰宅困難者用の利用スペースを分離しておく。屋外スペースや近隣の利用可能な施設も、活用方法を検討しておく。

(3) 情報の提供

市は、各地の被害状況、公共交通機関の復旧状況、道路の通行制限情報、天気予報、災害用伝言サービスおよび災害用伝言ダイヤルの利用方法等の情報提供を検討する。

(4) 災害時要配慮者

帰宅困難者のうちの傷病者、妊産婦、障がい者などの災害時要配慮者については、地域住民の災害時要配慮者と同様の利用環境を確保する。

また、外国人観光客等に対しての外国語による誘導案内や情報提供等についても配慮する。

3 帰宅支援のための体制整備

3－1 帰宅困難者等への情報提供体制の整備

市は、国、都、事業者等と連携し、震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認および災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備および災害関連情報等を提供するための体制を構築する。

また、帰宅困難者に必要な情報が提供できるように、交通情報の提供体制や帰宅経路の周知を図れる簡易地図の準備、安否確認手段の周知などを図る。

3－2 災害時帰宅支援ステーションの確保

市は、市内単一で営業する事業者に対して、災害時帰宅支援ステーション※の協定を締結するよう協力を求める。

※災害時帰宅支援ステーション：帰宅経路上の徒歩帰宅者に対し水道水およびトイレの提供、地図等による道路情報およびラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供などを支援する施設であり、想定する施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。

3－3 徒歩帰宅の検証

市は、必要に応じて、通信・交通事業者、事業者、学校等と連携して徒歩帰宅訓練等を実施し、災害時帰宅支援ステーション、赤十字エイドステーションの開設や企業等の帰宅ルールの検証などを行い、徒歩帰宅支援の充実を図る。

徒歩帰宅訓練は、参加者が実際に体験することで、帰宅経路や途中の支援施設などを把握し、運動靴や携帯可能な食品、携帯トイレ等、徒歩帰宅に必要な備品を認識し、備蓄等の契機となるように行う。

3－4 帰宅支援対象道路における体制整備

(1) 帰宅支援対象道路

都は、帰宅支援対象道路を指定しており、青梅街道・新青梅街道が対象となっている。

帰宅支援対象道路沿いにおいては、平時より徒歩帰宅支援対策に取り組むものとする。

(2) 組織的な取り組み

市は、トイレの貸出しや休憩場所の提供、商店等による炊き出しなどの取組が組織的に行えるよう、地域の徒歩帰宅支援のための協議会の設置などを検討する。

(3) 安全な歩行空間の確保

徒歩帰宅者の安全な歩行空間が確保できるように、沿線の建物の耐震化、落下物の防止対策、円滑な歩行を阻害する要因（不法占用、違法駐輪等）の一掃に向けた取組を図る。

第４節　応急対策

【活動のポイント】

実 施 項 目	活 動 の ポ イ ン ト
１ 混乱防止対策	駅や集客施設は多くの人が滞留し混乱等が発生することが想定されるため、駅周辺の事業者や学校等が行政と連携して、混乱防止を図る。
２ 一時滞在施設・指定避難所の開設	協定を締結している一時滞在施設および市の避難所において、帰宅困難者を受入れ、交通障害が解消されるまで、帰宅困難者の安全の確保を図る。

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担 当	対 策 内 容
１ 混乱防止対策	市民連絡班	• 駅前滞留者対策協議会による駅周辺での混乱防止 • 帰宅困難者の誘導先の確保 • 一時滞在施設、避難所等への避難誘導 • 一時滞在施設との連絡調整 • 帰宅困難者への情報提供
	商工業振興班	• 関係団体および、事業所との連絡調整
	学務班	• 学校等との連絡調整
２ 一時滞在施設・指定避難所の開設	市民連絡班	• 一時滞在施設との連絡調整 • 帰宅困難者への情報提供

1 混乱防止対策

1－1 駅周辺および集客施設等における混乱防止

(1) 駅周辺での混乱防止

① 市民連絡班は、必要に応じて、関係機関と協力して活動拠点となる現地本部等を立ち上げる。

② 現地本部は、掲示板等様々な手法を活用し、駅周辺の滞留者に対し、災害情報を提供するとともに、家族等との安否確認方法も周知する。

③ 駅前滞留者対策協議会参加団体および市は、駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に誘導し、その他帰宅困難者に対しては安全な待機を促す。

④ 青梅消防署は、発災時、市に対して災害情報の提供等、駅周辺の二次災害発生防止に関して支援する。

(2) 集客施設および駅等における利用者保護

事業者は、施設の安全性を確認するとともに、利用者を保護し、利用者に必要な情報を提供する。また、状況に応じて、一時滞在施設等への案内および避難誘導を行う。

市は、事業者と連絡調整を行い、避難誘導等を支援する。

1－2 学校、事業所等での一時預かり

市は、大規模な地震災害で交通障害が発生したとき、保育所、学校、事業所、民間特定施設等に被害が無かった場合は、これら施設に対して一斉帰宅を抑制するために、１～3日程度、児童・生徒、職員、来訪者等を滞留させ、安全を確認した後に帰宅させるように依頼する。

この時、市内の被災の状況、交通障害の復旧見通し、道路被災情報等も伝達し、各所で滞留する帰宅困難者が適切な判断ができるよう配慮する。また、避難所、一時滞在施設、帰宅支援ステーションなどの情報も伝達するように配慮する。

1－3 一時滞在施設等の開設状況の広報

市は、施設の被災状況の情報収集を行い、一時滞在施設、避難所の開設状況について、関係機関および帰宅困難者に速やかに情報を提供する。

1－4 帰宅困難者の避難誘導

帰宅困難者の一時滞在施設および避難所等への誘導は、市職員、警察、事業所等の連携で行う。

帰宅困難者が、発災直後、避難誘導先が定まらず、かつその場に留まることが困難な場合は、近隣の避難場所へ誘導し、一時滞在施設および避難所が開設され次第、そちらへ誘導する。

2 一時滞在施設･指定避難所の開設

2－1 一時滞在施設との連絡調整

市は、協定を締結している一時滞在施設の管理者と連絡調整を図り、施設の開設・運営状況についての情報を取集するとともに、市が把握している災害情報や帰宅困難者支援情報等を提供する。

2－2 避難所における帰宅困難者の受入れ

(1) 帰宅困難者の受入れ

帰宅困難者を指定避難所に受け入れる場合、無用な混乱を避け円滑に運営するため、利用スペースを分離しておくとともに、地域住民と帰宅困難者の処遇をある程度分けて対応する。

(2) 帰宅困難者の入退出の管理

物資の適切な調達と配分および指定避難所の安全対策を考慮して、可能な限り帰宅困難者についても入退出の管理を行う。

(3) 帰宅困難者への生活物資の提供

帰宅困難者に対しても、地域住民と同様に水・食料・毛布といった生活物資を提供する。また、物資は、原則として地域住民と帰宅困難者に平等に分配する。

(4) 情報の提供

市は、帰宅困難者や協定締結先の一時滞在施設等に対し、各地の被害状況、公共交通機関の復旧状況、道路の通行制限情報、天気予報、災害用伝言サービスの利用方法等、広く災害に関する情報や一斉帰宅抑制などの防災行動について、報道機関とも連携しながら、ホームページ・SNSなど様々な広報手段を通じて、随時情報を提供する。

(5) 災害時要配慮者への配慮

帰宅困難者のうちの傷病者、妊産婦、障がい者などの災害時要配慮者については、地域住民の災害時要配慮者と同様の利用環境を確保し、必要に応じて二次避難所（福祉避難所）等へ誘導する。

(6) 地域住民の理解

指定避難所の円滑な運営のため、地域外の住民である帰宅困難者を指定避難所に受け入れることについて、地域住民の理解を得られるように努める。

第５節　復旧対策

【活動のポイント】

実 施 項 目	活　動　の ポ イ ン ト
1 徒歩帰宅困難者の支援	自宅まで徒歩で帰宅可能な距離にある帰宅困難者は、原則として帰宅するよう促すものとし、帰宅困難者等の秩序立った帰宅を促すため、徒歩帰宅支援を充実する。

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担　当	対　策　内　容
1 徒歩帰宅困難者の支援	市民連絡班	• 事業者と連携し、帰宅困難者の円滑な徒歩帰宅を支援

1　徒歩帰宅困難者の支援

1－1 情報の提供

市は、主要道路その他の被害状況および安全に帰宅するための公共交通機関等の復旧状況等の情報を提供し、徒歩帰宅者の安全で円滑な帰宅を支援する。

情報提供は、地図の配布や掲示板等を活用し、周辺の被害状況、災害時帰宅支援ステーション、赤十字エイドステーション※、安全な帰宅ルート、帰宅方面別の次に目指すべき指定避難所などを明記しておく。

また、休憩場所でラジオ放送等を流すことで、帰宅行動の参考となる情報をリアルタイムで提供する。

※　赤十字エイドステーション：日本赤十字社東京都支部による帰宅困難者支援所

1－2 帰宅支援ステーションとの連携

協定を締結したコンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の帰宅支援ステーションに対し、徒歩帰宅者に対する情報提供やトイレの貸与等の支援を依頼する。

1－3 利用可能な交通機関や代替輸送などへの誘導

市は、都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。

第９章　避難者対策

第１節　現状と課題

安全な避難活動を円滑に実施するためには、事前に避難場所や避難所を指定し、発災時の避難体制を整備しておくことが重要となる。

本市では、避難所３２箇所、二次避難所（福祉避難所）１０箇所が確保されており、避難所運営マニュアルを作成するなど、避難体制の強化に努めている。

しかし、立川断層帯地震では、避難人口は２万人近くとなり、避難所の増設や市外における避難先の確保などの検討も必要となっている。

東日本大震災では、避難生活を送る上での女性や災害時要配慮者（災害対策基本法第８条の２第１５に規定する高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者としての「要配慮者」のことをいう。）への対応などについての課題も明らかになっており、避難所等の環境整備、運営体制などについて検討する必要がある。

また、地震災害は突発的に発生するため、迅速な避難行動に移れるように、安全な避難誘導体制の整備や迅速な避難所開設に向けた体制の整備も行う必要がある。

第２節　対策の方向性と到達目標

安全な避難が行えるように、災害の種類に応じた指定緊急避難場所の指定、避難生活をする場としての指定避難所の指定、避難誘導体制の向上、避難行動要支援者の避難支援体制の充実、避難所生活の安全・安心の確保など、避難全般にわたる対策を総合的に推進する。

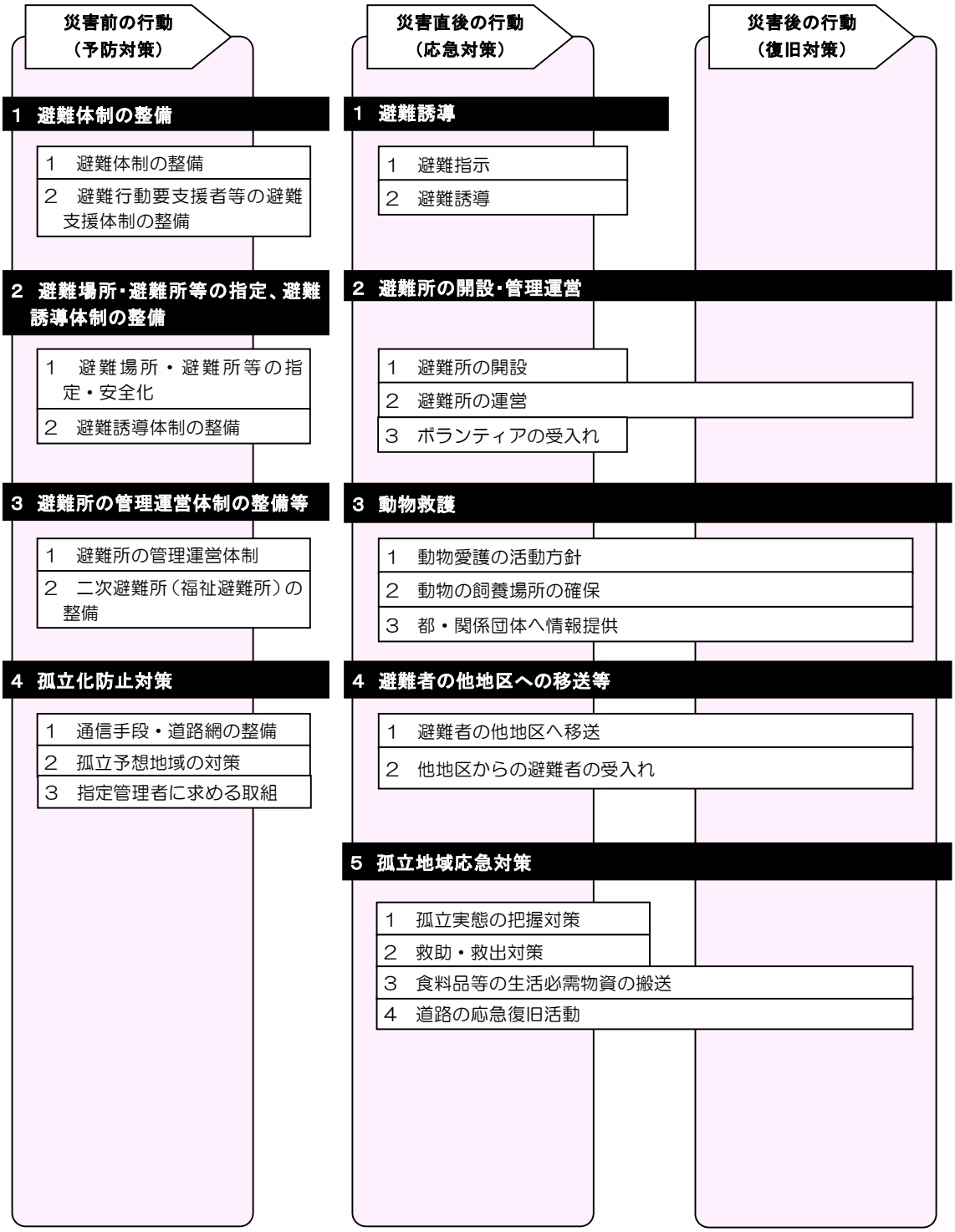
また、避難所運営にあっては女性や災害時要配慮者等に配慮する。

到 達 目 標

- 指定緊急避難場所および指定避難所の指定と周知
  震災発生時および大火災発生時に適切な避難行動ができるよう指定緊急避難場所および指定避難所を指定し、市民に周知する。
- 確実な避難行動の実現
  地域住民による初期応急活動により地域の被害の最小化を図るとともに、安全のための確実な避難行動をマニュアル化する。
- 迅速な避難所開設体制の確立
- 自主防災組織による避難所運営体制の確立（避難所運営マニュアルの整備）
- 災害時要配慮者等の二次避難所（福祉避難所）への適切な移送
- 女性・災害時要配慮者等の視点も踏まえた避難所運営体制の確立

※平成２６年度追加修正した「指定緊急避難場所」および「指定避難所」については、本計画書においては従来どおりそれぞれ「避難場所」および「避難所」と表記する。ただし、「避難場所」を震災時およびそれに伴う大火災発生時に使用する「指定緊急避難場所」として、特に明記するときは「震災時避難場所」と表記する。

【避難者対策】


災害前の行動
（予防対策）
災害直後の行動
（応急対策）
災害後の行動
（復旧対策）
1 避難体制の整備
1 避難体制の整備
2 避難行動要支援者等の避難支援体制の整備
2 避難場所・避難所等の指定、避難誘導体制の整備
1 避難場所・避難所等の指定・安全化
2 避難誘導体制の整備
3 避難所の管理運営体制の整備等
1 避難所の管理運営体制
2 二次避難所（福祉避難所）の整備
4 孤立化防止対策
1 通信手段・道路網の整備
2 孤立予想地域の対策
3 指定管理者に求める取組
1 避難誘導
1 避難指示
2 避難誘導
2 避難所の開設・管理運営
1 避難所の開設
2 避難所の運営
3 ボランティアの受入れ
3 動物救護
1 動物愛護の活動方針
2 動物の飼養場所の確保
3 都・関係団体へ情報提供
4 避難者の他地区への移送等
1 避難者の他地区へ移送
2 他地区からの避難者の受入れ
5 孤立地域応急対策
1 孤立実態の把握対策
2 救助・救出対策
3 食料品等の生活必需物資の搬送
4 道路の応急復旧活動

第３節　予防対策

【施策の方向】

震度６以上の大規模な震災に市が見舞われる時には、多数の家屋が全半壊するだけでなく、電気・ガス・水道等のライフラインも止まり、多くの市民が安全な場所に避難せざるを得なくなる。

そのため、大規模な震災による避難への備えとして、安全な避難と避難所等の受入施設の整備、災害発生時の避難と避難施設の運営体制づくりに取り組む。

施策の方向	対策
１　避難体制の整備	住民自身による適切な避難行動がとられるよう、自主防災組織等を中心とした避難体制の整備や適切な行動の周知を図る。 ・避難行動マニュアル作成（市民防災ハンドブックなど）
２　避難場所・避難所等の指定、避難誘導体制の整備	市民が安全な場所（避難場所等）に安全にたどり着くことができるように、避難場所等の確保、避難誘導体制の整備を図る。 ・安全な避難場所の確保 ・地区対策本部と避難所との連絡体制の構築
３　避難所の管理運営体制の整備等	避難所は、被災者の収容、救援および情報の入手、伝達、物資の供給の場所であるため、施設の環境および運営体制の整備を図る。 ・自主防災組織による避難所ごとの運営マニュアル作成
４　孤立化防止対策	市内には、大規模地震により土砂災害等が同時に発生し、道路の遮断等により孤立化するおそれのある地域があるため、山間部集落の孤立防止対策を推進するものとする。 ・通信施設、備蓄品の整備

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担当	対策内容
１　避難体制の整備	防災課	• 避難体制の整備
	教育総務課	• 学校施設利用者の避難体制の整備
	介護保険課 高齢者支援課 障がい者福祉課 子育て応援課 こども育成課	• 避難所での災害時要配慮者の支援体制の整備
２　避難場所・避難所等の指定、避難誘導体制の整備	防災課	• 避難場所・避難所等の指定 • 避難誘導体制の整備
	秘書広報課	• 避難時における注意事項の周知
３　避難所の管理運営体制の整備等	防災課	• 避難所管理運営体制の整備
	教育総務課	• 学校施設の避難所機能の強化
	介護保険課 高齢者支援課 障がい者福祉課 子育て応援課 こども育成課	• 二次避難所（福祉避難所）の管理運営体制の整備
４　孤立化防止対策	防災課	• 通信設備の多重化 • 食料等の備蓄
	土木課	• 山間部市道の災害予防対策
	西多摩建設事務所	• 山間部都道の災害予防対策

1 避難体制の整備

1－1 避難体制の整備

(1) 地域特性に応じた避難体制の整備

① 発災時に備えた地域の実情の把握

自主防災組織は支会組織単位となっており、その下部組織である自治会単位の防災活動はそれぞれ異なるため、避難時の集団形成や自主統制の状況について、地域の実情把握に努める。

② 避難指示等を行ういとまがない場合の対応を検討

避難の指示を行ういとまがない場合の地域住民の避難について、市としての基準を明確にするとともに、地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定し、地区防災計画の策定に反映していく。

(2) 避難場所使用に関する他の市町村との調整

隣接する他の自治体の被災住民が利用する可能性のある避難場所の運用について、関係市区町村とあらかじめ協議して対処する。

(3) 運用要領の策定

避難住民の安全を保持し、災害時に事態の推移に即応した適切な措置をとるため、その内容および方法等について、あらかじめ運用要領を定めておく。

措置内容は概ね次のとおりである。

- 避難場所の規模および周辺状況を勘案して、運用に要する職員を適切に配置する。
- 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。
- 傷病者に対して救急医療を施すため、医療救護所、医師および看護師等を確保する。
- 避難場所の衛生保全に努める。
- 避難期間に応じた水、食料および救急物資の手配と、その配給方法等を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。
- 避難解除の時の避難者の帰宅行動または避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。

(4) 避難場所、避難所、一時集合場所等の周知

効率的・効果的な避難を実現するため、避難場所や避難所、一時集合場所などの役割、安全な避難方法について、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等を行いつつ、都と連携を図りながら周知していく。

資料編 2-9-1「避難場所・避難所・二次避難所（福祉避難所）」

(5) 避難指示等発令基準の整備

「避難情報に関するガイドライン」（令和3年５月改定）にもとづき、避難すべき区域および判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定するなど、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。

また、当該ガイドラインに記載されている「居住者等がとるべき行動等」について、日頃から住民等への周知徹底に努める。

【避難情報等と居住者等がとるべき行動】(内閣府「避難情報に関するガイドライン」より)

高齢者等避難	○ 発令される状況:災害のおそれあり ○ 居住者等がとるべき行動:危険な場所から高齢者等は避難
避難指示	○ 発令される状況:災害のおそれ高い ○ 居住者等がとるべき行動:危険な場所から全員避難
緊急安全確保	○ 発令される状況:災害発生または切迫(必ず発令される情報ではない) ○ 居住者等がとるべき行動:命の危険 直ちに安全確保

(6) 一時集合場所の選定

自治会等は、混乱の発生を防止するために、避難場所に至る前に避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所として、事前に一時集合場所を選定する。

一時集合場所は、避難者の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた学校のグラウンド、神社・仏閣の境内、公園、緑地、団地の広場等を基準として選定する。

(7) 応援協定の締結

資料編 2-5-4「災害時応援協定」

災害時に被災者の他地区への移送等、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう他の自治体と協定等を締結し、協力体制の確立を図る。

1－2 避難行動要支援者等の避難支援体制の整備

資料編 2-9-2「青梅市避難行動要支援者の情報の提供等に関する条例」

市は、災害対策基本法第49条の10および第49条の１４ならびに青梅市避難行動要支援者の情報の提供等に関する条例の規定にもとづき、市の区域内に居住している要配慮者のうち、社会福祉施設等に入所している者を除き、次のいずれかに該当する者で、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者について、名簿および個別避難計画（以下、「名簿等」という。）を作成するものとする。

(1) 避難行動要支援者の対象要件

資料編 2-9-3「青梅市避難行動要支援者の情報の提供等に関する条例施行規則」

青梅市避難行動要支援者の情報の提供等に関する条例施行規則第３条に規定する者とする。

(2) 名簿等の作成に必要な個人情報およびその利用・提供入手方法

① 作成に必要な個人情報（以下、「名簿情報等」という。）

災害対策基本法第４９条の１４第３項および青梅市避難行動要支援者の情報の提供等に関する条例施行規則第５条第２項に掲げる情報とする。

② 利用方法

ア 災害対策基本法にもとづき、市関係各課で保有する要介護高齢者や障がい者等の要配慮者情報を集約し、避難行動要支援者の対象要件に該当する者について、青梅市避難行動要支援者名簿を作成する。

イ 緊急時の連絡先および避難支援等実施者の情報は、名簿情報等の外部提供に関する本人等の同意または不同意について確認する際などに、可能な範囲で情報を入手し、名簿情報等の中に加える。

ウ 市が把握していない情報の取得が必要な場合は、災害対策基本法にもとづき東京都知事その他の者に対して情報提供を求める。

エ 市は災害に備えるため、平常時から避難支援等関係者と連携し、名簿情報等の更新を図るものとする。

③ 提供方法

ア 市は、災害対策基本法にもとづき、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報等を提供するものとする。

イ 市は、災害対策基本法にもとづき、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報等を提供することができる。

この場合は、必要の都度、速やかに提供するものとする。

(3) 避難支援等関係者

青梅市避難行動要支援者の情報の提供等に関する条例施行規則第４条に規定する者とする。

(4) 名簿等の更新に関する事項

① 名簿の更新は、年１回、避難行動要支援者の最新の状況を把握して、更新するものとする。更新にあたっては、市関係部課と連携し、転出・転入、死亡、障がいの出現等について可能な限り把握するとともに、市長が必要と認める者の追加を含め、公正かつ的確に行うものとする。

② 個別避難計画の更新は、必要に応じて実施するものとする。更新にあたっては、避難支援等関係者から得られた情報等を反映するものとする。

③ 避難支援等関係者に対して、更新された名簿情報等を速やかに提供できる体制を整えるものとする。

(5) 名簿情報等の提供に際し情報漏えい等を防止するための措置

名簿情報等を避難支援等関係者へ共有・提供するにあたり、情報漏洩等の防止対策が不可欠であるため、市は避難支援等関係者に対し守秘義務の厳守、適正な名簿情報等管理の徹底を図るものとする。

名簿情報等は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者の組織の構成員にのみ提供するとともに、名簿情報等の提供を受け保管する避難支援等関係者の代表者は、市と名簿情報等の提供、利用および管理に関する覚書を締結し、避難支援等関係者における名簿情報等の管理の徹底を図るものとする。

覚書には以下の事項について明記するものとする。

① 名簿情報等の提供を受けた者および受けたことがある者に守秘義務が課されていること。

② 施錠可能な場所で名簿等の保管を行うこと。

③ 組織の内部で名簿情報等を取り扱う者を限定すること。

④ 名簿情報等を避難支援等の実施に必要な目的の範囲内で利用すること。

⑤ 避難支援等の実施に必要な限度を超えて名簿情報等を複製しないこと。

⑥ 使用後の名簿情報等については市へ返却または機密廃棄すること。

これらの情報共有者は、避難行動要支援者名簿等を電子データで提供され保管する場合はパスワードで管理し、紙媒体で提供され保管する場合は施錠付きの保管庫に保管、またはそれに代わる保管方法を徹底するなど、情報の適正管理を徹底するものとする。

(6) 災害時要配慮者等が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知または警告の配慮

災害が発生する恐れがある場合、災害時要配慮者、避難行動要支援者及び避難支援等関係者が、早い段階で避難行動を開始できるよう、速やかに情報の伝達を開始するものとする。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

地域の実情や災害状況に応じ、避難行動要支援者のみならず避難支援等関係者またはその家族等が、安全確保を前提とした範囲において避難支援等が行えるよう、警戒レベル３「高齢者等避難」の発令の時点から早期に情報伝達を行うものとする。

(8) 防災知識の普及

災害時に災害時要配慮者が被災しないよう、広報紙等を活用し、災害時要配慮者、家族等に対し、防災知識の普及・啓発を行う。広報する内容は次のとおりである。

- 防災に対する理解、意識の向上
- 防災、安全対策の実施
- 災害時の近隣との協力体制の重要性
- 防災訓練等への積極的参加

(9) 避難行動要支援者を支援するための行動計画等の作成と管理

避難行動要支援者を支援するため、以下の行動計画等を作成し管理する。市、自主防災組織を基本とした地域支援組織および避難支援等実施者は、関係機関と連携し、避難行動要支援者や地域の特性に応じた避難支援体制の向上を図る。

① 市は、全体の行動計画としての「全体計画」を作成し管理する。

② 市は、避難行動要支援者の支援に資するため、「個別避難計画」を作成し管理するとともに、避難支援等関係者および避難支援等実施者と連携し、避難行動要支援者を支援するための平常時の見守り・声かけ、災害時の安否確認等に取り組む。

(10) 災害時要配慮者等の避難訓練等の実施

市は、都および青梅消防署と協働して、自主防災組織等を中心とした避難行動要支援者の安全対策に関する訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。

また、地域の防災訓練に災害時要配慮者の参加を促進し、その本人および地域住民に災害時の身辺防護、出火防止、避難等必要な行動とその支援について知識、意識の向上を図る。

(11) 障がい特性に応じた避難支援体制の整備

市は、災害時の障がい者支援体制の向上のため、SOSカード（聴覚障がい者用）を作成し、配布している。また、防災用バンダナ等についても検討を行い、今後も安否確認や避難支援、情報提供体制の向上のため、市社会福祉協議会、障がい者団体、民生児童委員、ボランティア等と連携して、障がい特性に応じた避難支援体制の充実に取り組む。

(12) 緊急通報システムの整備

市は都と連携し、一人暮らし等の65歳以上の病弱な高齢者や18歳以上の重度身体障がい者の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムの整備を進める。

また、住宅用火災警報器や簡易型の自動消火装置等安全機器の普及に努める。

(13) 社会福祉施設等における安全対策

① 施設の防災性の向上

施設管理者は、施設が被災した場合、多数の被災者が発生する可能性が高いため、施設の耐震・不燃化に努めるとともに、火災通報装置やスプリンクラー等の消防設備等を整備し、常時点検する。

② 安全対策の向上

施設管理者は、利用者が安全に避難できるよう、避難路の段差を解消し、マニュアルや職員の緊急連絡体制の整備、入所者家族への連絡体制の整備、避難誘導訓練、食料や防災資機材等の備蓄等による災害時の安全対策の強化に努める。

③ 被災した在宅災害時要配慮者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり高齢者等の災害時要配慮者を受け入れるための体制整備を図る。

④ 地域との連携

施設管理者は、入所者の避難誘導や職員が被災したときの施設の運営および入所者の生活の安定に協力が得られるよう、日頃から、近隣の自治会、自主防災組織、事業所、ボランティア団体等との連携や防災訓練の実施を図っておく。

(14) 外国人の避難支援体制

第２部第２章第３節「１－５　外国人の支援対策」を参照。

2 避難場所・避難所等の指定、避難誘導体制の整備

【定義(震災時)】

いっときしゅうごうばしょ **一時集合場所**	自主防災組織や自治会等の地域で決めている地域の集合場所(公園、運動広場、自治会館等) 地域の力を結集し、発災後間もない段階での安否確認や救出・救助、初期消火を行い、地域の被害を最小限にする応急対策活動を行うための場所。 そのいとまが無い、または延焼により危険が迫った場合は避難場所へ避難する。
ひなんばしょ **避難場所** **(震災時避難場所)**	学校校庭、大規模公園等広い場所で、市が指定する 66 箇所 大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積があり、地域の災害情報交換や安全を確認するための場所
ひなんじょ **避難所**	学校・市民センター等の施設で、市が指定する 32 箇所 体育館や校舎等の施設で、災害により住宅を失ったり、インフラ停止により生活が困難となった被災者が一定の期間避難生活をするための場所
にじひなんじょ **二次避難所** (福祉避難所)	市の老人福祉や子育て、障がい者施設等の公共施設、市が指定する 10 箇所 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等、避難所生活において何らかの特別の配慮を必要とする人を対象として、必要に応じて開設する避難所

2－1 避難場所・避難所等の指定・安全化

(1) 避難場所等の指定および整備 資料編 2-9-1「避難場所・避難所・二次避難所(福祉避難所)」

市は、震災時における建物倒壊・火災延焼等の危険から安全を確保するための広場や施設を、震災時避難場所として指定緊急避難場所に指定する。

また、避難場所・避難道路周辺における避難者の安全を確保するため、消防水利の確保が必要不可欠であることから、避難場所には非常水利の確保および防火水槽等の整備を、避難道路には40㎥防火水槽を中心とした消防水利の整備を推進する。

また、避難場所・避難道路を新たに指定する際は、安全確保のため、土砂災害等を考慮する。

(2) 避難所の指定

① 避難所の指定

市は、立川断層帯地震の被害想定を踏まえ、被災者が一定期間滞在する施設として、安全性が確保された施設を指定避難所として指定する。また、自治会館等の使用も視野に入れ、避難所施設の確保に努める。

都が示す避難所の指定基準は、概ね次のとおりである。

- 避難所は、原則として、町会(または自治会)または学区を単位として指定する。
- 避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等(学校、市民センター等)を利用する。
- 避難所に受け入れる被災者数は、概ね居室3.3㎡当たり２人とする。ただし、新たな感染症の拡大等が懸念される際は、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）」を参考にする等、避難所等が過密にならないよう努めるものとする。
- 避難所の指定に当たっては、内水氾濫等の浸水想定も考慮して選定すること。

② 関係機関への報告

指定した避難所の所在地等については、警察署、消防署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（ＤＩＳ）への入力等により、都に報告する。

③ 避難所の指定・確保および住民への周知

市防災計画で、あらかじめ避難所（二次避難所（福祉避難所）含む。）を指定し、広報紙や防災マップ、避難訓練等を通じて住民に周知しておく。また、避難所等の標識は、日本産業規格（ＪＩＳ）にもとづく災害種別一般図記号を使用して、周知を図る。

④ 民間施設等と協定

避難所が不足する場合に備え、民間施設等と協定を結ぶなど、避難所の確保に努める。

⑤ 二次避難所(福祉避難所)の指定

災害時要配慮者に対し、状況に応じて医療や介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を二次避難所(福祉避難所)として指定しておく。

また、二次避難所（福祉避難所）が不足する場合に備え、社会福祉施設等との協定締結を推進する。

(3) 避難所の安全性確保

避難所に指定した建物については、早期に耐震化対策を実施し、また、消防署の火災予防指導等にもとづき、消防用設備等の点検を確実に行う等、安全性を確認・確保するとともに、被災者の性別も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。

また、避難所周辺においても、地域住民が安全に避難所に行けるように、倒木、落下物等の対策、歩道のバリアフリー対策などを進める。

2－2 避難誘導体制の整備

(1) 避難誘導体制

① 避難順位	家屋の倒壊、焼失、土砂災害、その他避難を必要とする恐れがある場合は、立川断層帯地震の被害想定を基に、災害の危険性の高い地域の居住者あるいは災害時要配慮者を優先的に避難させるなど、避難順位をあらかじめ検討する。
② 誘導体制	警察官は、避難者の安全を確保するため、必要に応じ交通規制を行う。

(2) 避難方式

段階避難（一時集合場所→避難場所→避難所）か、あるいは直接避難か、何れが適切かを、地域の社会的特性、災害特性を基に、あらかじめ検討する。

(3) 市民への周知

市は、避難訓練等を通じて、次のことについて市民に周知を図る。

① 避難場所等、避難経路等の指定	避難場所等および避難経路等について、あらかじめ住民に周知する。
② 所持品の制限	避難時の携帯品は、貴重品、食料、最低限の身の回り品等、退居に支障を来たさない最小限度のものとする。

3 避難所の管理運営体制の整備等

3－1 避難所の管理運営体制

(1) 避難所運営体制の整備

① 「避難所運営マニュアル」作成

各自主防災組織において、避難所ごとの運営マニュアルの作成を推進する。なお、作成の際には、都の「避難所管理運営の指針」（平成30年3月改定）、「避難所の防火安全対策」および「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）」を参考にする。

② 避難所運営の女性の参画促進

避難所の運営において、管理責任者に女性を配置するなど、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。

③ 災害時要配慮者等の視点も踏まえた避難所運営体制の確立

安全性を考慮した避難所の確保を図るとともに、専門性を有したボランティア・市民活動団体等の外部支援者とも連携しながら、災害時要配慮者の視点も踏まえた避難所運営体制を確立する。

④ 専門家等との情報交換

市および各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

(2) 避難所の環境整備

① 設備・備品の整備

避難所における貯水槽、災害用トイレ、マット、非常用電源、発電機、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害時要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

さらに、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等、被災者による情報の入手に資する機器の整備を図る。

また、停電対策として、庁用電気自動車から給電できる外部給電機の配備を進めるとともに、自動車製造者および販売店との電気自動車等貸与に関する協定の締結等協力体制の強化に努める。

② 仮設トイレ等に関するマニュアル作成

仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。

③ 女性やこども等へ配慮した環境整備

避難所における女性やこども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、トイレ・更衣室・授乳室・入浴施設等の昼夜問わず安心して使用できる場所への設置、照明の増設、注意喚起のためのポスターの掲載など、安全に配慮するよう努める。

④ 災害時要配慮者のニーズへの配慮

避難所の運営においては、ケア等のプライバシーを保護するために個別スペースを用意するなど、要配慮者のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

また、ポスターの掲載などを通じて障がい者や障がい特性への理解推進に努める。

(3) 公立小中学校等における避難所機能の強化

地域内の公立小中学校等を避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。

(4) 衛生管理対策の促進

避難所運営組織の中に衛生管理担当を設置するなど、避難所の衛生管理対策を促進する。

(5) 防火安全対策の促進

避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するなど、避難所の防火安全対策を促進する。

(6) 飼養動物の同行避難の体制整備

都、都獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。

(7) 都への要請体制の整備

都に人的あるいは物資の支援を要請する際に、より具体的な内容を伝達できるよう、体制整備を図る。

(8) ボランティアの受入体制の整備

避難所においてボランティアを円滑に受け入れられるよう、体制整備を図る。

また、福祉関連のボランティアの派遣について、地域内の福祉関係団体等とあらかじめ協定等を締結するなど体制整備を図る。

3－2 二次避難所（福祉避難所）の整備

(1) 指定された二次避難所（福祉避難所）の整備

指定された二次避難所（福祉避難所）については、施設のバリアフリー化、通風・換気の確保、冷暖房設備の整備および電源の確保を図る。

(2) 多様な伝達手段の確保

聴覚障がい者や高齢者等への災害情報の伝達を効果的に行うため、ラジオ、テレビ、筆談用の紙と筆記用具等を準備しておくとともに、文字放送テレビやファクシミリの設置、外国語や絵文字による案内板の標記など、多様な伝達手段の確保に努める。

(3) 災害時要配慮者等への良好な生活環境の提供

災害時要配慮者等を考慮した生活救援物資の備蓄および調達先の確保など、災害時要配慮者等に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう努める。

(4) 災害時要配慮者支援班の整備

災害時要配慮者が二次避難所（福祉避難所）で必要な介護や支援を受けて避難生活を送れるよう、あらかじめ二次避難所（福祉避難所）担当職員を指名しておくなど、二次避難所（福祉避難所）に災害時要配慮者支援班の整備を検討する。

また、自治体間の相互応援協定による職員派遣のほか、社会福祉協議会等の関係機関、社会福祉施設の職員やそのOB、障がい者・高齢者等の支援団体、ボランティア、看護師やホームヘルパーなどの有資格者への協力支援などを要請し、支援体制の整備を図る。

3－3 指定管理者に求める取組

指定管理者を含む全ての事業者には、第２部第１章第１節２「基本的責務」にあるとおり、事業者の責務がある。指定管理者は、事業者の責務を踏まえ、平常時および災害時における取組に努めるものとする。

	取組概要	内容
平常時	事業者の責務の取組	事業者の責務にもとづいて、管理する施設、従業者、利用者および事業所周辺住民の安全の確保に努める。
	市との連携強化	災害時における施設の位置付けや、初動対応について市と共通認識を持ち、合同による防災訓練を行うなど、市と災害対応に向けた連携を図る。
	地域との連携強化	周辺地域の防災活動や防災訓練への積極的な参加に努める。
	災害対応マニュアル等の作成および検証	災害時は、施設や周辺地域等の迅速な状況把握、利用者の避難誘導や負傷者への応急処置等が求められるため、施設単位で災害対応マニュアルや業務継続計画などを作成および保管し、防災訓練等を通じて、必要に応じて更新する。
災害時	勤務時間内の初動対応	出勤している従業者は、施設の被害状況、施設利用者・従業者の安全確保などの初動対応を実施し、施設の所管課に対して、安全確保状況、地域住民の受入状況などを報告する。
	市が実施する災害対応への協力	初動対応後、災害対応マニュアル等にもとづき、市災害対策本部へ施設を引き渡すとともに、当該施設で市が行う災害対策活動に対し、施設運営の協力を行う。

4　孤立化防止対策

4－1　通信手段･道路網の整備

(1) 通信手段の確保

市防災行政無線での山間部集落の情報収集等孤立防止の対策を推進するとともに、アマチュア無線の協力確保についても体制の確立を図るなど、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。

(2) 災害に強い道路網の整備

山間部市道の災害予防対策を推進するものとする。

4－2　孤立予想地域の対策

(1) 実態把握

日頃の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきり高齢者、障がい者など、優先救護すべき住民の実態および集落が孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態も把握しておく。

なお、把握に当たっては、個人のプライバシーに十分配慮するものとする。

(2) 自主防災組織の組織化促進

孤立が予想される地域の住民に対し、自主防災組織への積極的な参加を求める。

(3) 一時避難所の確保

孤立が予想される地域において、観光客等がいることが予想されるため、一時避難所の確保に努める。一時避難所には食料品等の仮備蓄も行うものとする。

(4) 備蓄の推進

孤立が予想される地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立が予想される地域に滞在する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

第４節　応急対策

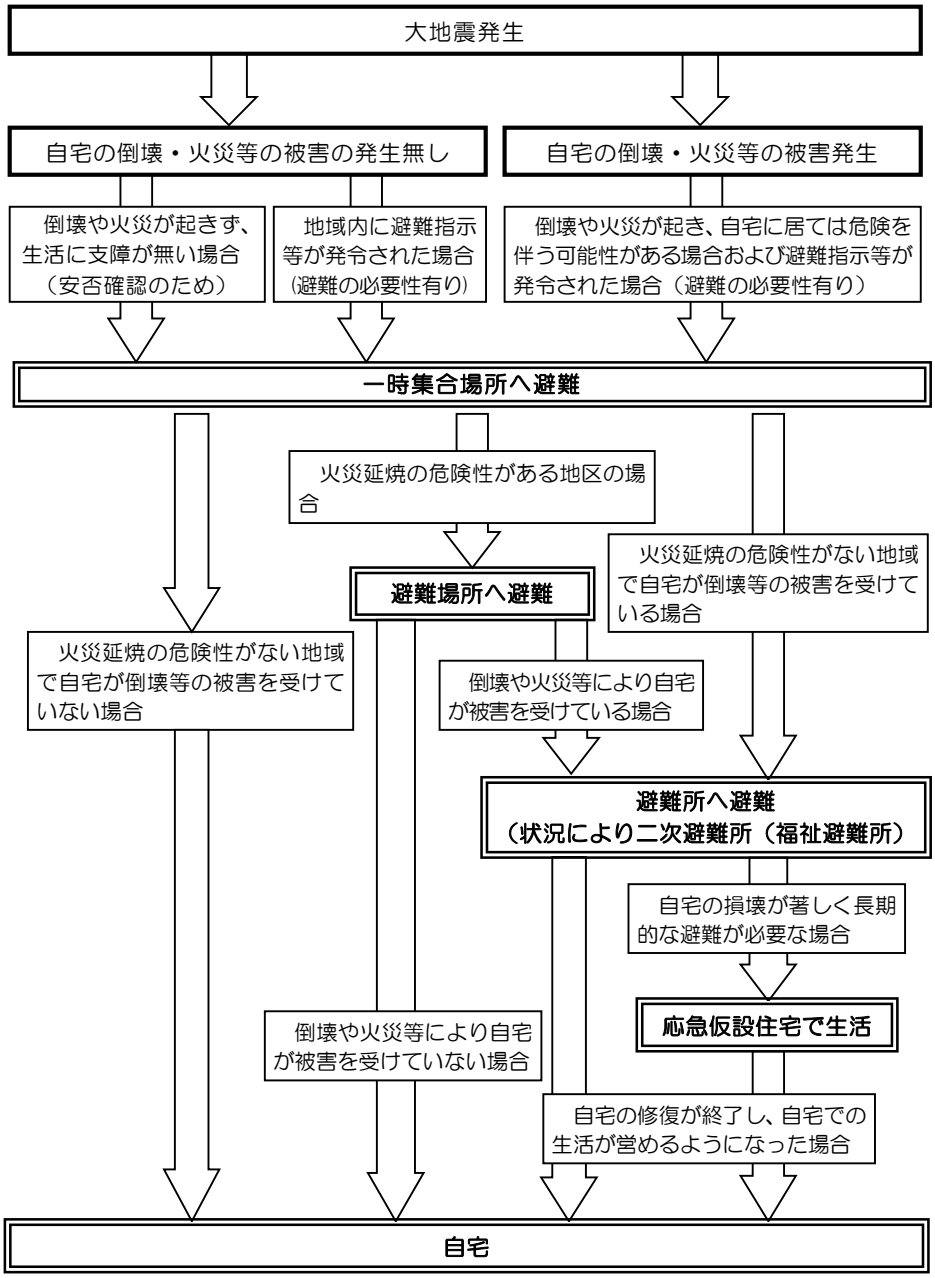
【活動のポイント】

実施項目	活動のポイント
１ 避難誘導	避難の指示および誘導は、できる限り迅速かつ円滑に実施する。
２ 避難所の開設・管理運営	地震災害により住居を失い、あるいは避難しなければならない者を収容保護するため、速やかに避難所を開設するとともに、あらかじめ作成したマニュアルにもとづき、避難所の適切な管理運営を行う。
３ 動物救護	災害時は、放し飼い状態の動物の多数発生や、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難して来ることが予想されるため、市は、都や東京都獣医師会等の関係団体が協働で設置する「動物救援本部」の活動を支援し、動物の保護を図る。
４ 避難者の他地区への移送等	大規模災害により、市内の避難所のみでは避難者を収容できない場合は速やかに、他市町村もしくは都に要請し、受入先の確保を図り、被災者の移送を行う。
５ 孤立地域応急対策	被害実体の早期確認と救急救助活動の迅速な実施、緊急物資等の輸送、道路の応急復旧による生活の確保に重点を置いた対策を行う。

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担当	対策内容
１ 避難誘導	防災班	• 避難指示等の伝達、周知 • 消防団への協力の指示
	広報班	• 避難の指示等の広報
	市民連絡班	• 自主防災組織の支援の要請
	避難所運営班	• 災害時要配慮者への避難の指示の伝達
２ 避難所の開設・管理運営	避難所運営班	• 避難所および二次避難所（福祉避難所）の開設・運営
	下水道班	• 仮設トイレの設置
	商工業振興班	• 物資の調達
	市民班	• 外国人避難者の支援
	総務班 職員班	• 避難者の他地域への移送
３ 動物救護	環境衛生班	• 動物救援本部への協力支援
４ 避難者の他地区への移送等	総務班 職員班	• 他市町村への避難についての調整および移送
５ 孤立地域応急対策	防災班	• 孤立化地域の実態把握

1 避難誘導



※ 発災後、自宅または避難所で生活する場合、自宅の被害状況等を確認し、生活できるか否かを判断する。

1－1 避難指示

(1) 避難指示

避難のための立退きおよび立退き先の指示は、次の者が行うものとする。なお、市長は、人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限もしくは禁止し、または退去を命ずる。

地震による火災や土砂崩れなど、災害が発生し、または発生する恐れがある場合は、市長は青梅警察署長および青梅消防署長に連絡の上、対象地域、対象者および避難先を定めて避難を指示するとともに、速やかに都本部に報告する。

なお、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要するときは、市長は、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。

また、市長は、避難指示等に当たって国（指定行政機関の長・指定地方行政機関の長）または都知事に対して助言を求めることができ、助言を求められた国または都知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言を行う。

■避難指示の区分

種別	指示者	指示を行う種類	根拠法
災害全般	市長	住民の生命および身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認める場合は、避難のための立退きを指示する。	災害対策基本法第60条
	都知事	災害の発生により、市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなった場合は、避難のための立退きの指示に関する措置の全部または一部を市長に代わって実施する。	
	警察官	人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要する場合は、避難等の措置を即行する。	
		市長が避難の指示をできないと認められる場合または市長から要求があった場合は、避難のための立退きを指示する。	災害対策基本法第61条
	災害派遣を命じられた部隊の自衛官	警察官がその場にいない場合に限り、避難等の措置を即行する。	警察官職務執行法第4条
洪水	都知事、その命を受けた都の職員または水防管理者	洪水によって著しい危険が切迫していると認められる場合は、避難のための立退きを指示する	水防法第29条
火災	消防署長	火災の現場において、消防警戒区域を設定した場合、その区域からの退去を命ずるまたは出入を禁止もしくは制限する。	消防法第28条

(2) 避難指示の基準

■避難指示等の一覧

	発令される状況	住民に求める行動
高齢者等避難 （警戒レベル3）	災害のおそれあり	【危険な場所から高齢者等は避難】 • 避難行動要支援者等避難行動に時間を要する者は計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) • 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示 （警戒レベル4）	災害のおそれが高い	【危険な場所から全員避難】 • 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 • 避難指示等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動をただちに完了 • 未だ避難していない対象住民は、ただちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動
緊急安全確保 （警戒レベル5）	災害発生または切迫	【命の危険　直ちに安全確保！】 • 立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保 ※ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

(3) 避難の指示に係る東京消防庁および青梅消防署の対応

避難指示について、東京消防庁および青梅消防署は次の対応を行う。

① 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の市への通報

② 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第50条に掲げる避難指示等および市へのその内容の通報

③ 被災状況を勘案し、避難に関し最も安全と思われる方向等について、市および関係機関への通報

④ 広報車等による避難指示の伝達

⑤ 避難指示が出された場合の消火活動による避難場所、避難道路の安全確保

(4) 避難の指示の方法

避難指示は、次の内容を明らかにして行う。また、避難の必要がなくなった場合は、その旨を公示する。

① 避難指示

実施基準	ア 避難すべき時期が切迫した場合 イ 災害が発生した現場に残留者がある場合 ウ 大地震が発生し、避難の必要が生じた場合 エ 火災が拡大するおそれがある場合 オ 爆発のおそれがある場合 カ 崖崩れ等による危険が切迫している場合 キ 河川堤防が被災し、洪水のおそれがある場合 ク その他市民の生命または身体を災害から保護するため必要と認められる場合
伝達内容	ア 発令者 イ 避難対象地域(町丁目名、施設名等) ウ 避難先(安全な方向、避難場所の名称等) エ 避難経路 オ 避難理由(避難要因となった危険要素とその場所) カ その他避難行動時の注意事項(携行品、災害時要配慮者への支援呼びかけ等)

② 避難指示の伝達方法

市民に対する避難指示の伝達は、市防災行政無線、緊急速報メール、広報車等によるほか、消防団、自治会、自主防災組織等の協力を得て、戸別に伝達を行う。

(5) 避難指示の通知

市長（総務防災対策部）は、避難指示を行った場合、速やかに都知事および関係機関へ通知する。また、解除する場合も同様とする。

① 発令者
② 発令の理由および日時
③ 避難対象地域
④ 開設した避難所
⑤ そのほか必要な事項

なお、市長以外が避難の指示を行った場合は、ただちに市長に報告し、市長は上記に準じて都知事および関係機関へ通知する。

(6) 警戒区域の設定

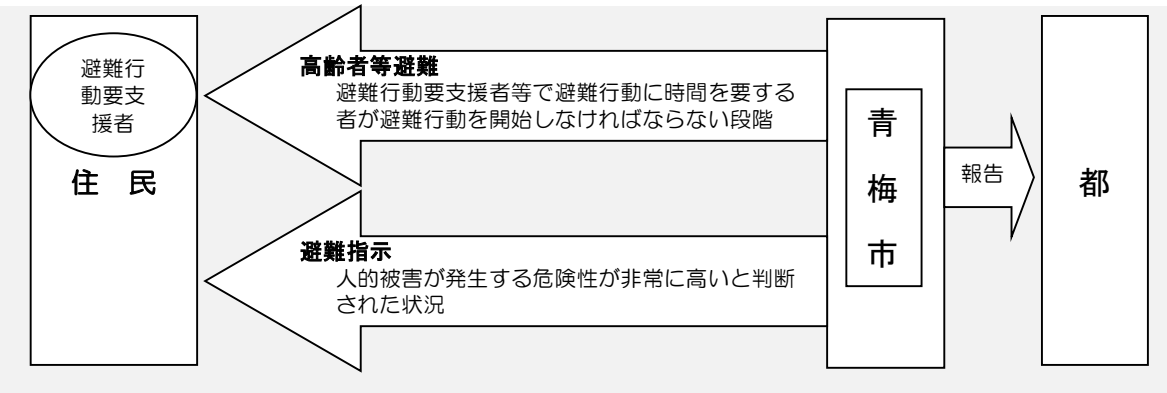
市長は、災害対策基本法第63条にもとづき、災害が発生しまたはまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限または禁止もしくは当該区域からの退去を命ずることができる。

なお、警察官は市長または市長の委任を受けて、市長の職権を行う市職員が現場にいないときもしくはこれらから要請があったときは、同様の職権を行うことができる。

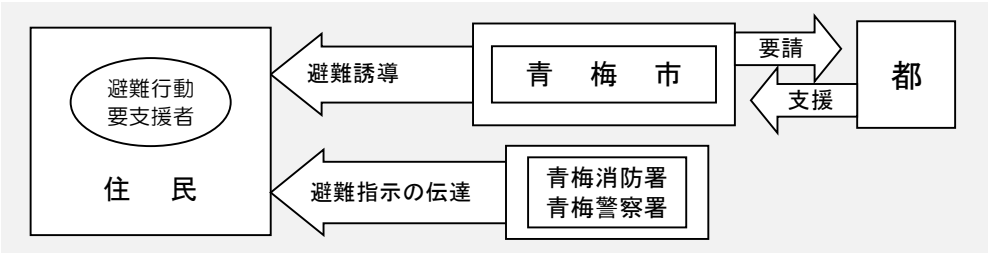
また、自衛官は市職員および警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定ならびにそれにもとづく立入り制限・禁止および退去命令の措置をとることができる。ただし、当該措置を実施したときはただちにその旨を市長に通知しなければならない。

1－2 避難誘導

【避難指示等】



【避難誘導】



(1) 避難誘導体制の確立

① 避難方式

避難の指示が出された場合、警察署および消防署の協力を得て、地域または自治会、事業所単位に集団の形成を図るため、一時集合場所に避難者を集合させたのち、防災市民組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難場所等に誘導する（２段階避難方式）。

② 避難場所への直接避難

避難指示を行ういとまがない場合または地域の実情や災害の状況により必要な場合は、避難場所への直接避難を行う。

(1) 避難場所の運用

震災時における避難場所の運営は、避難所運営班が行う。

(2) 避難誘導

一時集合場所から避難場所への避難誘導は、各自治会、自主防災組織等が行うものとし、次の事項に留意して行う。

① 市長は、各自治会、自主防災組織等から避難誘導を要請された場合は、消防団・青梅警察署等の協力を得て、避難誘導を行う。
② 避難誘導に当たっては、避難所リストや危険箇所図等により避難所の位置を確認し、道路の被災状況に応じかつ危険箇所を避け、安全の確保を第一に誘導する。
③ 災害時要配慮者の本人確認および避難誘導に当たっては、特に家族と同居している人であっても、昼間家族が就労等で不在となり自力で避難できない場合を想定し、自治会長・民生児童委員の協力を得て行う。
④ 学校、幼稚園、保育所、病院、事業所等多数の人が集まる場所においては、原則として施設の施設管理者等が避難誘導を実施する。

(3) 避難誘導の責任者

① 誘導責任者は、市職員、消防団員および警察官とする。
② 誘導員は、当該地区の消防団員および自主防災組織会員とする。
③ 市職員等を、避難場所および危険区域に配置する。

(4) 避難誘導の留意事項

① 優先して避難させるべき者	• 高齢者、障がい者、妊産婦、難病患者、傷病者、子ども、乳幼児、外国人等の災害時要配慮者 • 先に災害が発生すると認められる地区内の居住者
② 誘導時の留意事項	• 誘導経路は、できる限り、危険な橋・堤防その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。 • 危険地点には、標示・縄張りを行う。 • 土砂災害地、道路陥没箇所および浸水地は避ける。 • 誘導中は、転倒、ケガ、感電等の事故防止に努める。
③ 避難者への周知徹底事項	• 戸締り、火気、通電の始末を完全に行う。 • 携帯品は、必要最小限のものにする。(食料、飲料、チリ紙、タオル、着替え、医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等) • 服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行する。

(5) 自主避難

地震の発生に伴い、家屋等の倒壊または倒壊の危険あるいは延焼火災の危険等を認識した場合、また、市民が「自らが危険な状況である。」と認識した場合は、自主的に避難するものとする。

なお、避難に当たっては各自非常持出用品を持参するものとする。

自主避難した市民は、避難世帯、人数および避難先等を市または警察署・消防署に知らせる。

(6) 災害時要配慮者に関する支援

災害時要配慮者のうち、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿および個別避難計画にもとづき、必要に応じて避難誘導をする。

個別避難計画がない災害時要配慮者についても、各々の事情や障害の特性等を踏まえ、地域住民・自主防災組織等の協力を得ながら安否を確認し、必要に応じて避難方法に配慮した避難誘導をする。

(7) 避難場所におけるトイレ機能の確保

市は、以下のとおり避難場所におけるトイレ機能の確保に努める。

- 雨水貯留槽等によって生活用水を確保し、水洗機能の回復を図る。
- 水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し、対応する。
- 避難場所等において、非常用便槽等を活用できる施設がある場合は、市が仮設トイレ・マンホールトイレ等を備蓄により確保する。

2 避難所の開設･管理運営

2－1 避難所の開設

(1) 避難所開設の準備

自主避難が開始された当該地区の避難所施設管理者は、自主避難者数の増加や避難指示の発令等災害情報の収集を心がけ、避難所の開設準備を進める。

開設基準は次のとおりとする。

① 勤務時間内

被害状況を判断した上で、開設する避難所を定め、開設する。

② 勤務時間外

震度６弱以上の地震が発生した場合は、全ての避難所を開設する。避難所運営班を編成し、施設管理者との連絡調整により、ただちに開錠し、避難所を開設する。

震度５強以下の場合は、避難状況に応じて開設する。非常配備職員により情報収集等を行い、次に示す場合などには、避難所を開設する。

- 緊急を要する自主的な避難があった場合
- 避難指示等が出された場合
- 被災者の避難を必要と認めた場合

(2) 避難所開設の検討

ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ避難所に指定されていたとしても原則開設しないものとする。

(3) 避難所の確保

避難所の不足が見込まれる場合は、設置者である市は、指定避難所以外にも多様な手段で確保に努める。

また、災害の規模、被災者の避難および収容状況、避難の長期化等を鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

(4) 避難者の受入れ

被災者の受入れは、可能な限り自治会単位に被災者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成した上で行う。

避難所開設・運営担当者は、施設の責任者等と協議し、指定の避難スペースに避難者を受け入れる。また、受入れにおいては、できるだけ地区ごとの区割り設定を行うとともに、災害時要配慮者に配慮する。

■避難収容の対象者

- 住居が被害を受け、居住の場を失った者
- 避難指示が出された場合等によって緊急避難の必要がある者
- その他、市長が必要と認める者

(5) 避難所の開設期間

避難所の開設期間は災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認(内閣総理大臣の承認を含む。)を受ける。

(6) 管理責任者の設置

避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。管理責任者は、避難者数・被害状況・要配慮者の状況・必要物資などを速やかに把握し、関係機関との連携に努める。

管理責任者は、管理運営に際して、女性や災害時要配慮者等の視点に配慮する。

(7) 避難所開設の通知

避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数および開設予定期間等を速やかに、都福祉局および青梅警察署、青梅消防署等関係機関に報告する。

都福祉局への報告は、原則として東京都災害情報システム（ＤＩＳ）への入力等により行う。なお、個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。

主な報告事項は次のとおりである。

- 避難所開設の日時および場所
- 箇所数および収容人員
- 開設予定期間

(8) 二次避難所(福祉避難所)の開設

二次避難所（福祉避難所)を開設したときは、開設日時、場所、避難者数（介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む。)、開設予定期間および避難所周辺の状況等を、速やかに所定の様式により、都福祉局、青梅警察署および青梅消防署等関係機関に連絡する。

なお、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等災害時要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

２－２ 避難所の運営

(1) 避難所の管理運営体

① 責任者

避難所の責任者は、避難所運営班長とする。

② 行政等の役割

避難所運営班は、避難所運営に携わる者と協議し、また、施設管理者の協力を得ながら、避難所を運営する。

また、住民の避難所への適正誘導および収容ならびに過密状況を把握するとともに、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握およびそこで生活せず、食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、必要な措置について配慮するとともに、都等へ報告する。

③ 避難所の管理運営主体

自治会、自主防災組織等を中心とした避難所運営のための組織（仮称避難所運営委員会）を設け、自主的な避難所運営を図る。

■構成員

- 市職員
- 施設管理者
- 自治会、自主防災組織等住民団体
- ボランティアの代表

④ 避難所の運営における女性の参画の促進

避難所の運営における女性の参画を促進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

⑤ 避難所開設、運営の手順

ア　学校施設は、基本的に体育館を使用し、必要に応じて教室等を使用する。
イ　無線、ファクシミリ、電話等により避難所開設を本部に報告する。
ウ　施設の入口の開場を行う。（すでに避難者がいる場合は、広いスペースに誘導する。）
エ　避難所内に事務所を開設する。
オ　避難者の受入スペースを確保する。
カ　すでに避難している人を指定のスペースへ誘導する。
キ　避難者カードの配布・回収を行う。
ク　避難者数にもとづき避難スペースの割り振りを行う。
ケ　避難所日誌を作成する。
コ　避難所運営状況を報告する。（定時：毎日午前１０時、その他適宜）

(2) 収容者名簿の作成

避難所を開設し、避難した市民を受け入れた際には、避難した市民に「避難者カード」（様式9-1）を配布し、各世帯単位で記入するよう指示する。

避難所運営班は、回収した避難者カードをもとに「避難者名簿」（様式9-2）を作成し、事務所に保管するとともに、災害対策本部に報告する。

(3) 避難住民の生活環境上必要な物品の確保および供給

様式編　9-3「食料品管理簿」

① 食料・生活必需品等の供給

被災者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与は、市が開設する避難所等において、災害救助法に定める基準にもとづいて行う。

炊き出し等の体制が整うまでの間は、市および都の備蓄または調達する食料等を支給する。

被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。

ただし、この基準により難い事情がある場合(期間の延長、特別基準の設定)は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認(内閣総理大臣の承認を含む。)を得て定める。

備蓄分が不足した場合には、市は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

なお、物資の確保、供給に当たっては、高齢者や障がい者、乳幼児、女性等へ配慮して行う。

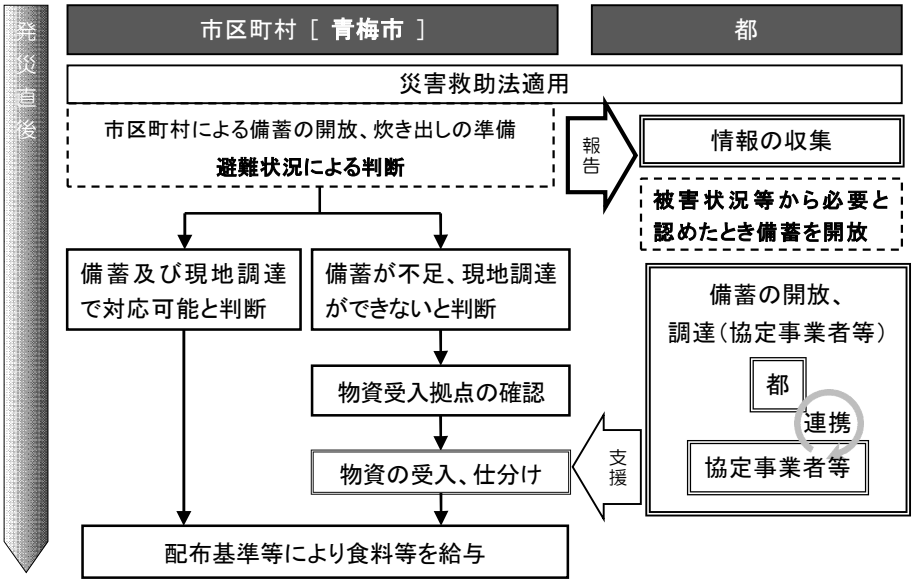
② 飲料水の安全確保

市は、避難所での飲料水の安全を確保するため、都が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、消毒の確認を行うとともに、住民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法および消毒の確認方法を住民に指導する。

③ 応援の要請

被災者に対する炊き出しその他食品・生活必需品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都福祉局に応援を要請する。

■避難所における物資供給のスキーム



(4) 避難所の生活環境の整備

① 災害時要配慮者や女性への配慮

高齢者、障がい者、乳幼児、女性等、多様な避難者に配慮する。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、パトロールの実施や照明の配置による視認性の向上、女性相談員の配置など、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

② 施設使用ルールの周知徹底

立入禁止区域、土足禁止区域、喫煙(分煙)区域等を設定している場合は、避難者に周知徹底する。

③ 情報提供手段の整備

避難所では避難者に対し、正確かつ迅速に情報を提供するため、テレビ・ラジオ等の設置や臨時広報誌の発行、特設公衆電話、インターネット環境、FAX等の整備、SNSでの情報発信を行う。情報提供は被災者の特性に応じた手段をとるものとする。

情報提供に当たっては、高齢者や障がい者等へも十分に伝わるように、自主防災組織や一般ボランティア等の協力を求める。

また、外国人対策として、必要に応じ、通訳等のボランティアの確保・派遣を市民班に要請する。

④ 避難所におけるトイレ機能の確保

ア 被災後、断水した場合には、学校のプール、井戸等で確保した水を使用し、機能の回復を図る。

イ 発災後３日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、市は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレおよび便袋を活用し、対応する。

ウ 発災後４日目からは、市は、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。

エ 備蓄分が不足した場合には、市は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

⑤ 保健・衛生管理

ア 衛生管理

ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法等、避難者への衛生管理上の留意事項を周知する。

イ 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等感染症対策

新型コロナウイルス感染者やインフルエンザ等の感染症流行時においては、感染予防（手洗い、咳エチケット等）の励行を避難者に周知するとともに、患者発生時の感染拡大防止対策を実施する。

なお、感染症対策については、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」（内閣府）、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（東京都）等を参考に実施する。

- マスク、消毒液、非接触型温度計等の感染症対策用備蓄品の確保
- 施設内においてのマスク着用と手洗いおよび手指消毒の徹底
- 手洗いの励行、咳エチケットの周知
- 定期的な換気の実施
- 共有設備（手すり、ドアノブ等）の定期的な消毒
- 一般避難者と有症者のゾーンや動線の区分け
- ダンボールパーテーション、ワンタッチテント等を使用した避難者用スペースの区分け

ウ 避難者に対する食品の衛生的な取扱指導

市および都は連携し、避難者に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。

- 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立支援
- 食品の衛生確保、日付管理等の徹底
- 手洗いの励行
- 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
- 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
- 情報提供
- 殺菌、消毒剤の調整
- 乳幼児、高齢者などの食事の特性に応じた衛生指導

エ 避難者に対する健康相談

市は、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所における健康相談、その他必要な保健活動を行う。

⑥ 公衆浴場の確保および住民への情報提供

市は、保健所と連携して公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況の把握に努め、避難者に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め、避難所の衛生管理を支援する。

⑦ 避難所における防火安全性の確保

避難所の管理責任者は防火担当責任者を指定し、防火安全対策を講じる。

(5) 長期化に備えた体制整備

避難の長期化等必要に応じて、避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態および医師や看護師等による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講じるよう努める。

また、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無および利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみの処理状況など、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

(6) 災害時要配慮者への配慮

災害時要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、障がい特性や個々の状態およびニーズを把握し、必要に応じ二次避難所（福祉避難所）への移送、協定にもとづく福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を行う。

二次避難所（福祉避難所）の運営は、障がい特性に応じた支援が必要であり、避難所から二次避難所（福祉避難所）への移送手段についても確保する。

また、災害時要配慮者の特性に応じて必要となる物品を確保する。

(7) 避難所が不足する場合、野外に受入施設を開設

避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入施設を開設する。

野外に受入施設を開設した場合の都福祉局および関係機関への連絡ならびに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。

野外受入施設の開設に必要な資材が不足するときは、都福祉局に調達を依頼する。

野外受入施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間または応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

(8) 車中泊への対応

① 車中泊避難者の把握

避難所敷地内での車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者等を含めた避難者等にかかる情報の早期把握をする。

② 健康面についての相談･支援

健康面等についての相談・支援などは、保健管理班に繋げ、対応する。

また、エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発に努める。

(9) 避難所運営状況の報告と記録

避難所責任者は、避難所の運営記録として「避難所運営日誌」（様式9-4）を作成し、運営状況について、毎日午前10時までに災害対策本部に報告する。

(10) 避難所の集約･閉鎖

市本部は、施設の本来の機能を回復するため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の集約および解消を図る。

避難所を閉鎖した場合は、都に報告する。

2－3 ボランティアの受入れ

避難所においては、多くの人員が求められるため、避難所運営班は、市災害ボランティアセンターを通じて、避難所でのボランティアの応援要請を行う。

受入れに当たっては、「避難所管理運営の指針」に基づいたマニュアル等の業務手順により、ボランティアを受け入れる。

3 動物救護

3－1 動物愛護の活動方針

都獣医師会、動物関係団体の設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護、援護を行うものとし、市は、この活動に協力する。

3－2 動物の飼養場所の確保

市は、動物愛護の観点から、動物の飼養場所を避難所施設に応じて確保するとともに、動物の適正飼養の指導等を行う。

避難所内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼養場所を確保する。

3－3 都･関係団体へ情報提供

把握する避難所等における動物の飼養状況については、都・関係団体へ情報を提供する。

4 避難者の他地区への移送等

4－1 避難者の他地区へ移送

(1) 他市区町村への避難についての調整

市長は、市内の避難所に被災者を受け入れることが困難な時は、被災者の他地区(近隣の非被災地区または小被災地もしくは隣接県)への移送について、知事(都福祉局)に要請する。

なお、相互応援協定等の締結先市区町村や、他の市区町村長に協議した場合、その旨を都知事に報告しなければならない。

(2) 移送先における避難所管理者の決定

被災者の他地区への移送を要請する場合は、市職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の市区町村に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させる。

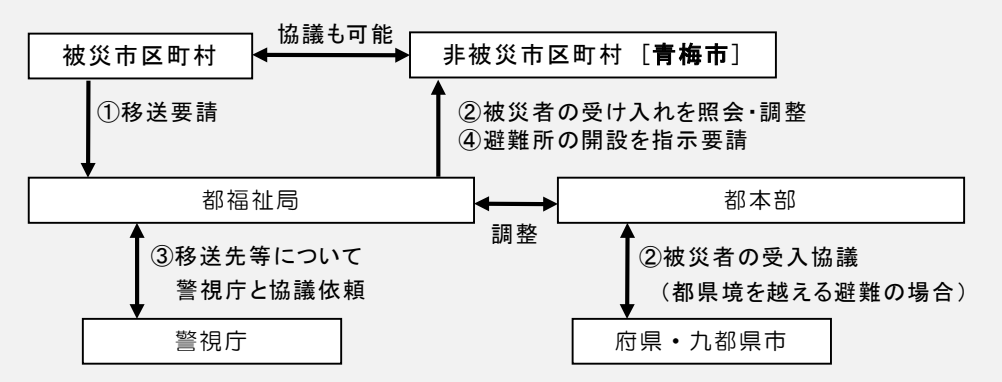
(3) 営業用バスの借上げ

移送に当たっては、営業用バスを借り上げて行うものとするが、必要に応じて、防災関係機関の応援を要請する

4－2 他地区からの避難者の受入れ

都知事から他地区の避難者を受け入れるため避難所の開設の指示を受けた場合は、各避難所の状況を考慮の上、選定・開設し、受入体制を整備するとともに、市職員を派遣して避難所運営に協力するものとする。

■業務手順図



5 孤立地域応急対策

災害時における孤立の内容は大別して、情報通信の孤立と交通手段の孤立である。このため、孤立が予想される地域について、通被害実体の早期確認と救急救助活動の迅速な実施、緊急物資等の輸送、道路の応急復旧による生活の確保に重点を置いた対策を推進する。

5－1 孤立実態の把握対策

孤立予想地域に対し、NTT回線および防災行政無線等を活用して、孤立状況の確認を行うとともに、孤立状況および被害の概要について情報収集を行う。

5－2 救助･救出対策

① ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要をただちに都に速報する。

② 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配意する。

③ 孤立地域内の災害時要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討して、必要に応じて都または他の市区町村の応援を得て、救出を推進する。

5－3 食料品等の生活必需物資の搬送

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段の確保が困難な場合は、都に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。

5－4 道路の応急復旧活動

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、オートバイ、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

第１０章　備蓄・供給・輸送対策

第１節　現状と課題

災害により平常時の市場流通機能が被害を受けた場合でも、避難者の生命を守るため、食料・飲料水・毛布等の生活必需品を確保するとともに、その物資を迅速かつ的確に避難者へ供給する必要がある。

また、災害時要配慮者などの多様なニーズに対応できる調達体制を整備するとともに、一時集積場所や運送業者との協力による輸送力の向上などを図っていく必要がある。

市では、食料・飲料水のほか、毛布、敷物、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品などの生活必需品や感染症対策に必要な物資等を備蓄するとともに、必要な物資等の調達について、民間企業等と災害時の生活物資の供給協定を締結している。

第２節　対策の方向性と到達目標

被災者に食料、飲料水、ミルクおよび生活必需品等が速やかに供給できるように、事業者との連携により、流通物資も含めた市の備蓄体制の充実を図る。また、自助・共助の観点から個々の家庭における備蓄や民間企業における備蓄促進を図っていく。

到 達 目 標

- 都との連携により、３日分の食料を確保する

  市は想定避難所生活者（１３,００７人）の２日分の食料を備蓄する。

  １日目は、ビスケット類（水・熱不要のため。ただし咀嚼困難者には柔軟に対応する。）

  ２日目は、アルファ化米類

  ３日目以降は、都からの供給および民間協定先からの調達とする。

  家庭においては、自助として家族３日分以上の食料を備蓄することとする。

- 備蓄食料を避難所にも備蓄する

  防災倉庫に食料を分散配置し、災害対策本部の決定による被害状況に応じた配分供給を原則とするが、発災１日目の避難所への供給困難を考慮し、想定避難者数の１食分以上を避難所にあらかじめ備蓄することとする。

- 飲料水の供給

  想定では、水道の使用ができなくなる断水率が21.7%となる。

  開設された災害時給水ステーションに、市民が自ら容器を持参し供給を受ける。

  避難所については、発災から12時間以内に、市がポリタンク等により給水拠点から飲料水を運び、避難者に供給する。

  また、消火栓および避難所応急給水栓を使用した応急給水用資機材を設置し、利便性の向上を図る。

- 物流業者との連携による物資管理体制の向上

- 専門的な民間企業との調整を図り、物資の効率的管理および迅速な供給を目指す。

【備蓄・供給・輸送対策】

災害前の行動（予防対策）

1 食料および生活必需品等の確保

1 食料・生活必需品等の確保
2 飲料水および生活用水の確保
3 燃料の調達体制の整備

2 備蓄倉庫および輸送拠点の整備

1 備蓄倉庫の整備
2 輸送拠点の整備

3 輸送体制の整備

1 緊急通行車両の確保
2 民間協力体制の整備

災害直後の行動（応急対策）

1 備蓄物資等の供給

1 配布基準
2 食料の給与
3 生活必需品の給(貸)与
4 飲料水の供給
5 乳幼児救護

2 物資の調達

1 食料の調達
2 生活必需品の調達

3 義援品の募集・受付

1 義援物資の取扱い
2 義援品に関する広報

4 輸送車両の確保

1 車両および燃料の調達
2 緊急車両の配車

災害後の行動（復旧対策）

1 物資等の供給

1 炊き出しの実施
2 都への応援要請
3 炊き出し等の記録および報告

2 飲料水等の確保

1 飲料水の消毒
2 生活用水の確保

3 物資の調達および輸送

1 多様なニーズへの対応
2 物資の輸送

第３節　予防対策

【施策の方向】

多数の被災者の生活を維持するため、常時から食料、生活物資の備蓄を行う必要性がある。また、各種応援団体からの物資等を避難者に供給するための、拠点および体制の整備が必要となる。

そのため、備蓄の強化と備蓄倉庫等を含めた拠点の整備、また、民間協力団体との協定締結による体制の整備を行う。

施策の方向	対策
1 食料および生活必需品等の確保	市は、被災者の生活の維持のため、立川断層帯地震における最大避難所生活者数（13,007 人）を想定し、食料、生活物資の備蓄、調達体制の強化を図る。 ・都との連携により、3日分の物資を確保 ・民間企業との協定による必要物資の確保
2 備蓄倉庫および輸送拠点の整備	備蓄物資の輸送や物資の調達、被災者への配分が円滑に行われるように、分散備蓄の推進や調達体制、輸送体制の整備に努める。 ・備蓄物資の輸送方法、調達方法等の設定
3 輸送体制の整備	物資や人員の緊急輸送を効率的に実施するため、緊急輸送道路を通行できる車両の確保や輸送関連業者等への協力を要請する。 ・車両の管理体制の明確化

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担当	対策内容
1 食料および生活必需品等の確保	防災課	• 必要な食料、飲料水、ミルク、生活必需品等を備蓄
2 備蓄倉庫および輸送拠点の整備	防災課	• 備蓄物資の管理 • 備蓄倉庫の整備 • 輸送拠点の選定 • 物資の調達および輸送、配分体制の整備
3 輸送体制の整備	総務契約課	• 緊急通行車両の調達体制の整備
	防災課	• 民間協力体制の整備
	土木課	• 山間部市道の災害予防対策

1 食料および生活必需品等の確保

1－1 食料・生活必需品等の確保

(1) 備蓄量の目安

立川断層帯地震における最大避難所生活者数（13,007人）を基準とし、都と連携して、発災後３日分の物資の確保に努める。

(2) 備蓄品目

資料編 2-10-1「備蓄物資」

① 食料

市は、大規模な災害等により、食料の調達が困難な被災者に給与するため、アルファ化米、ビスケット等の食料を備蓄する。

なお、備蓄に当たっては、市で備蓄すべき品目・数量、民間事業者等から調達する品目・数量について十分検討を行う。

② 生活必需品

市は、避難所において必要となる生活必需品の寝具、身の回り品、日用品、紙おむつ、トイレットペーパー等を備蓄する。

また、感染症対策として、マスク、消毒液等を備蓄する。

なお、備蓄に当たっては、品目、数量について十分検討するとともに、民間事業者から調達する品目・数量についても十分検討する。

③ 女性や災害時要配慮者等への配慮

災害時要配慮者に配慮したおかゆ、減塩食品等、口への入れやすさやアレルギー対策などに配慮した食料の確保や、女性向けの生活必需品、乳幼児用の紙おむつや粉ミルク等の確保を図る。

④ 季節、被災地の実情に配慮した備蓄

物資の確保に当たっては、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

(3) 民間協力体制の整備

資料編 2-5-4「災害時応援協定」

市は、長期間保存が困難なもの、その他備蓄に不適当なものについては、製造者および販売店等から調達する。

そのため、災害時に製造者および販売店等から円滑に調達できるよう、協定の締結等、協力体制の強化に努める。

(4) 市民の備蓄促進

災害時は平常時には予測できない市場流通の混乱、物資の入手困難が予想されるため、食料、飲料水、常備薬等、最低３日分程度の家庭内備蓄を指導・啓発する。

(5) 炊き出し実施体制の整備

災害時における食料の炊き出しについては、市の給食施設等を活用し、給食担当職員を中心に、各種団体、ボランティアによる要員の確保を図る。また、災害時において都市ガスが使用できなくなった場合、LPガスを利用できる設備の整備などの実施体制の整備を図る。

1－2 飲料水および生活用水の確保

(1) 都の取組

資料編 2-10-3「上水道施設の現況」

都は、都水道局職員が駆けつけなくとも、自主防災組織等が円滑な応急給水活動を開始することができるように施設整備等を行う。

また、災害時給水ステーション（給水拠点）が遠い地域等への対応を図るため、消火栓等を活用した仮設給水栓からの応急給水を始めとする多面的な飲料水および生活用水の確保策について、都水道局および市の役割分担を基本としつつ、自助・共助による応急給水の実施を支援する。

生活用水についても同様に復旧状況も踏まえ、必要量の確保に努める。

(2) 市の取組

資料編 2-10-2「応急給水の資器材」

市は、応急給水に必要な資器材（ウォータパッカー、ポリタンク）等を整備する。

なお、消火栓、排水栓の活用については青梅消防署と連携し、都が配布する応急給水栓および消防ホース等の初期消火資器材の活用要領についても併せて普及を図る。

また、災害時に生じる広域濁水の解消および給水活動を実施するため、都水道局と連携し、都が避難所に設置した応急給水栓の活用について普及を図る。

1－3 燃料の調達体制の整備

大規模な地震災害発生時には、電気やガス等のライフラインが被災し、供給に支障が生じると、災害応急対策活動や住民生活に大きな影響を及ぼすため、市ではLPガスや石油燃料の確保・供給が図れるよう、都と関係団体の協定締結の状況を踏まえながら、団体支部との協定締結等、確保・供給体制の確立に向けて取り組む。

2 備蓄倉庫および輸送拠点の整備

2－1 備蓄倉庫の整備

資料編 2-10-1「備蓄物資」

(1) 備蓄物資（都の事前寄託分を含む。）の管理

市は、賞味期限や人口の増減等を考慮しながら、備蓄物資の更新および見直しを行い、品質の管理を行う。

(2) 備蓄倉庫の整備

市は、14箇所の備蓄倉庫を有しているが、交通の利便性や地区のバランス、地域性を考慮し、学校の余裕教室を活用するなど、災害時の交通遮断を考慮し、分散備蓄の場所の確保に努める。また、各避難所に収容予定人数の１食分以上を備蓄する。

2－2 輸送拠点の整備

(1) 輸送拠点の選定

市は避難所等へ食料および生活必需品等を搬送するための仕分けや一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を選定し、都総務局に報告する。

(2) 物資の調達および輸送、配分体制の整備

市は、備蓄(都の事前寄託分を含む。)する食料、生活必需品等の輸送および配分の方法についてあらかじめ定める。

また、大規模災害発生時に物資を円滑に調達できるよう、平素から調達先と十分に協議し、市内の食料生産者、その他販売業者、流通業者等と物資調達に関する契約および協定を締結するなど、物資の調達体制の整備に努めるとともに、輸送業者と十分協議し、協定を締結するなど輸送力の確保に努める。

災害時に届けられる支援物資については、円滑な受入れと荷捌きにより、物流業者の意見等を踏まえながら、効率的な配布ができるよう検討する。

3 輸送体制の整備

3－1 緊急通行車両の確保

資料編 2-4-3「市所有車」

災害時において、所有する車両を円滑かつ効率的に活用できるよう、車両の管理体制を明確にするとともに、緊急輸送道路を通行するための事前の登録等を行っておく。

市では、災害時に備え、総務契約課が、全ての市所有車両について緊急通行車両の確認申請を行い、緊急通行車両事前届出済証の交付を受けている。

3－2 民間協力体制の整備

資料編 2-5-4「災害時応援協定」

大規模な災害が発生した場合、市の所有する車両が不足する可能性があることから、災害時において、輸送関連事業者、建設関連事業者等に協力が得られるよう、協定の締結、合同訓練の実施等、協力体制の強化に努める。

第４節　応急対策

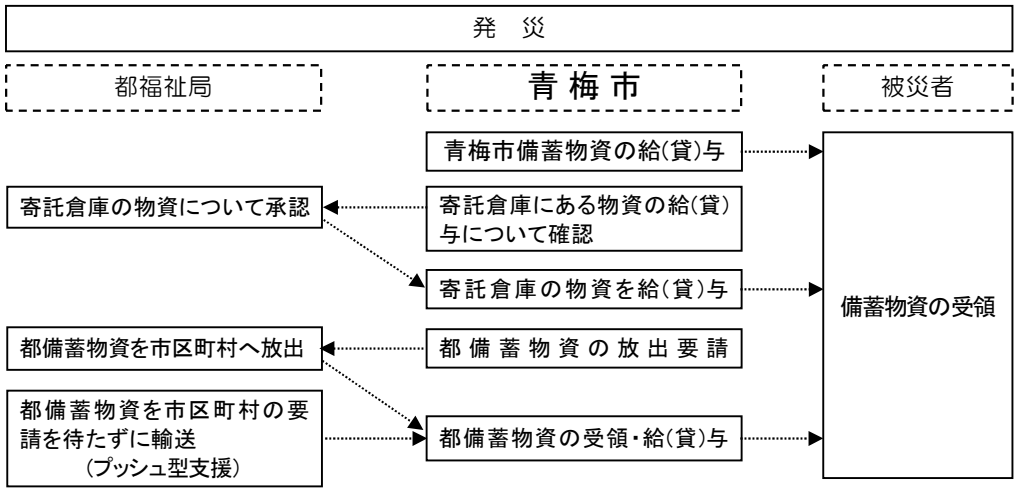
【活動のポイント】

実 施 項 目	活　動　の ポ イ ン ト
1 備蓄物資等の供給	食料、生活必需品等、市が備蓄している物資を、被災者に迅速に供給する。
2 物資の調達	大規模災害時には、食料および生活必需品の供給や販売が一時的に麻痺することが予想されることから、応援協定締結先等から速やかに食料および生活必需品を調達し、被災者等に供給できる措置をとる。
3 義援品の募集・受付	市は、義援品については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について広く広報して募集する。
4 輸送車両の確保	大規模災害により、市内の避難所のみでは避難者を収容できない場合は、速やかに他市町村また都に要請し、受入先を確保し、被災者を移送する。

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担　当	対　策　内　容
1 備蓄物資等の供給	避難所運営班	• 備蓄物資の供給
2 物資の調達	商工業振興班	• 物資の調達
3 義援品の募集・受付	広報班	• 義援品の広報
	避難所運営班	• 義援品の配分
4 輸送車両の確保	総務班	• 車両および燃料の調達 • 緊急車両の配車

1 備蓄物資等の供給



1－1 配布基準

配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。

ただし、この基準により難い事情がある場合(期間の延長、特別基準の設定)は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認(内閣総理大臣の承認を含む。)を得て定める。

1－2 食料の給与

(1) 食料給与の考え方

① 炊き出し体制が整うまで

炊き出し等の体制が整うまでの間は、市および都の備蓄または調達する食料等を支給する。

② 輸送体制が確保されたら

道路障害物除去が本格化して輸送が可能と考えられる４日目以降は、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等の加工食品の調達体制を整える。

③ 支給対象者

- 避難指示等にもとづき、避難所に収容された者
- 住家が被害を受け、炊事の不可能な者
- 食料の供給機能が混乱し、通常の調達が不可能となった者
- 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない者
- 災害応急対策活動従事者（※災害救助法の実費弁償の対象外である）

(2) 備蓄食料の輸送

地域経済対策部は、備蓄または調達要請等した食料の輸送を、総務防災対策部および都トラック協会多摩支部等の協力を得て行う。

(3) 給与の方法

① 給与基準

ア 災害救助法適用前

市がその責任において実施する被災者に対する食品給与の配布の基準は、災害救助法適用後において適用される食品の給与の基準を準用する。

イ　災害救助法適用後

災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第３条により都知事の定める食品の給与の基準とする。

②　被災者への食品の給与場所

被災者に対する食品の給与は、原則、避難所とし、健康福祉対策部が行うことを基本とする。

避難所では、避難所担当職員が、自治会やボランティア等で組織された避難所運営組織の協力を得て食料を配布する。

③　被災者への食品等の給与方法

被災者に食品等の給与を実施する場合、給食の順位、給食の範囲、献立、炊出方法等について定めるとともに、炊き出しに必要な人員、調理器具、熱源等を確保する。

なお、市備蓄品は、原則として、発災当日はビスケット等、翌日以降は米飯の順で、調達物資（救援物資も含む）の配分計画を立て配分する。

配分に当たっては、災害時要配慮者を優先する。

④　都福祉局の事前配置する備蓄物資

備蓄物資(ビスケット等)として都福祉局が市に事前に配置してあるものは、都福祉局長の承認を得て市が輸送し被災者に給与する。ただし、緊急を要する場合は、被災者への給与を優先して実施し、事後に報告するものとする。

⑤　都福祉局への備蓄物資の放出要請

必要に応じて、東京都災害情報システム（ＤＩＳ）への入力等により、都福祉局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

⑥　孤立した被災者への対応

被災者の中でも、交通およびライフラインの途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水および生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

(4) 食品給与の記録および報告

給食班長は、炊き出しおよび食品給与の状況を随時本部長に報告するとともに、「炊き出し食品給与記録」（様式１０-1）、「炊き出しのための食材受払簿」（様式１０-２）により活動の状況を取りまとめ、所掌業務完了後、速やかに本部長に報告するものとする。

1－3 生活必需品の給(貸)与

(1) 支給対象者

① 避難指示等にもとづき、避難所に収容された者
② 住家被害（全・半壊、全・半焼、流出･床上浸水、土砂のたい積等）を受け、日常生活に大きな支障をきたしている者
③ 生活物資の供給機能が混乱し、通常の調達が不可能となった者

(2) 備蓄生活必需品の輸送

地域経済対策部は、備蓄生活必需品の輸送を、総務防災対策部および都トラック協会多摩支部等の協力を得て輸送を行う。

(3) 給(貸)与の方法

① 配付基準

ア 災害救助法適用前

被災者に対する生活必需品の給（貸）与基準は、災害救助法適用後において適用される基準に準ずる。

イ 災害救助法適用後

災害救助法適用後は、災害救助法施行細則により都が定める基準（昭和38年東京都規則第136号）による。

② 被災者への生活必需品の給(貸)与場所

被災者に生活必需品等を給(貸)与する場所は、避難所を原則とし、健康福祉対策部の職員が、必要に応じて他部の応援を得て行うことを基本とする。

避難所では、避難所担当職員が、自治会やボランティア等で組織された避難所運営組織の協力を得て配布する。

③ 給(貸)与の実施が困難な場合

給(貸)与の実施が困難な場合は、都本部に応援を要請する。

④ 都福祉局の事前配置する備蓄物資

備蓄物資(毛布、敷物等)として、都福祉局が市に事前に配置してあるものは、都福祉局長の承認を得て市が輸送し、被災者に給(貸)与する。ただし、緊急を要する場合は事後に報告する。

⑤ 都福祉局への備蓄物資の放出要請

必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により、都福祉局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

⑥ 男女のニーズの違いへの配慮

男女のニーズの違いを把握し、女性用品についても充分な量を確保し、供給する。

(4) 配分状況の記録および報告

様式編 １０-３「物資管理簿」

避難所運営班長は、生活必需品の配分状況を随時本部長に報告するとともに、活動の状況を取りまとめ、所掌業務完了後速やかに本部長に報告する。

1－4 飲料水の供給

(1) 都の給水態勢

都は、震災情報システム等を活用し、発災後ただちに応急給水の実施に係る計画を定め、給水態勢を確立する。

(2) 都との連携による応急給水

資料編 2-10-3「上水道施設の現況」

① 浄水場(所)・給水所等(災害時給水ステーション(給水拠点))

浄水場(所)・給水所等においては、都が応急給水に必要な資器材等を設置し、市が市民等への応急給水を行う。市民は自ら容器を持参するものとする。

環境対策部は他部からの応援職員により、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、給水を行う。容器を持参できない市民には、給水袋等を用意する。

資料編 2-10-2「応急給水の資器材」

② 応急給水用資機材

市または自主防災組織は、都が配布している消火栓等を利用した応急給水用資機材を活用し、避難所、避難場所、公園等において、応急給水を行う。

③ 避難所への水の供給

飲料水を車両輸送する必要がある避難所では、都が市により設置された仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、市が住民等への応急給水を行う。

また、避難所への水の補給を迅速に行うため、必要に応じて環境対策部は、都トラック協会多摩支部や応援機関等の協力を得て、市が用意するポリタンクによる水の搬送を行う。

④ 給水基準

震災時における飲料水の給水基準は、１日１人当たり３リットルとする。

⑤ その他の手段による給水活動

関係各部は、給水拠点以外に次の手段で被災者への給水活動を行う。

活動種別(担当対策部)	活動内容
1 流通備蓄品の提供 (地域経済対策部)	各対策部での必要物資および数量(避難所の災害時要配慮者用、医療機関用等)を調査の上、必要数を協定締結先から調達し、要請元へ配送する。
2 井戸の活用 (総務防災対策部)	必要に応じて井戸の所有者、管理者等に井戸水供給を要請する。今後、民有井戸の活用について検討する。

⑥ 医療施設等への応急給水

後方医療機関となる病院および重度心身障がい児施設等の福祉施設について、当該施設から災害対策本部に緊急要請があった場合は、都に対し車両等による飲料水の輸送の要請を行う。

(3) 広報

環境対策部および都水道局は、災害時給水ステーションを開設した場合は、周知や情報提供を積極的かつきめ細かく実施し、市民の不安の解消に努める。

なお、実施に当たっては、企画対策部に広報班の協力を求め、広報車等を活用し、次の内容について広報する。

①給水場所、給水時間、利用方法等
②断水の解消見込み等

(4) 応援要請

都水道局は、給水計画にもとづき必要な車両、応急給水資機材等を確保するが、応急活動を実施することが困難な場合、他自治体等に応援を要請する。

(5) 給水活動の記録および報告

下水道班長は、給水活動の実施状況を随時本部長に報告するとともに、「飲料水供給記録」（様式１０-４）および「給水用機械器具燃料および浄水用薬品資材受払簿」（様式１０-５）により活動状況を取りまとめ、所掌業務完了後速やかに報告するものとする。

１－５ 乳幼児救護

(1) 救護の対象

救護の対象となる乳幼児は、１年６ヶ月未満のものとする。

(2) 救護の内容

保健管理班は、乳幼児救護班を編成し、調乳、ほ乳瓶の調達、貸与および授乳を行い、乳幼児の栄養補給に努める。

災害の発生した場合またはそのおそれがある場合は、罹災乳幼児の栄養補給の必要数を把握し、調製粉乳その他の救助物資を携行し、避難所運営班長の指示により被災地または避難所等において、乳幼児の栄養補給を行う。

災害の状況により、市の能力では措置できない場合は、西多摩保健所を通じて都に応援を要請する。

乳幼児救護班の編成

名 称	班数	構 成			
		医 師	保健師	事務	計
乳幼児救護班	２	１	１	１	３

２ 物資の調達

２－１ 食料の調達

(1) 調達計画の策定

被災者に対する炊き出しその他による食品の給与のため、調達(備蓄を含む。)計画を策定する。

調達計画は、食品の多様化や高齢者等に配慮した主食、副食の調達数量、調達先およびその他調達に必要な事項について定める。

(2) 米穀等の調達　様式編　１０-６「災害用米穀調達指示書」　１０-７「災害用米穀購入報告書」

避難所等の体制が整い、米の炊出しによる食料供給が可能となった段階で、次の方法で実施する。

① 災害時における応急供給による措置

ア 本部長の措置

本部長は、被害の状況により市内の登録小売販売業者および食料供給に関する応援協定締結業者から炊き出しに必要な精米を購入する。米穀の調達量に不足のある場合、または不足を生じると認める場合、本部長は都知事に調達を要請する。

イ　都の措置

都福祉局は、本部長からの米穀の調達要請があった場合は、都産業労働局へ調達を依頼する。都産業労働局は、農林水産省農産局（農産政策部）貿易業務課と協議し、米穀販売業者の在庫状況により、精米を調達して提供する。

なお、米穀販売業者の在庫で不足する場合は、農林水産省農産局（農産政策部）貿易業務課と協議し、他県からの応援を求めるほか、政府保有の玄米を米穀販売業者に委託して精米し、調達する。

②　災害救助法が適用された場合の措置

市が災害救助法の適用を受けた場合、市の被災者への米穀の調達は都知事が行う。政府米の引渡しは、「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号）」による。

③　米穀の基準量

災害時に、被災者および救援等作業従事者に対して調達する米穀の基準量は次のとおりとする。

被災者および救援等作業従事者用米穀	1食当たり	精米 180g（玄米 200g）

④　災害用物資の受渡

災害用物資の受渡は、他に定める場合を除き、「災害用物資受領書」（様式10-8）により行う。

ただし、受渡し時に受領書を発行することが困難な場合は、担当責任者の仮受領書により処理し、後に受領書を交付することができる。

⑤　副食品の調達

地域経済対策部は、米穀以外の副食品の調達が必要な場合は、西東京農業協同組合等を通じて調達を図るものとするが、不足する場合は、都福祉局に要請する。

⑥　災害時要配慮者等への配慮

災害時要配慮者に配慮したおかゆ、減塩食品等、口への入れやすさやアレルギー対策などに配慮した食料等を確保し、供給する。

⑦　調達食料の輸送

調達等した食料の受入れ、仕分け、保管等が必要な場合は、輸送拠点において対応し、避難所等の配送先へ輸送する。業者から調達する食料は、原則として調達業者に指定地までの輸送を依頼する。

調達食品の輸送拠点は、原則として次のとおりとするが、状況により、交通および連絡に便利な公共施設を選定する。

■地域内輸送拠点一覧

施設名	所在地	電 話
青梅市役所	東青梅1－11－1	0428－22－1111
梅郷市民センター	梅郷3－749－1	0428－76－0404
沢井市民センター	沢井2－682	0428－78－8304
小曾木市民センター	小曾木3－1656－1	0428－74－5332
成木市民センター	成木4－644	0428－74－5204

2－2 生活必需品の調達

(1) 調達計画案の策定

震災時において実施する被災者に対する生活必需品等給(貸)与のため、調達(備蓄を含む。)計画を策定する。

調達計画は、被災世帯を想定して生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。

(2) 生活必需品の調達

① 調達先

ア 調達は生活必需品（日用品）供給に関する応援協定締結先等に協力を依頼する。

イ 市の調達数量に不足を生じた場合、または調達不可能な場合は、都福祉局に要請する

ウ 災害救助法適用後、生活必需品等の給(貸)与の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を物資調達・輸送調整等支援システムにより都福祉局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、現地調達する。

② 生活必需品の集積地および輸送

地域経済対策部は、調達要請等した生活必需品の輸送を、総務防災対策部および都トラック協会多摩支部等の協力を得て行う。また、調達等した生活必需品の受入れ、仕分け、保管等が必要な場合は、輸送拠点において対応し、避難所等の配送先へ輸送する。

なお、業者から調達する生活必需品は、原則として調達業者に指定地までの輸送を依頼する。

調達品の集積地は、原則として、同節２－１(2)「⑦ 調達食料の輸送」のとおりとするが、状況により、交通および連絡に便利な公共施設を選定する。

3 義援品の募集・受付

3－1 義援物資の取扱い

平成24年7月31日に発表された『中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告』では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。

市は、義援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。

(1) 義援品の受付

義援品の受付場所は、原則として市役所とし、義援品の受付状況等に応じて市民センター等の公共施設に臨時受付場所を設置する

(2) 義援品の配分

都で仕分けされた義援品および直接寄せられた義援品は、他の救援物資と同様に、避難所運営班が、受入れから配分計画にもとづく被災者への配分までの業務を行う。

(3) 義援品の報告

市は、必要に応じて都に義援品の受付状況等を報告する。

3－2 義援品に関する広報

市は、義援品については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について広く広報して募集する。

4 輸送車両の確保

4－1 車両および燃料の調達

(1) 車両等の調達、運用

資料編 2-4-3「市所有車」

総務班長は、市各班がその所管事務遂行上必要とする車両および運行に必要な燃料を調達し、運用について調整の上配分する。

使用車両は、第１次的には市保有車両とするが、不足する場合は、青梅郵便局および東京都トラック協会多摩支部に車両の供給を要請する。調達不能となった場合は、都財務局へ調達あっせんを要請する。

防災関係機関は、独自に調達計画を作成するものとする。

なお、供給車両の用途は、概ね次のとおりである。

- 生活必需品および食料等の輸送
- 障害物の除去および運搬
- じんかい処理および運搬
- 福祉車両による災害時要配慮者の搬送

(2) 東京都トラック協会多摩支部の対応

東京都トラック協会多摩支部は、市から要請を受けた場合は、加盟会員が保有する車両、人員を提供するとともに、総務班と連携し、応急対策活動に必要な輸送活動の支援を行う。

4－2 緊急車両の配車

(1) 配車基準

総務班長は、災害時に各班の所管事務が円滑に実施できるよう、市保有車両ならびに調達車両の配分または併用、転用等、災害状況に応じた車両の運用計画を樹立する。

なお、輸送対象の優先順位は次のとおりである。

① 被災者の救出救助、医療救護のための対策要員、資器材
② 被災者の避難のための対策要員、資器材
③ その他初動期の応急対策に必要な応援要員、物資
④ 後方医療施設へ搬送する負傷病者、災害時要配慮者等
⑤ 拠点施設の応急復旧のための要員および資器材
⑥ 飲料水、食料等生命維持に必要な物資
⑦ 救助物資、生活必需品等
⑧ 遺体の検索および処理のための物資および遺体
⑨ 埋葬のための物資
⑩ その他災害対策に必要な要員および物資

(2) 配車手続き

各班長は、車両を必要とする場合は、次の事項を明示し、総務班長に要求する。

総務班長は、車両を配車するにあたり、「車両日誌」（様式１０-９）を交付し、各班使用者に使用状況を記録させる。

① 車種および積載量 ② 台数 ③ 日数および引渡場所

(3) 車両運行等の記録

総務班長は、「配車車両輸送記録」（様式１０-１０）、「配車車両燃料および消耗品受払簿」（様式１０-１１）、「配車車両修繕記録」（様式１０-１２）により、配車車両の輸送記録、燃料等の受け払いおよび修理費等について記録し、その業務完了後、ただちに本部長に報告するものとする。

第５節　復旧対策

【活動のポイント】

実 施 項 目	活　動　の ポ イ ン ト
１ 物資等の供給	震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。
２ 飲料水等の確保	飲料水の消毒および生活用水の確保を行う。
３ 物資の調達および輸送	時間の経過とともに変化する被災者の多様なニーズに応える物資を調達し、被災者に届ける。

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担　当	対　策　内　容
１ 物資等の供給	給食班	• 米飯の炊き出し
２ 飲料水等の確保	保健管理班	• 都環境衛生指導班の協力
	下水道班	• 生活用水の確保
３ 物資の調達および輸送	避難所運営班	• 避難者の必要数、ニーズの把握
	市民連絡班	• 在宅残留者のニーズの把握
	商工業振興班	• 物資の調達
	総務防災対策部	• 従事者の必要数
	下水道班	• 生活用水の確保

１　物資等の供給

１－１ 炊き出しの実施

炊き出しの実施については、原則として市の給食施設を使用する。

実施に当たっては、ボランティア・市民活動団体等と連携し、円滑な炊き出しの実施に努める。

なお、炊き出しを行う際は、感染症対策を十分に講じながら実施する。

１－２ 都への応援要請

市が、被災者に対する炊き出し、その他による食品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都福祉局に応援を要請する。

１－３ 炊き出し等の記録および報告

給食班長は、炊き出しの状況を随時本部長に報告するとともに、活動状況を取りまとめ、所掌業務完了後、速やかに本部長に報告する。

2 飲料水等の確保

2－1 飲料水の消毒

(1) 初期の対応

都が編成する環境衛生指導班が、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認する。それ以後は、住民が自主的に消毒を行えるように環境衛生指導班が住民に消毒薬を配布し、消毒方法および消毒の確認方法を指導する。

市は、都環境衛生指導班に協力する。

(2) ライフライン復旧後

ライフライン復旧後は、市民が都環境衛生指導班の協力を得て給水設備の点検および残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、適正に周知する。

2－2 生活用水の確保

市は、学校プールや雨水貯留槽等によって、避難場所・避難所における生活用水を確保する。

市民および事業者は、上水機能に支障が発生している場合には、汲み置き、井戸、河川水等によって、事業所・家庭等における生活用水を確保する。

3 物資の調達および輸送

3－1 多様なニーズへの対応

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すること、また、災害時要配慮者、女性、こどもなど避難者の特性によって必要となる物資は異なることを踏まえる。

市は、ボランティア・市民活動団体等と連携しながら、変化していく避難者ニーズの把握、ニーズに対応した物資の確保および配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。

地域経済対策部は、関係各部に調査を行い食料の需要を把握する。

把握方法は次のとおりとする。

① 避難所収容者の必要数は、避難所運営班が把握する。
② 住宅残留者の必要数は、自治会・自主防災組織等の協力を得て総務防災対策部・教育対策部が把握する。
③ 災害応急対策活動の従事者の必要数は、総務防災対策部が把握する。

3－2 物資の輸送

市は、決定した輸送拠点を都福祉局に報告し、輸送拠点で受け入れた物資を避難所等へ輸送する。

調達した食料・生活必需品等の被災者への配布については、同章第４節「１備蓄物資等の供給」と同様に行う。

第１１章　生活再建対策

第１節　現状と課題

震災後の都民の生活再建を迅速に実施するためには、被災した都民の生活環境を早期に復旧させることが重要となる。

市は、西多摩衛生組合と連携し、ごみ処理施設の計画的な整備を図っており、また、発災時のトイレ機能の確保対策の一環として、「下水道総合地震対策計画」を策定するとともに、し尿処理施設の維持管理に取り組んでいる。

立川断層帯地震では、建物の全壊が約1,300棟となり、災害廃棄物は34万トンに上ることが想定されており、避難人口も２万人近いと考えられている。

東日本大震災では、「災害廃棄物の処理の遅れが復興の妨げになっている。」と指摘されており、本市においても、被害想定を踏まえ、早期に市民生活を再建するために、トイレ機能の確保や災害廃棄物処理体制の構築に取り組む必要がある。また、罹災証明書発行を迅速に行う体制を整備していくことも重要であるため、平成29年度に「東京都被災者生活再建支援業務に係るシステム」を導入している。

第２節　対策の方向性と到達目標

罹災証明書の発行や被災者台帳の整備により、被災者の生活再建支援を明確化すると共に、生活環境の再建のため、災害時トイレ対策を推進する。

また、災害救助法の適用習熟や、災害廃棄物集積場所の確保等により早期の復興を目指した対策について定める。

到 達 目 標

- 被災者の生活再建に関する手続きの明確化
- 災害時トイレ対策の普及
  想定では、下水道管きょ被害率 4.6%にあたる世帯でトイレの使用ができなくなる。
  家庭においては、自助として便袋を備蓄する。廃棄方法は市が収集する。
  避難者に対しては、避難所施設内で損傷の無い便器を使用する際に便袋を配布する。
  （令和５年度現在 126,390 枚備蓄）
- 災害廃棄物処理の一次集積場所の確保
- 災害救助法等の適用基準の習熟

【生活再建対策】

災害前の行動（予防対策）

1 生活再建のための事前準備
- 1 罹災証明書の発行手続きの習熟および効率化
- 2 義援金の募集・配分体制の整備

2 トイレの確保およびし尿処理
- 1 災害用トイレの確保
- 2 災害用トイレの普及啓発
- 3 し尿処理体制の整備
- 4 生活用水の確保

3 ごみおよび災害廃棄物処理
- 1 ごみ処理
- 2 災害廃棄物処理

4 災害救助法等の習熟
- 1 災害救助法
- 2 激甚災害法

災害直後の行動（応急対策）

1 被災住宅調査
- 1 被災住宅の応急危険度判定
- 2 被災宅地の危険度判定
- 3 家屋・住家被害状況調査等

2 罹災証明書の発行

3 義援金の募集･受付
- 1 義援金の募集の実施の検討、決定
- 2 義援金の受付・募集

4 トイレの確保およびし尿処理
- 1 し尿処理体制の確立
- 2 仮設トイレ必要数の把握および設置
- 3 し尿処理

5 ごみおよび災害廃棄物処理
- 1 ごみ処理
- 2 災害廃棄物処理
- 3 土石、竹木等の処理

6 災害救助法の適用

7 激甚災害の指定

災害後の行動（復旧対策）

1 被災住宅の応急修理
- 1 応急修理の対象等
- 2 応急修理の方法

2 応急仮設住宅等の供給
- 1 公的住宅の供給
- 2 応急仮設住宅の供給

3 被災者の生活確保
- 1 生活相談
- 2 災害弔慰金等の支給
- 3 租税の徴収猶予および減免等に関する計画
- 4 郵便・電話料金等の免除
- 5 融資計画

第３節　予防対策

【施策の方向】

大規模な震災に市が見舞われると、多数の死傷者や多数の全半壊建築物が発生し、住民の日常生活は壊れてしまう。

こうした被災を克服し、一日も早く日常生活を取り戻すため、被災者に対する支援措置やし尿処理、災害廃棄物処理等の生活環境の回復に取り組む。

施策の方向	対策
１　生活再建のための事前準備	罹災証明書発行事務手続きの習熟および効率化を図るとともに、義援金の募集・配分に必要な手続きを明確にする。 ・罹災証明書発行事務手続きの効率化 ・義援金に関する手続きの明確化
２ トイレの確保およびし尿処理	災害用トイレを確保するとともに、都と連携し、避難所や避難場所等から収集したし尿の処理体制を確保する。 ・災害用トイレの普及啓発 ・都下水道局との覚書にもとづき多摩川上流水再生センターへの搬入体制を整備
３ ごみおよび災害廃棄物処理	災害発生時に大量にごみや災害廃棄物が発生すると予測されるため、一次集積場所の確保や運搬体制など、ごみおよび災害廃棄物の処理体制を整備する。 ・災害廃棄物の一次集積場所の確保
４　災害救助法等の習熟	災害時に、災害救助法等の適用手続きが速やかに行えるように、職員は、適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。 ・災害救助法等の適用基準の習熟

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担　当	対策内容
１　生活再建のための事前準備	課税課	• 罹災証明書の発行手続きの習熟および効率化 • 青梅消防署との連携体制の確立
	収納課	
	会計課	• 義援金手続きの明確化
２ トイレの確保およびし尿処理	防災課	• 災害用トイレの普及啓発
	環境政策課	• し尿処理体制の整備
	清掃リサイクル課	
３　ごみおよび災害廃棄物処理	環境政策課	• ごみ処理体制の構築
	清掃リサイクル課	
４ 災害救助法等の習熟	財政課	• 災害救助法等の適用基準の習熟

1 生活再建のための事前準備

1－1 罹災証明書の発行手続きの習熟および効率化

① 罹災証明書発行体制等についての災害対策基本法にもとづき、証明書を遅滞なく交付するため、被災者生活再建支援業務に係るシステムを活用し、住家被害認定調査手法や、罹災証明書発行体制を構築するとともに、罹災証明書発行事務の効率化を図る。

② 調査手法や罹災証明書事務手続に関する職員研修を実施する。

③ 青梅消防署との事前協議、協定締結および訓練により罹災証明書交付にかかる火災被害の情報共有等の連携体制を確立する。

1－2 義援金の募集･配分体制の整備

① 義援金品の受付は、原則として市が開設した窓口および銀行口座振込とする。

② 受領した義援金については、受付記録を作成し、寄託者に受領書を発行する。ただし、銀行口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

③ 市は、被災者に配分するまでの間、企画対策部長名義の普通預金口座に保管し、管理に際しては、受払簿を作成する。

④ 市は、青梅市災害義援金配分委員会設置要綱にもとづき、配分内容を決定する。

⑤ 都に東京都義援金配分委員会（以下本節において「都委員会」という。）が設置された場合は、義援金の受付状況について都委員会に報告するとともに送金する。

⑥ 都委員会から送金された義援金を、配分計画にもとづく配分率および配分方法により被災者に配分し、被災者への義援金の配分状況について、都委員会に報告する。

⑦ 被災者等に対する義援金の募集を必要とする場合は、広報紙、報道関係機関および災害関連支援団体の協力を得て、広く広報を実施し、募集する。

2 トイレの確保およびし尿処理

2－1 災害用トイレの確保

市は、災害発生当初は、避難者約50人当たり１基の災害用トイレの確保に努める。

(1) 市の取組

① 上下水道が停止しても、便座が使用できる場合に利用できる便袋の備蓄を進める。

② 災害時要配慮者の利用を想定して、車椅子使用者対応トイレ等の設置、一般トイレの洋式化、育児・介助者同伴や性別に関わらず利用できる男女共用トイレ等の設置などバリアフリー化を推進する。

③ 強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利便性の確保を図る。

④ 仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。

⑤ 避難者の生活拠点となる施設にマンホールトイレを整備し、トイレ環境の改善を図る。

(2) 事業所および家庭の取り組み

① 当面の目標として、３日分の便袋、トイレ用品を備蓄

② 水の汲み置き等により生活用水を確保

2－2 災害用トイレの普及啓発

① 市や各機関は、仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ市民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。

② 災害用トイレの設置や利用等の経験は、極めて重要であり、市は災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練・利用訓練等）を実施する。

2－3 し尿処理体制の整備

① し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿処理運搬車等の確保に向けて、民間業者との協定の締結等を図る。

② 都下水道局が管理する水再生センターへの収集・運搬体制の確保等を図る。

2－4 生活用水の確保

避難所毎の避難者数に応じた生活用水の確保を図る。

3 ごみおよび災害廃棄物処理

3－1 ごみ処理

① 災害発生時に備え、ごみ処理に関する窓口体制の整備を図る。

② 市は関係機関と連携し、所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化を促進するとともに不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証し、確保を図る。

③ 市は、都環境局と協力して、処理機能の確保策に関してマニュアルに示すなど、ごみ処理体制の構築を促進する。

3－2 災害廃棄物処理

① あらかじめ、一次集積場所候補地を指定する。

② 所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証し、確保を図る。

③ 市は、災害廃棄物処理マニュアルを策定する。

4 災害救助法等の習熟

4－1 災害救助法

市長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、または該当する見込みがあるときはその旨を知事にただちに報告しなければならないため、職員は、適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。

(1) 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第１条第１項に定めるところにより、青梅市の場合には、次のいずれか一つに該当する場合、災害救助法が適用される。

① 市域内の住家のうち、滅失した世帯の数が100世帯以上であること。

② 都域内の住家のうち、滅失した世帯の数が2,500世帯以上であり、市域内の住家のうち、滅失した世帯の数が50世帯以上であること。

③ 都域内で住家の滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合、または災害が隔絶した区域に発生したものである等、被災した者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

④ 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたこと。

(2) 滅失世帯の算定基準

住家が滅失した世帯数の算定に当たっては、災害救助法施行令第１条第２項に定めるところにより、以下を基準とする。

① 滅失世帯の算定

ア 全壊世帯（住家が全壊した世帯）	1世帯で「住家の滅失した1世帯」
イ 半壊世帯（住家が半壊、または半焼する等、著しく損傷した世帯）	2世帯で「住家の滅失した1世帯」
ウ 一時居住困難世帯（住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯）	3世帯で「住家の滅失した1世帯」

② 住家の滅失等の認定

ア 住家が滅失したもの（「全壊、全焼または流出」という。）	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの。
イ 住家が半壊または半焼する等著しく損傷したもの（「半壊または半焼」という。）	住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの。 このうち、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満、またはその住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものを大規模半壊とし、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満、またはその住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものを中規模半壊とする。
ウ 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの	ア、イに該当しない場合で浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または土石・竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(3) 世帯および住家の単位

① 世帯；生計を一にしている実際の生活単位をいう。
② 住家；現実にその建物を居住のために使用している者がいる建物をいう。

ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が、遮断・独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって１住家として取り扱う。

4－2 激甚災害法

(1) 激甚災害指定基準

昭和37年12月７日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。

(2) 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模で捉え、激甚災害※として指定すること等の基準は、昭和43年11月22日の中央防災会議にて定められた。

局地激甚災害指定基準による公共土木施設等および農地等に係るものについては災害査定によって決定した災害復旧事業費が指標とされている

※ 激甚災害（激甚災害制度） 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）にもとづき、一般の災害復旧事業補助や災害復旧貸付等の支援措置に加えて特別に設けられる補助制度をいう。

第４節　応急対策

【活動のポイント】

実施項目	活動のポイント
1 被災住宅調査	二次災害防止のため、被害状況調査等にもとづき、被災建築物および宅地の応急危険度判定を地震発生直後に実施する。
2 罹災証明書の発行	被災者の生活応急対策は、罹災証明書の発行の事務のほか、災害救助法にもとづく適用準備など、市は消防署および都と連携して迅速に実施する。
3 義援金の募集・受付	都、市、日本赤十字社等各機関は、被害の状況を勘案し、義援金の募集を行うか否かを検討し、決定後、速やかに募集を開始し、受け付ける。
4 トイレの確保およびし尿処理	市は、各避難所等の避難人数、災害用トイレ、し尿収集車台数等を把握した上で、し尿収集計画を策定し、都下水道局と連携して下水道施設（水再生センターおよび下水道幹線におけるし尿受入用マンホール）への処理を実施する。
5 ごみおよび災害廃棄物処理	大量に発生するごみ、災害廃棄物等の適正処理、再利用が進むように、一次集積場所を確保し、かつ、処理体制を確立する。
6 災害救助法の適用	市長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、ただちにその旨を知事に報告する。
7 激甚災害の指定	大規模な災害が発生した場合、被害の状況を迅速に調査して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業の円滑な実施を図る。

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担当	対策内容
1 被災住宅調査	建物応急班	• 被災住宅の応急危険度判定
	都市整備対策部	• 被災宅地の危険度判定
2 罹災証明書の発行	市民班 調査班 農林班 防災班	• 罹災証明書の発行 （火災については青梅消防署と連携）
3 義援金の募集・受付	出納班	• 義援金の受付
	広報班	• 義援金の募集
4 トイレの確保およびし尿処理	環境対策部	• し尿処理体制の確立
5 ごみおよび災害廃棄物処理	環境衛生班	• ごみ処理、災害廃棄物処理
	都市整備対策部	• 土石、竹木等の除去
6 災害救助法の適用	財政班	• 災害救助法の適用
7 激甚災害の指定	財政班	• 激甚災害の指定

1 被災住宅調査

1－1 被災住宅の応急危険度判定

(1) 判定体制の確立

総務防災対策部は、余震等による被災住宅の倒壊や損壊による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、応急危険度判定が必要と認める場合は、応急危険度判定実施本部を設置し、市内の応急危険度判定員に出動を要請する。また、都に応急危険度判定員の派遣支援要請等を行う。

なお、応急危険度判定実施本部の業務は、次のとおりである。

- 応急危険度判定実施本部の運営
- 都、関係団体等への支援要請
- 応急危険度判定員の確保、受入れ
- 応急危険度判定の実施
- 応急危険度判定結果の集計、報告等

(2) 応急危険度判定の実施

① 判定対象住宅

応急危険度判定の対象となる住宅は次のとおりである。

なお、民間の事業所については、原則として、所有者・管理者の責任で行う。

判定対象住宅(実施者)	住 宅 の 定 義
民間住宅(市)	都住宅政策本部、都住宅供給公社および都市基盤整備公団等が管理する住宅以外の戸建て住宅・共同住宅
都営住宅等(都住宅政策本部および都住宅供給公社)	都営住宅および都住宅供給公社が管理する戸建て住宅・共同住宅等
都市基盤整備公団等が管理する住宅(各管理者)	都市基盤整備公団等が管理する戸建て住宅・共同住宅等

② 応急危険度判定作業の準備

総務防災対策部は、作業に必要な次のものを準備する。

- 判定基準、実施マニュアル等の資料準備
- 判定員の名簿作成と判定チームの編成
- 調査票、判定ステッカー、備品、資器材等の準備
- 判定統一のための協議実施
- 割当区域設定のための住宅地図等の準備と担当区域の配分
- 活動環境の準備（移動手段、食事、宿泊場所の確保等）

③ 判定作業の実施および結果の表示等

総務防災対策部は、応急危険度判定員を２人１組の班に編成し、被災建築物応急危険度判定を行う。判定結果は、次のとおりに３区分し、判定ステッカーを該当する建築物の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者、居住者、歩行者等に周知を図る。

なお、判定作業の実施に当たっては、全国被災建築物応急危険度判定協議会によるマニュアル等を参考とする。

判定結果の区分	ステッカーの色	判定結果の意味
危険	赤	その建築物には立ち入らないこと
要注意	黄	立入りには十分注意すること
調査済	緑	建築物は使用可能

1－2 被災宅地の危険度判定

災害対策本部が設置される規模の地震または集中豪雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災したときには、市は、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することにより、二次災害を軽減・防止し、住民の安全確保を図る。

(1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置

総務防災対策部は、被災宅地の危険度判定が必要と認める場合は、危険度判定実施本部を設置し、都に被災宅地危険度判定士の派遣支援要請等を行う。

都知事は、市から被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請を受けた場合は、都に危険度判定支援本部を設置し、速やかに被災宅地危険度判定士に協力を依頼する等、支援措置をとる。

災害の規模が極めて大きく広範囲にわたる場合は、必要に応じて道府県に対して被災宅地危険度判定士の派遣等を要請し、または国土交通省に対し被災宅地危険度判定士の派遣等について調整を要請する。

なお、危険度判定実施本部の業務内容等は、次のとおりである。

業務内容	• 危険度判定実施本部の運営 • 都等への支援要請 • 被災宅地危険度判定士の受入れ • 危険度判定の実施 • 危険度判定結果の集計、報告等
判定対象	① 宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地のうち、住居である建築物の敷地 ② 実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地 ③ ①および②に被害を及ぼすおそれのある土地

※ 宅地造成等規制法第２条第１号に規定する宅地とは、農地、採草放牧地および森林ならびに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地である。

(2) 判定作業の準備

総務防災対策部は、作業に必要な次のものを準備する。

- 判定員の名簿作成と判定チームの編成
- 割当区域設定のための住宅地図等の準備と担当区域の配分
- 調査票、判定ステッカー、備品、資器材等の準備
- 判定基準、実施マニュアル等の資料準備
- 判定統一のための協議実施
- 活動環境の準備（移動手段、食事、宿泊場所の確保等）

(3) 判定結果の実施および結果の表示等

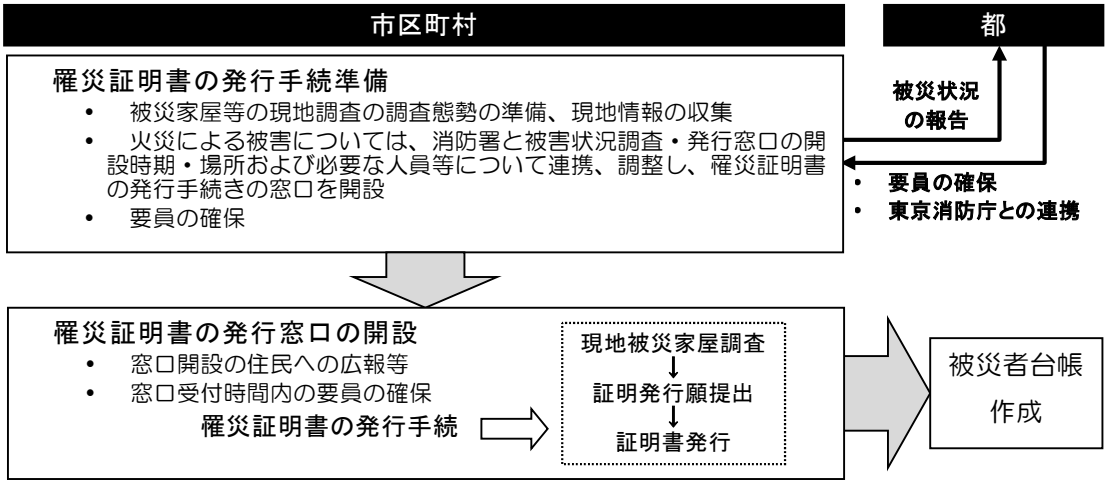
危険度判定士は、総務防災対策部と連携して危険度判定を行う。判定結果は、判定ステッカーの現地表示や文書通知等により宅地の所有者、管理者および周辺住民等へ周知する。

1－3 家屋･住家被害状況調査等

市は、住宅の応急修理、住宅の供給等のための基礎資料とするため、被災後に、国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、住家の被害状況調査を行い、都に報告するとともに被災台帳を作成する。

なお、火災による被害状況調査については、消防署が実施する。

2 罹災証明書の発行



2－1 発行場所

罹災証明書は、災害対策本部が設置されている場合は、市民対策部市民班（市民課）が人的被害、市民対策部調査班（課税課）が建築物被害、地域経済対策部農林班（農林水産課）が農林業被害について作成し、発行する。

それ以外の場合は、各課の被害調査結果にもとづき、防災課が発行する。

ただし、各課の被害調査が実施されていない場合は、必要に応じ各課に調査を要請し、その結果にもとづき発行する。

2－2 発行手続

被災者から「罹災証明（被災届出）申請書」（様式11-1）により申請を受けたものについて、被害状況調査の結果をまとめた被災台帳で確認の上、罹災証明書を発行する。

なお、台帳によって確認できないときは、申請者の立証資料をもとに、客観的に判断できる場合は、「罹災証明書」を発行することができる。また、被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援のため活用する。

2－3 証明の範囲

(1) 罹災証明書

罹災証明書は、災害対策基本法第２条第１号に規定する災害で、次の事項について証明する。

被害の種類	証明内容
(1) 住家の被害	ア 全壊（焼） イ 大規模半壊（焼） ウ 半壊（焼） エ 一部損壊（焼） オ 流失 カ 床上浸水 キ 床下浸水 ク その他市長が被害と認めるもの
(2) 人的被害	ア 死亡 イ 行方不明 ウ 負傷

(2) 非住家等の被害

非住家等の建築物被害についても証明する。ただし、下記の認定基準に該当しない程度の被害については、被災証明書または被災届出受理証で対応する。

(3) 被害程度の認定基準

① 人的被害	ア　死者とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体を確認できないが死亡したことが確実な者をいう。 イ　災害関連死者とは、当該災害による負傷の悪化または避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）にもとづき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）をいう。 ウ　行方不明者とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものをいう。 エ　負傷とは、当該災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるものをいう。 オ　負傷のうち、「重傷」とは「１か月以上の治療を要する見込みのもの」をいい、「軽傷」とは「１か月未満で治療できる見込みのもの」をいう。
② 住家の被害	ア　住家とは、人が起居できる設備のある建物、または現に人が居住している建物をいう。なお、土蔵、小屋であっても現実に人が居住している場合は、住家とみなす。 イ　世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。 ウ　棟とは、一つの独立した建物をいう。 エ　全壊とは、家屋の損壊の程度が１棟の延床面積の 70%以上に達したもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価 50%以上に達した程度のものをいう。 オ　半壊とは、家屋の損壊の程度がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のものをいう。 カ　床上浸水とは、全壊・半壊以外で、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったものをいう。 キ　床下浸水とは、住家が床上浸水に達しない程度のものをいう。
③ 非住家の被害	ア　非住家とは、官公庁庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等および土蔵・倉庫納屋等の住家以外の建物をいう。 イ　非住家被害とは、非住家に対する全壊もしくは半壊程度の被害を受けたものをいう。

2－4 証明手数料

手数料は、免除する。

2－5 証明書の様式

様式11-2、11-3、11-4のとおりとする。

なお、2-3の⑵に関する証明にかかる様式は、「罹災証明申請書」の内容に準じて作成する。

3 義援金の募集・受付

3－1 義援金の募集の実施の検討、決定

① 市、都および日本赤十字社等の関係各機関は、被害状況を勘案し、義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。

② 義援金の募集・受付に関して、市は、都、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。

3－2 義援金の受付･募集

(1) 義援金の受付

義援金は、市に直接寄託された場合は、原則として企画対策部出納班（会計課）を受付窓口とし、災害の状況に応じて、社会教育施設等の公共施設または適宜臨時受付場所を配置する。

また、銀行等に企画対策部長名義の普通預金口座を開設し、振込みによる義援金を受け付ける。

なお、受付に際しては、受付記録を作成し、保管手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

(2) 義援金品の募集

被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、広報紙、報道関係機関および災害関連支援団体等の協力を得て、広く広報を実施し募集する。

4 トイレの確保およびし尿処理

4－1 し尿処理体制の確立

資料編 2-11-1「し尿処理体制」

環境対策部は、関係機関と連携し、し尿処理体制を確立する。

4－2 仮設トイレ必要数の把握および設置

資料編 2-11-2「仮設トイレ備蓄数等」

(1) 仮設トイレ必要数の把握

環境対策部は、上・下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所を始め、被災地域におけるし尿の収集処理見込み量および仮設トイレの必要数を把握する。

(2) 仮設トイレの設置

被災者の生活に支障が生じることのないよう、速やかに備蓄トイレを設置するとともに、業者に仮設トイレの設置を依頼する。

仮設トイレ等を設置する際には、女性・要配慮者、こども等の安全性の確保等に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定等を行う。

また、発災後３日目までは、し尿収集車による収集を要しない災害用トイレを避難所等に確保するよう努める

なお、仮設トイレの基準は、災害発生当初は、避難者約50人当たり１基とする。

① 仮設トイレの調達

環境対策部は、備蓄している仮設トイレにより必要数を確保できない場合は、業者から早急に調達するとともに他市区町村および都に協力を要請する。

② 仮設トイレの設置場所

仮設トイレは、避難所等の公共施設に優先的に設置する。公園等屋外で照明施設が必要な場合は、東京電力パワーグリッド株式会社と協議の上、照明施設設置を依頼する。

③ 設置期間

上・下水道施設の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの間とする。

(3) 断水時の対応

断水した場合には、学校のプール、井戸等を活用し、災害用トイレで必要となる生活用水を確保する。

(4) 仮設トイレの管理

下水道班は、業者等と協力し、仮設トイレの管理を行う。また、設置場所の管理者および自主防災組織等に対して、日常の清掃等の管理を要請する。

① 避難所における対応

ア 発災後３日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、下水道班は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレ（便袋）を活用し、対応する。

イ 発災後４日目からは、下水道班は、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。

ウ 備蓄分が不足した場合には、環境対策部は都に対して要請する。

② 事業所･家庭等における対応

ア 上水機能に支障が発生している場合には、排水設備に異常がないか確認した上で、河川水、非常災害用井戸等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。

イ 下水道の機能に支障が発生している場合には、事業所・家庭における備蓄（災害用トイレ・便袋）を活用する。

4－3 し尿処理

(1) し尿収集計画の策定

仮設トイレ等の設置状況の把握、し尿収集計画を策定する。

確保できるし尿収集車のみでは対応できない場合に、環境対策部は、都に応援を要請する。

し尿については、被災者１人１日あたり1.4リットルの排出があるものとしてこの処理に当たる。

(2) 都への報告

都へ被害情況（廃棄物処理施設、家屋等）の報告をする。

① し尿処理委託業者作業員を班編成し、し尿の収集処理に当たる。

② 収集したし尿は、できる限り現存施設において処理する。

③ 被害が大きく平常の委託業者だけで対処できない場合は、車両の調達および作業員の雇上げ等を行い処理に当たる。

(3) し尿収集･処理の記録および報告

資料編 2-11-3「収集車両」

環境衛生班長は、し尿の収集・処理の状況を「し尿の収集・処理記録」（様式11-5）により記録し、業務完了後速やかに本部長に報告するものとする。

5 ごみおよび災害廃棄物処理

5－1 ごみ処理

(1) ごみ処理体制の確立

環境対策部は、被害に応じたごみ処理実施のため、次の準備を行う。

① 所管区域内の被災状況を確認し、災害廃棄物の発生推定量を算出、一次集積場所や最終処分場を決定し、「災害廃棄物処理計画」を策定する。
なお、ごみについては、１被災世帯につき１日あたり1.8kgの排出があるものとして推定して、この処理に当たる。

② 市の清掃施設等の被害状況および当面の収集処理能力を把握するとともに、被災施設の応急復旧措置を実施する。

③ 地区別の被害状況（廃棄物処理施設、家屋等）について都に対し報告を行うとともに、その状況および避難所・災害活動拠点の設置状況に応じて段階的な応急ごみ収集・処理計画を策定する。

④ 燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、有害ごみ等、それぞれに計画する。

⑤ 直接回収、臨時回収ステーション・一次集積場所の配置等を計画する。

⑥ 一次集積場所の配置は、立地条件・環境衛生等を考慮しながら行う。

⑦ 業者等に協力を依頼するとともに、ごみ収集車、ダンプ等を確保する。

⑧ 都への広域的応援体制の要請、ごみ処理能力に余裕がある他市区町村への応援処理を要請する。

⑨ 市民、事業所等に収集方式・分別・排出抑制・平常時収集体制への見通し等について広報するとともに、自治会単位のごみの集積を呼びかける。

(2) 処理の方法

資料編 2-11-3「収集車両」

市清掃作業班および委託業者清掃作業班を編成し、「災害発生時のごみ処理マニュアル」に沿って災害地域のごみ収集にあたる。

市が編成した班のみで対処できない場合は、車両の調達とともに作業員の雇上げ等を行い、処理する。収集したごみは、現存施設で処理する。

なお、被災が広範囲に及ぶ時などは、都や事務組合等と情報の共有化を密にして対応する。

(3) 応援の要請等

市単独でごみの収集および処理が困難な場合、必要に応じて都、他市区町村および関係団体に応援を要請する。

なお、市の処理施設で処理能力を超えるごみが発生した場合は、公共用地等を仮置き場として確保し、収集されたごみを受け入れる。

(4) ごみ収集･処理の記録および報告

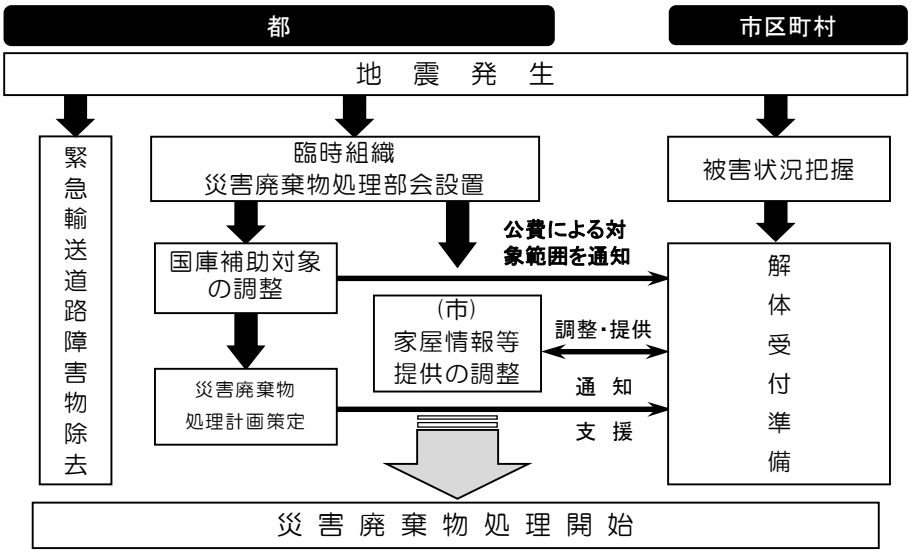
環境対策部は、ごみの収集・処理の状況を「ごみの収集・処理記録」（様式11-6）により記録し、業務完了後速やかに本部長に報告する。

5－2 災害廃棄物処理

被災（焼失、倒壊等）した建物の解体等により発生する焼却灰、木材およびコンクリートがら等（以下、「災害廃棄物」という。）を適正に処理する。

倒壊等した建物の解体は、原則として、所有者が行う。

【発災直後から2週間までの作業行程】



(1) 災害廃棄物処理体制の確立

環境対策部は、関係機関と連携し、災害廃棄物処理体制を確立し、災害廃棄物処理マニュアルに沿って再利用、適正処理を基本とした迅速な処理を実施する。

(2) 建物の解体

① 建物の解体

建物の解体は、所有者が行うことが原則であるが、個人住宅や一部の中小事業所については、阪神淡路大震災の場合と同様な特例措置を行うよう都、国へ要請する。

都市整備対策部は、特例措置が講じられた場合、申請を受付け、民間業者に作業を委託する。その他の建物については、業者のあっせん、作業の指導等を行う。

② がれきの撤去

がれきの撤去は、状況に応じて、個人住宅や一部の中小事業所に限り、都市整備対策部が申請を受け付け、民間業者に作業を委託する。その他の建物については、業者のあっせん、作業の指導等を行う。

③ 周知・受付

都市整備対策部は、解体・撤去の概要等を広報し、市民対策部、健康福祉対策部の協力を得て、避難所や被災者相談窓口等で希望者の申請を受け付ける。

④ 解体・搬出

都市整備対策部は、市民からの申出があった場合、その建物に関する権利関係等を確認し、解体、撤去することが適当かどうか判断する。その後、市内建設業者、環境対策部に協力を要請して建物の解体・仮置場への搬出を実施する。

(3) がれき処理

撤去した災害廃棄物は種類別に分別し、現存施設において処理可能なものは処理する。処理能力を超えた分および市の処理施設では処理が不可能な不燃性の災害廃棄物については、処理態勢が確立されるまで、公共用地等を臨時の積み置場として確保し仮置きする。

① 実施計画の策定

環境対策部は、災害の状況に応じて災害廃棄物の発生量を算出、一次集積場所や最終処分場を決定し都に対し報告を行うとともに、災害廃棄物処理実施計画を策定する。

② 仮置き場の設置

環境対策部は、次の種類を参考に仮置場を設置する。仮置場では、周囲の環境に十分配慮し、火災対策や散水によるほこり対策等をとる。

なお、仮置場には、原則として、廃木材、コンクリートがら、金属くず、その他の４区分による分別を徹底して搬入する。

仮置き場の種類（設置時期）	目 的	1か所当たりの設置面積	搬入対象物
第一仮置場（第一段階）	輸送効率を高めるためのもの（設置当初は道路啓開用）	最低1ha	緊急輸送道路障害物除去災害廃棄物
第二仮置場（第二段階）	輸送効率を高めるための積替基地	最低1ha	倒壊建物除去災害廃棄物
第三仮置場（第三段階）	中間処理施設および再利用施設が円滑に機能するまでの暫定的な貯留施設輸送効率を高めるための積替基地	大規模なもの	倒壊建物除去災害廃棄物

③ 分別・減量化・再利用等

災害廃棄物の発生地においては、可能な限り分別するほか、減量化および再利用の促進、有害物質の適正処理等を徹底するよう指導する。

分別項目	減 量 化	再生利用
廃木材	破砕・焼却	
コンクリートがら	破砕	埋め立て用材、路盤材、コンクリート骨材等
金属くず	－	製鉄材料等
その他	破砕等	

④ 応援協力

市の有する処理能力を上回る場合は、都に広域的応援体制の確立および派遣を要請する。また、国、産業廃棄物関係者・団体等に広く協力をもとめる。

5－3 土石、竹木等の除去

住家に流入した土石、竹木等の除去は、災害救助法にもとづき、該当する住家を早急に調査の上、実施する。

(1) 土石、竹木等の除去計画

災害救助法適用後は、除去対象戸数および所在を調査し、都建設局に報告するとともに、関係機関青梅建設業協会等と協力して土石、竹木等の除去を実施する。

(2) 土石、竹木等の障害物の除去

都市整備対策部は、住家またはその周辺に運ばれた土石、竹木などで日常生活に著しい障害を及ぼす障害物を除去する。その対象は、次のとおりである。

① 自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することのできない者であること（生活保護法の被保護者、要保護者および特定の財産を持たない失業者等）。
② 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運び込まれている場合。
③ 障害となるものが敷地等に運び込まれているため、家への出入りが困難な状態にある場合。
④ 当面の日常生活が営み得ない状態にあること（本宅に障害物が運び込まれても別宅がある場合等は対象とならない。）。
⑤ 半壊または床上浸水したものであること（全壊、流失、床下浸水の住家は対象とならない。）。
⑥ 原則として、災害救助法適用の原因となった災害によって住家が直接被害を受けたものであること。

(3) 支出できる費用

障害物除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費、輸送費、作業員賃等とする。

(4) 道路の障害物除去

第２部第４章第４節「１－３ 緊急道路障害物除去等」を参照

(5) 障害物除去状況の報告

土木建設班長は、除去状況について随時本部長に報告するとともに、「障害物除去の記録」（様式11-7）により活動状況を取りまとめ、所掌業務完了後速やかに本部長に報告する。

6 災害救助法の適用

(1) 災害救助法の適用要請

災害に際し、市の災害が、災害救助法の適用基準に該当し、または該当する見込みがある場合は、市長はただちにその旨を都知事に報告し、災害救助法の適用を都知事に要請する。

ただし、市長は、災害の事態が急迫して、都知事による救助の実施の決定を待つことができない場合は、災害救助法の規定による救助にただちに着手することができ、その後に都知事に報告することができる。なお、その後の処置に関しては、都知事の指示を受ける。

(2) 要請手続

資料編 2-11-4「災害救助法関係資料」

口頭または電話等をもって要請し、後日、文書により改めて処理するものとする。

① 災害発生の日時および場所
② 災害の原因および被害状況
③ 適用を要請する理由
④ 適用を必要とする期間
⑤ 既に実施した救助措置および実施しようとする救助措置
⑥ その他必要な事項

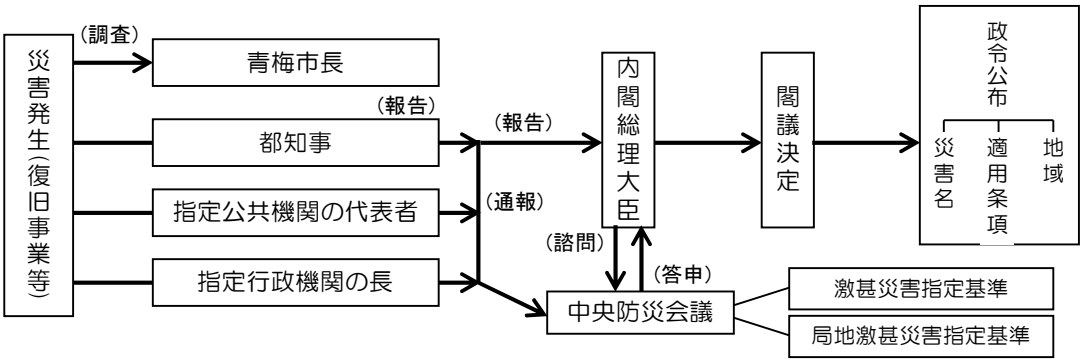
7 激甚災害の指定

(1) 激甚災害指定手続き

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、都知事等の報告にもとづき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準にもとづいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

■激甚災害指定の手続フロー



(2) 激甚災害に関する調査報告

① 調査の指示

市長は、市内に大規模な災害が発生した場合、被害状況等を検討の上、激甚法にもとづく激甚災害の指定を受ける必要があると思われる復旧事業について、各部に必要な調査を行わせる。

② 被害状況調査の実施

市各部は、施設、その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、市総務部長に提出する。

③ 都への申請

市民安全部長は、前記各部の調査をとりまとめ、激甚災害の指定を受ける必要があると決定した場合は、都知事に調査書を添えて申請する。

なお、市各部長は、事業ごとに都の関係局と連絡の上、指定の促進を図る。

④ 都実施調査への協力

市は、都が行う激甚災害および局地激甚災害に関する調査等について協力する。

市長は、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を都知事に報告する。

(3) 特別財政援助の交付手続

市長は、激甚災害の指定を受けた場合は、速やかに関係調査書等を作成し、都各局に特別財政援助の交付手続きを行う。

(4) 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類に基準を定めている。

(5) 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が基準を定めている。

(6) 激甚法に定める事業および都の関係局

青梅市に関係する激甚法に定める事業および関係局は次のとおりである。

適用条項	事 業 名	都関係局名	備 考
第3条	1 公共土木施設災害復旧事業	建設局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 林地荒廃防止施設、漁港
	2 公共土木施設災害関連事業	建設局 産業労働局	河川、海岸、砂防設備、道路 林地荒廃防止施設、漁港
	3 公立学校施設災害復旧事業	教育庁	
	4 公営住宅施設災害復旧事業	住宅政策本部	
	5 生活保護施設災害復旧事業	福祉局	救護施設、更正施設、宿泊所 医療保健施設、宿所提供施設
	6 児童福祉施設災害復旧事業	福祉局	
	7 老人福祉施設災害復旧事業		
	8 障がい福祉サービス事業所等設備災害復旧事業		
	9 婦人保護施設災害復旧事業		
第3条および第19条	10 感染症予防事業に対する負担の特例	保健医療局	
	11 感染症予防施設災害復旧事業に対する負担の特例		
第3条および第9条	12 地方公共団体施行とその機関の施行及び森林組合等の行う堆積土砂排除事業に対する補助	建設局 下水道局 産業労働局 都市整備局 総務局	川、道路、公園、溝渠、広場、その他の施設 公共下水道、都市下水路 林地荒廃防止施設 上記の施設の区域外
第3条および第10条	13 地方公共団体施行及び土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	建設局 下水道局 港湾局 産業労働局	
第5条	14 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	産業労働局	
第5条および第6条	15 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例		
第7条	16 開拓者等の施設の災害復旧事業		
第8条	17 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	産業労働局	
第11条	18 共同利用小型漁船の建造費の補助		
第11条の2	19 森林災害復旧事業に対する補助		
第12条	20 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例		
第13条	21 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例		
第14条	22 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助		
第16条	23 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	教育庁	
第17条	24 私立学校施設の災害復旧事業に対する補助	生活文化スポーツ局	
第20条	25 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例	福祉局	
第21条	26 水防資材費の補助の特例	建設局	
第22条	27 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	住宅政策本部	
第23条	28 産業労働者住宅建設資金融通の特例		

適用条項	事 業 名	都関係局名	備 考
第24条	29 小災害に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	建設局 教育庁 産業労働局 財務局	公共土木施設 公立学校 農地および農業用地 地方債の発行および交付税算定
第25条	30 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	産業労働局	

第５節　復旧対策

【活動のポイント】

実 施 項 目	活　動　の ポ イ ン ト
１ 被災住宅の応急修理	居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。
２ 応急仮設住宅等の供給	市は、都の連携により、被害状況に応じて市営住宅等の活用および仮設住宅の建設により応急仮設住宅を迅速かつ的確に供給する。
３ 被災者の生活確保	被災者の生活復旧に向けて、生活相談や融資、税の減免措置などを速やかに実施する

【各部署、機関の対策内容と役割分担】

	担　当	対　策　内　容
１ 被災住宅の応急修理	都市整備対策部	• 被災住宅の応急修理
２ 応急仮設住宅等の供給	都市整備対策部	• 仮設住宅の建設･供給
３ 被災者の生活確保	総務防災対策部	• 被災者の生活相談
	健康福祉対策部	• 被災者の再建資金援助等
	市民対策部	• 租税等の徴収猶予および減免等

1 被災住宅の応急修理

1－1 応急修理の対象等

(1) 対象者

災害のために住家が半壊し、または半焼、もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者および大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（半焼）した者。

(2) 対象者の調査および選定

都市整備対策部は、罹災証明書、被災者の資力およびその他生活条件の調査結果から、都の定める選定基準により、都から委任された対象者の募集・選定事務を行う。

(3) 対象戸数

修理対象戸数は、都知事が決定する。

1－2 応急修理の方法

(1) 応急修理

災害救助法による修理は、都が、応急修理に関する協定締結団体と調整のうえ、応急修理を行う業者のリストを作成し、市はリストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。

なお、都知事が市長に事務を委任した場合は、都市整備対策部が建設業協会等に修理を依頼して行う。

(2) 応急修理の内容

応急修理は、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の範囲で実施する。

(3) 経費および期間

一世帯当たりの経費は、国の定める基準によるものとし、期間は災害発生の日から３ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部または同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、６ヵ月以内）に完了する。

なお、費用、期間については、災害救助法の限度内を基準に行う。

(4) 事務処理の方法

災害救助法による応急修理を実施した場合は、市は都に協力し、住宅の応急修理のための契約書、仕様書、住宅の応急修理関係支払証拠書類等の書類・帳票を整備する。

様式編 １１-8「救助の実施記録日計票」
１１-10「災害救助法に基づく救助措置および救助費報告」
１１-11「住宅応急修理記録簿」

2 応急仮設住宅等の供給

2－1 公的住宅の供給

(1) 公的住宅の供給

住宅に困窮する被災者に、次により公営住宅等の空き家を一時的に供給する。

① 公的住宅の確保

都は、都営住宅等の空き住戸を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社および他の地方公共団体に空き住戸の提供を求め、被災者に供給する。

② 入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか、都知事が必要と認める者とする。ただし、使用申し込みは一世帯一か所限りとする。

1 住家が全焼、全壊または流失した者
2 居住する住家がない者
3 自らの資力では住家を確保できない者

③ 入居者の募集・選定

都は、一時提供住宅の募集計画を策定し、市に空き家住宅を割り当てるとともに入居者の募集および選定を依頼する。

市は、被災者に対し募集を行う。また、割当てに際しては、原則として市の行政区域内の住宅を割り当てるが、必要戸数の確保が困難な場合には、市区町村相互間で融通しあう。

なお、市は募集に際し、東京消防庁が策定する防火安全対策について入居者に対し指導する。

(2) 民間賃貸住宅等の供給

① 民間賃貸住宅等の確保

都は、関係団体と協力し、賃貸型応急住宅として、民間住宅の借り上げをする。

② 入居資格

原則として上記(1)の②の公的住宅の入居資格と同じとする。

③ 入居者の募集・選定

原則として上記(1)の③の公的住宅の入居者の募集・選定に準じて行う。

(3) 帳票の整理

一時提供住宅を供給した場合、市は、入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。

2－2 応急仮設住宅の供給

(1) 応急仮設住宅の建設

① 設置戸数

供給戸数は、内閣総理大臣に協議し同意を得た上で都知事が決定する。

② 建設用地の確保

資料編 2-11-5「応急仮設住宅建設可能用地」

都市整備対策部は、復興の長期化対策を踏まえて建設用地を決定し、都に報告する。

用地選定については、第一次的に公園等公共空地から選定することとし、必要に応じて、公共空地の被災状況調査を行う。

都は、確保された建設地の中から選定するとともに、市の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合は、必要に応じて近隣市町村相互間での調整を行う。

なお、用地確保における留意点は、次のとおりである。

- 接道および用地の整備状況
- ライフラインの状況
- 広域避難場所などの利用の有無
- その他安全性、保健衛生、利便性等

③ 建設工事、構造および規模

応急仮設住宅の建設は、都が、一般社団法人東京建設業協会および一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会または一般社団法人日本木造住宅産業協会があっせんする建設業者に工事を発注し、必要に応じ、他の建設業者にも発注し、工事を監督する。

ただし、工事の監督について、これにより難い事情がある場合には、市が受任する。

構造および規模等	平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造またはユニットとし、必要に応じ、高齢者や障がい者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。
規模および費用	1戸当たりの規模は、国の定めにもとづき、地域の実情、世帯構成等に応じて都が設定する。1戸当たりの設置費用については、国の定めによる。
着 工	災害発生の日から20日以内に着工する。

(2) 入居者の選定

① 入居資格

一時提供住宅の入居資格と同じとする。

② 入居者の募集･選定

都市整備対策部が、一時提供住宅の入居者の募集･選定に準じて行う。

(3) 応急仮設住宅の管理および入居期間

① 応急仮設住宅の管理

原則として、都が都営住宅の管理に準じて行い、入居者管理等は市が行う。市は東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に説明する。

② 帳票の整備

市は、入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。

③ 入居期間

入居期間は竣工の日から原則として２年以内とする。

様式編 １１-8「救助の実施記録日計票」
１１-10「災害救助法に基づく救助措置および救助費報告」
１１-１２「応急仮設住宅台帳」

3 被災者の生活確保

3－1 生活相談

市は、被災者のための相談窓口を設置し、要望事項等を聴取し、その解決を図るとともに、必要に応じて関係機関に対応を要請するものとする。

- 生活再建に向けた融資制度のあっせん相談
- 社会福祉制度の手続き相談
- 災害援助資金の申請相談
- 減免措置に必要な書類の説明
- 仮設住宅、公営住宅への入居相談
- 健康相談・保険の申請などの手続き相談
- 出火防止に関する相談（青梅消防署）
- その他法律相談

3－2 災害弔慰金等の支給

資料編 2-11-6「災害弔慰金条例」 2-11-7「災害見舞金条例」

市は、青梅市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年10月1日条例第49号）にもとづき、自然災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を、精神または身体に著しい障がいを受けた市民に対して災害障害見舞金を支給し、青梅市災害見舞金条例（昭和41年3月30日条例第15号）にもとづき、自然現象または火事・爆発その他これに類する事故による被害に伴う被災者またはその遺族に対し、見舞金または弔慰金を贈る。

また、日本赤十字社東京都支部は、災害救援金品の支給基準にもとづき、被災者に対して災害見舞金品の配分を行う。

(1) 市による災害弔慰金等の支給

種 別	災 害 弔 慰 金	災害障害見舞金
対象となる災害(自然災害)	1 市域内において住居が5世帯以上滅失した災害 2 都内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 3 都内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 4 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害 （平成25年10月1日 内閣府告示第230号）	
根拠法	1 災害弔慰金の支給に関する法律 2 実施主体等 (1) 実施主体 ； 青梅市（条例） (2) 経費負担 ； 国1/2・都1/4・市1/4	
支給対象者	• 死亡者の配偶者・子・父母・孫・祖父母 • いずれも存しない場合は、兄弟姉妹（ただし、死亡した者の死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた者。）	法別表に掲げる程度の障がいがある場合
支給限度額	• 死亡者1人につき主たる生計者の場合 500万円 • それ以外の場合 250万円	• 障がい者1人につき主たる生計者の場合 250万円 • それ以外の場合 125万円
支給の制限	1 当該死亡者の死亡がその者の故意または重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令（昭和48年政令 第374号）第2条に規定する内閣総理大臣が定める給付金が支給された場合 3 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと等市長が不適当と認めた場合	

(2) 市による災害見舞金等の支給

範 囲	見舞金または弔慰金の額
家屋が全壊、全焼または流失した場合	1世帯について 50,000円以内 (ただし、単身世帯については 25,000円以内)
家屋が半壊または半焼した場合	1世帯について 30,000円以内 (ただし、単身世帯については 15,000円以内)
家屋が床上浸水(土砂のたい積等により一時的に使用することができない状態となったものを含む。)した場合	1世帯について 20,000円以内 (ただし、単身世帯については 10,000円以内)
火事、爆発その他これらに類する事故(それらが自然災害に起因する場合を除く。)により死亡した場合	1人について 100,000円

(3) 被災者生活再建支援金の支給

① 被災者生活再建支援法

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等により自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、自立した生活の開始を支援することを目的としている。（法第１条）

② 対象となる自然災害

ア　災害救助法施行令第１条第１項第１号または第２号のいずれかに該当する被害が発生した市町村
イ　10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
ウ　100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
エ　アまたはイの市町村を含む都道府県で、
　　５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
オ　ア～ウの区域に隣接し、
　　５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
カ　アもしくはイの市町村を含む都道府県または③の都道府県が２以上ある場合に、
　　５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
　　２世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）
※ エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く５年間の特例措置）

③ 制度の対象となる被災世帯

上記②の自然災害により、
ア　住宅が「全壊」した世帯
イ　住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
ウ　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
エ　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
オ　住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

④ 支援金の支給額

支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる。

（※世帯人数が１人の場合は、各該当額の金額の 3/4 の額）

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)
支給額 **（全壊・大規模半壊）**	200万円	100万円	50万円
支給額 **（中規模半壊）**	100 万円	50 万円	25万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で200（または100）万円。

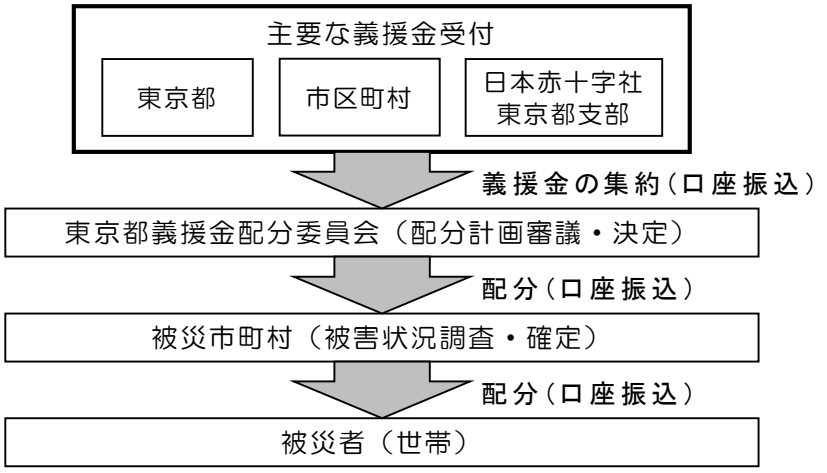
(4) 日本赤十字社東京都支部による災害救援品の支給

種別	対象となる災害	支給対象者	支 給 内 容	備 考
災害 救援物資	震災・ 風水害・ 火災等	1. 全半壊、全半焼、床上浸水、流失にあった市民 2. 避難所等に避難した被災者	毛布	1人あたり1枚(組)
			バスタオル	
			フェイスタオル	
			安眠セット	
			安眠マット	
			緊急セット	1 世帯(4 人)あたり 1 組 (5～8 人は 2 組、9～12 人は 3 組)

(5) 義援金の募集・受付・配分

東京都や日本赤十字社等を通じて集められた義援金については、以下の流れで被災者に支給される。

【義援金受付・配分の流れ】



3－3 租税の徴収猶予および減免等に関する計画

(1) 基本方針

市は、罹災者に対する市税等の徴収猶予および減免等の緩和措置に関する計画を樹立する。

市は、罹災した納税義務者または特別徴収義務者（以下、「納税義務者」という。）および保険料または手数料納付者に対し、地方税法、国民年金法または市条例により、市税等の納税（納付）緩和措置として、期限の延長、徴収猶予および減免等、それぞれの事態に対応して適時適切な措置をとるものとする。

(2) 期限の延長

災害により、納税義務者または納税者が、期限中に申告その他書類の提出または市税等を納付もしくは納付することができないと認める場合は、次の方法により災害が収まったあと、２ヵ月以内に限り当該期限を延長する。

災害が広域にわたる場合、市長が職権により適用地域および期日を指定する。その他の場合、災害が収まったあと15日以内に、罹災納税義務者等より申請があった場合は、市長が認定期日を指定する。

(3) 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が、市税等を一時に納税（納付）することができないと認められる場合は、その者の申請にもとづいて、１年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められる場合は、さらに１年以内の延長を行う。

(4) 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予および延滞金の減免等適切な措置をとる。

(5) 減免等

罹災した納税義務者等に対し、税目および手数料等について、別途減免措置要領により、減免および納税義務の免除等を行う。

3－4 郵便･電話料金等の免除

(1) 日本郵便株式会社

① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
② 被災者が差し出す郵便物の料金免除
③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
④ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分

(2) 日本放送協会

① 被災者の受信料免除
② 避難所等への受信機の貸与・設置

(3) NTT東日本･NTTコミュニケーションズ･NTTドコモ

① 災害が発生した場合、臨時に料金または工事に関する費用を減免することがある。
② 料金等の減免を行った場合は、関係の電話サービス取扱所および携帯自動車電話サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知する。

3－5 融資計画

(1) 災害援護資金の貸付

自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、青梅市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年10月1日条例第49号）にもとづいて貸付けを行う。

① 市による災害援護資金の貸付

貸付対象	自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。 ① 1人 220万円　② 2人 430万円　③ 3人 620万円　④ 4人 730万円 ⑤ 5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 （注）住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和
根拠法	1 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体 ： 青梅市（条例） 3 経費負担 ： 国 2/3 ・ 都 1/3 4 対象となる災害 ： 東京都において災害救助法による救助が行われた災害
貸付金額	貸付区分および貸付限度額 1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円 2 家財等の損害 (1) 家財の1／3以上の損害 150万円 (2) 住居の半壊 170万円 (3) 住居の全壊 250万円 (4) 住居全体の滅失または流失 350万円 3 1と2が重複した場合 (1) 1と2の(1) の重複 250万円 (2) 1と2の(2) の重複 270万円 (3) 1と2の(3) の重複 350万円 4 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事業がある場合 (1) 2の(2) の場合 250万円 (2) 2の(3) の場合 350万円 (3) 3の(2) の場合 350万円
貸付条件	1 据置期間 ： 3年（特別の事業がある場合5年） 2 償還期間 ： 据置期間経過後7年（特別の事情がある場合5年） 3 償還方法 ： 年賦、半年賦または月賦 4 貸付利率 ： 年3%以内で条例で定める率 5 延滞利息 ： 年5%

② 市による災害援護資金の貸付の特例

前記にかかわらず、次に掲げるものに該当する場合は、前記の額に加算し、または別に貸付けができる。

貸付対象	貸付区分	貸付限度額	貸付条件
自然災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主	1 住居が半壊した場合において、住居を補修する場合	170万円	1 据置期間：3年（特別の事情がある場合、5年） 2 償還期間：10年 3 償還方法：年賦、半年賦または月賦 4 貸付利率：年1％（据置期間中は無利子）
	2 住居が全壊した場合において、住居を建設する場合	250万円	
	3 被災直前の高さ2m超の住居にかかる崖が崩壊した場合において、整備する擁壁の高さが2m超の場合	250万円	

③ 申込方法

被災の日の属する月の翌月１日から３月までに、必要書類を添え、借入申込書を市長に提出する。

(2) 生活福祉資金

被災した低所得世帯等に対して、都社会福祉協議会が実施主体となって、下記条件で生活福祉資金の貸付けを行う。なお、生活福祉資金については、災害援護資金の貸付対象となる場合は原則として対象外。また、都社会福祉協議会が行う低所得世帯等に対する融資制度としては、別に資料2-11-8「資金貸付等」に示す生活福祉資金［災害援護資金］がある。

貸付対象	低所得世帯等のうち、他から融資を受けることができないため、この資金の貸付けを受けることによって、災害による困窮から自立更生のできる世帯
貸付金額	１世帯 150万円以内
貸付条件	１　据置期間　：　６か月以内　（特別の場合は２年） ２　償還期間　：　据置期間経過後７年以内 ３　償還方法　：　月賦 ４　貸付利率　：　保証人ありの場合は無利子、保証人なしの場合は年 1.5%（措置期間中は無利子） ５　保 証 人　：　連帯保証人　原則として１人
申込方法	借入申込書に罹災証明書を添付し、被災の日の翌月１日から起算して６ヵ月以内に青梅市社会福祉協議会に申し込む。

(3) 住宅関係資金の貸付

都は、住宅に災害を受けた者に対し、住宅の建設もしくは補修に必要な資金を貸付け、居住の安定を図る。（都住宅政策本部）

貸付内容は、資料2-11-8「資金貸付等」に示す「２　住宅金融支援機構による貸付制度」のとおりである。

(4) 中小企業への融資

都および政府系金融機関は、災害により被害を受けた中小企業および組合に対し、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、災害からの痛手を軽減し、事業の安定を図る。

融資内容は、資料2-11-8「資金貸付等」に示す「３　災害復旧資金融資」のとおりである。

(5) 農業共済事業

市は、農作物（米麦）、蚕繭、家畜（乳牛等）の農業施設等加入対象物が被災した場合は、適正な損害評価のもとに多摩地域農業共済事務組合が行う共済の支払のための業務に協力する。

(6) 農林漁業関係者への融資

都は、災害により被害を受けた農林漁業者または組合に対し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金措置を迅速かつ適切に実施する。

① 日本政策金融公庫による融資

株式会社日本政策金融公庫は、農林水産業施設等の災害復旧資金および被災農林漁業者の経営の維持・安定に必要な資金について、融資を行う。

なお、日本政策金融公庫が行う融資は、資料2-11-8「資金貸付等」に示す「日本政策金融公庫の農林漁業施設資金（災害復旧）」のとおりである。

② 経営資金等の融通

都は、農林水産物の被害が一定規模以上である場合には、天災による被災農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用を受け、被災農林漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を実施する。

③ 特別対策資金の融通

都は、農林漁業対策上必要と認めるときは、被害農林漁業者等に対する特別対策資金の融通等の措置を講じる。

(7) 職業のあっせん

市は、災害により離職者が生じた場合、被災者の前職等を調査の上、公共職業安定所等へその状況を連絡し、職業のあっせんを要請するとともに、必要に応じて都に要請し、罹災者の雇用の安定を図る。

青梅市地域防災計画

（令和６年度修正）

第３部　風水害編

青 梅 市 防 災 会 議

目　次

第３部　風水害編

第１章　基本的責務と役割 6

第２章　市民と地域の防災力の向上 6

第１節　予防対策 6

１　市民による自助の備え 6

２　防災意識の啓発 6

３　地域における共助の取組 7

４　事業所における取組 7

５　市民・行政・事業所等の連携 7

第２節　応急対策 7

第３章　安全なまちづくりの実現 8

第１節　予防対策 8

１　風水害に強いまちづくり 8

２　治水対策の推進 9

３　土砂災害対策の推進 10

４　風倒木の対策 12

５　出火、延焼等の防止 12

６　農作物被害の防止 12

第２節　応急対策 13

１　河川の応急対策 13

２　土砂災害等の危険箇所の応急対策 17

第３節　復旧対策 18

第４章　安全な交通ネットワークおよびライフライン等の確保 19

第１節　予防対策 19

１　道路交通の安全対策 19

２　道路除雪体制整備 19

第２節　応急対策 19

１　交通規制 19

２　大雪時道路対策 21

第３節　復旧対策 21

第５章　災害活動体制の充実 22

第１節　予防対策 22

１　防災拠点の整備 22

２　風水害の災害特性を踏まえた柔軟性のある災害対策体制の整備 22

３　訓練の実施 22

４　防災教育 22

第２節　応急対策 23

１　市の災害応急活動体制 23

２　水防活動計画 26

３　災害発生時の対応 32
第６章　災害情報収集伝達体制の整備 34
第１節　予防対策 34
１　市民等への情報提供体制の整備 34
２　要配慮者利用施設への情報伝達体制の充実 34
第２節　応急対策 35
１　気象情報 35
２　連絡体制、情報の伝達 36
第７章　医療救護対策 36
第１節　予防対策 36
第２節　応急対策 36
第３節　復旧対策 36
第８章　帰宅困難者対策 36
第１節　予防対策 36
第２節　応急対策 36
第３節　復旧対策 36
第９章　避難者対策 37
第１節　予防対策 37
１　風水害時用の避難場所等の選定 37
２　避難指示等発令基準の整備 37
第２節　応急対策 38
１　避難の指示、誘導 38
２　風水害時避難場所および避難所の開設と運営 43
第１０章　備蓄・供給・輸送対策 45
第１節　予防対策 45
第２節　応急対策 45
第３節　復旧対策 45
第１１章　生活再建対策 45
第１節　予防対策 45
第２節　応急対策 45
１　ごみ処理計画 45
２　し尿処理計画 45
第３節　復旧対策 45

第３部　風水害編

本編は、市の地域において風水害等に係る災害予防、災害応急対策および災害復旧を実施することにより、市の地域ならびに市民の生命、身体および財産を災害から保護し、「風水害に強い青梅」の実現を図ることを目的とする。

なお、本編に定めのない部分は、「第２部震災編」の記載によるものとする。

第１章　基本的責務と役割

第２部震災編　第１章「基本的責務と役割」にもとづくものとする。

第２章　市民と地域の防災力の向上

第１節　予防対策

第２部震災編　第２章「市民と地域の防災力の向上」にもとづくものとし、その他、風水害対策として、以下の予防対策を推進する。

１　市民による自助の備え

市民は、「自らの生命は自らが守る」ために次に掲げる措置をはじめ、必要な防災対策に取り組む。

- 日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、気象注意報等や、被害状況などを覚えておく。
- 市で作成するハザードマップなどで自分の住む地域の地理的特徴を把握しておく。
- 水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持出用品の準備をしておく。
- あらかじめ家族内で、予防対策や家族の役割分担、災害時の連絡方法、とるべき避難行動、風水害時避難場所・避難経路の確認を行っておく。
- 土砂災害や浸水が心配される場合は、市や都、国がインターネットや携帯電話で配信する、雨量、河川水位情報を確認する。必要に応じて、家財道具を２階などの安全な場所に移しておく。
- 大雪の場合は、孤立化防止や建物等の積雪被害対策を行う。
- 市、都が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加し、風水害時避難場所等の確認をしておく。
- 自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。
- 水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの対策を協力して行う。
- 高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児等がいる家庭では、事前に自主防災組織等の住民組織、消防署、警察署等に情報提供しておく。

２　防災意識の啓発

市は、災害に対する知識や備え等に関する防災意識の啓発を、市民防災ハンドブックや広報、ホームページ等を用いて展開する。

- 台風・集中豪雨・土砂災害・大雪・竜巻等に関する一般知識
- 各防災機関の風水害対策
- 家庭での風水害対策
- 避難するときの注意
- 災害情報の入手方法
- 応急救護の方法
- 防災市民組織の育成方法や防災行動力の向上方法
- 避難指示等に関する取扱い(避難行動要支援者等避難向け準備情報を含む。)
- 教育機関と連携した発達段階に応じた総合防災教育の向上対策

3 地域における共助の取組

自主防災組織等の役割やとるべき措置は、次のとおりである。

- 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
- 情報伝達、救出・救助、応急救護、避難など各種訓練を実施
- 避難、救助、炊き出し資器材等の整備・保守および非常食、携帯トイレ・簡易トイレの備蓄
- 地域内の浸水、土砂災害等の危険箇所を点検・把握し、地域住民に周知
- 地域内の災害時要配慮者の把握に努め、災害時の支援体制の整備
- 地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備
- 行政との連携・協力体制の整備

4 事業所における取組

事業所は、その社会的責任を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要である。

- 従業員の防災教育、防災マニュアルの周知徹底、風水害を想定した防災訓練、救出・救護活動能力の向上などに努めるとともに社屋内外の安全確保、防災資器材や食料等の備蓄など従業員や来客の安全確保に努める。
- 事業活動を維持することが、被災地内外の社会経済の安定や早期復旧につながる。そのため事業所防災計画、事業継続計画（BCP）や非常用マニュアルの整備など事業活動の中断を最小限に止めるための対策等を事前に準備するとともに、これらの計画について、点検･見直しの実施に努める。
- 事業所の持つ資源や特性を生かし、組織力を活用した地域活動への参加、防災ボランティアや自主防災組織等との協力など地域社会の安全性向上対策に努める。

5 市民･行政･事業所等の連携

5－1 協力体制の整備

市および防災関係機関は、風水害時の助け合いを推進するため、地域の自主防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図り、地域の災害に強いまちづくりへの積極的な参加促進を図る。

また、各種防災活動を通じた地域コミュニティの活性化を図る。

5－2 風水害対応訓練への参加促進

地域においても、風水害を想定した避難訓練等の実施を図る。

第２節 応急対策

第２部震災編　第２章「市民と地域の防災力の向上」にもとづくものとする。

第３章　安全なまちづくりの実現

第１節　予防対策

第２部震災編　第３章「安全なまちづくりの実現」にもとづくものとし、その他、風水害対策として、以下の予防対策を推進する。

１　風水害に強いまちづくり

１－１　水害危険地域の土地利用の適正化

河川の氾濫等による浸水被害の軽減を図るため、水害危険地域における土地利用の適正化を促進する。

１－２　宅地造成における安全対策

宅地造成により、災害の危険性が高まることのないよう、事業認可機関および事業監督機関である都と連携し、事業主による適正な計画および工事の実施が行われるよう、指導監督に努める。

１－３　風水害に備えた防災拠点の整備

避難場所や一時滞在施設など、浸水や土砂災害の危険性等を踏まえて、地震災害とは区分した設定や耐水性を考慮した施設・設備の整備などを図る。

１－４　排水路、側溝等の整備

風水害に備え、排水路や側溝等の改修や清掃等を行う。清掃に当たっては、地域住民の参加促進を呼びかける。

１－５　市内雨量や水位の監視

市内８箇所の雨量計や水位監視システムなどを活用し、関係機関と連携を図りながら、危険箇所の通行止め等、局地的大雨等の発生などにも迅速な処置が行える体制を検討する。

■青梅市雨量観測所

観測所名	所在地
青梅市役所	東青梅 1-11-1（市役所）
御岳山	御岳山 114（御岳山防災センター）
小曾木	小曾木 3-1656-1（小曾木市民センター）
成木	成木 7-1176（第７分団第３部２班詰所）
今井	今井 2-908-1（今井市民センター）
梅郷	梅郷 3-749-1（梅郷市民センター）
沢井	沢井 2-682（沢井市民センター）

■気象庁観測所（アメダス）

観測所名	所在地
青梅	新町 6-7-1（東京都農林総合研究センター青梅庁舎）

2 治水対策の推進

2－1 河川および河川施設の調査

河川管理者は、定期的に河川施設の点検・調査を行い、危険箇所等を発見した場合は、速やかに管理者・占用者に報告し、安全対策の早期実施に努める。

2－2 河川改修事業の推進

河川管理者は、水害の発生防止および被害の軽減を図るため、時間雨量50㎜程度の降雨に対する治水上の安全確保を図るため、護岸整備等の河川改修事業を計画的に推進するとともに、護岸、床固工等の河川施設の適正な維持管理に努める。

これら各河川管理者の予防対策に積極的に協力し、本市に係わる河川施設の安全化を促進する。

2－3 内水氾濫の防止

市街地の拡大に伴い、舗装道路の増加、農地の減少等により、雨水の浸透水が減少し、また、大雨により一時的に内水氾濫の危険性が高くなるため、下水道事業の推進をはじめ、雨水排水対策の充実に努めるとともに、大雨時に道路側溝や排水路等が機能するよう、改修や清掃等を行う。清掃に当たっては、地域住民の参加促進を呼びかける。

また、内水氾濫が発生した場合、関係機関との連携を強化するとともに、危険箇所の通行止め等、迅速な対応が行える体制の整備に努める。

2－4 洪水浸水想定区域における避難体制の確保

洪水予報等の伝達方法、風水害時避難場所への誘導経路、避難の心得、緊急連絡先、注意等を記載した洪水ハザードマップを作成する等周知に努め、洪水浸水想定区域周辺住民の迅速な避難体制の整備に努める。

なお、国および都が、水防法第１４条の規定にもとづき、想定し得る最大規模降雨の洪水浸水想定区域を指定している。

3 土砂災害対策の推進

市、都および防災関係機関は、土砂災害を未然に防止し、また、被害の軽減を図るため、都に対して対策事業の要請等を働きかけるなど災害防止策を講じるとともに、住民に対して災害の防止について、啓発および指導を行う。

3－1 土砂災害警戒区域等

資料編 2-3-5「土砂災害警戒区域」

市の地域内においては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）にもとづき、地域住民の生命の安全を図るため、東京都知事により土砂災害（特別）警戒区域が指定されている。

本法律にもとづくものは、情報伝達の整備や広報活動などの「ソフト対策」が主となっている。

■土砂災害（特別）警戒区域の指定の基準

区分	指定の基準	措置
土砂災害警戒区域	■急傾斜地の崩壊 イ　傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域 ロ　急傾斜地の上端から水平距離10m以内の区域 ハ　急傾斜地の下端から急傾斜地高さの２倍(50mを超える場合は50m）以内の区域 ■土石流 土石流の発生のおそれのある渓流において、扇頂部から下流で勾配が２度以上の区域 ■地滑り イ　地滑り区域（地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域） ロ　地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離(250mを超える場合は250m)の範囲内の区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。 ○　市町村地域防災計画への記載 ○　災害時要配慮者関連施設利用者のための警戒避難体制 ○　土砂災害ハザードマップによる周知の徹底 ○　宅地建物取引における措置
土砂災害特別警戒区域	急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。 ※　ただし、地滑りについては、地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等により力が建築物に作用した時から30分間が経過した時において建築物に作用する力の大きさとし、地滑り区域の下端から最大で60m範囲内の区域。	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。 ○　特定開発行為に対する許可 ○　建築物の構造の規制 ○　建築物の移転等の勧告および支援措置 ○　宅地建物取引における措置

3－2 土砂災害警戒区域等の対策

(1) 土砂災害警戒区域の安全対策

都および市は、急傾斜地や土石流等の災害発生のおそれがある土砂災害警戒区域等の調査を実施し、危険箇所の安全対策に努める。

(2) 土砂災害に関する危険箇所の周知

市は、都および関係機関と連携し、土砂災害ハザードマップ、防災マップ、広報紙、パンフレット、現場の標識等により、土砂災害警戒区域等を公表し、市民、観光客等に対して、周知の徹底に努める。

(3) 土砂災害警戒区域における避難体制の整備

土砂災害警戒区域については、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集および伝達、予報または警報の発表および伝達、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。

- 避難指示等の発令基準
- 土砂災害警戒区域等を踏まえ、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位
- 情報の収集および伝達体制
- 風水害時避難場所の開設
- 避難行動要支援者への支援
- ハザードマップ等の整備
- 防災意識の向上

■指定地区とハザードマップの整備状況

指定地区（以下の地区の一部）		ハザードマップ
第1支会管内	勝沼 2～3 丁目、西分町 1～3 丁目、住江町、本町、仲町、上町、滝ノ上町、森下町、天ヶ瀬町、大柳町、裏宿町、日向和田 1～3 丁目	整備済
第2支会管内	駒木町 1～3 丁目、長淵 1～9 丁目、友田町 1～5 丁目、千ヶ瀬町 1～6 丁目	整備済
第3支会管内	木野下 1～2 丁目、塩船、大門 1 丁目、吹上、谷野	整備済
第4支会管内	畑中 1～3 丁目、和田町 1～2 丁目、梅郷 1～6 丁目、柚木町 1～3 丁目	整備済
第5支会管内	二俣尾 1～5 丁目、沢井 1～3 丁目、御岳本町、御岳 1～2 丁目、御岳山	整備済
第6支会管内	富岡 1～3 丁目、小曾木 1～5 丁目、黒沢 1～3 丁目	整備済
第7支会管内	成木 1～8 丁目	整備済
第8支会管内	東青梅１～2・4・6 丁目、根ヶ布 1～2 丁目、師岡町 1 丁目	整備済
第9支会管内	指定対象地無し	―
第10支会管内	河辺町 1～3 丁目	整備済
第11支会管内	今井 1 丁目、藤橋 1 丁目	整備済

ハザードマップは、防災課、市民センターで配布のほか、市ホームページで公表している。

(4) 防災訓練の実施

市は、土砂災害の発生に備え、地域住民の避難および関係機関の連携を中心とした土砂災害対応訓練を実施し、地域住民の参加を促進する。

(5) 災害時要配慮者への配慮

土砂災害警戒区域内における社会福祉施設等災害時要配慮者関連施設の所在を調査し、危険箇所に所在する施設については、その施設の災害時要配慮者に関する情報（名簿、連絡体制等）を通常時から把握し、施設ごとに具体的な避難支援計画を整備する。

(6) 土砂災害の前兆現象の早期発見

消防機関等と連携し、平時より土砂災害警戒区域の巡視・点検により、土砂災害の前兆現象の早期発見に努める。

4 風倒木の対策

台風などに伴う暴風による風倒木被害は、林木の根返り、幹折れ等森林の直接的な被害のほか、林地の崩壊を招き、土石流、流木の発生などにより下流地域に大きな被害をもたらし、また、樹勢衰弱に伴う病害虫の発生等の危険も増大する。そのため、都への治山事業の推進の要請やパトロールの実施などにより、風倒木対策に努める。

5 出火、延焼等の防止

風水害・その他災害についても、避難時の火元の確認等出火防止に対する細かい配慮が必要であり、これらに対する普及・啓発を実施していく。

また、被災後、やむを得ず避難をするため自宅等から離れるときは、ブレーカーの切断やガスの元栓の閉鎖を必ず行うように積極的に啓発し、ライフラインの復旧に伴う電気器具やガス器具からの出火を防止する。

6 農作物被害の防止

6－1 異常気象等への対応

市は、気象庁発表の予報等により、異常気象や自然災害の発生のおそれがある場合、農業関係機関と連携し、農家に対して予防対策についての指導を行う。

6－2 技術指導の実施

市は、農作物への被害の軽減という観点から、農家経営の安定を図るため、農業関係機関と連携し、農家への技術指導を行う。

6－3 栽培品種の改善

市は、農作物の自然災害・干害・霜害・病害虫等による被害の防止を図るため、農業関係機関と連携し、干害・霜害・病害虫に強い品種、温室栽培、早期栽培等の普及を図る。

第２節　応急対策

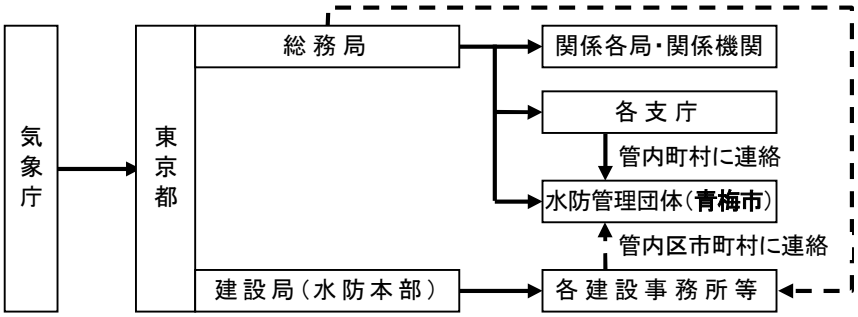
１　河川の応急対策

１－１　水防情報

各防災機関が水防活動を行うために、正確な情報を迅速・的確に把握することが必要である。水防活動に必要な気象情報、洪水予報、水防警報、観測通報について、その内容および伝達方法を定める。

(1) 気象情報および予警報等通信系統

① 気象情報の把握



- 気象庁が発表した気象情報は、報道機関、区市町村を通じて都民にも伝達
- 気象庁が発表した気象情報（警報のみ）は、NTT 東日本を通じて区市町村に伝達

凡　例
基本系 ⟶ 情報伝達の第1系統
補助系 ⇢ 確実な伝達を図るための第2系統
常に基本系・補助系の2通りの伝達を行うことで、確実な情報伝達を図る

② 市雨量計

霞川および多摩川上流圏域浸水予想区域図で想定される浸水域については、水位監視システムや市内雨量観測所（雨量計）により、監視を行う。

関係機関と連携を図りながら、危険箇所の通行止めや避難準備の情報提供、水防活動の実施などの対策をとる。

なお、雨量計データは市ホームページ「気象情報」で随時公開している。

■青梅市雨量観測所

観測所名	所在地
青梅市役所	東青梅 1-11-1（市役所）
御岳山	御岳山 114（御岳山防災センター）
小曾木	小曾木 3-1656-1（小曾木市民センター）
成木	成木 7-1176（第７分団第３部２班詰所）
今井	今井 2-908-1（今井市民センター）
梅郷	梅郷 3-749-1（梅郷市民センター）
沢井	沢井 2-682（沢井市民センター）

■気象庁観測所（アメダス）

観測所名	所在地
青梅	青梅市新町 6-7-1（東京都農林総合研究センター青梅庁舎）

1－2 洪水予報河川（国管理河川）

国土交通省と気象庁とが共同で行う洪水予報で市に関係するものは、次のとおりである。
（水防法第10条第２項、気象業務法第14条の２第２項）

■洪水予報を行う河川およびその範囲

河川名	区 間	基準地点
多摩川	左岸：青梅市大柳町 1575 番地先から海まで 右岸：青梅市畑中１丁目 18 番地先から海まで	調布橋

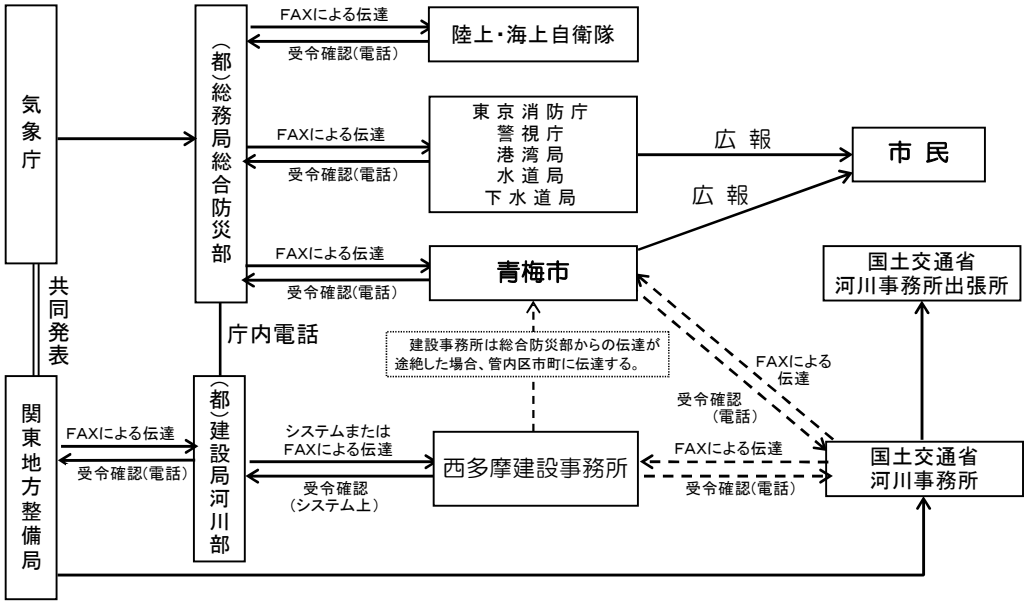
■洪水予報の種類と発表基準［多摩川］

種 類	発 表 基 準
氾濫注意情報 （警戒レベル2相当）	基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 （警戒レベル3相当）	基準地点のいずれかの水位が、概ね２～３時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 （警戒レベル4相当）	基準地点のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき
氾濫発生情報 （警戒レベル5相当）	洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき

■洪水予報河川発表基準水位［多摩川］

所在地 （基準地点）	水防団 待機水位 （指定水位）	氾濫 注意水位 （警戒水位）	避難 判断水位	氾濫 危険水位	計画高 水位	零点高
青梅市　長淵 （調布橋）	0.20m	1.00m	1.20m	1.60m	4.70m	A.P. +148.50m
友田町1丁目浸水想定区域適用水位	－	－0.3m 市独自数値	0.3m	0.7m	－	

■洪水予報伝達



1－3 水防警報河川

国土交通省および都は、洪水のおそれがあるとき、水防警報を発表し、水防管理団体･消防機関に対して水防活動を行うための水位情報を提供する。

■水防警報河川（国管理）およびその範囲洪水予報を行う河川およびその範囲

河川名	水防警報区（担当：京浜河川管理事務所）	基準地点
多摩川	左岸：青梅市大柳町1575番地先から福生市福生大字熊川南１３４番地先まで 右岸：青梅市畑中1丁目18番地先からあきる野市小川東１丁目１番地先まで	調布橋

■種類、内容および基準

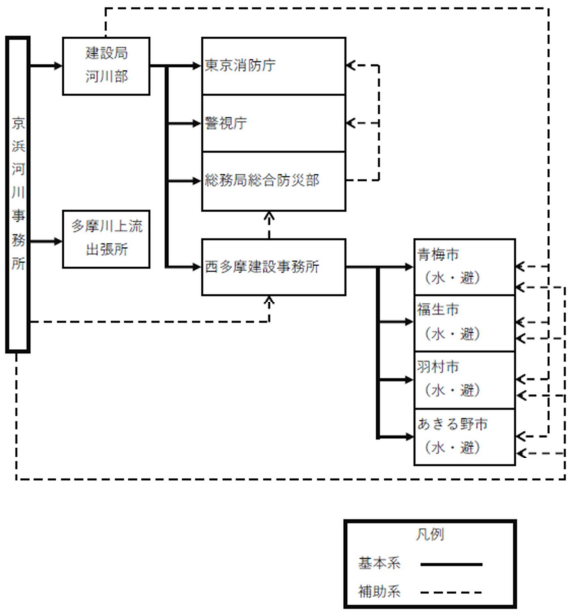
種類	内容	発表基準
待機	1 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じてただちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報などと河川状況により、特に必要と判断されるとき。
準備	水防活動に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信および輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。 水防団待機水位（指定水位）に達し氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、堤防斜面の崩れ･亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	氾濫警戒情報が発表されたり、すでに氾濫注意水位（警戒水位）を越えて災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨および当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったとき。氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。
情報	雨量･水位の状況、水位予測、河川･流域の状況等水防活動上必要なもの	状況により必要と認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合または津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

※ 発表基準水位は、洪水予報河川発表基準水位と同様。

	水防団待機水位（指定水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）
基準地点：調布橋	0.20m	1.00m	1.20m	1.60m
水防警報の目安	待機	出動	指示	指示

(ア)　■水防警報伝達系統図

●多摩川水防警報(調布橋)



関係機関		無線番号 TEL	無線番号 FAX	NTT回線 TEL	NTT回線 FAX
京浜河川事務所災害対策室		772-591～594	772-550,551	045-503-4054	045-503-3174
建設局河川部		70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	**受信優先** **03-5388-1535** (03-5388-1534)
東京消防庁		71511	71501	03-3212-2111 内3531～3	03-3213-1476
警視庁	昼	76311	76301	03-3581-4321 内55541～4	03-3502-1450
	夜			内55151～3	
総務局総合防災部※2	昼	70227	70013	03-5388-2456	03-5388-1260
	夜	70349	70023	03-5388-2459	03-5388-1958
西多摩建設事務所		83011	83001	0428-22-7315	0428-22-7994
青梅市(水・避)※1		80411	80401	0428-22-1111 内2504	0428-22-3508
福生市(水・避)	昼	81611	81601	042-551-1638	042-553-3339
	夜・休日			042-551-1511	
羽村市(水・避)		82411	82401	042-555-1111 内207	042-554-2921
あきる野市(水・避)		82511	82501	042-558-1111 内2340～2	042-558-1115
多摩川上流出張所		772-6525	772-6540	042-552-0667	042-530-1386

出典：東京都水防計画

1－4　東京都管理河川

東京都建設局（水防本部）は、常時、総務局、水防管理団体および関係機関等とオンラインにより情報連絡を行うものとする。

また、観測所および水防管理団体は、気象等の状況から水害の発生するおそれがあると認めた場合は積極的に情報の交換を行うとともに、一般社団法人河川情報センターからも情報を入手する等、常時適確な情報の把握に努めるものとする。

① 雨量観測

都設置雨量観測所(テレメータ)	所在地
青梅	東青梅 3-20-1（東京都西多摩建設事務所）
梅郷	梅郷 3-749-1（梅郷市民センター）
御岳山	御岳山 38-5（御岳山ビジターセンター）
成木	成木 7-896（成木川・大指橋下流）
小曾木	小曾木 4-2040（黒沢川・青梅六中前）

② 水位観測

番号	河川名	都水位観測場所(テレメータ)	所在地
1	多摩川	万年橋	畑中 1-23
2	成木川	成木川	成木 1-298（末成橋）
3	黒沢川	黒沢川	小曽木 4-2040（市立六中前無名橋）
4	霞川	霞川	今井 1-382（大橋）
5	霞川	霞川調節池上	今井 2-946-1（下天神橋）
6	霞川	霞川調節池下	今井 2-946-1（道場橋）
7	霞川	霞川調節池	今井 2-946-1

情報は、東京都災害情報システム（DIS）により市に配信される。

③ 水防倉庫および資器材

資料編 2-10-1 の3「応急対策用資器材」

青梅市内の水防倉庫および資器材は資料のとおりである。

市は、水防資器材の供給を要請する場合、西多摩建設事務所へ電話で要請し、資材は水防倉庫から払い出しを受ける。なお、市は、後日文書をもって正式な依頼処理をする。

2 土砂災害等の危険箇所の応急対策

2－1 気象情報等の伝達

総務防災対策部は、都市整備対策部の調査をもとに、必要に応じて土砂災害警戒区域の住民等に対し、防災行政無線等を通じて、気象情報等を伝達する。

2－2 土砂災害警戒情報の活用

気象庁と都が共同発表する土砂災害警戒情報が青梅市に伝達されたときは、土砂災害警戒区域等を住民等に伝達するとともに、市が発令する避難指示等の判断等に活用する。

(1) 特徴および利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨にもとづいて判定し、発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではない。

また、発表対象は、土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表対象とするものではないことに留意する。

(2) 発表および解除

発表および解除は、それぞれ次の項目に該当する場合に都と気象庁が協議して行う。

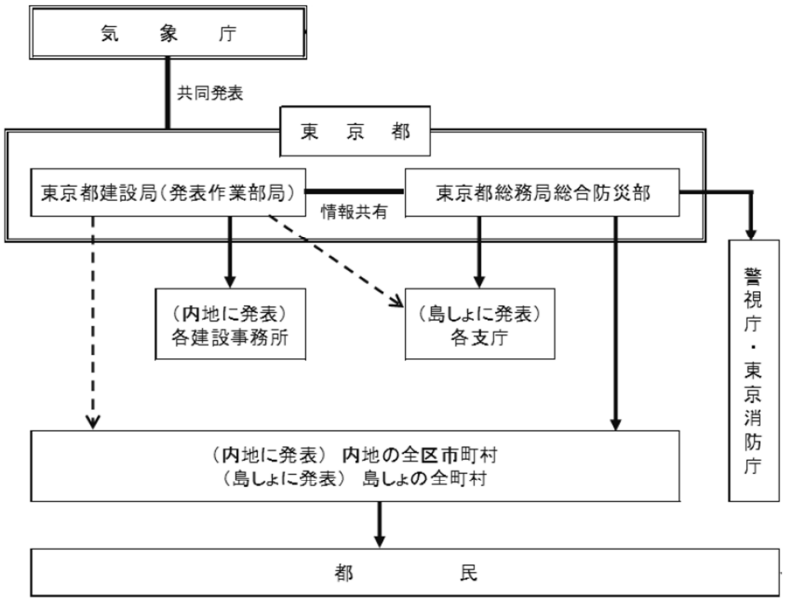
① 発表基準

- 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったとき

② 解除基準

- 無降雨状態が長時間続いている等、土砂災害の危険性が低くなったとき

■土砂災害警戒情報伝達系統図



(3) 市の措置

市長は、土砂災害警戒情報の伝達を受けたときは、関係機関および住民その他関係のある団体に伝達する。

また、土砂災害警戒情報の発表により、警戒対象となった場合に、市長は土砂災害警報情報を参考にしつつ、周辺の渓流・斜面の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し避難指示等を発令する。

① 情報の収集・伝達

- 市は、雨量情報、土砂災害警戒情報等の情報把握に努める。
- 都市整備対策部および地域経済対策部は、土砂災害警戒区域等を監視・警戒し、前兆現象等の把握に努める。
- 土砂災害の前兆現象および発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、地域住民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。
- 市は、土砂災害の発生が予想される場合、地域住民およびライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、または警戒避難等の指示、伝達を行う。特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、戸別伝達に努める。
- 市は、土砂災害警戒区域を含む自主防災組織会長や自治会長、災害時要配慮者施設管理者等に対し、土砂災害警戒情報等が発表された場合、市で把握している時間雨量と累加雨量等の情報をファックス、電話等により伝達する。
- 市は、提供した情報が警戒避難体制や避難行動に反映されるよう、土砂災害警戒情報や各種情報について、適時適切なタイミングで情報提供を行う。

② 避難誘導・風水害時避難場所開設

第３部第９章第２節「応急対策」にもとづくものとする。

③ 二次災害の防止

市は、二次災害の発生に対処するため、都と連携し、次の事項に留意して必要な措置をとる。

1　降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面および周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視の実施。

2　安全が確認されるまで警戒区域周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、立入規制等を実施。

3　降雨継続時における崩壊危険箇所およびその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置の実施。

4　市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲からただちに都へ連絡する。

5　市は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害警戒区域の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。

6　市は、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通規制等被害者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。その際、高齢者、障がい者、外国人等災害時要配慮者に配慮した伝達を行う。

第３節　復旧対策

第２部震災編　第３章「安全なまちづくりの実現」にもとづくものとする。

第４章　安全な交通ネットワークおよびライフライン等の確保

第１節　予防対策

第２部震災編　第４章「安全な交通ネットワークおよびライフライン等の確保」にもとづくものとし、その他、風水害対策として、以下の予防対策を推進する。

１　道路交通の安全対策

道路管理者は、大雨の際には道路が冠水し、事故の危険性も高まるため、排水対策に取り組む。また、自主防災組織・警察など関係機関と協力し、道路冠水時の通行止めや連絡体制を整備しており、今後も継続していく。

２　道路除雪体制整備

道路管理者は、降雪時における道路交通の安全を確保するため、あらかじめ稼働可能な資機材や労力の把握を行い、迅速かつ適切な除雪活動実施の体制を整備する。

第２節　応急対策

第２部震災編　第４章「安全な交通ネットワークおよびライフライン等の確保」にもとづくものとし、その他、風水害対策として、以下の予防対策を推進する。

１　交通規制

風水害時には、道路の冠水等により道路交通の渋滞や事故が発生し、物資の輸送や傷病者の搬送など、災害対策活動にも支障が生じる可能性があるため、防災関係機関が連携し、情報を共有し、交通規制による交通の安全化に努める。

１－１　警視庁による交通規制

(1) 交通情報の収集と交通規制

① 交通情報の収集

交通情報の収集に努めるとともに、道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況を都知事および市長に通報する。

② 迂回等混雑緩和の措置

隣接県に通じる国道その他の幹線道路については、隣接県警察署と連携を密にし、一般車両の迂回等混雑緩和の措置を講じて交通秩序の維持に努める。

(2) 警視庁の交通規制

広域的災害発生の場合には、都公安委員会の決定にもとづき必要な措置を実施する。

青梅警察署長は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地およびその周辺における交通の安全確保に努める。

(3) 車両検問

主要幹線道路における車両検問を行い、住民の緊急避難または緊急物資、応急復旧用工作資材等の緊急輸送を確保するため、他の車両の通行を禁止し、または制限して、災害の拡大防止および迅速な復旧の実行に努める。

(4) その他

交通の妨害となっている倒壊樹木、垂下電線等の除去および道路・橋梁の応急補強ならびに排水等について、関係機関に連絡し復旧の促進を図る。

1－2 道路管理者による交通規制

各道路管理者は、青梅警察署との密接な連携のもと、交通規制を実施する。

(1) 市の管理道路

都市整備対策部は、道路の破損や決壊等により交通が危険であると認められる場合、または被災道路の応急復旧等の措置をとる必要がある場合には、東京都西多摩建設事務所、青梅警察署に協議・連絡を行い、道路法にもとづく通行の禁止または制限を実施する。

(2) 国、都の管理道路

国および都の道路管理者は、関係機関相互の協議・連絡によって、道路の通行の禁止または制限を実施する。

(3) 緊急交通路の交通の確保

警視庁が指定する緊急交通路については、災害応急対策活動を推進する上で非常に重要であることから、必要な交通規制を行うこととされている。

(4) 交通規制の標識等の設置

各道路管理者は、車両の通行を禁止し、または制限する措置を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令の定めにもとづき、禁止または制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。

(5) 青梅警察署との協議

各道路管理者は、青梅警察署と被災地域の実態、道路および交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路の通行、制限の対象、区間、理由等を協議する。

区分	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	大 臣 都知事 市 長	1 道路の破損、決壊その他の事由によって危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合	道 路 法 第46条第1項
警 察	公安委員会	災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急に必要があると認める場合	災害対策基本法 第76条
		1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため 2 交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため	道路交通法 第4条第1項
	警察署長	道路交通法第４条第１項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法 第5条第1項
	警察官	1 道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合 2 道路の損壊、火災の発生、その他の事情によって道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項

1－3 通行禁止区域等における措置命令

通行禁止区域等における緊急通行車両の通行の確保のため、警察官、自衛官および消防吏員は、以下の必要な措置等を実施する。

実施責任者	範 囲	根 拠 法
警 察 官	1　通行禁止区域内において緊急通行車両の通行妨害となる車両その他物件の移動等の措置を命ずることができる。 2　措置命令に従わない場合、または相手が現場にいない場合は、移動等の措置をとり、やむを得ない限度において車両その他物件を破損することができる。	災害対策基本法第76条の3
自 衛 官 消防吏員	警察官が現場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両および消防用緊急通行車両の通行のため、同様の措置をとる。	

1－4 広報活動

(1) 報道機関への広報要請

都は、新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対して「運転者や一般家庭に向けた車利用抑制や交通規制への協力呼びかけ等についての報道を要請する。」としている。

市の管理する道路について交通規制を行う場合に、広域的な影響が想定されるものについては、都を通じて報道要請を行う。

(2) 広報車、防災行政無線等による広報

市民生活に大きな影響を与える道路の交通規制については、広報車、防災行政無線、メールおよびホームページ等により広報するほか、必要に応じて、風水害時避難場所等の掲示板に広報を行う。

(3) 運転者等に対する広報

青梅警察署は、交通規制の実施についてサインカー、パトカー、白バイ、広報車等により現場広報を行う。

2　大雪時道路対策

交通混乱や孤立発生など社会生活に混乱を来たす大雪に対し、迅速に対応し早期復旧を図る。

2－1 大雪時の除雪役割分担

道路管理者は、所管する道路の除雪を実施する。

市民および事業所等は、共助の精神にもとづき、自宅付近の除雪を行うなど、通行の確保、孤立・閉じ込め状況の解消に努めるものとする。

2－2 外出行動の自粛

事故危険や交通障害の発生防止のため、市民に不要不急の外出の自粛を呼びかける。

第３節　復旧対策

第２部震災編　第４章「安全な交通ネットワークおよびライフライン等の確保」にもとづくものとする。

第５章　災害活動体制の充実

第１節　予防対策

第２部震災編　第５章「災害活動体制の充実」にもとづくものとし、その他、風水害対策として、以下の予防対策を推進する。

１　防災拠点の整備

本庁舎のみでなく、地区の防災拠点となる市民センターや風水害時避難場所、防災倉庫および関係機関等など、浸水や土砂災害の危険性を踏まえて、各種対策を推進する。

２　風水害の災害特性を踏まえた柔軟性のある災害対策体制の整備

風水害は地震災害と異なり、警報等により災害が発生する前からの対応が可能であるため、気象庁から発表される警報等の各種情報を活用し、状況に応じた災害体制の強化を図る。

３　訓練の実施

風水害の災害の発生に備え、住民の避難および関係機関の連携を中心とした土砂災害対応訓練を実施する。

実　施　日	土砂災害防止月間中（６月中）、その他の日のいずれか
参 加 機 関	市・消防団・防災関係機関・自主防災組織・市民・協力団体等
訓 練 項 目	土砂災害対応訓練 避難訓練・情報通信訓練・本部運営訓練・災害時要配慮者救助訓練 水防訓練（各種工法習得）

４　防災教育

市および防災関係機関は、職員・社員等に対し、平常時から市地域防災計画による各機関の防災体制および防災関係法令の運用等の指導を行う。また、風水害の災害特性や気象情報等に関する防災知識を習得させ、災害時における体制の確立に努める

第２節　応急対策

１　市の災害応急活動体制

１－１ 応急活動体制

(1) 体制設置基準

市は、災害が発生しまたは発生するおそれがある場合、被害の発生を最小限にとどめるため、気象情報および災害の発生状況等に応じて次の応急活動体制をとるものとする。

体制	本部名称	設置者・統括者	設置場所
準備体制	―	市民安全部長	―
第1号注意体制	災害対策連絡室	市民安全部長	防災課内
第2号警戒体制	災害対策本部	本部長（市長）	災害対策本部室
第3号特別警戒体制			
第4号非常配備体制			

準備体制については、気象情報の把握により、事前に災害発生の予測ができるため、以下の状況に応じ、市民安全部長の判断で設置する。

- 青梅市に気象警報の発表が予測される場合
- 台風の接近等が予想される場合
- 災害の発生が予想され、市民安全部長が必要と認めたとき。

第１号～第４号体制の設置基準および活動内容等は、次項のとおりとする。

(2) 業務継続計画（風水害編）の発動等

① 発動

第４号非常配備体制が設置されたときは、自動的に発動するものとする。

また、気象警報等の発表等に合わせ第２号警戒体制や第３号特別警戒体制を設置したときは、計画実施に向けた準備を行うとともに、各体制の本部会議において協議し、必要性が認められたときに、発動するものとする。

② 解除等

本部長が全庁的な視点から判断を行い、これを踏まえ、各部課長等が、具体的な業務再開や緊急時優先業務の縮小を決定する。

なお、本部長は、災害発生のおそれがなくなった場合、または発生した災害応急対策が概ね終了し、非常配備体制等の災害時応急体制の必要がなくなった場合は、本計画を解除することができる。

体制	設置基準および活動内容等
準備体制： 気象警報の発表が予測される、または台風の接近等が予測される場合に市民安全部長の判断で体制設置する。気象情報の把握により、各課は事前に必要な対策をとる。	
災害対策連絡室（室長：市民安全部長　設置場所：防災課内）	
第１号注意体制： 気象情報等の収集およびその通報ならびに被害状況等をとりまとめ、連絡調整の万全を期する体制を整えるものとする。主として情報収集および連絡活動を行い、状況により更に上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。	
基　準	• 青梅市に大雨、洪水、暴風、大雪または暴風雪のいずれか気象警報が発表された場合 • 多摩川調布橋水位観測所等において、氾濫注意水位（警戒水位）に達しなお上昇を認める場合 • 台風の接近等により被害が予想される場合 • その他災害が発生するおそれがあり、市民安全部長が必要と認めた場合
参　集	市民安全部長、都市整備部長、環境部長、企画部長、また、それらの部の課長および災害対応指定職員　なお市民安全部長が必要と認めたときは、各部長および各部職員を招集する。【職員の５～１０％程度】
災害対策本部（本部長：市長　設置場所：災害対策本部室）	
第２号警戒体制： 危険区域を巡視警戒し、被害情報収集、災害応急措置を実施するとともに、被害状況の取りまとめおよび発表・報告、その他所要の連絡調整にあたるものとする。また、状況によりさらに上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。	
基　準	• 青梅市に大雨、洪水、暴風、大雪または暴風雪のいずれか気象警報が発表され、被害が発生した場合 • 台風の接近等により被害が発生した場合 • 市内の雨量観測地点で時間降水量５０ミリが観測された場合 • 土砂災害警戒情報または水防警報が発表された場合 • 局地豪雨、豪雪、火事、爆発その他重大な事故が発生した場合 • その他市長が必要と認めた場合
参　集	市長、副市長、教育長、全部課長、各部課別災害対応指定職員、消防団本部 【職員の２０～４０％程度】
第３号特別警戒体制： 危険区域に対する巡視警戒の強化を図り、被害情報収集、連絡活動、災害予防および災害応急対策を実施する。事態の推移に伴い、速やかに第４号非常配備体制へ移行しうる体制とする。	
基　準	• 気象や河川の状況等により、相当規模の災害発生が予測される場合 • 避難指示が必要であると市長が判断した場合 • 市内で特別警報が発表された場合 • 市隣接市町村において、記録的短時間大雨情報（時間雨量100ミリ記録）が発表された場合 • 多摩川調布橋水位観測所等において、避難判断水位(特別警戒水位)を突破し、洪水が発生するおそれがある場合 • 積雪量から、多数の孤立者・脱出困難者の発生等が予測される場合 • 重大な事故等が発生し、市長が必要と認めた場合 • その他市長が必要と認めた場合
参　集	市長、副市長、教育長、全部課長、課別災害対応指定職員、消防団本部 【職員の４０～７０％程度】
第４号非常配備体制： 全職員に動員をかけ、班ごとの災害応急対策をただちに実施する。	
基　準	• 多摩川調布橋水位観測所等において、氾濫危険水位(危険水位)を超え洪水が生じ、さらに50㎜/時以上の降雨量が予想される場合 • 市内で災害救助法による救助の適用を必要とする災害が発生した場合 • その他の災害（大規模火災、山火事、がけ崩れ等）が発生し、市長が必要と認めた場合
参　集	指定動員職員は指定の庁舎等へ自動参集する。一般動員職員は勤務場所へ自動参集するが、勤務場所への参集が困難な場合は、最寄りの庁舎等に参集する。【全職員】

1－2 災害対策連絡室（第1号注意体制）

災害の発生が予想される場合は、第１号注意体制として災害対策連絡室を設置する。

各部における配備要員および員数は、各部課長があらかじめ定めるが、各部長は、状況により、その増減を判断し対応しなければならない。

なお、災害対策連絡室の運用については、第２部震災編第5章第４節の記載に準ずるものとする。

また、注意体制の原因となった気象予報が解除されるなど、予測した災害が発生するおそれが解消したと認める場合、または発生した災害・応急対策が概ね完了したと認める場合は、市民安全部長は関係課と協議の上、体制を解除する。

1－3 災害対策本部（第2号警戒体制・第3号特別警戒体制・第4号非常配備体制）

気象状況等に応じて、災害予防および災害応急対策を実施するために、第２号警戒体制以上の体制が必要であると認める場合は、市災害対策本部条例、災害対策本部運営要綱にもとづき、災害対策本部を設置する。設置した場合は、その旨を公表するとともに、都および関係機関に連絡する。

なお、本部および各体制の運用については、第２部震災編第5章第４節の記載に準じるものとする。

1－4 集中豪雨等への対応

(1) 災害対策本部等の設置

集中豪雨等の突発的・局地的な自然災害では、災害の発生危険性および発生状況に即応して、迅速に災害対策連絡室～災害対策本部を設置し、一元的かつ機動的な体制を確立する。

(2) 気象情報の早期収集

市は、発表される警報・注意報等の気象情報とともに、防災機関専用の電話回線（ホットライン）を積極的に活用し、避難指示等防災応急対応の判断の参考に利用する。

(3) 集中豪雨初動行動要領による活動

市は、都が集中豪雨時において、とるべき活動体制や他の機関との連携体制等をとりまとめた行動マニュアルである集中豪雨初動行動要領を参考に、初動行動マニュアル等の策定または見直しを行ない、初動態勢の強化を図る。

(4) 情報の共有

市は、都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から同一河川・圏域・流域内の区市町村と連携し、必要な情報（避難指示の必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況など）の共有を図る。

これにより、集中豪雨などに際しても、区市町村では避難指示を遅滞なく出すことが可能となる。

(5) 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時の情報の共有

市は、気象庁などとも連携の上、気象情報に十分留意し、竜巻注意情報が発表された場合は、市民への注意および適切な避難行動を呼び掛ける。

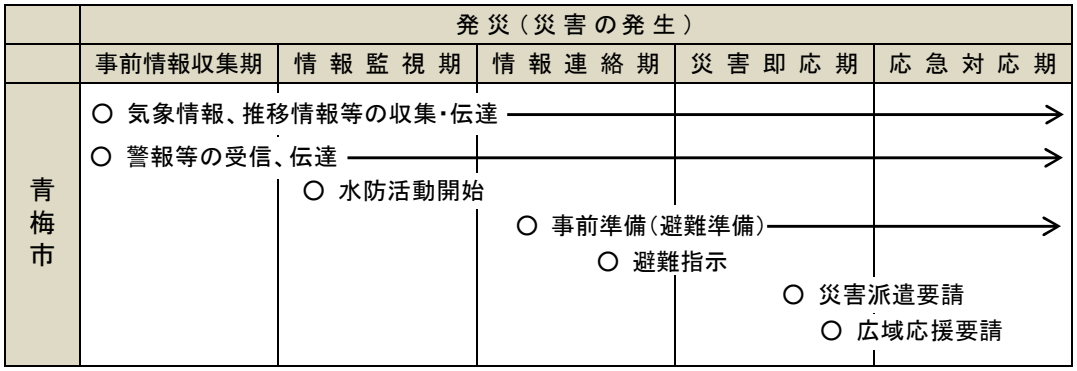
2 水防活動計画

2－1 水防活動

洪水等の浸水被害の発生または発生のおそれが生じた場合、その被害の軽減を図るため、各水防機関は相互の連絡を密にし、水防活動を行う必要がある。

市は、関係機関と連携し、水防管理団体として市の行政区域における水防を十分果たさなければならない。

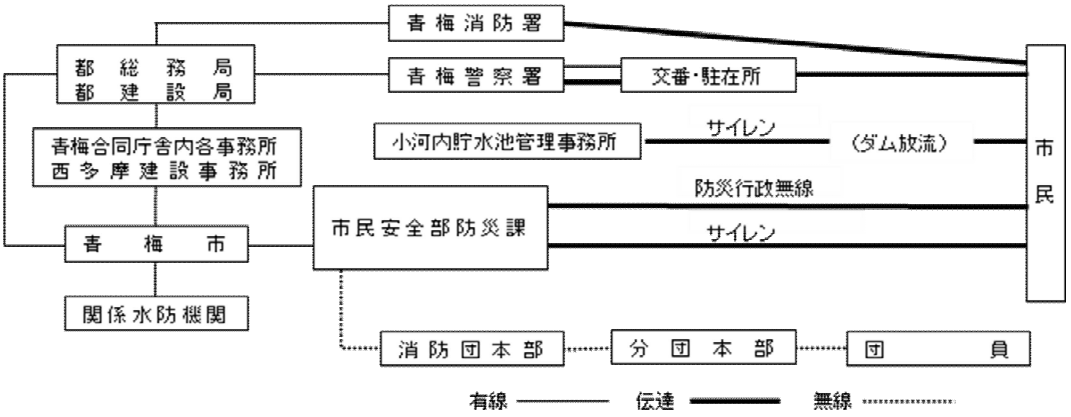
■応急活動の流れ



(1) 活動の方針

水防管理者（市長）は、台風・豪雨時等に水災が発生またはそのおそれがある場合、防災関係機関に要請し、密接な連携の下に水防活動を実施して、水災の被害の軽減に努める。また、青梅消防署は、その判断により防災関係機関と密接な連携のもとに水防活動を実施して、水災の被害の軽減に努める。

(2) 水防に関する通信連絡系統



(3) 市の水防活動

気象状況等により、市内に水災が発生した場合または発生するおそれがある場合は、応急活動体制に定める活動体制により水防に当たるものとする。

市は、出水期前に河川等の巡視を行い、都の最新の水防計画等による水防上危険であると認められる箇所がある場合は、その管理者に連絡して必要な措置を求める。また、気象状況等により洪水のおそれがある場合は、ただちに事態に即応した配備体制をとるとともに、概ね次の水防活動を行う。

1　気象状況および水位に応じて河川管理者、消防機関と緊密な連絡のもとに河川の監視警戒を行い、異常を発見した場合はただちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置をとる。

2　水防従事者に対して、水防作業に必要な技術上の指導を行う。

3　水防作業に必要な資器材の調達を行う。

4　次の場合には、消防機関に対し、出動することを要請する。
　（1）水防警報により、出動または指示の警告があった場合
　（2）水位が警戒水位に達し、危険のおそれがある場合
　（3）その他水防上必要と認めた場合

5　水防のためやむを得ない必要がある場合は、その区域内に居住する者、または現場にいる者を作業に従事させることができる。

6　堤防その他の施設が決壊またはこれに準ずる事態が発生した場合は、ただちに関係機関に通知する。また、決壊した場合は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

7　洪水による著しい危険が切迫している場合は、必要と認める区域の居住者に対し、立退、またはその準備を指示することができる。この場合、遅滞なく青梅警察署長に、その旨を通知しなければならない。

8　水防のため必要があると認める場合は、現場の秩序あるいは保全維持のため青梅警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

9　水防のため緊急の必要がある場合は、他の水防管理者に対し、応援を求めることができる。応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

10　水防のため緊急の必要がある場合は、都知事に対し自衛隊の派遣を要請することができる。

2－2 各防災機関の体制

(1) 青梅消防署

① 被害の発生および拡大の防止

内水氾濫および溢水等により水災が発生またはそのおそれがある場合、水防管理者に通報し、市内関係機関との連携の下に被害の発生および被害拡大の防止を図る。

② 水防上危険箇所の把握

水防上の危険な場所および崖崩れ、浸水等の被害予想地域等を関係機関と実査し、水防管理者および関係機関と協議しておく。

③ 情報収集

ア 市およびその他関係機関と連携を図り、水防施設物等の状況把握をする。

イ 市（消防団）および自治会等の組織からの情報把握に努める。

ウ 気象情報にもとづき、指定された危険箇所を消防隊が出向して監視警戒を実施する。

④ 水防活動要領

ア 水防活動の実施

⑴ 水防管理者の要請または、情報収集活動等の状況により必要と認めた場合には、水防部隊を出場させ水防活動を実施する。

⑵ 青梅第１小隊が、水防切替小隊として、水防事象に出場する。

イ 火災、救助、救急活動

水災に伴う、火災、救助、救急等の災害発生時、所定の計画にもとづき、部隊運用で現場活動を実施する。

ウ 関係機関との連携協力

水防活動に当たっては、水防管理者および河川管理者等関係機関と連携協力し、効率的に実施する。

エ 資器材の収用

水防活動のため必要と認めた場合は、水防管理者に対し所要の資器材の調達、輸送等の措置を要請し、現場活動の万全を図る。

ただし、緊急の場合は、水防法第２８条第１項にもとづく消防機関の長の権限をもって収用する。

オ 警戒区域の設定

人命危険の防止または水防活動の円滑を図るため、消防署員は、水防法第２１条第１項により水防関係者以外の者の立入禁止もしくは、立入制限等の措置を行う。

カ 報告体制

災害の発生状況、消防活動状況等について情報収集し、関係機関と情報交換を図る。

キ 広報・広聴活動

⑴ 住民に対し、災害の発生状況、水防活動状況等の広報を実施する。

⑵ 災害の規模に応じて、消防庁舎等に消防相談所を開設し、各種相談説明案内を実施する。

⑶ 市民からの電子メール等による問合せに対応する。

(2) 青梅市消防団

① 消防団の水防区域

消防団が行う水防区域は青梅市全域とし、特別の指示のない限り各分団が行う水防の区域は分団管轄区域内とする。

② 監視および警戒

分団長は、気象状況等により、分団管轄区域内に水防上危険であると認められる場所がある場合は、所属する団員に監視・警戒を実施させ、状況等に応じた措置を講じるものとする。

③ 通報

団員は、水災が発生したまたはそのおそれがあると認められる異常な現象を発見した場合は、水防管理者（連絡先：市民安全部防災課）および青梅消防署長（青梅消防署警防課）に通報しなければならない。

④ 出動の指示

ア 団長

水災が発生したまたはそのおそれがあると認められる場合は、水防管理者および青梅消防署長と協議し、必要な分団長に出動を命令する。

イ 分団長

気象状況等により分団区域内に被害が発生したまたはそのおそれがあると認められる場合は、その被害の規模に応じた団員を出動させることができる。この場合において、分団長は、速やかに出動した場所および出動団員数を団本部に報告しなければならない。

なお、この場合、団本部は速やかに、水防管理者および青梅消防署長に通報する。

⑤ 有線途絶の場合の連絡

有線施設が災害のため被災し、その機能を失った場合は、消防団無線、災害情報システムおよび防災行政無線の活用とともに、必要に応じて連絡員および連絡者（伝令）を派遣して連絡等を保つものとする。

⑥ 広報活動の協力

市の要請により、団本部の指示で消防車を使用して各種広報活動を実施するものとする。

⑦ 消防団出動基準

水災現場活動は、次の基準により実施するものとする。

待 機	団員は、自宅に待機し、必要に応じてただちに出動できる体制
準 備	参集し、情報収集および水防資器材の整備点検等を実施し出動に備える
出 動	消防団員が被害現場に出動し活動する体制
解 除	水防活動を必要とする状況が解消し、消防団の水防体制の終了

⑧ 出動の要領

各分団長は、次の場合に、被害の規模に応じ、団員を出動させるものとする。また、出動ごとに出動場所および出動団員数を団本部に報告する。

なお、対応人員が不足する場合は、団本部に通報し、応援を要請する。

- 団本部から出動命令があった場合
- 気象状況等により分団区域内に被害が発生したまたはそのおそれが認められた場合

⑨ 水防作業報告

分団において水防作業を実施した場合は、その経過および結果を随時団本部に報告する。

(3) 青梅警察署

① 警察官の出動

水防管理者から、水防法22条により、警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等基礎的警備活動に支障のない限り、警備部隊を応援出動させる。

なお、要請がない場合においても、事態が急を要すると認められる場合は、青梅警察署長の判断で、積極的に出動するものとする。

② 警戒区域の設定

水防現場においては、水防管理者および青梅消防署等と綿密に連絡調整し、水防活動に協力する。また、水防上必要と判断される場合で、消防団長、消防団員もしくは消防機関に属する者がいないとき、またはこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定し、関係者以外の立入制限および禁止または立退き等必要な措置を実施し、水防活動が迅速に行われるよう努める。

③ 優先通行等

水防機関および消防機関等で、水防現場に向かうものの通行については、優先通行等の便宜を与え、水防活動が迅速に行われるよう努める。

④ 被災者等に対する救助業務

被災者等に対する救助業務について、災害初期には、可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて警察通常業務に移行する。

2－3 都(西多摩建設事務所)の体制

(1) 水防の責任

都は、気象状況等により洪水等のおそれがある場合は、その管内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように情報を連絡し、資器材および技術的な援助を与える等その調整を図るものとする（都水防計画）。

(2) 水防体制および業務内容

水防本部(建設局長)

西多摩建設事務所	所長、副所長	総括指揮

庶務班	ア　各班との連絡調整に関すること。 イ　水防資器材の購入および受払、労力、車両等の調達、輸送に関すること。 ウ　食糧の調達および仮眠等の設営に関すること。 エ　他の班に属さないこと。
情報連絡班	ア　水防管理団体および関係機関との情報に関すること。（内水を含む） イ　雨量、水位、流量等の観測と関係機関への通報、および資料の収集、整理に関すること。 ウ　土砂災害警戒情報の収集・整理に関すること。 エ　気象、水象、土砂災害警戒情報の情報連絡に関すること。 オ　公共土木施設の被害状況調査および資料収集に関すること。 カ　がけ崩れの被害状況調査および資料収集に関すること。 キ　無線の操作およびファクシミリの運用に関すること。 ク　水防資器材の配分および輸送計画に関すること。
技術班	ア　水防活動または、被災しもしくは被災のおそれのある公共土木施設の応急対策についての技術支援、および指導に関すること。 イ　水防実施状況の調査、および報告に関すること。 ウ　所管工事現場等の警戒巡視および施設操作等の指示に関すること。
工務班	ア　管内の占有工事現場および危険箇所の警戒巡視をし、道路班との調整に関すること。 イ　事前通行規制をする必要が生じた場合における関係機関との協議に関すること。 ウ　通行止めまたは制限した場合における関係機関への通報連絡に関すること。
道路班	ア　都道および周遊道路等の危険箇所の調査に関すること。 イ　道路の被災現場の情報の収集および緊急に通行止めまたは制限した場合の情報を工務班、情報連絡班への通報に関すること。 ウ　危険が予測される現場および被災現場の応急対策を通知すること。 ※通行規制の詳細については「異常気象における道路通行規制実施要領」によるものとする。
協力班	ア　他の班の活動に協力し、情報の収集、被災のおそれのある現場と工区、工区と情報連絡班への通報に関すること。 イ　他の班の応援活動に関すること。
工区班	ア　所管工事現場等および危険箇所の警戒巡視に関すること。 イ　公共土木施設の被害状況を調査し情報連絡班への通報連絡に関すること。 ウ　道路の通行等に危険と判断される場合には、道路班に連絡し、通行止、または制限その他措置について指示を受け、対策を行うこと。 エ　水防活動または、被災しもしくは被災のおそれのある公共土木施設の応急対策についての技術支援および指導に関すること。 オ　がけ崩れの被害状況調査に関すること。

3 災害発生時の対応

3－1 溢水時の処置

(1) 溢水時の通報およびその後の措置

河川が溢水する事態、またはこれに準ずべき事態が発生した場合は、本部長または青梅警察署長および青梅消防署長はただちに関係者に通報するとともに、関係水防管理団体と相互情報を交換するなど連絡を密にする。

溢水後といえども、本部長および青梅消防署長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

(2) 避難立ち退き

① 避難の指示

溢水により著しい危険が切迫していると認められた場合は、市長（水防管理者）または都知事およびその命を受けた都職員は、必要と認める区域の居住者に対し、防災行政無線、青梅市メール配信サービス、Ｌアラート連携により各メディアから配信される情報、ラジオ、信号、その他の方法により立ち退きまたはその準備を指示する。この場合、遅滞なく青梅警察署長にその旨を通知する。

② 立ち退き

立ち退きまたはその準備を指示された区域の居住者の避難については、警察が、水防管理者と協力して誘導する。また、水防管理者は、青梅警察署長および青梅消防署長と協議の上、あらかじめ立退先および経路等につき、必要な措置を講じておく。

(3) 水防資器材

水防用資器材の備蓄場所および数量は、資料2-10-1の3「応急対策用資器材」のとおりである。

(4) 水防実施報告

① 巡視等の水防活動を行った場合は、各対策部長は、総務防災対策部長に報告し、速やかに「水防巡視点検表」（様式5-1）を作成する（要請があった場合、西多摩建設事務所に提出）。

② 水防活動を行った場合は、各対策部長は、総務防災対策部長に報告し、水防活動終了後3日以内に「水防活動報告書」（様式5-2）を作成し、西多摩建設事務所に提出する。

③ 公共土木施設に関する被害が生じた場合は、都市整備対策部長は、総務防災対策部長に報告後、速やかに「被害報告表」（様式5-3）を作成し、西多摩建設事務所に提出する。

3－2 費用および公用負担

(1) 費用負担

市は、市内の水防に要する費用を負担するものとする。

応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額および支払い方法は当該応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定める。

(2) 公用負担

① 公用負担権限

水防法第２８条の規定により、水防のための緊急の必要がある場合、水防管理者または消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

ア　必要な土地の一時使用
イ　土石、竹木、その他の資材の使用、もしくは収用
ウ　車両、その他の運搬用機器もしくは排水用機器を使用
エ　工作物、その他の障害物の処分

② 公用負担権限証明書

水防法第２８条の規定により公用負担の権限を行使する場合、水防管理者または青梅消防署長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの権限の委任を受けた者にあっては、次のような証明書を携行し、必要ある場合はこれを掲示しなければならない。

公用負担権限委任証明書

第　　号　　身分　　氏　　名

上記の者に青梅市区域における水防法第２８条第１項の権限の行使を委任したことを証明する。

年　月　日

青梅市水防管理者
（または青梅消防署長）氏　　名　印

③ 公用負担命令票

水防法第21条の規定により、公用負担の権限を行使する場合は、次の公用負担命令票を作成し、その１通を目的物所有者、管理者またはこれに準ずべき者に交付する。

ただし、現場の事情により、公用負担命令票を作成する暇がない場合は、事後においてただちに処理するものとする。

第　　号

公　用　負　担　命　令　書

住　　所
負担者氏名

物件	数量	負担内容（使用、収用、処分等）	期間	適用

水防法第 21 条の規定により上記物件を収用（使用または処分）する。

年 月 日

青梅市水防管理者　氏　　名　　印
事務取扱者　氏　　名　　印

④ 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けた者に対し、市は、時価によりその損失を補償する。

第６章　災害情報収集伝達体制の整備

第１節　予防対策

第２部震災編　第６章「災害情報収集伝達体制の整備」にもとづくものとし、その他、風水害対策として、以下の予防対策を推進する。

１　市民等への情報提供体制の整備

市では、防災行政無線の難聴地区に対応するため、放送内容を聞き直せる電話応答サービスを実施している。

集中豪雨などの大雨時には、通常よりも放送が聞き取りにくくなるため、洪水予報や土砂災害情報などが危険地域に確実に伝達されるよう、市メール配信サービスやホームページ（気象情報）、Lアラート（公共情報コモンズ）によるマスコミ公開等情報伝達手段の充実を図る。

２　要配慮者利用施設への情報伝達体制の充実

洪水情報や土砂災害情報等が迅速かつ確実に伝達されるように、情報伝達手段およびルートの充実を図る。

第２節　応急対策

１　気象情報

防災気象情報については、東京都災害情報システム（DIS）、気象庁の防災情報提供システムなどを活用して避難指示等の判断材料とする。

気象庁が発表する注意報・警報等の対象地域、種類および発表基準は、次のとおりである。

■注意報･警報等の種類および発表基準　青梅市

（令和５年６月８日現在）

種類			発表基準	
警報	大雨（浸水害）		表面雨量指数基準	25
	大雨（土砂災害）		土壌雨量指数基準	148
	洪水		流域雨量指数基準	多摩川流域=49.1
				霞川流域=9.5、黒沢川流域=8
				成木川流域=14.1、北小曽木川流域=5.7
			複合基準	多摩川流域=（9、44.1）
			指定河川洪水予報による基準	多摩川［調布橋］
	暴風		平均風速	25m/s
	暴風雪		平均風速	25m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 20 ㎝
注意報	大雨		表面雨量指数基準	12
			土壌雨量指数基準	106
	洪水		流域雨量指数基準	多摩川流域=39.2
				霞川流域=7.6、黒沢川流域=6.4
				成木川流域=11.2、北小曽木川流域=4.6
			複合基準※1	多摩川流域=（9、39.2）、霞川流域=（6、7）、黒沢川流域=（6、6.4）成木川流域=（10、9.1）、北小曽木川流域=（10、3.6）
			指定河川洪水予報による基準	多摩川［調布橋］
	強風		平均風速	13m/s
	風雪		平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ５㎝
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度 25%で実効湿度 50%	
	なだれ			
	低温		夏期（平均気温）：平年より５℃以上低い日が３日続いた後、さらに２日以上続くとき 冬期（最低気温）：-７℃以下、多摩西部は-９℃以下	
	霜		晩霜期　最低気温２℃以下	
	着氷・着雪		大雪警報の条件下で気温が-２℃～２℃の時	
記録的短時間大雨情報			１時間雨量	100 ㎜

※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

■特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

■大雨・洪水警報、注意報基準の新しい指標

気象庁は、雨による災害発生の危険度の高まりを評価する技術（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）を活用して、大雨・洪水警報および大雨特別警報を改善するとともに、「大雨警報（浸水害）」および「洪水警報」の危険度分布の提供を平成 29 年度から開始した。

また、「大雨警報（土砂災害）」の危険度分布の提供を令和元年度から開始した。

2　連絡体制、情報の伝達

第２部震災編　第6章「災害情報収集伝達体制の整備」にもとづくものとする。

第７章　医療救護対策

第１節　予防対策

第２節　応急対策

第３節　復旧対策

第２部震災編　第７章「医療救護対策」にもとづくものとする。

第８章　帰宅困難者対策

第１節　予防対策

第２節　応急対策

第３節　復旧対策

第２部震災編　第８章「帰宅困難者対策」にもとづくものとする。

第９章　避難者対策

第１節　予防対策

第２部震災編　第９章「避難者対策」にもとづくものとし、その他、風水害対策として、以下の予防対策を推進する。

また、土砂災害対策については、第３部風水害編　第３章「安全なまちづくりの実現」にもとづくものとする。

１　風水害時用の避難場所等の選定

風水害時に利用できる指定緊急避難場所について調査するとともに、風水害に備えた施設・設備の整備を行う。

(1) 風水害時避難場所の指定および住民への周知

市は、土砂災害や浸水害などの風水害時の危険から安全を確保するために、避難指示を発令した際に、必要に応じて開設する避難場所として適切な屋内施設を、風水害時避難場所として指定緊急避難場所に指定する。

住民に対し、市民防災ハンドブック、ハザードマップ、広報紙、ホームページ等により周知する。また、指定した風水害時避難場所の所在地等については、警察署等関係機関に連絡し、東京都災害情報システム（DIS）への入力により、都に報告する。

(2) 避難所の指定基準

被災者が一定期間滞在する施設として、安全性が確保された施設を指定避難所として指定する。

避難所の指定基準は、概ね次のとおりとする。

- 避難所は、原則として、自治会または学区を単位として指定する。
- 避難所は、浸水、土砂災害に備えた公共建物等（学校、市民センター等）を利用する。
- 避難所に受け入れる被災者数は、概ね居室3.3 ㎡当たり２人とする。ただし、新たな感染症の拡大等が懸念される際は、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）」を参考にする等、避難所が過密にならないように努めるものとする。

(3) 安全性の確保

避難所に指定した建物については、安全性を確認・確保するとともに、被災者のプライバシーの確保や、災害対策基本法にもとづき生活環境を良好に保つよう努める。

(4) 避難所機能の強化

市は、避難所に、食料の備蓄や必要な資器材等の配備を進める。

２　避難指示等発令基準の整備

「避難情報に関するガイドライン」（令和３年５月改定・内閣府防災担当）にもとづき、避難すべき区域および判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定するなど、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。

第２節　応急対策

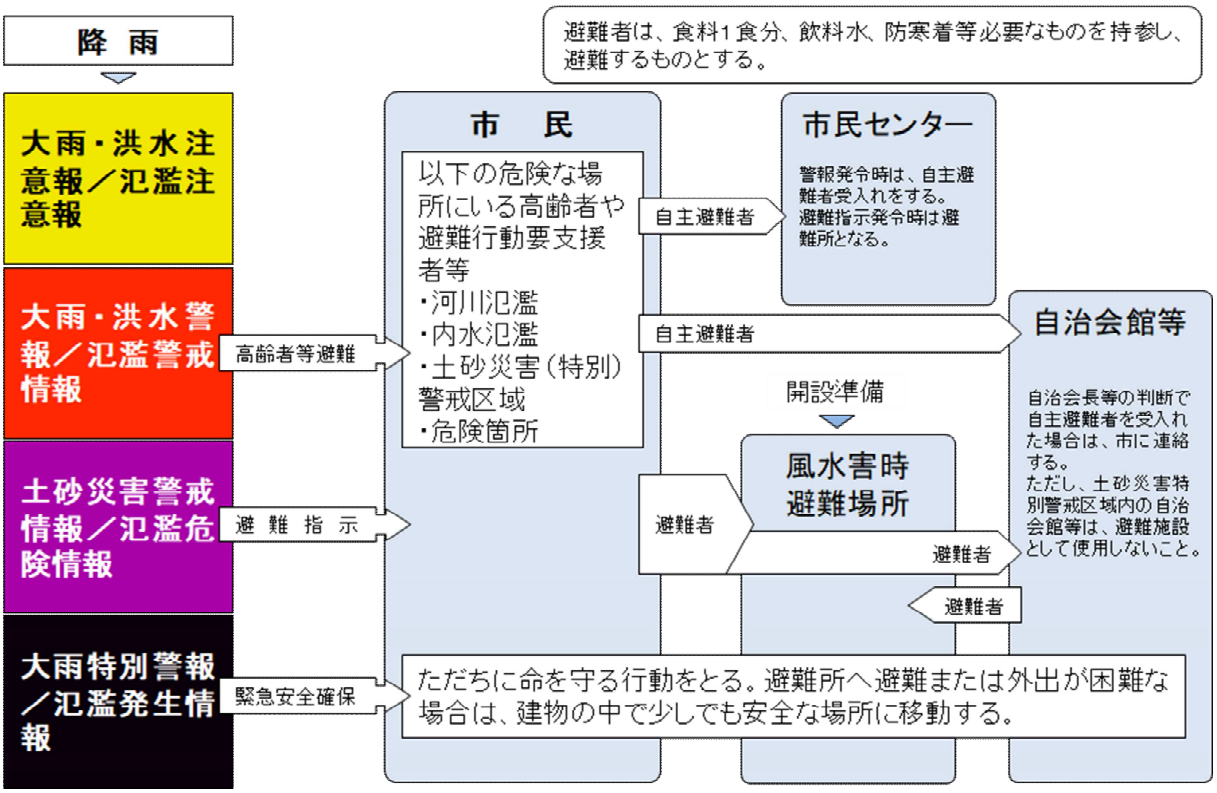
１　避難の指示、誘導

１－１　避難指示

(1) 避難行動等のフロー

市民は、テレビ、ラジオ、インターネット等により、気象情報に注意する。

市は、気象情報および避難行動について、防災行政無線、青梅市メール配信サービス、市ホームページ、広報車等により適宜市民に情報を提供する。



(2) 避難指示

避難のための立ち退きの指示および立退先の指示は、次の者が行うものとする。

なお、市長は、人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限もしくは禁止し、または退去を命ずる。判断の基準については下記のとおりとするが、市長は、災害対策基本法第６１条の２にもとづき、国（地方気象台等）または都知事に助言を求め、判断の参考とする。

また、区域内において危険が切迫した場合には、市長は青梅消防署長および青梅警察署長に連絡の上、要避難地域および避難先を定めて避難を指示するとともに、速やかに都本部に報告する。

■避難指示の区分

種別	指示者	指示を行う種類	根拠法
災害全般	市長	住民の生命および身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認める場合は、避難のための立退きを指示する。	災害対策基本法第60条
	都知事	災害の発生により、市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなった場合は、避難のための立退きの指示に関する措置の全部または一部を市長に代わって実施する。	
	警察官	人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要する場合は、避難等の措置を即行する。	
		市長が避難の指示をできないと認められる場合または市長から要求があった場合は、避難のための立退きを指示する。	災害対策基本法第６１条
	災害派遣を命じられた部隊の自衛官	警察官がその場にいない場合に限り、避難等の措置を即行する。	警察官職務執行法第４条
洪水	都知事、その命を受けた都の職員または水防管理者	洪水によって著しい危険が切迫していると認められる場合は、避難のための立退きを指示する	水防法第29条
火災	消防署長	火災の現場において、消防警戒区域を設定した場合、その区域からの退去を命ずるまたは出入を禁止もしくは制限する。	消防法第28条

(3) 避難指示等の基準

■避難指示等の一覧

	発令される状況	住民に求める行動
高齢者等避難 （警戒レベル3）	災害のおそれあり	【危険な場所から高齢者等は避難】 • 高齢者や避難行動要支援者等の避難行動に時間を要する者は計画された風水害時避難場所または危険区域外への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） • 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示 （警戒レベル4）	災害のおそれが高い	【危険な場所から全員避難】 • 通常の避難行動ができる者は、計画された風水害時避難場所または危険区域外への避難行動を開始 • 避難指示等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動をただちに完了 • 未だ避難していない対象住民は、ただちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動
緊急安全確保 （警戒レベル 5）	災害発生または切迫	【命の危険　直ちに安全確保！】 • 立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保 ※ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

(4) 避難指示の方法

避難指示は、次の内容を明らかにして行う。また、避難の必要がなくなった場合は、その旨を公示する。

① 避難指示

実施基準	ア 避難すべき時期が切迫した場合 イ 災害が発生した現場に残留者がある場合 ウ 大地震が発生し、避難の必要が生じた場合 エ 火災が拡大するおそれがある場合 オ 爆発のおそれがある場合 カ 崖崩れ等による危険が切迫している場合 キ 河川堤防が被災し、洪水のおそれがある場合 ク その他市民の生命または身体を災害から保護するため必要と認められる場合	
	防災気象情報	ア 土砂災害警戒情報の発表 イ 警報（大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪）の発表
	前兆現象	河川水位の上昇・渓流内の転石の音・流水の濁り・小石がパラパラ落ちる・斜面の湧水、表面流の発生・土臭いにおい・木が折れるような音などの土砂災害の前兆現象が見られる場合。
伝達内容	ア 発令者 イ 避難対象地域（町丁目名、施設名等） ウ 避難先（安全な方向、風水害時避難場所の名称等） エ 避難経路 オ 避難理由（避難要因となった危険要素とその場所） カ その他避難行動時の注意事項(携行品、災害時要配慮者への支援呼びかけ等)	

② 避難指示の伝達方法

市民に対する避難指示の伝達は、市防災行政無線、緊急速報メール、広報車等によるほか、消防団、自治会、自主防災組織等の協力を得て、戸別に伝達を行う。

(5) 避難指示の通知

市長（総務防災対策部）は、避難指示を行った場合、速やかに都知事および関係機関へ通知する。また、解除する場合も同様とする。

① 発令者
② 発令の理由および日時
③ 避難対象地域
④ 開設した風水害時避難場所
⑤ そのほか必要な事項

なお、市長以外が避難の指示を行った場合は、ただちに市長に報告し、市長は上記に準じて都知事および関係機関へ通知する。

(6) 警戒区域の設定

市長は、災害対策基本法第63条にもとづき、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合、市民等の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限もしくは禁止または当該区域からの退去を命ずることができる。

なお、警察官は市長または市長の委任を受けて、市長の職権を行う市職員が現場にいないときもしくはこれらから要請があったときは、同様の職権を行うことができる。

また、自衛官は市職員および警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定ならびにそれにもとづく立入り制限・禁止および退去命令の措置をとることができる。ただし、当該措置を実施したときはただちにその旨を市長に通知しなければならない。

1－2 避難誘導

(1) 避難誘導体制の確立

① 避難方式

大雨警報や土砂災害警戒情報の発表により、土砂災害警戒区域の住民に対し、避難の指示が出された場合、自主防災組織や消防署および警察署の協力を得て、あらかじめ指定してある風水害時避難場所または土砂災害警戒区域外の自治会館等に避難する。

ただし、危険が切迫している状況では、２階へ移動する等屋内安全確保をはかる。

② 事前避難（自主避難）

風水害の発生により、家屋等の浸水または土砂災害の発生に伴う家屋の損壊の危険を認識した場合、または、市民が自らの身が危険な状況であると認識した場合は事前に自主的に避難するものとする。また、避難の基準としては、第３部第９章第２節「１－１ 避難指示（３）避難指示等の基準」を参考にするものとする。

ア 避難方法

避難に当たっては各自非常持ち出し用品を持参するものとする。

なお、近所等の安全な場所に避難することを第一とするが、困難な場合は市に連絡し、市民センター等に避難する。

イ 避難状況等の連絡

自主避難を実施した市民は、避難世帯および人数、避難先等を市または警察署・消防署に知らせる。

なお、災害時要配慮者等の自主避難を行う場合は、消防団員、自主防災組織の協力を要請する。

ウ 風水害時避難場所の開設準備

自主避難が開始された当該地区については、自主避難者数の増加や避難指示の発令等災害情報の収集を心がけ、風水害時避難場所の開設準備を進める。

エ 市民センターでの受入れ

気象警報発表時には、市民センターは開館時間の場合、原則として自主避難者の受入れを行う。ただし、成木地区は状況に応じて各市民センターでは無く、市が別に指定する施設とするものとする。

(2) 風水害時避難場所および避難所の運用

運用は、原則として市が行う。

(3) 避難誘導

一時集合場所（自治会館等）から風水害時避難場所への避難誘導は、各自治会、自主防災組織等が行うものとし、次の事項に留意して行う。

① 市長は、各自治会、自主防災組織等から避難誘導を要請された場合は、消防団・青梅警察署等の協力を得て、避難誘導を行う。

② 避難誘導に当たっては、市民防災ハンドブックやハザードマップ等により風水害時避難場所の位置を確認し、道路の被災状況に応じかつ危険箇所を避け、安全の確保を第一に誘導する。

③ 災害時要配慮者の本人確認および避難誘導に当たっては、特に家族と同居している人であっても、昼間家族が就労等で不在となり自力で避難できない場合を想定し、自治会長・民生児童委員の協力を得て行う。

④ 学校、幼稚園、保育所、病院、事業所等多数の人が集まる場所においては、原則として施設の施設管理者等が避難誘導を実施する。

(4) 避難誘導の責任者

① 誘導責任者は、市職員、消防団員および警察官とする。

② 誘導員は、当該地区の消防団員および自主防災組織会員とする。

③ 市職員等を、風水害時避難場所および危険区域に配置する。

(5) 避難誘導の留意事項

① 優先して避難させるべき者	• 高齢者、障がい者、妊産婦、難病患者、傷病者、子ども、乳幼児、外国人等の災害時要配慮者 • 先に災害が発生すると認められる地区内の居住者
② 誘導時の留意事項	• 誘導経路は、できる限り、危険な橋・堤防その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。 • 危険地点には、標示・縄張りを行う。 • 土砂災害地、道路陥没箇所および浸水地は避ける。 • 誘導中は、転倒、ケガ、感電等の事故防止に努める。
③ 避難者への周知徹底事項	• 戸締り、火気、通電の始末を完全に行う。 • 携帯品は、必要最小限のものにする。(食料・飲料水は１食分、チリ紙、タオル、着替え、医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等) • 服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行する。

(6) 災害時要配慮者に関する支援

災害時要配慮者のうち、高齢者や障害者等の避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿および個別避難計画にもとづき、必要に応じて避難誘導をする。

個別避難計画がない災害時要配慮者についても、各々の事情や障害の特性等を踏まえ、地域住民・自主防災組織等の協力を得ながら、必要に応じて避難方法に配慮した避難誘導をする。

(7) 要配慮者利用施設に対する計画

水防法および土砂災害防止法の改正により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設に対し、「避難確保計画の作成」および「避難訓練等の実施・報告」が義務付けられた。

資料編 2-9-4「浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設」

2 風水害時避難場所および避難所の開設と運営

災害により被害があった場合の「避難所」については、第２部震災編　第９章「避難者対策」にもとづくものとする。

風水害時避難場所は、一時的に避難する場所とする。

2－1 風水害時避難場所の開設

(1) 風水害時避難場所開設の準備

自主避難が開始された当該地区の風水害時避難場所施設管理者は、自主避難者数の増加や高齢者等避難、避難指示の発令等災害情報の収集を心がけ、風水害時避難場所の開設準備を進める。

開設基準は次のとおりとする。

① 勤務時間内

被害の状況を判断した上で、開設する風水害時避難場所を定め、開設する。

② 勤務時間外

風水害等による大規模な災害により、災害救助法による救助が実施された場合は、全ての風水害時避難場所を開設するものとし、指定動員職員の派遣および避難所運営班を編成し、施設管理者との連絡調整によりただちに風水害時避難場所の開設を行う。

避難指示が出た場合は、開設指示のあった風水害時避難場所の指定動員職員は、情報の収集等を行うとともに、風水害時避難場所の施設の開錠および開設を行う。

- 緊急を要する自主的な避難があった場合
- 土砂災害警戒区域や浸水予想区域等の住民の避難が必要と認め、避難指示が発令された場合

(2) 避難所開設の検討

ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(3) 避難所の確保

避難所の不足が見込まれる場合は、設置者である市は、学校以外にも多様な手段で確保に努める。

また、災害の規模、被災者の避難および収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

(4) 避難所の受入れ

被災者の受入れは、可能な限り自治会単位に被災者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成した上で、受け入れる。

避難所開設・運営担当者は、施設の責任者等と協議し、指定の避難スペースに避難者を受け入れる。また、受入れにおいては、できるだけ地区ごとの区割り設定を行うとともに、災害時要配慮者に配慮する。

■避難収容の対象者

- 住居が被害を受け、居住の場を失った者
- 避難指示が出された場合等によって緊急避難の必要がある者
- その他、市長が必要と認める者

(5) 避難所の開設期間

避難所の開設期間は災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認(厚生労働大臣の承認を含む。)を受ける。

(6) 管理責任者の設置

避難所を開設した場合は、管理責任者を置くとともに、防災担当責任者を置き、「避難所の防災安全対策」に努める。

管理責任者は、管理運営に際して、女性や災害時要配慮者の視点に配慮する。

(7) 避難所開設の通知

避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数および開設予定期間等を速やかに、都福祉局および青梅警察署、青梅消防署等関係機関に報告する。

都福祉局への報告は、原則として東京都災害情報システム（DIS)への入力等により行う。なお、個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。

主な報告事項は次のとおり。

- 避難所開設の日時および場所
- 箇所数および収容人員
- 開設予定期間

第１０章　備蓄・供給・輸送対策

第１節　予防対策

第２節　応急対策

第３節　復旧対策

第２部震災編　第10章「備蓄・供給・輸送対策」にもとづくものとする。

第１１章　生活再建対策

第１節　予防対策

第２部震災編　第11章「生活再建対策」にもとづくものとする。

第２節　応急対策

第２部震災編　第11章「生活再建対策」にもとづくものとし、その他、風水害対策として、以下の点に留意して応急対策を推進する。

１　ごみ処理計画

風水害の場合は、水分を多量に含んだごみが大量に発生し、環境衛生面にも影響が及ぶため、迅速な処理に努める。

２　し尿処理計画

風水害の場合は、下水道施設の被災による水洗便所の使用が不可能となる場合や、通常のし尿処理が困難となることが予測されることから、避難所等におけるし尿処理体制を確保し、被災地の環境衛生の確保に努める。

第３節　復旧対策

第２部震災編　第11章「生活再建対策」にもとづくものとする。

青梅市地域防災計画

（令和６年度修正）

第４部　災害復興計画編

青 梅 市 防 災 会 議

目　次

第４部　災害復興計画編

第１章　災害復興の考え方 6

第１節　復興の基本的考え方 6

第２節　東京都震災復興マニュアル 6

第２章　復興体制 7

第１節　復興体制の確立 7

１　災害復興本部の設置 7

２　災害復興本部の分掌事務 7

第２節　災害復興基本方針の策定 8

第３節　復興総合計画の策定 8

第４節　生活復興 9

１　くらしの復興 9

２　住宅の復興 9

３　産業の復興 11

第５節　都市の復興 12

１　都市復興のプロセス 12

２　都市復興基本方針等の策定 12

３　都市復興基本計画等の策定 13

第４部　災害復興計画編

第１章　災害復興の考え方

第１節　復興の基本的考え方

市長は、災害により被災した市民の生活や企業の活動などの、迅速かつ計画的な復興等を図るため必要と認める場合は、災害復興計画を策定する。

復興事業は、単に都市機能を回復させるだけでなく、以前より快適でより活力のある都市に再生しなければならない。そのために、市は災害復興本部を設置し、都等と連携して生活復興と都市復興の推進を行う。

復興に当たっては、「生活復興」「都市復興」の観点から再建を進める。

第２節　東京都震災復興マニュアル

都は、阪神・淡路大震災における検証結果を踏まえ、平成15年3月に、地域による新しい協働復興の仕組みを提案するために「東京都震災復興マニュアル」を改訂した。その後、東日本大震災後の法整備等や各種災害対応の経験等を踏まえ、平成28年3月に修正した。

被災者の行動指針となるよう地域力を活かした復興を行うための様々な仕組みを提案した「復興プロセス編」と、行政担当者向けの復興事務の手引書である「復興施策編」から構成されており、本市においても区市町村震災復興標準マニュアルを参考に復興対策を推進するものとする。

第２章　復興体制

第１節　復興体制の確立

１　災害復興本部の設置

大規模な災害が発生した場合は、市長を本部長とする災害復興本部を設置し、災害復興基本方針を策定するとともに、災害復興事業（復興のための地域づくりを始め、経済復興や市民生活の再建など市民生活全てにわたる分野）の総合調整を行う。災害復興本部の事務局は、企画部、都市整備部および健康福祉部を中心として構成し、事務局長を企画部長とする。また、都市整備部長ならびに健康福祉部長は、副事務局長として事務局長（企画部長）を補佐する。

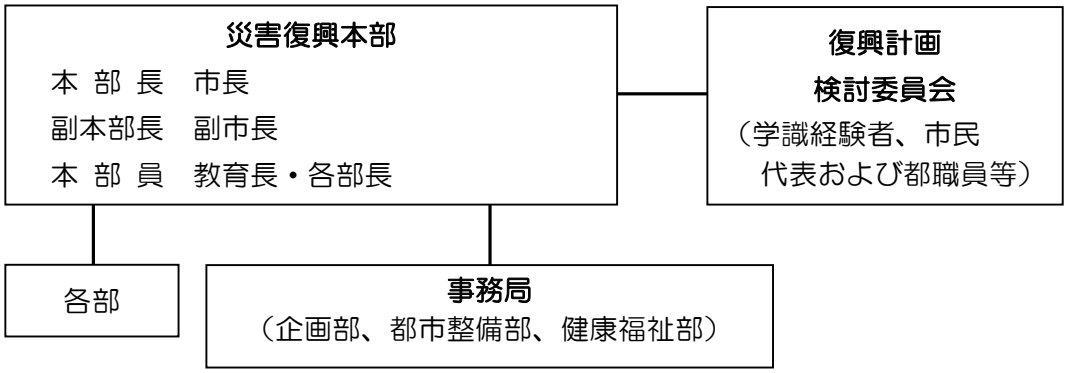
本部長は、必要に応じて、市職員のほか、学識経験者、市民代表および東京都職員等により構成される復興計画検討委員会を設置し、災害復興基本方針等を委員会に諮る。

また、都に対しては必要に応じ、職員の派遣または他の地方公共団体職員のあっせんを依頼するとともに、都で設置する「復興本部長等連絡会議」による関係地方公共団体の相互間調整を要請する。

なお、災害復興本部は、災害対策本部（災害対策基本法により、災害応急対策を実施するための組織として規定されている）とは別の本部として設置されるため、大規模な災害が発生した場合は、ただちに災害対策本部のもとで応急対策活動を実施するとともに、発災後１週間以内に災害復興本部を設置して、復興事業にとりかかることになる。

また、災害対策本部と災害復興本部は、その目的と役割は異なるが、連携を密にして同時並行で活動する必要がある。

■災害復興本部の組織



２　災害復興本部の分掌事務

災害復興本部の分掌事務は、災害対策本部の分掌事務において併記しているが、被災状況などに応じて、本部長の命により変更されることがある。

また、災害対策の事務自体も、時間の経過とともに応急対策、復旧対策、復興対策へと推移するため、災害対策本部と災害復興本部の事務分担については、必要に応じて協議し、決定する。

第２節　災害復興基本方針の策定

復興本部長は、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿およびその実現に至る基本戦略を明らかにするため、災害後２週間以内を目途に、復興本部会議の審議を経て、「青梅市災害復興基本方針」を策定し、公表する。

なお、災害復興基本方針の策定に当たっては、次の事項に配慮する。

１ より早い生活再建と安定
２ 安全で快適な生活環境づくり
３ 雇用の確保・事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造
４ 経済、情報通信等の中枢機能の速やかな回復

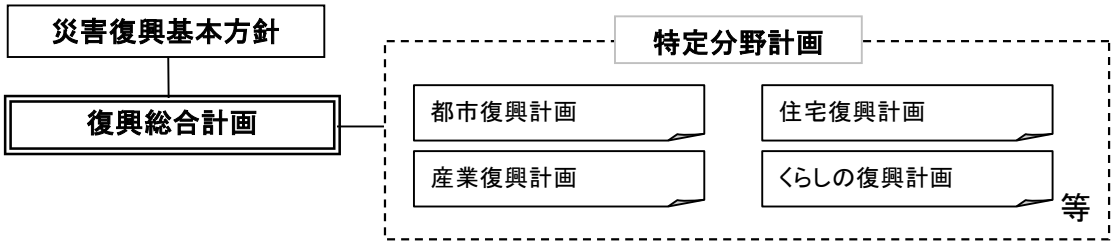
第３節　復興総合計画の策定

災害復興本部長は、災害復興基本方針にもとづき、復興にかかる市政の最上位の計画として、復興総合計画を策定する。この総合計画では、復興の基本目標と市が実施する復興事業の体系を明らかにする。

復興総合計画の策定手続きは次のとおりとする。なお、都市復興、住宅復興等その性質上、具体的な事業計画等を必要とする分野については、復興総合計画の策定と整合しつつ、個別の復興計画（特定分野計画）を策定する。

１　本部長は、復興検討会議を招集し、計画の理念等の検討を依頼する。
２　本部長は、災害復興計画検討委員会の提言を踏まえ、災害復興本部会議の審議を経て、災害後６か月以内を目途に、東京都復興計画との調整をする。

復興総合計画の体系



復興総合計画策定のスケジュール

2週間以内	○災害復興基本方針の決定 ○災害復興計画検討委員会開催
1か月以内	○復興総合計画の基本理念等決定
3か月以内	○財政計画の調整
4か月以内	○復興総合計画の原案策定
5か月以内	○特定分野計画との調整
6か月以内	○東京都復興計画との調整
6か月後	○復興総合計画策定、公表

第４節　生活復興

災害復興本部長は、災害復興基本方針にもとづき、①くらしの復興、②住宅の復興、③産業の復興に関する対策を実施する。

１ くらしの復興

災害復興本部は、都および関係機関と協力し、また、災害対策本部が実施する生活関連の対策と連携しながら、市民のくらしを被災前の状態に戻すこと、および元のくらしに戻ることが困難な被災者に対して、新たな状況に適合したくらしができるよう、医療・福祉・保健、教育・文化、外国人、市民活動、消費生活等の復興対策を総合的に推進する。

項目	内 容
地域医療体制の整備と医療機関の機能回復	• 都の支援を受け、必要に応じて医療救護所を仮設診療所に移行する。 • 医療機関の再建支援のため、都・国等へ助成・融資等の要請を行う。
福祉サービス提供体制の再構築等	• 福祉需要と福祉施設の再開状況等を把握する。 • 社会福祉施設入所者および通所者へのサービス確保を図るため、都・国へ助成・融資等の要請を行う。 • 地域福祉需要の把握　：　福祉活動関連情報の収集、一時入所の実施 • 社会福祉施設等の再建　：　施設の修理、改修・改築の支援、福祉避難所等へ避難した要配慮者支援体制の整備 • 福祉サービス体制の整備：　施設の整備・拡充、在宅サービス体制の充実等 • 生活支援対策　：　生活資金の貸付、災害弔慰金等の支給、被災者生活再建支援金の支給、義援金の募集・配分、生活保護、租税の減免等の促進
保健衛生対策	• 被災者の精神的相談に応じ、こころのケアと健康相談に応じた健康管理を行う。 • 感染症予防などの防疫活動を実施する。 • 飲食料品の安全確保および食中毒予防等を推進する。
教育・文化	• 被災した市立学校の再建等、迅速な授業再開に向けた施策や、被災した児童・生徒への支援策等を推進する。 • 文化・社会教育施設、文化財、歴史的建造物等の復旧・再建計画を作成し、復旧および再建のための支援を推進する。
外国人への支援	• 被災した外国人への情報提供、相談窓口の設置等を推進する。
ボランティア等の市民活動	• ボランティアセンターおよびボランティアコーディネーターと連携し、地域の復興状況に応じたボランティア活動の調整等を推進する。
市民に対する情報提供と相談	• 多岐にわたる復興関係情報を迅速かつ的確に提供するため、都および関係機関と緊密に連携し、種々の広報活動、相談体制を展開する。
消費生活への支援	• 悪質商法や便乗値上げ等に対する消費生活相談窓口の設置を推進する。

２ 住宅の復興

⑴ 住宅復興の考え方

住宅の復興は、被災者の生活安定のための前提であり、都市復興の不可欠の要素である。

しかし、その再建には極めて大きな困難が伴うため、「民間住宅の復興は自助努力が基本」という原則を踏まえながら、行政による適切な支援を行うことが必要である。

そのため、都は、個人の自力再建を支援する施策の充実を図るとともに、これらの施策では再建が困難な被災者に対しては、直接に公営住宅・特定優良賃貸住宅等の公的住宅を供給する。

また、市は、市営住宅等の供給に努めるとともに、都に対し被害状況等の報告および職員の派遣等の協力を行う。

(2) 住宅の復興

災害復興本部は、都および関係機関と協力し、また、災害対策本部が実施する住宅関連の対策との連携を図りながら、応急的な住宅の確保、自力再建の支援および公的住宅の供給などの復興対策を実施する。

検討項目	検 討 内 容
住宅復興計画の策定	自力再建を支援し、着実な住宅復興を促進するため、都と連携して住宅復興計画を策定する。策定に際しては、学識経験者等の協力・助言等を受け、被災後6か月以内の策定を目指す。
応急的な住宅の整備	地域での居住継続の確保、災害廃棄物の大量発生の抑制、住宅の自力再建が困難な被災者数の把握、その他復旧･復興事業を勘案して、被災住宅の応急修理、応急仮設住宅の供給を促進する。
自力再建への支援	被災者による自力再建の原則を踏まえつつ、自力再建が促進されるように、都と連携して行政支援を充実する。 1　住宅の取得等に対する支援 都および関係機関等と連携して、被災者が住宅を取得または補修するための資金について、融資あっせん等を行う。 2　マンション等の再建に対する支援 都および関係機関等と連携して、円滑な再建に向けて支援を行う。 (1) 資金調達の支援　(2) 合意形成の支援 (3) 既存不適格建築物の場合の総合設計制度の活用等の支援 3　民間住宅の供給促進 良質の民間住宅の早期かつ大量供給を進めるため、都が設置する協議会に協力して、欠陥住宅の建設や住環境の悪化の防止に努める。 また、市街地再開発事業等により、まちづくりと一体となって住宅供給に努める。 4　情報提供および相談の実施 都と連携して、市役所内に住宅に関する総合的な相談窓口を設置し、情報の提供に努める。
公的住宅の供給	自力再建が困難な被災者に対しては、都および公社・都市再生機構等と協力して公営住宅等の公的住宅の供給に努める。 1　市営住宅の補修・補強 補修・補強が必要とされた市営住宅については、補修・補強工事を実施するとともに、必要に応じて都に支援を要請する。 2　市営住宅の建替え・新築 全壊した市営住宅は建て替えし、被災に伴い新たな需要が生じた場合は、市営住宅の新築を検討する。この建て替え・新築については、必要に応じて都に支援を要請する。 3　都営住宅等の補修・補強、建替え・新築 都および公社・都市再生機構等は、公的住宅の補修・補強および建替えを行い、被災による新たな需要が生じた場合には、公的住宅の新築を検討する。
安全で快適な福祉のまちづくりの推進	住宅・住環境のバリアフリー化や福祉施策と連携した住宅サービスの提供など、安全で快適な福祉のまちづくりの推進について、都市復興対策と十分な調整・連携を図りながら、耐震･不燃化の促進による安全な住宅および住環境を整備する。

3 産業の復興

災害復興本部は、都および関係機関と協力し、早期の事業再開等が円滑に進むよう、都が主体となって実施する、次の産業振興支援施策を推進する。

(1) 産業復興方針の策定

復興段階に応じた産業復興の方向性、総合的な施策の推進

(2) 中小企業対策

中小企業の事業再開支援、産業活性化策等

(3) 観光産業の復旧促進

観光復興イベントの開催等

(4) 農林業

農林水産業者の速やかな生活再建と生鮮食料品の安定供給の促進を図るための農林漁業施設の再建支援、物流の安定化対策等

(5) 雇用・就業

雇用維持対策、失業者発生の未然防止、離職者の再就職促進等

(6) 相談・指導

従業者、離職者、事業主等への情報提供、相談窓口の設置等

第５節　都市の復興

災害復興本部長は、災害復興基本方針にもとづき、都市の復興を迅速かつ円滑に行うため、次のプロセス（期間）を基本とする都市の復興対策を実施するとともに、都市復興の基本方針や復興都市計画等を復興総合計画の一環として策定する。

１　都市復興のプロセス

都と市は、次の５つの段階を踏んで、都市の復興を推進する。

第１段階：復興初動体制の確立（発災～１週間） 都と市は、震災復興本部の設置等を行い、都市復興に取り組む基本的な体制を確立する。
第２段階：都市復興基本方針等の策定（１週間～１か月） 都は、都市復興の基本目標を明らかにするため、基本方針を策定する。 市は、被災地域の状況に応じて復興事業を効果的に進めるため、４段階の復興対象地区を設定する。また、市は、復興方針・復興地区区分・建築誘導の方針等を盛り込んだ復興整備条例を施行する。
第３段階：復興都市計画等の策定（１か月～６か月） 都は都全体、市は市全体の復興の基本的な計画、ならびにその実現手法を明らかにするため、都市復興基本計画の策定等を行う。
第４段階：復興事業計画等の確定（６か月～１年） 都と市は、住民との合意形成を図りながら、復興事業計画を確定する。
第５段階：復興事業の推進（１年以降） 都と市は、復興事業計画にもとづいて、復興事業を推進する。 （ただし、都市復興基本方針との整合がとれている既定の部市計画事業等については、住民合意の下に、被災後できる限り早期に実施する。）

２　都市復興基本方針等の策定

２－１　都市復興基本方針

① 市民の暮らしの再建を早期に実現する。

② 災害を繰り返すことのないよう、防災性を向上させ、だれもが安全で安心して住み続けられるまちづくりを進める。

③ 高齢化時代に対応したまちづくりや都市景観の創出等に配慮したまちづくりを進める。

④ 中枢管理機能の早期回復を進め、都市としての復興を図る。

２－２　復興対象地区の設定

市は、市があらかじめ定める復興地区区分の判定基準にもとづき、次の４段階の復興対象地区を設定する。

１　重点復興地区	集中的に被災しかつ都市基盤が未整備の地区で、計画的な復興を図るために建築制限を実施し、抜本的な都市改造を行う事業を実施する必要がある地区をいう。（抜本改造型）
２　復興促進地区	１と３の中間に位置づけられ、一部地区で抜本的な都市改造を行う事業を実施し、その他では自力再建型の復興を進めることが適切と考えられる地区をいう。（部分改造・自力再建型）
３　復興誘導地区	散在的に被災した地区で、主として個々の家屋の更新によって復興を図ることが適切と考えられる地区をいう。（自力再建型）
４　一般地区	被災がほとんど見られない地区をいう

また、計画的に都市復興を推進するため、大規模に被災した地区のうち、都市計画事業を予定する区域では、建築制限を的確かつ迅速に実施するとともに、「重点復興地区」に位置づける。

2－3 復興整備条例の施行

市は、都の基本方針との整合を図りつつ、市街地の復興方針を定めるとともに、復興対象地区の設定を行い、地区区分に応じた建築誘導の方針を定めるとともに、被災後、ただちに次の事項を内容とする条例を施行できるよう検討する。

条例の基本構成については、次のとおりである。

① 目的
市街地の緊急な整備、円滑な復興を目指す。
② 用語の定義
③ 復興の理念
災害の教訓を生かした復興、市・市民・事業者の「協働」など
④ 市・市民・事業者の責務等
⑤ 地区の指定等
重点復興地区、復興促進地区、復興誘導地区の復興地区区分を明示
⑥ 建築の届出、情報の提供および協議
復興地区区分に応じた建築制限および誘導の方針を明示
⑦ 適用期間
「被災市街地復興特別措置法」による被災市街地復興推進地域の最大限度である２年を基本とし、都市復興の状況を踏まえて適用期間の延長を考慮する。

3 都市復興基本計画等の策定

市は、都市復興基本方針を踏まえて、必要に応じて都市復興基本計画（骨子案）を作成し、その後さらに地区復興都市計画原案または都市復興まちづくり原案を作成する。

また、この原案をもとに地域住民との協議を重ねながら計画を確定し、地域復興に取り組む。

■都市復興基本計画（骨子案）

１ 復興の目標
２ 土地利用方針
青梅市総合長期計画および都市計画マスタープラン等を踏まえた土地利用の基本的な方針
３ 都市施設の整備方針
市が主体的に整備すべき都市施設に関する整備の基本的な考え方
４ 市街地復興の基本方針
復興地区区分の明示とそれぞれの地区の復興の基本方針

青梅市地域防災計画

（令和６年度修正）

第５部 大規模災害・事故等対応計画編

青 梅 市 防 災 会 議

目　次

第５部　大規模災害・事故等対応計画編

第１章　南海トラフ地震への防災対策 8
第１節　対策の目的 8
１　南海トラフ地震事前対策の目的 8
２　基本的な考え方 8
第２節　南海トラフ地震に関連する情報 9
１　情報の種類および発表条件 9
第３節　南海トラフ地震への対応 11
１　対応の基本 11
第２章　東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画 13
第１節　対策の目的 13
１　東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画の考え方 13
２　東海地震事前対策の目的 13
３　基本的な考え方 13
第２節　災害予防対策 15
１　緊急整備事業 15
２　被害の防止事業 15
３　広報および教育 16
４　事業所に対する指導 18
第３節　東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応 21
１　東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応 21
２　東海地震注意情報発表時の対応 22
第４節　警戒宣言時の応急活動体制 25
１　活動体制 25
２　警戒宣言、地震予知情報等の伝達 26
３　消防対策 30
４　危険物対策 31
５　警備・交通対策 32
６　公共輸送対策 34
７　学校・病院・福祉施設対策 36
８　電話・通信対策 40
９　電気・ガス・上下水道対策 42
１０　生活物資対策 44
１１　金融対策 44
１２　避難対策 45
１３　救援・救護対策 46
第５節　市民・事業所等のとるべき措置 47
１　市民のとるべき措置 47
２　自主防災組織のとるべき措置 49
３　事業所のとるべき措置 49
第３章　大規模事故等の応急対応計画 51

第１節　鉄道事故応急対策 51
１　事故予防措置 51
２　応急対策計画 52
第２節　大規模自動車事故応急対策 54
１　事故予防措置 54
２　応急対策計画 54
第３節　航空機事故応急対策 56
１　計画の目的 56
２　米軍横田基地周辺で航空事故が発生した場合 56
３　組織体制 57
４　情報連絡体制 58
５　航空事故への対応活動 59
６　災害対策本部の体制 59
第４章　放射性物質対策応急対応計画 60
第１節　目的 60
第２節　予防対策 60
１　活動体制の整備 60
２　市民への情報提供体制の整備 60
３　飲料水の供給体制の整備 60
第３節　応急・復旧対策 61
１　警戒および応急活動体制 61
２　情報収集・伝達 61
３　放射線量等の測定 61
４　放射性物質の除去作業 61
５　飲料水、飲食物の摂取制限等 61
６　広報活動 62
７　住民相談窓口の設置 62
８　風評被害等の影響の軽減 62
９　心身の健康相談体制の整備 62
第５章　火山噴火灰応急対応計画 63
第１節　目的 63
第２節　予防対策 63
１　活動体制の整備 63
２　市民の防災力の向上 63
第３節　応急・復旧対策 64
１　警戒および応急活動体制 64
２　情報収集・伝達 64
３　火山災害対策活動の実施 65
第６章　他地域災害発生時の支援活動計画 67
第１節　目的 67
第２節　支援活動体制の整備 67
１　支援対策会議（仮称）の設置 67
２　支援対策会議（仮称）の協議事項 67
第３節　各部における災害応援活動の実施 67

１　災害情報の収集……68
２　災害応援活動の準備……68
３　職員の派遣……68
４　支援物資の確保・搬送……68
５　行政事務の支援……68
６　派遣従事者のメンタルケア等……69
７　災害応援活動の広報……69
８　災害廃棄物の受入れ等……69
９　被災者の生活支援……69

第５部　大規模災害・事故等対応計画編

第１章　南海トラフ地震への防災対策

第１節　対策の目的

１　南海トラフ地震事前対策の目的

南海トラフ地震事前対策は、南海トラフ地震に関する予知情報が発令された場合に、東京都、青梅市、その他市区町村および各防災機関が一体となって、南海トラフ沿い等で発生する大規模な海溝型地震による被害を軽減することを目的とする。

２　基本的な考え方

２－１　防災措置の考え方

南海トラフ地震発生の際、青梅市においては、最大震度５強と予想されていることから、南海トラフ地震に関連する情報が発せられた場合においても、市の都市機能を極力平常どおり維持することを基本としつつ、

① 南海トラフ地震に関連する情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置

② 南海トラフ地震による被害を最小限に止めるための防災措置

をとることにより、市民の生命、身体および財産の安全を確保することを目的に対策を講じる。

２－２　防災対策の実施

南海トラフ地震により想定される最大震度は、5強であり立川断層帯地震と比べると影響は小さいものとなっている。また、本市は、南海トラフ地震防災対策推進地域には指定されていない。

このことから、南海トラフ地震に関する防災対策は、「第２部　震災編」に準拠して対応することを基本方針とする。

また、気象庁の発表する「南海トラフ地震に関連する情報」にもとづき、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」に準拠した対応をとるものとする。

第２節　南海トラフ地震に関連する情報

１ 情報の種類および発表条件

気象庁は、南海トラフの想定震源またはその周辺で異常な現象を観測した場合は、地震発生の可能性の高まりについて、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。

この情報の種類および発表条件は、次のとおりである。

情 報 名	発 表 条 件
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

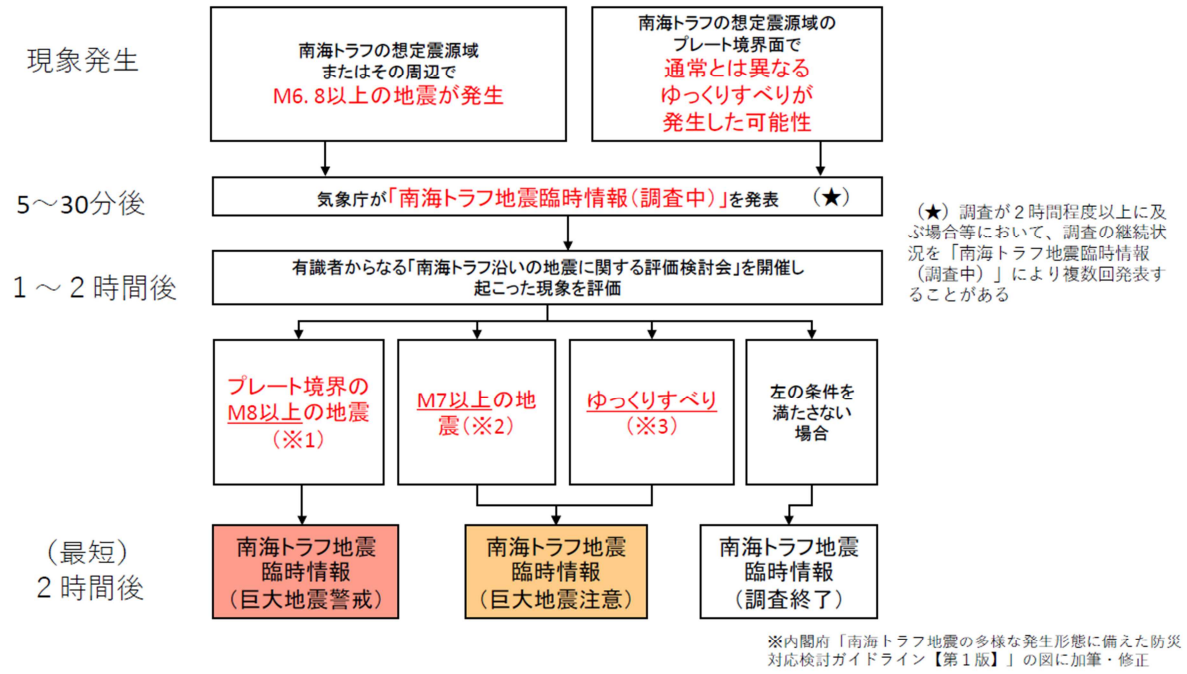
１－１ 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワード等

気象庁は、次のとおり情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30 分後	調査中	次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○　監視領域内でマグニチュード 6.8 以上の地震が発生 ○　１か所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○　その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で２時間後	巨大地震警戒	○　想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○　監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合を除く。） ○　想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○　「巨大地震警戒」または「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

1－2 南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ

異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れは、次のとおりである。



※内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」の図に加筆・修正

1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）
2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

1－3 情報伝達

(1) 情報伝達体制の整備

気象庁が発表する「南海トラフ地震に関連する情報」を迅速に把握し、機能的に市民、関係機関へ情報伝達ができる体制を構築する。また、災害対策本部にて被害情報等の共有化や市の対策立案、広報体制の確立および必要な連絡調整を行う。

(2) 市民への情報提供等

気象庁が「南海トラフ地震に関連する情報」を発表した場合は、次のような多様な手段を講じて市民に伝達する。

○ 市民に対する情報提供・広報を迅速かつ的確に行う。情報提供にあたっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。

○ 情報伝達手段については、「第２部 震災編 第６章 災害情報収集伝達体制の整備」に定める手段を活用し、繰り返しての広報に努める。

第３節　南海トラフ地震への対応

１ 対応の基本

最初の地震により、市が被災した場合は、「第２部 震災編」にもとづき災害応急対策を実施する。被災に至らなかった場合は、後発地震に備えるため南海トラフ地震臨時情報に対応して次の防災対策を実施する。

<table>
<tr><td rowspan="2">時間</td><td colspan="3">南海トラフ地震臨時情報</td></tr>
<tr><td>プレート境界のM8以上の地震（半割れケース）</td><td>M7以上の地震（一部割れケース）</td><td>ゆっくりすべり</td></tr>
<tr><td>発生直後</td><td colspan="2">個々の状況に応じて避難等の防災対策を準備・開始</td><td>今後の情報に注意</td></tr>
<tr><td>（最短）
２ 時間程度
～1 週間</td><td><u>巨大地震警戒対応</u>
【市全域】
・日頃からの地震への備えを再確認する等
【土砂災害警戒区域】
・要配慮者の避難
・それ以外は自主的に避難</td><td><u>巨大地震注意対応</u>
【市全域】
・日頃からの地震への備えを再確認する等
【土砂災害警戒区域】
・自主的に避難</td><td><u>巨大地震注意対応</u>
【市全域】
・日頃からの地震への備えを再確認する等</td></tr>
<tr><td>1 週間後 ～
２ 週間</td><td><u>巨大地震注意対応</u>
【市全域】
・日頃からの地震への備えを再確認する等
【土砂災害警戒区域】
・自主的に避難</td><td rowspan="3">【市全域】
・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震発生に注意しながら通常の生活を行う。</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>すべりが収まったと評価されるまで</td><td rowspan="2">【市全域】
・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震発生に注意しながら通常の生活を行う。</td></tr>
<tr><td>大規模地震発生まで</td><td>【市全域】
・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震発生に注意しながら通常の生活を行う。</td></tr>
</table>

1－1 巨大地震警戒対応

市は、土砂災害警戒区域を対象として、高齢者等避難を発令し、指定避難所を開設して避難者を受け入れる。

指定避難所での生活が困難な災害時要配慮者については、福祉避難所を開設して受け入れをするとともに、協定等にもとづき社会福祉施設等へ緊急入所を行う。

また、それ以外の市民に対しては、室内の危険防止等の揺れに備えた準備を呼び掛ける。

1－2 巨大地震注意対応

市は、土砂災害警戒区域を対象として、自主的な避難を呼び掛け、自主避難所を開設する。また、それ以外の市民に対し、室内の危険防止等の揺れに備えた準備を呼び掛ける。

第２章　東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画

第１節　対策の目的

１ 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画の考え方

気象庁は、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用開始（平成29年11月1日）に伴い、現在、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行っていない。

南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和元年5月31日付変更）を踏まえ、気象庁は令和元年5月31日から「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとした。

このため、本章においては、気象庁が発表することとしていた「東海地震に関連する情報」を「南海トラフ地震に関連する情報」に読み替えたうえで、本章の規定を基本として対応する。

２ 東海地震事前対策の目的

東海地震事前対策は、東海地震に関する予知情報が発令された場合に、東京都、青梅市、その他市区町村および各防災機関が一体となって、地震被害の発生の防止または被害の軽減を図ろうとするものである。

この対策は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という）第６条にもとづき、東京都防災会議が策定する地震防災強化計画を中心とするが、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に指定されていない地域における応急対策およびその他の予防対策についても、この対策にもとづいて、それぞれ必要な具体的計画等を定め、事前対策を実施するものとされている。

このため、市防災会議は、東海地震の発生および警戒宣言が発せられた場合に備えた応急措置を実施することとし、市地域防災計画の一部として、「東海地震の警戒宣言に伴う対策措置計画」を策定する。

３ 基本的な考え方

３－１ 防災措置の考え方

東海地震発生の際、青梅市においては、震度５弱（中小河川沿い５強）程度と予想されていることから、警戒宣言が発せられた場合においても、市の都市機能を極力平常どおり維持することを基本としつつ、

① 警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置

② 東海地震による被害を最小限に止めるための防災措置

をとることにより、市民の生命、身体および財産の安全を確保することを目的に対策を講じる。

３－２ 警戒宣言発令前の考え方

東海地震事前対策は、原則として、警戒宣言が発せられたときから地震が発生または警戒解除宣言が発せられるまでの間における対策を定めたものであるが、警戒宣言発令前における東海地震注意情報発表時や、これにもとづき政府が準備行動等を開始した場合に実施すべき対策についても盛り込む。

3－3 自助・共助の考え方の周知

東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）にもとづき、事業所に来所する顧客等の安全確保、周辺住民等と連携した災害活動、防災機関への被害状況の報告等、自助・共助の考え方が住民意識の中により浸透するための支援策等を推進する。

3－4 応急対策およびその他の予防対策の実施

この対策に記載のない東海地震の事前対策については、本計画中の「第２部 震災編」にもとづき実施する。

3－5 策定の留意点

(1) 対応措置の区分について

警戒宣言が発せられた日および翌日以降の対応措置は特に区分しないことを原則としたが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別の対応をとることとする。

(2) 人命の安全確保

警戒宣言が発せられた時点には、地震発生の可能性があるため、人命の安全の確保を第一に優先するものとし、次いで防災上の対策の優先度について配慮する。

(3) 震度に応じた対策

東海地震が発生した場合、市域のほとんどが中小河川沿いに位置し、震度５強の地域として想定されていることから、震度に応じた対策をとることとする。

(4) 事前調整

市は、各防災機関およびに隣接市町等と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。

第２節　災害予防対策

１ 緊急整備事業

市は、東海地震に伴う災害から市民の生命および財産を守るため、あらかじめ避難地、避難路、消防用施設、通信施設等各種防災関係施設を整備する必要がある。

このため、これらの防災関係施設の整備については、「第２部 震災編　第９章第１節 予防対策」にもとづいて実施していくものとする。

１－１ 通信施設の整備

警戒宣言発令時および地震発生時には、電話の輻輳、途絶が予想される。

このため、防災関係機関からの情報収集および住民に対する災害情報の伝達を円滑にするために必要な防災無線システムの充実を図る。

１－２ 備蓄倉庫の整備

発災時において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄施設の整備を図る。

１－３ 道路交通対策用資器材の整備

青梅警察署は、警戒宣言が発せられた場合の道路交通の混乱を防止するため、交通規制用標識、車両停止用各種資器材を整備する。

２ 被害の防止事業

２－１ ブロック塀等の倒壊による被害の防止

震度５弱、一部５強の地震であっても、ブロック塀等の倒壊による死傷者が発生することが予想されることから、ブロック塀等の管理者は、倒壊に対する安全確保について、建築関係業者等への周知徹底を図る。

２－２ 窓ガラス等の落下物の防止

地震時には、中高層建物等の窓ガラスや外装材等の落下による被害が予想される。

このため、市は窓ガラス・外装材等の安全確保について、市内の建築関係団体に対し、構造・施工および維持管理等の面から協力要請を行う。

なお、避難場所周辺道路沿いの３階以上の建築物の実態調査を行い、落下危険の可能性のあるものに対して再点検や改善の指導を行う。

(1) 屋外広告物の規制

広告塔、看板等の屋外工作物については、地震の際に脱落し、周辺に被害を与えることが予想されることから、老朽化の進行により、落下危険の可能性のあるものについて、再点検や改善の指導を行う。

(2) 公共輸送施設対策

線路および施設の事前点検を行い、要注意箇所に対する措置と整備を行う。

(3) 公共施設対策

市立総合医療センターについて、施設および設備の点検を実施し、必要に応じた整備を行う。

3 広報および教育

地震予知を前提とした東海地震に適切に対応するためには、市民の意識とその活動のあり方が最大の課題となる。

市民が東海地震を正しく受けとめ、これに対する的確な行動がとれるように、平常時から広報および教育を行い、地震に関する知識と防災対応を啓発および指導する。

3－1 広報活動

地震予知を防災に正しく活かすため、平常時から警戒宣言の内容、青梅市の予想震度、警戒宣言時にとられる防災対策の内容等を広報し、警戒宣言時の社会的混乱の防止と発災に伴う被害の軽減を図る。

(1) 広報の基本的流れ

広報活動は、東海地震の注意情報発表から注意情報の解除までの、以下に示す段階に応じて実施する。

① 平常時
② 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで
③ 警戒宣言が発せられたときから発災まで
④ 注意情報が解除された時

とする。

市においては、市民に対し地震の発生に備えて危険箇所の点検や家具の転倒防止等の安全対策とともに、冷静な行動を促すための広報活動を中心に行う。

(2) 実施事項

① 東海地震についての教育、啓発および指導
② 東海地震に関連する調査情報（臨時）・注意情報についての広報
③ 注意情報発表時から警戒宣言の発令、発災までの情報提供や防災措置・各種規制の内容の広報
④ 青梅市の予想震度、被害程度
⑤ 地震発生時の注意事項、特に出火防止および余震に関する注意事項の広報
⑥ 市民の不安解消のため、警戒宣言時に防災機関が行う措置
⑦ 気象庁が東海地震注意情報の解除にかかる情報を発表し、政府が東海地震の発生のおそれがなくなったと認めた場合の準備体制の解除を発表する広報

主な例を示すと次のとおりである。

ア 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
- a 電車の運行計画および混乱発生時の規制内容
- b 警戒宣言時の時差退社の協力および優先乗車の方法
- c その他防災上必要な事項

イ 道路交通の混乱防止のための広報
- a 警戒宣言時の交通規制の内容
- b 自動車利用の自粛の呼びかけ
- c その他防災上必要な事項

ウ 電話の輻輳による混乱防止のための広報
- a 警戒宣言時等異常時の電話利用の自粛
- b 回線の輻輳と規制の内容
- c 災害用伝言ダイヤル「１７１」の広報

エ 買い急ぎによる混乱防止のための広報
- a 生活関連物資取扱店の営業
- b 生活物資の流通状況と買い急ぎを控えてほしいこと

オ 預貯金引き出し等による混乱防止のための広報
- a 金融機関の営業状況および急いで引き出しをする必要のないこと

カ その他の広報
- a 電気、ガス等の使用上の注意

(3) 広報手段

広報活動は以下の手段を利用して実施する。

- 防災行政無線
- 広報車、パンフレット等による地域的、現場的広報
- テレビ、ラジオ、新聞等による広域的広報

(4) 広報の方法

項 目	内 容
① 印刷物による広報	「広報おうめ」を始め、各防災機関が各種印刷物により防災知識の普及を図る
② イベントや講演会等による広報	防災展等のイベントや講演会の開催等を通じ、防災知識の普及を図る。
③ インターネット等による広報	メール配信、ホームページ等により速報情報を掲載し、混乱防止を図る。

3－2 教育指導

(1) 児童・生徒等に対する教育指導活動

教育委員会および学校等においては、次の事項について関係職員および児童生徒等に対する地震防災教育を実施し、保護者に対し連絡の徹底を図る。

① 教育指導事項

ア　東海地震に関する基本的事項
イ　教職員の分担
ウ　警戒宣言時の臨時休校措置
エ　児童・生徒の下校時等の安全措置
オ　学校に残留する児童・生徒の保護方法
カ　その他の防災措置

② 教育指導方法

ア　児童、生徒に対しては、防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全」等を活用し、防災教育を行う。
イ　教職員に対しては、研修の機会を通じて地震防災教育を行う。
ウ　保護者に対しては、PTA 等の活動を通じて周知徹底を図る。

(2) 自動車運転者に対する教育

東京都公安委員会は、警戒宣言が発せられたときに、運転者が適正な行動をとれるように、事前に次の事項について、教育指導を行う。

① 教育指導事項

ア　東海地震に関する基本的事項
イ　道路交通交通規制の概況
ウ　自動車運転者のとるべき措置
エ　その他の防災措置等

② 教育指導の方法

ア　運転免許更新時の講習
イ　安全運転管理者講習
ウ　自動車教習所における教育、指導

4 事業所に対する指導

4－1 事業所に対する指導

強化地域以外の事業所等にあっても、警戒宣言発令時の対応措置に関して、消防計画、共同防火管理協議事項、予防規程および事業所防災計画等において、定めるよう指導する。

4－2 事業所防災計画等の作成

事業所防災計画等において、可能な限り次の項目について検討し、定めておく。

(1) 防災体制の確立

自衛消防組織等の編成、警戒本部の設置および防災要員の配備

(2) 情報の収集伝達等

① テレビ、ラジオ等による情報の把握
② 顧客、従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達
③ 本社、支社間等の通信連絡手段の確保
④ 不特定多数の者が利用する施設における混乱の防止
⑤ 顧客、従業員等に対する安全の確保

(3) 安全対策面からの営業の方針

① 劇場、大規模商業施設、駅舎等、不特定多数の者が利用する施設における営業の中止または自粛
② 近距離通勤者に対する徒歩帰宅
③ その他消防計画等に定める事項の徹底

(4) 出火防止および初期消火

① 火気使用設備器具の使用制限
② 危険物、薬品等の安全措置
③ 消防用設備等の点検
④ 初期消火態勢の確保

(5) 危険防止

商品、設備器具等の転倒、落下および移動防止措置

4－3 防災訓練

警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため、情報伝達体制の確立に重点を置いた総合防災訓練および各防災機関の訓練が必要となるが、その実施方法等は次のとおりである。

機 関	内 容
青梅市	市は、警戒宣言時において、その地域における防災機関として、迅速かつ的確な防災措置を実施する責務がある。 このため、警戒宣言時における防災活動を円滑に実施するため、特に住民への情報伝達に重点を置いた訓練を実施する上で必要な組織および実施方法等に関する計画を定め、平常時からあらゆる機会をとらえて訓練を実施し、実戦的能力のかん養に努めるものとする。 1 参加機関 (1) 市 (2) 地域住民および事業者 (3) 都および防災機関 2 主な訓練項目 (1) 予知対応型訓練 (2) 発災対応型訓練および現地訓練 (3) 災害対策本部訓練 ・非常招集訓練 ・本部開設運営訓練 ・情報伝達訓練 ・現地訓練
東京電力パワーグリット㈱立川支社青梅事務所	災害対策を円滑に推進するため年１回以上防災訓練を実施し非常災害時に防災業務計画が有効に機能することを確認する。（非常時における迅速・的確な情報連絡体制の充実等を目的とした情報連絡訓練や東海地震･首都直下地震等を始めとする大規模災害時の実践的な復旧方法を身につけておくための訓練）
青梅ガス㈱	地震防災にかかる措置を円滑に実施するため、地震防災訓練を年１回以上実施する。 なお、実施する主な訓練内容については、次のとおりとする。 1 非常災害時における特別出動配備体制の招集 2 災害対策本部の設置 3 災害情報連絡体制の確認 4 通信手段、情報収集・集約方法の確認 5 主要なガス設備の巡視・点検 6 復旧基本計画の策定、復旧体制の編成・復旧措置 7 資機材等の点検、使用方法の確認 8 関係機関・関係企業との連携 9 需要家に対する要請
NTT東日本	警戒宣言時等における措置について、防災訓練を年１回以上実施する。 なお、実施する主な訓練内容については、次のとおりとする。 1 準備警戒業務 (1) 警戒宣言業務 (2) 地震災害警戒本部等の設置 (3) 予備電源機器の始動運転 (4) 工事中の施設に対する安全措置 (5) 重要資料類の確認と防災措置 (6) 応急復旧体制確立のための措置 2 重要通信確保等の業務 (1) 通信疎通状況の監視と把握 (2) 輻輳発生時の措置 (3) 非常緊急電報および非常緊急通話の確保 (4) グレーおよび緑色公衆電話からの通信確保 (5) 広報活動 (6) 電気通信設備の運転および保守

機 関	内 容
青梅消防署	警戒宣言時における迅速・的確な防災体制の確立を図るため、次とおり訓練を行う。 1 参加機関等 (1) 消防団 (2) 住民および事業所 (3) 防災関係機関 (4) 災害時支援ボランティア 2 訓練項目 (1) 消防機関の訓練 (2) 防災関係機関と連携した訓練 (3) 住民および事業所が参加する訓練 (4) 前（3）までの総合訓練 3 訓練の種別 (1) 非常招集命令伝達訓練 (2) 参集訓練 (3) 初動措置訓練 (4) 情報収集訓練 (5) 通信運用訓練 (6) 震災署隊本部等運営訓練 (7) 部隊編成および部隊運用訓練 (8) 消防団との連携訓練 (9) 市民、災害時支援ボランティア等による発災型対応訓練 (10) 協定締結時の民間団体との連携訓練 (11) 各種計画、協定等の検証 4 実施回数および場所 毎年1回以上実施するものとし、実施場所はその都度決定する。
青梅警察署	警戒宣言に伴う混乱を防止するため、防災関係機関、地域住民および事業所等と協力して合同訓練を行う。 1 参加機関 (1) 都 (2) 市 (3) 地域住民および事業所等 2 訓練項目 (1) 部隊の招集・編成訓練 (2) 交通対策訓練 (3) 情報収集伝達訓練 (4) 通信訓練 (5) 部隊配備運用訓練 (6) 装備資器材操作訓練 3 実施回数および場所 毎年1回以上実施するものとし、場所はその都度決定する。
その他の防災機関	警戒宣言時の対応措置の円滑化を図り、関係機関および住民の自主防災体制との強調体制の強化を目的として、防災訓練を年1回以上実施する。

第３節　東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

東海地震に関連する調査情報（臨時）および東海地震注意情報は、観測データの変化から段階的に気象庁から発表される。本節においては、これらの情報に応じて実施すべき措置について定める。

ただし、地震の前兆現象が捉えられないときでも、突発的に発生する場合があることを念頭において行動する。

１　東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応

１－１　情報名、情報内容および都・青梅市・防災関係機関の配備態勢

東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表は、単なる異常データの段階であり、平常時の活動を継続しながら、情報の内容に応じて、連絡要員の確保等必要な体制を維持する。

情報名	情報内容	配備態勢
東海地震に関連する調査情報	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。 情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が発表される。	連絡要員を確保する態勢

１－２　情報活動

都総合防災部は、「情報監視態勢」をとり、気象庁、総務省消防庁等関係機関から情報収集を行う。また、市、都各局および防災関係機関等に一斉連絡を行う。

なお、市および防災関係機関は、平常時の活動を継続しながら情報の監視を行う。

１－３　体制

市の体制は、第２号警戒体制をとる。

2 東海地震注意情報発表時の対応

2－1 情報名、情報内容および都・青梅市・防災関係機関の配備態勢

東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）が発表された場合、都・市および各防災機関は担当職員の緊急参集を行うとともに、相互に連携して、迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報の共有を図る。

判定会の開催は注意情報のなかで報じられる。

また、注意情報は本情報の解除を伝えるときにも発表される。

情 報 名	情 報 内 容	配 備 態 勢
東海地震注意情報	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表される。	担当職員の緊急参集および情報の収集・連絡ができる態勢

2－2 情報活動

注意情報発表時においては、都総合防災部は、「情報連絡体制」をとり、気象庁、総務省消防庁および関係機関から情報収集を行う。

また、市、都各局および各防災関係機関に一斉連絡を行う。

なお、市における情報連絡伝達系統については、「第２部 第６章　災害情報収集伝達体制の整備」により実施する。

2－3 危機管理対策会議の開催

注意情報が発表された場合、政府は、官邸対策室を設置するなど、準備行動の実施体制をとることとされているが、都は、危機管理対策会議を開催し、都各局および各防災機関と連携をとり、情報収集を行う。

2－4 伝達体制

都総務局から注意情報の連絡を受けた場合は、ただちに各部課および各出先事業所に伝達するとともに、市教育委員会を通じて、各市立学校長に伝達する。また、市内の社会福祉施設に対しても、各所管課を通じて伝達する。

機 関	内 容
青梅市	1　勤務時間内 ⑴ 市民安全部長（不在の場合は市民安全部防災課長）は、都総務局より注意情報の連絡を受けたときは、ただちにその旨を市長、副市長および各部長へ内線電話により伝達する。 ⑵ 各部長は、部内各課長および出先機関等の長へ伝達する。 ⑶ 各課長（出先機関等の長を含む。）は、一般職員（全員）に伝達するとともに、所管事務事業上特に伝達が必要な関係機関に対し、周知する。 ⑷ 一般市民への伝達については、原則として報道機関を通じて行うが、混乱防止の上で特に必要と認めた場合は、報道開始後に冷静な行動を促す広報を行う。 2　勤務時間外 勤務時間外における伝達体制は、都夜間防災連絡室を通じて行われる。 この場合、宿直室、市民安全部防災課長、市民安全部長の順に伝達し、市民安全部長は市長、副市長および各部長へ伝達する。 また、各部においては、部内伝達方法をあらかじめ定めておく。
青梅警察署	青梅警察署は、警視庁から注意情報の連絡通報を受けた場合、ただちにその旨を全署員へ伝達する。
青梅消防署	青梅消防署は、東京消防庁から注意情報の連絡を受けた場合は、ただちにその旨を消防電話、消防無線およびその他の手段により署内および各出張所に伝達する。
その他の防災機関	都総務局から注意情報の通報を受けた場合は、ただちに部内および出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等へ伝達する。

⑴注）各防災機関は、関係機関および団体等に伝達する場合は、原則として報道機関の報道開始後に行うものとする。

2－5 伝達事項

⑴ 注意情報の伝達と準備行動

市および各防災関係機関は、気象庁からの注意情報を伝達するほか、職員の警戒体制および地震防災応急対策の準備行動をとるよう伝達する。

⑵ 注意情報解除の伝達

注意情報の解除を伝える発表がされた場合は、職員の警戒体制および地震防災応急対策の準備行動を解除するよう、速やかに伝達する。

2－6 青梅市の活動体制

内　　容
1　活動体制 情報収集・伝達体制を確立するとともに、警戒宣言が発令された場合に備えて、避難等の対策が実施できる体制とする。 2　職員の参集 職員の参集は、第2号警戒体制とする。なお、動員伝達は応急活動体制緊急連絡網により指示する。 3　注意情報連絡時の所掌事務 市警戒本部が設置されるまでの間、市民安全部防災課が次の所掌事務を行う。 ⑴ 注意情報、地震予知情報、その他防災上必要な情報の収集伝達 ⑵ 社会的混乱防止のための広報 ⑶ 都および防災関係機関との連絡調整

2－7 防災機関等

機 関	内 容
青梅消防署	注意情報の連絡を受けた場合は、次の措置をとる。 1 全消防職員の非常招集 2 震災消防活動部隊の編成 3 防災関係機関への職員の派遣 4 救急医療情報の収集体制の強化 5 情報受信体制の準備 6 高所見張員の派遣 7 出火防止・初期消火等の広報の準備 8 その他、消防活動上必要な情報の収集
青梅警察署	1 警備本部の設置 2 警備部隊の編成 3 警戒活動の強化と情報収集体制の確立 4 広報活動
JR東日本八王子支社	1 注意情報の連絡を受けた場合は、警戒宣言の発令に備えて準備を行う。 2 防災対策本部を本社に設置し、必要に応じ災害対策本部を設置する。
NTT 東日本	注意情報の連絡を受けた場合は、防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置等を実施する体制をとる。 1 通話量等通信疎通状況の監視 2 電力機器等通信設備の運転状況の監視 3 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置等 4 電話利用の自粛等広報活動
その他の機関	注意情報を受けた場合、または注意情報の発表を知った場合は、担当職員の緊急参集等を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有を図る。

第４節　警戒宣言時の応急活動体制

東海地震が発生するおそれがあると認められた場合には、内閣総理大臣は地震防災応急対策を緊急に実施する必要があるかどうかを判断し、必要があると認める場合は警戒宣言を発する。また、警戒宣言が発せられた場合、気象庁から東海地震予知情報が発表される。なお、本情報の解除を伝える場合にも発表される。

内閣総理大臣により警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間、または警戒宣言の解除が発せられるまでの間においては、国・地方公共団体・その他の公共機関および住民は、一致協力して、地震防災応急対策および災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第５０条第１項に規定する災害応急対策（以下「地震防災応急対策等」という。）に努め、被害を最小限にとどめなければならない。

このため、都、市および各防災関係機関は、防災対策の中枢機関として、それぞれの地震災害警戒本部を中心として、地震防災応急対策等に当たるものとする。

１　活動体制

１－１　市の活動体制

(1) 災害対策本部の設置

市長は警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災害対策基本法第２３条の２の規定にもとづき、市災害対策本部を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。

(2) 本部の組織

本部の組織は、災害対策基本法、青梅市災害対策本部条例、同施行規則および同運営要綱、ならびに「第2部 第５章 第２節 １ 市の災害応急活動体制」の定めるところによる。

(3) 災害対策本部の所掌事務

① 警戒宣言、地震予知情報および各種情報の収集、伝達
② 社会的混乱の発生防止および混乱回避策等の決定
③ 防災関係機関との連絡調整
④ 生活物資等の動向および調達準備体制の決定
⑤ 市民への情報提供

(4) 配備体制

本部の配備体制は、第４号非常配備体制とする。

１－２　防災機関等の活動体制

指定地方行政機関、指定公共機関および指定地方公共機関等は、警戒宣言が発せられた場合、青梅市地域防災計画の定めるところにより、防災対策を実施する。また、市が実施する防災対策が円滑に行われるように、その所掌事務について適切な措置をとるものとする。

指定地方行政機関等は、必要な組織および防災対策に従事する職員の配置および服務の基準を定めておくものとする。

市にかかる公共的団体または防災上重要な施設の管理者は、本計画に定めるところにより防災対策を実施するとともに、市が実施する防災対策が円滑に行われるよう協力するものとする。

1－3 相互応援協力

警戒宣言時等において、単一の防災機関のみでは防災活動が十分行われない場合もあることから、各防災機関は平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力態勢を確立しておくものとする。

(1) 防災機関への応援要請

市は、都に対し、応急措置の実施を要請し、もしくは応援を求めようとする場合、または他の防災機関等の応援のあっせんを依頼しようとする場合は、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項について、ひとまず口頭または電話等をもって要請し、後日改めて文書により処理する。

① 応援を求める理由（あっせんを求める理由）
② 応援を希望する機関名（応援のあっせんを求める場合のみ）
③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名および数量
④ 応援を必要とする日時、活動時間
⑤ 応援を必要とする場所
⑥ 応援を必要とする活動内容
⑦ その他必要な事項

2 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

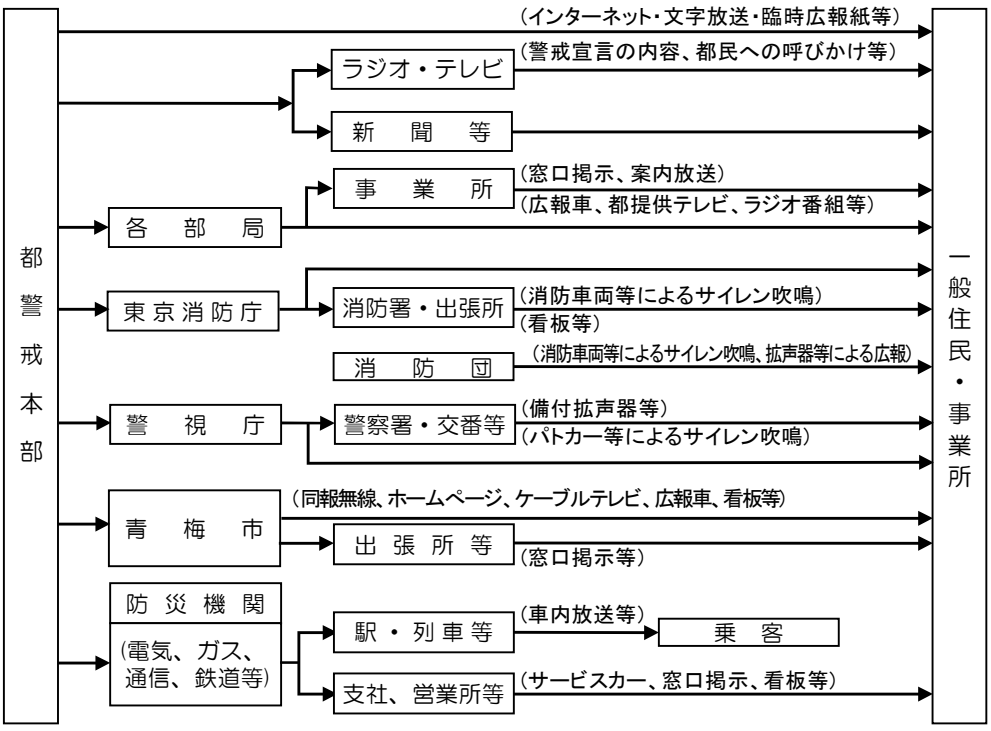
各防災機関は、警戒宣言および東海地震予知情報が発せられた場合は、関係機関に迅速かつ的確に伝達するとともに、住民に対する広報を緊急に実施する必要がある。

本節では、警戒宣言等の伝達および警戒宣言時の広報に関し、必要な事項を定める。

2－1 警戒宣言の伝達等

警戒宣言および地震予知情報等の伝達経路および伝達手段は、次の図のとおりとする。

(1) 伝達経路



(2) 伝達体制

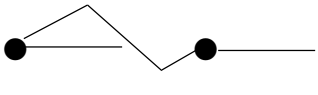
① 市

市	内　　容
総務防災対策部	1　総務防災対策部は、警戒宣言および地震予知情報等について都総務局から通報を受けた場合は、ただちに内線電話、庁内放送等の手段により市長、副市長ならびに各部へ伝達するとともに、市教育委員会を通じて、各市立学校長に伝達する。一般市民への伝達は、防災行政無線等により一斉通報するとともに、広報車、看板等の掲示により行う 2　勤務時間外における伝達体制は、都夜間防災連絡室を通じて行われる。 この場合、宿直室から市民安全部防災課長、市民安全部長の順に伝達し、市民安全部長は、市長、副市長および各部長へ伝達する。

② 防災機関

機　関	内　　容
青梅警察署	1　青梅警察署は、警視庁から警戒宣言および地震予知情報等の通報を受けた場合は、ただちにその旨を警察電話、警察無線およびその他の手段により署内および交番等へ伝達する。 2　青梅警察署は、市に協力し、パトカー等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。
青梅消防署	1　青梅消防署は、東京消防庁から警戒宣言および地震予知情報等の通報を受けた場合は、ただちにその旨を消防無線、消防電話および各種の通信手段を活用し、署内および出張所に伝達する。 2　青梅消防署は、市と協力し、消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。
消防団	1　消防団は、市民安全部防災課、または消防署から警戒宣言および地震予知情報等の通報を受けた場合は、ただちに団員に伝達する。 2　消防団は、市の指示に従い、警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。
市医師会	市医師会は、市から警戒宣言および地震予知情報等の通報を受けた場合は、ただちに電話等で所属会員に伝達する。
その他の防災機関	各防災機関は、都総務局から警戒宣言および地震予知情報等を受けた時は、ただちに部内および出先機関へ伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関、団体、事業者および施設利用者に周知する。

■警戒宣言に伴う防災信号（サイレン）の吹鳴パターン

警鐘	サイレン
（5点） ●●●●　●●●●	（約45秒鳴らす）  （15秒休む）
備考　1　警鐘またはサイレンは、適宜の時間継続すること。 2　必要があれば警鐘およびサイレンを併用すること。	

③ 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

ア　警戒宣言の内容
イ　青梅市での予想震度
ウ　防災対策の実施の徹底
エ　その他特に必要な事項

2－2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、駅や道路における帰宅ラッシュ、電話の輻輳などの混乱等の事態が発生することも予想される。

このような事態に対処するため、テレビ、ラジオ等による広報のほか、市および各防災機関が広報活動を実施する。

(1) 広報

① 市の広報

市は、警戒宣言が発せられた場合は、各防災関係機関と密接な連絡のもと、次の事項を中心に広報活動を実施する。なお、特に重要な広報は、あらかじめ定めておくものとする。

ア 広報項目

(ｱ) 警戒宣言の内容の周知徹底

(ｲ) 地域に密着した各種情報の提供と的確かつ冷静な対応の呼びかけ

(ｳ) 防災措置の呼びかけ

- a 火の注意
- b 水のくみ置き
- c 家具の転倒防止等
- d 災害用トイレの備え

(ｴ) 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

(ｵ) 混乱防止のための対応措置

a 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報

- 列車の運行状況
- 駅等の混乱状況
- 時差退社の呼びかけ等

b 道路交通の混乱防止のための広報

- 道路の渋滞状況
- 交通規制の実施状況
- 自動車利用の自粛要請等

c 電話の異常輻輳による混乱防止のための広報

- 通信のそ通状況および利用制限等の措置状況ならびに代替となる通信手段
- 電報の受付および配達状況
- 加入電話等の開通、移転等の工事ならびに故障修理等の実施状況
- 営業窓口における業務実施状況
- お客様に対し協力を要請する事項（災害用伝言サービスの準備状況を含む。）
- その他必要とする事項

d 買い急ぎなどによる混乱防止のための広報

- スーパーマーケット等の営業状況
- 物資の流通状況
- 買い急ぎをする必要のないこと等

e 預貯金引き出しなどによる混乱防止のための広報

- 金融機関の営業状況
- 急いで引き出しをする必要のないこと等

イ 広報の実施方法

防災行政無線、メール配信、ホームページ、広報車および自主防災組織等を通じて、広報活動を行う。

② **都の広報**

都においては、都の提供番組（テレビ、ラジオ）および広報車等を最大限に活用し、都知事のコメントおよび各種情報、都民に対する呼びかけ等の広報活動を行う。

また、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得て、情報の提供や呼びかけを適宜実施する。

③ **各防災機関の広報**

住民および施設利用者に対する広報項目は、市で行う広報と同様とする。その主なものは、次のとおりとする。

	内　　容
ア 広報項目	㈠ 住民および施設利用者に対する警戒宣言内容の周知徹底 ㈡ 各防災機関の措置状況ならびに住民および施設利用者に対する協力要請
イ 広報の実施方法	㈠ 各機関は、従業員、顧客、市民等に対する情報伝達を具体的に定めておくものとする。 ㈡ この場合、情報伝達に伴う従業員、顧客等の動揺、混乱を防止することに特に留意し、施設等の実態に合った伝達方法を工夫するものとする。 ㈢ 顧客等への伝達は、反復継続して行うものとする。 ㈣ 広報文は、あらかじめ定めておくものとする。

(2) 報道機関への発表

警戒宣言時に、市民、事業所等が社会的混乱の防止と地震に備えての措置が実施できることを目的として、報道機関に対して各種情報の提供を行う。この場合、企画対策部が窓口となり、都および関係機関との連絡を密にし、実施する。

このほか、東京都災害対策本部、警視庁、東京消防庁およびその他各種防災機関においても、報道機関に対し、各種情報の提供を行う。

(3) 放送要請

警戒宣言時において、市民の生命、身体および財産を災害から保護するため、市民および関係機関に対し、緊急情報もしくは緊急指示等を伝達する必要が生じ、かつ通信手段も十分でない場合は、都を通じ、放送機関に放送要請を行う。

3 消防対策

市は、注意情報発表時から引き続き震災警戒態勢下にある場合においては、青梅消防署の協力を得て次の対策を実施する。

3－1 活動体制

① 全消防職員および全消防団員の非常招集
② 通信体制および１１９番切替等の準備、受信体制の強化
③ 震災消防活動部隊の編成
④ 気象庁および防災関係機関への職員の派遣
⑤ 救急医療情報の収集体制の強化
⑥ 救助・救急資器材の準備
⑦ 情報受信体制の強化
⑧ 高所見張員の派遣
⑨ 出火防止、初期消火等の広報の実施
⑩ その他消防活動上必要な情報の収集

3－2 市民(事業所)に対する呼びかけ

市民に対する呼びかけ	情報把握	テレビ、ラジオおよび警察、消防・市等からの正確な情報の把握
	出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理整とんの確認および危険物類の安全確認
	初期消火	消火器、三角バケツ、消火用水等の確認
	危険防止	１　家具類、ガラス等の安全確保 ２　ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置
事業所に対する呼びかけ	防災体制の確立	自衛消防組織の編成、警戒本部の設置および防災要員の確保
	情報収集・伝達等	１　テレビ、ラジオ等による正確な情報の把握 ２　顧客、従業員等に対する迅速正確な情報の伝達 ３　スーパーマーケット等の不特定多数の者を収容する施設に対する混乱の防止 ４　顧客、従業員等に対する安全の確保
	営業の継続、停止および退社等	１　不特定多数の者を収容する施設に対する営業の自粛 ２　近距離通勤者に対する徒歩帰宅 ３　その他消防計画等に定める事項の徹底
	出火防止および初期消火	１　火気使用設備器具等の使用制限 ２　危険物、薬品等の安全措置 ３　消防用設備等の点検 ４　初期消火体制の確保
	危険防止	商品、設備器具等の転倒、落下防止措置

4 危険物対策

種別	機関	内　　容
1 石油類等危険物の取扱施設	青梅消防署	危険物施設に対する指導にもとづく防災措置を実施させるほか、次の措置を実施するよう指導する。 1　操業の制限、停止 2　流出拡散防止の点検・確認 3　緊急遮断措置の点検・確認 4　火気使用の制限または禁止 5　消火設備等の点検・確認
2 化学薬品等取扱施設	青梅消防署	学校、病院、研究所等の事業所に対して、次の措置を実施するよう指導する。 1　引火または混合混触等に関する防災意識の徹底 2　転倒、落下、流出拡散防止等の措置 3　引火または混合混触等による出火防止措置
3 毒物・劇物取扱施設	西多摩保健所	毒物劇物営業者等の関係団体に対し、次の事項について、各営業所が確実に実施するよう要請する。 1　貯蔵施設等の緊急点検 2　巡視の実施 3　充てん作業、移替え作業等の停止 4　落下、転倒等による施設の損壊防止のため特に必要のある応急的保安措置 5　地震予知関連情報の収集、伝達
4 放射性物質取扱施設	都保健医療局	1 ＲＩの管理測定班の編成 2 ＲＩ使用医療機関に対する指導 ⑴ 使用施設、貯蔵施設、保管廃棄施設および放射線治療病室等の安全点検と補修 ⑵ ＲＩ使用状況の把握 ⑶ 未使用ＲＩおよび使用済ＲＩの保安確認 ⑷ ＲＩ治療患者の管理体制の徹底周知 ⑸ 地震予知関連情報の収集
5 危険物輸送	青梅消防署	警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。 1　危険物取扱業者等に対する製造・運搬の抑制と、破損・荷くずれ防止策等の指導 2　危険物施設等対策班による危険物関係情報の収集および関係施設の視察 ⑴ 出荷、受入れを制限するか、または停止させる。 ⑵ 輸送途上における厳守事項を徹底させる。

5 警備・交通対策

5－1 警備対策

機　関	内　容
青梅警察署	1　警備部隊の編成 警察署に警備部隊を編成する。 2　警備部隊の配備 混乱のおそれのある駅、交差点等の実態把握に努めるとともに、必要に応じ部隊を配備する。 3　混乱防止活動 日常業務の処理のほか、次の点に重点を置き、住民に不安を与える事案および混乱等を初期段階で防止する。 ⑴ 管内の実態把握に努める。 ⑵ 正確な情報の収集および伝達を図り、住民の不安要素を解消する。 ⑶ 不法事案の予防および取締りを実施する。

5－2 交通対策

⑴ 道路交通対策

警戒宣言発令時における道路交通の混乱と交通事故の発生を防止し、防災関係機関等が実施する緊急輸送の円滑化を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、以下の措置を実施する。

基本方針	①　都内への車両の走行は、できる限り抑制する。 ②　強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り制限する。 ③　非強化地域方向から流入する車両は、できる限り抑制する。 ④　緊急輸送路および避難路については、優先的にその機能の確保を図る。

①　交通対策本部等の設置

判定会の招集が決定された場合、交通対策連絡室を設置するほか、警戒宣言が発せられると同時に、これを交通対策本部に切り替え総合的指揮体制をとる。

②　運転者等のとるべき措置

運転者等のとるべき措置を次のとおり定め、広く周知徹底を図る。

車両の状況	運転者の執るべき行動
ア　走行中の車両	⑺　運転者等は、警戒宣言が発せられたことを知った場合は、慌てることなく低速度で走行すること。 ⑴　カーラジオ等で地震情報等を継続して聴取しながら走行すること。 ⑼　目的地まで走行した後は、車両を使用しないこと。 ⑽　バス、タクシーおよび都市民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等にしたがって、安全な方法で走行すること。 ⑾　危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。 ⑿　現場警察官等の指示に従うこと。
イ　駐車中の車両	⑺　路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後はできる限り使用しないこと。 ⑴　路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空地などに移動すること。やむを得ずそのまま路上に継続して駐車する時は、道路の左側に寄せエンジンを切ること。なお、エンジンキーは着けたままにして窓を閉め、ドアはロックしないこと。 ⑼　警戒宣言が発せられている場合であっても、原則として避難する必要はないが、万一、避難を要する場合であっても車両は使用しないこと。

③ **警戒宣言時の交通規制**

都は、警戒宣言が発せられた場合は、次のような規制を行う。

規制の場所	規　制　の 内　容
ア 都県境	神奈川県または山梨県との都県境においては、流出する車両については原則として制限を行い、都内に流入する車両については混乱が生じない限り規制は行わない。 また、埼玉県もしくは千葉県から都内に流入する車両については抑制し、流出する車両については規制しない。
イ 環状7号線の内側の道路	都心に向かう車両は極力制限する。
ウ 緊急交通路	第一京浜、第二京浜、中原街道、目黒通り、甲州街道、川越街道、高島通り、中山道、北本通り、日光街道、水戸街道、蔵前橋通り、京葉道路および東京環状線（国道16号）の14路線については、必要に応じて車両の通行を制限する。
エ 高速自動車道・首都高速道路	状況により、車両の流入を制限する。都県境においては、前記の交通規制に準ずる。

④ **交通処理要領**

警戒宣言が発せられた場合、速やかに警察官を都県境および主要交差点等に配置し、必要により交通検問所を設置する。

(2) 道路管理者等のとるべき措置

① **危険箇所の点検**

警戒宣言が発せられた場合には、主要市道、避難場所周辺道路等を重点に、地震発災時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について、緊急点検を行う。

② **工事中の道路についての安全対策**

緊急時に即応できるように、原則として施工中の工事を中止し、安全対策を実施し、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。

6 公共輸送対策

6－1 鉄道対策

(1) 情報伝達

警戒宣言および地震予知情報等が発せられた場合には、情報伝達ルートおよび伝達方法により、列車および駅ならびに乗客等に伝達する。

(2) 列車運行措置

① 強化地域外周部における地区（②に記載する線区を除く）は、徐行を行い列車の運転を行う。

② 強化地域に接する下記線区は、折返し設備の都合または落石多発区間である等の理由により、強化地域方向への列車の運転を中止する。

ア 東海道本線 藤沢～茅ケ崎駅間
イ 中央本線高尾～上野原駅間
ウ 青梅線 青梅～奥多摩駅間
エ 相模線 橋本～厚木駅間

(3) 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅等に集中し、大混乱となることが予想される。

この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障をきたすことが考えられる。このため、各機関では、乗客の集中を防止するため、次の措置をとる。

1 平常時から市民に対して、時差退社および近距離通勤者の徒歩帰宅等の広報を行う。
2 警戒宣言発令時において、鉄道機関および警察署からの情報を基に、市内の列車の運転状況等を広報するとともに、事業所等に対して、極力平常どおりの勤務体制の維持、退社させる場合の時差退社、近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかける。

(4) 主要駅での対応

各鉄道機関は、主要駅等において、旅客の混乱を防止するため、下記の対応措置をとる。

措置の種類	措置の内容
① 旅客の安全を図るための措置	ア 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。 イ 状況により、階段止め、改札止めを行うなど入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。 ウ 状況により警察官の応援を要請する。
② その他の措置等	ア 八王子支社社員を派遣して、駅の客扱い要員の増強を図る。 イ 乗車券について次の措置をとる。 (ｱ) 強化地域内を、到着または通過する乗車券類については、発売を停止する。 (ｲ) 状況により、警戒本部長の承認を受けた上で、全ての乗車券類の発売を中止する。

(5) 主要駅等の警備

青梅警察署は、判定会招集の決定後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混乱発生が予想される駅および混乱が発生した駅等については、部隊を配備する。

(6) 列車の運転中止措置

鉄道機関および防災関係機関は、一致協力して上記の措置をとり、列車運行の確保に努めるものであるが、万一、利用者および事業所の協力が得られず、駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合および踏切支障等が発生した場合は、やむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

(7) 長距離旅客等の対応措置

ＪＲ各社は、強化地域を運行する特急列車を始め、各列車の運転を中止するので、発車駅まで無賃送還の取扱いをする。

6－2 バス・タクシー等対策

(1) 情報伝達

乗務員は、防災信号（サイレン）、ラジオおよび警察官等から、警戒宣言が発せられたことを知った場合は、ただちに旅客に伝達する。

(2) 運行措置

機　関	内　容
東京バス協会	1 路線バス (1) 運行方針 防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた、可能な限りの運行を行う。 (2) 運行計画 ア 警戒宣言が発せられた場合には、減速走行（一般道路20㎞/h、高速道路40㎞/h）を行う。 イ 減速走行および交通渋滞等により、ダイヤが遅延した場合、その状況に応じて、間引き運転の措置をとる。 ウ 危険箇所等を通過する経路については、運転中止、折返し、う回等事故防止のため、適切な措置をとる。 エ 翌日以降については、上記ア～ウにより運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。 オ 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。 2 貸切バス 貸切バスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において、旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。
(一社)東京ハイヤー・タクシー協会	タクシー・ハイヤー 防災関係機関の協力のもとに、地域の実状に応じた可能な限りの運行を行う。この場合、減速走行（一般道路 20 ㎞/h、高速道路 40 ㎞/h）を行う。

(3) 混乱防止措置

① 旅客の集中防止

旅客の集中による混乱を防止するため、市、防災関係機関およびバス会社等は、時差退社および近距離利用者の徒歩帰宅等の徹底について、市民、事業所等に対する広報および指導を行う。

② バスターミナル・タクシー乗り場等の混乱防止

関係機関が協力して、バスターミナル、タクシー乗り場等における旅客の混乱防止に当たる。

7 学校・病院・福祉施設対策

7－1 学校

(1) 注意情報発表時の対応

① 児童生徒等に対する伝達と指導

学校（園）は、報道機関により注意情報発令の報道がされた後、授業を学級活動・ホームルーム活動に切り替えて、注意情報が発表されたことを伝達し、地震に対する注意事項、警戒宣言が発せられた場合の対応措置、解除宣言後または地震発生後の授業（保育）の再開等について説明する。

また、警戒宣言が発せられた場合、児童生徒等の安全を図りつつただちに、あらかじめ定めた下校（園）計画にしたがって帰宅させるよう準備を整える。

② 学校(園)の対応策と周知徹底

注意情報発令が報道されると、幼児・児童の保護者がただちに引取りに来校する事態が予想される。

学校（園）においては、注意情報が発表された段階では授業（保育）を継続し、警戒宣言が発せられた後に、授業（保育）を中止して帰宅の措置をとる。

また、保護者に対しては、日頃から保護者に対して学校（園）の対応策を周知徹底しておく。加えて、各家庭では、水、食料、救急用品の準備確認、火災防止、家具の転倒防止など地震に対する被害軽減の措置をとりながら、事後の報道に注意することを周知徹底しておく。そして、警戒宣言が発せられた場合には、幼児・児童をただちに引取りに出る準備を整えるように打ち合わせておく。

なお、上記のような事前の措置をとっていても、注意情報の報道を聞いた保護者が引取りに来校（園）した場合は、校（園）長の責任において臨機の措置をとる。

(2) 警戒宣言時の対応

① 在校時

警戒宣言が発せられた場合は、原則として授業（保育）を打切り、警戒宣言の解除までは臨時休校の措置をとる。

警戒宣言が発せられた後、児童生徒等を、計画にしたがって、次のとおり帰宅させる。

種別	内　容
幼稚園 小・中学校	あらかじめ保護者に伝達してある計画にしたがって、保護者または保護者の委任した代理人（以下「保護者」という。）に帰宅先を確認してから引き渡す。 保護者に引き渡すまでは、学校（園）において保護する。
高等学校	個々に、帰宅経路手段（徒歩、自転車、バス、電車等）、所要時間、同伴者を確認してから帰宅させる。 帰宅に当たっては、交通情報を的確に把握し、鉄道運行の変更その他による混乱に巻き込まれることがないよう、下校計画にしたがって必要な措置をとる。 遠距離通学のため自宅以外の寄宿先が定まっている者は、寄宿先を確認して帰宅させる。
特別 支援学校	保護者に引き渡す。保護者に引き渡すまでは学校において保護する。 スクールバスを使用している児童生徒等については、保護者に、事前に指定してある地点で引き渡す。 児童生徒等の通学範囲、障がいの状態、寄宿舎生および残留児童生徒等の収容、スクールバス使用の是非等について、それぞれの学校の実態に応じて、一層きめ細かな対応措置をとる。その際、学区域が広域であることに加えて、心身の障がいにより帰宅所要時間が長時間となるため、注意情報の発表の段階で、各学校から保護者に引渡しの緊急連絡を行う。
小・中学校 特別支援 学級	特別支援学校に準じて措置するよう指導する。

② 校外指導時

ア 宿泊を伴う指導時（移動教室、夏季施設、修学旅行等）の場合

強化地域内外を問わず、地元官公署等と連絡をとり、その地の対策本部の指示に従うとともに、速やかに学校へ連絡をとる。

校長は、校外指導時に警戒宣言が発せられたとの連絡を受けた場合には、その後の対応の状況を、教育委員会または関係機関に報告するとともに、保護者への周知を図るよう努力する。

イ 遠足等の場合

その地の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校の措置をとる。また、帰校後は、児童・生徒を在校時と同様の措置により帰宅させる。

ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校することが危険であると判断した場合は、適宜の措置をとる。

（注）電話の輻輳により、連絡がとりにくくなることを十分考慮する。

(3) 学校におけるその他の対応策

① 児童・生徒等を帰宅させた後、水のくみ置き、備品等の転倒・落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器および応急備品の点検、施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。

② 学校に残留し保護している児童・生徒のために必要な飲料水、食料、寝具等については、あらかじめ予想される員数を把握し、校長は教育委員会に報告する。

③ また、校長から報告を受けた教育委員会は、総務防災対策部に物資の供給を要請する。

④ 残留する児童・生徒の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担にしたがって措置をとる。

⑤ 残留する児童・生徒の数、校外指導時にとった措置等の必要な事項を、できるだけ早く教育委員会または関係機関へ報告するよう努力する。

(4) 警戒解除宣言の連絡等

① 警戒解除宣言は、ラジオ・テレビ、防災関係機関および市の広報等によって得るものとする。

② 解除後の授業の再開の日時は、あらかじめ定めたところによる。

7－2 病院、診療所

(1) 診療体制

病院および診療所の外来診療については、医療機関の状況に応じ、可能な限り平常どおりの診療を行い、必要となる職員の確保は、あらかじめ定められた方法によって行う。

また、入院患者については、担当医師の判断により、退院の許可を与える。

なお、手術・検査については、医師が状況に応じて適切に対処するものとする。

機関別対応は、次のとおりである。

機 関	外 来 診 療	入 院 患 者	手 術 等
市医療対策部（市立総合医療センター）	原則として、平常どおり診療を行う。 ただし、乳幼児、高齢患者等、発災時の混乱に際し、特に危険が予測される患者に対しては、受診の自粛を呼びかける。	1 施設設備等の安全性に著しく問題のある場合を除き、原則として患者の避難は行わない。 2 退院および一時帰宅を希望する患者には、担当医師の判断により、その許可を与える。	医師の判断により、日程変更の可能な手術、検査は延期する。
市医師会	医療機関の状況に応じ、可能な限り、平常どおり診療を行う。	退院および一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。	医師の判断により、日程変更可能な手術、検査は延期する。

(2) 防災措置

病院または診療所には、医薬品類等危険なものが多数あるので、発災による被害の防止または軽減を図るため、次の防災措置を行う。

① 建物、設備の点検・防災措置
② 危険物の点検・防災措置
③ 落下物の防止
④ 非常用設備、備品の点検および確保
⑤ 職員の分担事務の確認
⑥ 備蓄医薬品の点検・防災措置

(3) その他

収集した情報は、患者に不安を与えないよう、必要に応じ適宜連絡する。

7－3 福祉施設

(1) 保育所、通園施設

措置の種類	措 置 の 内 容
① 園児の扱い	ア 園児は、利用者名簿を確認の上、保護者に引き渡す。なお、警戒解除宣言が発せられるまでの間は、保護者において保護するよう依頼する。 イ 引取りのない園児は、園において保護する。
② 防災措置	ア 施設設備の点検 イ ライフラインの確認 ウ 落下、倒壊等の危険箇所の確認および防止 エ 食料、飲料水、ミルク等の確保 オ 医薬品の確保
③ その他	ア 園児の引取りについては、事前に十分な打合せをする。 イ 職員、園児、保護者等の防災教育を行う。

(2) 入所施設

利用者は、施設内で保護する。このために次の措置をとる。

① 施設設備の点検
② ライフラインの確認
③ 落下、倒壊等の危険箇所の確認および防止
④ 食料、飲料水の確保
⑤ 医薬品の確保
⑥ 利用者の家族等に対する連絡手段の確保
⑦ 利用者、家族等に対する施設側の対応方法の周知
⑧ 関係機関との緊密な連絡・連携

8 電話・通信対策

(1) 警戒宣言時の輻輳防止措置

警戒宣言が発せられた場合においては通信の疎通が著しく困難となることが予想される。このため、各機関は、次の措置をとることとする

機関	区分	内 容
NTT東日本	電 話	警戒宣言が発せられた場合、次の業務および関連する規程にもとづき、通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。 1 確保する業務 (1) 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話 (2) 街頭公衆電話からの通話 (3) 非常、緊急扱い通話 2 可能な限りにおいて取り扱う業務 (1) 一般加入電話からのダイヤル通話 (2) 営業窓口 (3) 防災関係機関等から緊急な要請への対応 ア 故障修理 イ 臨時電話、臨時専用回線等の開通 (注)ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。
	電 報	警戒宣言が発せられた場合、次の業務および関連する規程にもとづき、通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。(強化地域に着信する電報は、遅延承認のもとに限る。) 1 確保する業務：非常、緊急扱い電報 2 可能な限りにおいて取り扱う業務：一般電報の発信および電話による配達
NTTコミュニケーションズ	国内・国際通信	警戒宣言発表以降も、国内・国際電話等の通信の疎通は、可能な限り平常時と同様に維持する。 ただし、通信の疎通に重大な支障をきたし、または著しく輻輳したときは、重要通信の疎通を確保するため利用制限等の必要な措置を行う。
NTTドコモ	移動通信	警戒宣言が発せられた場合、通信量の著しい増加が予想されることから重要通信を確保するため、必要により利用制限等の必要な措置を行う。
KDDI	通信サービス	警戒宣言が発せられた場合、通信サービスの疎通は可能な限り平常時と同様に維持する。 ただし、通信サービスの疎通に重大な支障をきたし、または著しく輻輳したときは、重要通信の疎通を確保するため、利用制限等の措置をとる。

(2) 防災措置の実施

機関	内　容
NTT東日本	警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は、以下のとおり実施する。 1 警戒宣言等情報の伝達と周知 2 情報連絡室もしくは地震災害警戒本部の設置 3 地震防災対策に係る各種情報の収集と伝達 4 災害対策用機器の点検、整備および非常配備 5 応急復旧態勢確立のための諸措置（要員、資材、物資、災対機器および車両等の確保ならびに輸送に関する確認と手配等） 6 グループ会社等の応援に関する確認と手配 7 電気通信設備等の巡視点検 8 工事中の電気通信設備等 9 その他発災に備えた諸措置（重要書類の非常持出し、広報、その他）等
NTTコミュニケーションズ	警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は、以下のとおり実施する。 1 警戒宣言等情報の伝達とお客様等への周知 2 非常態勢の発令および地震災害警戒本部の設置 3 対策要員の確保 4 社外機関との協調 5 お客様および社員等の安全確保 6 地震防災応急対策業務の実施
NTTドコモ	警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は、以下のとおり実施する。 1 警戒宣言等の伝達 2 警戒宣言のお客様等への周知 3 対策要員の確保 4 社外機関との協調 5 お客様および社員等の安全確保 6 地震防災応急対策業務の実施
KDDI	警戒宣言が発せられた場合、関連情報の伝達に加え、次の防災措置をとる。 1 災害対策本部等の対策活動組織の確立 2 情報連絡体制の確立 3 通信設備の点検 4 通信疎通の監視、管理体制の強化 5 災害対策用設備の点検 6 その他、一般防災に関する措置 (1) 事務機器等の転倒防止措置 (2) 危険物等の保安点検 (3) 火気の使用制限措置 (4) 応急対策物資の点検 (5) 医療、救護備品の点検 (6) 局舎警備の強化 (7) 災害対策活動に必要な生活必需品の配備基準

9 電気・ガス・上下水道対策

9－1 電気

(1) 電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても電力の供給は継続する。

(2) 人員資機材の点検確保

① 要員の確保

非常災害対策立川支部対策要員は、東海地震注意情報または警戒宣言が発せられたことを知ったときは、速やかに立川支社ならびに青梅事務所に参集する。

② 資機材の点検確保

警戒宣言が発せられた場合、非常災害立川支部は、工具、車両、発電車および変圧器車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認および確保に努める。

(3) 施設の予防措置

警戒宣言が発せられた場合は、地震予知情報にもとづき、電力施設等に関する次に掲げる各号の予防措置をとる。この場合において、地震発生の危険性に鑑み、作業上の安全に十分考慮する。

① 特別巡視および特別点検等

地震予知情報にもとづき、電力施設等に対する特別巡視、特別点検および機器調整等を実施する。

② 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。

また、NTT、鉄道、警察、消防および関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。

③ 応急安全措置

仕掛り工事および作業中の各電力施設等については、状況に応じた人身安全および設備保安上の応急安全措置を実施する。

9－2 ガス

(1) ガスの供給

警戒宣言が発せられた場合でも、ガスの供給は継続する。

(2) 人員、資器材の点検確保

① 人員の確保と配備

勤務時間内、時間外および休日において、あらかじめ定められた職員が自動出動し、警戒態勢をとる。

② 資器材の点検確保

復旧工事用資器材の点検整備を行う。

(3) 警戒宣言時の需要家に対する広報の内容等

広報内容	1　警戒宣言、地震予知情報の伝達 2　引き続きガスを供給していること 3　ガスの使用およびマイコンガスメーターの取扱方法（復帰方法） 4　例外的に避難する際のガス栓およびメータガス栓の処置方法 5　ガスの供給を停止した場合のガスについての注意等
広報の方法	1　広報車等により、広報内容を直接需要家に呼びかける。 2　防災機関に対し広報を行うよう協力を求める。

(4) 施設等の保安措置

① 緊急遮断装置、散水設備、用水設備、保安用電力に必要な予備電源等の点検整備および機能の確認を行う。
② 保安通信設備の通信状態の確認を行う。
③ 工事の一時中断と工事現場の安全措置を行う。
④ タンクローリーの受入作業の中断または制限を行う。

9－3 水道

(1) 飲料水の供給および広報

警戒宣言時においても、飲料水は平常どおり供給する。また、住民自らが当座の飲料水を確保し地震の発災に備えるよう、次の内容について広報を行う。

① 当座の飲料水のくみ置きの要請
② 地震発生後の避難に当たっての注意事項
③ 地震発生後の広報等の実施方法
④ 地震発生後における住民への注意事項

(2) 人員、資器材の点検確保体制

警戒宣言が発せられた場合は、ただちに発災に備えて、情報連絡網の確保、広報、水道施設の保安点検の強化および応急資器材の点検整備等の実施に万全を期するとともに、地震発生時には、拠点給水体制がとれるよう図る。

(3) 施設等の保安措置

水道施設等の保安点検は次により行う。

点検の種類	点　検　の 内　容
① 水道施設の保安点検措置	ア　貯水および取水施設の保安点検 イ　浄水場(所)、給水所等の保安点検 ウ　送・配水管等の漏水に対する措置 エ　応急給水槽の保安点検
② 工事現場の保安点検措置	ア　所管工事現場の保安点検措置 イ　他企業の工事現場内の所管施設の保安要請

9－4 下水道

(1) 保安措置

ポンプ所においては、交代勤務体制により措置しているが、警戒宣言が発せられた場合は、非常配備体制を配置し、保安の徹底に努める。

(2) 施設等の保安措置

① 施設の被害を最小限に止め、雨水等の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期するため、巡視、点検の強化および整備を行う。

② 工事現場においては、工事を即時に中止し、現場の保安体制を確認し、応急資器材の点検、整備を行う。

10 生活物資対策

10－1 営業の継続

食料および生活必需品を取り扱うスーパーマーケット、小売店等については、極力営業を継続するよう要請する。

10－2 買占め、売りおしみ防止の呼びかけ

平常時より、広報紙等を通じて呼びかけ、警戒宣言時には市防災行政無線、広報車等を利用し、呼びかけを行う。

10－3 物資の確保

スーパーマーケット、小売店等に対し、加工食品およびミルク等の供給確保を要請するものとする。

11 金融対策

11－1 金融機関

関東財務局、日本銀行等は次の措置を行う。

① 金融機関に対し、原則として、平常どおり営業するよう配慮させる。

なお、やむを得ず業務の一部を中止する場合においても、普通貯金の払戻し業務については、できるだけ配慮させる。

② 金融機関に対し、顧客および従業員の安全確保に、十分配慮させる。

11－2 日本郵政株式会社

日本郵政株式会社は、次の措置を行う。

① 原則として、平常どおりの業務運行を確保する。

② 顧客および従業員の安全確保に、十分留意する。

11－3 市における広報

市において、市内金融機関に対し、上記についての協力を要請し、市民、事業所等に対しては、前記11-1および2についての広報を行う。

11－4 市民税等

警戒宣言が発せられ、交通混乱等が発生し、市民税等の納付が困難となった場合には、その期限の延長等について、弾力的に対処する。

12 避難対策

原則として避難の必要はないが、特に危険が予測される崖地等の危険地域については、あらかじめ避難対象地区の選定を行っておき、警戒宣言が発せられた場合、避難指示を行い、安全な場所へ避難させる。

12－1 事前対策

(1) 危険が予測される地区の選定

市は、各関係機関と連絡を密にし、崖地等について実状把握を行い、危険が予測される地区については、あらかじめ地区選定を行っておく。

(2) 避難所の指定

市は、前記（１）において選定した区域内において、被害を受けるおそれがあり、避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、あらかじめ避難所を指定しておく。

(3) 周知、伝達方法

市は、避難を必要とする市民に対し、指定避難所を事前に周知するとともに、避難指示の際の伝達方法（防災行政無線、広報車等）および伝達事項について、あらかじめその広報体制を確立しておく。

12－2 警戒宣言時における対応

(1) 避難指示

市長（総務防災対策部）は、警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区の市民に対し、前記１２-1事前対策（３）に記した周知、伝達方法により関係機関と協力して、迅速に避難指示を行う。

(2) 避難所開設にともなう対応措置

① 総務防災対策部は、避難所を開設した場合は、開設状況を速やかに都総務局、青梅警察署、青梅消防署等関係機関に連絡する。

② 市民対策部および教育対策部等は、避難所の運営に必要な調理・給食資器材、食料、水、燃料、寝具、応急医薬品、非常照明具および台帳等を確保・整備し、備蓄食糧および調達食糧による食品の給与を行う。

(3) 避難所等における職員の配置

市民対策部等は避難所を開設した場合は、管理責任者のほか、避難所運営に必要な職員を配置する。

13 救援･救護対策

13－1 給水体制

東京都水道局は、発災後に備え、情報連絡および施設の保安・点検の強化、応急資器材の点検・整備等を行う。

13－2 食料等の配付体制

(1) 職員の配置

総務防災対策部等は、被災者の救助に必要な備蓄物資の輸送、配付を行うため、職員の待機等の体制をとる。

(2) 運搬計画

① 総務防災対策部は、備蓄物資および調達物資の輸送を確保するため、関係輸送業者に待機の体制をとるよう要請する。

② 総務防災対策部等は、都より集積所に輸送された食料および物資を必要に応じて避難所に輸送する体制をとる。

(3) 即時調達体制の確保

総務防災対策部等は、即時調達体制を確保するため、関係業者の物資の在庫状況を把握するとともに、民間応援協定先、各業種組合および小売店等に物資の供給体制を整えるように依頼する。

13－3 医療救護体制

機関別対応は次のとおりである。

機　関	内　容
市医療対策部 (市立総合医療センター)	1 医療班の編成準備 (1) 非常配備体制に伴う救護班の編成 (2) 救護班携行器材の点検整備 2 救急患者の受入体制の確保 (1) 医師、看護師等の確保 (2) 医療資器材の点検、補充 (3) 患者の収容体制の整備 (4) 水、食料の点検、確保
健康福祉対策部	1 市医師会へ医療救護班の編成準備要請 2 市医師会へ患者等の受入体制確保の要請 3 その他、市医師会との連絡調整
市医師会	1 発災時に備え、医療救護班の編成準備 2 患者等の受入体制の確保

13－4 輸送車両の確保

機　関	内　容
東京都トラック協会多摩支部	要請に応じ、あらかじめ定められた連絡網を使用し車両の調達準備をする。

第５節　市民・事業所等のとるべき措置

青梅市は、「東海地震」が発生した場合、震度５弱から５強になると予想されている。

震度５弱から５強の場合、家屋の倒壊等大きな被害は発生しないが、局地的には宅造地の擁壁の崩壊やブロック塀等の倒壊、落下物、家具類の転倒などによる被害が予想される。

また、市は、東京の近郊都市であり、警戒宣言および地震予知情報による社会的混乱の発生が予想され、混乱による人的被害が危倶される。

このため、市および各防災機関は万全の措置を行うものであるが、被害および混乱を防止するためには、市民および事業所の果たす役割は極めて大きい。市民一人一人、また事業所が冷静かつ的確な行動をとることにより、被害および混乱は大幅に減少させることができる。

本節においては、市民、自主防災組織および事業所が警戒宣言が発せられた場合にとるべき行動基準を示すものとする。

1 市民のとるべき措置

1－1 平常時

市民は、日頃から出火防止に心がけ、次にあげる措置を始め、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を図っておく。

① 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、避難方法についても確認しておく。
② 消火器具等防災用品を準備しておく。
③ 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止を図っておく。
④ ブロック塀の点検補修等、家の外部についても安全対策を図っておく。
⑤ 飲料水（１日一人３ℓ目安）および食料の３日分程度の備蓄、ならびに医薬品・携帯ラジオ等非常持出用品の準備、地域内の応急給水拠点の確認をしておく。
⑥ 家族で対応措置を話し合っておく。
ア 注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担、避難や連絡方法等をあらかじめ決めておく。
イ 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、安否確認方法等警戒宣言発令時の各自の行動予定を家族と話し合っておく。
⑦ 都・市・消防署、自主防災組織等が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。
⑧ 避難行動要支援者がいる家庭では、市の定める要件に従い、差し支えがない限り、「避難行動要支援者名簿」や個別避難計画の情報について、避難支援関係者の提供に同意し、円滑かつ迅速な避難に備える。

1－2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

① テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
② 家族で避難および連絡方法等行動予定を確認する。
③ 電話の使用を自粛する。
④ 自動車の利用を自粛する。

1－3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

項　目	内　容
①　情報の把握を行う。	ア　防災信号（サイレン）を聞いたときは、ただちにテレビ・ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。 イ　市、消防署、警察署等防災機関の情報に注意する。 ウ　警戒宣言が発せられたことを知った時は、隣近所に知らせ合う。
②　火気の使用に注意する。	ア　ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。 イ　火気器具周囲の整理整頓を確認する。 ウ　メーターガス栓の位置を確認する。 エ　使用中の電気器具（テレビ、ラジオを除く）のコンセントを抜くとともに、安全器またはブレーカーの位置を確認する。 オ　プロパンガスボンベの固定措置を点検する。 カ　危険物類の安全防護措置を点検する。
③　消火器、三角バケツの置き場所、消火用水を確認する。	
④　家具の転倒防止措置を確認する。棚の上の重い物をおろす。	
⑤　ブロック塀等を点検する。危険箇所は、ロープを張る等付近に近寄らないような措置をとる。	
⑥　窓ガラス等の落下防止を図る。	ア　窓ガラスに飛散防止用テープを貼る。 イ　ベランダの植木鉢等を片付ける。
⑦　飲料水のくみ置きをする。	
⑧　食料、医薬品、防災用品を確認する。	
⑨　火に強く、なるべく動きやすい服装にする。	
⑩　電話の利用を自粛する。また、はずれた受話器はかける。	
⑪　自家用車の利用を自粛する。	ア　路外に駐車中の車両は、できる限り使用しない。 イ　路上に駐車中の車両は、速やかに空き地や駐車場に移す。 ウ　走行中の自家用車は、目的地まで走行した後は使用しない。
⑫　幼児、児童の行動に注意する。	ア　幼児、児童の遊びは、狭い路地やブロック塀などの付近を避け、確認できる範囲の安全な場所にする。 イ　幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の打ち合わせにもとづいて対応する。
⑬　冷静に行動し、不要または不急の外出および旅行は見合わせる。	
⑭　エレベーターの使用は避ける。	
⑮　近隣相互間の防災対策を再確認する。	
⑯　不要な預貯金の引き出しを自粛する。	
⑰　買い急ぎをしない。	

2 自主防災組織のとるべき措置

2－1 平常時

① 組織の役割分担を明確にする。
② 組織の活動訓練や教育・演習を実施する。
③ 地区内の危険箇所（崖、ブロック塀等）を把握する。
④ 情報の伝達体制を確立する。

2－2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

① テレビ、ラジオの情報に注意する。
② 地区内住民に、冷静な行動を呼びかける。

2－3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

① 市、消防署等からの情報を地区内住民に知らせる。
② 自主防災組織本部の設置を行う。
③ 地区内住民に、市民のとるべき措置を呼びかける。
④ ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動体制の準備を行う。
⑤ 地域配備消火器の点検、消火用水の確保を行う。
⑥ 災害時要配慮者や病人の安全に配慮する。
⑦ 崖地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童に対して注意する。
⑧ 救急医薬品等を確認する。
⑨ 食料、飲料水および炊き出し用品等の確保ならびに調達方法の確認をする。

3 事業所のとるべき措置

3－1 平常時の措置

事業者は、自主防災体制の確立、情報の収集伝達方法、転倒落下物による危害防止措置、防火用品の備蓄ならびに出火防止対策および従業員、顧客の安全対策等について防災計画（消防計画、予防規程およびその他の規程等を含む）にもとづいて措置し、判定会招集以降の行動に備えておく。

なお、防災計画等作成上の留意事項は、次のとおりとする。

① 青梅市地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件（最寄駅、建築構造および周辺市街地状況等）、事業内容を考慮した実効性のあるものとする。
② 従業員、顧客および周辺住民の人命の安全、出火防止、混乱防止等を重点に作成する。
③ 従業員に対しての応急救護知識の普及
④ 責任者の在・不在、夜間の勤務体制等を考慮したものとする。
⑤ 他の防災または保安等に関する計画規定がある場合は、これらの計画と整合性を図る。
⑥ 事業所内外の情勢に応じて、逐次見直しを図り、必要により改正して常に実情にあったものとする。

3－2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの措置

① テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
② 自衛消防隊等自主防災体制を確認する。
③ 消防計画等にもとづき、警戒宣言時のとるべき措置を確認または準備する。
④ その他状況により、必要な防災措置を行う。

3－3 警戒宣言が発せられたときから発災までの措置

① 自衛消防組織の編成、防災要員の動員および配備等の警戒体制を確立する。

② テレビ、ラジオ等により、必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速正確に伝達する。この場合、百貨店等不特定多数の者を収容する施設においては、特に顧客等の混乱防止に留意する。

③ 指示、案内等に当たっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等をとれるようにする。
　この場合、高齢者や障がい者等の安全に留意する。

④ 市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売(取扱い)する事業所(施設)については原則として営業を継続する。
　ただし、不特定多数の者を収容する施設にあっては、混乱防止のため、原則として営業を自粛するものとする。

⑤ 火気使用設備・器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は最小限とし、かつ必要な安全措置を行う。
　また、薬品等の混触発火流出および漏えい防止のための措置を確認する。

⑥ 建築物の防火または避難上重要な施設および消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む）等の保安措置を行う。

⑦ 商品、設備器具および窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。

⑧ 不要または不急の電話の使用は中止するとともに、特に都・市区町村・警察・消防・放送局・鉄道等に対する問い合わせを控える。

⑨ バス、タクシー、生活物資輸送車等、市民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できる限り制限する。

⑩ 救助、救急資機材および飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資機材を配備する。

⑪ 建築工事、隧道工事および金属溶融作業、高速回転機械の運転等地震発生により、危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を実施する。

⑫ 事業所の従業者は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業者数、最寄り駅および路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を確認した上で時差退社させる。
　ただし、近距離通勤者にあっては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。

第３章　大規模事故等の応急対応計画

第１節　鉄道事故応急対策

１ 事故予防措置

鉄道事業者は、各種措置を実施し、鉄道事故の防止に努める。

１－１ 鉄道事業者の予防措置

東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」）および日本貨物鉄道株式会社（以下「JR貨物」）は、大規模事故対策として車両および地上設備の整備を進めており、今後もこれら設備等の改良整備を推進し、人命の安全確保と輸送の確保を図る。

１－２ 鉄道事故訓練の実施

(1) JR東日本

ＪＲ東日本は、消防機関等の協力を得て、通報連絡、初期消火、避難誘導、救出救護、列車防護、応急復旧の建物火災消火訓練および復旧訓練を実施する。

また、管内の各機関（支社を含む）は、事故発生を想定した、非常参集訓練、緊急連絡網による情報伝達訓練およびNTT災害用伝言ダイヤルを活用した安否確認訓練を実施する。

(2) JR貨物

ＪＲ貨物は、９月１日「防災の日」に総合防災訓練を実施するとともに、関係鉄道会社および関連会社等との合同訓練を実施し、必要な知識の習得を図る。

また、関係消防機関の協力を得て、情報伝達訓練、非常参集訓練、初期消火訓練、復旧体制および災害復旧訓練、その他必要な訓練等を実施する。

１－３ 防火知識の普及

ＪＲ東日本およびＪＲ貨物は、各機関と連携し、春・秋の火災予防運動期間中、立看板、ポスター等を駅に掲出し、火災予防について周知を図る。

また、事故等の発生に伴って予想される駅等における混乱を防止するため、車内放送、駅放送、駅掲示等により随時広報に努める。

１－４ 相互協力

関係機関は、鉄道事故に備え、次の協定を締結している。

鉄道各社における相互協定	鉄道各社は、それぞれの路線の連絡する駅等において、災害が発生するおそれがある場合または発生した場合の相互協力について、協定書、覚書等を取り交わしている。 また、被災等により不通区間が生じた場合は、その区間に連絡する鉄道等の交通機関に振替輸送を依頼する必要があることから、そのための協定を結んでいる。

2 応急対策計画

2－1 応急活動体制の確立

(1) 市･都および防災関係機関の措置

市、都、警察署、消防署および防災関係機関は、鉄道事故の状況等に応じ、応急体制を確立し、適切な応急対策を実施する。

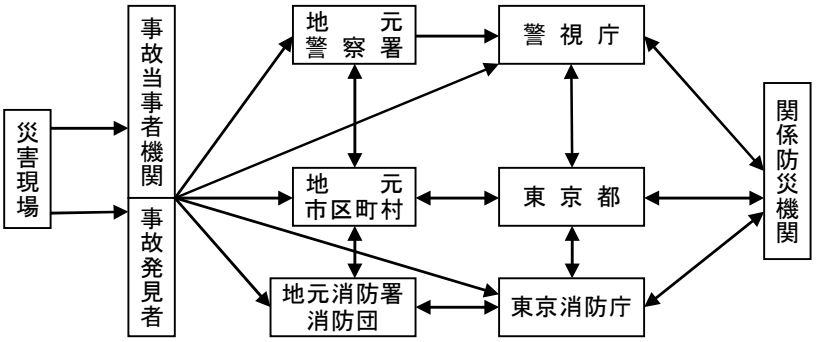
(2) JR東日本およびJR貨物

ＪＲ東日本およびＪＲ貨物は、事故の状況等により、応急処置、情報の伝達、事故復旧対策本部の設置、非常招集、救援車の配備等を迅速かつ的確に実施する。

2－2 情報の収集･伝達･報告

市は、鉄道事故を発見した場合または鉄道事故に対する応急対策を実施した場合、「被害状況等の調査報告」に定める要領により、都に報告する。

ＪＲ東日本およびＪＲ貨物は、事故が発生した場合、または事故の速報を受けた場合は、速やかにあらかじめ定められた通報連絡系統により、関係箇所への通報・連絡を行う。



2－3 災害時の広報

(1) 市の措置

市は、市域内で大規模な鉄道事故が発生し、状況により広報活動を実施する必要がある場合は、ただちに警察署、消防署、その他現地の関係機関と密接な連絡の下、広報を行う。

(2) 鉄道事業者の措置

ＪＲ東日本およびＪＲ貨物は、事故が発生した場合には、必要に応じて次の内容を主とした情報を報道機関に提供し、テレビ、ラジオ、ホームページ等で一般に周知する。

なお、旅客に対する情報の伝達は、別に定める手順により行う。

- 列車の運転状況および各駅における旅客の状況等
- 被害状況および復旧見込み
- 混乱防止のため、利用者に理解と協力を求める事項
- その他必要と認める事項

2－4 災害派遣要請

関係機関は、事故等が発生し、単独での対応が困難な場合には、協定にもとづき、必要な人員、資機材等の応援を要請する。

また、大規模事故が発生し、人命および財産の保護のため必要があると認めた場合は、自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

2－5 消防活動

青梅消防署は、大規模な鉄道事故により火災が発生した場合、地域住民の生命、身体および財産を火災から保護するとともに、火災その他の災害を防除し、およびこれらの災害による被害の軽減を図るため、関係機関との連携のもと、消防活動を実施する。

2－6 警備交通規制

(1) 警備活動

警視庁は、大規模事故等が発生した場合は、全力を尽くして人命の救出および救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制や街頭活動の強化等の応急対策を実施する。

なお、この場合における警察活動は、概ね次のとおりとする。

- 災害地における災害関係の情報収集
- 警戒区域の設定
- 被災者の救出および救護
- 避難者の誘導
- 危険物等の保安
- 交通秩序の確保
- 犯罪の予防および取締り
- 行方不明者の調査
- 死体の検視（見分）

(2) 交通規制

警視庁は、事故の状況等により、次の交通規制措置を実施する。

- 交通情報の収集と交通統制
- 交通規制
- 車両検問

2－7 避難

(1) 避難の指示

市長は、事故の状況等により、避難が必要な場合、警察署長および消防署長と協議の上、避難が必要となる地域、避難先を定めて避難の指示を行う。この場合、市長はただちに都知事に報告する。

また、市長は、市民の生命および身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定するとともに、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。

(2) 避難誘導

市は、事故の状況等により、住民等の避難が必要な場合には、避難所を開設するとともに、警察署、消防署、自主防災組織、自治会等の協力を得て、避難誘導を行う。

2－8 救助･救急

市、都、警察署、消防署および防災関係機関は、相互に連携するとともに、事故の状況等により、医療救護所を設置し、負傷者等の救助・救急活動を実施する。

第２節　大規模自動車事故応急対策

１ 事故予防措置

道路管理者は、大規模な自動車事故が発生しないよう、道路の安全施設の整備を図るとともに、危険箇所等の点検を行い、事故防止に努める。

２ 応急対策計画

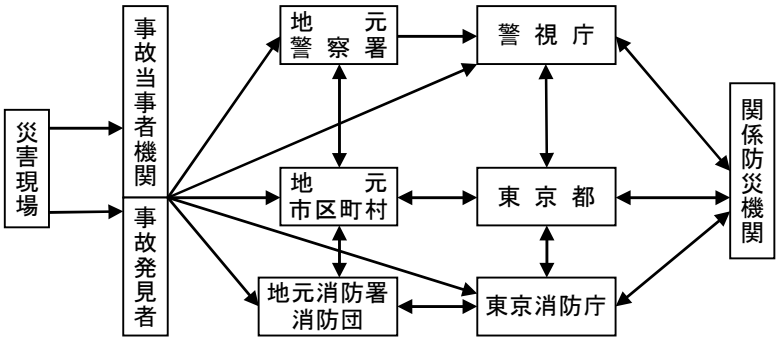
２－１ 応急活動体制の確立

道路管理者、市、都、警察署、消防署および防災関係機関は、自動車事故の状況等に応じ、応急体制を確立し、適切な応急対策を実施する。

２－２ 情報の収集･伝達･報告

市は、大規模な自動車事故を発見した場合、または自動車事故に対する応急対策を実施した場合、「被害状況等の調査報告」に定める要領により、都に報告する。

道路管理者は、事故が発生した場合、または事故の速報を受けた場合は、速やかにあらかじめ定められた通報連絡系統により、関係箇所への通報・連絡を行う。



２－３ 災害時の広報

市は、市域内において大規模な自動車事故が発生し、状況により広報活動を実施する必要がある場合は、ただちに警察署、消防署、その他現地の関係機関と密接な連絡のもと、広報を行う。

２－４ 災害派遣要請

関係機関は、事故等が発生し、単独でその対応が困難な場合には、協定にもとづき、必要な人員、資機材等の応援を要請する。

また、大規模事故が発生し、人命および財産の保護のため必要があると認めた場合は、自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

２－５ 消防活動

青梅消防署は、大規模な自動車事故により火災が発生した場合、地域住民の生命、身体および財産を火災から保護するとともに、火災その他の災害を防除し、これらの災害による被害の軽減を図るため、関係機関との連携の下に消防活動を実施する。

2－6 警備交通規制

(1) 警備活動

警視庁は、大規模事故等が発生した場合は、全力を尽くして人命の救出および救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制や街頭活動の強化等の応急対策を実施する。

なお、この場合における警察活動は、概ね次のとおりとする。

- 災害地における災害関係の情報収集
- 警戒区域の設定
- 被災者の救出および救護
- 避難者の誘導
- 危険物等の保安
- 交通秩序の確保
- 犯罪の予防および取締り
- 行方不明者の調査
- 死体の検視（見分）

(2) 交通規制

警視庁は、事故の状況等により、次の交通規制措置を実施する。

- 交通情報の収集と交通統制
- 交通規制
- 車両検問

2－7 避難

(1) 避難の指示

市長は、事故の状況等により、避難が必要な場合、警察署長および消防署長と協議の上、避難が必要となる地域、避難先を定めて避難の指示を行う。この場合、市長はただちに都知事に報告する。

また、市長は、市民の生命および身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定するとともに、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。

(2) 避難誘導

市は、事故の状況等により、住民等の避難が必要な場合には、避難所を開設するとともに、警察署、消防署、自主防災組織、自治会等の協力を得て、避難誘導を行う。

2－8 救助・救急

市、都、警察署、消防署および防災関係機関は、相互に連携するとともに、事故の状況等により、医療救護所を設置し、負傷者等の救助・救急活動を実施する。

第３節　航空機事故応急対策

１ 計画の目的

この計画は、市および市周辺での航空事故等を対象とし、速やかな救助・応援等の対策活動を実施することにより、災害を最小限に止めることを目的とするものであり米軍横田基地周辺で航空事故が発生した場合に備え、その対策を示すものである。

２ 米軍横田基地周辺で航空事故が発生した場合

米軍横田基地周辺で航空事故が発生した場合には、米軍および自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議（関係機関：別表のとおり）が定める「米軍および自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱」（以下「緊急措置要綱」という。）により、主務機関によって、負傷者の救援、現場対策、財産・被災者救援等が実施されるため、市は主務機関への援助協力機関としての役割を負う（下表参照）。

２－１ 米軍機自衛隊機事故被災救援活動分担表

区分	活動内容	警察		消防		自衛隊		東京都		市・町		施設局	
		米軍機	自衛隊機	米軍機	自衛隊機	米軍機	自衛隊機	米軍機	自衛隊機	米軍機	自衛隊機	米軍機	自衛隊機
負傷者救援	(1)救急活動	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	
	(2)救急病院の引受確認			◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	
	(3)その他(転院等)					○	◎	○	○	○	○	◎	
現場対策	(1)消火活動			◎	◎	○	○			○	○		
	(2)警戒区域の設定	○	○	◎	◎								
	(3)立入制限、交通整理	◎	◎	○	○		○						
	(4)現場保存	◎	◎	○	○		○					○	
	(5)連絡所の設置	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	◎	○
	(6)通信輸送					○	◎			○		◎	
財産被災者救援	(1)財産保護、警備	◎	◎				○						
	(2)仮住居のあっせん提供						◎	○	○	○	○	◎	
	(3)生活必需品の支給						◎	○	○	○	○	◎	
備考	航空事故等の発生の場合の米軍の緊急活動については、在日米軍司令部と防衛施設庁との間の緊急救助態勢に関する合意にもとづいて行うものとする。 注：◎は主務機関を示す。　○は援助協力機関を示す。												

２－２ 事故時の応急措置

(1) 緊急連絡通報

航空事故緊急連絡者は、次に掲げる事項について行う。

① 事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）
② 事故発生の日時、場所
③ 事故機の種別、乗員数および積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無
④ その他必要事項

(2) 現地連絡所の設置

① 航空事故等が発生した場合において、関係機関が事故の規模・態様により「現地連絡所等」を設置した場合は、相互に緊密な連絡に努める。

② 米軍機事故の場合は東京防衛施設局が、自衛隊機の場合は自衛隊が、設置する現地連絡所にあっては、事故に関する情報交換および被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。

この場合において、他の関係機関は可能な限りこれに協力する。

(3) 負傷者の搬送

羽村市からの延長道路となる市道幹９号線について負傷者の搬送路線として位置付けるとともに、両市が連携のもと計画的に整備を推進する。

■米軍および自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議関係機関

区　分	関係機関
市･町	八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、あきる野市、羽村市、瑞穂町、日の出町
警 察	警視庁
消 防	東京消防庁、 稲城市消防本部
米 軍	在日米空軍横田基地第３７４空輸航空団 在日米海軍厚木航空施設
自衛隊	陸上自衛隊東部方面航空隊（立川） 海上自衛隊第４航空群（厚木） 航空自衛隊中部航空警戒管制団（入間）
防衛施設局	北関東防衛局 横田防衛事務所

3 組織体制

3－1 災害対策本部の設置

市は、市内および市周辺への航空機の墜落および市内への航空機からの落下物による事故等の第一報が入った時点で、「災害対策本部」を設置する。

市周辺への航空機からの落下物による事故等であって、市内に直接の被害がない事故等については、航空事故対応班が通常態勢により情報収集活動をする。

3－2 航空事故対応班の組織と活動

航空事故対応班は、市民安全部防災課および総務部総務契約課とし、災害防止および情報収集活動を実施する。

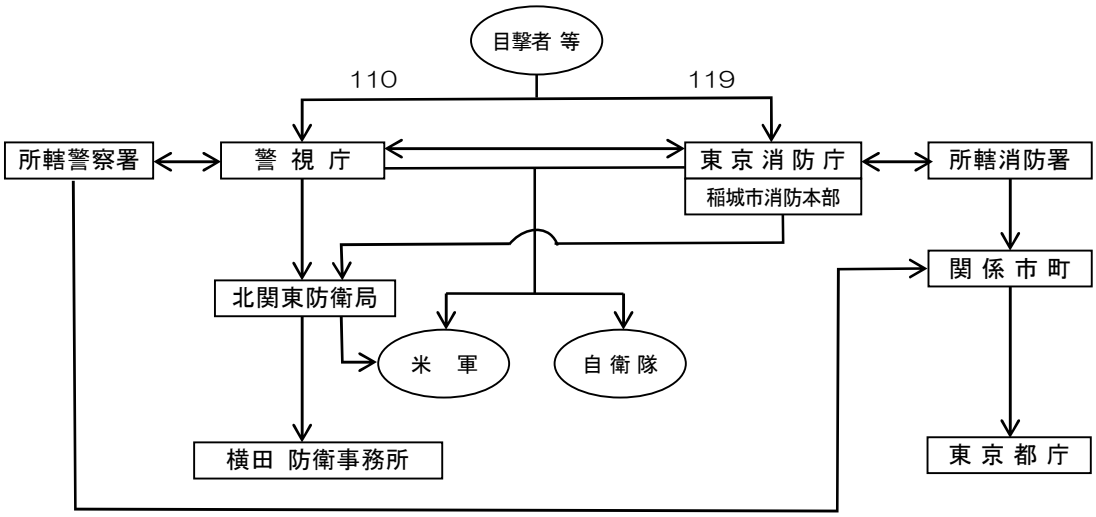
航空事故対応班長は、市民安全部防災課長および総務部総務契約課長をもって充てる。

既定の対応班のみでは対応できない場合には、別に課を指定し、対応班に組み入れる。

4 情報連絡体制

4－1 事故の際の通報経路

米軍または、自衛隊の航空事故等による場合の通報経路は次のとおりである。



4－2 庁内における連絡体制

(1) 平日勤務時間内

① 市内および市周辺への航空機の墜落および航空機からの落下物による事故等の第一報入手部署は、防災課防災係とする。
② 防災係長は、防災課長に事故等に関する情報を連絡する。
③ 防災課長は、災害対策本部参集の連絡を行う。

ただし、市周辺への航空機からの落下物による事故等であって、市内に直接の被害がない事故等については、航空事故対応班が通常態勢により情報収集活動をする。

(2) 休日・夜間

① 庁舎管理員は、市内および市周辺での航空機の墜落および航空機からの落下物による事故等の情報が関係機関からもたらされた場合には、ただちに防災課長、防災係長に事故等に関する情報を連絡する。
② 防災課長は、災害対策本部参集の連絡を行う。

ただし、市周辺への航空機からの落下物による事故等であって、市内に直接の被害がない事故等については、航空事故対応班のみへの連絡とする。

5 航空事故への対応活動

5－1 対応活動

(1) 市内で事故が発生した場合の市の対応

市および市周辺での航空機の墜落および市内へ航空機からの落下物による事故等が発生した場合、市は、次の対応活動を実施する。

① 職員を横田防衛施設事務所または緊急措置要綱による現地連絡所に派遣して情報収集にあたる。また、必要に応じて、警察署、消防署等にも職員を派遣して情報収集にあたる。
② 企画部長は、マスコミ対応にあたる。
③ 防災課および秘書広報課は、現地確認と可能な限りの写真撮影を行う。
④ 防災課は、東京都災害対策本部との連絡を緊密に取る。
⑤ 秘書広報課は、テレビ報道の録画および新聞等の切り抜きなど、事故等に関する記録にあたる。

(2) 市周辺で事故が発生した場合

市周辺に航空機からの落下物による事故等があった場合、市の航空事故対応班は、関係機関からの情報収集に努める。

5－2 住民対応活動

市は、市内で事故が発生した場合には、事故発生地点周辺の住民に対して以下の対応行動をとる。

① 市内に航空機が墜落した場合には、災害現場から安全な距離を置いた場所に速やかに避難所を開設する。
② 被害の拡大により、市内の避難所だけでは対応できない場合には、東京都の市町村による「災害時等の相互応援に関する協定」にもとづき、近隣市町村に住民の一時避難のための施設の提供を求める。
③ 住民に対する広報活動を実施する。
④ 災害対策本部から住民に対する避難指示等が発令された場合には、第２部震災編に準じた方法により、住民の避難誘導にあたる。

5－3 ライフライン関係機関との連絡

ライフライン関係の各機関と災害の状況、復旧の状況等相互に密接な情報連絡を取り、市民生活の早期の復興に努める。

5－4 消防団活動

航空機の墜落により、火災、けが人等が発生した場合には、消火救助活動にあたるとともに消防署隊の後方支援にあたる。

6 災害対策本部の体制

① 災害対策本部の体制は、第２部震災編の体制を準用するものとし、災害の規模により震災時の非常配備体制要員に参集命令を出す。
② 事務分掌は、地域防災計画の部班別の事務分掌によるが、特殊な災害であるため、災害の状況によっては、災害対策本部で臨時に事務分掌を決定する。

第４章　放射性物質対策応急対応計画

第１節　目的

都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても原子力災害対策重点区域に都の地域は含まれていない。

しかし、放射性物質および放射線による影響は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、原子力施設で原子力緊急事態が発生した場合、市民の心理的動揺や混乱をできる限り低くするように対応することが必要となる。

また、福島第一・第二原子力発電所、東海第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所および浜岡原子力発電所等における核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が一般環境中に飛散する等の事故（以下「放射線関係事故」という。）が発生した場合の影響の甚大性に鑑み、その迅速かつ円滑な対応を図るため、定めるものとする。

第２節　予防対策

１　活動体制の整備

市は、都や国が行う原子力防災に関する研修等への参加を促進し、国内の原子力施設において原子力緊急事態が発生した場合等に備えた体制の整備を図る。

また放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、市は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、都その他の関係機関との連携を図る。

２　市民への情報提供体制の整備

市は、放射性物質等による影響が懸念される事態が発生した場合に備え、都と連携を図りながら必要な情報提供体制を整備する。

３　飲料水の供給体制の整備

市は、放射線関係事故により、飲料水が汚染された場合を想定し、飲料水の供給体制の整備を図る。特に、乳児への優先的な飲料水の供給体制の整備を図る。

第３節　応急・復旧対策

１ 警戒および応急活動体制

国内の原子力施設において原子力緊急事態が発生した場合､本市に影響を及ぼすかどうかは、市の対応を大きく左右する。そのため、事故の規模や気象状況等を勘案し、状況に応じた対策活動を実施できるよう警戒時からの情報収集が非常に重要となる。

また、事故によって放射性物質が大気中に放出された後の降雨により、大気中の放射性物質が地表に降下することが予想される。

このため、放射性物質や放射線が市に影響を及ぼすことが予想される場合、市の体制を状況に応じ、第１号注意体制または第２号警戒体制とする。

２ 情報収集･伝達

放射性物質や放射線が市に影響を及ぼすことが予想される事態が発生した場合、市は、消防署、警察署、都および防災関係機関との情報収集・伝達を密に行う。

また、市民に危険が及ぶと判断した時は、市民への屋内避難を呼びかける。

３ 放射線量等の測定

放射性物質や放射線が市に影響を及ぼすことが予想される事態が発生した場合、市は、都が実施した放射線量等の測定結果について情報収集し、ホームページなどにより市民に公表・周知する。また市は、必要に応じて市内の特定箇所および水道水・農作物などについて放射線量等を測定し、同様に公表する。

４ 放射性物質の除去作業

４－１ 市の除去作業

市が管理する学校、公園その他公共施設において高い放射線量が確認されたときは、市は、その原因となっている箇所の特定および周辺環境への影響を把握するための測定を実施する。

その結果にもとづき、市は立入制限等の措置をとるとともに、都と連携し、国の原子力災害対策本部が定めた「市町村による除染実施ガイドライン（2011年（平成23年）8月）」等を参考に、放射性物質の除去計画を策定し、実施する。

４－２ 市民が除去作業を行う際の留意事項の広報の実施

市は、市民が自宅の庭などで除去作業を行う際に備え、必要に応じて、市民が除去作業を行う際の留意事項について、市ホームページなどで広報を行う。

５ 飲料水､飲食物の摂取制限等

資料編　5-4-1「食品中の放射性セシウム等の新基準値」

厚生労働省では、飲食物の摂取制限に関する指標について、より基準を厳格化した放射性セシウム等の新基準値[2012年（平成24年）4月1日から施行]を発表した。

市は、この新たな基準値に従い、平素から適切な対応をとれるよう体制を整備するとともに、都を通じて必要な情報収集に努め、水道水および農作物から規制値を超える放射性物質および放射線量の値が示された場合には、都と協議し、出荷・摂取制限等の必要な措置をとり、同時に飲料水については、民間協定先から安全な水の調達・確保を図る。

6 広報活動

市は、市民に対する広報を迅速かつ的確に行う。なお、広報に当たっては、広報窓口を一元化し情報の不統一を避けるとともに、情報の空白時間がないように定期的な情報提供に努める。

また、原子力災害の特殊性を勘案し、パニック防止、デマ防止への注意の呼びかけも行う。

広報内容は、災害の時間的経過に沿って、緊急情報が中心となる災害直後の段階と風評被害防止や心身の健康相談情報など災害が沈静化した段階に分けて記載する。

7 住民相談窓口の設置

市は、市民からの問い合わせに対応する住民相談窓口を設置する。その場合、窓口の設置場所、相談方法（電話、電子メール、ＦＡＸ、直接対応）、連絡先等の必要事項を広報する。

また、問い合わせの多い内容については、その回答と合せて広報活動を実施し、住民相談窓口にあった質問を有効に活用する。

8 風評被害等の影響の軽減

市は、都および関係機関と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止または影響を軽減するために、都が実施する風評被害の払拭を目的とした消費者向けの販売促進イベント等を活用し、農林水産業、地場産業の商品等の安全性のPRおよび適正な流通の促進、観光客の減少の防止のための広報活動を行う。

9 心身の健康相談体制の整備

市は、都とともに、必要に応じて市民に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

9－1 被ばく検査等の実施

都は、放射線医学総合研究所、国立病院、国立大学附属病院の医療関係者からなる緊急医療派遣チームの指導、助言、行政からの要請にもとづき、保健所、都立病院において、住民等の外部被ばく線量等の測定等を実施する。

市は、都による市民等の外部被ばく線量等の測定に協力する。

9－2 放射性物質に関する健康相談の実施

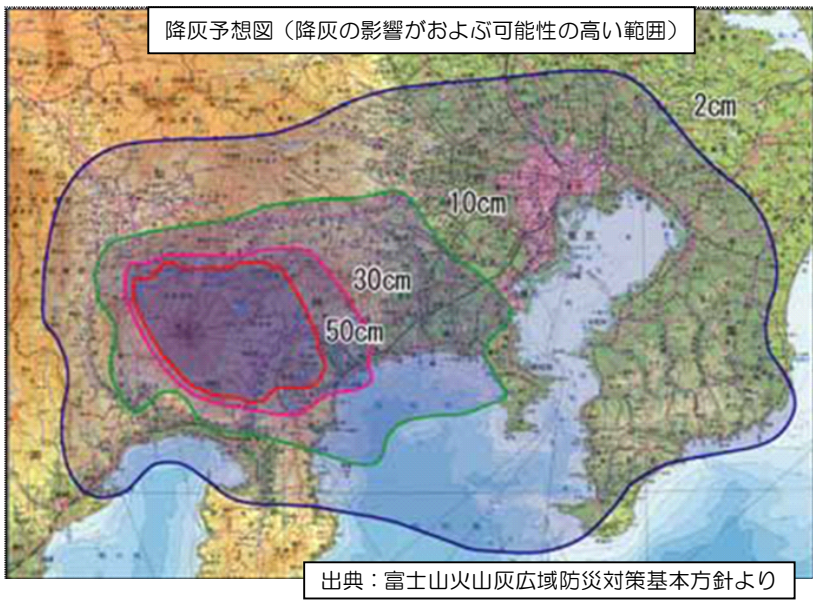
放射性物質および放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、原子力災害時における市民の健康に関する不安を解消するため、市は、必要に応じて、健康相談に関する窓口を設置し、市民に対する健康相談を実施する。

第５章　火山噴火灰応急対応計画

第１節　目的

富士山で大規模な噴火が発生した場合、噴き上げられた灰は、偏西風により東に流され本市にも降灰する可能性があり、東京都地域防災計画（火山編）によれば、２㎝～１０㎝程度の堆積が予想されている。

そのため、市では、東京都地域防災計画（火山編）に則した対策を行うことで、市民の生命や健康の安全確保を図る。



第２節　予防対策

１　活動体制の整備

富士山噴火に伴う降灰による被害は、少量の火山灰であっても社会的影響が大きいため、市は、職員の防災教育に努めるとともに、関係機関と連携し、富士山噴火時における応急活動が円滑に行えるよう体制整備を図る。

２　市民の防災力の向上

市の地域内に降灰があると大きな混乱が生じることが予想されるため、市民に対する防災知識の普及を図り、日頃からの備えを促進する。特に降灰は、体内に入ると健康を害す恐れがあることから、マスクや目を守るゴーグルを家庭で準備しておく。

◆市民等の役割

- 日頃から報道機関、都、市を通じて、気象庁が発表する火山の噴火警報、予報や降灰予報などを理解しておく。
- ハザードマップなどで自分の住む地域の降灰の予測状況を把握しておく。
- マスクや目を守るゴーグル、水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持出用品の準備をしておく。
- 降灰を屋内に浸入させないための対策や、家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- 降灰が心配される場合は、インターネットや携帯電話で都や国が配信する、降灰注意報などの情報を確認する。
- 地域で行われる防災訓練や防災事業に積極的に参加する。
- 自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。
- 降灰が雨水等の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりを取り除くなどの対策を協力して行う。
- 災害時要配慮者がいる家庭では、事前に住民組織、消防署、交番等に情報を提供しておく。

第３節　応急・復旧対策

１　警戒および応急活動体制

富士山が噴火した場合、本市に影響を及ぼすかどうかは、噴火の規模や偏西風の状況等により異なるが、それらを勘案し、状況に応じた対策活動を実施できるよう警戒時からの情報収集に取り組む。体制は、状況に応じ、第１号注意体制または第２号警戒体制とする。

また、降灰後の降雨により土石流の発生の危険性が高くなることから、気象予警報等の情報も併せて収集する。

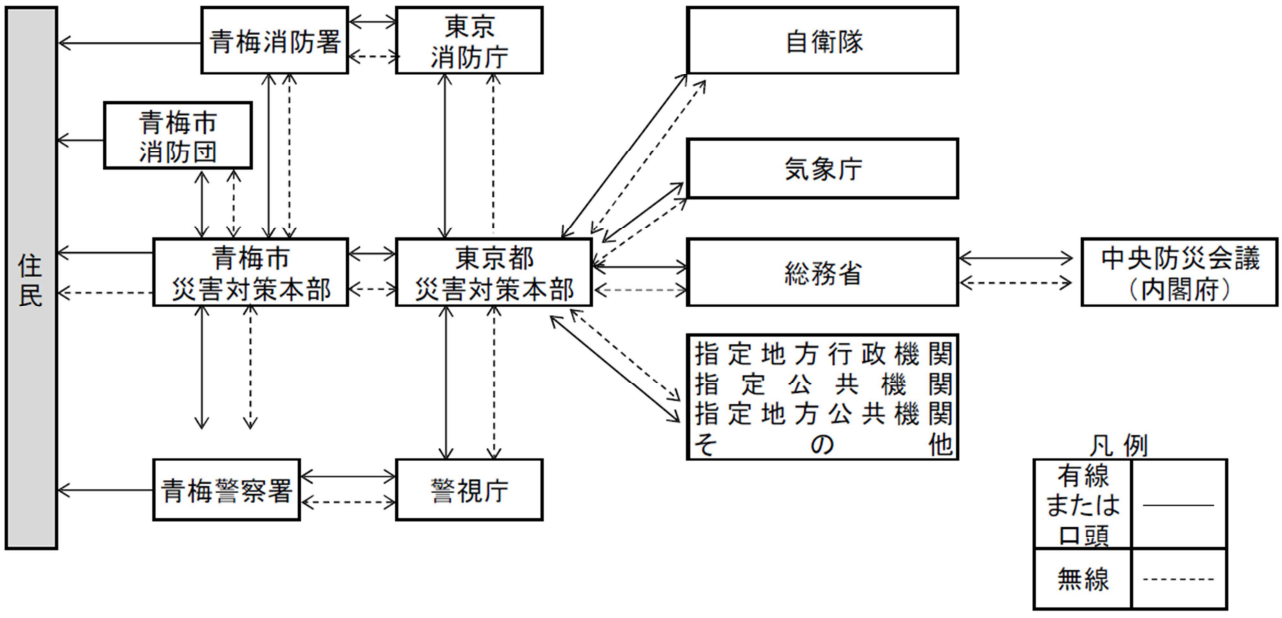
２　情報収集･伝達

市は、降灰に関する重要な情報について、気象庁、関係機関から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、ただちに管内の公共的団体、重要な施設の管理者、自主防災組織等に通報するとともに、市民へ情報提供し、降灰への注意を呼び掛けるとともに外出を控えるよう促す。

■火山情報

火山情報	内 容
噴火警報	気象庁火山監視・警報センターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲（影響範囲）を付して発表する。 警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は特別警報として「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は警報として「噴火警報（火口周辺）」（略称は「火口周辺警報」）を発表する。
噴火予報	気象庁火山監視・警報センターが噴火警報の解除を行う場合等に発表する。
噴火警戒レベル	火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて５段階に区分したもので、噴火警報・予報に含めて発表する。 噴火警戒レベルは、各火山の火山防災協議会において、発表基準や避難対象地域等の共同検討を通じて、導入や改善を行う。 富士山では、噴火警戒レベルを導入している。

■富士山噴火降灰対策における情報連絡の流れ



3 火山災害対策活動の実施

3－1 市民への広報・健康相談

市は、都および関係機関から火山灰による健康への影響等に関する情報を収集し、市民に広報する。また、状況に応じ健康相談窓口を開設し、市民からの健康に関する相談を受け付ける。

消防署は、関係機関と協力し、出火防止対策、降灰による健康被害防止、噴火警戒レベルに応じた安全情報の提供、その他必要な事項について広報活動を実施する。

3－2 火山灰の除去・収集および処理

(1) 除去、収集・運搬

宅地等における火山灰の収集は、原則として土地所有者または管理者が行うものとし、市は、宅地等に降った火山灰を運搬・処分する。

その他、宅地以外に降った火山灰の収集・運搬については、各施設管理者が行うものとする。

火山灰の除去・収集に当たっては、一般廃棄物とは別に行い、灰がまきあがらないよう散水などの対策を行うものとする。

(2) 処分

火山灰の処分の方法については、都や関係機関に確認した上で処分する。

また、収集した火山灰の一時的な置き場が必要となった場合は、市はオープンスペース等の確保を図る。

3－3 応急対策

(1) 水道・下水道の点検

東京都水道局および市下水道課は、火山灰による目詰まり等による施設機能への影響の有無を点検する。

(2) 避難・救援対策

降灰後の降雨により土砂災害の危険性が高くなる可能性があることから、市は、土砂災害警戒区域等について、関係機関と連携・協力して警戒巡視等を行う。

土砂災害が発生する危険性が高いと判断された場合は、避難指示または警戒区域を設定し、対象地域の住民を避難させる。

降灰による被害が発生した場合は、被災者の救助、医療救護活動を実施する。

(3) 応援協力・派遣要請

降灰により被害を受けまたは受けるおそれがある場合、市は関係機関と協力して応急対策にあたる。また、降灰による被害が発生し、人命または財産の保護のため必要であると認めた場合は、都に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。

(4) 交通規制および道路の復旧

降灰による被害発生時には、視界不良による衝突事故やスリップ事故等が急増することが予想されることから、適切な交通規制を実施する。

また、降灰により、道路、その他の道路施設が被害を受けた場合、道路管理者は、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

(5) 農業対策

降灰により、農作物および温室、ビニールハウス等の施設に被害を及ぼすおそれがある。

農作物に対する少量の降灰は、払い落とし、土壌の中和を図るなど当面の対策をとる一方、長期的には降灰に強い代替作物の選定、土壌の改良が必要となる。

関係機関は次の対策を実施する。

機 関 名	内 容
市	• 降灰予報やその他火山情報に注意し、状況に応じた指導 • 土壌改良の指導および代替作物の選定 • 降灰除去作業の指導 • 農協との連絡
都産業労働局	• 農家および農業団体の指導
関東農政局	• 降灰による農作物等の被害に対して、各種技術対策（土壌、農作物、施設等）を指導するとともに、被害の状況を把握しながら、市および都が実施する資金対策、復旧対策等の助成措置を行う。

第６章　他地域災害発生時の支援活動計画

第１節　目的

市域外において発生した大規模な地震災害・風水害・その他災害に対して、災害対策基本法第67条および自治体間の災害時応援協定または人道上の配慮から、市は、被災自治体に対して被災地支援、避難者の受入れ・支援等を実施する。

支援に当たっては、青梅市支援対策会議（仮称）により決定されるが、被災した地域の事情や要望を十分に調査した上で、実行可能な範囲で的確かつ効果的な支援を行うこととする。

また、支援の効果を有効に発揮させるためには、そのタイミングも重要な要素となり、緊急性が要求されるものについては、的確な時期に実施されるよう円滑な手続きが行われる体制が必要となるため、市は、支援活動計画を策定する。

なお、災害応援の活動体制は青梅市災害対策本部の組織を基本とし、事務分掌は災害対策に関わる事務分掌を準用する。

第２節　支援活動体制の整備

１　支援対策会議（仮称）の設置

被災自治体から支援の要請があった場合または支援の要請がなくとも被災の程度から災害応援が必要と思われる場合は、支援対策会議（仮称）を設置し、支援について協議を行う。

２　支援対策会議（仮称）の協議事項

支援対策会議の協議事項は、主に次のとおりである。

① 被災地からの支援（応援）要請の有無とその対応
② 関係機関からの支援（応援）要請の有無とその対応
③ 支援（応援）内容の決定
④ 支援（応援）要請が無い場合の処置や実施の方法
⑤ 支援（応援）を有効にするための的確な実施時期・手順等

第３節　各部における災害応援活動の実施

被災自治体から支援の要請があった場合または支援の要請がなくとも被災の程度から災害応援が必要と思われる場合は、各部は、実行可能な災害応援活動をそれぞれ検討する。

応急時に各部が行う支援の内容は、原則として市の「災害対策に関わる事務分掌」にもとづくものを主とするが、被災地の状況により有効と考えられる支援で、かつ、各部が実行可能なものがあれば、支援要請の有無にかかわらず、積極的に支援の実施を検討する。

復旧・復興時においては、被災自治体のマンパワー不足も大きな問題となり、行政事務処理のプロとして職員の人材派遣について、長期的に持続可能かつ継続的な支援対策を検討する。

また、各部の通常業務に支障の無い範囲で、市職員が積極的にボランティア活動に参加できるような配慮も必要であり、災害時等緊急時の無給休暇の付与等の制度の必要性も検討する。

1 災害情報の収集

支援対策会議（仮称）を設置することが必要な大規模な災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害応援活動を円滑に実施するため、市は、災害の発生状況について必要な情報を収集する。

特に被害の状況、被災者や各避難場所・避難所の状況、被災地で不足する物資や人材等の情報を収集するため、市は先遣隊を派遣し、報告にもとづき、効果的な支援を行うために何が必要かを分析する。

2 災害応援活動の準備

支援対策会議（仮称）の座長は、先遣隊の報告にもとづき、災害応援活動の準備を指示する。

また、災害応援活動に関係する各部および防災機関においては、速やかに災害応援活動が実施できるよう、普段からの対応が必要である。

3 職員の派遣

市長は、被災自治体の要請にもとづき、災害応急対策や被害復旧などの災害業務に従事させるため、職員の派遣をすることができる。

職員の人材派遣に当たっては、市長会等の広域行政体と調整の上、長期的に持続可能な方法についても検討し、継続的な支援を行うよう検討する。

また、各部の通常業務に支障の無い範囲で、市職員が積極的にボランティア活動に参加できるような配慮も必要であり、災害時等緊急時の無給休暇の付与等の制度の必要性について検討していく。

4 支援物資の確保･搬送

被災地において、災害用資機材、生活物資等が不足し、その調達が困難な場合、被災自治体の要請を受けて、必要な物資を収集・確保し、被災地に搬送する。

被災地に搬送する資機材、生活物資等については、市で保有する備蓄品等を流用して確保するものとするが、不足の場合は可能な範囲での調達も検討する。また、ボランティアセンターは、一般市民からの支援物資を受付け、これらを被災地で配給可能なように仕分け・梱包し、被災地に搬送する。

なお、応急時の水・食料の運搬等には緊急輸送道路や高速道路を優先的に通行する必要があり、これらの通行証等についても遅滞なく発行できるように手順等を検討しておく。

また、市が行う支援物資の確保・搬送活動に必要な搬送車両の提供や運転ボランティア等の協力を申出る民間企業・個人については、原則として市がこれらの受入れを行い、実施する活動の中に組み込むものとする。

ただし、国や東京都が支援物資の統括を開始している場合は、これに従うものとする。

5 行政事務の支援

災害時に需要が増大する行政事務等に従事させるため、被災自治体の要請を受けて、事務支援や職員の派遣を通して、被災自治体の行政事務の支援を行う。

また､行政情報ネットワーク等により行政データの安全な共有が可能な条件下であれば､データ処理等の一部の行政事務については、部分的に代行が可能である。市は、これらの行政事務について、可能な範囲で支援を行うものとする。

6 派遣従事者のメンタルケア等

被災地での支援業務は、通常の状態とは異なる状況下での作業となり、過度のストレス等が予想されることから、派遣従事者に対しては、継続的に体調やメンタル面での健康管理・保健指導を実施する。

7 災害応援活動の広報

市は、社会福祉協議会等の関係機関と協力して、被災地における応急活動・復旧状況や、市が実施する災害応援活動について広く市民に広報活動を実施する。

市が行う活動の広報に加え、市民が災害応援活動を行う場合のボランティア受入情報、物資受付情報、被災地で必要としている支援の状況等についても広報する。

8 災害廃棄物の受入れ等

災害時に、がれきや各避難場所・避難所のごみ等の災害廃棄物が大量に発生した場合は、被災地域では処理ができない場合がある。市は関係機関と連携し、これらのがれき等災害廃棄物について、可能な範囲での受入れを検討する。

9 被災者の生活支援

東日本大震災等の過去の災害経験を踏まえ、市内の福祉施設において、高齢者・障がい者などの被災者の受入れを行うとともに、市営住宅の提供や民間借家のあっせんを通して、被災者の生活の場の確保に努める。

併せて、生活福祉資金の貸付や生活用品の調達などの支援、子どもの教育支援、生活基盤となる就労支援等についても検討しておく必要がある。

また、被災地域の地域性や被災者のメンタルケアにも配慮した、被災者の受入れに対する市民の理解も得られるよう努めていく必要がある。

青梅市地域防災計画（令和６年度修正）

令和6年8月発行

編集・発行　青 梅 市 防 災 会 議
（青梅市防災会議事務局）
青梅市市民安全部防災課
（〒198-8701）東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1
電話0428（22）1111

青梅市地域防災計画

（令和６年度修正）

資　料　編

青 梅 市 防 災 会 議

目　次

第１部　総　則 5
第１章　地域防災計画の概要 5
【資料１-１-１】　青梅市防災会議条例 5
【資料１-１-２】　青梅市災害対策本部条例 7
【資料１-１-３】　被害想定 8
第２部　震災編 ＆ 第３部　風水害編 10
第１章　基本的責務と役割 10
第２章　市民と地域の防災力の向上 10
【資料２-２-１】　自主防災組織 10
【資料２-２-２】　協力を要請する団体 10
第３章　安全なまちづくりの実現 11
【資料２-３-１】　防火地域・準防火地域 11
【資料２-３-２】　公園等オープンスペース 11
【資料２-３-３】　市施設の現況 18
【資料２-３-４】　文化財施設の現況 24
【資料２-３-５】　土砂災害警戒区域 25
【資料２-３-６】　保安林等の現況 27
【資料２-３-７】　消防施設設置状況 28
第４章　安全な交通ネットワークおよびライフライン等の確保 29
【資料２-４-１】　市内緊急輸送道路 29
【資料２-４-２】　交通規制道路 30
【資料２-４-３】　市所有車 32
【資料２-４-４】　啓開作業等協力事業所 32
【資料２-４-５】　バス事業者 32
【資料２-４-６】　タクシー事業者 32
【資料２-４-７】　公共下水道施設の現況 32
第５章　災害活動体制の充実 33
【資料２-５-１】　青梅市の体制（災害対策本部および地区対策本部） 33
【資料２-５-２】　青梅消防署の体制 34
【資料２-５-３】　青梅市消防団の消防団員数および消防車両等 34
【資料２-５-４】　災害時応援協定 36
【資料２-５-５】　ヘリコプター運用 39
【資料２-５-６】　災害派遣部隊活動拠点 39
第６章　災害情報収集伝達体制の整備 40
【資料２-６-１】　防災行政無線 40
【資料２-６-２】　災害時優先電話 43
【資料２-６-３】　アマチュア無線 43

第７章　医療救護対策……44
【資料２-７-１】　災害拠点病院・災害拠点連携病院……44
【資料２-７-２】　市内医療機関……45
【資料２-７-３】　AED（自動体外式除細動器）設置場所……50
第８章　帰宅困難者対策……51
【資料２-８-１】　東京都帰宅困難者対策条例……51
第９章　避難者対策……54
【資料２-９-１】　指定緊急避難場所・指定避難所・二次避難所（福祉避難所）……54
【資料２-９-２】　青梅市避難行動要支援者の情報の提供等に関する条例……58
【資料２-９-３】　青梅市避難行動要支援者の情報の提供等に関する条例施行規則……60
【資料２-９-４】　浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設……63
第１０章　備蓄・供給・輸送対策……65
【資料２-１０-１】　備蓄物資……65
【資料２-１０-２】　応急給水の資器材……68
【資料２-１０-３】　上水道施設の現況……68
第１１章　生活再建対策……69
【資料２-１１-１】　し尿処理体制……69
【資料２-１１-２】　仮設トイレ備蓄数等……69
【資料２-１１-３】　収集車両……69
【資料２-１１-４】　災害救助法関係資料……70
【資料２-１１-５】　応急仮設住宅建設可能用地……81
【資料２-１１-６】　災害弔慰金条例……82
【資料２-１１-７】　災害見舞金条例……86
【資料２-１１-８】　資金貸付等……87
第４部　災害復興計画編……91
第５部　大規模災害・事故等対応計画編……91
第４章　放射性物質対策応急対応計画……91
【資料５-４-１】　食品中の放射性セシウム等の新基準値……91

第１部　総　則

第１章　地域防災計画の概要

【資料1-1-1】 青梅市防災会議条例

青梅市防災会議条例

昭和38年６月28日
条例第11号

改正 昭和44年6月21日条例第30号　昭和45年9月29日条例第30号
昭和57年3月20日条例第3号　平成12年3月10日条例第3号
平成16年6月21日条例第23号　平成23年10月12日条例第28号
平成25年3月29日条例第8号

（目的）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定にもとづき青梅市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務および組織を定めることを目的とする。
（所掌事務）
第２条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
（1）　青梅市地域防災計画を作成し、およびその実施を推進すること。
（2）　青梅市長（以下「市長」という。）の諮問に応じて青梅市（以下「市」という。）の地域にかかる防災に関する重要事項を審議すること。
（3）　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
（4）　前３号に掲げるもののほか、法律またはこれにもとづく政令によりその権限に属する事務
（会長および委員）
第３条　防災会議は、会長および委員をもつて組織する。
２　会長は、市長をもつて充てる。
３　会長は、会務を総理する。
４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
５　委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
（1）　指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
（2）　陸上自衛隊の隊員のうちから市長が委嘱する者
（3）　東京都の職員のうちから市長が委嘱する者
（4）　警視庁の警察官のうちから市長が委嘱する者
（5）　市の職員のうちから市長が指名する者
（6）　市の教育委員会の教育長
（7）　青梅市病院事業管理者
（8）　東京消防庁の消防吏員のうちから市長が委嘱する者および消防団長
（9）　指定公共機関、指定地方公共機関および公共的団体の役員または職員のうちから市長が委嘱する者
（10）　自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
６　前項の委員の総数は、40人以内とする。
７　第５項第９号および第10号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任することができる。
（専門委員）
第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、市の職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の役員または職員および学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、または任命する。
３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任するものとする。
（議事等）
第５条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。
付　則
この条例は、公布の日から施行する。
付　則（昭和44年６月21日条例第30号）
この条例は、公布の日から施行する。
付　則（昭和45年９月29日条例第30号）
この条例は、公布の日から施行する。
付　則（昭和57年３月20日条例第３号）
この条例は、昭和57年４月１日から施行する。
付　則（平成12年３月10日条例第３号）
この条例は、平成12年４月１日から施行する。
付　則（平成16年６月21日条例第23号抄）
（施行期日）
１　この条例は、平成 16 年 10 月１日から施行する。
付　則（平成23年10月12日条例第28号）
この条例は、公布の日から施行する。
付　則（平成25年３月29日条例第８号）
（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において第１条の規定による改正前の青梅市防災会議条例第３条第５項第１号から第４号まで、第８号および第９号に掲げる委員の職にあった者は、それぞれ第１条の規定による改正後の青梅市防災会議条例（以下「改正後の条例」という。）第３条第５項第１号から第４号まで、第８号および第９号の規定による委員とみなす。
３　前項の規定により改正後の条例第３条第５項第９号に掲げる委員とみなされた者および施行日から平成26年７月31日までの間に改正後の条例第３条第５項第10号に掲げる委員として委嘱する者の任期は、同条第７項の規定にかかわらず、同日までとする。

【資料1-1-2】 青梅市災害対策本部条例

災害対策本部条例

昭和38年６月28日
条例第12号

（目的）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の２第8項の規定にもとづき、青梅市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。
（本部の組織）
第２条　本部に本部長室および部を置く。
２　部に部長を置く。
３　本部長室および部に属すべき本部の職員は、青梅市規則で定める。
（職務）
第３条　災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
２　災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
３　部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。
４　災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
５　その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。
（雑則）
第４条　第２条および第３条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、青梅市規則で定める。
付　則
この条例は、公布の日から施行する。
付　則（平成25年３月29日条例第８号抄）
（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。

【資料1-1-3】 被害想定

資料：首都直下地震等による東京の被害想定報告書から抜粋

■人的被害 ［夜間人口 133,535 人／昼間人口 124,125 人］

項目				単位	立川断層帯地震（風速8m）		
					冬・早朝	冬・昼	冬・夕
人的被害	死者		計	（人）	91	52	78
			ゆれ建物被害	（人）	67	33	49
			屋内収容物	（人）	4	3	3
			急傾斜地崩壊	（人）	11	5	8
			火災	（人）	9	10	17
			ブロック塀等	（人）	0	0	1
			屋外落下物	（人）	0	0	0
	負傷者		計	（人）	960	791	870
			ゆれ建物被害	（人）	852	699	738
			屋内収容物	（人）	80	65	66
			急傾斜地崩壊	（人）	14	7	10
			火災	（人）	14	16	34
			ブロック塀等	（人）	1	5	22
			屋外落下物	（人）	0	0	0
		うち重傷者	計	（人）	116	95	113
			ゆれ建物被害	（人）	87	72	76
			屋内収容物	（人）	18	14	14
			急傾斜地崩壊	（人）	7	3	5
			火災	（人）	4	4	10
			ブロック塀等	（人）	0	2	8
			屋外落下物	（人）	0	0	0
要配慮者			死者数	（人）	56	32	47

■避難者および帰宅困難者数

項目		単位	立川断層帯地震（風速8m）		
			冬・早朝	冬・昼	冬・夕
避難者数		（人）	18,416	18,684	19,511
	うち避難所避難者	（人）	12,277	12,456	13,007
帰宅困難者数		（人）	－	10,665	10,665
都内滞留者数		（人）	－	117,823	117,823

■建物被害　［木造 36,101 棟／非木造 8,234 棟］

項目			単位	立川断層帯地震（風速8m）		
				冬・早朝	冬・昼	冬・夕
原因別建物全壊棟数		計	（棟）	1,297	1,297	1,297
		ゆれ	（棟）	1,168	1,168	1,168
		液状化	（棟）	2	2	2
		急傾斜地崩壊	（棟）	126	126	126
原因別建物半壊棟数		計	（棟）	3,333	3,333	3,333
		ゆれ	（棟）	3,028	3,028	3,028
		液状化	（棟）	16	16	16
		急傾斜地崩壊	（棟）	290	290	290
	うち、原因別建物大規模半壊棟数	計	（棟）	715	715	715
		ゆれ	（棟）	654	654	654
		液状化	（棟）	6	6	6
		急傾斜地崩壊	（棟）	55	55	55
火災	出火件数		（件）	4	6	9
	焼失棟数	倒壊建物を含む	（棟）	380	476	769
		倒壊建物を含まない	（棟）	370	463	748

■ライフライン被害

項目			単位	立川断層帯地震（風速8m）		
				冬・早朝	冬・昼	冬・夕
ライフライン	電力	停電率	（%）	7.3	7.7	8.6
	通信	不通率	（%）	1.1	1.4	2.1
	上水道	断水率	（%）	21.7		
	下水道	管きょ被害率	（%）	4.6		

■その他の被害

項目		単位	立川断層帯地震（風速8m）		
			冬・早朝	冬・昼	冬・夕
閉じ込めにつながり得るエレベーター	停止台数	（台）	32	32	33
自力脱出困難者	発生数	（人）	396	325	342

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合がある。
※冬・早朝は５時、冬・昼は12時、冬・夕は１８時

第２部　震災編 ＆ 第３部　風水害編

第１章　基本的責務と役割

市は、地震災害から多くの生命や財産を守るため、自助・共助・公助の考えにもとづき、防災対策の推進を図るものとする。

① 「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方
② 他人を助けることのできる市民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方
③ この二つの理念に立つ市民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことがかかせないという公助の考え方

第２章　市民と地域の防災力の向上

【資料2-2-1】 自主防災組織

名　　称	事 務 局 の 所 在 地	電 話	地区防災計画名
青梅地区防災対策委員会	上町 374　　青梅市民ｾﾝﾀｰ内	20-7150	青梅地区防災計画
長淵地区防災対策委員会	長淵 6-492-1　長淵市民ｾﾝﾀｰ内	22-3249	長淵地区防災計画
大門地区防災対策委員会	大門 2-288　　大門市民ｾﾝﾀｰ内	31-2251	大門地区防災計画
梅郷地区防災対策委員会	梅郷 3-749-1　梅郷市民ｾﾝﾀｰ内	76-0404	梅郷地区防災計画
三田地区自主防災対策委員会	沢井 2-682　　沢井市民ｾﾝﾀｰ内	78-8304	三田地区防災計画
小曾木地区自主防災組織連絡会	小曾木 3-1656-1 小曾木市民ｾﾝﾀｰ内	74-5332	小曾木地区防災計画
成木地区防災対策委員会	成木 4-644　　成木市民ｾﾝﾀｰ内	74-5204	成木地区防災計画
第八支会地区防災対策委員会	師岡町 3-9-6　東青梅市民ｾﾝﾀｰ内	24-8110	第八支会地区防災計画
新町末広町地区自主防災対策委員会	新町 4-17-1　　新町市民ｾﾝﾀｰ内	31-7337	新町末広町地区防災計画
河辺地区防災対策委員会	河辺町 6-18-1　河辺市民ｾﾝﾀｰ内	22-4885	河辺地区防災計画
第 11 支会地区防災対策委員会	今井 2-908-1　　今井市民ｾﾝﾀｰ内	31-8600	第 11 支会地区防災計画

（注）　自治会連合会事務局は、市民安全部市民活動推進課にある。

【資料2-2-2】 協力を要請する団体

名　　称	組織数	事務局または関係部課	備　　考
西東京農業協同組合	1	地域経済部農林水産課	
青梅商工会議所	1	地域経済部商工業振興課	
東京都森林組合	1	地域経済部農林水産課	事務所は日の出町
青梅織物工業協同組合	1	地域経済部商工業振興課	
青梅市環境美化委員連合会	11	環境部清掃リサイクル課	

第３章　安全なまちづくりの実現

【資料2-3-1】 防火地域・準防火地域

1 指定基準

都市計画における防火地域および準防火地域の指定は、市街地における火災の危険を防除するため、以下の基準にもとづき指定している。

1　防火地域－－－－原則として容積率 400%以上の区域

2　準防火地域－－－原則として建ぺい率 50%以上の区域

2 指定状況

	用途地域面積 (ha)	防 火 地 域		準防火地域	
		(ha)	割合(%)	(ha)	割合(%)
市街化区域合計	2,233.3	26.5	1.2	1,416.5	63.4

【資料2-3-2】 公園等オープンスペース

（令和６年４月現在）

1 現況

区分		青　梅	長　淵	大　門	梅　郷	沢　井	小曾木
都市公園	数	8	17	22	7	2	
	面積(㎡)	316,750.71	10,626.51	68,531.31	6,092.10	1,681.77	
児童遊園	数	8	9	4	5	4	7
	面積(㎡)	7,566.78	5,779.44	3,642.30	2,433.62	2,938.19	6,123.32
運動広場	数	6	11	13	8	7	8
	面積(㎡)	9,461.32	25,274.53	41,344.89	10,852.09	19,108.68	18,945.18
運動場等	数	1	1	1			1
	面積(㎡)	15,000.00	10,215.50	9,500.00			9,584.00

区分		成　木	東青梅	新　町	河　辺	今井	計
都市公園	数		12	18	7	10	103
	面積(㎡)		31,010.90	88,340.39	75,719.30	7,258.16	606,011.15
児童遊園	数	4	4	1	1	4	51
	面積(㎡)	2,464.67	4,345.05	871.13	804.54	3,583.70	40,552.74
運動広場	数	4	4	2	1	6	70
	面積(㎡)	8,340.31	8,321.76	3,666.57	1,018.00	14,841.28	161,174.61
運動場等	数				2	1	7
	面積(㎡)				40,667.00	15,550.00	100,516.50

※運動公園・運動場等において一部重複する箇所がある。

２ 都市公園

青梅地区		所　在　地	面積(㎡)	避難場所等指定状況
1	神宮前公園	勝沼 3-142	1,313.00	
2	永山公園	本町 217	251,077.00	
3	七兵衛公園	裏宿町 804	1,120.00	
4	天ヶ瀬公園	天ヶ瀬町 1111-1	2,058.00	
5	釜の淵公園	大柳町 1392	59,793.31	
6	大柳公園	大柳町 1582-10	229.33	
7	宮ノ平駅前広場	日向和田 2-154-16	637.41	
8	浜矢場公園	日向和田 3-495-4	522.66	
長淵地区		**所　在　地**	**面積(㎡)**	**避難場所等指定状況**
1	金丘公園	友田町 5-518-7	536.93	
2	下長淵公園	長淵 1-36-15	532.00	
3	湯本緑地	長淵 1-973-1	311.50	
4	鳶巣川公園	長淵 2-724-8	244.93	
5	須高公園	長淵 2-765-3	238.40	
6	下長淵緑地	長淵 3-119-8	833.87	
7	寺改戸公園	長淵 3-285-1	1,330.62	
8	品竹公園	長淵 5-617-7	236.50	
9	若御子第２緑地	長淵 6-437-10	365.58	
10	若御子緑地	長淵 7-372-24	1,025.00	
11	小山公園	長淵 8-170-3	315.86	
12	駒木町山根公園	駒木町 2-183-23	516.88	
13	平林公園	千ヶ瀬町 1-7-4	190.83	
14	東平公園	千ヶ瀬町 2-164-26	271.41	
15	南平緑地	千ヶ瀬町 3-510	3,063.03	
16	田端公園	千ヶ瀬町 6-788	296.00	
17	品竹西公園	長淵 5-624-11	317.17	
大門地区		**所　在　地**	**面積(㎡)**	**避難場所等指定状況**
1	小ヶ谷戸公園	吹上 285-11	186.27	
2	吹上しょうぶ公園	吹上 425	20,761.18	
3	檜街道公園	野上町 1-130-5	260.09	
4	鳥井戸公園	野上町 3-11	2,617.00	
5	古井戸公園	野上町 4-11	2,475.00	
6	霞下南公園	大門 1-389-18	184.10	
7	霞下公園	大門 1-448-19	116.80	
8	大門西公園	大門 1-607-5	186.50	
9	塚の上公園	大門 3-19	2,199.05	
10	大門中原公園	大門 3-25	2,197.31	
11	塚の上南公園	大門 3-5	2,493.96	
12	下前公園	塩船 15-5	144.53	
13	西浦公園	今寺 1-816-30	362.00	
14	神明原公園	今寺 3-456-7	207.37	
15	今寺中原公園	今寺 4-9	2,266.05	
16	東原緑地	今寺 4-16-13	208.00	
17	二本木公園	今寺 4-20	2,197.72	
18	東原公園	今寺 5-11	27,866.10	避難場所
19	上開戸公園	大門 1-783-2	789.44	
20	常盤樹平公園	今寺 2-500-11	285.20	
21	神明原西公園	今寺 3-363-3	266.08	
22	常盤樹平東公園	今寺 2-473-9	261.56	

梅郷地区		所　在　地	面積(㎡)	避難場所等指定状況
1	畑中公園	畑中 2-557-1	2,143.47	
2	畑中戸田山公園	畑中 3-898-2	1,378.11	
3	下和田公園	和田町 2-146-43	218.48	
4	杉平公園	梅郷 1-205-11	192.01	
5	的場公園	梅郷 3-836-1	577.86	
6	下目ノ内公園	梅郷 6-1249-8	1,206.47	
7	柚木木下公園	柚木町 2-449-3	375.70	
沢井地区		**所　在　地**	**面積(㎡)**	**避難場所等指定状況**
1	石神前駅前広場	二俣尾 1-201-4	1,085.77	
2	沢井駅前広場	沢井 2-833-4	596.00	
東青梅地区		**所　在　地**	**面積(㎡)**	**避難場所等指定状況**
1	大塚前公園	東青梅 1-10-7	841.00	
2	大塚山公園	東青梅 2-8-14	12,800.00	
3	六万公園	東青梅 3-6-14	1,323.00	
4	中原公園	東青梅 4-20-1	1,987.00	
5	早道公園	東青梅 5-17-5	4,958.00	
6	城前公園	東青梅 6-11-5	3,803.00	
7	後沢公園	根ヶ布 2-237-598	497.34	
8	谷津公園	根ヶ布 2-1370-137	212.99	
9	筑間公園	師岡町 1-125-32	556.15	
10	馬場公園	師岡町 2-2-1	298.42	
11	道間公園	師岡町 3-7	2,181.00	
12	株樹公園	師岡町 4-3	1,553.00	
新町地区		**所　在　地**	**面積(㎡)**	**避難場所等指定状況**
1	鈴法寺公園	新町 1-22-18	907.56	
2	大山公園	新町 1-39-17	1,609.39	
3	蔵屋敷公園	新町 2-6	2,267.00	
4	桜株広場	新町 2-21-1	360.19	
5	大井戸公園	新町 2-27	7,629.00	
6	新町南公園	新町 3-13	2,465.00	
7	植木内公園	新町 3-36	3,100.00	
8	南植木外公園	新町 4-13	2,200.00	
9	桜株公園	新町 5-13-18	2,423.00	
10	富士塚公園	新町 5-22	7,662.00	
11	西間原公園	新町 5-42	2,303.49	
12	新田山公園	新町 7-33	37,000.00	避難場所
13	伝馬街道緑地	新町 7-63-4	171.36	
14	平松緑地	新町 8-11-21	14,073.67	
15	新町中原公園	新町 9-2015-18	227.00	
16	新町中原南公園	新町 9-2016-9	1,205.88	
17	新町中原緑地	新町 9-2031-4	335.85	
18	末広公園	末広町 2-4	2,400.00	
河辺地区		**所　在　地**	**面積(㎡)**	**避難場所等指定状況**
1	下久保公園	河辺町 4-6	1,965.00	
2	中先戸公園	河辺町 4-22	3,598.00	
3	速川公園	河辺町 5-19	1,737.00	
4	南白はけ公園	河辺町 6-11	1,177.00	
5	白はけ公園	河辺町 6-7	3,022.00	
6	梨の木公園	河辺町 6-24	2,314.00	
7	わかぐさ公園	河辺町 8-14-3	61,906.30	避難場所

今井地区		所　在　地	面積(㎡)	避難場所等指定状況
1	矢端公園	藤橋 2-27-43	233.10	
2	城ヶ崎東公園	藤橋 2-83-28	235.71	
3	城ヶ崎公園	藤橋 2-92	142.00	
4	細道公園	藤橋 3-15	2,654.90	
5	城の腰西公園	今井 1-382-2	411.88	
6	城の腰公園	今井 1-572-2	509.25	
7	原今井公園	今井 2-817-6	225.25	
8	七日市場公園	今井 2-1013-17	103.78	
9	水窪公園	今井 3-22	2,507.72	
10	藤橋二本木公園	藤橋 2-602-4	234.57	
合　　計		103か所	606,011.15	

3 児童遊園

青梅地区		所　在　地	面積(㎡)	避難場所等指定状況
1	勝沼２丁目児童遊園	勝沼 2-428-1	373.31	
2	勝沼３丁目児童遊園	勝沼 3-107-2	484.25	
3	西分町３丁目児童遊園	西分町 3-77-3	616.37	
4	森下児童遊園	森下町 555	556.64	
5	滝ノ上児童遊園	滝ノ上町 1291-1	634.39	
6	大柳児童遊園	大柳町 1452-1	806.00	
7	日向和田２丁目児童遊園	日向和田 2-374-7	2,207.82	避難場所
8	日向和田３丁目児童遊園	日向和田 3-476-1	1,888.00	
長淵地区		所　在　地	面積(㎡)	避難場所等指定状況
1	友田町１丁目児童遊園	友田町 1-1033-1	894.68	
2	中丸台児童遊園	友田町 2-684	1,095.00	
3	友田町３丁目児童遊園	友田町 3-154-2	495.07	
4	友田町５丁目児童遊園	友田町 5-566-1	1,272.00	
5	長淵鹿島児童遊園	長淵 2-519	347.61	
6	長淵３丁目児童遊園	長淵 3-301-4	362.91	
7	長淵７丁目児童遊園	長淵 7-307-1	218.29	
8	駒木町１丁目児童遊園	駒木町 1-844-1	502.81	
9	千ヶ瀬児童遊園	千ヶ瀬町 5-537-1	591.07	
大門地区		所　在　地	面積(㎡)	避難場所等指定状況
1	野上児童遊園	野上町 1-35	706.90	
2	大門稲荷下児童遊園	大門 1-405-1	1,315.00	
3	谷野児童遊園	谷野 134-1	608.00	
4	木野下中央児童遊園	木野下 1-152-2	1,012.40	
梅郷地区		所　在　地	面積(㎡)	避難場所等指定状況
1	和田児童遊園	和田町 2-425	514.96	
2	梅郷児童遊園	梅郷 2-399-1	543.04	
3	梅郷八幡児童遊園	梅郷 6-1221-1	499.47	
4	柚木町１丁目児童遊園	柚木町 1-98-4	476.89	
5	柚木町３丁目児童遊園	柚木町 3-521-1	399.26	
沢井地区		所　在　地	面積(㎡)	避難場所等指定状況
1	二俣尾１丁目児童遊園	二俣尾 1-199-1	1,183.61	
2	二俣尾３丁目児童遊園	二俣尾 3-801	866.00	
3	沢井２丁目児童遊園	沢井 2-902-1	404.59	
4	御岳本町児童遊園	御岳本町 167-1	483.99	避難場所

小曾木地区		所　在　地	面積(㎡)	避難場所等指定状況
1	富岡１丁目児童遊園	富岡 1-214-1	559.00	
2	富岡２丁目児童遊園	富岡 2-667-1	1,090.00	
3	小曾木１丁目児童遊園	小曾木 1-3349	1,580.00	
4	小曾木４丁目児童遊園	小曾木 4-2560-1	998.00	
5	小曾木５丁目児童遊園	小曾木 5-3061	600.32	
6	黒沢１丁目児童遊園	黒沢 1-541-1	433.00	
7	黒沢２丁目児童遊園	黒沢 2-990	863.00	
成木地区		**所　在　地**	**面積(㎡)**	**避難場所等指定状況**
1	成木１丁目児童遊園	成木 1-288	733.00	
2	成木２丁目児童遊園	成木 2-592-4	509.00	
3	成木３丁目児童遊園	成木 3-271-2	855.00	
4	成木５丁目児童遊園	成木 5-1323	367.67	
東青梅地区		**所　在　地**	**面積(㎡)**	**避難場所等指定状況**
1	根ヶ布１丁目児童遊園	根ヶ布 1-589-1	1,216.00	
2	根ヶ布２丁目児童遊園	根ヶ布 2-237-548	768.00	
3	師岡町１丁目児童遊園	師岡町 1-288-1	1,633.80	
4	師岡町２丁目児童遊園	師岡町 2-395-3	727.25	
新町地区		**所　在　地**	**面積(㎡)**	**避難場所等指定状況**
1	新町東児童遊園	新町 9-2050-3	871.13	
河辺地区		**所　在　地**	**面積(㎡)**	**避難場所等指定状況**
1	河辺春日児童遊園	河辺町 3-1066-1	804.54	
今井地区		**所　在　地**	**面積(㎡)**	**避難場所等指定状況**
1	藤橋２丁目児童遊園	藤橋 2-531-2	803.00	
2	今井浮島児童遊園	今井 1-113	1,602.12	
3	今井児童遊園	今井 2-1045	501.58	
4	今井堀の内児童遊園	今井 2-874-1	677.00	
合　　計		**51 か所**	40,552.74	

4 運動広場

青梅地区		所　在　地	面積(㎡)	避難場所等指定状況
1	勝沼１丁目中	勝沼 1-45-１	233.55	
2	勝沼２丁目	勝沼 2-160-1	1,517.59	
3	西分町１丁目	西分町 1-111-1	190.54	
4	住江町	住江町 42-2	837.64	
5	裏宿	裏宿町 893	584.22	
6	天ヶ瀬	天ヶ瀬町 1,111-1	6,097.78	避難場所
長淵地区		**所　在　地**	**面積(㎡)**	**避難場所等指定状況**
1	友田町中央	友田町 2-176-2	6,627.97	
2	友田自治会館	友田町 4-106	500.00	
3	長淵２丁目	長淵 2-519	1,081.31	
4	長淵３丁目	長淵 3-285-3	1,960.00	
5	長淵８丁目	長淵 8-127-1	1,792.00	
6	上長淵小山	長淵 8-158-1	790.00	
7	大荷田	長淵 9-1,018-1	7,563.48	
8	駒木町１丁目	駒木町 1-9-1	1,821.00	
9	千ヶ瀬町２丁目	千ヶ瀬町 2-122-15	388.91	
10	千ヶ瀬町３丁目	千ヶ瀬町 3-551-1	1,189.92	
11	千ヶ瀬町４丁目	千ヶ瀬町 4-375-1	1,559.94	

大門地区		所　在　地	面積(㎡)	避難場所等指定状況
1	大門第１	塩船 1	2,337.00	
2	塩船	塩船 210	1,200.00	
3	野上町１丁目	野上町 1-35-3	4,991.00	
4	野上町２丁目	野上町 2-222	6,539.27	応急仮設住宅建設可能用地
5	大門第２	大門 1-367-1	2,091.55	
6	大門３丁目	大門 3-14	4,226.14	
7	大門中原	大門 3-21-2	1,254.00	
8	吹上天平	吹上 44-1	1,856.00	
9	吹上	吹上 214-3	3,841.00	
10	木野下１丁目	木野下 1-11	1,476.00	
11	谷野	木野下 2-235-1	766.90	
12	今寺４丁目	今寺 4-10	8,754.03	
13	今寺１丁目	今寺 1-542-5	2,012.00	
梅郷地区		**所　在　地**	**面積(㎡)**	**避難場所等指定状況**
1	畑中総合	畑中 2-252-1	1,658.00	
2	和田町	和田町 2-422-1	1,693.71	避難場所
3	梅郷１・２丁目	梅郷 1-203-3	1,701.56	
4	梅郷５丁目	梅郷 5-1,081-1	926.10	
5	梅郷６丁目	梅郷 6-1,248-1	1,441.00	
6	柚木町１丁目	柚木町 1-240-12	661.00	
7	柚木町	柚木町 2-313-1	1,655.72	避難場所
8	柚木町３丁目	柚木町 3-521-4	1,115.00	
沢井地区		**所　在　地**	**面積(㎡)**	**避難場所等指定状況**
1	二俣尾２丁目	二俣尾 2-387-1	1,306.00	
2	二俣尾５丁目第２	二俣尾 5-164	1,345.87	避難場所
3	二俣尾５丁目南	二俣尾 5-1,262-1	1,070.00	
4	沢井市民センター	沢井 2-727-1	4,987.00	
5	御岳	御岳 1-115	7,337.17	避難場所
6	御岳２丁目	御岳 2-295-イ	571.00	
7	御岳本町	御岳本町 224-3	2,491.64	避難場所
小曾木地区		**所　在　地**	**面積(㎡)**	**避難場所等指定状況**
1	富岡３丁目	富岡 3-1,168	1,862.49	避難場所
2	小曾木２丁目	小會木 2-633	4,297.33	避難場所
3	小曾木市民センター	小會木 3-1,656-1	4,023.17	
4	小曾木５丁目	小會木 5-2,977	2,496.67	
5	黒沢１丁目	黒沢 1-17-1	1,812.00	
6	黒沢１丁目第２	黒沢 1-483-1	1,385.52	
7	黒沢中央	黒沢 2-991-1	1,260.00	避難場所
8	黒沢３丁目第２	黒沢 3-1,820-1	1,808.00	
成木地区		**所　在　地**	**面積(㎡)**	**避難場所等指定状況**
1	成木２丁目	成木 2-161	4,846.94	
2	成木６丁目	成木 6-287	1,088.97	
3	成木７丁目	成木 7-828-6	1,810.40	
4	成木８丁目	成木 8-422-2	594.00	

東青梅地区		所　在　地	面積(㎡)	避難場所等指定状況
1	早道	東青梅 5-17-5	3,260.25	
2	城前	東青梅 6-11-5	3,042.00	
3	根ヶ布１丁目	根ヶ布 1-401	879.82	
4	分教場跡	師岡町 1-1301-1	1,139.69	
新町地区		**所　在　地**	**面積(㎡)**	**避難場所等指定状況**
1	新町第１	新町 1-32-17	2,066.07	
2	新町第５	新町 5-17-6	1,600.50	
河辺地区		**所　在　地**	**面積(㎡)**	**避難場所等指定状況**
1	河辺町６丁目	河辺町 6-17-12	1,018.00	
今井地区		**所　在　地**	**面積(㎡)**	**避難場所等指定状況**
1	藤橋２丁目	藤橋 2-562-2	6,243.20	
2	今井柳田	今井 1-628-1	1,330.34	
3	今井２丁目	今井 2-784-1	1,675.00	
4	今井七日市場	今井 2-1,093-1	960.09	
5	今井総合	今井 2-1,083-1	3,084.99	
6	今井３丁目	今井 3-9-10	1,547.66	
合　　計		**70 か所**	161,174.61	

５ 運動場等(グラウンド･広場)

施設名		所　在　地	面積(㎡)	避難場所等指定状況
1	永山公園総合運動場	本町 217（グラウンド）	15,000.00	避難場所
2	市民球技場	河辺町 1-872-1 先	33,533.00	
3	わかぐさ公園野球場	河辺町 8-14-3	7,134.00	
4	ちがむら球技場	小曾木 3-2,166	9,584.00	
5	東原公園球技場	今寺 5-11	9,500.00	応急仮設住宅建設可能用地
6	友田レクリエーション広場	友田町 5-340	10,215.50	
7	青梅スタジアム	今井 5-2,348-1	15,550.00	災害派遣部隊活動拠点
合　　計		**7 か所**	100,516.50	

【資料2-3-3】 市施設の現況

本庁舎（災害対策本部）		所在地	構造区分	階数	延床面積（㎡）
1	庁舎(青梅市役所)	東青梅 1-11-1	ＳＲＣ造	7 階 地下 1 階	22,098
市民センター（地区対策本部）		**所在地**	**構造区分**	**階数**	**延床面積（㎡）**
1	文化交流センター 青梅市民センター	上町 374	鉄骨造 (一部 RC 造)	4 階 地下 1 階	3119.17
2	天ヶ瀬体育館(青梅市民センター)	天ヶ瀬町 1111-1	鉄骨造	1 階	1,459
3	長淵市民センター	長淵 6-492-1	ＲＣ造	2 階	726
4	長淵市民センター付属体育館	長淵 6-492-1	鉄骨造	1 階	612
5	大門市民センター	大門 2-288	ＲＣ造	3 階	809
6	大門市民センター付属体育館	大門 2-288	鉄骨造	1 階	630
7	梅郷市民センター	梅郷 3-749-1	ＲＣ造	2 階	610
8	梅郷市民センター付属体育館	梅郷 3-749-1	鉄骨造	1 階	618
9	沢井市民センター	沢井 2-682	ＲＣ造	2 階	608
10	沢井市民センター付属体育館	沢井 2-682	鉄骨造	1 階	822
11	沢井市民センター多目的室	沢井 2-727-1	ＲＣ造	3 階のみ	544
12	小曾木市民センター	小曾木 3-1656-1	ＲＣ造	2 階	617
13	小曾木市民センター付属体育館	小曾木 3-1656-1	鉄骨造	1 階	696
14	成木市民センター	成木 4-644	ＲＣ造	1 階	617
15	成木市民センター付属体育館	成木 4-644	鉄骨造	1 階	698
16	東青梅市民センター	師岡町 3-9-6	ＲＣ造	2 階	734
17	東青梅市民センター付属体育館	師岡町 3-9-6	鉄骨造	1 階	869
18	新町市民センター	新町 4-17-1	ＲＣ造	2 階	760
19	新町市民センター付属体育館	新町 4-17-1	鉄骨造	1 階	907
20	河辺市民センター	河辺町 6-18-1	ＲＣ造	2 階	760
21	河辺市民センター付属体育館	河辺町 6-18-1	鉄骨造	1 階	923
22	今井市民センター	今井 2-908-1	ＲＣ造	2 階	775
23	今井市民センター付属体育館	今井 2-908-1	鉄骨造	1 階	898

医療施設		所在地	構造区分	階数	延床面積（㎡）
1	総合医療センター	東青梅 4-16-5	鉄骨造	8 階	32,291
2	救命救急センター	東青梅 4-16-5	ＲＣ造	6 階	18,064
3	ＰＥＴ・ＲＩセンター	東青梅 4-16-5	鉄骨造	1 階	320
4	健康センター	東青梅 1-174-1	ＲＣ造	3 階	2,380
5	梅郷診療所	梅郷 3-755-1	ＲＣ造	1 階	154
6	沢井診療所	沢井 2-850-3	ＲＣ造	1 階	161
7	小曾木診療所	小曾木 4-2787-3	ＲＣ造	1 階	162
8	休日夜間診療所	東青梅 1-167-1	鉄骨造	1 階	250

学校施設（小学校）		所在地	構造区分	階数	延床面積（㎡）
1	第一小学校校舎	本町 223	ＲＣ造	4 階	6,303
2	第一小学校体育館	本町 223	鉄骨造	2 階	1,202
3	第二小学校校舎	長淵 4-437	ＲＣ造	3 階	7,737
4	第二小学校体育館	長淵 4-437	ＲＣ造	4 階	1,826
5	第三小学校校舎	大門 2-317	ＲＣ造	3 階	5,810
6	第三小学校体育館	大門 2-317	ＲＣ造	2 階	991
7	第四小学校校舎	東青梅 6-1-1	ＲＣ造	4 階	6,873
8	第四小学校体育館	東青梅 6-1-1	鉄骨造	2 階	952
9	第五小学校校舎	梅郷 3-765-1	ＲＣ造	4 階	6,067
10	第五小学校体育館	梅郷 3-765-1	鉄骨造	2 階	930
11	第六小学校校舎	二俣尾 3-903-1	ＲＣ造	4 階	4,809

学校施設（小学校）		所在地	構造区分	階数	延床面積（㎡）
12	第六小学校体育館	二俣尾 3-903-1	鉄骨造	2 階	897
13	第七小学校校舎	小曾木 3-1880-1	ＲＣ造	3 階	4,051
14	第七小学校体育館	小曾木 3-1880-1	鉄骨造	2 階	1,135
15	成木小学校校舎	成木 3-423-1	ＲＣ造	3 階	3,318
16	成木小学校体育館	成木 3-423-1	鉄骨造	2 階	1,085
17	河辺小学校校舎	河辺町 5-24	ＲＣ造	4 階	6,897
18	河辺小学校体育館	河辺町 5-24	鉄骨造	2 階	748
19	新町小学校校舎	新町 5-21-1	ＲＣ造	4 階	6,193
20	新町小学校体育館	新町 5-21-1	鉄骨造	2 階	725
21	霞台小学校校舎	新町 1-35-1	ＲＣ造	3 階	6,660
22	霞台小学校体育館	新町 1-35-1	鉄骨造	2 階	721
23	友田小学校校舎	友田町 5-332	ＲＣ造	3 階	4,583
24	友田小学校体育館	友田町 5-332	鉄骨造	2 階	849
25	今井小学校校舎	今井 2-947-1	ＲＣ造	3 階	5,857
26	今井小学校体育館	今井 2-947-1	鉄骨造	2 階	996
27	若草小学校校舎	新町 1-15-1	ＲＣ造	3 階	6,312
28	若草小学校体育館	新町 1-15-1	鉄骨造	2 階	1,034
29	藤橋小学校校舎	藤橋 3-13-1	ＲＣ造	4 階	5,031
30	藤橋小学校体育館	藤橋 3-13-1	鉄骨造	2 階	936
31	吹上小学校校舎	吹上 176-1	ＲＣ造	3 階	4,994
32	吹上小学校体育館	吹上 176-1	鉄骨造	2 階	1,051

学校施設（中学校）		所在地	構造区分	階数	延床面積（㎡）
1	第一中学校校舎	裏宿町 615	ＲＣ造	4 階	6,925
2	第一中学校体育館	裏宿町 615	鉄骨造	2 階	1,166
3	第一中学校格技棟	裏宿町 615	ＲＣ造	3 階	1,144
4	第二中学校校舎	千ヶ瀬町 2-155	ＲＣ造	4 階	8,140
5	第二中学校体育館	千ヶ瀬町 2-155	ＲＣ造	3 階	1,363
6	第三中学校校舎	大門 2-301	ＲＣ造	3 階	7,175
7	第三中学校体育館	大門 2-301	鉄骨造	2 階	1,142
8	西中学校校舎	梅郷 6-1460-1	ＲＣ造	4 階	6,307
9	西中学校体育館	梅郷 6-1460-1	鉄骨造	2 階	1,027
10	第六中学校校舎	小曾木 4-2040	ＲＣ造	4 階	4,526
11	第六中学校体育館	小曾木 4-2040	鉄骨造	2 階	900
12	第七中学校校舎	成木 4-544-2	ＲＣ造	4 階	3,670
13	第七中学校体育館	成木 4-544-2	鉄骨造	2 階	812
14	霞台中学校校舎	師岡町 4-6-1	ＲＣ造	4 階	6,718
15	霞台中学校体育館	師岡町 4-6-1	鉄骨造	2 階	1,035
16	吹上中学校校舎	吹上 1	ＲＣ造	4 階	6,585
17	吹上中学校体育館	吹上 1	鉄骨造	2 階	996
18	新町中学校校舎	新町 5-20-1	ＲＣ造	3 階	7,065
19	新町中学校体育館	新町 5-20-1	鉄骨造	2 階	1,120
20	泉中学校校舎	新町 1-37	ＲＣ造	3 階	7,544
21	泉中学校体育館	新町 1-37	鉄骨造	2 階	1,055

福祉施設		所在地	構造区分	階数	延床面積（㎡）
1	福祉センター	東青梅 1-177-3	ＲＣ造	4 階	6,830
2	子育て支援センター	新町 2-21-9	ＲＣ造	1 階	560
3	障がい者サポートセンター	大門 2-261-1	ＲＣ造	2 階	1,117
4	自立センター就労棟	今井 5-2434	ＲＣ造	3 階	1,767
5	自立センター生活棟	今井 5-2434	ＲＣ造	2 階	1,524
6	障がい者利用施設	大門 2-261-1	ＲＣ造	2 階	153

福祉施設		所在地	構造区分	階数	延床面積（㎡）
7	第二学童保育所	長淵 4-437	プレハブ造	2 階	280
8	成木学童保育所	成木 3-423-1	プレハブ造	1 階	65
9	新町学童保育所	新町 5-7-16	プレハブ造	1 階	440
10	新町第 2 学童保育所	新町 5-7-15	プレハブ造	2 階	232
11	千ヶ瀬学童保育所	千ヶ瀬町 2-262-13	プレハブ造	1 階	351
12	大門学童保育所	大門 1-364-1	プレハブ造	1 階	413

文化施設		所在地	構造区分	階数	延床面積（㎡）
1	美術館	滝ノ上町 1346-1	ＲＣ造	2 階	1,674
2	郷土博物館	駒木町 1-684	ＲＣ造	2 階	786
3	収蔵庫	駒木町 1-684	ＲＣ造	2 階	675
4	御岳山ふれあいセンター	御岳山 38-2	鉄骨造	2 階	414
5	吉川英治記念館（母屋）	柚木町 1-101-1	木造	3 階	457.2
6	吉川英治記念館（記念館）	柚木町 1-101-1	ＲＣ造	2 階	613.68

公園施設		所在地	構造区分	階数	延床面積（㎡）
1	交通公園管理棟	大門 3-14-3	鉄骨造	2 階	540
2	わかぐさ公園管理棟	河辺町 8-14-3	木造	1 階	62
3	新田山公園管理棟	新町 7-33	木造	2 階	158
4	吹上しょうぶ公園管理棟	吹上 425	木造	1 階	66
5	花木園管理棟	小曾木 4-2615-1	ＲＣ造	1 階	99
6	梅の公園管理棟	梅郷 4-527	木造	1 階	41

下水道施設		所在地	構造区分	階数	延床面積（㎡）
1	日向和田第１中継ポンプ場	日向和田 3-476-6	ＲＣ造	2 階	437
2	日向和田第２中継ポンプ場	日向和田 1-252	ＲＣ造	3 階	980
3	大柳中継ポンプ場	大柳町 1391	ＲＣ造	2 階	306
4	長淵第１中継ポンプ場	長淵 7-359-2	ＲＣ造	1 階	99
5	長淵第２中継ポンプ場	長淵 3-121-2	ＲＣ造	2 階	348
6	友田中継ポンプ場	友田町 1-891	ＲＣ造	2 階	374
7	千ヶ瀬中継ポンプ場	千ヶ瀬町 6-904-5	ＲＣ造	1 階	157
8	畑中第１中継ポンプ場	畑中 3-695	ＲＣ造	1 階	117
9	畑中第２中継ポンプ場	畑中 2-179-1	ＲＣ造	1 階	87
10	和田第１中継ポンプ場	和田町 2-148-6	ＲＣ造	2 階	141
11	和田第２中継ポンプ場	和田町 1-62-1	ＲＣ造	2 階	204
12	梅郷第１中継ポンプ場	梅郷 5-1044-1	ＲＣ造	2 階	181
13	梅郷第２中継ポンプ場	梅郷 3-850-1	ＲＣ造	1 階	101
14	柚木第１中継ポンプ場	柚木町 2-466-1	ＲＣ造	2 階	343
15	柚木第２中継ポンプ場	柚木町 1-193-38	ＲＣ造	2 階	368
16	二俣尾第１中継ポンプ場	二俣尾 5-1255-8	ＲＣ造	3 階	329
17	二俣尾第２中継ポンプ場	二俣尾 2-324	ＲＣ造	3 階	319
18	富岡中継ポンプ場	富岡 1-214-6	ＲＣ造	2 階	810
19	河辺中継ポンプ場	河辺町 1-871-1	ＲＣ造	2 階	122
20	北部中継ポンプ場	今井 2-772	ＲＣ造	4 階	1,239

環境施設		所在地	構造区分	階数	延床面積（㎡）
1	リサイクルセンター破砕棟	新町 6-9-1	鉄骨造	2 階	2,373
2	リサイクルセンター資源棟	新町 6-9-1	鉄骨造	2 階	1,602
3	リサイクルセンター管理棟	新町 6-9-1	鉄骨造	2 階	459
4	リサイクルショップ	新町 6-9-1	鉄骨造	1 階	173

市営住宅		所在地	戸数	構造区分	階数	延床面積（㎡）
1	青梅市営裏宿住宅	裏宿町 711-1	50 戸	ＲＣ造	5 階	3,441
2	青梅市営日向和田住宅	日向和田 1-253	32 戸	ＲＣ造	3 階	2,100
3	青梅市営友田住宅	友田町 5-299	24 戸	ＲＣ造	3 階	1,625
4	青梅市営千ヶ瀬町第１住宅	千ヶ瀬町 1-44-5	12 戸	ＲＣ造	2 階	1,026
5	青梅市営千ヶ瀬町第２住宅	千ヶ瀬町 1-25-1	20 戸	その他	2 階	864
6	青梅市営千ヶ瀬町第３住宅	千ヶ瀬町 1-105	32 戸	ＲＣ造	4 階	1,486
7	青梅市営長淵第４住宅	長淵 1-1029	40 戸	ＲＣ造	4 階	1,824
8	青梅市営駒木住宅	駒木町 2-446-2	41 戸	ＲＣ造	3 階	2,611
9	青梅市営大門第５住宅	大門 1-376	40 戸	ＲＣ造	4 階	2,134
10	青梅市営大門第６住宅	大門 1-376	48 戸	ＲＣ造	4 階	2,726
11	青梅市営大門第７住宅	大門 1-407-1	13 戸	その他	2 階	721
12	青梅市営畑中第１住宅	畑中 2-256-1	50 戸	ＲＣ造	3 階	3,206
13	青梅市営畑中第２住宅	畑中 2-256-1	10 戸	その他	2 階	435
14	青梅市営畑中第３住宅	畑中 2-228-1	10 戸	その他	2 階	509
15	青梅市和田町第１住宅	和田町 2-268-1	24 戸	ＲＣ造	3 階	1,568
16	青梅市営柚木住宅	柚木町 3-621-1	10 戸	その他	2 階	631
17	青梅市営富岡第１住宅	富岡 3-1172	40 戸	ＲＣ造	4 階	1,606
18	青梅市営富岡第２住宅	富岡 3-1172	40 戸	ＲＣ造	4 階	1,832
19	青梅市営吹上住宅	吹上 280	12 戸	ＲＣ造	2 階	920
20	青梅市営河辺第１住宅	河辺町 6-14-4	40 戸	ＲＣ造	4 階	1,846
21	青梅市営河辺第２住宅	河辺町 6-14-4	40 戸	ＲＣ造	4 階	1,825
22	青梅市営藤橋第１住宅	藤橋 1-408-1	27 戸	ＲＣ造	3 階	1,469
23	青梅市営藤橋第２住宅	藤橋 1-408-1	24 戸	ＲＣ造	3 階	964

消防団詰所		所在地	構造区分	階数	延床面積（㎡）
1	第１分団第１部器具置場	勝沼 3-106	ＲＣ造	2 階	84
2	第１分団第２部器具置場	本町 159	鉄骨造	2 階	106
3	第１分団第３部器具置場	仲町 278-11	ＲＣ造	2 階	122
4	第１分団第４部器具置場	森下町 552-3	ＲＣ造	2 階	90
5	第１分団第５部器具置場	日向和田 1-116-10	鉄骨造	2 階	75
6	第２分団第１部器具置場	友田町 4-204	ＲＣ造	2 階	65
7	第２分団第２部器具置場	長淵 3-174-1	ＲＣ造	2 階	58
8	第２分団第３部器具置場	長淵 7-307-2	ＲＣ造	2 階	66
9	第２分団第４部器具置場	駒木町 1-653	ＲＣ造	2 階	53
10	第２分団第５部器具置場	千ヶ瀬町 2-262	ＲＣ造	2 階	73
11	第２分団第６部器具置場	河辺町 2-1034-2	ＲＣ造	2 階	73
12	第３分団第１部器具置場	新町 2-20	ＲＣ造	2 階	65
13	第３分団第２部器具置場	新町 4-8-4	ＲＣ造	2 階	69
14	第３分団第３部器具置場	藤橋 2-106	ＲＣ造	2 階	73
15	第３分団第４部器具置場	今井 2-906	ＲＣ造	2 階	70
16	第４分団第１部器具置場	畑中 2-550-2	ＲＣ造	2 階	69
17	第４分団第２部器具置場	和田町 1-298-1	ＲＣ造	2 階	62
18	第４分団第３部器具置場	梅郷 1-26	ＲＣ造	2 階	73
19	第４分団第４部器具置場	梅郷 5-935-14	ＲＣ造	2 階	73
20	第４分団第５部器具置場	梅郷 6-1316	ＲＣ造	2 階	73
21	第４分団第６部器具置場	柚木町 2-316-1	ＲＣ造	1 階	62
22	第５分団第１部器具置場	二俣尾 4-973	ＲＣ造	2 階	104
23	第５分団第２部１器具置場	沢井 2-720-6	ＲＣ造	2 階	101
24	第５分団第２部２器具置場	二俣尾 5-134-1	ＲＣ造	2 階	55
25	第５分団第３部器具置場	御岳本町 370	ＲＣ造	2 階	85
26	第５分団第４部器具置場	御岳山 114	ＲＣ造	1 階	158

消防団詰所		所在地	構造区分	階数	延床面積（㎡）
27	第６分団第１部器具置場	富岡 3-1168	ＲＣ造	2 階	73
28	第６分団第２部器具置場	小曾木 4-2215	ＲＣ造	2 階	112
29	第６分団第３部１器具置場	黒沢 2-781-1	ＲＣ造	2 階	83
30	第６分団第３部２器具置場	黒沢 3-1717-1	木造	1 階	15
31	第６分団第４部器具置場	小曾木 1-3294	ＲＣ造	2 階	63
32	第７分団第１部器具置場	成木 1-513	ＲＣ造	2 階	69
33	第７分団第２部器具置場	成木 4-640	ＲＣ造	2 階	92
34	第７分団第３部１器具置場	成木 6-500-2	ＲＣ造	2 階	73
35	第７分団第３部２器具置場	成木 7-1176	ＲＣ造	2 階	56
36	第７分団第４部器具置場	成木 8-528-1	ＲＣ造	2 階	80
37	第８分団第１部器具置場	東青梅 6-16-2	ＲＣ造	2 階	67
38	第８分団第２部器具置場	野上町 1-197-1	ＲＣ造	2 階	73
39	第８分団第３部器具置場	今寺 1-541-1	ＲＣ造	2 階	73
40	第８分団第４部器具置場	東青梅 3-21-13	ＲＣ造	2 階	55

各地区防災倉庫		所在地	構造区分	階数	延床面積（㎡）
1	森下地区防災倉庫	森下町 552	ＲＣ造	1 階	26
2	長淵地区防災倉庫	長淵 6-492-1	ＲＣ造	1 階	20
3	大門地区防災倉庫	大門 2-288	ＲＣ造	1 階	20
4	梅郷地区防災倉庫	梅郷 3-755	ＲＣ造	1 階	20
5	沢井地区防災倉庫	沢井 2-720-3	ＲＣ造	1 階	20
7	小曾木地区防災倉庫	小曾木 3-1656-8	ＲＣ造	1 階	20
7	成木地区防災倉庫	成木 4-638-1	ＲＣ造	1 階	20
8	東青梅地区防災倉庫	師岡町 3-9-6	ＲＣ造	1 階	20
9	新町地区防災倉庫	新町 4-17-1	ＲＣ造	1 階	20
10	河辺地区防災倉庫	河辺町 6-18-1	ＲＣ造	1 階	20
11	今井・藤橋地区防災倉庫	今井 2-908-1	ＲＣ造	1 階	20
12	御岳山コミュニティ防災センター	御岳山 114	ＲＣ造	2 階	80

運動施設		所在地	構造区分	階数	延床面積（㎡）
1	総合体育館	河辺町 4-16-1	ＲＣ造	2 階	6,842
2	永山体育館	住江町 25	鉄骨造	2 階	523
3	永山体育館管理棟	住江町 25	鉄骨造	2 階	134
4	風の子太陽の子広場管理棟	勝沼 2-469	ＲＣ造	2 階	291
5	友田レクリェーション広場管理棟	友田町 5-340	ＲＣ造	2 階	81
6	長淵水泳場管理棟	長淵 3-333-1	プレハブ造	1 階	93
7	東原公園水泳場管理棟	今寺 5-11	ＲＣ造	2 階	788
8	沢井市民センタープール監視室	沢井 2-727-1	ＲＣ造	3 階	66
9	御岳交流センター	御岳本町 362-8	ＲＣ造	2 階	409
10	ちがむら球技場管理棟	小曾木 3-2166	ＲＣ造	1 階	46
11	わかぐさ公園こどもプール管理棟	河辺町 8-14-3	ＲＣ造	2 階	585
12	市民球技場管理棟	河辺町 1-872-1	鉄骨造	2 階	208
13	青梅スタジアム管理棟	今井 5-2348-1	プレハブ造	2 階	142

公衆便所		所在地	構造区分	階数	延床面積（㎡）
1	風の子太陽の子広場便所	勝沼 2-469	木造	1 階	32
2	青梅駅前公衆便所	本町 163-16	ＲＣ造	1 階	35
3	永山公園便所	本町 217	木造	1 階	83
4	釜の淵公園便所	大柳町 1392	プレハブ造	1 階	22
5	釜の淵公園便所	大柳町 1392	木造	1 階	69
6	七兵衛公園便所（バス待合）	裏宿町 804	木造	1 階	6
7	日向和田臨川庭園便所	日向和田 2-271	プレハブ造	1 階	4
8	寺改戸公園便所	長淵 3-285-1	プレハブ造	1 階	6

公衆便所		所在地	構造区分	階数	延床面積（㎡）
9	長淵３丁目水泳場脇公衆便所	長淵 3-334-3	その他	1 階	6
10	東原公園便所	今寺 5-11	プレハブ造	1 階	24
11	吹上しょうぶ公園便所	吹上 425	木造	1 階	34
12	鳥井戸公園便所	野上町 3-11	木造	1 階	28
13	梅の公園北口便所	梅郷 4-527	木造	1 階	72
14	梅の公園東口便所	梅郷 4-527	木造	2 階	54
15	中道梅園便所	梅郷 4-636	木造	1 階	70
16	梅の里駐車場便所	柚木町 1-69-4	木造	1 階	34
17	青梅柚木苑地駐車場便所	柚木町 3-643	木造	1 階	119
18	二俣尾３丁目海禅寺前公衆便所	二俣尾 3-960-5	木造	1 階	10
19	沢井駅前公衆便所	沢井 2-833-4	木造	1 階	36
20	御岳１丁目駐車場便所	御岳 1-3-4	木造	1 階	36
21	御岳苑地便所	御岳 1-190-3	木造	1 階	71
22	御岳駅前公衆便所	御岳本町 332-1	その他	1 階	16
23	花木園便所	小曾木 4-2615-1	鉄骨造	1 階	26
24	花木園駐車場用便所	小曾木 4-2615-1	鉄骨造	1 階	32
25	花木園倉庫下便所	小曾木 4-2615-1	ＲＣ造	2 階	88
26	成木７丁目都バス折り返し所公衆便所	成木 7-1081-1	プレハブ造	1 階	2
27	東青梅駅南口公衆便所	東青梅駅南口	ＲＣ造	1 階	44
28	大塚前公園便所	東青梅 1-10-7	プレハブ造	1 階	4
29	東青梅駅自転車駐車場および公衆便所	東青梅 2-14-9	鉄骨造	2 階	767
30	六万公園便所	東青梅 3-6-14	プレハブ造	1 階	14
31	中原公園便所	東青梅 4-20-1	プレハブ造	1 階	14
32	早道公園便所	東青梅 5-17-5	その他	1 階	19
33	道間公園便所	師岡町 3-7	プレハブ造	1 階	6
34	蔵屋敷公園便所	新町 2-6	プレハブ造	1 階	6
35	大井戸公園便所	新町 2-27	プレハブ造	1 階	6
36	新町南公園便所	新町 3-13	プレハブ造	1 階	6
37	植木内公園便所	新町 3-16	プレハブ造	1 階	8
38	南植木外公園便所	新町 4-13	プレハブ造	1 階	6
39	桜株公園便所	新町 5-13-18	プレハブ造	1 階	6
40	富士塚公園便所	新町 5-22	その他	1 階	19
41	新田山公園便所	新町 7-33	プレハブ造	1 階	6
42	平松緑地便所	新町 8-11-21	木造	1 階	29
43	中原南公園便所	新町 9-2016-9	プレハブ造	1 階	6
44	河辺駅北口公衆便所	河辺駅北口	ＲＣ造	1 階	47
45	河辺駅南口公衆便所	河辺町 5-29-1	ＲＣ造	1 階	22
46	わかぐさ公園便所	河辺町 8-14-3	木造	1 階	110
47	わかぐさ公園便所	河辺町 8-14-3	プレハブ造	1 階	13
48	今井ふれあい公園便所	今井 2-994	プレハブ造	1 階	6

給食施設		所在地	構造区分	階数	延床面積（㎡）
1	給食センター藤橋調理場	藤橋 3-4	鉄骨造	2 階	2,655

葬祭施設		所在地	構造区分	階数	延床面積（㎡）
1	市民斎場	長淵 5-698-2	ＲＣ造	3 階	2,098
2	火葬場	長淵 5-743	ＲＣ造	2 階	2,128

【資料2-3-4】 文化財施設の現況

1 総括表

（令和６年１月1日現在）

区 分	国 宝	重 要 文化財	重 要 美術品	指定文化財 （都・市）	史跡・名勝・旧跡 （都・市）	天然記念物 （国・都・市）
指定数	2	11	4	117	37	18

2 防火対象物

	名　称	所　在	指定区分
1	春日神社本殿	青梅市野上町1－38	都指定有形文化財
2	報恩寺（地蔵堂）	青梅市今寺 1-540	市指定有形文化財
3	塩船観音寺（本堂付厨子）	青梅市塩船 194	国指定重要文化財
4	塩船観音寺（阿弥陀堂）	青梅市塩船 194	国指定重要文化財
5	塩船観音寺（仁王門）	青梅市塩船 194	国指定重要文化財
6	塩船観音寺（薬師堂）	青梅市塩船 194	市指定有形文化財
7	旧吉野家住宅	青梅市新町 1-21-9	都指定有形文化財
8	虎柏神社本殿1棟	青梅市根ケ布 1-313	都指定有形文化財
9	天寧寺境域（法堂・開山堂）	青梅市根ケ布 1-454	都指定史跡
10	天寧寺境域（坐禅堂・廻廊）	青梅市根ケ布 1-454	都指定史跡
11	天寧寺境域（山門）	青梅市根ケ布 1-454	都指定史跡
12	天寧寺境域（鐘楼）	青梅市根ケ布 1-454	都指定史跡
13	天寧寺境域（東司・住居）	青梅市根ケ布 1-454	都指定史跡
14	天寧寺境域（小庫裏）	青梅市根ケ布 1-454	都指定史跡
15	安楽寺本堂	青梅市成木 1-583	都指定有形文化財
16	安楽寺境域（軍荼利明王堂）	青梅市成木 1-583	都指定史跡
17	安楽寺境域（仁王門）	青梅市成木 1-583	都指定史跡
18	成木熊野神社境域（本殿）	青梅市成木 3-207	都指定史跡
19	延命寺山門	青梅市成木 7-884	市指定有形文化財
20	旧稲葉家住宅（店蔵）	青梅市森下町 499	都指定有形民俗文化財
21	旧稲葉家住宅（門）	青梅市森下町 499	都指定有形民俗文化財
22	旧稲葉家住宅（井戸）	青梅市森下町 499	都指定有形民俗文化財
23	旧稲葉家住宅（土蔵）	青梅市森下町 499	都指定有形民俗文化財
24	福島家住宅	青梅市沢井 2-720	都指定有形文化財
25	金剛寺表門	青梅市天ヶ瀬町 1032	都指定有形文化財
26	地蔵院山門	青梅市畑中 2-583	市指定有形文化財
27	下山八幡神社（本殿）	青梅市梅郷 6-1220-1	市指定有形文化財
28	馬場家御師住宅	青梅市御岳山 54	都指定有形文化財
29	武蔵御嶽神社（御嶽神社旧本殿）	青梅市御岳山 176	都指定有形文化財
30	御岳山一の鳥居	青梅市御岳１丁目地内	市指定史跡
31	海禅寺総門	青梅市二俣尾 4-962	市指定有形文化財
32	明白院山門	青梅市日向和田 2-395	市指定有形文化財
33	鹿島玉川神社本殿	青梅市長淵 2-519	都指定有形文化財
34	玉泉寺本堂	青梅市長淵 3-299-1	市指定旧跡
35	旧宮崎家住宅	青梅市駒木町 1-684	国指定重要文化財

注１　※　防災計画本編にて「文化財施設の安全化」としてあげているもの。

【資料2-3-5】 土砂災害警戒区域

1 土砂災害警戒区域および特別警戒区域の指定状況 （令和5年3月末現在）

種別		【急傾斜地】		【土石流】		【地すべり】		【合計】		指定年度	
地区名	町丁名	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
合　計		1,118	1,077	418	367	3		1,539	1,444		
青梅地区	勝沼2丁目	20	19	5	4			25	23	H24	H24
	勝沼3丁目	3	2					3	2	R4	
	西分町1丁目	1	1					1	1	H24	
	西分町2丁目	3	3					3	3		
	住江町	2	2					2	2		
	本町	4	3					4	3		
	仲町	5	5	2	2			7	7		
	上町	1	1	1				2	1		
	滝ノ上町	3	3					3	3		
	森下町	2	2					2	2		
	天ケ瀬町	2	2	1	1			3	3		
	大柳町	3	3					3	3		
	裏宿町	3	3	1	1			4	4		
	日向和田1丁目	12	12	4	4			16	16		
	日向和田2丁目	20	20	4	4			24	24		
	日向和田3丁目	7	7					7	7		
小　計		91	88	18	16			108	104		
長淵地区	友田町1丁目	17	17	11	9			28	26	R4	R4
	友田町2丁目	10	8	2	2			12	10		
	友田町3丁目	2	2					2	2	H23	H23
	友田町4丁目	4	4	2	2			6	6		
	友田町5丁目	10	10	3	3			13	13	R4	R4
	長淵1丁目	9	9	2	2			11	11	H23	H23
	長淵2丁目	22	21	8	4			30	25	R4	R4
	長淵3丁目	3	3					3	3	H23	H23
	長淵4丁目	3	3					3	3		
	長淵5丁目	25	24	11	10			36	34	R4	R4
	長淵6丁目	2	2					2	2	H23	H23
	長淵7丁目	8	8					8	8		
	長淵8丁目	11	9	5	5			16	15	R4	R4
	長淵9丁目	15	13	18	17			33	30		
	駒木町1丁目	8	8					8	8	H23	H23
	駒木町2丁目	18	18	14	14			32	32	R4	R4
	駒木町3丁目	8	8					8	8	H23	H23
	千ヶ瀬町1丁目	3	3					3	3		
	千ヶ瀬町2丁目	2	2					2	2		
	千ヶ瀬町3丁目	2	2					2	2		
	千ヶ瀬町4丁目	2	2					2	2	R4	R4
	千ヶ瀬町5丁目	4	3					4	3	H23	H23
	千ヶ瀬町6丁目	2	2					2	2		
小　計		190	181	76	68			266	249		
大門地区	木野下1丁目	2	2					2	2	H24	H24
	木野下2丁目			1	1			1	1		
	塩船	11	8	1				5	3	R4	R4
	大門1丁目	2	1					1	1		
	吹上	5	4					2	2		
	谷野	3	1	2	2			2	2		
小　計		23	16	4	3			27	19		

種別		【急傾斜地】		【土石流】		【地すべり】		【合計】		指定年度	
地区名	町丁名	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
梅郷地区	畑中1丁目	6	6	2	2			8	8		
	畑中2丁目	4	4					4	4		
	畑中3丁目	8	8					8	8		
	和田町1丁目	12	12					12	12	H21	H22
	和田町2丁目	25	25	3	2			28	27		
	梅郷1丁目	20	18	11	11			31	29		
	梅郷2丁目	8	8	1	1			9	9		
	梅郷3丁目	5	5					5	5	H29	H29
	梅郷4丁目	5	5	6	4			11	9		
	梅郷5丁目	3	3					3	3		
	梅郷6丁目	8	7	2	1			10	8	H21	H22
	柚木町1丁目	12	12	2	2			14	14		
	柚木町2丁目	2	2	1				3	2		
	柚木町3丁目	17	16	5	5			22	21		
小　計		135	131	33	28			168	159		
沢井地区	二俣尾1丁目	10	9	1	1			11	10	R4	R4
	二俣尾2丁目	7	7	2	2			9	9	H22	H22
	二俣尾3丁目	4	4	3	2			7	6		R4
	二俣尾4丁目	16	15	7	6			23	21		H22
	二俣尾5丁目	53	52	21	17			74	69	R4	
	沢井1丁目	23	23	6	6			29	29		R4
	沢井2丁目	13	11	2	1			15	12		
	沢井3丁目	17	17	7	4			24	21		
	御岳本町	14	14	3	1			17	15	H19	H22
	御岳1丁目	8	8	2	2			10	10		
	御岳2丁目	32	31	6	6			38	37	R4	R4
	御岳山	30	29					30	29		
小　計		227	220	60	48			287	268		
小曾木地区	黒沢1丁目	28	25	10	10			38	35	H30	H30
	黒沢2丁目	24	24	14	11			38	35		
	黒沢3丁目	32	32	23	23			55	55	H21	H22
	小曾木1丁目	19	18	11	10			30	28		
	小曾木2丁目	27	26	14	12			41	38	H30	H30
	小曾木3丁目	36	36	27	26			63	62		
	小曾木4丁目	16	16	5	5			21	21		
	小曾木5丁目	11	10	4	2			15	12	H21	H21
	富岡1丁目	10	10	5	5			15	15		
	富岡2丁目	7	7					7	7		
	富岡3丁目	4	4	3	3			7	7	H30	H30
小　計		214	208	116	107			330	315		
成木地区	成木1丁目	3	3					3	3	H18	H20
	成木2丁目	7	7	4	2			11	9	H29	H29
	成木3丁目	20	20	8	8			28	28	H17	H20
	成木4丁目	12	12	7	5			19	17	H29	H29
	成木5丁目	15	15	9	8			24	23	H30	H30
	成木6丁目	18	18	9	9	1		28	27	H29	H29
	成木7丁目	29	29	20	19	1		50	48		
	成木8丁目	51	51	28	28	1		80	79	H18 ※	H20
小　計		155	155	85	79	3		243	234		

種別		【急傾斜地】		【土石流】		【地すべり】		【合計】		指定年度	
地区名	町丁名	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
東青梅地区	師岡町1丁目	2	2					2	2	H23	H23
	東青梅2丁目	3	1					3	1		
	東青梅6丁目	3	3	1	1			4	4		
	根ヶ布1丁目	35	35	15	10			50	45	R4	R4
	根ヶ布2丁目	18	16	2	1			20	17		H23
小　計		61	57	18	12			79	69		
河辺地区	河辺町1丁目	9	8					9	8	R4	R4
	河辺町2丁目	2	2					2	2	H25	H25
	河辺町3丁目	5	5					5	5		
小　計		16	15					16	15		
今井地区	今井1丁目	5	5	7	5			12	10	H24	H24
	藤橋1丁目	1	1	1	1			2	2		
小　計		6	6	8	6			14	12		

※成木８丁目については、一部平成１７年度に指定

【資料2-3-6】 保安林等の現況

現在、保安林等として都から指定されている面積は、次のとおりである。

（令和３年１２月現在）

種類	風致保安林	土砂流出防備保安林	土砂崩壊防備保安林	水源かん養保安林	落石防止保安林	保健保安林
面積	22 ha	233 ha	2 ha	126 ha	3 ha	1 ha

※出典：多摩地域森林計画書（多摩森林計画区）

【資料2-3-7】 消防施設設置状況

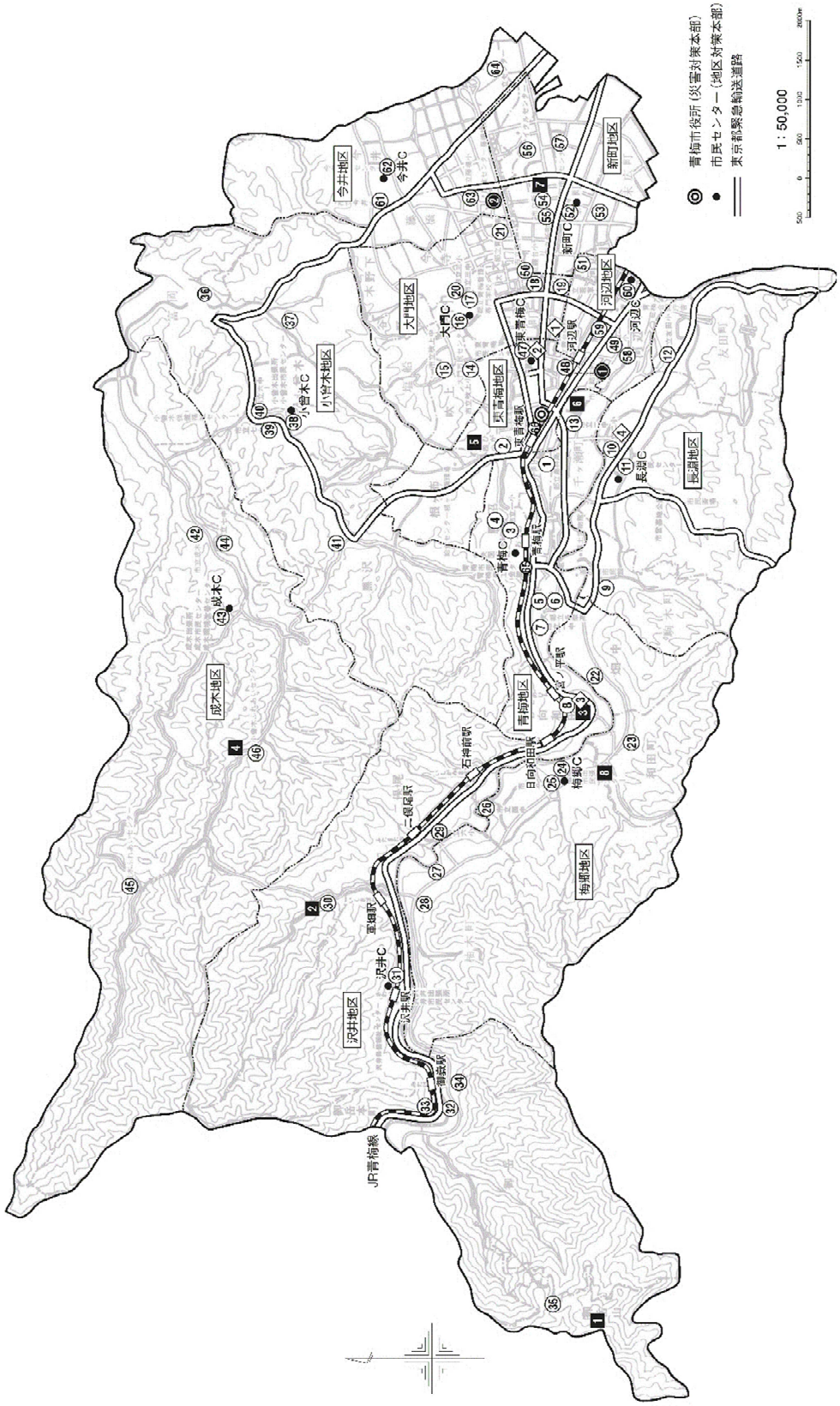
（令和６年3月現在）

	防火水槽		地域配備消火器	消火栓器具箱	消火栓※
	40 ㎥以上	40 ㎥未満			
青梅地区	69	6	110	76	
長淵地区	90	15	69	61	
大門地区	78	5	35	25	
梅郷地区	63	12	53	56	
沢井地区	74	28	50	56	
小曾木地区	46	3	47	47	3,565
成木地区	42	4	38	39	
東青梅地区	65	2	43	26	
新町地区	72	1	14	20	
河辺地区	44		30	13	
今井地区	68		37	21	
合　計	711	76	526	440	3,565

※消火栓については令和５年３月現在の数

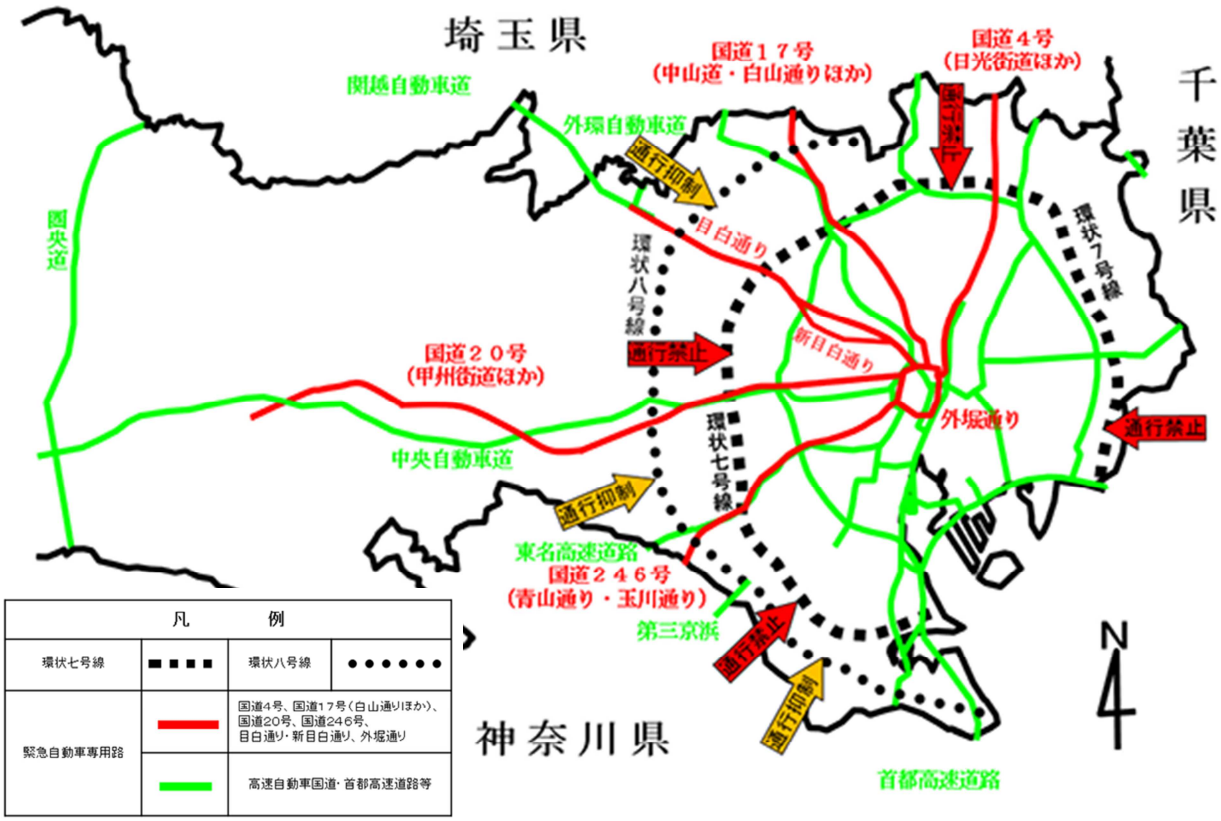
第４章　安全な交通ネットワークおよびライフライン等の確保

【資料2-4-1】 市内緊急輸送道路

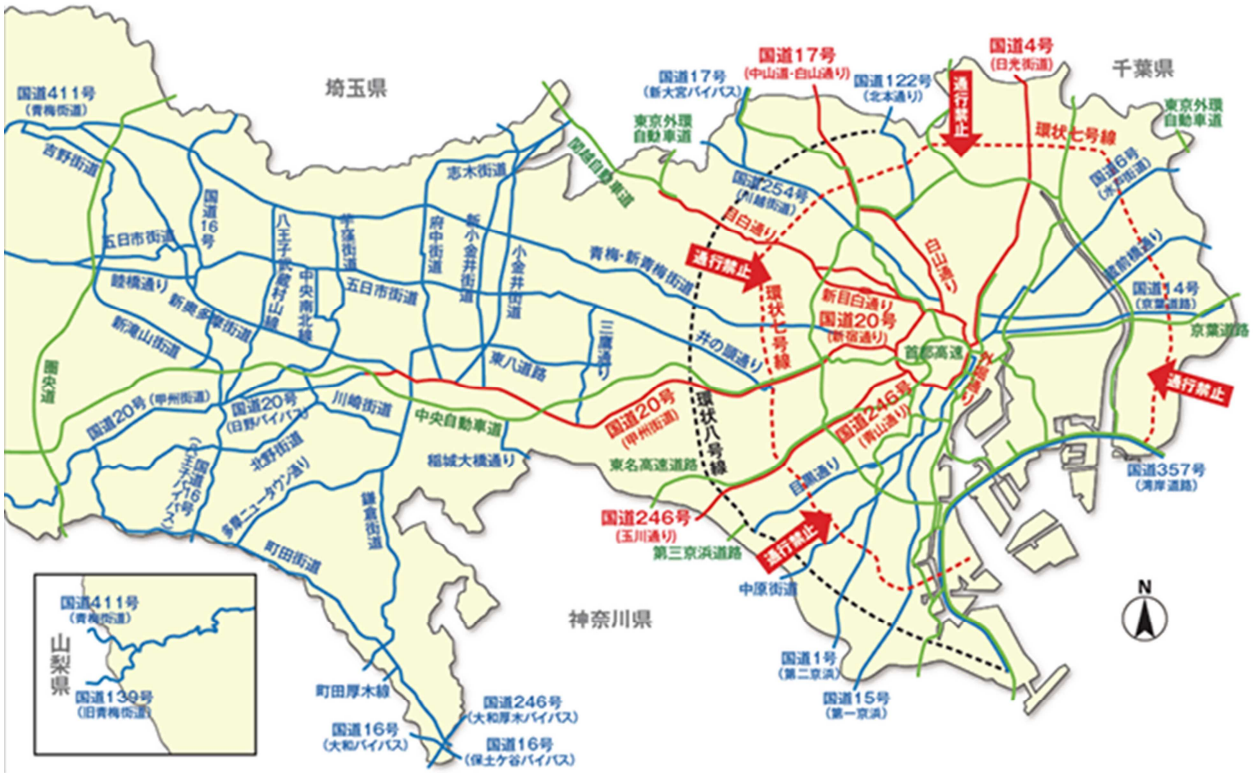


【資料2-4-2】 交通規制道路

1　第一次交通規制



2　第二次交通規制



凡		例	
環状七号線	▬▬	環状八号線	●●●●●●
緊急交通路	▬	優先して指定する路線 (国道4号・国道17号(白山通りほか)・国道20号 ・国道246号・目白通り、新目白通り・外堀通り)	
	▬	優先して指定する路線 (高速自動車国道・首都高速道路等)	
	▬	被害状況により指定する路線	

【資料2-4-3】 市所有車

（令和５年１２月現在）

	内　　訳	乗用	貨物	備　　考
汎用車両	軽	4	60	
	小　型	9	6	
	普　通	16	6	
	小　計	29	72	
特殊車両	普通特殊		2	救急車
	小型特殊		10	ショベル・コントローラー等
	消防車		42	ポンプ車・積載車 等

【資料2-4-4】 啓開作業等協力事業所

（平成25年4月現在）

事業所名	連絡先	備考
青梅建設業協会	22-6245	西多摩建設業協同組合内

【資料2-4-5】 バス事業者

（平成25年4月現在）

事業所名	連絡先	備考
京王自動車株式会社青梅営業所	22-2612	
西武バス株式会社飯能営業所	042-972-4123	
東京都交通局早稲田自動車営業所青梅支所（都バス）	23-0288	
西東京バス株式会社	32-0621	

【資料2-4-6】 タクシー事業者

（平成25年4月現在）

事業所名	連絡先	所在地
京王タクシー無線センター	25-2112	青梅市日向和田 1-69-18
武陽交通有限会社小作駅前営業所	042-554-2030	羽村市小作台 1-15-1
リーガルキャブ	042-550-2712	あきる野市雨間 582-5

【資料2-4-7】 公共下水道施設の現況

（令和６年３月現在）

	汚水排除施設	雨水排除施設
管路延長	609,775m	78,631m
人孔数	24,427 個	1,628 個
汚水中継ポンプ場	20 施設	－
小型ポンプ施設	82 施設	－

第５章　災害活動体制の充実

【資料2-5-1】 青梅市の体制（災害対策本部および地区対策本部）

青梅市災害対策本部（青梅市役所本庁舎）

地区対策本部 （各市民センター）	自主防災組織本部 （自主防災組織）	管轄避難所
青梅地区対策本部	青梅地区防災対策委員会	青梅総合高校、一小、一中
長淵地区対策本部	長淵地区防災対策委員会	二小、友田小、二中
大門地区対策本部	大門地区防災対策委員会	吹上小、吹上中、三小、三中
梅郷地区対策本部	梅郷地区防災対策委員会	五小、西中
沢井地区対策本部	三田地区自主防災対策委員会	六小、沢井C、御岳山ふれあいC
小曾木地区対策本部	小曾木地区自主防災組織連絡会	七小、六中
成木地区対策本部	成木地区防災対策委員会	成木小、七中
東青梅地区対策本部	第八支会地区防災対策委員会	四小、東青梅C、霞台中
新町地区対策本部	新町末広町地区自主防災対策委員会	霞台小、泉中、若草小、新町小、新町中
河辺地区対策本部	河辺地区防災対策委員会	総合体育館、河辺小、河辺C
今井地区対策本部	第11支会地区防災対策委員会	今井小、藤橋小

【資料2-5-2】 青梅消防署の体制

（青梅消防署資料、令和５年4月1日現在）

	青梅消防署	日向和田出張所	長淵出張所	合計
所在地	師岡町 3-2-5	日向和田 2-309-1	長淵 3-203-3	
人員	121 人	34 人	25 人	180 人
消防ポンプ車	3 台	2 台	2 台	7 台
はしご車	1 台	―	―	1 台
化学車	1 台	―	―	1 台
救助車	1 台	―	―	1 台
救急車	2 台	1 台	1 台	4 台
広報車	3 台	―	―	3 台
指揮車	1 台	―	―	1 台
指揮隊車	1 台	―	―	1 台
人員輸送車	1 台	―	―	1 台
山岳救助車	1 台	―	―	1 台
資材輸送車	1 台	―	―	1 台
消防活動二輪車	―	3 台	―	3 台
合　計	16 台	6 台	3 台	25 台

【資料2-5-3】 青梅市消防団の消防団員数および消防車両等

（令和５年４月１日現在）

分団	本部（女性）	1	2	3	4	5	6	7	8	計
管轄地区		青梅地区	長淵地区、河辺地区の一部	新町地区今井地区	梅郷地区	沢井地区	小曾木地区	成木地区	大門地区、東青梅地区、河辺地区の一部	
人員	16（11）	67	90	37	50	76	55	38	52	481
消防ポンプ車		1	4	2	3	1	2	2	1	16
水槽付消防ポンプ車		1								1
可搬式ポンプ積載車		3	2	2	3	3	3	3	3	22
可搬式ポンプ						5	1	1	1	8

分団・部		団員数（女性）	受　持　地　区	配置ポンプ
団本部		16(11)		
第一分団		67		
	本部	2		
	第1部	16	勝沼、西分町	消防ポンプ車
	第2部	15	住江町、本町	可搬式ポンプ
	第3部	14	仲町、上町、滝ノ上町	水槽付消防ポンプ車
	第4部	5	森下町、天ケ瀬町、大柳町	可搬式ポンプ
	第5部	15	裏宿町、日向和田	可搬式ポンプ

分団・部	団員数（女性）	受　　持　　地　　区	配置ポンプ
第二分団	90		
本部	2		
第1部	11	友田町	消防ポンプ車
第2部	15	長淵1、2、3、4丁目	可搬式ポンプ
第3部	18	長淵5、6、7、8、9丁目	消防ポンプ車
第4部	14	駒木町	可搬式ポンプ
第5部	18	千ケ瀬町	消防ポンプ車
第6部	12	河辺町1、2、3、4、5、6丁目	消防ポンプ車
第三分団	37		
本部	2		
第1部	8	新町1、2丁目、3丁目の一部(※1)、 河辺町8丁目の一部(※2)	消防ポンプ車
第2部	9	新町３丁目の一部(※3)、4、5、6、7、8、9 丁目、末広町	可搬式ポンプ
第3部	11	藤橋1、2、3丁目	可搬式ポンプ
第4部	7	今井1、2、3、4、5丁目	消防ポンプ車
第四分団	50		
本部	2		
第1部	9	畑中	消防ポンプ車
第2部	7	和田町	可搬式ポンプ
第3部	6	梅郷1、2丁目	可搬式ポンプ
第4部	11	梅郷3、4、5丁目	消防ポンプ車
第5部	6	梅郷6丁目	可搬式ポンプ
第6部	9	柚木町	消防ポンプ車
第五分団	76		
本部	2		
第1部	15	二俣尾1、2、3、4丁目	可搬式ポンプ
第2部	18	二俣尾5丁目、沢井1、2丁目	消防ポンプ車、可搬式ポンプ
第3部	15	沢井3丁目、御岳本町、御岳	可搬式ポンプ
第4部	26	御岳山	可搬式ポンプ　5台
第六分団	55		
本部	2		
第1部	16	富岡	可搬式ポンプ
第2部	11	小曾木3、4丁目	消防ポンプ車、可搬式ポンプ
第3部	13	黒沢	消防ポンプ車、可搬式ポンプ
第4部	13	小曾木1、2、5丁目	可搬式ポンプ
第七分団	38		
本部	2		
第1部	8	成木1、2丁目	消防ポンプ車
第2部	11	成木3、4、5丁目	消防ポンプ車、可搬式ポンプ
第3部	9	成木6、7丁目	可搬式ポンプ　2台
第4部	8	成木8丁目	可搬式ポンプ
第八分団	52		
本部	2		
第1部	10	東青梅2、6丁目、根ケ布、師岡町1、2丁目	消防ポンプ車
第2部	14	吹上、塩船、大門1、2、3丁目、 野上町1、2、3、4丁目	可搬式ポンプ
第3部	14	谷野、木野下、今寺1、2、3、4、5丁目	可搬式ポンプ
第4部	12	東青梅1、3、4、5丁目、師岡町3、4丁目、 河辺町7、8丁目の一部(※4)、9、10 丁目	可搬式ポンプ
合計	481	**条例定数 673 人**	

※1　新町3丁目1番地、17番地から69番地　　※2　河辺町8丁目14番地から18番地
※3　新町3丁目2番地から16番地、70番地から72番地　　※4　河辺町8丁目1番地から13番地、19番地、20番地

【資料2-5-4】 災害時応援協定

1 関係防災機関(地方公共団体)等との応援協定締結状況

名 称	締結年月日	協定先	内 容
震災時等の相互応援に関する協定	平成8年3月1日	多摩地域25市3町1村	人員・資器材・物資・施設提供
大規模災害時の相互応援に関するする協定(開催17市)	平成9年3月27日	兵庫県伊丹市、広島県大竹市、愛知県岡崎市、佐賀県唐津市、愛知県蒲郡市、群馬県桐生市、岡山県倉敷市、三重県津市、山口県周南市、愛知県常滑市、埼玉県戸田市、徳島県鳴門市、東京都府中市、香川県丸亀市、福井県坂井市、大阪府箕面市	人員・資器材・物資・施設提供
全国梅サミット協議会加盟市町災害時相互応援協定	平成18年2月23日	神奈川県湯河原町、和歌山県みなべ町、愛知県知多市、群馬県安中市、茨城県水戸市、埼玉県越生町、神奈川県小田原市、静岡県熱海市、奈良県奈良市、福岡県大宰府市、静岡県伊豆市、福井県若狭町	人員・資器材・物資・施設提供
青梅市・杉並区災害時相互援助に関する協定	平成23年8月28日	杉並区	人員・資器材・物資・施設提供
災害時の情報交換に関する協定	平成24年5月31日	国土交通省関東地方整備局	情報提供
青梅市・大郷町災害時相互援助に関する協定	平成25年4月23日	宮城県大郷町	人員・資器材・物資・施設提供
青梅市・南相馬市災害時相互援助に関する協定	平成25年11月26日	福島県南相馬市	人員・資器材・物資・施設提供
災害時における福祉避難所施設利用に関する協定	平成27年3月12日	東京都立青峰学園	施設提供
災害時における避難所施設利用に関する協定	平成27年10月1日	西多摩衛生組合	施設提供
避難所における応急給水栓の設置および使用に関する覚書	平成29年3月31日	東京都水道局	東京都水道局による応急給水栓の設置
災害時における施設使用等に関する協定	平成29年8月1日	東京都	東京都へ青梅スタジアムの提供
指定緊急避難場所および指定緊急避難所施設利用に関する協定	令和3年2月1日	東京都立青梅総合高等学校	施設提供
自治体スクラム支援会議における災害時相互援助協定	令和4年5月20日	自治体スクラム支援参加8自治体 北海道名寄市、福島県北塩原村、福島県南相馬市、新潟県小千谷市、群馬県東吾妻町、静岡県南伊豆町、山梨県忍野村、東京都杉並区	人員・資器材・物資・施設提供
災害時における罹災証明書発行に関する協定	令和5年12月8日	青梅消防署	火災にともなう住家被害認定調査等

2 消防相互応援協定締結状況

名 称	締結年月日	協定先	内 容
消防相互応援協定	昭和54年7月31日	入間市	
消防相互応援協定	平成17年7月1日	西多摩地域4市3町1村	
西多摩地区で定める消防相互応援協定の特例に関する青梅市と奥多摩町との覚書	平成18年7月25日	奥多摩町	
消防相互応援協定	平成25年4月1日	飯能市	※埼玉西部広域事務組合の非常備消防事務移管に伴い、同組合との協定を廃止し、新たに締結したもの

3 関係防災機関（民間）等との応援協定締結状況

名 称	締結年月日	協定先	内 容
災害時の医療救護活動についての協定	昭和52年7月12日	西多摩医師会	医療救護活動への協力
災害時における応急救護活動についての協定	平成8年2月6日	西多摩接骨師会	医療救護活動への協力
災害時における郵便局・青梅市の協力に関する覚書	平成10年3月30日	青梅郵便局	車両、施設の提供、情報の相互提供
災害時の歯科医療救護活動についての協定	平成14年8月19日	西多摩歯科医師会、青梅市歯科医師会	歯科医療救護活動への協力、検死・検案に際しての協力
災害時における緊急輸送業務に関する協定	平成15年4月1日	東京都トラック協会多摩支部	緊急輸送車両・運転者の提供、物資の輸送に協力
災害時におけるLPガスの供給等に関する協定	平成17年4月1日	青梅LPG協会	LPガス施設の安全点検・応急復旧、ガス調達、供給について協力
火災・防災等告知情報に関する覚書	平成17年4月28日	多摩ケーブルネットワーク㈱	情報発信
災害時における食料品および日用品等の調達に関する協定	平成18年4月1日	㈱オザム	食料品と日用品等の調達についての協力
災害時における要援護高齢者の避難施設に関する協定	平成18年4月12日	青梅市老人福祉施設長会	災害時における要援護高齢者の避難施設として市内の介護老人福祉施設及び養護老人ホームの利用協力
青梅市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	平成24年7月4日	社会福祉法人青梅市社会福祉協議会	ボランティアセンターの設置・運営
災害時等における生活物資の供給等に関する協定	平成25年2月21日	㈱マミーマート	物資調達・輸送
災害時等における生活物資の供給等に関する協定	平成25年3月1日	㈱カインズ	物資調達・輸送
災害時応急対策等の協力に関する協定	平成25年3月29日	西東京農業協同組合	物資調達・農地活用
災害時における要援護障害者の避難施設に関する協定	平成25年3月29日	（社福）それいゆ （社福）東京聴覚障害者福祉事業協会 （社福）南風会 （社福）友愛学園	災害時における要援護障害者の避難施設として利用協力
避難場所太陽光誘導標識灯設置に関する協定	平成26年11月20日	（有）創造社	避難場所等の誘導標識の設置
災害時等における応急対策の協力に関する協定	平成26年11月20日	プラザ5会	物資調達・施設提供
災害時等における生活物資の供給等に関する協定	平成26年12月19日	生活協同組合 コープみらい	物資調達・施設提供
災害時等における資機材の貸与に関する覚書	平成27年6月30日	東京青梅ロータリークラブ	資機材の貸与
災害時における医療救護活動に関する協定	平成27年7月30日	（一社）青梅市薬剤師会	医療救護活動への協力
災害時における医薬品等の調達に関する協定	平成27年7月30日	酒井薬品㈱福生営業所 アルフレッサ㈱青梅支店 ㈱スズケン福生支店 ㈱メディセオ 東邦薬品㈱羽村営業所	医薬品調達
広告付避難場所等電柱看板に関する協定	平成27年11月16日	東電タウンプランニング（株）	避難場所等の誘導標識の設置
災害時における動物救護に関する協定	平成28年3月18日	公益社団法人東京都獣医師会 多摩西支部	動物医療救護活動への協力
災害時における応急対策業務に関する協定	平成29年2月1日	青梅建設業協会	災害時、道路の緊急点検・損壊箇所の措置・障害物の除去
災害時における畳の提供に関する協定	平成29年4月27日	5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会	避難所への畳の輸送および設置の協力

名 称	締結年月日	協定先	内 容
避難標識設置に関する協定	平成29年4月27日	特定非営利活動法人都市 環境標識協会 （株）有明電装	避難場所等の誘導標識の設置の協力
非常災害時等における情報収集等の協力に関する協定	平成29年9月6日	青梅アマチュア無線クラブ	災害情報通信の協力
災害時等における資機材の提供に関する協定	平成29年9月13日	㈱やまびこ	発電機等の資機材の提供
災害時等における地図製品等の供給に関する協定	平成30年7月2日	㈱ゼンリン	住宅地図等の無償貸与
災害時等における電気設備の応急対策業務に関する協定	平成31年1月29日	西多摩電設工業協同組合	電気設備の復旧業務等
災害にかかる情報発信等に関する協定	平成31年4月10日	LINEヤフー㈱	情報発信
災害時等における救出・救助の協力に関する協定	平成31年4月26日	西多摩郡北部建設組合	救出・救助業務
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	令和元年9月2日	NTT東日本-南関東 東京西支店	災害時特設公衆電話
災害時における連携に関する基本協定	令和3年4月1日	東京電力パワーグリッド㈱ 立 川 支 社	インフラ復旧
災害時における給電車両貸与に関する協定	令和4年5月30日	トヨタモビリティ東京㈱	給電車両の貸与
災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定	令和5年2月1日	S&D 多摩ホールディングス株式会社 トヨタS&D 西東京㈱	給電車両の貸与
災害時における電動車両等の支援に関する協定	令和5年2月6日	東日本三菱自動車販売㈱ 三菱自動車工業㈱	給電車両の貸与
災害時における被災者支援に関する協定	令和5年2月27日	東京都行政書士会多摩西部支部	罹災証明発行業務
災害時における要支援者の避難の受入れに関する協定	令和5年5月31日	株式会社モアスマイルプロジェクト	要支援者の受入れ
災害時等における駐車場提供協力に関する協定	令和5年7月28日	大和ハウスリート投資法人	駐車場の提供
災害時における供給支援に関する協定	令和5年12月6日	佐川急便株式会社	物資輸送
災害時における被災車両の移動等に関する協定	令和6年2月5日	エートス協同組合	被災車両の移動等

【資料2-5-5】 ヘリコプター運用

1 ヘリコプター緊急離着陸場

（青梅消防署資料、令和6年4月1日現在）

名　　称	所　在　地	発着場面積(㎡)	
市　民　球　技　場	河辺町1-872-1	14,400	（120m×120m）
市立第六小学校	二俣尾3-903-1	10,120	（110m×92m）
明星大学青梅キャンパスグラウンド	長淵2-590	3,685	（67m×55m）
立正佼成会青梅練成道場グラウンド	小曾木2-450	900	（30m×30m）
市立総合医療センター	東青梅4-16-5	480	
なちゃぎり林道	成木7-1128	903	
岨端沢林道	柚木町2-880	400	
御岳山長尾平	御岳山211	800	

※上記以外でも、災害発生地点に近い場所で発着可能な場所がある場合は、活用を図るものとする。

注:大型ヘリ「ひばり」のみ可能

2 ヘリサイン整備状況

（青梅消防署資料、令和6年4月1日現在）

	場所		場所		場所
1	都立多摩高校	6	第六小学校	11	都営河辺町七丁目アパート
2	第二中学校	7	第七小学校	12	第七中学校
3	第六中学校	8	友田小学校	13	第三小学校
4	今井小学校	9	新町小学校	14	市立総合医療センター
5	霞台小学校	10	青梅消防署	15	都立青峰学園

【資料2-5-6】 災害派遣部隊活動拠点

名　　称 （所在地）	面　積 (㎡)	管理者	避難所・避難場所指定	地面の状態	備　　考
青梅ｽﾀｼﾞｱﾑ （今井 5-2348-1）	27,856 （うち駐車 2,900）	スポーツ推進課	無	芝・土	

第６章　災害情報収集伝達体制の整備

【資料2-6-1】 防災行政無線

1　防災行政無線(移動系)一覧表

（令和6年4月現在）

基地局

局名称・設置場所・建物名等	番号
統制台（代表）防災課　5Ｆ	100
統制リモコン　災害対策室 2F	110
統制リモコン　都市整備部管理課 5F	111
統制リモコン　環境部下水道課 6F	112
ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｻｰﾊﾞｰ　防災課	99

中継局

局名称・設置場所・建物名等	番号
ちがむら　直接波中継　基地向	120
ちがむら　直接波中継　直接向	121
今井　直接波中継　基地向	301
今井　直接波中継　直接向	131
沢井　直接波中継　基地向	140
沢井　直接波中継　直接向	141

半固定局

局名称	設置場所・建物名等	番号	グループ	局名称	設置場所・建物名等	番号	グループ
おうめ２０１	青梅市民センター	201	#00,01,07	おうめ２１１	今井市民センター	211	#00,01,07
おうめ２０２	長淵市民センター	202	#00,01,07	おうめ２１２	御岳山コミュニティ防災センター	212	#00,01,07
おうめ２０３	大門市民センター	203	#00,01,07	おうめ２１３	青梅消防署	213	#00,06
おうめ２０４	梅郷市民センター	204	#00,01,07	おうめ２１４	青梅警察署	214	#00,06
おうめ２０５	沢井市民センター	205	#00,01,07	おうめ２１５	市立総合医療センター	215	#00,07
おうめ２０６	小曾木市民センター	206	#00,01,07	おうめ２１６	天ヶ瀬体育館	216	#00,05,07
おうめ２０７	成木市民センター	207	#00,01,07	おうめ２１７	青梅駅	217	#00,06
おうめ２０８	東青梅市民センター	208	#00,01,07	おうめ２１８	総合体育館	218	#00,05,07
おうめ２０９	新町市民センター	209	#00,01,07	おうめ２１９	リサイクルセンター	219	#00,07
おうめ２１０	河辺市民センター	210	#00,01,07				

携帯機

局名称	設置場所・建物名等	番号	グループ	局名称	設置場所・建物名等	番号	グループ
おうめ３０２	災害対策本部	302	#00,04,10	おうめ３２４	災害対策本部	324	#00,04,10
おうめ３０３	災害対策本部	303	#00,04,10	おうめ３２５	災害対策本部	325	#00,04,10
おうめ３０４	災害対策本部	304	#00,04,10	おうめ３２６	災害対策本部	326	#00,04,10
おうめ３０５	災害対策本部	305	#00,04,10	おうめ３２７	災害対策本部	327	#00,04,10
おうめ３０６	災害対策本部	306	#00,04,10	おうめ３２８	災害対策本部	328	#00,04,10
おうめ３０７	災害対策本部	307	#00,04,10	おうめ３２９	災害対策本部	329	#00,04,10
おうめ３０８	災害対策本部	308	#00,04,10	おうめ３３０	災害対策本部	330	#00,04,10
おうめ３０９	災害対策本部	309	#00,04,10	おうめ３３１	災害対策本部	331	#00,04,10
おうめ３１０	災害対策本部	310	#00,04,10	おうめ３３２	災害対策本部	332	#00,04,10
おうめ３１１	災害対策本部	311	#00,04,10	おうめ３３３	災害対策本部	333	#00,04,10
おうめ３１２	災害対策本部	312	#00,04,10	おうめ３３４	災害対策本部	334	#00,04,10
おうめ３１３	災害対策本部	313	#00,04,10	おうめ３３５	災害対策本部	335	#00,04,10
おうめ３１５	災害対策本部	315	#00,04,10	おうめ３３６	災害対策本部	336	#00,04,10
おうめ３１６	災害対策本部	316	#00,04,10	おうめ３３７	災害対策本部	337	#00,04,10
おうめ３１７	災害対策本部	317	#00,04,10	おうめ３３８	災害対策本部	338	#00,04,10
おうめ３１８	災害対策本部	318	#00,04,10	おうめ３３９	災害対策本部	339	#00,04,10
おうめ３１９	災害対策本部	319	#00,04,10	おうめ３４０	災害対策本部	340	#00,04,10
おうめ３２０	災害対策本部	320	#00,04,10	おうめ３４１	災害対策本部	341	#00,04,10
おうめ３２１	災害対策本部	321	#00,04,10	おうめ３４２	災害対策本部	342	#00,04,10
おうめ３２２	災害対策本部	322	#00,04,10	おうめ４０８	災害対策本部	408	#00,03,10
おうめ３２３	災害対策本部	323	#00,04,10	おうめ４０９	災害対策本部	409	#00,03,10

車載携帯機

局名称	設置場所・建物名等	番号	グループ	局名称	設置場所・建物名等	番号	グループ
おうめ４０１	防災課(広報車)	401	#00,03,10	おうめ４０５	管理課（作業車008）	405	#00,03,10
おうめ４０２	土木課	402	#00,03,10	おうめ４０６	管理課（作業車009）	406	#00,03,10
おうめ４０３	管理課(パトロール車)	403	#00,03,10	おうめ４０７	下水道課	407	#00,03,10
おうめ４０４	管理課(作業車007)	404	#00,03,10				

グループ発信

#00　全局　一斉	#04　災害対策本部携帯機　一斉	#08
#01　市民センター　一斉	#05　避難所　一斉	#09
#02	#06　防災機関　一斉	#10　風水害　一斉
#03　車載携帯機　一斉	#07　市施設　一斉	

２ 防災行政無線(固定系)一覧表

（令和5年4月現在）

番号	受信所名	設置場所	番号	受信所名	設置場所
基地	市役所本庁舎	東青梅 1-11-1			
1	日向和田３丁目	日向和田 3-783	41	柚木町３丁目第１	柚木町 3-813-3
2	日向和田２丁目	日向和田 2-374-7	42	小曾木１丁目自治会館	小曾木 1-3395
3	第一中学校	裏宿町 615	43	小曾木市民センター運動広場	小曾木 3-1656-8
4	森下町	森下町 1125	44	小曾木４丁目	小曾木 4-2598-2
5	大柳町	大柳町 1538	45	黒沢２丁目	黒沢 2-1186
6	文化交流センター	上町 374	46	黒沢３丁目	黒沢 3-1599
7	ダイアパレスステーションプラザ青梅	本町 130-1	47	岩蔵第１	富岡 2-757
8	西分町２丁目	西分町 2-61-6	48	岩蔵第２	富岡 2-675-2
9	勝沼３丁目	勝沼 3-120-1	49	黒沢１丁目	黒沢 1-55-1
10	勝沼小曾木	勝沼 2-160-1	50	成木１丁目	成木 1-513
11	霞台第一住宅	河辺町 9-6-16	51	成木３丁目	成木 3-201-1
12	大門市民センター	大門 2-288	52	成木小学校	成木 3-423
13	今寺３丁目	今寺 3-418-6	53	成木八子谷	成木 4-839
14	塩船	塩船 120	54	成木出張所	成木 5-638-2
15	木野下２丁目	木野下 2-278-1	55	成木５丁目	成木 5-1229-1
16	八雲神社	藤橋 2-572	56	成木滝成	成木 6-115-1
17	今井市民センター	今井 2-909	57	成木６丁目	成木 6-291-1
18	今井５丁目	今井 5-2,477	58	成木７丁目	成木 7-1173
19	下久保公園	河辺町 4-6	59	成木極指	成木 7-1534
20	師岡町２丁目	師岡町 2-9-1	60	北小曾木	成木 8-203
21	大塚山	東青梅 2-8-14	61	成木８丁目	成木 8-529
22	根ヶ布自治会館	根ヶ布 1-378-1	62	成木夕倉	成木 8-799-2
23	多摩団地	根ヶ布 2-1372-68	63	成木白岩	成木 8-1114
24	友田町４丁目	友田町 4-118	64	霞台第２	野上町 3-9-28
25	東京恵明学園	友田町 2-715	65	都営住宅	河辺町 7-13
26	長淵２丁目	長淵 2-791	66	新町２丁目	新町 2-20-1
27	長淵５丁目	長淵 5-575	67	新町平松	新町 5-6-1
28	長淵８丁目	長淵 8-175-8	68	新町９丁目	新町 9-2002-1
29	駒木野	駒木町 2-46-1	69	新町３丁目	新町 3-59-12
30	千ヶ瀬町５丁目	千ヶ瀬町 5-626	70	鈴法寺公園	新町 1-22-18
31	千ヶ瀬町１丁目	千ヶ瀬町 1-14	71	末広公園	末広町 2-4
32	河辺町２丁目	河辺町 2-1027	72	藤橋調理場	藤橋 3-4
33	中先戸公園	河辺町 4-22	73	藤の木橋	藤橋 1-373-1
34	畑中神社	畑中 2-557-1	74	今井城跡	今井 1-554-1
35	和田町１丁目	和田町 1-418	75	早道公園	東青梅 5-17
36	第五小学校	梅郷 3-765-1	76	根ヶ布諏訪神社	根ヶ布 1-191-1
37	梅郷６丁目	梅郷 6-1310	77	御岳２丁目	御岳 2-297
38	柚木町運動広場	柚木町 2-316	78	二俣尾３丁目	二俣尾 3-562
39	御岳山	御岳山 17	79	平溝	二俣尾 5-143-1
40	御岳運動広場	御岳 1-115	80	長淵４丁目	長淵 4-356-1

番号	受信所名	設置場所	番号	受信所名	設置場所
81	長淵大荷田	長淵 9-948	104	成木二本竹	成木 3-1775
82	友田５丁目	友田町 5-348	105	青梅市役所	東青梅 1-11-1
83	千ヶ瀬４丁目	千ヶ瀬 4-258-8	106	滝ノ上児童遊園	滝ノ上町 1290
84	千ヶ瀬６丁目	千ヶ瀬 6-914	107	河辺小学校	河辺町 5-24
85	青梅総合高校	勝沼 1-39-2	108	古井戸公園	野上町 4-11
86	黒沢青梅坂	黒沢 3-1867-6	109	道間公園	師岡町 3-7
87	小曾木２丁目	小曾木 2-1051-6	110	鳥井戸公園	野上町 3-11
88	成木１丁目	成木 1-355	111	わかぐさ公園	河辺町 8-14
89	成木高土戸	成木 7-670-1	112	梨の木公園	河辺町 6-24
90	柚木町３丁目第２	柚木町 3-717	113	吹上天平運動広場	吹上 44-1
91	成木７丁目	成木 7-884	114	梅郷４丁目	梅郷 4-680-2
92	水窪公園	今井 3-22	115	駒木町１丁目	駒木町 1-653
93	東原公園	今寺 5-11	116	新田山公園	新町 7-33
94	梅郷１丁目	梅郷 1-10-1	117	沢井市民センター	沢井 2-682
95	都立誠明学園	新町 3-72-1	118	二俣尾４丁目	二俣尾 4-973
96	大門３丁目	大門 3-16-22	119	二俣尾１丁目	二俣尾 1-201-4
97	南白はけ公園	河辺町 6-11	120	霞台中学校	師岡町 4-6
98	長淵市民センター	長淵 6-491-3	121	今井小学校	今井 2-947-1
99	小曾木３丁目	小曾木 3-1903-1	122	富士塚公園	新町 5-22
100	日向和田１丁目	日向和田 1-116-10	123	杣保葛神社	藤橋 2-107
101	新町５丁目	新町 5-52-1	124	御岳本町	御岳本町 373-2
102	青梅市共同利用工場	今井 3-4-15	125	畑中１丁目	畑中 1-99
103	柚木町１丁目	柚木町 1-69-4	126	畑中戸田山公園	畑中 3-898-2

【資料2-6-2】 災害時優先電話

（平成30年４月現在）

設 置 場 所
電話交換機内３回線
市民安全部防災課
記者クラブ

【資料2-6-3】 アマチュア無線

（平成30年4月現在）

名　称	所在地	会　員	コールサイン（会）
青梅アマチュア無線クラブ	河辺町4-9-2	45人	JA1ZYG

第７章　医療救護対策

【資料2-7-1】 災害拠点病院・災害拠点連携病院

1 災害拠点病院

二次医療圏・施設名		所在地		電話番号	病床数	三次救急	ヘリ離着陸
西多摩					計 1,142		
	☆市立総合医療センター	青梅市東青梅 4-16-5		0428―22―3191	521	○	○
	公立阿伎留医療センター	あきる野市引田 78-1		042―558―0321	305		
	公立福生病院	福生市加美平 1-6-1		042―551―1111	316		
南多摩					計 3,061		
	☆東京医科大学八王子医療センター	八王子市館町 1163		042―665―5611	610	○	○
	東海大学八王子病院	八王子市石川町 1838		042―639―1111	500		○
	日本医科大学多摩永山病院	多摩市永山 1-7-1		042―371―2111	405	○	
	東京都立多摩南部地域病院	多摩市中沢 2-1-2		042―338―5111	287		
	稲城市立病院	稲城市大丸 1171		042―377―0931	290		
	町田市民病院	町田市旭町 2-15-41		042―722―2230	447		
	南町田病院	町田市鶴間 4-4-1		042―799―6161	222		
	日野市立病院	日野市多摩平 4-3-1		042―581―2677	300		
北多摩西部					計 1,189		
	★国立病院機構災害医療センター	立川市緑町 3256		042―526―5511	455	○	○
	立川病院	立川市錦町 4-2-22		042―523―3131	450		
	東大和病院	東大和市南街 1-13-12		042―562―1411	284		
北多摩南部					計 3,795		
	武蔵野赤十字病院	武蔵野市境南町 1-26-1		0422―32―3111	611	○	○
	☆東京都立多摩・小児総合医療センター	府中市 武蔵台 2-8-29	多摩	042―323―5111	889	○	○
			小児	042―300―5111	561		
	杏林大学医学部付属病院	三鷹市新川 6-20-2		0422―47―5511	1,153	○	○
	東京慈恵会医科大学附属第三病院	狛江市和泉本町 4-11-1		03―3480―1151	581		
北多摩北部					計 1,527		
	☆公立昭和病院	小平市花小金井 8-1-1		042―461―0052	485	○	
	佐々総合病院	西東京市田無町 4-24-15		042―461―1535	183		
	東京都立多摩北部医療センター	東村山市青葉町 1-7-1		042―396―3811	337		
	国立病院機構東京病院	清瀬市竹丘 3-1-1		042―491―2111	522		

★印は広域基幹災害拠点病院、☆印は地域災害拠点中核病院を表す。

三次救急とは、救命救急センター等の三次救急医療施設をいう。

2 災害拠点連携病院

二次医療圏・施設名		所在地	電話番号	病床数	三次救急	ヘリ離着陸
西多摩	高木病院	青梅市今寺 5-18-19	0428―31―5255			

【資料2-7-2】 市内医療機関

【 病院 】

医療機関名	所在地	電話	診療科目
市立総合医療センター	東青梅 4-16-5	22-3191	内・小・放・外・整・皮・泌・産・婦・眼・耳・精・麻・リハ・脳・呼・歯外・消・循・リウ・内糖・血・胸・救・心臓血管外科・乳・形
青梅地区	**所在地**	**電話**	**診療科目**
田中医院	西分町 2-53	22-2762	内・循
笹本医院	住江町 58	24-3955	内・小・皮
青梅駅前耳鼻咽喉科	本町 120	84-0506	耳・ア
青梅医院	仲町 241	22-2043	内・小
大河原森本医院	仲町 251	22-2047	内・小・皮・リハ・循・消
青梅整形外科内科	仲町 291-1F	24-3323	内・整・皮・リハ
後藤眼科診療所	森下町 508	22-3202	眼
青梅三慶病院	大柳町 1412	24-7501	内・整・循・リハ
長淵地区	**所在地**	**電話**	**診療科目**
三田眼科	長淵 1-52	24-1345	眼
下奥多摩医院	長淵 4-376-1	22-2580	内・小・外・麻・婦
鈴木慈光病院	長淵 5-1086	22-3126	心内・精・内
井上医院	長淵 7-379	24-2552	内・胃・小・外
多摩リハビリテーション病院	長淵 9-1412-4	24-3798	内・皮・リハ・整・放
友田クリニック	友田町 3-136-1	25-1173	内・循・消
進藤医院	千ヶ瀬町 5-610-11	78-3111	内・小・リハ
大門地区	**所在地**	**電話**	**診療科目**
青梅かすみ台クリニック	野上町 3-2-7	20-2334	内
荒巻医院	野上町 4-3-6	24-8561	内・小・循
足立医院	野上町 4-9-21	24-6303	内・外・皮・泌
青梅慶友病院	大門 1-681	24-3020	内・精・リハ
東原診療所	今寺 5-10-46	33-9250	内・小・ア
きくち耳鼻咽喉科クリニック	今寺 5-12-3	32-4187	耳
高木病院	今寺 5-18-19	31-5255	内・循・外・脊・肛・リハ・神内・消・呼内・整・泌・リウ・皮・麻・放
梅郷地区	**所在地**	**電話**	**診療科目**
梅郷診療所	梅郷 3-755-1	76-0112	内・小・循
沢井地区	**所在地**	**電話**	**診療科目**
二俣尾診療所	二俣尾 4-954-1	78-8981	内・歯・小・美
沢井診療所	沢井 2-850-3	78-8432	内・小・呼
御岳山診療所	御岳山 95	78-9521	内・小・呼
小曾木地区	**所在地**	**電話**	**診療科目**
博仁会診療所	富岡 1-318	74-4411	内
東京青梅病院	富岡 3-1254	74-7111	内・精
長生病院	小曾木 1-3438	74-4771	内
愛弘園診療所	小曾木 4-2590	74-4355	内
小曾木診療所	小曾木 4-2787-3	74-5340	内・小・皮
青梅東部病院	黒沢 1-619-9	74-7711	内・精・神内
成木地区	**所在地**	**電話**	**診療科目**
青梅成木台病院	成木 1-447	74-4111	精・内
成木長生病院	成木 4-576	74-5121	精・歯・内

東青梅地区	所在地	電話	診療科目
東青梅診療所	東青梅 1-7-5	25-8651	内・小・泌・外・眼
野村医院	東青梅 1-7-7 清水ビル 2F	23-8741	内・消
青梅市休日夜間診療所	東青梅 1-167-1	20-7708	内・小
小林医院	東青梅 2-10-2	24-2819	内・外
ひがし青梅腎クリニック	東青梅 2-19-10	25-8080	人工透析内科
林レディースクリニック	東青梅 3-8-8	20-1887	内・産・婦
やすらぎ在宅診療所	東青梅 4-17-16	21-3355	内
東青梅整形外科医院	東青梅 5-21-17	21-3681	外・整・リハ
土田医院	根ヶ布 2-1370-37	84-0801	内・外・消
濱松皮膚科	師岡町 3-14-19	22-0150	皮
中島内科・循環器科クリニック	師岡町 3-19-13	20-2611	内・循
瀧川メンタルクリニック	師岡町 4-1-8	25-2277	神・精・心内
新町地区	**所在地**	**電話**	**診療科目**
青梅耳鼻咽喉科	新町 2-16-2	34-9833	耳
新町皮フ科	新町 2-16-2	33-1112	皮・美容皮膚科
しんまち総合クリニック	新町 2-18-7	78-2323	内・脳・ア・皮・リウ・心内・整
千葉医院	新町 2-32-1	34-5888	内・外・整・リハ
皮膚科・アレルギー科メディカルクリニック	新町 3-3-1 宇源ビル 1F	33-3109	皮・ア
あさひ整形外科クリニック	新町 3-3-1 宇源ビル 2F	32-4567	整・内・形・リハ・リウ
みしま泌尿器科クリニック	新町 3-3-1 宇源ビル 2F	30-3567	泌・内
新町クリニック	新町 3-53-5	31-5301	内・消・婦・神内・外・循・漢方内科
ホームケアクリニック青梅	新町 3-66-3	32-3663	内・呼内
酒井医院	新町 4-1-13	32-5432	内
野本医院	新町 5-11-60	31-7155	内・消・胃・循
ゆだクリニック	新町 6-5-1	30-0880	内・循・呼内
青梅順心眼科クリニック	新町 9-4-4	31-4146	眼
東京海道病院	末広町 1-4-5	32-0111	精・歯・内
河辺地区	**所在地**	**電話**	**診療科目**
ひまわり在宅診療所	河辺町 4-8-7	84-2191	内
ナルケンキッズクリニック	河辺町 4-20-4	21-0252	小
青梅腎クリニック	河辺町 5-1-4	23-8100	人工透析内科
丹生クリニック	河辺町 5-13-5 シャルマン・ファミーユ東京 1F	20-0078	内・胃
中野クリニック	河辺町 5-21-3 ベリテビル 3F	24-8771	精・神
坂元医院	河辺町 5-21-3 ベリテビル 1F	21-0019	内・胃・外
吉野医院	河辺町 8-7-7	31-2350	内・小
なごみクリニック	河辺町 8-13-19	31-8038	内・小
小作クリニック	河辺町 8-19-1	32-9022	内
こみ内科クリニック	河辺町 10-7-1	21-1114	内・糖内・腎・循・リウ
河辺駅前クリニック	河辺町 10-11-1 1F	21-5588	内・小・ア
かごしま眼科	河辺町 10-12-14 加藤ビル 1F	21-7909	眼
河辺皮膚科メンタルクリニック	河辺町 10-13-1	24-3055	皮・精・心内
片平医院	河辺町 10-16-20	21-1741	内・皮・放
今井地区	**所在地**	**電話**	**診療科目**
百瀬医院	藤橋 2-10-2	31-3328	内・小
藤橋内科クリニック	藤橋 3-10-24	32-2513	内
武蔵野台病院	今井 1-2586	31-6632	内・神内・リハ
青梅今井病院	今井 1-2609-2	31-8821	内・リハ
大堀医院	今井 5-2440-178	31-9098	内・小

診療科目略号

診療科目略号	診療科目	診療科目略号	診療科目	診療科目略号	診療科目
内	内科	ア	アレルギー科	耳	耳鼻咽喉科
呼	呼吸器科	リウ	リウマチ科	皮	皮膚科
消	消化器科	外	外科	泌	泌尿器科
胃	胃腸科	整	整形外科	リハ	リハビリテーション科
循	循環器科	形	形成外科	放	放射線科
小	小児科	脳	脳神経外科	麻	麻酔科
精	精神科	脊	脊髄外科	歯	歯科
神	神経科	糖内	糖尿病内科	歯外	歯科口腔外科
神内	神経内科	産	産科	肛	肛門科
心内	心療内科	婦	婦人科	腎	腎臓内科
呼内	呼吸器内科	眼	眼科	内糖	内分泌糖尿病科
血	血液内科	胸	胸部外科	頭	頭頸部外科
救	救急科	美	美容外科		

【 歯 科 医 】

青梅地区	所在地	電話
片桐歯科医院	勝沼 3-71	23-8456
櫻岡歯科医院	西分町 2-62	22-2650
山崎歯科医院	西分町 2-85	24-2516
ホワイト歯科クリニック	本町 130-1	23-6600
鈴木進歯科医院	本町 202-5 グリーンコーポ青梅	22-5555
武藤歯科医院	滝ノ上町 1235	22-2825
長淵地区	**所在地**	**電話**
中丸歯科クリニック	長淵 1-9	21-5500
三田歯科医院	長淵 1-57-1	21-3941
下奥多摩歯科医院	長淵 4-376-1	23-8818
やまだ歯科医院	千ヶ瀬町 3-403-3 ハシモトビル 2F	22-0139
大門地区	**所在地**	**電話**
佐藤歯科医院	野上町 2-21-3	22-3954
かすみ台歯科医院	野上町 3-4-13 コーポ栄 1F	24-4181
関口歯科医院	野上町 4-1-4 浜中ビル 1F	24-7304
斉藤歯科医院	野上町 4-14-13 ジェームスビル 1F1 号室	24-2021
しまざき歯科医院	谷野 56-1	32-8217
百瀬歯科医院	今寺 4-24-2	31-5006
梅郷地区	**所在地**	**電話**
梅郷歯科クリニック	梅郷 4-702-3	77-0648
鈴木歯科医院	梅郷 6-1226	76-0413
ひろせ歯科クリニック	柚木町 1-265-1	77-0666
沢井地区	**所在地**	**電話**
S.H.I デンタルクリニック	二俣尾 3-843-6	85-8899
小曾木地区	**所在地**	**電話**
小曾木歯科	小曾木 4-2244	74-6480
成木地区	**所在地**	**電話**
北小曾木歯科診療所	成木 8-410	74-4744
東青梅地区	**所在地**	**電話**
東青梅歯科医院	東青梅 1-2-5 東青梅志村ビル 2F	21-6480
志村歯科医院	東青梅 1-4-3	22-3711
青梅プラザ歯科	東青梅 1-7-7 清水建設工業所 1F	84-0620
山中歯科医院	東青梅 1-9-8	22-2875
ハニーデンタルクリニック	東青梅 2-13-20	24-0821
池田歯科医院	東青梅 2-20-26	24-2322
はたの歯科医院	東青梅 3-9-14	22-0118
デンタルクリニック関	東青梅 3-21-36	21-5481
長谷川歯科医院	東青梅 5-9-24	24-8014
高橋スマイル歯科	東青梅 5-16-24	24-8455
三井歯科医院	東青梅 5-20-10	24-7471
師岡町歯科医院	師岡町 3-16-4 第 3 丸吉 1F	25-8055
Dentrust 河辺	師岡町 3-19-8 ヴィレッジ青梅 1F	22-1181
斉藤歯科医院	師岡町 4-5-33 ジェームスビル 1F1 号室	24-2021

新町地区	所在地	電話
武尾歯科医院	新町 1-24-12	31-6470
武藤歯科クリニック	新町 3-31-3	31-8848
かがみ歯科医院	新町 3-67-5	32-1789
小沢歯科医院	新町 3-70-9	32-0082
アピス歯科医院	新町 5-2-8 小作アピスビル 1 号室	33-1188
浜口ファミリー歯科医院	新町 5-32-7 ファミリービル 1F	32-7177
みのりのもり歯科	新町 6-16-15 ベイシア青梅インター店 1F	32-1111
さくら歯科クリニック	新町 7-47-18	31-2131
ラーレひまわり歯科	新町 9-2016-14	34-9685
河辺地区	**所在地**	**電話**
上田歯科医院	河辺町 4-21-2	24-4182
高野歯科クリニック	河辺町 5-5-12	21-4970
河辺南口デンタルクリニック	河辺町 5-7-4-2F	20-8333
すずの木歯科クリニック	河辺町 5-10-10	25-0205
河辺歯科医院	河辺町 5-25-2	24-8046
菊池歯科医院	河辺町 7-1-14	31-1319
橋本歯科医院	河辺町 7-4-55	32-7370
野中歯科医院	河辺町 7-6-5	27-4367
本間歯科医院	河辺町 9-9-2	22-3243
北島歯科医院	河辺町 10-5-15	24-1081
近藤歯科医院	河辺町 10-8-8 三晴ビル 1F	78-3219
山下歯科医院	河辺町 10-12-37 2F	22-0203
今井地区	**所在地**	**電話**
モモセオーラルケアクリニック	藤橋 2-560-44	78-0418
プラム歯科	藤橋 3-1-12	33-4182
荻野歯科三ツ原診療所	藤橋 3-9-7	31-6480

【資料2-7-3】 AED(自動体外式除細動器)設置場所

青梅地区	所在地	成木地区	所在地
風の子・太陽の子広場	勝沼 2-469	成木小学校	成木 3-423-1
永山体育館	住江町 25	第七中学校	成木 4-544-2
永山公園総合グランド	本町 217	成木市民センター	成木 4-644
第一小学校	本町 223	旧北小曽木ふれあいセンター	成木 8-876
青梅図書館	仲町 268-9	**東青梅地区**	**所在地**
青梅市民センター	上町 374	青梅市役所(4 階東側)	東青梅 1-11-1
第一中学校	裏宿町 615	青梅市役所(1 階西側)	東青梅 1-11-1
天ヶ瀬体育館	天ヶ瀬町 1111-1	青梅市健康センター	東青梅 1-174-1
美術館	滝ノ上町 1346	青梅市福祉センター	東青梅 1-177-3
日向和田第 2 ポンプ場	日向和田 1-252	東青梅センタービル 3 階	東青梅 1-2-5
長淵地区	**所在地**	第四小学校	東青梅 6-1-1
郷土博物館	駒木町 1-684	東青梅市民センター	師岡町 3-9-6
第二小学校	長淵 4-437	霞台中学校	師岡町 4-6-1
市民斎場	長淵 5-698-2	**新町地区**	**所在地**
長淵市民センター	長淵 6-492-1	若草小学校	新町 1-15-1
友田小学校	友田町 5-332	霞台小学校	新町 1-35-1
友田レクリエーション広場	友田町 5-340	泉中学校	新町 1-37
第二中学校	千ヶ瀬町 2-155	子育て支援センター	新町 2-21-9
大門地区	**所在地**	東小中学校	新町 3-72-1
吹上中学校	吹上 1	新町市民センター	新町 4-17-1
吹上小学校	吹上 176-1	新町中学校	新町 5-20-1
障がい者サポートセンター	大門 2-261-1	新町小学校	新町 5-21-1
大門市民センター	大門 2-288	リサイクルセンター	新町 6-9-1
第三中学校	大門 2-301	新田山公園	新町 7-33
第三小学校	大門 2-317	**河辺地区**	**所在地**
交通公園	大門 3-14-3	市民球技場	河辺町 1-872-1
東原公園	今寺 5-11	住友金属鉱山アリーナ青梅	河辺町 4-16-1
梅郷地区	**所在地**	河辺小学校	河辺町 5-24
梅郷市民センター	梅郷 3-749-1	河辺市民センター	河辺町 6-18-1
第五小学校	梅郷 3-765-1	わかぐさ公園	河辺町 8-14-3
西中学校	梅郷 6-1460-1	中央図書館	河辺町 10-8-1 B
沢井地区	**所在地**	**今井地区**	**所在地**
第六小学校	二俣尾 3-903-1	藤橋小学校	藤橋 3-13-1
沢井市民センター	沢井 2-682	今井市民センター	今井 2-908-1
御岳交流センター	御岳本町 362-8	今井小学校	今井 2-947-1
消防団第 5 分団第 4 部詰所	御岳山 114	青梅スタジアム	今井 5-2348-1
小曾木地区	**所在地**	自立センター	今井 5-2434-2
小曾木市民センター	小曾木 3-1656-1		
第七小学校	小曾木 3-1880-1		
ちがむら球技場	小曾木 3-2166		
第六中学校	小曾木 4-2040		
花木園	小曾木 4-2615-1		

※市内のすべての AED 設置施設を掲載しているものではありません。
また、各施設とも原則として開場時間（営業時間）内の使用に限られます。

第８章　帰宅困難者対策

【資料2-8-1】 東京都帰宅困難者対策条例

東京都帰宅困難者対策条例

目次

第一章 総則（第一条―第六条）
第二章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進（第七条―第九条）
第三章 安否確認及び情報提供（第十条・第十一条）
第四章 一時滞在施設の確保（第十二条）
第五章 帰宅支援（第十三条）
第六章 雑則（第十四条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、大規模な地震その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生したことに伴い、公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しがない場合において、多数の帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。）が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するために、東京都（以下「都」という。）、都民及び事業者（事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。以下同じ。）の責務を明らかにし、帰宅困難者対策の推進に必要な体制を確立するとともに、施策の基本的事項を定めることにより、帰宅困難者対策を総合的かつ計画的に推進し、もって都民の生命、身体及び財産の保護並びに首都機能の迅速な回復を図ることを目的とする。

（知事の責務）

第二条 知事は、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時における帰宅困難者による混乱及び事故の発生等を防止するため、帰宅困難者対策について実施計画を策定し、総合的に推進しなければならない。

２ 知事は、大規模災害の発生により、多数の帰宅困難者が生じ、又は生じるおそれがあると認める場合並びに帰宅困難者による混乱及び事故の発生等の危険性が回避され、安全に帰宅することができると認める場合は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、必要な措置を講じなければならない。

３ 知事は、前二項に規定する帰宅困難者対策を実施するに当たっては、高齢者、障害者、外国人等の災害時に援護を要する者に対して、特に配慮しなければならない。

（都民の責務）

第三条 都民は、大規模災害の発生に備えて、あらかじめ、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

２ 都民は、大規模災害の発生時に自らの安全を確保するため、むやみに移動しないよう努めるとともに、都、区市町村、事業者その他関係機関が行う帰宅困難者対策に協力し、かつ、自発的な防災活動を行うよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第四条 事業者は、その社会的責任を認識して、従業者の安全並びに管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、大規模災害の発生時において、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。

２ 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の

確認その他必要な準備を行うことを従業者へ周知するよう努めなければならない。

3 事業者は、管理する施設の周辺において多数の帰宅困難者が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するため、都、区市町村、他の事業者その他関係機関及び当該施設の周辺地域における住民との連携及び協力に努めなければならない。

4 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業者の施設内での待機に係る方針、安全に帰宅させるための方針等について、東京都震災対策条例（平成十二年東京都条例第二百二号）第十条に規定する事業所防災計画その他の事業者が防災のために作成する計画において明らかにし、当該計画を従業者へ周知するとともに、定期的に内容の確認及び改善に努めなければならない。

（帰宅困難者対策実施状況の報告）

第五条 知事は、帰宅困難者対策の実施状況を確認するため、事業者等（前条及び次章から第五章までの規定に係る帰宅困難者対策を実施する者をいう。以下同じ。）に報告を求めることができる。

（事業者等に対する支援）

第六条 知事は、必要があると認めるときは、事業者等に対して支援を行うものとする。

第二章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進

（従業者の一斉帰宅抑制）

第七条 事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、従業者に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講じることにより、従業者が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。

2 事業者は、前項に規定する従業者の施設内での待機を維持するために、知事が別に定めるところにより、従業者の三日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

（公共交通事業者等による利用者の保護）

第八条 鉄道事業者その他公共交通事業者は、公共交通機関の運行の停止により管理する施設内において多数の帰宅困難者が生じた場合は、管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他公共交通機関の利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 百貨店、展示場、遊技場等の集客施設に係る設置者又は管理者は、設置し、又は管理する施設内で多数の帰宅困難者が生じた場合は、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 前二項に規定する施設以外の施設に係る設置者又は管理者は、前二項の規定に準じて、施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（学校等における生徒等の安全確保）

第九条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下この条において「法」という。）第一条に規定する学校をいう。）、専修学校（法第百二十四条に規定する専修学校をいう。）及び各種学校（法第百三十四条に規定する各種学校をいう。）並びに保育所その他の子育て支援を行うことを目的とする施設の設置者又は管理者は、大規模災害の発生時に、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、幼児、児童、生徒等に対し、当該施設内での待機の指示その他安全確保のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第三章 安否確認及び情報提供

（安否確認及び情報提供のための体制整備）

第十条 知事は、大規模災害の発生時において安否情報の確認及び災害関連情報その他の情報（以下「災害関連情報等」という。）の提供を行うため、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するために必要な体制を確立しなければならない。

（安否確認手段の周知等）

第十一条 知事は、大規模災害の発生時において都民及び事業者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供を行わなければならない。

２ 事業者等は、大規模災害の発生時において従業者、利用者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供に努めなければならない。

第四章 一時滞在施設の確保

（一時滞在施設の確保等）

第十二条 知事は、都が所有し、又は管理する施設の中から、大規模災害の発生時に帰宅困難者を一時的に受け入れる施設（以下この条において「一時滞在施設」という。）を指定し、都民及び事業者等に周知しなければならない。

２ 知事は、一時滞在施設の確保に向け、都が所有し、又は管理する施設以外の公共施設又は民間施設に関し、国、区市町村及び事業者に協力を求め、帰宅困難者を受け入れる体制を整備しなければならない。

３ 知事は、区市町村、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時において帰宅困難者の一時滞在施設への円滑な受入れのために必要な措置を講じなければならない。

第五章 帰宅支援

（帰宅支援）

第十三条 知事は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、大規模災害の発生時における公共交通機関の運行の停止に係る代替の交通手段及び輸送手段並びに災害時帰宅支援ステーション（徒歩により帰宅する者に飲料水、便所、災害関連情報等の提供等を行う店舗等をいう。）を確保するとともに、災害関連情報等の提供その他必要な措置を講じることにより、帰宅する者の安全かつ円滑な帰宅を支援しなければならない。

第六章 雑則

（委任）

第十四条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

第９章　避難者対策

【資料2-9-1】 指定緊急避難場所・指定避難所・二次避難所（福祉避難所）

（令和６年７月現在）

1　指定緊急避難場所

震災時避難場所 （◎、〇） 地震、大規模な火事	66 箇 所	建物倒壊や火災延焼等の危険から安全を確保するための広場の施設 ◎：屋内施設およびグラウンド等広場がある 〇：グランド等広場のみ ×：不適
風水害時避難場所 （◎、〇） 洪水・土砂災害・ 内水氾濫	40 箇 所	土砂災害や浸水害等の危険から安全を確保するため、避難指示を発令した際に必要に応じて開設する屋内施設の避難場所 ◎：施設のすべてが区域外のため使用可 〇：区域外だが鉄筋コンクリート造施設上階を使用可 ◎1、〇1：上記のうち高齢者等避難を発令した際に自主避難者の受入れを行う施設 ×：不適（土砂災害特別警戒区域もしくは避難に適さない浸水予想区域内施設） ―：不適（屋内施設なし）

地区名	施設名・所在地等			指定緊急避難場所	
	番号	避難場所名称	所在地	震災時	風水害時
①青梅地区 勝沼、西分町、 住江町、本町、 仲町、上町、 森下町、裏宿町、 天ヶ瀬町、滝ノ上町、 大柳町、日向和田	1	都立青梅総合高校	勝沼60-1	◎	〇
	2	永山公園グラウンド	本町217	〇	―
	3	市立第一小学校	本町223	◎	×
	4	青梅文化交流センター	上町374	◎	◎1
	5	天ヶ瀬体育館	天ヶ瀬町1111-1	◎	〇
	6	天ヶ瀬運動広場	天ヶ瀬町1111-1	〇	―
	7	市立第一中学校	裏宿町615	◎	◎
	8	日向和田2丁目児童遊園	日向和田2-374-7	〇	―
②長淵地区 駒木町、長淵、 友田町、千ヶ瀬町	1	駒木町1丁目運動広場	駒木町1-9-1	〇	―
	2	市立第二小学校	長淵4-437	◎	〇
	3	長淵市民センター	長淵6-492-1	◎	◎1
	4	市立友田小学校	友田町5-332	◎	〇
	5	市立第二中学校	千ヶ瀬町2-155	◎	◎
③大門地区 吹上、野上町、 大門、塩船、 谷野、木野下、 今寺	1	市立吹上中学校	吹上1	◎	◎
	2	市立吹上小学校	吹上176-1	◎	◎
	3	大門市民センター	大門2-288	◎	◎1
	4	市立第三中学校	大門2-301	◎	◎
	5	市立第三小学校	大門2-317	◎	〇
	6	東原公園グラウンド	今寺5-11	〇	―
④梅郷地区 畑中、和田町、 梅郷、柚木町	1	畑中保育園	畑中2-593	〇	―
	2	和田町運動広場	和田町2-422-1	〇	―
	3	梅郷市民センター	梅郷3-749-1	◎	◎1
	4	市立第五小学校	梅郷3-765-1	◎	◎
	5	市立西中学校	梅郷6-1460-1	◎	〇
	6	柚木町運動広場	柚木町2-313-1	〇	―
	7	柚木苑地駐車場	柚木町3-643	〇	―
⑤沢井地区 二俣尾、沢井、 御岳本町、御岳、 御岳山	1	市立第六小学校	二俣尾3-903-1	◎	◎
	2	二俣尾五丁目第2運動広場	二俣尾5-164	〇	―
	3	沢井市民センター	沢井2-682	◎	〇1多目的室
	4	御岳本町児童遊園	御岳本町167-1	〇	―
	5	御岳本町運動広場	御岳本町224-3	〇	―
	6	御岳運動広場	御岳1-115	〇	―
	7	御岳山ふれあいセンター	御岳山38-2	◎	◎

地区名	施設名・所在地等			指定緊急避難場所	
	番号	避難場所名称	所在地	震災時	風水害時
⑥小曾木地区 富岡、小曾木、黒沢	1	富岡3丁目運動広場	富岡3-1168	○	—
	2	小曾木2丁目運動広場	小曾木2-633	○	—
	3	小曾木市民センター	小曾木3-1656-1	◎	○1
	4	市立第七小学校	小曾木3-1880-1	◎	○
	5	市立第六中学校	小曾木4-2040	◎	◎
	6	黒沢中央運動広場	黒沢2-991-1	○	—
⑦成木地区 成木	1	市立成木小学校	成木3-423-1	◎	○
	2	市立第七中学校	成木4-544-2	◎	○
	3	成木市民センター	成木4-644	◎	×
	4	旧上成木ふれあいセンター	成木7-902	○	—
	5	旧北小曽木ふれあいセンター	成木8-676	○	—
⑧東青梅地区 東青梅、根ヶ布、師岡町	1	青梅市役所	東青梅1-11-1	○	◎1
	2	市立第四小学校	東青梅6-1-1	◎	◎
	3	東青梅市民センター	師岡町3-9-6	◎	◎1
	4	市立霞台中学校	師岡町4-6-1	◎	◎
⑨新町地区 新町、末広町	1	市立若草小学校	新町1-15-1	◎	◎
	2	市立霞台小学校	新町1-35-1	◎	◎
	3	市立泉中学校	新町1-37	◎	◎
	4	都立誠明学園グラウンド	新町3-72-1	○	—
	5	新町市民センター	新町4-17-1	◎	◎1
	6	市立新町中学校	新町5-20-1	◎	○
	7	市立新町小学校	新町5-21-1	◎	◎
	8	都農林総合研究センター青梅庁舎	新町6-7-1	○	—
	9	新田山公園	新町7-33	○	—
⑩河辺地区 河辺町	1	河辺町南自治会館	河辺町2-1026	○	—
	2	総合体育館	河辺町4-16-1	◎	◎
	3	市立河辺小学校	河辺町5-24	◎	◎
	4	河辺市民センター	河辺町6-18-1	◎	◎1
	5	わかぐさ公園	河辺町8-14-3	○	—
⑪今井地区 藤橋、今井	1	市立藤橋小学校	藤橋3-13-1	◎	◎
	2	今井市民センター	今井2-908-1	◎	◎1
	3	市立今井小学校	今井2-947-1	◎	×
	4	自立センター	今井5-2434-2	○	◎

※避難対象地区は目安

2　指定避難所　32箇所

管轄地区	指定避難所	所在地	体育館面積	想定収容人数
青梅地区		（計）	—	1,537
	都立青梅総合高校	勝沼 1-60	1,056	640
	市立第一小学校	本町 223	641	388
	市立第一中学校	裏宿町 615	840	509
長淵地区		（計）	—	1,385
	市立第二小学校	長淵 4-437	832	504
	市立友田小学校	友田町 5-332	662	401
	市立第二中学校	千ヶ瀬町 2-155	792	480
大門地区		（計）	—	1,739
	市立吹上小学校	吹上 176-1	679	412
	市立吹上中学校	吹上 1	727	441
	市立第三小学校	大門 2-317	596	361
	市立第三中学校	大門 2-301	866	525
梅郷地区		（計）	—	799
	市立第五小学校	梅郷 3-765-1	621	376
	市立西中学校	梅郷 6-1460-1	698	423
沢井地区		（計）	—	895
	市立第六小学校	二俣尾 3-903-1	660	400
	沢井市民センター	沢井 2-682	569	345
	御岳山ふれあいセンター	御岳山 38-2	247	150
小曾木地区		（計）	—	749
	市立第七小学校	小曾木 3-1880-1	588	356
	市立第六中学校	小曾木 4-2040	648	393
成木地区		（計）	—	742
	市立成木小学校	成木 3-423-1	686	416
	市立第七中学校	成木 4-544-2	538	326
東青梅地区		（計）	—	1,220
	市立第四小学校	東青梅 6-1-1	605	367
	東青梅市民センター	師岡町 3-9-6	710	430
	市立霞台中学校	師岡町 4-6-1	698	423
新町地区		（計）	—	1,819
	市立霞台小学校	新町 1-35-1	468	284
	市立泉中学校	新町 1-37	720	436
	市立若草小学校	新町 1-15-1	615	373
	市立新町小学校	新町 5-21-1	479	290
	市立新町中学校	新町 5-20	720	436
河辺地区		（計）	—	2,033
	総合体育館	河辺町 4-16-1	2,157	1,307
	市立河辺小学校	河辺町 5-24	468	284
	河辺市民センター	河辺町 6-18-1	729	442
今井地区		（計）	—	706
	市立今井小学校	今井 2-947-1	540	327
	市立藤橋小学校	藤橋 3-13-1	625	379
合計			—	13,624

二次避難所(福祉避難所)　10 箇所

番号	避難所名称	所在地	避難対象者	震災時	風水害時
1	青梅市福祉センター	東青梅 1-177-3	高齢者・障がい者等	―	○
2	第2こどもクラブ	長淵 4-437	妊産婦・乳幼児等	○	○
3	子育て支援センター	新町 2-21-9	妊産婦・乳幼児等	○※	○
4	千ヶ瀬こどもクラブ	千ヶ瀬町 2-262-13	妊産婦・乳幼児等	○	○
5	大門こどもクラブ	大門 1-364-1	妊産婦・乳幼児等	○	○
6	新町こどもクラブ	新町 5-7-16	妊産婦・乳幼児等	○	○
7	新町第 2 こどもクラブ	新町 5-7-15	妊産婦・乳幼児等	○	○
8	障がい者サポートセンター	大門 2-261-1	障がい者等	○	○
9	自立センター	今井 5-2434-2	障がい者等	○	○
10	東京都立青峰学園	大門 3-12	障がい者等	○	○

二次避難所

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者を対象に、介護等の必要なサービスを提供することのできる避難所。

※子育て支援センターについては平成25年度に耐震診断を行った結果、耐震性が確認できたため、震災時においても追加指定。

【資料2-9-2】 青梅市避難行動要支援者の情報の提供等に関する条例

青梅市避難行動要支援者の情報の提供等に関する条例

令和5年3月31日
条例第 16 号

（目的）
第1条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）の規定にもとづく、避難行動要支援者に対する避難支援等を実施するための名簿および個別避難計画の作成ならびに避難支援等関係者への情報の提供等に関し必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護することを目的とする。
（定義）
第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（1） 避難行動要支援者　青梅市の区域内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものとして、規則で定める要件を満たすものをいう。
（2） 避難支援等　避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
（3） 避難支援等関係者　避難支援等の実施に携わる関係者であって、規則で定めるものをいう。
（4） 避難行動要支援者名簿　避難支援等を実施するための基礎とする名簿をいう。
（5） 名簿情報　避難行動要支援者名簿に記載し、または記録された情報をいう。
（6） 個別避難計画　名簿情報にかかる避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画をいう。
（7） 個別避難計画情報　個別避難計画に記載し、または記録された情報をいう。
（8） 避難支援等実施者　避難支援等関係者のうち当該個別避難計画にかかる避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。
（9） 名簿情報等　名簿情報および個別避難計画情報をいう。
（避難行動要支援者名簿の作成）
第3条　青梅市長（以下「市長」という。）は、法第 49 条の 10 の規定により、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。
2　避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する規則で定める事項を記載し、または記録するものとする。
（名簿情報の提供等）
第4条　市長は、法第 49 条の 11 第2項の規定により、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。以下同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。
2　市長は、名簿情報の提供について、規則に定めるところにより、本人の同意の有無を確認した場合において、本人が同意しない旨の意思を明示しないときは、当該本人の同意を得たものとすることができる。ただし、その後において、避難行動要支援者が規則で定める方法により、名簿情報の提供の拒否を申し出たときは、当該避難行動要支援者にかかる名簿情報を提供することができない。
3　市長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合において、前項の規定は適用しない。
（個別避難計画の作成）
第5条　市長は、法第 49 条の 14 第1項の規定により、個別避難計画を作成するものとする。
（個別避難計画情報の提供等）

第6条　市長は、法第 49 条の 15 第2項の規定により、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該避難行動要支援者および避難支援等実施者（以下「避難支援等実施者等」という。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

2　市長は、個別避難計画情報の提供について、規則に定めるところにより、避難支援等実施者等の同意の有無を確認した場合において、避難支援等実施者等が同意しない旨の意思を明示しないときは、当該避難支援等実施者等の同意を得たものとすることができる。ただし、その後において、避難支援等実施者等が個別避難計画情報の提供の拒否を申し出たときは、当該避難行動要支援者にかかる個別避難計画情報を提供することはできない。

3　市長は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合において、前項の規定は適用しない。

（名簿情報等の漏えいの防止のための措置）

第7条　名簿情報等の提供を受けた者は、当該名簿情報等の漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

（管理状況の報告等）

第8条　市長は、提供した名簿情報等の管理の状況を確認するために必要があると認めるときは、名簿情報等の提供を受けた避難支援等関係者に対し、当該名簿情報等の管理の状況に関する報告を求め、または当該名簿情報等の管理の状況を検査することができる。

2　市長は、前項の規定による避難支援等関係者が名簿情報等を適切に管理し難いと判断した場合には、名簿情報等を返還させるものとする。

（利用および提供の制限）

第9条　名簿情報等の提供を受けた者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該名簿情報等を自ら利用し、または当該名簿情報等の提供を受けた者以外のものに提供してはならない。

（秘密保持義務）

第 10 条　名簿情報等の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）もしくはその職員その他の当該名簿情報等を利用して避難支援等の実施に携わる者またはこれらの者であったものは、正当な理由がなく、当該名簿情報等にかかる避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（委任）

第 11 条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付　則

（施行期日）

1　この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行前に、法にもとづき提供された名簿情報等は、この条例の規定により提供された名簿情報等とみなす。

【資料2-9-3】 青梅市避難行動要支援者の情報の提供等に関する条例施行規則

青梅市避難行動要支援者の情報の提供等に関する条例施行規則

令和5年3月31日
規則第7号

（趣旨）
第1条　この規則は、青梅市避難行動要支援者の情報の提供等に関する条例（令和5年条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。
（定義）
第2条　この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。
（避難行動要支援者の要件）
第3条　条例第2条第1号で規定する規則で定める要件を満たす者は、次のいずれかに該当する者をいう。
（1）　介護保険法（平成9年法律第123号）にもとづく要介護認定を受け、その該当する要介護状態区分が要介護3から要介護5までのいずれかである者
（2）　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付を受けた身体障害者手帳に障害の程度が1級または2級と記載されている者
（3）　東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）第5条の規定により交付を受けた愛の手帳に障害の程度が1度または2度と記載されている者
（4）　精神保健及び精神障害福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に障害の程度が1級または2級と記載されている者
（5）　75歳以上の者のみで構成する世帯に属する者
（6）　前各号に掲げるもののほか、避難支援等が必要であると青梅市長（以下「市長」という。）が認める者
（避難支援等関係者の範囲）
第4条　条例第2条第3号で規定する規則で定める者は、次に掲げる者をいう。
（1）　青梅警察署
（2）　青梅消防署
（3）　自主防災組織を基本とした地域支援に関する組織
（4）　青梅市民生児童委員合同協議会
（5）　青梅市社会福祉協議会
（6）　青梅市自治会連合会
（7）　青梅市消防団
（8）　親族その他市長が認める避難支援等の実施に携わる関係者
（避難行動要支援者名簿の作成）
第5条　市長は、条例第3条第2項の規定により、避難行動要支援者について、第3条に規定する要件に該当する場合、避難行動要支援者名簿に登録するものとする。
2　避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、または記録するものとする。
（1）　氏名
（2）　生年月日
（3）　性別
（4）　住所または居所
（5）　電話番号その他の連絡先
（6）　避難支援等を必要とする事由
（7）　緊急時の連絡先（氏名、続柄、住所および電話番号）
（8）　特記事項
（9）　前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

３　市長は、第１項の規定により登録する避難行動要支援者に対して、避難行動要支援者届出書兼名簿情報等提供同意確認書（様式第１号。以下「届出書兼同意確認書」という。）の提出を求めるものとする。
４　第１項の規定による者以外で、避難行動要支援者名簿への登録を希望する者は、市長に届出書兼同意確認書により届け出ることができる。
５　市長は、前項の規定による登録の届出があったときは、内容を審査し、災害時に避難支援の必要があると特に認める場合は、避難行動要支援者名簿に登録するものとする。
６　市長は、避難行動要支援者名簿の更新を年に１回実施するものとする。

（個別避難計画の作成）

第６条　市長は、条例第５条の規定により、個別避難計画を作成するものとする。
２　市長は、前項の場合において、前条による避難行動要支援者名簿に登録しようとする者に対し、届出書兼同意確認書等により、当該個別避難計画を作成することについて、同意を得るよう努めるものとする。
３　市長は、必要に応じて個別避難計画の更新を実施するものとする。

（名簿情報等の提供における同意確認および情報収集）

第７条　市長は、条例第４条第１項および第６条第１項に規定する名簿情報等を提供する場合は、避難行動要支援者（個別避難計画情報の提供については、避難支援等実施者を含む。以下この条において同じ。）に対して、届出書兼同意確認書により、避難支援等関係者に名簿情報等をあらかじめ提供することについて、同意を得るものとする。
２　避難行動要支援者は、届出書兼同意確認書に必要事項を記入し、市長に届け出るものとする。
３　第５条第３項、第４項、前条第２項、前項および次条第１項の規定にかかわらず、避難行動要支援者が、疾病、心身の障害等により本人による届出が困難な場合には、代理人による届出ができるものとする。
４　名簿情報等の提供について、前３項により同意の確認を４回以上行ったにもかかわらず、意思が確認できない場合は、同意が得られたものとする。この場合において、前条第２項に規定する同意についても得られたものとみなすことができる。
５　届出書兼同意確認書において、緊急時の連絡先として登録される者は、第５条第２項第７号に定める情報を避難支援等関係者に提供することについて同意するものとする。

（名簿情報等の変更および取消し）

第８条　避難行動要支援者は、次の各号のいずれかに該当するときは、避難行動要支援者名簿登録情報変更・同意取消届出書（様式第２号）により、市長に届け出なければならない。
（１）　名簿情報等のうち避難行動要支援者が届出書兼同意確認書により届け出た事項に変更が生じたとき。
（２）　避難支援等関係者への名簿情報等の提供の同意について、取消しを希望するとき。
２　市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに名簿情報等を変更するものとする。
３　市長は、避難行動要支援者名簿へ登録されている者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。
（１）　避難行動要支援者に該当しなくなったとき。
（２）　死亡または青梅市の区域外に転出したとき。
（３）　社会福祉施設等に入所したとき。
（４）　その他市長が必要と認めたとき。

（名簿情報等の管理）

第９条　市長は、災害の発生に備え、第７条第１項および第４項の規定により同意が得られた避難行動要支援者の名簿情報等を避難支援等関係者に提供するときは、次に掲げる事項について、避難支援等関係者（原則、第４条第８号の者を除く。）と覚書を締結するものとする。
（１）　名簿情報等の保管に関する事項
（２）　名簿情報等の利用および提供の制限に関する事項
（３）　名簿情報等の秘密保持に関する事項
（４）　前各号に掲げるもののほか、提供しようとする名簿情報等の管理に関し必要な事項として、市長が別に定めるもの
２　市長は、避難支援等関係者に名簿情報等の保護に関して、必要に応じて指示または調査をすることができる。

（委任）
第１０条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
付　則
この規則は、令和５年４月１日から施行する。

【資料2-9-4】 浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

（令和6年2月現在）

番号	施設名	所在地	浸水想定区域	土砂災害警戒区域	新規
1	青梅三慶病院	大柳町 1412	○	○	
2	青梅市立第一小学校	本町 223		○	
3	第一こどもクラブ	本町 223		○	
4	青梅医院	仲町 241		○	
5	大河原森本医院	仲町 251		○	
6	らぽーる羽村 ／ らぽーる森下町	森下町 448-6		○	※
7	後藤眼科診療所	森下町 508		○	
8	多機能ケアホーム みんなんち	天ヶ瀬町 952		○	
9	グループホーム ひだまりの家	滝ノ上町 1225-3		○	
10	日向和田保育園	日向和田 2-374-7		○	
11	にじのいえ信愛荘	長淵 2-687		○	
12	デイサービスセンター ほたる	長淵 4-258-5		○	
13	下奥多摩医院	長淵 4-376-1		○	
14	特別養護老人ホーム リバーパレス青梅	長淵 4-377		○	
15	それいゆ花の里	長淵 5-1080-2		○	
16	鈴木慈光病院	長淵 5-1086		○	
17	多機能型支援施設 ほたるの里	長淵 5-1086		○	
18	たましろの郷	長淵 5-1420-2		○	
19	特別養護老人ホーム 長渕園	長淵 5-1421-14		○	
20	多摩リハビリテーション病院	長淵 9-1412-4		○	
21	東京恵明学園	友田町 2-714-1		○	
22	青梅ケアレジデンスせせらぎ	友田町 2-761-1		○	
23	介護老人保健施設 西東京ケアセンター	友田町 3-136-1		○	
24	友田保育園	友田町 4-106		○	
25	青梅市立友田小学校	友田町 5-332		○	
26	友田こどもクラブ	友田町 5-332		○	
27	やすらぎの家	青梅市吹上 88		○	※
28	大門こどもクラブ	大門 1-364-1	○		※
29	ｱｳﾞｪﾆｰﾙ ／ アヴェニール５	大門 1-572-2	○		※
30	グループホーム ひまわり ／ ジェミニ	木野下 2-175 ﾍﾞﾘｯﾁﾞﾌｫｰﾄ木野下 1F	○		※
31	グループホーム ひまわり ／ カプリコーン	木野下 2-175 ﾍﾞﾘｯﾁﾞﾌｫｰﾄ木野下 2F	○		※
32	グループホーム ひまわり ／ アリエス	木野下 2-176-1 ﾍﾞﾘｯﾁﾞﾌｫｰﾄ木野下 1F	○		※
33	グループホーム ひまわり ／ タウラス	木野下 2-176-1 ﾍﾞﾘｯﾁﾞﾌｫｰﾄ木野下 2F	○		※
34	デイサービス花・花	木野下 2-227-1		○	
35	ふらっとはんず	畑中 1-20-1		○	※
36	青梅ハーモニーホーム ／ 青梅ハーモニーホーム1	畑中 3-699-7	○		※
37	青梅あけぼの幼稚園	梅郷 3-904-3		○	
38	青梅市立西中学校	梅郷 6-1460-1		○	
39	第二喜久松苑	柚木町 2-460-1	○	○	
40	第二喜久松苑診療所	柚木町 2-460-1	○	○	※
41	喜久松苑	柚木町 2-462-1	○		※

番号	施設名	所在地	浸水想定区域	土砂災害警戒区域	新規
42	喜久松苑デイサービスセンター	柚木町 2-462-1	○		※
43	喜久松苑診療所	柚木町 2-462-1	○		※
44	第六小学校	二俣尾 3-903-1		○	※
45	第六こどもクラブ	二俣尾 3-903-1		○	※
46	すてっぷ小中尾　やまなみ	二俣尾 3-917-1		○	※
47	二俣尾保育園	二俣尾 4-1067		○	
48	砂町友愛園　養護部	沢井 1-506		○	
49	三田保育園	沢井 2-843		○	
50	沢井診療所	沢井 2-850		○	※
51	特別養護老人ホーム　御岳園	御岳本町 163-1		○	
52	御岳山診療所	御岳山 95		○	
53	ポラリスワーク	富岡 1-168		○	※
54	グループホーム　ゆいの風	富岡 1-179-2		○	
55	養護老人ホーム　愛仁ホーム	富岡 1-318		○	
56	東京青梅病院	富岡 3-1254		○	
57	長生病院	小曾木 1-3438		○	
58	青梅市立第七小学校	小曾木 3-1880-1	○	○	
59	第七こどもクラブ	小曾木 3-1880-1	○	○	
60	第六中学校	小曾木 4-2040	○		※
61	おそき保育園	小曾木 4-2227-1		○	
62	特別養護老人ホーム　青梅愛弘園	小曾木 4-2590		○	
63	小曾木診療所	小曾木 4-2787-3		○	
64	ダックス	黒沢 3-1778-1		○	※
65	デイサービスセンター　きぼうの里	黒沢 3-1829-1		○	
66	特別養護老人ホーム　第二青梅園	黒沢 3-1966-1		○	
67	すてっぷ小中尾　あすなろ	成木 2-88-1		○	
68	友愛学園　児童部	成木 2-107		○	
69	友愛学園　成人部	成木 2-130-2		○	
70	青梅市立成木小学校	成木 3-423-1		○	
71	成木こどもクラブ	成木 3-423-1		○	
72	青梅市立第七中学校	成木 4-544-2	○	○	
73	成木長生病院	成木 4-576	○	○	
74	成木保育園	成木 4-683-5	○	○	※
75	特別養護盲老人ホーム　聖明園曙荘	根ヶ布 2-722		○	
76	特別養護老人ホーム　聖明園富士見荘	根ヶ布 2-722		○	
77	特別養護盲老人ホーム　聖明園寿荘	根ヶ布 2-724		○	
78	すずらん	今井 1-43-1	○		※
79	武蔵野台病院	今井 1-2586		○	
80	今井小学校	今井 2-947-1	○		※
81	今井こどもクラブ	今井 2-947-1	○		※

第１０章　備蓄・供給・輸送対策

【資料2-10-1】 備蓄物資

1 備蓄食料

（１）備蓄食糧整備　　（令和６年１月現在）

	計画・目標量			配備数
災害1日目	A　ビスケット類		58,186 食	61,928 食
	内訳	避難者用（市内）13,007 人×3 食	39,021 食	
		帰宅困難者用（市外）10,665 人×1 食	10,665 食	
		小中学生用　8,500 人×1 食	8,500 食	
	【考え方】 初期応急対応のための災害時の１食目とするため、避難所においては、想定避難者（小中学校は、児童・生徒分含む）の１食分相当を配備する。 防災倉庫については、２食分相当を配備する。			
	【配備場所】指定避難所３２カ所、防災倉庫等１５カ所　※避難所、防災倉庫の重複あり			
災害2日目	B　米類（白米、五目御飯）		39,021 食	44,400 食
	内訳	避難者用（市内） 13,007 人×3 食	39,021 食	
	【考え方】 災害による被害や避難所の開設状況に応じ、災害対策本部の判断により必要量を供給するため、各地区の防災倉庫等に配備する。			
	【配備場所】防災倉庫等１４カ所			
合計（A+B）			97,207 食	106,328 食

※避難所開設時に配布

※３日目以降は、応援協定締結先や国・都からの支援により対応

（2）その他備蓄食料の配備状況

種類		数量
液体ミルク	乳幼児用	600 食
ビスケット類	職員用	850 食
	避難場所等用	2,050 食
	都寄託物資	4,300 食
五目御飯		7,500 食
白米		600 食
白かゆ		5,000 食

（３）備蓄飲料水（490ml 10 年保存）

計画・目標量	配備数	
避難者用（市内）13,007 人×1 本	15,048 本	15,864 本
職員用　816 人×1 本	816 本	

２ 主な生活用物資

（令和６年１月現在）

倉庫名	森下	青梅	長淵	大門	梅郷	沢井	小曾木	成木	東青梅	新町	河辺	御岳山	今井・藤橋	今井小	４小	西分	本庁舎	合計	備考
飲料用ﾎﾟﾘﾀﾝｸ（個）	30		30	30	30	30	30	30	30	30	30		30	180	180			690	折りたたみ式 20Ｌ
生理用品（枚）		600	1,350	1,680	660	210	150	60		1,800	1,110		780				900	9,300	
オムツ（枚）		302 242	538 520	452 734	302 242	108 242	194 242	86 242		344 816	344 296		302 242				388 414	3,360 4,232	大人 3,360 小人 4,232
トイレ便袋（枚）	5,500	1,000	5,500	7,500	5,500	6,300	5,500	5,500	5,700	5,500	5,500	300	5,500	8,200	6,900		5,100	85,000	箱：100 個入
トイレ組立式（基）	3	6	3	5					3	3	3						6	32	便槽式 便袋式 マンホール式
毛布（枚）	280	100	200	200	200	185	210	290	162	210	200		320	500		590	218	3,865	都寄託品含む
ｶｰﾍﾟｯﾄ（枚）	510					50							50	455	555	1,090		2,710	都寄託品含む
炊出釜（台）	3			1	1		3	1					1					10	
段ボールベッド（台）	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10		10	10	10		10	150	
テント（張）	9	9	9	21	9	21	21	21	9	9	9		21	9	9		40	226	
シートマット（枚）	20	20	20	20	20	40	40	40	20	20	20		40	20	20		36	396	
ﾊﾟｰﾃｰｼｮﾝ（枚）	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70		70	70	70		70	1,050	段ボール製
ｳｴｯﾄﾃｨｯｼｭ（箱）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4		7	63	箱：30 枚×50P
外部給電機（台）		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1			1	12		

3 応急対策用資器材

（令和５年３月３１日現在）

機関名	青梅市												西多摩建設事務所		
倉庫名	森下	長淵	大門	梅郷	沢井	小曾木	成木	東青梅	新町	河辺	今井・藤橋	御岳山	友田	今寺	上成木
土のう袋（袋）	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	0	9,100	11,750	7,400
土のう留杭（m）	90	0	300	300	300	300	325	320	230	100	300	250	1,400	1,370	1,680
シート（㎡）	1,555	583	2,138	1,944	1,944	0	0	0	1,944	389	1,944	214	1,872	2,388	2,235
鉄線（kg）	700	500	500	50	500	500	500	500	500	500	0	400	445	180	100
杭（本）	0	0	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	213	815	106
縄（m）	4,300	1,000	1,000	1,000	800	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	0	400	3,780		3,100
ショベル（丁）	20	12	10	17	10	9	10	10	9	9	10	4	126	45	40
つるはし（丁）	17	10	10	10	10	10	10	10	7	10	10	3	40	37	40
掛矢（丁）	0	0	7	4	3	4	5	5	4	5	5	0	0	27	11
カッター（丁）	0	3	4	0	0	5	0	5	2	5	0	3	3	7	6
一輪車（台）	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	10

【資料2-10-2】 応急給水の資器材

（令和６年３月現在）

給水器材	規格（ﾘｯﾄﾙ）	数量（個）	給水能力			
			１回の給水可能人口（人）	１日給水回数（回）	給水量（ﾘｯﾄﾙ）	延給水可能人口（人）
飲料用車載式タンク	2,000	2	666	5	10,000	6,660
飲料用折りたたみポリタンク	20	690	4,600	5	69,000	14,460

※このほか東京都貸与応急給水栓　６４基

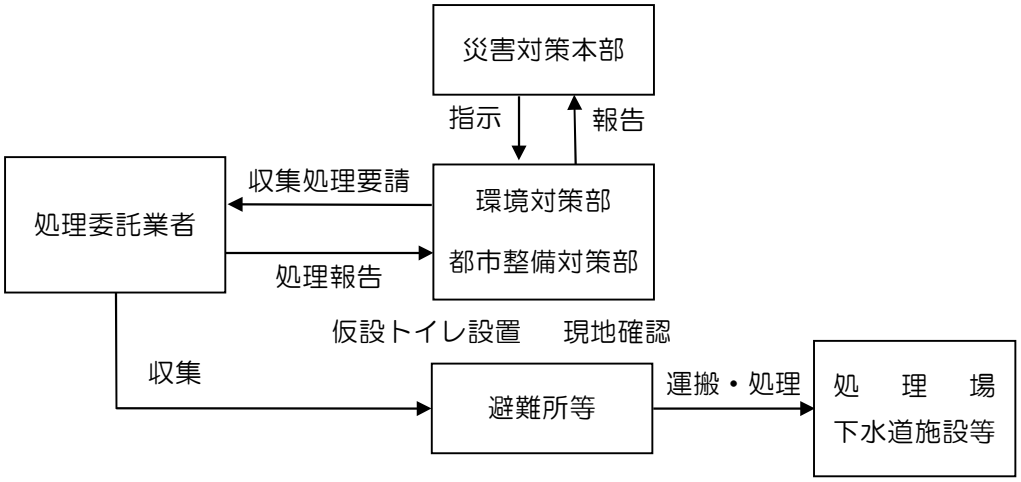
【資料2-10-3】 上水道施設の現況

（令和６年４月２３日現在）

	施設名	所在地	確保水量(㎥)	応急給水器材		分区画
給水拠点	日向和田浄水所	日向和田 2-370	880	エンジンポンプ、吸引管、布ホース、給水栓		○
	千ヶ瀬浄水所	千ヶ瀬町 3-464-1	460			○
	御岳山第一配水所	御岳山 170-3	70			○
	成木配水所	成木 8-690-3	30			
	新町給水所	新町 5-24-1	2,330		ウォーターパッカー	○
	二俣尾配水所	二俣尾 5-107-2	70			○
	城山配水所	東青梅 6-95-1	1,440			○
	梅郷配水所	和田町 2-578-1	660			○

第１１章　生活再建対策

【資料2-11-1】し尿処理体制



【資料2-11-2】仮設トイレ備蓄数等

（平成30年3月現在）

品目	設置場所（保管場所等）	備蓄量	備考
組立トイレ（和式）	各地区防災倉庫（森下3基、長淵 3基、大門 5基、東青梅3基、新町3基、河辺3基）	20基	便槽式
簡易トイレ（洋式）	避難所（学校備蓄倉庫）	64基	便袋式
便袋	各地区防災倉庫、各避難所 下水ポンプ場（長淵第2）	126,390袋	

【資料2-11-3】収集車両

1　収集車両

（令和５年4月現在）

用途名	車種	積載量（ｔ）	数量（台）	所在	所管
じんかい収集用	軽ダンプカー	0.4	2	新町6-9-1	清掃リサイクル課（直営車両）
	パッカー車	2.0	39	黒沢1-699 今井3-3-18 富岡2-616-1	調達車両（委託業者）

2　し尿収集処理

（令和５年4月現在）

用途	車種	積載量（ℓ）	数量（台）	保管場所	委託業者
し尿収集用	バキューム車	1,800 3,600 3,400 350	5 1 1 1	黒沢1-699	青梅新興㈱

【資料2-11-4】 災害救助法関係資料

1 救助法による救助の種類と実施者

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所・福祉避難所の設置	7日以内	市
炊出しその他による食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市
医療及び助産	14日以内（ただし、助産は分べんした日から7日以内）	医療班派遣＝都及び日赤支部（ただし委任したとき）
学用品の給与	教科書1か月以内 文房具15日以内	市
災害にかかった者の救出	3日以内	市
埋葬	10日以内	市
応急仮設住宅の供与	20日以内	設置：都 委任したときは市
災害にかかった住宅の応急修理	1か月以内	市
死体の捜索	10日以内	市
死体の処理	10日以内	市
障害物の除去	10日以内	市

2 災害救助基準「救助の方法、程度、期間早見表」

救助の程度及び方法				救助の期間
救助の種類		救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	
避難所及び応急仮設住宅の供与	避難所	一　避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。 二　避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することが困難なときは野外に仮設小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。 三　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。	一　避難所設置のため支出できる費用は、一人一日当たり三百四十円とし、その費用の種類は次に掲げるとおりとする。 (一)　法第四条第一項第一号の避難所 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費 (二)　法第四条第二項の避難所 災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金及び光熱水費 二　高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。	法第四条第一項第一号の避難所を開設できる期間は、災害発生の日から七日以内とし、同条第二項の避難所を開設できる期間は、法第二条第二項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とする。
	応急仮設住宅	応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。)又はその他適切な方法により供与するものとする。	一　建設型応急住宅 (一)　建設型応急住宅の設置に当たつては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することを可能とする。 (二)　一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、六百七十七万五千円以内とする。 (三)　建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できるものとする。 (四)　福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置できるものとする。 (五)　建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。 二　賃貸型応急住宅 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて前号(二)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。	一　建設型応急住宅の設置については、災害発生の日から二十日以内に着工しなければならない。 二　賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。 三　建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十五条第三項又は第四項に規定する期限内とする。

<table>
<tr><th colspan="3">救助の程度及び方法</th><th rowspan="2">救助の期間</th></tr>
<tr><th colspan="2">救助の種類</th><th>救助の対象及び方法</th><th>費用の種類及び限度額等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">炊き出しその他により食品の給与及び飲料水の供給</td><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>一　炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。
二　炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物により行うものとする。</td><td>炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千二百三十円以内とする。</td><td>炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。</td><td>飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。</td><td>飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>一　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。
二　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。
(一)　被服、寝具及び身の回り品
(二)　日用品
(三)　炊事用具及び食器
(四)　光熱材料</td><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり一又は二の表に掲げる額の範囲内とする。この場合において季別は、災害発生の日をもつて決定する。

一　住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯
<table><tr><th>季別
世帯区分</th><th>夏季（四月から九月まで）</th><th>冬季（十月から翌年三月まで）</th></tr><tr><td>一人世帯</td><td>一九、二〇〇円</td><td>三一、八〇〇円</td></tr><tr><td>二人世帯</td><td>二四、六〇〇円</td><td>四一、一〇〇円</td></tr><tr><td>三人世帯</td><td>三六、五〇〇円</td><td>五七、二〇〇円</td></tr><tr><td>四人世帯</td><td>四三、六〇〇円</td><td>六六、九〇〇円</td></tr><tr><td>五人世帯</td><td>五五、二〇〇円</td><td>八四、三〇〇円</td></tr><tr><td>六人以上の世帯</td><td>五五、二〇〇円に世帯人員が六人以上一人を増すごとに八、〇〇〇円を加算した額</td><td>八四、三〇〇円に世帯人員が六人以上一人を増すごとに一一、六〇〇円を加算した額</td></tr></table></td><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施できる期間は、災害発生の日から十日以内とする。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="3">救助の程度及び方法</th><th rowspan="2">救助の期間</th></tr>
<tr><th>救助の種類</th><th>救助の対象及び方法</th><th>費用の種類及び限度額等</th></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>二　住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯
<table><tr><th>季別
世帯
区分</th><th>夏季(四月から九月まで)</th><th>冬季(十月から翌年三月まで)</th></tr><tr><td>一人世帯</td><td>六、三〇〇円</td><td>一〇、一〇〇円</td></tr><tr><td>二人世帯</td><td>八、四〇〇円</td><td>一三、二〇〇円</td></tr><tr><td>三人世帯</td><td>一二、六〇〇円</td><td>一八、八〇〇円</td></tr><tr><td>四人世帯</td><td>一五、四〇〇円</td><td>二二、三〇〇円</td></tr><tr><td>五人世帯</td><td>一九、四〇〇円</td><td>二八、一〇〇円</td></tr><tr><td>六人以上の世帯</td><td>一九、四〇〇円に世帯人員が六人以上一人を増すごとに二、七〇〇円を加算した額</td><td>二八、一〇〇円に世帯人員が六人以上一人を増すごとに三、七〇〇円を加算した額</td></tr></table></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">医療及び助産</td><td>医療</td><td>一　医療は、災害のため医療の途を失つた者に対して、応急的に処置するものとする。
二　医療は救護班によつて行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定する柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことのできるものとする。
三　医療は、次の範囲内において行うものとする。
(一)　診療
(二)　薬剤又は治療材料の支給
(三)　処置、手術その他の治療及び施術
(四)　病院又は診療所への収容
(五)　看護</td><td>医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。</td><td>医療を実施できる期間は、災害の発生の日から十四日以内とする。</td></tr>
<tr><td>助産</td><td>一　助産は、災害発生の日以前又は以後の七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失つたものに対して行うものとする。
二　助産は次の範囲内において行うものとする。
(一)　分べんの介助
(二)　分べん前及び分べん後の処置
(三)　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</td><td>助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の八割以内の額とする。</td><td>助産を実施できる期間は、分べんした日から七日以内とする。</td></tr>
</table>

救助の種類		救助の程度及び方法 救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	救助の期間
被災者の救出		災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して捜索又は救出を行うものとする。	被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	被災者の救出期間は、災害発生の日から三日以内とする。
被災した住宅の応急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものとする。	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五万円以内とする。	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から十日以内に完了するものとする。
	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。 一　災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 二　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり次の額以内とする。 一　二に掲げる世帯以外の世帯　七十万六千円 二　半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯　三十四万三千円	日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から三月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六月以内）に完了するものとする。
生業に必要な資金の貸与		生業に必要な資金の貸与については、別に定める。		
学用品の給与		一　学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。 二　学用品の給与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目以内において現物をもつて行うものとする。 （一）　教科書 （二）　文房具 （三）　通学用品	学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。 一　教科書代 （一）　小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費 （二）　高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 二　文房具及び通学用品 小学校児童一人につき四千八百円 中学校生徒一人につき五千百円 高等学校等生徒一人につき五千六百円	学用品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から教科書については一月以内、その他の学用品については、十五日以内とする。
埋葬		一　埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。	埋葬のため支出できる費用は、一体当たり、大人二十一万九千百円以内、小人十十七万五千二百円以内とする。	埋葬を実施できる期間は、災害の発生の日から十日以内とする。

救助の程度及び方法			救助の期間
救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	
	二　埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもつて実際に埋葬を実施する者に支給するものとする。 (一)　棺(附属品を含む。) (二)　埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。) (三)　骨つぼ及び骨箱		
死体の捜索	死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。	死体の捜索のため、支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	死体の捜索の期間は、災害発生の日から十日以内とする。
死体の処理	一　死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。 二　死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。 (一)　死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 (二)　死体の一時保存 (三)　検案 三　検案は、原則として救護班によつて行うものとする。	死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるとおりとする。 一　死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千五百円以内の額とする。 二　死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は一体当たり五千五百円以内の額とする。これらの場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。 三　検案が救護班によることができない場合は当該地域の慣行料金の額以内とする。	死体の処理の期間は、災害発生の日から十日以内とする。
災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去	障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。	障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、区市町村内において障害物の除去を行つた一世帯当たりの平均が十三万八千七百円以内の額とする。	障害物の除去の期間は、災害発生の日から十日以内とする。
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出は、次に掲げる事項に対して行うものとする。 (一)　被災者(法第四条第二項の救助にあつては避難者)の避難に係る支援 (二)　医療及び助産 (三)　被災者の救出 (四)　飲料水の供給 (五)　死体の捜索 (六)　死体の処理 (七)　救済用物資の整理配分	救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。	救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

実費弁償

一　令第四条第一号から第四号までに規定する者に対する実費弁償のために支出できる費用は、次に掲げる額の範囲内の額とする。

職種	日当
医師	二二、二〇〇円
歯科医師	二一、三〇〇円
薬剤師	一八、四〇〇円
保健師、助産師及び看護師	一七、三〇〇円
准看護師	一四、二〇〇円
診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士	一五、三〇〇円
歯科衛生士	一四、九〇〇円
救急救命士	一七、七〇〇円
土木技術者及び建築技術者	一六、六〇〇円
大工	二八、八〇〇円
左官	三〇、八〇〇円
とび職	三一、二〇〇円

二　令第四条第五号から第十号までに規定する業者及びその従業者に対する実費弁償のため支出できる費用は、業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額も加算した額以内の額とする。

救助事務費

<table>
<tr><th>範囲</th><th>限度額等</th></tr>
<tr>
<td>救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費(救助の実施期間内のものに限る。)及び災害救助費の清算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。
(一)　時間外勤務手当
(二)　賃金職員等雇上費
(三)　旅費
(四)　需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。)
(五)　使用料及び賃借料
(六)　通信運搬費
(七)　委託費</td>
<td>一　各年度において、救助事務費に支出できる費用は、法第二十一条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る費用について、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百四十三条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額に、次の表の上欄に掲げる国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額の区分に応じて、同表の下欄に定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。
<table>
<tr><th>国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額の区分</th><th>割合</th></tr>
<tr><td>三千万円以下の部分</td><td>百分の十</td></tr>
<tr><td>三千万円を超え六千万円以下の部分</td><td>百分の九</td></tr>
<tr><td>六千万円を超え一億円以下の部分</td><td>百分の八</td></tr>
<tr><td>一億円を超え二億円以下の部分</td><td>百分の七</td></tr>
<tr><td>二億円を超え三億円以下の部分</td><td>百分の六</td></tr>
<tr><td>三億円を超え五億円以下の部分</td><td>百分の五</td></tr>
<tr><td>五億円を超える部分</td><td>百分の四</td></tr>
</table>
二　前号の救助事務費以外の費用の額は、上表に規定する救助の実施のために支出した費用及び実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第九条第二項に規定する損失補償に要した費用の額、令第八条第二項に定めるところにより算定した法第十二条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第十九条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第二十条第一項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額(救助事務費の額を除く。)の合計額とする。</td>
</tr>
</table>

3 被害報告判定基準

被害区分		判定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認できないが、死亡したことが確実な者
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みの者
	軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの独立した建物とする。 主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれの母屋の附属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 従って、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然２世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を１世帯として扱う。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊（焼）、流出、半壊（焼）及び床上、床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態とする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの又は全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住家の被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。被害とは、非住家に対する全壊、半壊程度の被害をうけたもの。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田畑の流出・埋没	田の耕土の厚さ１割以上が流出した状態、埋没は、土砂等のたい積のため、耕作が不能となったもの。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもので、耕地、作物に被害をうけたもの。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
道路		道路法（昭和27年法律第180号）第２条第１項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	決壊	道路の全部又は一部が破損し又は崩土により通行不可能となったもの及び応急修理が必要なもの。
	冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が行われる程度の被害をうけたもの。
	通行不能	道路が損壊又は冠水等により通行が不能となったもの。
橋りょう		道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流出したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。

被害区分		判　　定　　基　　準
河　川 海　岸		河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、または準用される河川もしくはその他の河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水門、床止、その他の河川管理施設とする。 海岸法（昭和31年法律第101号）第２条に規定する堤防、突堤、護岸、胸壁その他海水の侵入又は海水による浸食を防止するための施設とする。
	破　堤	堤防等の破堤により水が堤内にあふれ出たものとする。
	越　水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
	その他	破堤や越水していないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
港　湾		港湾法(昭和25年法律第218号)第２条第５項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
砂　防		砂防法（明治30年法律第29号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の海岸とする。
清掃施設		ごみ処理及びし尿処理施設とする。
崖くずれ		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第２条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害があったものとする。
鉄道不通		汽車、電車等の運行が不通となった程度の被害とする。
船舶被害		ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
水　道		上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 なお、速報にあっては、報告時点において断水している戸数とする。
電　話		災害により通話不能となった電話の回線数とする。 なお、速報にあっては、報告時点において通話不能となっている回線数とする。
電　気		災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 なお、速報にあっては、報告時点において停電している戸数とする。
ガ　ス		都市ガス事業またはコミュニティーガス事業（旧簡易ガス事業）で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 なお、速報にあっては、報告時点においてガスが供給停止となっている戸数とする。
ブロック塀等		倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者		罹災世帯の構成員とする。
火災発生		地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
被害額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
（注）災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）は括弧外書きするものとする。		
公共施設被害市町村数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
その他の被害額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
市町村災害対策本部の設置状況		市町村災害対策本部の設置及び解散の日時を記入すること。

被害区分	判　　定　　基　　準
消防機関の活動状況	消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況について記入すること。 出動人員は、消防職員、消防団員に分けて出動延人員を記入すること。
避難の指示の状況	災害対策基本法第60条に基づき、避難の指示を行った場合、その概況を記入すること。 この場合、避難の指示を行った日時、地区及び避難している人員等を記入すること。

4 経費の負担

1） 国から派遣を受けた職員に対する給与および経費の負担

給与等の種別	給与等支払者	経　費　負　担
俸給 俸給の特別調整額 初任給調整手当 扶養手当 期末手当 勤勉手当 暫定手当	国	国が派遣職員に対して支給した額および国が負担した負担金を市が負担する。
公務災害補償またはこれらに相当するもの 退　職　手　当 退職年金、退職一時金 共済制度による給付 通　勤　手　当	国	国が負担する。
特殊勤務手当 時間外勤務手当 休日勤務手当 夜間勤務手当 宿日直勤務手当 定時制通信教育手当、産業教育手当 またはこれらに相当するもの 災害派遣手当 旅費	市	市が負担する。

2)都、他県区市町村から派遣を受けた職員に対する給与および経費の負担

給与等の種別	給　与　等　支　払　者	経　費　負　担
給料手当(退職手当を除く) 旅費	派遣した都道府県、市区町村	市が負担する。
退職手当 退職年金 退職一時金		派遣した都道府県、市区町村が負担する。

【資料2-11-5】 応急仮設住宅建設可能用地

（令和2年4月現在）

用地番号	用地の名称等	所在地	敷地面積（㎡）	仮設住宅建設利用可能面積（㎡）	他の用途使用予定の有無等
市－1	野上町２丁目運動広場	野上町 2-222	6,539	6,539	無
市－2	東原公園	今寺 5-11	27,866	11,000	避難場所

【資料2-11-6】災害弔慰金条例

青梅市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 10 月1日
条例第 49 号

改正 昭和 50 年 10 月1日条例第 34 号　昭和 51 年 12 月 25 日条例第 53 号
昭和 53 年9月 30 日条例第 39 号　昭和 56 年 10 月1日条例第 39 号
昭和 57 年 12 月 28 日条例第 63 号　昭和 62 年4月1日条例第 23 号
平成3年 12 月 26 日条例第 42 号　平成 23 年 10 月 12 日条例第 29 号
平成 31 年3月 25 日条例第 16 号　令和元年9月 13 日条例第6号

第1章　総則

（目的）

第1条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）および同法施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神または身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、ならびに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉および生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

（1）　災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

（2）　市民　災害により被害を受けた当時、青梅市（以下「市」という。）の区域内に住所を有した者をいう。

第2章　災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第3条　市は、市民が災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

（1）　死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

（2）　前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア　配偶者
イ　子
ウ　父母
エ　孫
オ　祖父母

（3）　死亡者にかかる配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2　前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4　前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）
第５条　災害により死亡した者１人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持している場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては 250 万円とする。ただし、死亡者がその死亡にかかる災害に関し、すでに次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）
第６条　災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第４条の規定によるものとする。

（支給の制限）
第７条　災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。
（1）　当該死亡者の死亡が、その者の故意または重大な過失により生じたものである場合
（2）　令第２条に規定する場合
（3）　災害に際し、市長の避難の指示に従わなかつたことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

（支給の手続）
第８条　市長は、災害弔慰金の支給を行うべき理由があると認めるときは、別に定めるところにより支給を行うものとする。
２　市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告または書類の提出を求めることができる

第３章　災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）
第９条　市は、市民が令第１条に規定する災害（以下この章において単に「災害」という。）により負傷し、または疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）
第 10 条　障害者１人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、または疾病にかかつた当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては 250 万円とし、その他の場合にあつては 125 万円とする。

（準用規定）
第 11 条　第７条および第８条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第４章　災害援護資金の貸付け

（災害援護資金の貸付け）
第 12 条　市は、災害により法第 10 条第１項各号に掲げる被害等を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しと居住の安定に資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。
２　災害援護資金のうち、がけに被害を受けたため、これを整備するための資金の貸付けは、前項の規定にかかわらず、がけを整備する市民に対し、貸付けるものとする。

（災害援護資金の限度額等）
第 13 条　災害援護資金の１災害における１世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類および程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。
（1）　療養に要する期間がおおむね１月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
ア　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね３分の１以上である損害（以下「家財の損害」という。）および住居の損害がない場合　150 万円
イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250 万円

ウ　住居が半壊した場合　270 万円
エ　住居が全壊した場合　350 万円
（2）　世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
ア　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　150 万円
イ　住居が半壊した場合　170 万円
ウ　住居が全壊した場合（エの場合を除く。）　250 万円
エ　住居の全体が滅失または流失した場合　350 万円
（3）　第１号のウまたは前号のイもしくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。
２　前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、当該各号に掲げる額以内の額を前項に規定する額にそれぞれ加算し、または別に貸し付けるものとする。
（1）　住居が半壊した場合において、住居が補修するとき。　170 万円
（2）　住居が全壊した場合において、住居を建設するとき。　250 万円
（3）　被災直前の高さが２メートルを超える住居にかかるがけが崩壊した場合において、整備する擁壁の高さが２メートルを超えるとき。　250 万円
３　災害援護資金の貸付額は、その貸付けを受けようとする者の申出にもとづき市長が損害の程度に応じて決定するものとする。
４　災害援護資金の償還期間は 10 年とし、据置期間はそのうち３年（令第７条第２項括弧書の場合は５年）とする。

（利率および保証人）
第 14 条　災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は延滞の場合を除き、その利率を年１パーセント（保証人を立てる場合にあつては、年零パーセント）とする。
２　前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連携して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第９条の違約金を包含するものとする。

（償還等）
第 15 条　災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還または月賦償還とする。
２　償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
３　償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還および違約金については、法第 13 条、第 14 条第１項および第 16 条ならびに令第８条、第９条および第 12 条までの規定のほか市長が定めるところによるものとする。

（委任）
第 16 条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付　則
この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年９月１日から適用する。

付　則（昭和 50 年 10 月１日条例第 34 号）
この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年９月１日から適用する。

付　則（昭和 51 年 12 月 25 日条例第 53 号）
この条例は、公布の日から施行し、昭和 51 年 12 月１日から適用する。

付　則（昭和 53 年９月 30 日条例第 39 号）
この条例は、公布の日から施行し、改正後の青梅市災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けに関する条例第５条ならびに第 10 条第１項および第２項の規定は、昭和 53 年９月１日以後に生じた災害に関して適用する。

付　則（昭和 56 年 10 月１日条例第 39 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の青梅市災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けに関する条例第５条ならびに第 10 条第１項および第２項の規定は、昭和 56 年９月１日以後に生じた災害に関して適用する。

付　則（昭和 57 年 12 月 28 日条例第 63 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の青梅市災害弔慰金の支給等に関する条例第９条、第 10 条および第 11 条の規定は、昭和 57 年７月 10 日以後に生じた災害により負傷し、または疾病にかかつた市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付　則（昭和 62 年４月１日条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の青梅市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「新条例」という。）第 13 条第１項および第２項の規定は、昭和 61 年７月 10 日以後に生じた災害に関して適用し、新条例第 14 条の規定は、昭和 62 年４月１日以後に生じた災害に関して適用する。

付　則（平成３年 12 月 26 日条例第 42 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の青梅市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「新条例」という。）第５条および第 10 条の規定は、平成３年６月３日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給および当該災害により負傷し、または疾病にかかつた市民に対する災害障害見舞金の支給に関して適用し、新条例第 13 条第１項の規定は、平成３年５月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けに関して適用する。

付　則（平成 23 年 10 月 12 日条例第 29 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第４条第１項の規定は、平成 23 年３月 11 日以後に生じた災害により死亡した市民にかかる災害弔慰金の支給について適用する。

付　則（平成 31 年３月 25 日条例第 16 号）

（施工期日）

１　この条例は、平成 31 年４月１日（以下「施工日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第 13 条から第 15 条までの規定は、施行日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

付　則（令和元年９月 13 日条例第６号）

この条例は、公布の日から施行する。

【資料2-11-7】 災害見舞金条例

青梅市災害見舞金条例

昭和41年３月30日
条例第15号

改正 昭和49年10月１日条例第50号　　昭和60年３月30日条例第９号

（目的）

第１条　この条例は、暴風、豪雨、地震その他異常な自然現象または火事、爆発その他これらに類する事故から生ずる被害（以下「災害」という。）による被災者またはその遺族に対し、見舞金または弔慰金を贈ることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象）

第２条　市長は、市内に災害があつたときは、被災者またはその遺族に対し、予算の範囲内で見舞金または弔慰金を贈るものとする。

（範囲および額）

第３条　見舞金または弔慰金を贈る範囲および額は、次の表のとおりとする。

範囲	見舞金または弔慰金の額
家屋が全壊、全焼または流失したとき。	１世帯について50,000円以内 （ただし、単身世帯については、25,000円以内）
家屋が半壊または半焼したとき。	１世帯について30,000円以内 （ただし、単身世帯については、15,000円以内）
家屋が床上浸水(土砂のたい積等により一時的に使用することができない状態となつたものを含む。）したとき。	１世帯について20,000円以内 （ただし、単身世帯については、10,000円以内）
火事、爆発その他これらに類する事故（それらが自然災害に起因する場合を除く。）により死亡したとき。	１人について100,000円

（委任）

第４条　この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付　則

この条例は、昭和41年４月１日から施行する。

付　則（昭和49年10月１日条例第50号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年９月１日から適用する。

付　則（昭和60年３月30日条例第９号）

この条例は、昭和60年４月１日から施行する。

【資料2-11-8】 資金貸付等

1 生活福祉資金貸付制度

- 実施主体：東京都社会福祉協議会

(1) 災害援護資金貸付

貸付対象者	災害を受けたことにより困窮し、自力更生のための資金を必要とする低所得世帯
貸付限度	150万円以内
貸付条件	償還期間：６月以内の据置期間経過後７年以内 利　　率：保証人ありの場合は無利子、保証人なしの場合は年1.5％（据置期間中は無利子）

(2) 住宅資金貸付

貸　付 対象者	住宅を増築、改築、拡張、補修、保全又は公営住宅法（昭和26年法律第193号）第２条第２号に規定する公営住宅を譲り受ける等のための資金を必要とする低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯
貸付限度	250万円以内。ただし、住宅の全壊、全焼の場合であって、特別の事情がある場合は、350万円以内(災害援護資金と住宅資金の重複貸付)
貸付条件	償還期間：６月以内の据置期間経過後７年以内 利　　率：保証人ありの場合は無利子、保証人なしの場合は年1.5％（据置期間中は無利子）

2 住宅金融支援機構による貸付制度

(1) 災害復興住宅融資(建設・購入)

貸　付 対象者	地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害により、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者で１戸当りの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者。又は、１戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡（マンションの場合、30㎡）以上175㎡以下の住宅を購入する者。 建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。	
貸付限度	建設の場合の資金	購入の場合の購入資金
	①　建設資金（基本融資額）1,460万円 　　建設資金（特例加算額）　450万円 ②　土地取得費（基本融資額）970万円 ③　整地費（基本融資額）　390万円	①　新築住宅 　基本融資額　2,430万円 　特例加算額　450万円 ②　中古住宅 　基本融資額　2,130万円～2,430万円 　特例加算額　450万円
利　率	基本融資額；年1.2%、特例加算額；年2.1%（平成25年11月現在）	
償還期間	耐火、準耐火・木造（耐久性）35年以内　　木造（一般）25年以内 融資の日から３年以内の据置期間を設けることができ、その間、償還期間の延長可。	

(2) 災害復興住宅融資(補修)

貸　付 対象者	補修に要する額が10万円以上で「罹災証明書」を交付されている者、また、補修する家屋を移転する者に移転資金、宅地に被害を受けた整地を行う者には整地資金をそれぞれ補修資金とあわせて融資する。
貸付限度	①　補修資金　　640万円 ②　整地費　　390万円　③　引方移転費　　390万円 ②及び③を同時に利用する場合は合計で上限が390万円
利　率	基本融資額；年1.2%（平成25年11月現在）
償還期間	20年以内　（１年以内の据置期間を設けることができる）

3 災害復旧資金融資

融資対象	東京都内の被災中小企業者であって、次の各号に該当するもの ① 東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合で次に定める災害により、被害を受けたもの。 ② 次の⑴又は⑵に該当するもののうち知事が指定するもの ⑴ 災害救助法の適用があった災害 ⑵ ⑴のほか特に知事が必要と認めたもの	
融資限度額	8,000万円（原則、災害の状況等により増額されることがある）	
融資条件	使　途	設備資金及び運転資金
	貸付期間	設備資金と運転資金のいずれも10年以内
	利　率	年1.7%以内（令和４年４月現在）
	返済方法	分割返済（元金据置期間は１年以内）
	担　保	原則として無担保、信用保証残高が8,000万円を超える場合は、必要に応じ、担保を要する。
	保証人	原則として法人代表者（実質的な経営権を持っている者等を含む。）を除き連帯保証人は不要とする。
	信用保証と保証料	東京都信用保証協会の信用保証を付する。なお、信用保証料は保証協会の定めるところによるが、その全額を都が補助する。
償還方法	分割返済（元金措置期間は１年以内）とする。ただし、融資期間が１年以内の場合は一括返済とすることができる。	
申込受付場所	東京信用保証協会　東京都産業労働局金融部金融課、その他災害の状況等に応じて定める機関	

4 天災融資法に基づく資金融資

制度の特徴	根拠法は暫定措置法で、具体的な適用（利率、融資限度額等）は、その都度、閣議決定の政令による。
貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業 資金使途	種苗、肥料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る）稚魚、稚貝、漁業用燃油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（政令で定めるものに限る）の建造又は取得資金、その他農林漁業経営に必要な資金
貸付利率	（原則）年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内 （平成23年３月の東日本大震災の場合の実際の適用利率は年0.75%。）
償還期限	３～６年以内（ただし、激甚災害のときは４～７年以内）
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は２００万円（一般）のいずれか低い額 （激甚災害のときは250万円）
融資機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	当該市町村長の被害認定を受けたもの

5 日本政策金融公庫の農林漁業施設資金(災害復旧)

貸付の相手方	(農地復旧) 土地改良区、農協、農業を営む者等 (施設復旧ー共同利用施設) 土地改良区、農協、農業共済組合等 (施設復旧ー主務大臣指定施設) 農業漁業を営む者、農協、森組等 (林道復旧) 森組、森連、林業を営む者等 (漁場復旧) 漁協、団体等
貸付対象	(農地復旧) 農地、牧野又はその保全利用上必要な施設の復旧 (施設復旧ー共同利用施設) 共同利用施設の復旧 (施設復旧ー主務大臣指定施設) 果樹の新植又は改植並びに農林水産業施設の復旧 (林道復旧) 林道及びその附帯施設等の復旧 (漁場復旧) 漁場整備施設等の復旧
貸付利率及び償還期限(平成25年11月現在)	(農地復旧) 年0.40～0.90% 25年(据置10年以内を含む)以内等 (施設復旧ー共同利用施設) 年0.40～0.90% 20年(据置3年以内を含む)以内等 (施設復旧ー主務大臣指定施) 年0.40～0.90% 15年(据置3年以内を含む)以内等 (林道復旧) 年0.40～0.90% 20年(据置3年以内を含む)以内等 (漁場復旧) 年0.40～0.90% 20年(据置3年以内を含む)以内等
貸付限度額	通常復旧事業費のうち貸付を受ける者の負担する額の80%以内(農地復旧を除く)
担保	保証人又は担保
その他	日本政策金融公庫支店、農林中金、信農連、信漁連に直接又は農・漁協同組合、森林組合経由で申し込む

6 農業災害補償

支払の相手	当該保険加入の被災農家
農業共済事業対象物	農作物(水稲:20a 以上当然加入、陸稲:10a 以上当然加入、麦 10a 以上当然加入)、果樹(ぶどう、なし)、蚕繭(春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭):1箱(10g)以上当然加入、園芸作物(施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物)、畑作物(ばれいしょ、大豆、茶)、家畜(乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚)、任意(建物、農機具)
支払機関	農業共済組合

第４部　災害復興計画編

第５部　大規模災害・事故等対応計画編

第４章　放射性物質対策応急対応計画

【資料5-4-1】 食品中の放射性セシウム等の新基準値

厚生労働省では、飲食物の摂取制限に関する指標について、より基準を厳格化した放射性セシウム等の新基準値[2012年（平成24年）4月1日から施行]を発表した。

○ 放射性セシウムの暫定規制値 ※1

食品群	規制値
飲料水	200
牛乳・乳製品	200
野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚・その他	

○ 放射性セシウムの新基準値 ※2

食品群	規制値
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50

（単位；ベクレル/kg）

※1　放射性ストロンチウムを含めて規制値を設定

※2　放射性ストロンチウム、プルトニウムを含めて規制値を設定

青梅市地域防災計画（令和６年度修正）資料編

令和6年8月発行

編集・発行 青 梅 市 防 災 会 議
（青梅市防災会議事務局）
青梅市市民安全部防災課
（〒198-8701）東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1
電話0428（22）1111

青梅市地域防災計画

（令和６年度修正）

様　式　編

青 梅 市 防 災 会 議

目　次

第１部　総　則 5
　第１章　地域防災計画の概要 5
第２部　震災編 ＆ 第３部　風水害編 5
　第１章　基本的責務と役割 5
　第２章　市民と地域の防災力の向上 5
　第３章　安全な都市づくりの実現 5
　第４章　安全な交通ネットワークおよびライフライン等の確保 6
　　【様式 4-1】　規制除外車両事前届出書・規制除外車両事前届出済証 6
　　【様式 4-2】　緊急通行車両確認申出書 7
　　【様式 4-3】　緊急通行車両確認証明書 8
　　【様式 4-4】　緊急通行車両標章 9
　　【様式 4-5】　緊急輸送車両確認証明書 10
　　【様式 4-6】　規制除外車両確認申出書 11
　　【様式 4-7】　規制除外車両確認証明書 12
　　【様式 4-8】　除外標章 13
　第５章　災害活動体制の充実 14
　　【様式 5-1】　水防巡視点検表 14
　　【様式 5-2】　水防活動報告書 15
　　【様式 5-3】　被害報告書 16
　第６章　災害情報収集伝達体制の整備 17
　　【様式 6-1】　被害状況報告書・被害連絡等受理票 17
　　【様式 6-2】　職員対応状況報告書 18
　　【様式 6-3】　被害概況速報 19
　　【様式 6-4】　被害状況調一地区別総括表 20
　　【様式 6-5】　世帯構成員別被害状況 21
　　【様式 6-6】　災害救助費概算額調 22
　　【様式 6-7】　都への災害報告 24
　第７章　医療救護対策 25
　　【様式 7-1】　医療救護記録 25
　　【様式 7-2】　医療班医薬品衛生材料使用簿 26
　　【様式 7-3】　医療班の編成および活動記録 27
　　【様式 7-4】　助産記録 28
　　【様式 7-5】　防疫活動の記録 29
　　【様式 7-6】　捜索用機械器具燃料受払簿 30
　　【様式 7-7】　遺体の捜索状況記録簿 31
　　【様式 7-8】　災害遺体番号札 32
　　【様式 7-9】　遺体調書 33
　　【様式 7-10】　遺体処理台帳 34
　　【様式 7-11】　災害遺体送付票 35
　　【様式 7-12】　遺骨および遺留品処理票 36
　　【様式 7-13】　埋葬台帳 37
　第８章　帰宅困難者対策 38
　第９章　避難者対策 38
　　【様式 9-1】　避難者カード 38
　　【様式 9-2】　避難者名簿 40
　　【様式 9-3】　食料品管理簿 41
　　【様式 9-4】　避難所運営日誌 42

第１０章　備蓄・供給・輸送対策 43
【様式 10-1】 炊き出し食品給与記録 43
【様式 10-2】 炊き出しのための食材受払簿 44
【様式 10-3】 物資管理簿 45
【様式 10-4】 飲料水供給記録 46
【様式 10-5】 給水用機械器具燃料および浄水用薬品資材受払簿 47
【様式 10-6】 災害用米穀調達指示書 48
【様式 10-7】 災害用米穀購入報告書 49
【様式 10-8】 災害用物資受領書 50
【様式 10-9】 車両日誌 51
【様式 10-10】 配車車両輸送記録 52
【様式 10-11】 配車車両燃料および消耗品受払簿 53
【様式 10-12】 配車車両修繕記録 54
第１１章　生活再建対策 55
【様式 11-1】 罹災証明（被災届出）申請書 55
【様式 11-2】 罹災証明書 56
【様式 11-3】 被災証明書 57
【様式 11-4】 被災届出受理証 58
【様式 11-5】 し尿の収集・処理記録 59
【様式 11-6】 ごみの収集・処理記録 60
【様式 11-7】 障害物除去の記録 61
【様式 11-8】 救助の実施記録日計票 62
【様式 11-9】 救助日報 63
【様式 11-10】 災害救助法に基づく救助措置および救助費報告 65
【様式 11-11】 住宅応急修理記録簿 66
【様式 11-12】 応急仮設住宅台帳 67
【様式 11-13】 臨時雇上作業員勤務状況表 68
【様式 11-14】 労務者調達要請書 69

第１部　総　則

第１章　地域防災計画の概要

第２部　震災編 ＆ 第３部　風水害編

第１章　基本的責務と役割

市は、地震災害から多くの生命や財産を守るため、自助・共助・公助の考えにもとづき、防災対策の推進を図るものとする。

① 「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方

② 他人を助けることのできる市民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方

③ この二つの理念に立つ市民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことがかかせないという公助の考え方

第２章　市民と地域の防災力の向上

第３章　安全な都市づくりの実現

第４章　安全な交通ネットワークおよびライフライン等の確保

【様式4-1】規制除外車両事前届出書・規制除外車両事前届出済証

別記様式第３

災害 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書 年　月　日 公安委員会　殿 届出者住所 （電話） 氏名	災害 原子力災害 国民保護措置用　　第　号 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年　月　日 公安委員会　印
番号標に表示されている番号	（注） 1　災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの都道府県警察の本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2　届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3　次に該当するときは、本届出済証を返納してください。 (1)　規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2)　規制除外車両が廃車となったとき。 (3)　その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）	
車両の使用者　住所	（　）　局　番
車両の使用者　氏名又は名称	
活動地域	
（注）　この事前届出書を作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察の本部又は警察署に提出してください。	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

【様式4-2】緊急通行車両確認申出書

別記様式第３（第６条関係）

年　　月　　日

知事・公安委員会　殿

緊急通行車両確認申出書

申出者　　住　所

氏　名

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活　動　地　域		
車両の使用者	住　所	（　　）　　局　　番
	氏名又は名称	
緊　急連絡先	住　所	（　　）　　局　　番
	氏　名	
備　　考		

備考　用紙は、日本産業規格Ａ４とする。

【様式4-3】緊急通行車両確認証明書

別記様式第５（第６条の２関係）

<table>
<tr><td colspan="3">第　号

年　月　日

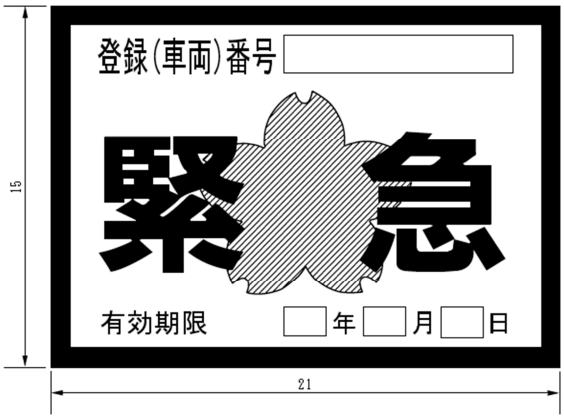
緊急通行車両確認証明書

知　事㊞
公安委員会㊞</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">活　動　地　域</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">車両の使用者</td><td>住　所</td><td>（　）　局　番</td></tr>
<tr><td>氏名又は名称</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">有　効　期　限</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td></td></tr>
</table>

備考　用紙は、日本産業規格Ａ４とする。

【様式4-4】緊急通行車両標章

○標　　章



備考　１　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

【様式4-5】緊急輸送車両確認証明書

別記様式第８（第６条の２関係）

第　　号 年　　月　　日 緊急輸送車両確認証明書 知　　事　㊞ 公安委員会　㊞		
番号標に表示されている番号		
輸送人員又は品名		
活　動　地　域		
車両の使用者	住　所	（　）　局　　番
	氏名又は名称	
有　効　期　限		
備　　考		

備考　用紙は、日本産業規格Ａ４とする。

【様式4-6】規制除外車両確認申出書

別記様式第５

公安委員会　殿

年　月　日

規　制　除　外　車　両　確　認　申　出　書

申出者　住所
氏名

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の使用者	住所	（　　）　局　　番
	氏名又は名称	
緊急連絡先	住所	（　　）　局　　番
	氏名	
備考		

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

【様式4-7】規制除外車両確認証明書

別記様式第６

第　　号 年　月　日 規　制　除　外　車　両　確　認　証　明　書 公安委員会　印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活　動　地　域		
車両の使用者	住　所	（　　）　局　　番
	氏名又は名称	
有　効　期　限		
備　　考		

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

【様式4-8】除外標章



備考１　色彩は、記号を黄色、線及び「除外」の文字を緑色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」及び「東京都公安委員会」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色地を銀色とする。

２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

【様式5-1】水防巡視点検表

水防巡視点検表

水防管理団体・建設事務所名		令和　年　月　日　時　分現在		
担当部署連絡先	部　課 係	Tel Fax	報告者	
水防巡視箇所	左 川　岸　地先 右			
	注意を要する箇所（洪水・高潮・堤防・護岸の強さ・工事施工）・注意を要する箇所以外			
地名・住所	区市 町村			
河川の状況	水位（天端下がり）　約　．　m	現在、水位は、　上昇中 変化なし 下降中		
	支障物　あり・なし			
護岸等の状況	変状　あり・なし			
水防活動状況	水防活動　あり・なし			
その他				
洪水後の水位	洪水後、護岸にある水跡等で推測　　水位（天端下がり）　約　．　m			

【様式5-2】水防活動報告書

〈速報版〉

水防活動報告書

水防管理団体		令和　年　月　日　時現在		
担当部所連絡先	部　課 係	Tel Fax	報告者	
水防活動実施箇所	左 川　岸　地先 右			
地名・住所		区市 町村		
活動日時	自　月　日　時　～　至　月　日　時			
出動人員	職　員	消防団	その他	
	人	人	人	
水防活動の概況および工法	工　法			
	延　長	m		

使用資器材	品　名	単位	数　量		
				水位の状況	
				水防関係者の死傷状況	
通信欄					

注１．この報告書は水防活動箇所毎に作成すること。（内水に関する活動も含む）
注２．水防活動終了後3日以内に建設事務所にＦＡＸで提出すること。追って、図面および活動状況を示す写真等を送付すること。
注３．俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、杭、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇篭、置石、及び土砂を使用したときは、各々の数量を明記すること。

【様式5-3】被害報告書

別記様式1

被　害　報　告　表

都道府県名	県等コード	第　報	報告者	令和　年　月　日　時現在			
				調査率	%	気象コード	

異常気象名		災害発生年月日	自　月　日：至　月　日

気象データ	市町村名	連続雨量最大:　（　観測所）		被災中心地:　（　観測所）	
	連続雨量	mm	日　時～　日　時	mm	日　時～　日　時
	最大日雨量	mm	日　時～　日　時	mm	日　時～　日　時
	最大時間雨量	mm	日　時～　日　時	mm	日　時～　日　時
	最大平均風速	m/秒	日　時　分～　時　分	m/秒	日　時　分～　時　分
	その他				

工種	都道府県工事		市町村工事		計	
	箇所数	金額（千円）	箇所数	金額（千円）	箇所数	金額（千円）
河川						
海岸（港湾に係るもの）						
海岸（その他）						
砂防設備						
地すべり防止施設						
急傾斜地崩壊防止施設						
道路						
橋梁						
港湾						
下水道						
公園						
計						

第６章　災害情報収集伝達体制の整備

【様式6-1】被害状況報告書・被害連絡等受理票

被 害 状 況 報 告 書
被 害 連 絡 等 受 理 票

市民安全部長　殿

部　　課

区　分	1.風水害　2.地震災害(火災)　3.その他(　　)					日 時	月　日(　)　時　分					
連絡者	住 所			受理者	所 属	部　課　係						
	氏 名											
	電 話	(　　)			氏 名							
被害場所												
被災者	世帯主名　TEL											
	事業所名　代表者名　TEL											
被害対象と種類	建 物	用途; 1.住居、2.住居兼(事務所・店舗・倉庫・工場) 3.事務所、4.店舗、5.倉庫、6.工場、7.その他(　　)				土砂	土砂崩れ、崖崩れ、残土崩落 地滑り、土砂流出(　　㎥)					
		構造; 1.木造 1･2F、 2. 低層耐火、3.中高層鉄筋(鉄骨)ｺﾝｸﾘｰﾄ										
	溢 水	河川　水路　側溝　(　　)				冠水	道路、宅地、畑、田、(　　)					
	公 共	建物　橋梁　市道　下水道　水道　工作物　文教施設　病院(　　)				人的被害		被害の程度（人）				
	その他	文教施設　病院　倒木　(　　)						計	中	小	幼	乳
被害の程度	火災 ・ 損壊 ・ 流出 ［該当に○］			浸水被害			死　者					
	全 壊(全焼流出)	(　)棟(　)㎡		床 上	(　)㎝(　)棟(　)㎡		行方不明者					
	半 壊(半 焼)	(　)棟(　)㎡		床 下	(　)㎝(　)棟(　)㎡		負傷者	重傷				
	一部損壊（部分焼）	(　)棟(　)㎡		その他	(　)㎝(　)棟(　)㎡			軽傷				
	被害金額　(確定していない場合は、未確定とし、確定し次第、防災課に連絡してください。)											千円
被害状況												
指令事項							決　裁　欄					
処理の状況												
	報告者所属 氏　名	部　課　係					決　裁　欄					
	応急対応に従事した人員と時間			使用した資器材			数　量					
	市職員　人(　:　～　:　) 消防団　人、消防署　人、 (　)　人											

【様式6-2】職員対応状況報告書

職　員　対　応　状　況　報　告　書

市民安全部長　殿

部　　課

	月	日	勤　務　時　間	合計（人）	内訳(人)			
					部　長	課　長	係　長	係　員
勤務が一日の場合			時　分～　時　分					
			時　分～　時　分					
			時　分～　時　分					
			時　分～　時　分					
			時　分～　時　分					
			時　分～　時　分					
			時　分～　時　分					
			時　分～　時　分					
			時　分～　時　分					
			時　分～　時　分					

	月	日	勤　務　時　間	合計（人）	内訳(人)			
					部　長	課　長	係　長	係　員
勤務が二日以上にわたる場合			時　分～　日　時　分					
			時　分～　日　時　分					
			時　分～　日　時　分					
			時　分～　日　時　分					
			時　分～　日　時　分					
			時　分～　日　時　分					
			時　分～　日　時　分					
			時　分～　日　時　分					
			時　分～　日　時　分					
			時　分～　日　時　分					

※勤務時間外の状況のみを記入する。

【様式6-3】被害概況速報

被害概況速報

地区名　　地区

災害の種類								
災害の発生地区								
災害発生年月日								
報告の時限								
報告責任者								
人的被害	死　　者							
	行方不明者							
	重　傷　者							
	軽　傷　者							
	計							
道路の被害	道路損壊	箇所	河川の被害	河川決壊	箇所	その他被害	がけ崩れ	箇所
	道路冠水	箇所		河川溢水	箇所			
	通行不能	箇所		下水溢水	箇所			
その他の特記事項								

【様式6-4】被害状況調―地区別総括表

被害状況調―地区別総括表

災害の名称　　災害の種類　風水害　地震（火災）　その他（　　）

年　月　日　時現在　　区市町村名　青　梅　市

被害の状況＼地区名				地区	地区	地区	地区	計
人的被害	死者							
	行方不明							
	負傷	重傷						
		軽傷						
		小計						
住家の被害	棟数	全壊・全焼又は流出						
		半壊又は半焼						
		一部損壊						
		床上浸水						
		床下浸水						
	世帯及び人員	全壊・全焼又は流出	世帯					
			人員					
		半壊又は半焼	世帯					
			人員					
		一部損壊	世帯					
			人員					
		床上浸水	世帯					
			人員					
		床下浸水	世帯					
			人員					
非住家の被害	棟数	全壊・全焼又は流出						
		半壊又は半焼						
		一部損壊						
		床上浸水						
		床下浸水						
災害発生年月日				年　月　日				

【様式6-5】世帯構成員別被害状況

世帯構成員別被害状況

年　　月　　日　　時現在

区市町村名　　青　梅　市

世帯構成員別 / 被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯	計	小学生	中学生	高校生
全 壊・全 焼														
流　　失														
半 壊・半 焼														
床 上 浸 水														

【様式6-6】災害救助費概算額調

災害救助費概算額調

種目別区分			員数	単価	金額	備考
				円	円	
Ⅰ 救助業務に要した経費						
1 救助費						
(1)	避難所設置費	避難所	延人			
		福祉避難所	延人			
		ホテル・旅館など	延人			
		計	延人			
(2)	応急仮設住宅設置費	建設型応急住宅	戸			
		賃貸型応急住宅	戸			
		応急修理期間における応急仮設住宅の使用	戸			
		計	戸			
(3)	炊出しその他による食品給与費		延人			
(4)	飲料水供給費					
(5)	被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与費	全壊(焼)流出	世帯			
		半壊(焼)・床上浸水	世帯			
		計	世帯			
(6)	医療及び助産費	医療	延人			
		助産	延人			
		計	延人			
(7)	被災者の救出費		人			
(8)	住宅の応急修理費	大規模半壊・半壊以上	世帯			
		準半壊	世帯			
		計	世帯			
(9)	生業に必要な資金の貸与費		世帯			
(10)	学用品の給与	小学校児童 教科書	人			
		小学校児童 文房具等	人			
		中学校生徒 教科書	人			
		中学校生徒 文房具等	人			
		高等学校等生徒 教科書	人			
		高等学校等生徒 文房具等	人			
		計	人			
(11)	埋葬費	大人	体			
		小人	体			
		計	体			
(12)	死体の捜索費		体			
(13)	死体の処理費	洗浄、縫合、消毒等	体			
		一時保存	体			
		検案	体			
		計	体			
(14)	障害物の除去費		世帯			
(15)	輸送費					
(16)	賃金職員等雇上費					
2 実費弁償			人			
3 扶助金			件			
4 損失補償			件			
5 法第19条の補償						
Ⅱ 救助事務に要した経費						
1 都道府県事務費						
2 市町村事務費						
3 法第20条第1項の求償に係る事務費						
4 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る委託費						
(合計)						

別表　世帯構成員別被害状況

世帯構成員別 / 被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯	計	小学生	中学生	高校生
全　壊(焼)流出														
半壊(焼)床　上浸　水														

【様式6-7】都への災害報告

都への災害報告

災害即報　　兼発生・中間　　災害即報・被害確定報告

災害確定報告　　決定・報告

災害名		災害の種類；1.風水害　2.地震災害(火災)　3.その他（　　）	青梅市
報告番号；第　　報	報告日時；　　時　　分	報告者氏名；	無線番号；
災害発生場所；青梅市		災害発生年月日；　　年　　月　　日	
災害対策本部；青梅市災害対策本部　（設置；　　日　　時）（解散；　　日　　時）			

人的被害		計	中高生	小学生	幼児	乳児			計	中高生	小学生	幼児	乳児
	死者	約　人	約　人	約　人	約　人	約　人	負傷者	重傷	約　人	約　人	約　人	約　人	約　人
	行方不明者	約　人	約　人	約　人	約　人	約　人		軽傷	約　人	約　人	約　人	約　人	約　人

火災	計　約　件	建物火災　約　件	危険物火災　約　件	その他火災　約　件
罹災世帯数；　約　世帯		罹災者数；　約　人		

建物被害	住家被害					非住家被害			
	全壊（全焼、流出）	半壊（半焼）	一部損壊（部分焼）	浸水被害 床上浸水	浸水被害 床下浸水		全壊（全焼）	半壊（半焼）	浸水被害
棟数	約　棟	約　棟	約　棟	約　棟	約　棟	公共建物	約　棟	約　棟	約　棟
世帯数	約　世帯	約　世帯	約　世帯	約　世帯	約　世帯	その他	約　棟	約　棟	約　棟
人数	約　人	約　人	約　人	約　人	約　人				

その他被害		流失	埋没	冠水		流失	埋没	冠水
	田	約　ha	約　ha	約　ha	畑	約　ha	約　ha	約　ha
	文教施設	約　箇所	病院	約　箇所	道路	約　箇所	橋りょう	約　箇所
	河川	約　箇所	港湾	約　箇所	砂防	約　箇所	清掃施設	約　箇所
	崖くずれ	約　箇所	鉄道不通	約　箇所	船舶被害	約　隻	水道（断水）	約　戸
	電話（不通）	約　戸	電気（停電）	約　戸	ガス	約　戸	ブロック塀等	約　箇所

被害金額						
	公立文教施設	千円	農林水産業施設	千円		
	公共土木施設	千円	その他の公共施設	千円	公共施設小計	千円
	農産被害	千円	林産被害	千円		
	畜産被害	千円	水産被害	千円		
	商工被害	千円	その他	千円	被害総額	千円

消防機関の活動状況	消防職員出動延人員	約　人	消防団員出動延人員	約　人

備考
1．災害の概況 2．消防機関の活動状況 3．その他

第７章　医療救護対策

【様式7-1】医療救護記録

医 療 救 護 記 録

医療救護所の場所
（　　）　　班長・医師　氏名

年月日	住　　所	患者氏名	年　齢	傷　　病　　名	措置概要

【様式7-2】医療班医薬品衛生材料使用簿

医療班医薬品衛生材料使用簿

医療救護班名　　班長・医師　氏名

年月日	医薬品衛生材料品名	単位呼称	単　価	摘　要	受	払	残	備　　考
計								

注１　救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を明らかにする。
　２　摘要欄は、受入先および払出先を記入する。
　３　備考欄は、払高数量（使用量）に対する金額を記入する。

【様式7-3】医療班の編成および活動記録

医療班の編成および活動記録

期　　間	医療救護所の場所	診　療 患者数	死　体 検案数	班の編制	班長職氏名	備　　考

注１　診療患者数欄は、延人員数を記入する。
　２　班の編制欄は、職種ごとの人員を記入する。

【様式7-4】助産記録

助 産 記 録

分　べ　ん　者			分べんの日時 場　所	助産機関名	期間	金額	備　考
住　所	氏　名	年令					

注　医療班が行った場合は、医療救護の際、作成する様式中に記入する。

【様式7-5】防疫活動の記録

防　疫　活　動　の　記　録

年　月　日	区　　分	場　　所	活　動　内　容
	防疫・移送消毒 検水・害虫駆除		
	防疫・移送消毒 検水・害虫駆除		
	防疫・移送消毒 検水・害虫駆除		
	防疫・移送消毒 検水・害虫駆除		
	防疫・移送消毒 検水・害虫駆除		
	防疫・移送消毒 検水・害虫駆除		
	防疫・移送消毒 検水・害虫駆除		
	防疫・移送消毒 検水・害虫駆除		
	防疫・移送消毒 検水・害虫駆除		
	防疫・移送消毒 検水・害虫駆除		

【様式7-6】捜索用機械器具燃料受払簿

捜索用機械器具燃料受払簿　　（　／　）

品名		・単位 ・呼称		記入責任者氏名

年　月　日	摘　　要	受	払	残	備　　考
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
	計				

注１　品名ごとに作成する。
　２　摘要欄は、購入先または受入先および払出先を記入する。
　３　備考欄は、購入額およびその内訳を記入する。

【様式7-7】遺体の捜索状況記録簿

遺 体 の 捜 索 状 況 記 録 簿　　（　／　）

記入責任者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年月日	捜索地区	捜索遺体	捜索用機械器具			金 額（円）	備　考
			名称	数量	所有者氏名		
年　月　日							
年　月　日							
年　月　日							
年　月　日							
年　月　日							
年　月　日							
年　月　日							
年　月　日							
年　月　日							
年　月　日							
年　月　日							
年　月　日							
年　月　日							
年　月　日							
年　月　日							
年　月　日							
計							

注　機械器具は、借上料の有無償をとわず記入し、金額欄は、借上料を記入する。

【様式7-8】災害遺体番号札

青梅市災害遺体番号 第　　号 （氏　名　　）	青梅市災害遺体番号 第　　号 （氏　名　　）
青梅市災害遺体番号 第　　号 （氏　名　　）	青梅市災害遺体番号 第　　号 （氏　名　　）
青梅市災害遺体番号 第　　号 （氏　名　　）	青梅市災害遺体番号 第　　号 （氏　名　　）
青梅市災害遺体番号 第　　号 （氏　名　　）	青梅市災害遺体番号 第　　号 （氏　名　　）

【様式7-9】遺体調書

遺　体　調　書

災害遺体番号	第　　号

遺体発見者					所属			
遺体の種別	1　身元が明らかな遺体　　2　身元不明の遺体　　3　遺体引受人のない遺体							
遺体発見日時	年　　月　　日　　時　　分							
遺体発見場所								
遺体の身元	住　所							
	氏　名		身元不明者の番号		性別	男・女	年齢	歳位
	識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）							
遺族その他の関係者	住所	（電話）						
	氏名	（死者との続柄）						
	遺体の引取り	可　・　不可　　（引渡し　　年　　月　　日）						
	遺骨の引取り	可　・　不可　　（引渡し　　年　　月　　日）						

見分日（検視）時	月　　日　　時　　分	見分者（検視）	
検案日時	月　　日　　時　　分	検案医師	
火葬許可証交付日	年　　月　　日	死体発見現場の概略図	
火葬日	年　　月　　日		
（所持品の処理）			
（備考）			

【様式7-10】遺体処理台帳

遺　体　処　理　台　帳

死　亡 年月日	死亡 原因	遺体発見の日時および場所	死亡者		遺　族		洗浄等の処置等			遺体の一時保存場所 保存期間	備 考
			住　所 氏　名	年 令	住　所 氏　名	関 係	品 名	数 量	金 額		

【様式7-11】災害遺体送付票

災 害 遺 体 送 付 票

災 害 遺 体 送 付 票

青梅市災害遺体第　　号

（氏名　　）を送付する。

年　　月　　日

（青梅市長　　）

（　　火葬場）宛

災 害 遺 体 送 付 票

青梅市災害遺体第　　号

（氏名　　）を送付する。

年　　月　　日

（青梅市長　　）

（　　火葬場）宛

災 害 遺 体 送 付 票

青梅市災害遺体第　　号

（氏名　　）を送付する。

年　　月　　日

（青梅市長　　）

（　　火葬場）宛

災 害 遺 体 送 付 票

青梅市災害遺体第　　号

（氏名　　）を送付する。

年　　月　　日

（青梅市長　　）

（　　火葬場）宛

災 害 遺 体 送 付 票

青梅市災害遺体第　　号

（氏名　　）を送付する。

年　　月　　日

（青梅市長　　）

（　　火葬場）宛

災 害 遺 体 送 付 票

青梅市災害遺体第　　号

（氏名　　）を送付する。

年　　月　　日

（青梅市長　　）

（　　火葬場）宛

災 害 遺 体 送 付 票

青梅市災害遺体第　　号

（氏名　　）を送付する。

年　　月　　日

（青梅市長　　）

（　　火葬場）宛

【様式7-12】遺骨および遺留品処理票

遺骨および遺留品処理票

遺骨および遺留品処理番号			災害遺体番号	第　　号
遺留品	内　　容			
	遺骨および遺留品保管所			
引取人	氏　　名			
	住　　所			
	死亡者との関係			
	引取年月日			
死亡者	氏　　名			
	住　　所			

【様式7-13】埋葬台帳

埋　　葬　　台　　帳

死亡年月日	死亡原因	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費				備考
			住所 氏名	年令	関係	住所 氏名	棺 (付属品含)	埋葬または火葬料	骨箱	計	

注１　埋葬を行った者が、市長の場合は、備考欄に遺族名を記入する。

　２　埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨を備考欄に記入する。

第８章　帰宅困難者対策

第９章　避難者対策

【様式9-1】避難者カード

避難者カード（表）

避難者⇒避難所（　　班）

【避難者カード】

避難所	受付 No.

※太字の中を記入してください

滞在先	□避難所　□車中泊（場所：　　）　□自宅 □その他（場所：　　）		
記入者氏名		記入日	月　日（　）
住所	〒　－	自治会名 ※所属している場合	
電話	（　）　－	その他 連絡先 (親戚等)	〒　－ （　）　－
携帯電話	（　）　－		
メール	@		
自宅の被害状況（☑）	□全壊　□半壊　□一部損壊 □全焼　□半焼 □浸水（床上/床下）　□流出 □その他（　）	世帯（家族）の安否確認	□　確認できている □　確認できていない

	利用者氏名 ※物資の受け取りのみの人も記入 氏名	性別	年齢	けが、病気、障がい、アレルギー、妊娠中、使用できる言語など、特に配慮が必要なこと	運営に協力できること （特技・資格等）	※必須 情報公開について （安否確認）
1	ふりがな (世帯主・代表者)					公開 ・ 非公開
2	ふりがな					公開 ・ 非公開
3	ふりがな					公開 ・ 非公開
4	ふりがな					公開 ・ 非公開
5	ふりがな					公開 ・ 非公開

自家用車 ※避難所に駐車する場合	車種	色	ナンバー	ペット （動物）	□なし　□あり（同伴しない） □あり（同伴希望）⇒別書式記入

○　世帯（家族）毎に記入。記入後は、受付に提出してください。
○　記載欄が足りない場合は二枚目を記入してください。
○　避難所を退所する場合は、退所することを必ず受付に知らせてください。

避難者カード（裏）※運営用確認事項

≪受付時≫

1　記載内容を確認する。（☑）

□　けが、病気、障がい、アレルギー、妊娠中、使用できる言語など、特に配慮が必要なことはあるか。

⇒　ある場合は、「要配慮事項申し出票」を記入してもらい、要配慮者担当または救護担当へ情報提供する。

□　「情報公開（安否確認）について」の（公開・非公開）に、世帯全員分に「○」がついているか。

2　滞在情報を記入する。

滞在区画 （避難所滞在の場合のみ）		**受付日**	月　　日
要配慮者担当への情報提供	□	**救護担当への情報提供（☑）**	□

≪退所時≫

避難者から退所の報告を受けた際は、退所後の滞在先（任意）と退所後の世帯全員分の情報公開の可否を確認し、以下の表に記録する。

受付日	月　　日	**退所後の滞在先（任意）**	
退所後の情報提供(安否確認等)について	□　公開	公開可能な情報 □氏名・ふりがな　□住所（○○町××丁目まで） □連絡先	
		※具体的に	
	□　一部公開	対象者： 公開内容：	
	□　非公開		
備考欄			

【様式9-2】避難者名簿

No.

【避難者名簿】

【避難所・自宅・車中泊（敷地外）】

避難所	作成日：	月　日
	作成者：	

No	家族(世帯)	氏名（ふりがな）	性別	年齢	運営班等	備考	入所日	退所日
							/	/
							/	/
							/	/
							/	/
							/	/
							/	/
							/	/
							/	/
							/	/
							/	/
							/	/
							/	/
							/	/
							/	/
							/	/
							/	/
							/	/
							/	/
							/	/
							/	/
							/	/

【様式9-3】食料品管理簿

【食料品管理簿】

避難所

No＿＿＿【品名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿】

月/日	受　入			払　出		在庫数（A-B）	記入者
	受入元（地区対策本部など）	賞味期限 消費期限	受入数（A）	払出先（避難者、在宅避難者等）	払出数（B）		
／							
／							
／							
／							
／							
／							
／							
／							
／							
／							
／							
／							
／							
／							
／							
／							
／							
／							
／							
／							
／							
／							

※　１品目ごとに管理簿を作成する。毎日、在庫数を記録する。

【様式9-4】避難所運営日誌

【避難所運営日誌】

避難所名	避難所
月　日（　）　天気：	記入者

避難者

区分		現在数（A）	前日数（B）	増減（A-B）
避難所内	世帯数	世帯	世帯	世帯
	人数	人	人	人
在宅避難者	世帯数	世帯	世帯	世帯
	人数	人	人	人
車中泊避難者	世帯数	世帯	世帯	世帯
	人数	人	人	人
合　計	世帯数	世帯	世帯	世帯
	人数	人	人	人
けが人		人	人	人
病人		人	人	人

運営班

報告元	対応状況	要望など
班		
班		
班		
班		
班		

【避難所運営会議での協議・決定・伝達事項】

ライフライン

電気	通電　・停電（　：　現在）	電話	使用可・不可　（　：　現在）
水道	通水　・断水（　：　現在）	トイレ	使用可・不可　（　：　現在）
ガス	使用可・不可（　：　現在）		・　（　：　現在）

食料・物資

区分		朝	昼	夜	合計
食事	配布数	食	食	食	食
	内　容				

受入れ・配布状況

ボランティア

○活動内容

【受け入れ人数：　人】

特記事項・引き継ぎ事項

第１０章　備蓄・供給・輸送対策

【様式10-1】炊き出し食品給与記録

炊き出し食品給与記録

炊出場名　　責任者名

給食年月日		給食数	実施場所	給食内容	備　　考	担当者
年　月　日	区分					
年　月　日	朝					
	昼					
	夕					
年　月　日	朝					
	昼					
	夕					
年　月　日	朝					
	昼					
	夕					
年　月　日	朝					
	昼					
	夕					
年　月　日	朝					
	昼					
	夕					
年　月　日	朝					
	昼					
	夕					
年　月　日	朝					
	昼					
	夕					
年　月　日	朝					
	昼					
	夕					
年　月　日	朝					
	昼					
	夕					
年　月　日	朝					
	昼					
	夕					
計	朝					
	昼					
	夕					

注１　炊き出しを実施した直後の責任者ごとに作成する。
　２　実施場所欄は、実際に炊き出しによる食品の給与を実施した場所を記入する。
　３　給食内容欄は、献立を記入する。

【様式10-2】炊き出しのための食材受払簿

炊き出しのための食材受払簿　　（　／　）

品名		・単位 ・呼称	

記入責任者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日	摘　　要	受	払	残	備　　考
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					

【様式10-3】物資管理簿

【物資管理簿】

避難所

No＿＿＿【品名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿】

月/日	受　入		払　出		在庫数（A－B）	記入者
	受入元（地区対策本部など）	受入数（A）	払出先（避難者、在宅避難者等）	払出数（B）		
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						

※　１品目ごとに管理簿を作成する。毎日、在庫数を記録する。
※　食料、飲料水は別の書式に記録する。

【様式10-4】飲料水供給記録

飲料水供給記録　　（　／　）

記入責任者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日	供給地区	供給人員	供給量(ﾘｯﾄﾙ)	供 給 の 方 法	備　考
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					

【様式10-5】給水用機械器具燃料および浄水用薬品資材受払簿

給水用機械器具燃料および浄水用薬品資材受払簿　（　／　）

品名		・単位 ・呼称	

記入責任者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年 月 日	摘　　要	受	払	残	備　　考
計					

注１　品名別に作成する。
　２　摘要欄は、購入先または受入先および払出先を記入する。
　３　備考欄は、購入額およびその内訳を記入する。

【様式10-6】災害用米穀調達指示書

災害用米穀調達指示書

番　　号
年　　月　　日

災　害　用　米　穀　調　達　指　示　書

住　　所
青梅市長

災害用米穀の調達について、下記のとおり指示する。

年　　月　　日

知　事　名　　印

記

1　米穀の種類別等
（1）精米・玄米の別　　ア　精米　　イ　玄米
（2）政府米・自主米の別　　ア　政府米　イ　自主流通米
（3）銘柄等　　ア　産年　産地　品種　等級
イ　産年　産地　品種　等級
ウ　産年　産地　品種　等級
（玄米の場合、等級別）

2　数　　量　　kg（銘柄別数量内訳　　）
量目　　kg袋　　袋

3　調　達　先
（1）卸売業者名、倉庫名等（政府米の場合、東京食糧事務所名、政府倉庫名等）
住所・電話番号
（2）とう精業者名（とう精工場名）
住所・電話番号
（3）輸送方法（卸売業者への輸送依頼の有無、輸送経路等）

米穀の種類別等が複数ある場合、それぞれ記入する。政府米は類別も記入する。

【様式10-7】災害用米穀購入報告書

番　　号
年　　月　　日

災害用米穀購入報告書

番号	購入年月日	購入先 氏名(会社名) 住所	(※1) 玄米 精米	政府米 自主米 の別	産年 産地 品種	等級	(※2) 単価 量目	個数	数量 (kg) (量目×個数)	金額	備考
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
１０											
合　　計											

災害用米穀を上記のとおり購入したので報告します。

年　　月　　日
東京都生活文化スポーツ局長　　殿

青梅市長　　印

※１．玄米の場合は等級も記載する
※２．１袋あたりの単価及び量目（kg）

【様式10-8】災害用物資受領書

災 害 用 物 資 受 領 書

氏名（会社名）　　殿

品　名	銘柄・規格等		包 装	量 目 kg袋	個 数	数　量	備　考
	（米の場合） 産年・産地・品種	玄米 等級					
合　　計							

災害用物資を上記のとおり確かに受領しました。

年　　月　　日

青梅市長　　印

※　受け渡し時に市長の受領書の発行が困難な場合は、担当責任者の押印による仮受領書により処理することができる。

【様式10-9】車両日誌

車両日誌　　車両番号　　（　／　）

記入責任者氏名

行　先	用　途	使用班名(人員)	使 用 日 時	距離数･給油	記入者
		（　人）	年　月　日 時　分～ 時　分	km ﾘｯﾄﾙ	
		（　人）	年　月　日 時　分～ 時　分	km ﾘｯﾄﾙ	
		（　人）	年　月　日 時　分～ 時　分	km ﾘｯﾄﾙ	
		（　人）	年　月　日 時　分～ 時　分	km ﾘｯﾄﾙ	
		（　人）	年　月　日 時　分～ 時　分	km ﾘｯﾄﾙ	
		（　人）	年　月　日 時　分～ 時　分	km ﾘｯﾄﾙ	
		（　人）	年　月　日 時　分～ 時　分	km ﾘｯﾄﾙ	
		（　人）	年　月　日 時　分～ 時　分	km ﾘｯﾄﾙ	
		（　人）	年　月　日 時　分～ 時　分	km ﾘｯﾄﾙ	
		（　人）	年　月　日 時　分～ 時　分	km ﾘｯﾄﾙ	
		（　人）	年　月　日 時　分～ 時　分	km ﾘｯﾄﾙ	
		（　人）	年　月　日 時　分～ 時　分	km ﾘｯﾄﾙ	

【様式10-10】配車車両輸送記録

配車車両輸送記録　　（　／　）

記入責任者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

年 月 日	配車先	輸送区間		使用車両		輸送担当者	金 額	備 考	記入者
		区 間	距 離	種 類	台数				
年 月 日			km		台		円		
年 月 日			km		台		円		
年 月 日			km		台		円		
年 月 日			km		台		円		
年 月 日			km		台		円		
年 月 日			km		台		円		
年 月 日			km		台		円		
年 月 日			km		台		円		
年 月 日			km		台		円		
年 月 日			km		台		円		
年 月 日			km		台		円		
年 月 日			km		台		円		
年 月 日			km		台		円		
年 月 日			km		台		円		
年 月 日			km		台		円		
年 月 日			km		台		円		
年 月 日			km		台		円		
年 月 日			km		台		円		
年 月 日			km		台		円		
年 月 日			km		台		円		
年 月 日			km		台		円		
年 月 日			km		台		円		
年 月 日			km		台		円		
年 月 日			km		台		円		
年 月 日			km		台		円		
年 月 日			km		台		円		

注１　備考欄は、救助の種類または用途を記入する。

２　市の車両については、輸送担当者欄に車両番号を記入する。

３　使用車両は、有無償を問わず記入し、借上料は金額欄に記入する。

【様式10-11】配車車両燃料および消耗品受払簿

配車車両燃料および消耗品受払簿　　（　／　）

1．救助事務（　　）　　2．本部事務（　　）

品名		・単位 ・呼称	

記入責任者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日	摘　　要	受	払	残	備　　考
年　月　日					
年　月　日					
年　月　日					

【様式10-12】配車車両修繕記録

配車車両修繕記録　　（　／　）

１．救助事務（　　）　　２．本部事務（　　）

記入責任者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

故障車両		故障年月日	故障場所	故障の概要	修繕年月日	修繕費（円）	備考
番号	所有者						

注１　救助事務と本部事務と区分して作成する。

２　故障の概要欄は、故障の経過、原因および故障箇所を記入する。

第１１章　生活再建対策

【様式11-1】罹災証明(被災届出)申請書

罹　災　証　明（被災届出）　申　請　書

年　　月　　日

青　梅　市　長　殿

住　所

氏　名　　印

電話番号

　　年　　月　　日の　　により、下記のとおり被害を受けましたので証明願います。

記

１　被害を受けた年月日

２　被害の状況

（１）被害のあった所在地

　　青梅市　　丁目　　番地

（２）被害の内容

以　　上

【様式11-2】罹災証明書

（整理番号）

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
（追加記載事項欄①）	

罹災原因	年　月　日の　による

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	□全壊 □大規模半壊 □中規模半壊 □半壊 □準半壊 □準半壊に至らない（一部損壊）
（追加記載事項欄②）	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

（追加記載事項欄③）	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　月　日

○○市町村長

【様式11-3】被災証明書

被　災　証　明　書

年　月　日

被災者住所	
被災者氏名	
追加記載事項①	

被災原因	

被災建物の所在地	
建物の被害の程度	
追加記載事項②	

追加記載事項③	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　月　日

【様式11-4】被災届出受理証

被災届出受理証

年 月 日

住　所		
氏　名		
被災状況	災害の原因	による
	被災場所	
	被災物件	
特記事項		

被災程度	被災内容	
	その他	
備考		

上記のとおり 被災の状況を受理したことを証明する。

年 月 日

【様式11-5】し尿の収集･処理記録

し尿の収集・処理記録

年　月　日	収　集　先	収 集 量	処　理　方　法	備　考

【様式11-6】ごみの収集・処理記録

ごみの収集・処理記録

年　月　日	収　集　先	収　集　量	処　理　方　法	備　考

注　備考欄は、直営・委託の別等を記入する。

【様式11-7】障害物除去の記録

障害物除去の記録

年　月　日	区　分	場　　所	除去方法・除去に要した経費	備　　考
	住宅関係 ・ 道路関係			
	住宅関係 ・ 道路関係			
	住宅関係 ・ 道路関係			
	住宅関係 ・ 道路関係			
	住宅関係 ・ 道路関係			
	住宅関係 ・ 道路関係			
	住宅関係 ・ 道路関係			
	住宅関係 ・ 道路関係			

注　備考欄は、除去した障害物の処理方法等を記入する。

【様式11-8】救助の実施記録日計票

救助の実施記録日計票

救 助 の 実 施 記 録 日 計 票

救助の種類				
	避難所	炊出し等	飲料水	生活必需品
	医療救護	助産	仮設住宅	住宅修理
	救護班	学用品等	死体捜索	死体処理
	本部班	死体埋葬	障害物除去	輸送
	労務供給			

青　梅　市

責任者氏名　　印

No.　　月　日　時　分

員数（世帯）	
品目（数量・金額）	
受入先	
払出先	
場所	
方法	
記事	

【様式11-9】救助日報

救 助 日 報

報告機関				受信機関			
送信者				受信者			
報告時限	年 月 日 時現在			受信時間	年 月 日 時現在		
避難場所開設	開設期間	開設日時	日 時	被服寝具生活必需品給与	都より受入又は前日よりの繰越量		点
		閉鎖予定日	月 日		本日支給	全壊（焼） 世帯数 流失 世帯数	（ ）世帯 点
	既存建物	箇所数	箇所			半壊半焼 世帯数 床上浸水 世帯数	（ ）世帯 点
		収容人員	人		翌日への繰越量		点
	野外仮設	箇所数	箇所				
		収容人員	人				
炊出し	炊出期間	開始月日	月 日	医療・助産救助	医療班	医療班出動数	ケ班
		終了予定日	月 日			救助地区	
	炊出し箇所数		箇所			診療者数 医療	人
	救出人員	朝	人			診療者数 助産	人
		昼	人		医療機関	医療 施設数	ケ所
		夜	人			医療 診療人員	人
		計	人			助産 施設数	ケ所
	供給人員		人		救助終了予定月日		月 日
	供給水量		ℓ	被災者救出	救出地区		
	給水期間	開始月日	月 日		救助した人員		人
		終了予定日	月 日		今後救出を要する人員		人
	給水方法				救出終了予定月日		月 日
					救出の方法		

学用品支給	都より受入又は前日よりの繰越量			死体の処理	死亡原因別人員		体
	小学生	全壊（焼）世帯	（　）人　点		死体処理	死体洗浄	体
		半壊（焼）世帯 床上浸水世帯	（　）人　点			死体縫合	体
	中学生	全壊（焼）世帯	（　）人　点			死体消毒	体
		半壊（焼）世帯 床上浸水世帯	（　）人　点		死体保存	既存建物利用	ケ所
	高校生	全壊（焼）世帯	（　）人　点			仮設建物	ケ所
		半壊（焼）世帯 床上浸水世帯	（　）人　点		死体処理機関		
	翌日への繰越量		点		今後処理を要する死体		体
					死体処理終了予定月日		月　日
埋葬	前日までの埋葬		体	障害物の除去	要障害物除去戸数		戸
	本日埋葬	大人	体		本日除去した戸数	(計戸)	戸
		小人	体		今後除去する戸数		戸
		計	体		除去終了予定月日		月　日
	翌日以降の要埋葬数		体	輸送	公用車使用		台
	埋葬終了予定月日		月　日		借上車使用		台
死体の捜索	捜索地区				救助の種類		
	死体	捜索を要する死体	体	人夫	人夫雇上げ数		
		本日発見死体	体		従事作業		
		今後の要捜索死体	体		その他		
	捜索の方法			備考			
	捜索終了予定月日		月　日				
仮設住宅	着工月日		戸　月　日				
	竣工月日		戸　月　日				
住宅修理	着工月日		戸　月　日				
	竣工月日		戸　月　日				

【様式11-10】災害救助法に基づく救助措置および救助費報告

災害救助法に基づく救助措置および救助費報告

報告主管局	項　　目	救　助　措　置	救助費(千円)
福 祉 局	避 難 所	カ所・　　人	
住宅政策本部	応急仮設住宅	戸	
福 祉 局	炊 出 し	カ所・　　人	
水 道 局	飲 料 水	人	
福 祉 局	被服寝具等	全壊・流失　　半壊・床上 世帯　　世帯	
保健医療局	医　　療	救護班　病院診療所　診療人員 班　　カ所　　人	
	助　　産	カ所・　　人	
総 務 局	救　　出	人	
住宅政策本部	住宅の修理	戸	
教 育 庁	学 用 品	教科書：小学生　人／中学生　人 学用品：小学生　人／中学生　人	
建 設 局	埋　　葬	大人　体　小人　体	
総 務 局	死体捜索		
保健医療局	死体の処理	洗浄　消毒　保存　検案 体　体　体　体	
建 設 局	障害物の除去	戸	
各　　局	輸　　送	人	
	作業員		
	法第34条の補償		
	事 務 費		

(注)項目ごとに、毎日正午までに前日分を取りまとめて報告すること。

【様式11-11】住宅応急修理記録簿

様式12

住宅応急修理記録簿

				市町村名	
整理番号	世帯主氏名	応急修理期間	実支出額	応急修理箇所概要	摘要
		月 日～ 月 日	円		
	計 世帯				

（注）1　実施に際し、複数の業者が施工した場合にはその旨を備考欄に記入すること。

【様式11-12】応急仮設住宅台帳

応急仮設住宅台帳

応急仮設住宅番号	住　　所	世帯主氏名	家族数	入居年月日	敷地区分	摘　　要

注１　設置場所を明らかにした図面を添付する。
　２　住所欄は、罹災前の住所を記入する。
　３　敷地区分欄は、公私有別、有無償を明らかにし、有償の場合は借地料も記入する。
　４　摘要欄は、入居後における経過を付記する。

【様式11-13】臨時雇上作業員勤務状況表

臨時雇上作業員勤務状況表

住所	氏名	年齢	単価	月分				基本賃金		割増賃金		計	受領印	備考
				日	日	日	日	日数	金額	時間	金額			
									(円)		(円)	(円)		
合計	名													

上記のとおり勤務したことを証明する。

年　月　日

部　課長　氏名　印

注　救助事務の種別ごとに作成すること。

【様式11-14】労務者調達要請書

労務者調達要請書

年　　月　　日

労 務 者 調 達 要 請 書

部　　課長

労務者を必要とする理由	
作　業　の　内　容	
従　事　場　所	
労　務　の　種　別	
就 労 予 定 期 間	
所　要　人　員	
備　　考	

青梅市地域防災計画（令和６年度修正）様式編

令和6年8月発行

編集・発行　青 梅 市 防 災 会 議
（青梅市防災会議事務局）
青梅市市民安全部防災課
（〒198-8701）東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1
電話0428（22）1111